文化的景観

「小菅の里」

2014年3月

長野県飯山市教育委員会

小菅集落全景（冬）

小菅集落全景（春）

集落の石垣

カイドから妙高をみる

柱松が立つ講堂庭

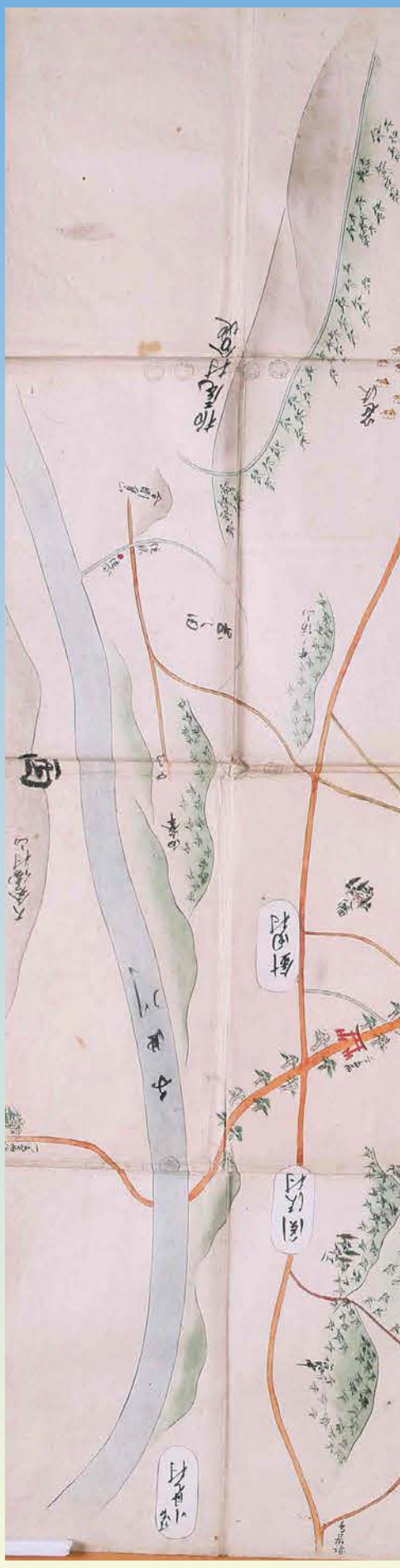

延享３年小菅山元隆寺絵図（小菅区蔵）

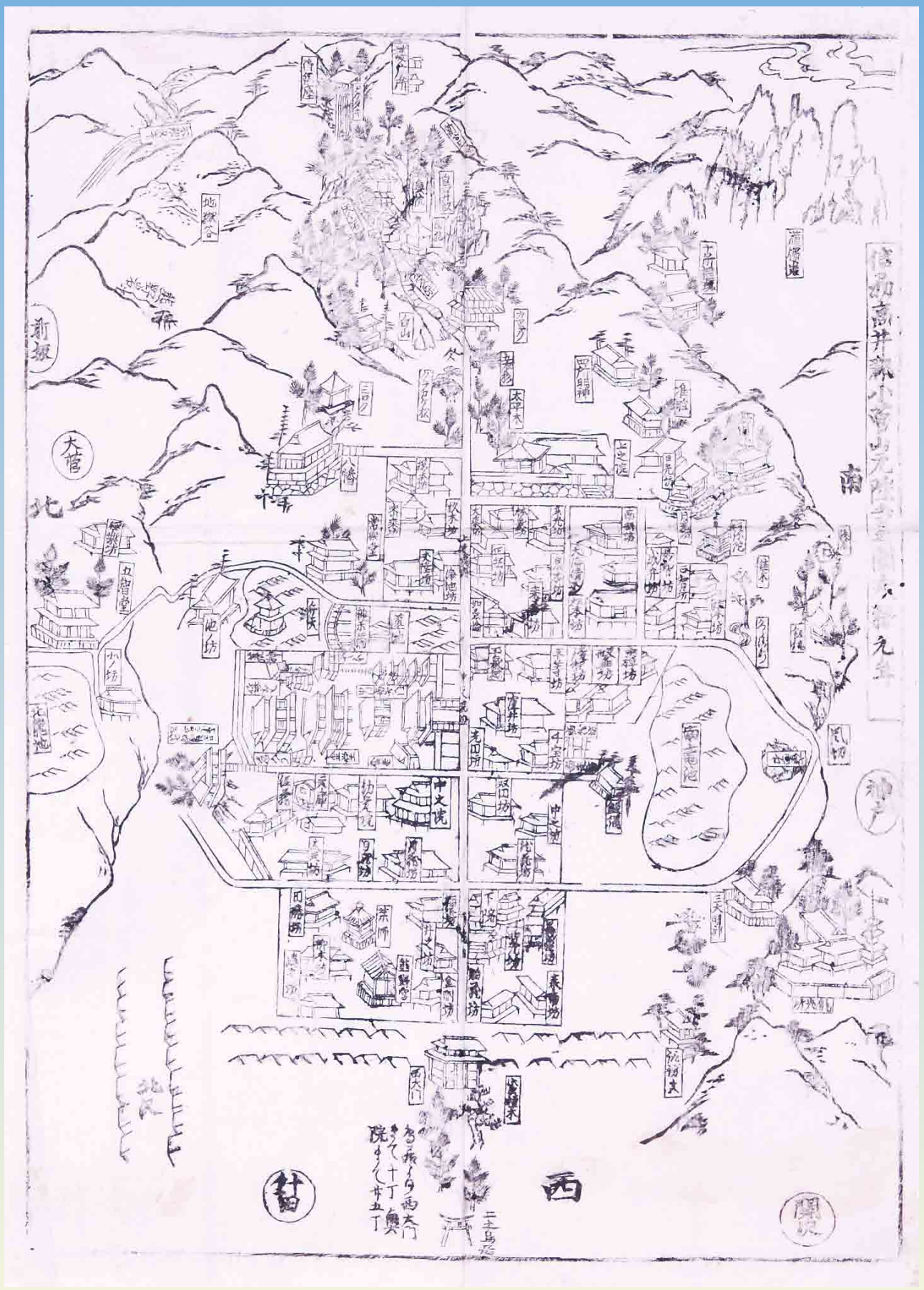

信州高井郡小菅山元隆寺之図　永禄九年

文化的景観
「小菅の里」

例　言

1．本書は、長野県飯山市大字瑞穂小菅の文化的景観推進事業の保存調査報告書、保存計画書である。

2．事業は飯山市教育委員会が主体となり、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて国庫補助事業の適用を受けて実施した。

3．調査体制は以下のとおりである。

小菅の文化的景観保存計画策定委員会

委　員　笹本　正治（信州大学副学長・地域戦略センター長）
佐々木邦博（信州大学農学部教授）
土本　俊和（信州大学工学部教授）
井田　秀行（信州大学教育学部准教授）
梅干野成央（信州大学工学部助教）
大塚　　勉（信州大学全学教育機構教授）
浅倉　有子（上越教育大学大学院学校教育研究科教授）
眞島　一徳（小菅区住民代表・小菅区長（H25.1 ～ 12））
鷲尾　恒久（小菅区住民代表・小菅区長（H25.1 ～））
望月　　武（小菅区住民代表）

指　導　鈴木　地平（文化庁記念物課文化的景観部門技官）
遠藤　公洋（長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事）

事務局　長瀬　　哲（飯山市教育長）
森　　勝（飯山市教育部長）
望月　静雄（飯山市教育委員会学習支援課長）
月岡伸太郎（飯山市教育委員会学習支援課文化振興係長）
栗岩ゆかり（飯山市教育委員会学習支援課文化振興係副主幹）
丑山　直美（飯山市教育委員会学習支援課文化振興係学芸員）

4．本書の執筆は分担しておこない、執筆者は目次に記した。編集は飯山市教育委員会学習支援課文化振興係が行なった。なお､各執筆者により注等については統一されていない部分がある。

5．本文中で用いた古文書目録番号は仮番号である。

6．本文中で用いた用語は、地元で使われている呼び方で名記している。

7．調査から本報告書作成おいては信州大学・上越教育大学の全面的な支援を得て実施した。また、國學院大學深澤太郎助教にも玉稿をいただくことができた。また、下記の機関・諸氏からご指導を賜った。記して厚く御礼申し上げる（順不同・敬称略)。

橋本悟史・金山久徳・長井友紀（信州大学農学部造園学研究室)・原田佳一（信州大学教育学部技術補佐員)・北原拓真・小谷一央・樋田洋介・春名昌明・渡邉真美・山浦攻（信州大学教育学部井田研究室)・関谷恭子・井野端圭介・綾孝秀・太田文哉（上越教育大学大学院学校教育研究科)・望月誠（長野女子高等学校)・北澤宏明（國學院大學大学院文学研究科)・福原圭一（上越市古文書センター)・福島正樹（長野県立歴史館)・原田和彦・宮澤崇士・小森明里（長野市立博物館)･小山丈夫（いいづな歴史ふれあい館)･佐藤慎（妙高市教育委員会)小菅区・神戸区・関沢区・針田区・瑞穂地区区長会・鷲尾隆男（小菅神社宮司)・真島信幸（マジマ荘)・吉原年一・瀧澤三郎

8．本報告書に関わるデータは飯山市教育委員会で保存している。

目　次

第Ⅰ部　調査編

第１章　小菅をとりまく環境

第１節　位置と調査範囲……丑山　直美… 11
第２節　社会的環境
　１．人口の変化……丑山　直美… 14
　２．就業・産業構造……丑山　直美… 15
第３節　自然
　１．地形・地質……大塚　勉… 16
　２．気候……丑山　直美… 26
　３．現存植生……井田　秀行… 27
　４．災害……大塚　勉… 29
第４節　小菅地域の歴史
　１．遺跡・遺物からみた原始・古代……望月　静雄… 30
　２．文献史料からみた元隆寺を中心とした歴史……笹本　正治… 34
第５節　小菅の四季と人々の営み……望月　静雄… 42

第２章　小菅の文化的景観

第１節　霊場としての小菅
　１．大聖院と修験……笹本　正治… 45
　２．里宮と祇園……笹本　正治… 49
　３．遺構からみた霊場空間……遠藤　公洋… 55
　４．霊場空間と石造物……遠藤　公洋… 69
　５．日市と市店……梅干野成央・土本　俊和… 77
第２節　植生景観
　１．小菅地区を特徴づける植生景観……井田　秀行… 88
　２．形成された景観……佐々木邦博・橋本　悟史… 97
　３．建造物からみた過去の植生景観……梅干野成央・井田　秀行・土本　俊和… 101
第３節　農業と灌漑から見た小菅
　１．水路網の全体像……佐々木邦博・橋本　悟史… 111
　２．土地利用……佐々木邦博・橋本　悟史… 117
　３．用排水の体系……佐々木邦博・橋本　悟史… 120
第４節　集落の景観
　１．集落域を構成する石積み……望月　静雄… 123
　２．民家……梅干野成央・土本　俊和… 129
　３．社寺……梅干野成央・土本　俊和… 136

４．仮設構築物……梅干野成央・土本　俊和… 146
５．集落の水廻し……佐々木邦博・橋本　悟史… 157
第５節　災害と景観
１．北竜湖断層がもたらした景観……大塚　　勉… 161
２．北竜湖の決壊……遠藤　公洋… 162
第６節　小菅の空間構成
１．地形・地質がもたらす小菅の空間構成……遠藤　公洋… 165
２．小菅のムラとカミ……遠藤　公洋… 166
３．谷ごとの役割分担……遠藤　公洋… 177
４．峠と道～小菅という「場」の成立……遠藤　公洋… 179

第３章　集落の形成と変遷

第１節　近世小菅の成立：17 世紀の小菅
１．中世の村から近世の村へ - 検地と村落の姿……浅倉　有子… 183
２．水利の整備と新田開発……浅倉　有子… 186
３．年貢と特産物……浅倉　有子… 187
第２節　近世小菅の展開：18 ～ 19 世紀の小菅
１．村の姿……浅倉　有子… 191
２．土地と年貢……浅倉　有子… 191
３．山野の利用……浅倉　有子… 192
４．生業と流通……浅倉　有子… 193
第３節　信仰と祭礼
１．小菅山伝来の聖教……深澤　太郎… 194
２．近世の信仰……浅倉　有子… 198
３．日市と祭礼……浅倉　有子… 199
第４節　谷の内部の変化と役割分担～霊場から村へ……遠藤　公洋… 202
第５節　農地・山野・水をめぐる営み
１．山野の利用と管理……佐々木邦博・橋本　悟史… 205
２．用水・ため池の利用と管理……佐々木邦博・橋本　悟史… 209
３．農地・山野と家畜（馬）……佐々木邦博・橋本　悟史… 211
第６節　小菅らしさを形成する営み
１．コミュニティの変化……丑山　直美… 215
２．共同作業（オテンマ）……丑山　直美… 215
３．小菅のしきたり……丑山　直美… 216

第４章　小菅の景観認知

第１節　史資料からみる小菅
１．中世的史料（願文・絵図・縁起）から読み解く景観認知……遠藤　公洋… 220

２．近世史料から浮かび上がる景観認知……遠藤　公洋… 222
３．史料から読み解く近代の景観認知……遠藤　公洋… 223
４．来訪者がみた小菅……遠藤　公洋… 223
５．山に対する景観認知……遠藤　公洋… 224
第２節　住民がみた小菅……丑山　直美… 227

第５章　小菅の文化的景観の価値

第１節　文化的景観の本質的価値
１．小菅をとりまく環境と景観……遠藤　公洋… 229
２．小菅の生活・生業と景観……遠藤　公洋… 230
第２節　文化的景観を構成する要素
１．文化的景観小菅の構成要素を絞り込む……遠藤　公洋… 234
２．文化的景観小菅の景観単位……遠藤　公洋… 236
３．文化的景観小菅を構成する特に重要な要素……遠藤　公洋… 238
第３節　現在の課題
１．小菅の文化的景観の何を守るべきか……遠藤　公洋… 239
２．小菅の文化的景観を守るための課題は何か……遠藤　公洋… 241
３．文化的景観小菅の未来……遠藤　公洋… 242

第Ⅱ部　保存計画編

第１章　文化的景観の保存に向けて　飯山市教育委員会

第１節　文化的景観の価値…… 247
第２節　文化的景観の価値および範囲…… 248
第３節　基本方針
１．保存管理の基本方針 …… 249
２．整備活用の基本方針 …… 249
３．管理運営の基本方針 …… 250

第２章　文化的景観を守るために

第１節　土地利用規正法令等による規制…… 251
第２節　景観法に基づく景観計画による規制…… 252
第３節　小菅の里景観形成住民協定による規制…… 256
第４節　重要文化的景観の形成基準…… 258
第５節　重要文化的景観の現状変更の取扱い基準…… 259
第６節　文化的景観における重要な構成要素…… 260

第３章　文化的景観を活かすために

第１節　整備活用の考え方…… 321
第２節　整備・活用計画
　１．整備の方針 …… 321
　２．活用の方針 …… 321

第４章　文化的景観を受け継ぐために

第１節　運営・運用体制の考え方…… 322
第２節　住民の役割…… 322
第３節　行政の役割…… 322
第４節　文化的景観の運用体制…… 322

[資　料]

１　小菅植生データ……井田　秀行… 327
２　小菅古文書目録…… 344

第Ⅰ部　調査編

第１章　小菅をとりまく環境
第２章　小菅の文化的景観
第３章　集落の形成と変遷
第４章　小菅の景観認知
第５章　小菅の文化的景観の価値

第１章　小菅をとりまく環境

第１節　位置と調査範囲

（１）位置

飯山市は長野県の最北端に位置する。県内で最も低い千曲川沖積地に広がる飯山盆地を中心に東西 23.1㎞、南北 25.2㎞の南北に長い地形をもち、総面積は 202.32㎢を測る。市の東縁を南から北東に向かって千曲川が流れており、大半の地域は千曲川左岸側に沿って細長く分布する。
盆地の西縁には斑尾山（1381.8 m）、そして黒岩山（938.6 m）、鍋倉山（1288.8 m）等の比較的低い関田山脈によって画され、盆地の東縁は毛無山（1649.8 m）の三国山脈の支脈と断層構造線に沿った急峻な山地で画される。

小菅集落は、飯山市大字瑞穂に位置する。瑞穂地区は飯山盆地東縁の山麓および千曲川河岸に面した段丘・丘陵上に位置している。南側は下高井郡木島平村、北側は下高井郡野沢温泉村に接している。

小菅集落は小菅山（1020 m）の麓に広がる。集落の中心は標高約 500 mで、千曲川河岸より約 150 mから 200 m高位に立地している。小菅集落とその南北両側の山の接点は凹地となっており、その中央の台地状となったところに集落が形成されている。眼下に千曲川、遠く西側には関田山脈、さらにその西に聳える妙高山を望むことができる。

写真 1-1-1　小菅集落遠景

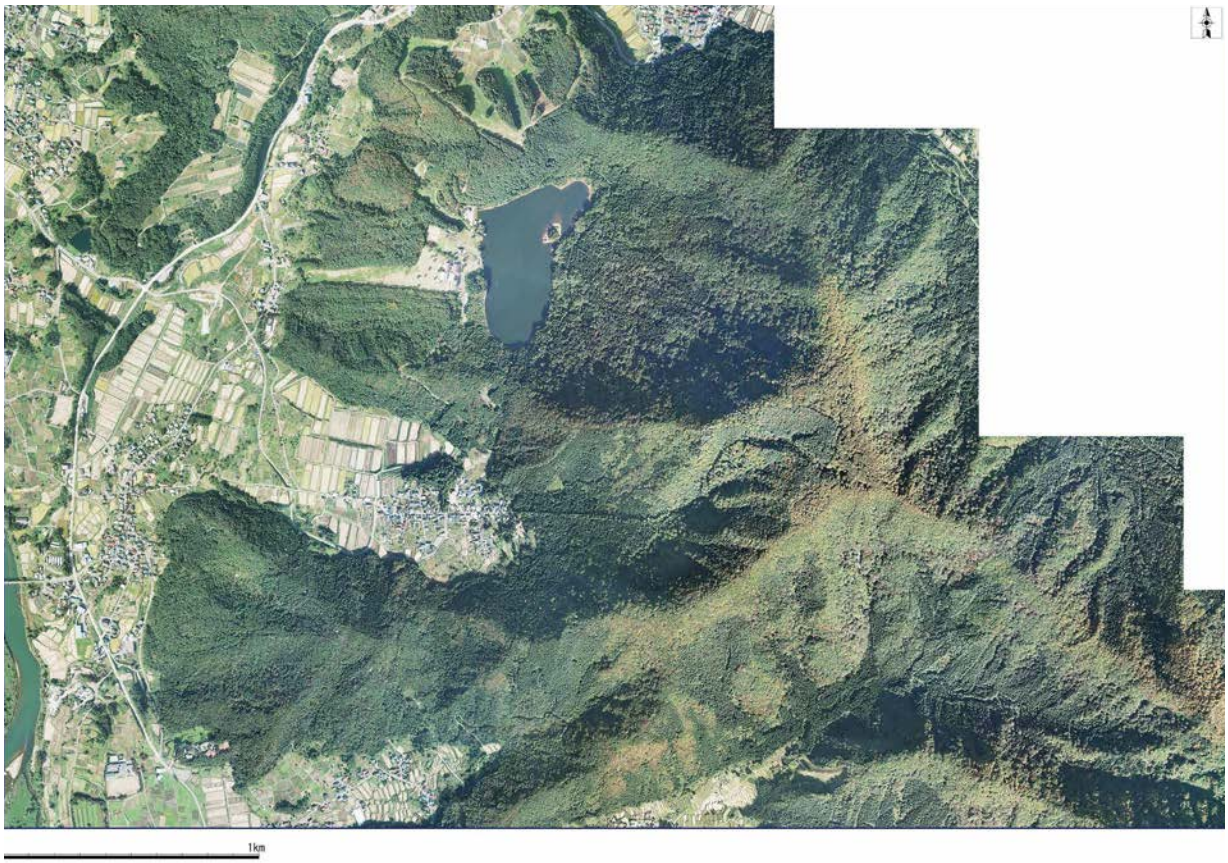

写真 1-1-2　小菅区周辺航空写真

写真 1-1-3　小菅集落全景

（２）調査範囲

小菅集落を中心に、南方に接する丘陵地のブナ林、集落南の桂池から尾根沿いに東方の伽耶吉利堂跡まで広がる参道南遺構群が確認された林、集落最北の浅葉野庵から尾根沿いに旧観音堂跡まで広がる参道北遺構群確認された林、小菅神社奥社本殿、小菅山尾根筋ブナ－キタゴヨウ群落、集落北方の北竜湖を調査した。また神戸地区の神戸のイチョウとその北方に広がる小菅山元隆寺一連の坊跡と推定される遺構群を調査した。

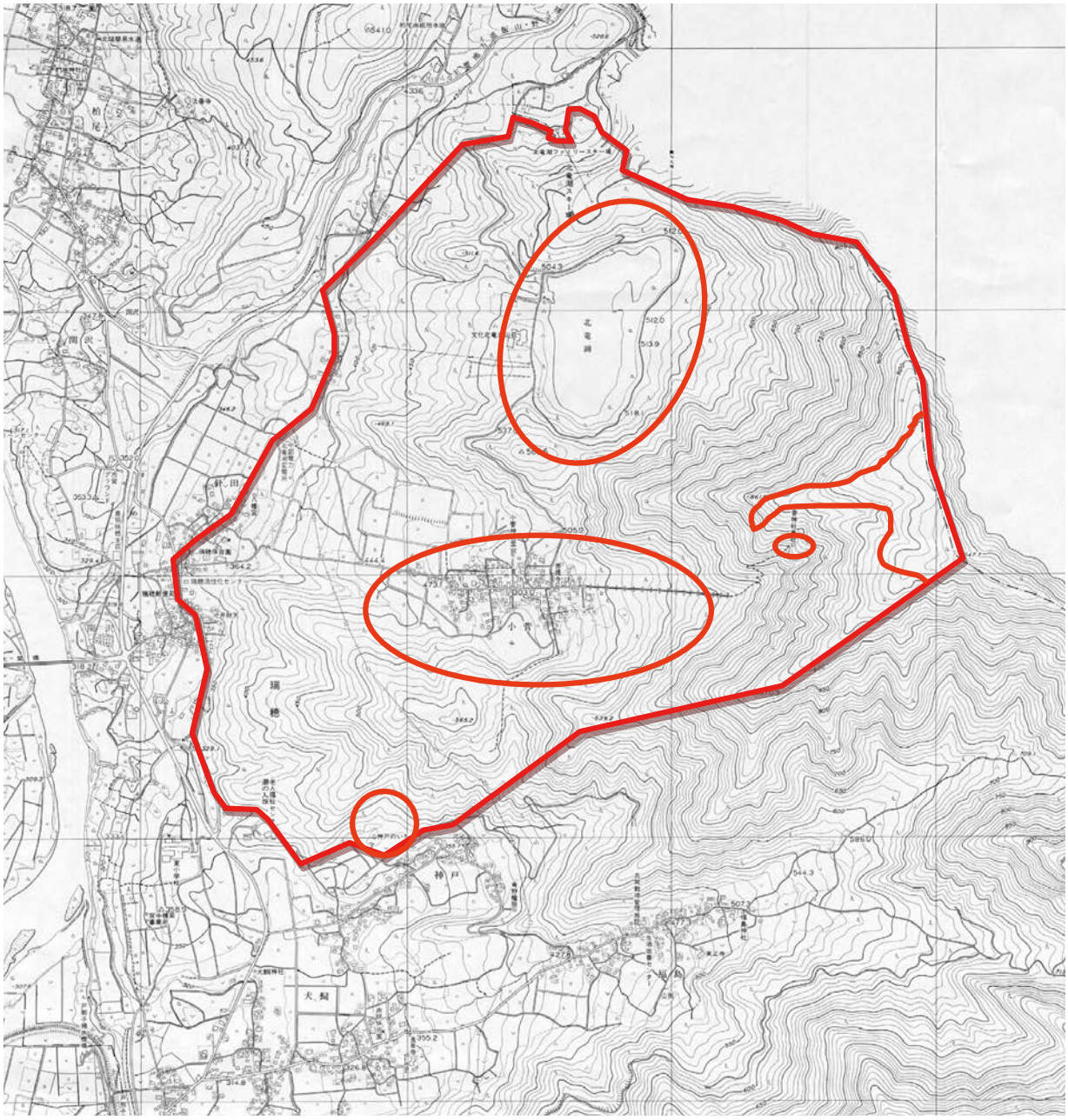

図 1-1-1　文化的景観調査範囲

第２節　社会的環境

１．人口の変化

小菅集落の人口の推移をみると、終戦後の昭和 25 年（1950）の総人口 556 人、世帯数 104 をピークに年々減少を続けている。高度経済成長の始まり昭和 35 年には人口 461 人でピーク時の 17.1％減であったが、終わりの昭和 45 年には 419 人で 30.8％減となっている。昭和 55 年（1980）前後は、終戦後出生者が勉学や就職のため転出したと考えられ、高齢化率が上昇する。以後、人口の高齢化、高齢小家族化、世帯数の減少が進行している。平成 2 年には人口 281 人となり、ピーク時のおよそ半分まで減少し、平成 22 年では 153 人で 72.5％減となった。

年齢構成の割合について、平成 17 年度の国勢調査では 15 歳未満人口 8.6％、15 ～ 64 歳人口 47.6％、65 歳以上が 43.8％となっているが、平成 22 年度では 15 歳未満が 5.9％、15 ～ 64 歳が 43.1％減、65 歳以上が 47.1％となり、少子高齢化の流れが続いている。

人口および世帯数の推移

年度	人口（人）	世帯数（戸）
昭和25年	556	104
昭和35年	461	100
昭和40年	419	98
昭和45年	385	97
昭和50年	341	94
昭和55年	340	89
昭和60年	309	85
平成2年	281	81
平成7年	260	79
平成12年	208	74
平成17年	185	69
平成22年	153	60

表 1-2-1-1

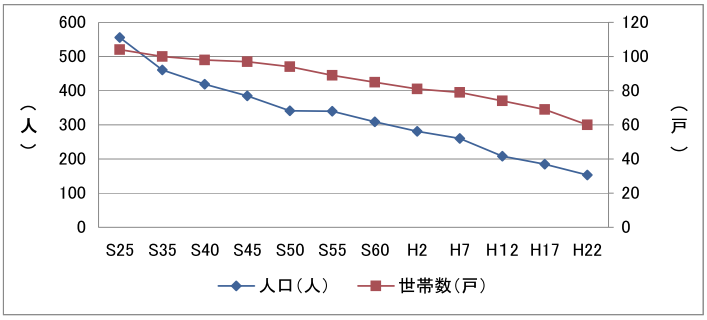

図 1-2-1-1

年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成12年	29	39	34
平成17年	38	26	36
平成22年	16	14	33

年度	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成12年	19	111	78
平成17年	16	88	81
平成22年	9	66	72

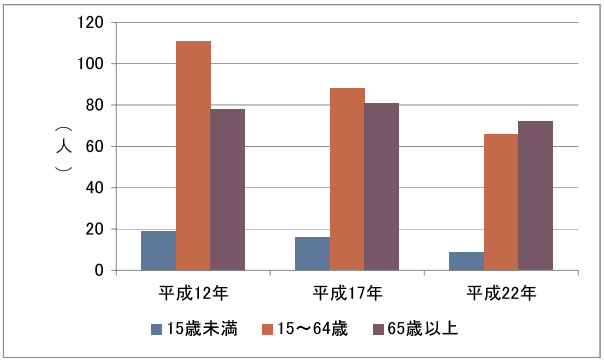

図 1-2-1-2　年齢別人口推移

2．就業・産業構造

平成 12 年(2000)、平成 17 年(2005)、平成 22 年(2010)の小菅集落の産業別の就業者数をみると、人口減少とも相まって減少を続けている。就業者数は平成 12 年の 105 人に対し、平成 22 年には 63 人となり、10 年の間で 60%の減少率となっている。

産業別に就業者の比率をみると、第 1 次産業、第 2 次産業人口は年々減少しているが、第 3 次産業の人口は平成 22 年では 52.4%となり、全体の半数を超えている。小菅における第 1 次産業は農業で、その就業者は平成 17 年では 38 人であったが、平成 22 年には 16 人となり、5 年間で 63%と急激に減少している。

年度	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能	
	(人)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
平成12年	105	29	27.6	39	37.1	34	32.4	3	2.9
平成17年	100	38	38.0	26	26.0	36	36.0		
平成22年	63	16	25.4	14	22.2	33	52.4		

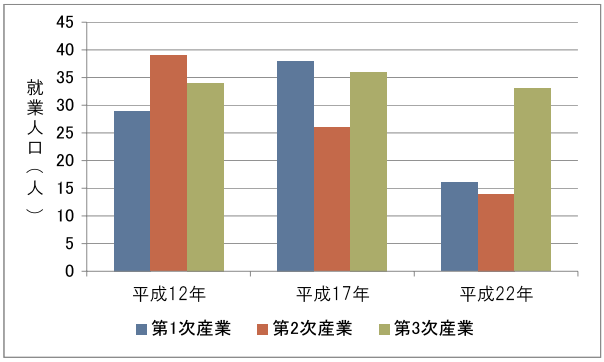

図表 1-2-2-1　産業別就業人口推移

年度	総数	専業農家数	第1種兼業農家	第2種兼業農家
平成12年	22	2	1	19
平成17年	16	2	2	12
平成22年	15	5	2	8

表 1-2-2-2　農家数の推移

第３節　自然

１．地形・地質

小菅の集落は、小菅東方の急傾斜地と千曲川流域の中間部の緩傾斜地に立地している。この地形は、東方の急傾斜地の山体崩壊と、小菅集落を南北に貫く活断層 - 北竜湖断層の活動の結果形成されたものである。ここでは、集落が形成された地形・地質環境について記述する。

（1）地形

地形

地形の詳細については、これまでに新編瑞穂村誌（1980）、飯水教育会（1989）、さらに飯山市誌自然環境編（1991）により記述されている。宮内・武田（2004）により、空中写真判読に基づいて詳細な変動地形解析が行われている。宮内・武田は小菅地区を含む千曲川右岸について、6の地形面を判別し、活断層の運動の結果、傾動していることを指摘している。

飯山市小菅集落は、千曲川右岸の緩斜面上に位置している（図 1-3-1-1）。飯山盆地北部では、千曲川は盆地の東寄りを北流している。千曲川の氾濫原の両岸には後背湿地と自然堤防が発達するが、小菅集落西方では千曲川の流路の東側に緩傾斜の丘陵が接している（図 1-3-1-2）。その丘陵の東側には針田集落を含む小規模な低地が存在し、この低地の東側には、やや急な斜面を介して、現在では水田として利用されている緩傾斜地が広がる（写真 1-3-1-1）。小菅集落は、この緩傾斜地の上部からやや勾配を増す斜面にかけて立地している。緩斜面の東側では谷地形を示す急峻な地形となり、小菅神社奥社はこの斜面上に位置している。

小菅集落が立地する緩斜面の南北両側には、ほぼ東から西へ延びる尾根が存在する。小菅集落中心部に近い南北両側の尾根上には、顕著な鞍部地形が存在する（図 1-3-1-2）。この鞍部地形は、北方の北竜湖、および南方の神戸集落への通行路として利用されている。

図 1-3-1-1　飯山盆地北部千曲川流域の地形

図 1-3-1-2　小菅を中心とした地域の地形　国土地理院 2 万 5000 分の 1 地形図「住郷」

写真 1-3-1-1　小菅集落西方の緩傾斜地　飯山盆地および長峰丘陵北部を望む

写真 1-3-1-2　南龍池跡

写真 1-3-1-3　蓮池

写真 1-3-1-4　小菅集落の小丘

写真 1-3-1-5　小丘上に立地する里宮

小菅集落が立地する緩斜面上には、南龍池跡（写真 1-3-1-2）および蓮池（写真 1-3-1-3）と呼ばれる沼沢が存在する。南龍池跡は湿地状で、ほとんど湛水域は認められない。蓮池は人為的に埋め立てられた結果、現在の湛水域は極めて小規模である。蓮池の西に隣接して比高約 10 mの小丘が存在し、そこには小菅神社里宮が立地する（写真 1-3-1-4・1-3-1-5）。

変動地形

小菅とその周辺の緩斜面の後背地には、空中写真の立体視に基づく地形判読により、河川の侵食によりやや開析が進んだ崩壊地が見いだされた（図 1-3-1-3）。

小菅集落の東側の山腹には、不明瞭ながら円弧を描く滑落崖が見いだされる。滑落崖上部の円弧の形状は比較的明瞭であるが、下部は浸食により開析されており、通常の谷地形に近い。小菅集落に隣接する北竜湖・神戸・福島地区においても、谷の源頭部の形状から滑落崖が存在すると判断される。

小菅の緩斜面は、後背の山体が崩壊することによってできた堆積物が作る地形である考えられる（図 1-3-1-4）。この崩壊による堆積物の前縁は局所的な急傾斜地を形成している。針田の集落は、この堆積物前縁部の急傾斜地直下に生じた湧水域に発達した。北竜湖・神戸・福島に発達する緩

図 1-3-1-3　小菅集落と周辺地域の空中写真および地形判読結果（国土地理院 1976 年撮影）
黄色の実線：山体崩壊の領域
黄色に塗色した領域：崩壊堆積物の分布範囲
赤の実線：活断層

図 1-3-1-4　崩壊堆積物の末端部に位置する針田集落
黄色の実線で領域が山体崩壊の領域を示す

斜面についても、同様の形成要因が考えられる。なお、この緩傾斜地が崩壊堆積物である地質学的証拠については後述する。

小菅集落の蓮池と南龍池跡は、緩斜面上に形成された低地である。空中写真の立体視の結果、野沢温泉村前坂から北竜湖、小菅北方の鞍部地形、蓮池、南龍池跡、小菅南方の鞍部地形を通過する明瞭なリニアメントが検出された。このリニアメント上に存在する蓮池と南龍池跡の凹地は、逆向き低断層崖の形成の結果であると判断される。

また、針田および笹沢地区と、西側を流れる千曲川との間に位置する丘陵の東側にも明瞭なリニアメントが認められ、小菅集落を通る活断層に平行な断層の存在を強く示唆している。

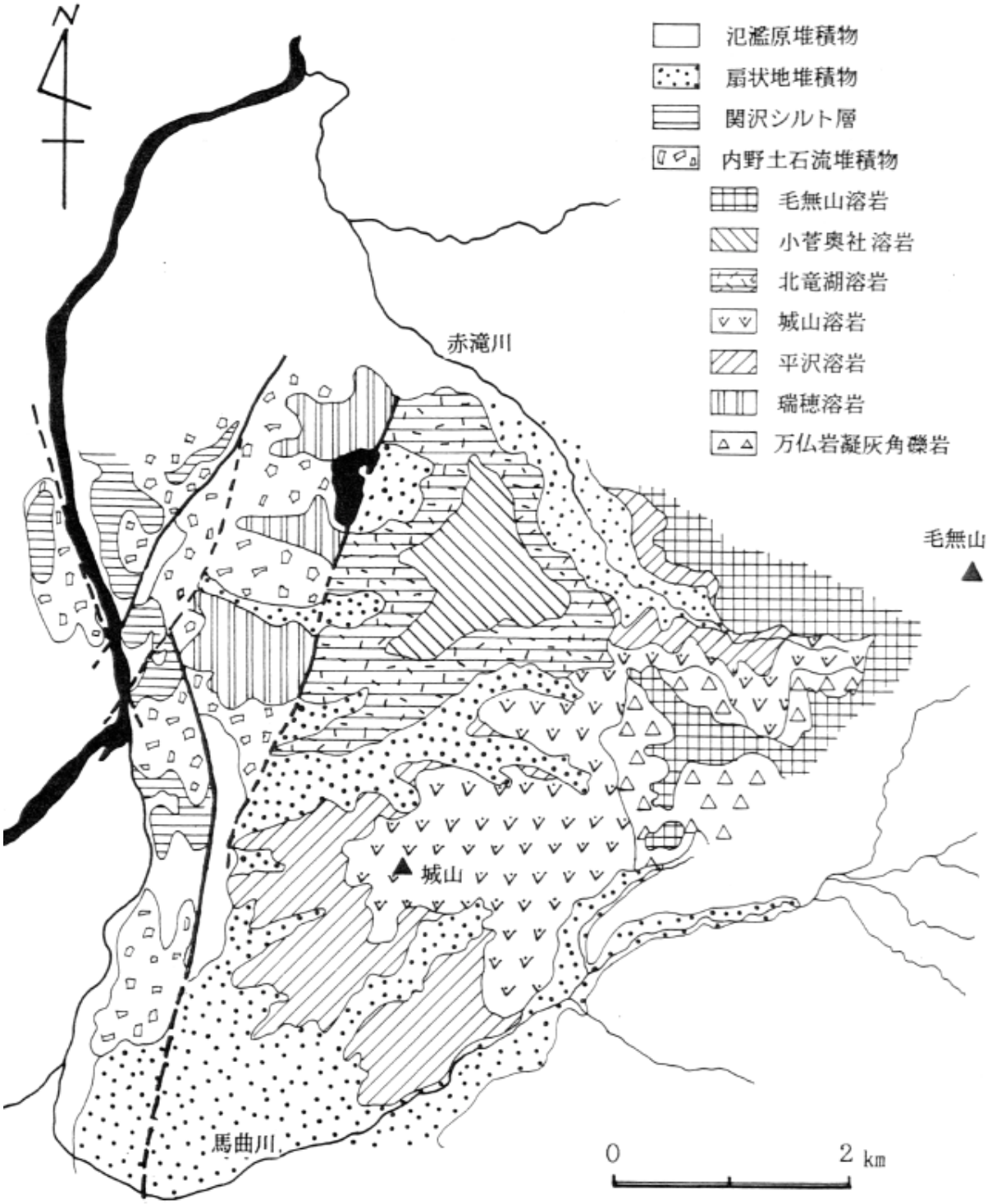

図 1-3-1-5　小菅を中心とした地域の地質図　飯水教育会（1989）より引用

（2）地質

小菅集落を含む地域の地質は、新編瑞穂村誌（1980）、飯水教育会（1989、図 1-3-1-5）、飯山市誌自然環境編（1991）、柳沢・金子・赤羽・粟田・釜井・土谷（2000）宮内・武田（2004）、新版長野県地質図作成委員会（清水・赤羽、2010）によって明らかにされている。小菅周辺地域おける地質のおもな構成要素は、古期のものから、万仏岩凝灰角礫岩（鮮新世）、瑞穂溶岩（更新世）、北竜湖溶岩（更新世）、小菅奥社溶岩（更新世）、内野土石流堆積物（更新世）である。

万仏岩凝灰角礫岩は福島東方の地形的高所に分布する地質体で、主として風化した玄武岩質安山岩を主体とした多孔質凝灰角礫岩からなる、この地域で最も古期の鮮新世の地質体と言われるが、不明な点が多い。

写真 1-3-1-6　北竜湖溶岩
小菅 - 北竜湖間の道路法面

写真 1-3-1-7　小菅奥社溶岩
奥社建物が接する
板状節理が発達する

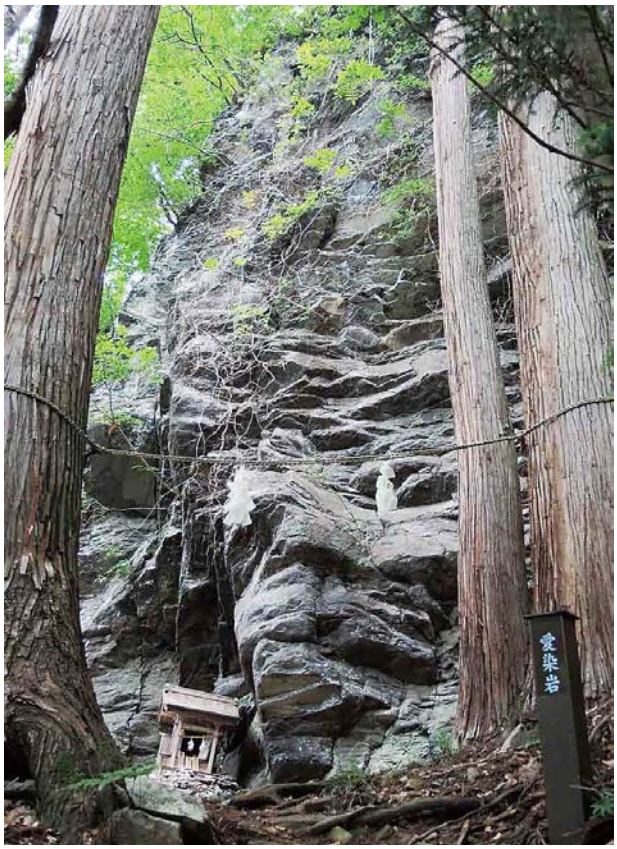

写真 1-3-1-8　小菅奥社溶岩　愛染岩
板状節理が発達する

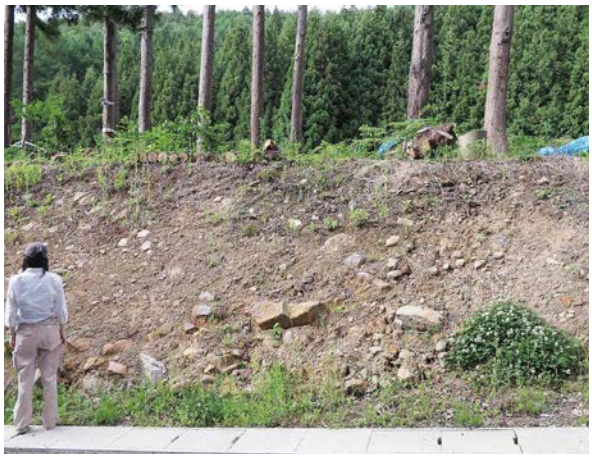

写真 1-3-1-9　内野土石流堆積物
里宮北方

写真 1-3-1-10　内野土石流堆積物
里宮北方

写真 1-3-1-11　内野土石流堆積物
里宮北方に露出する砂礫層

写真 1-3-1-12　内野土石流堆積物
小菅 - 針田間の道路改良工事（1996年）

写真 1-3-1-13　内野土石流堆積物
安山岩の巨礫
小菅 - 針田間の道路改良工事（1996 年）

写真 1-3-1-14　内野土石流堆積物
長径 4m に達する安山岩の巨礫
小菅 - 針田間の道路改良工事（1996 年）

瑞穂溶岩は北竜湖断層の西側に分布する普通輝石紫蘇輝石安山岩で、斜長石の斑晶が特徴的な岩石である。板状節理が発達することがある。

北竜湖溶岩（写真 1-3-1-6）は北竜湖周辺に露出する地質体で、斜長石の斑晶が目立つ普通輝石紫蘇輝石安山岩である。その上部には凝灰角礫岩を伴う。小菅付近では北竜湖断層以東に分布する。

小菅奥社溶岩（写真 1-3-1-7・1-3-1-8）は、奥社周辺の地形的高所に分布する普通輝石紫蘇輝石安山岩で、板状節理が発達する。小菅神社奥社に接して露出する岩石がこの小菅奥社溶岩である。北竜湖溶岩を不整合に覆う。

内野土石流堆積物

内野土石流堆積物は最大径 3.5 mに達する安山岩の巨礫サイズの角礫を含む未固結角礫層である（写真 1-3-1-9・1-3-1-10）。一般に礫はかなり新鮮で、非常に不淘汰である。礫は基質支持であることが多い。基質はシルト質砂およびシルトからなる。シルトは堆積構造を示さないことから、風化土壌が変質により粘土化したものであると考えられる。一部に葉理を示す砂層を伴うことがあり、局所的に流水によって運搬された砂が堆積する環境が形成されていたと考えられる（写真 1-3-1-11）。この砂層は蓮池西方に隣接する緩傾斜地の地表付近に限って見いだされているため、逆向き低断層崖によって形成された湛水域から流下した堆積物である可能性がある。

礫はおもに斜長石の斑晶が目立つ、灰色の安山岩からなり、板状節理が認められることがある。小菅周辺に分布する北竜湖溶岩あるいは小菅奥社溶岩に岩相上類似している。

1996 年（平成 13 年）、小菅の緩傾斜地下部において道路の改良工事が行われた際、多量の巨礫が内野土石流堆積物から現れた（写真 1-3-1-12 ～ 1-3-1-14）。そのサイズは最大径 4m に達しており、通常の河川による運搬の結果形成された扇状地堆積物とは考えにくい。また、この堆積物は土石流堆積物と呼ばれているが、山体崩壊の結果と考えられることから、この名称は堆積物の性質を表すものとは言いがたい。

小菅神社里宮は、比高約 10m の小丘上に立地している。この小丘は逆向き低断層崖に極めて近い場所に位置しているが、地形的に周囲から独立した形状をなし、連続した断層崖の一部を構成しているものではない。このため、断層に関連した地形であるとは考えにくい。

むしろ、里宮が立地する小丘は緩傾斜地の上に突出した地形であることから、山体崩壊の際に形成された流れ山である可能性が高い。なお、近隣の木島平村には、火山岩からなる高社山の山体崩壊の結果、大塚・平塚などの流れ山が形成されたことが知られており、類似した地質環境が千曲川右岸一帯に形成されていたことが考えられる。

千曲川右岸に隣接する丘陵には、関沢シルト層がこの内野土石流堆積物を不整合に覆っている。内野土石流堆積物の年代に関する証拠は得られていないが、関沢シルト層によって覆われることから、第四紀中期更新世と推定される。

活断層

空中写真の立体視により、小菅集落を通過する南北走向の断層 - 北竜湖断層の存在が推定される（図 1-3-1-3）。この断層に沿って、逆向き低断層崖が形成されており、活断層であると判断される。この低断層崖は、西方に傾斜する地形の中で局所的な凹地を形成することになり、南龍池跡や蓮池などの小規模な湛水域を形成することとなった。この断層のほか、針田西方の丘陵の東側にも

明瞭なリニアメントが認められ、小菅集落を通る活断層に平行な断層の存在が推定される。

小菅集落を含む飯山市は、信濃川活断層帯と呼ばれる活断層な密集する地帯に含まれている（図1-3-1-6・1-3-1-7）。宮内・武田（2004）は飯山盆地の活断層に関する研究の中で、両断層を活断層として認識し、前者を北竜湖断層、後者を重地原断層と呼んでいる（図1-3-1-8）。これらの断層は、信濃川活断層帯の断層を構成するものであり、西側に傾斜する断層面を有する活断層から分枝するものと解釈されている。

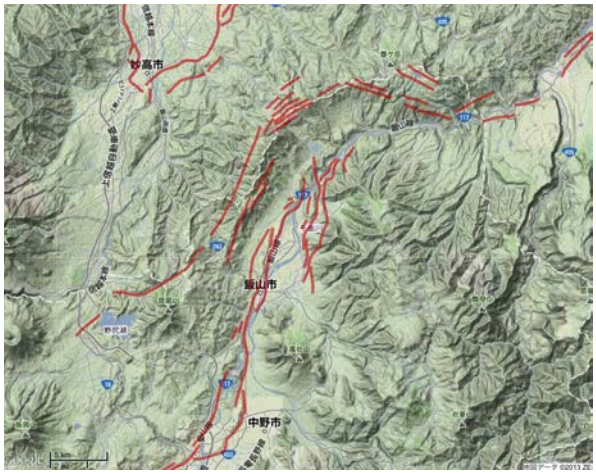

図 1-3-1-6　信濃川活断層帯
赤い実線が活断層を示す
（（独）産業技術総合研究所活断層データベースより引用）

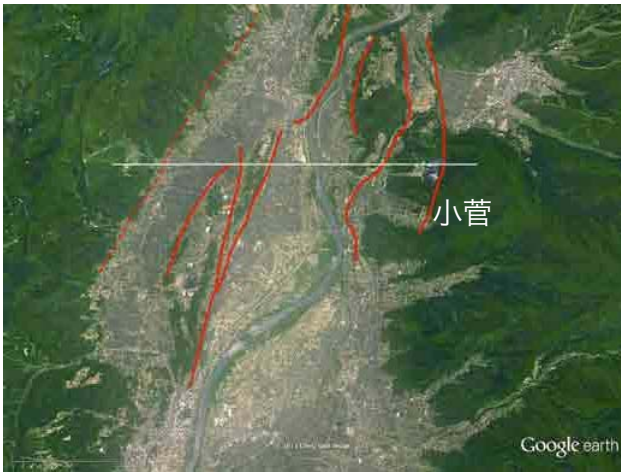

図 1-3-1-7　信濃川活断層帯
赤い実線が活断層を示す
白の直線は図 1-3-1-8 の断面図の位置を示す

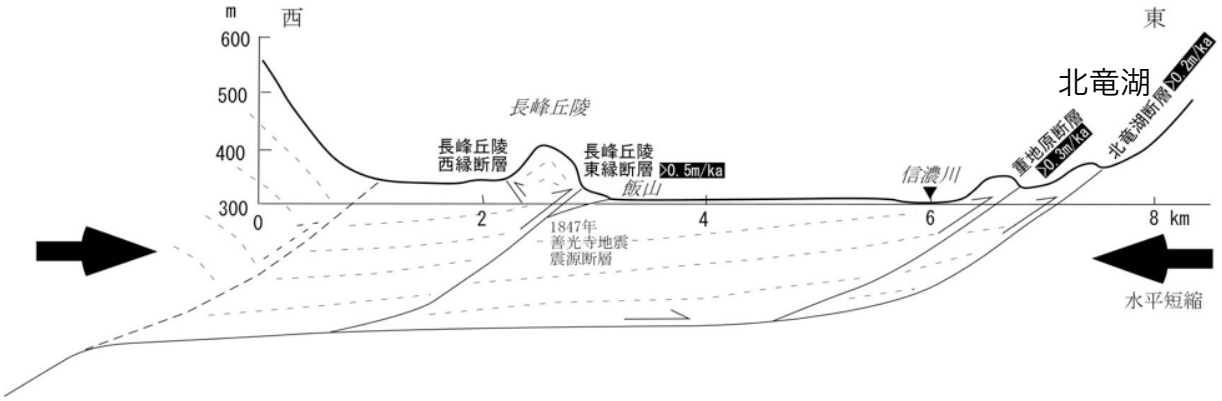

図 1-3-1-8　小菅を通り千曲川を横断する地質断面図
宮内・武田（2004）より引用

地質構造及び地形の形成

小菅の緩傾斜地は山体崩壊によって形成された地質体（内野土石流堆積物）である。その緩傾斜地には活断層（北竜湖断層）が通過しており、その活動によって南龍池跡や蓮池などの凹地が形成されている。地質構造および地形の形成の説明を以下に試みる。

逆断層である北竜湖断層の活動により、もともと不安定であった山地急斜面上に破砕帯や湛水域が形成された（図 1-3-1-9a）。湛水による地下水位の上昇により、地盤条件が不安定になっていた可能性がある。地震の際の震動によって山地斜面が大規模に崩壊した（図 1-3-1-9c）。崩壊は複数回生じた可能性もある。断層運動の繰り返しにより分離小丘が形成されて帯水域が生じ、南龍池跡・蓮池・北竜湖などの湖沼が形成された（図 1-3-1-9d）。

里宮の小丘は、急斜面を伴う地形を示すことから断層による分離小丘とは考えにくく、崩壊に伴う「流れ山」である可能性が高い。流れ山は、この付近では、高社山北側（木島平村）の崩壊に伴って形成された大塚・小塚・平塚などの例が知られている。

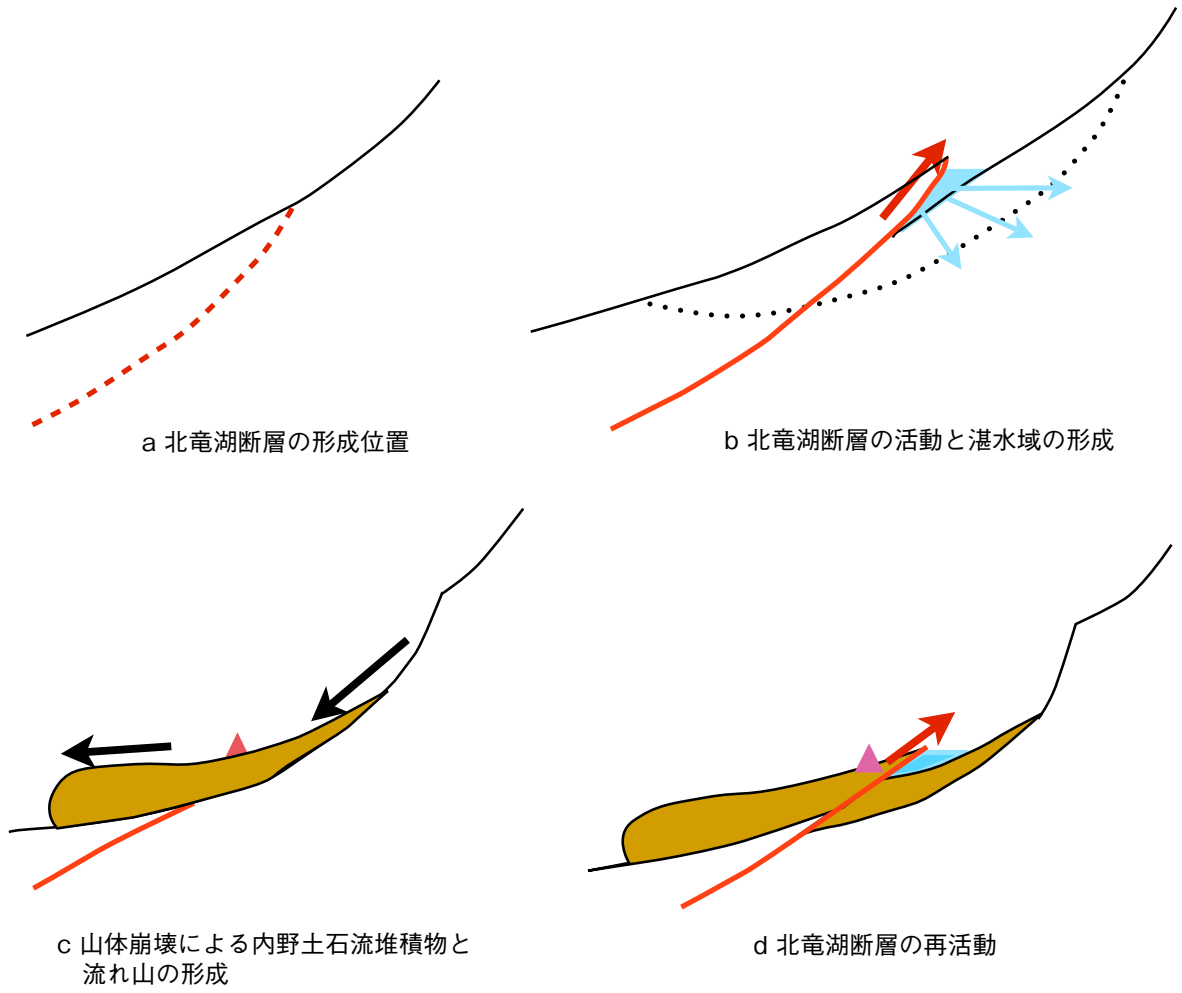

図 1-3-1-9　小菅の地質構造と地形の形成モデル

２．気候

飯山地方の気候は春から秋にかけては内陸盆地型気候である。冬季は日本海からの季節風が南西の斑尾山から北西の鍋倉山にかけて連なる関田山脈の影響によって上昇気流を生じるため、日本有数の豪雪地帯となっている。

年間平均気温は 11.4℃、年間降水量は 1,485㎜（平成 17 年 1 月～平成 21 年 12 月の平均）であり、最深積雪の平均は平地で 107cm、山間部では 270cm（平成 16 年 12 月～ 3 月～平成 20 年 12 月～ 3 月の平均）を上回り、一年のうち約 3 分の 1 の期間が雪に覆われ、特別豪雪地帯に指定されている。

小菅集落が位置する瑞穂地区は裏日本型気候も影響し、冬季の曇天日数や降雪日数が多い。おおよそ 2 m近くの積雪となり、市内でも積雪量が多い地域である。春から秋にかけては内陸盆地型気候が影響し、夏の日盛りは比較的高温になり、冬との寒暑の差が著しい盆地気候の特色をもっている。

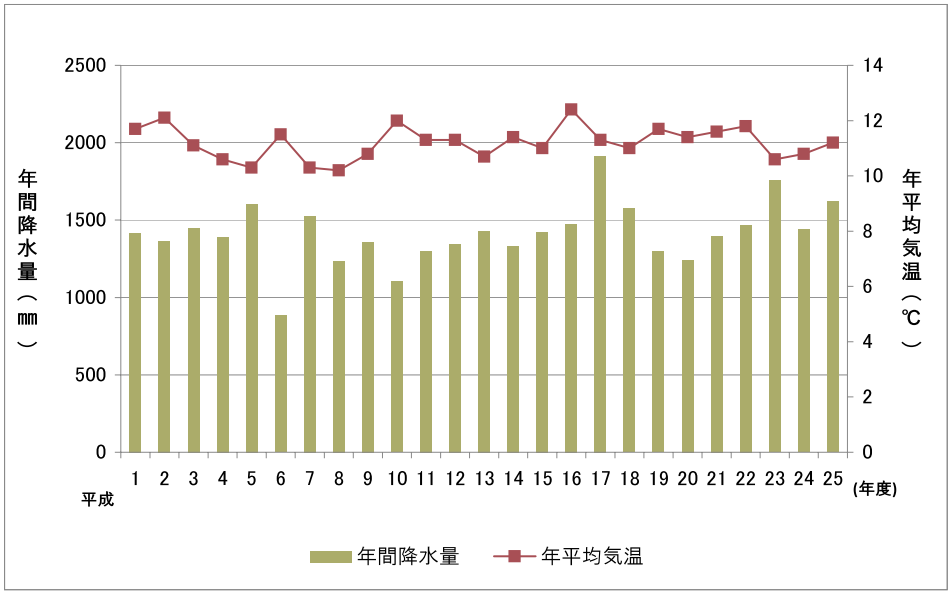

図 1-3-2-1　年別気象概況（飯山市）

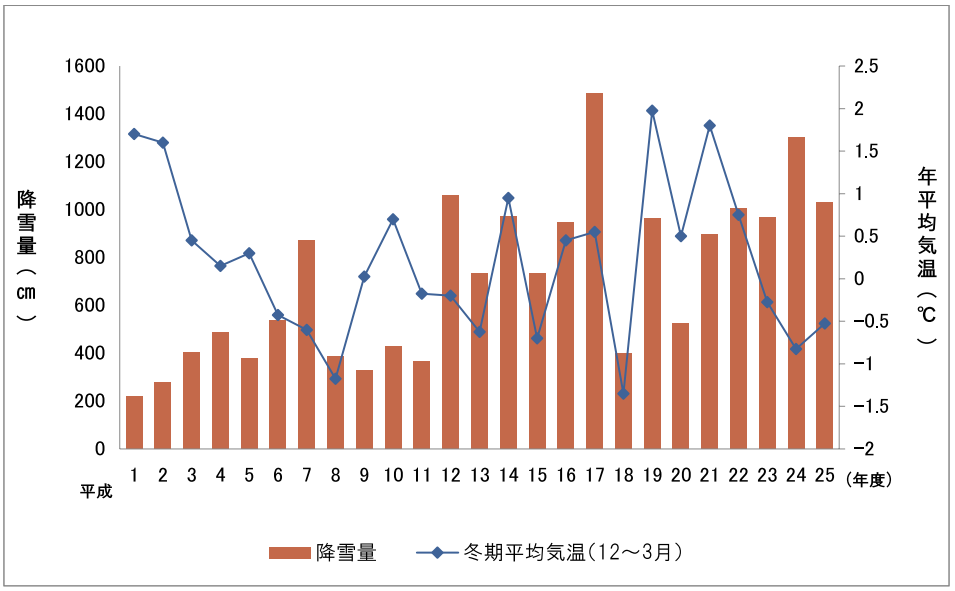

図 1-3-2-2　降雪量および冬期平均気温（飯山市）

３．現存植生

概況

小菅地区一帯は、人間による自然への影響を全て取り除くと、気温や降水量等の環境条件が一定ならば湿地、岩場、尾根といった特殊な立地条件を除く全域がいずれブナ林に遷移すると考えられる。小菅山の山腹から集落周辺に至る植生の大部分には人の手が大きく加わっており、自然植生は現在、小菅山頂付近のブナ群落や尾根筋に分布するブナ－キタゴヨウ群落のみである。これらの群落は長い間、大規模な撹乱（伐採や斜面崩壊など）がなく維持されてきたか、あるいは大規模撹乱後、長い年月を経て成立した林分であると推察される。

小菅地区の現在の植生を相観（植物群落をかたちづくる植物の種類や優占度などによって示される特徴的な景観）で区分すると、次の６つのタイプが認められる。（１）ブナ群落、（２）ブナ－キタゴヨウ群落、（３）コナラ、ミズナラ等のナラ群落、（４）アカマツ群落、（５）スギ／カラマツ植林、（６）湿地。以下にこれらの概況を述べる。

（１）ブナ群落

小菅地区の植生を構成する重要な景観要素としてブナ群落が代表に挙げられる。ブナが群落を成してまとまってみられるのは、小菅集落の東方にある小菅山（標高 1022 m）の山頂付近と、集落の南方に接する丘陵地の一部である。両者の履歴は少し異なると推察される（第２節で詳述）。前者は典型的な日本海型のブナ林の様相を示し（井田ほか 2007）、長い間、大規模な撹乱（伐採や斜面崩壊など）がなく維持されてきたか、あるいは大規模撹乱後、長い年月を経て成立した林分と考えられる。林内に残される人工的な水路は、水源としての機能があったことを示唆する。後者は薪炭林としての持続的な利用がなされていた二次林の様相を示し、こうしたブナ二次林の存在は、飯山市北部、栄村、新潟県中越地方など日本でも有数の豪雪地の里山を特徴づける植物群落の一つである（井田ほか 2010）。当該地区のブナ群落は、小菅の人々の生活を支えた重要な景観要素と言える。

（２）ブナーキタゴヨウ群落

キタゴヨウは、北海道から本州中部の日本海側に分布する常緑針葉樹でゴヨウマツの北方系変種である。小菅山の尾根筋に生育し、ブナ群落中に個体が混交したり小群落としてまとまって生育したりしている。長野県北部において群落としてキタゴヨウがまとまってみられる点やブナ林に混じって自生する点は珍しい。このため現在は林野庁の遺伝子保存林や長野県の植物群落レッドリストに指定されており、学術上かつ保全上極めて重要な植生となっている。同種は一般的に、表土が薄く急峻な尾根で優占することが多く（林田 1989）、小菅山も同様の条件と言える。

小菅山のキタゴヨウは 1907 年（明治 40 年）には 300 本ほど用材のために伐採され、1990 ～ 1991 年頃（平成２～３年頃）には 336 本が残っている（飯山市誌編纂委員会 1991）。1927 年（昭和２年）の小菅神社奥社補修の際に、この材が使われたことが記録としてある（小菅神社奥社本殿修理委員会 1968）。同種は種子がホシガラスによって運搬・貯蔵されることにより分布域が広がると考えられているが（林田 1989）、その更新動態については研究事例も少なく未解明な点が多い。これらのことから、当該地区のキタゴヨウ群落は文化的および生態学的に極めて重要な景観要素と言える。

（３）コナラ、ミズナラ等のナラ群落

小菅に限らず広く日本には、ナラ類（コナラ、ミズナラ、クリなどのブナ科樹木）の二次林（いわゆる雑木林）がみられる。かつて薪炭材や用材を得る里山の林として人の暮らしに欠かせない

存在であった。ナラ類は繰り返し伐採を受けても伐り株から新しい芽を伸ばす再生能力（萌芽能力）に優れ、この性質が持続的な利用を可能にした。かつては小菅集落の割山や共有林の優占種であったと推察される。全国の中山間地の状況と同様、小菅地区でも灯油やプロパンガスの普及により持続的な山林利用は現在なされていない。現在のナラ群落は、こうしたナラ林の利用放棄にともないナラ類樹木が成長した結果形成されたものである。

2010 年頃に当該地区を含む飯山市全域で流行した「ナラ枯れ」によって胸高直径 30㎝を超えるナラの大径木の多くが枯死した。「ナラ枯れ」はカシノナガキクイムシの穿入に誘発される伝染病であり、大径木ほど感染枯死しやすい。飯山地方では江戸時代にも社叢のような人為的撹乱の少ない大径木の多い立地で局所的に発生していた可能性が示唆されている（井田・髙橋 2010）。一方、ナラ類の小・中径木には生存個体が多いため今後、これらが後継樹となって優占林分を形成していくものと推察される。

（4）アカマツ群落

アカマツ群落もまたナラ群落と同様、日本の里山を代表する植生であり、小菅地区にもいくらか存在している。尾根や岩場のようなアカマツ本来の立地を除く、丘陵地や山麓に成立するアカマツ群落はマツ枯れや植生遷移の進行に伴って衰退しつつある。それらの群落の林床には現在、アカマツの稚樹はほとんど認められずナラ類などの他樹種が繁茂している。これは、林産物の利用がなされなくなったことで林分の管理が放棄されたためである。アカマツは林床の樹木や落葉落枝を強制的に除去してやらなければ種子はほとんど発芽できないのに対し、ナラ類の種子（ドングリ）は落葉落枝があっても十分発芽できる（鎌田・中越 1991）。いずれは、これらアカマツ群落は遷移が進行し、ナラ類の優占する群落にとって代わると考えられる。

（5）スギ／カラマツ植林

小菅神社奥社に至る参道のスギ並木とは別に、小菅山一帯にはスギ林が広範囲に見られ、ほぼすべてが植林である。植栽年代は様々だが、現存のスギの多くは主に戦後植栽されたものと考えられる。一方、近世末にスギを大量に植栽した記録も伝わる。集落の山林内に点在するスギの大径木の中には、こうした古い時代に植栽された個体も存在する可能性がある。スギが植林される前の植生はブナ林かナラ林と考えられる。

カラマツ植林地はパッチ状に散在する。個体サイズから林齢はせいぜい数十年生前後と推定されることから、恐らくそのほとんどが戦後に植えられた可能性が高い。

（6）湿地

小菅集落には蓮池と南龍池跡が湿地となっている。それぞれかつて蓮池、南龍池と呼ばれた池であった。こうした湿地は水田に適した立地であるため多くが水田に改変された。このため、今に残る湿地は、水田に改変する以前の自然植生の名残とも言える。髙橋（2002）に拠ると、湿地に見られるマコモはつい最近まで薦（こも）の材料として利用されていたようである。

【引用文献】

林田光祐 (1989) 北海道アポイ岳におけるキタゴヨウの種子散布と更新様式 . 北海道大学農学部演習林研究報告 1: 177–190.

井田秀行・後藤彩・青木舞・白田武司 (2007) 豪雪地帯におけるブナ林の森林構造 —長野県飯山市鍋倉山の事例 . 信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設研究業績 44: 11–18.

井田秀行・庄司貴弘・後藤彩・池田千加・土本俊和 (2010) 豪雪地帯における伝統的民家と里山林の構成樹種に

みられる対応関係 . 日本森林学会誌 92: 139–144.
井田秀行・髙橋勸 (2010) ナラ枯れは江戸時代にも発生していた . 日本森林学会誌 92: 115–119.
飯山市誌編纂委員会編 (1991) 飯山市誌自然環境編 . 飯山市 .
鎌田磨人・中越信和（1991）広島県中部の農村地域における二次植生の群落構造と動態 . 日本林学会誌 73: 276-282.
小菅神社奥社本殿修理委員会編 (1968) 重要文化財小菅神社奥社本殿修理工事報告書 . 飯山市教育委員会 , 飯山市 .
信州大学・飯山市小菅研究グループ編 (2005) 飯山小菅の地域文化 . しなのき書房 , 長野市 .
髙橋勸 (2002) 雪国飯山の植物 . 信毎書籍出版センター , 長野市 .

４．災害（地震・断層・地滑り）

小菅地域を含む飯山市は信濃川活断層帯上に位置し、千曲川流域には多くの活断層が発達している。信濃川活断層帯は､これまでにマグニチュード 6.5 ～ 7.5 の地震（新潟地震･日本海西部地震･北海道南西沖地震など）が頻発している日本海西部の地震帯に連続する。この地震帯は、本州東北地方を含む北アメリカプレートと、その西側のユーラシアプレートの境界であるとみなされている。飯山市に近い信濃川断層帯では、とくに最近、中越地震・中越沖地震・長野県北部地震などが頻発している。

小菅地域の地形形成と山体崩壊に強い影響を及ぼした北竜湖断層もこの断層帯の構成要素であり、その活動時期は更新世中期に遡る。宮内・武田（2004）によると、北竜湖断層の東を走る飯山断層の活動周期は約 800 年であり、北竜湖断層の活動周期もそれに近いことが予想される。

このように小菅は地震が頻発する地域に位置しており、生活の場である緩傾斜地は、おそらく地震に伴う山体崩壊によって形成されたものと考えられる。

【引用文献】

飯水教育会（1989）小菅・万仏山の地形・地質，小菅・万仏の自然，7-27.
飯山市誌自然環境編（1991）第 1 編 地形・地質，7-97.
宮内崇裕・武田大典（2004）長野盆地西縁断層帯北部，飯山盆地周辺の断層変位地形と第四紀後期の発達過程. 活断層研究，24, 77-84.
新版長野県地質図作成委員会（清水・赤羽，2010）飯山，長野県環境保全研究所，ウェブ公開.
新編瑞穂村誌（1980）第 1 章，第 1 節，瑞穂の地形・地質，3-17.
柳沢幸夫･金子隆之･赤羽貞幸･粟田泰夫･釜井俊孝･土谷信之（2000）飯山地域の地質．地域地質研究報告（5 万分の 1 地質図幅），地質調査所，130p.

第４節　小菅地域の歴史

１．遺跡・遺物から見た原始・古代

（1）研究史

①　瑞穂村誌　昭和 15 年（1940）に発刊された「瑞穂村誌」の第 21 章「名勝と什宝」において記載されている当該地域の出土品は下記のとおりである。

番号	名称	時代	出自	記載事項
1	土器類　土器破片	祝部	大菅	4 個
2	同	弥生		円錐筒形・中空部に段飾　囲最大 16cm
3	石器類　磨製石斧	縄文	大菅	6 個
4	打製石斧		同	黒色
5	石斧	弥生	小菅	磨製　1 個
6	同	縄文	同	磨製 4 個　打製 3 個
7	土器石器以外　鰐口		奥社付近	地中より「信州高井郡小菅山」等陽刻
	鰐口		神戸銀杏木	
8	鉦		神戸銀杏木北方山道巨石付近から昭和 11 年 4 月発掘。 青銅製径 12cm 厚さ 4cm 懸垂用紐がある。	
9	古鏡三面の内一面		文政 10 年 7 月祖父(吉原)六左衛門宅地内から発掘した。 白銅製有柄で裏面に牡丹図及び天下一但馬とある。直径 15cm	
10	古鍬　二枚		小菅区字大菅から出た　長さ 41cm 幅刃部 13cm 両脚の開き 18cm	
11	古鋤(?)		字大菅小字清水の石間より大正 14 年 9 月拾得。	

表 1-4-1-1　瑞穂村誌記載の遺物一覧（本表は本文に記載されている事項を表にまとめたものである。）

大菅と小菅において縄文あるいは弥生時代の遺物が報告されていることがわかるが、その数は必ずしも多くはない。また、出土地についても字名だけで詳細は不明であるが、北竜湖周辺の大菅と小菅集落内で縄文・弥生時代の遺物が発見されていることが確認できる。

なお、表 1-4-1-1 №1 の大菅に「祝部」と記載されている。須恵器の時代を指しているものと思われるが時代的には古墳時代から平安時代のまでのいつの時期の土器であるか判然としない。

②　遺跡分布図

昭和 52 年（1977)、飯山北高等学校地歴部 OB 会により悉皆調査により詳細な遺跡分布図が作成された (註 1977 飯山北高校地歴部 OB 会)。北竜湖遺跡は a ～ i の 9 地点あり、旧石器時代の細石刃核や縄文時代草創期・早期の表裏縄文土器、押型文土器、丸ノミ形石斧など特徴的な遺物が報告されている。なお、大菅遺跡は、本報告では北竜湖遺跡に一括されている。小菅集落地では、南竜池遺跡で土師器（糸切皿・高台皿)、奥社で縄文時代後期の土器片、里宮で縄文時代前期の土器片及び土師器が報告されている。

本報告書は遺跡範囲や地点を明示し、これまで報告された考古学調査の集大成がなされたといえる。

③　遺跡確認調査

平成13年（2001）、史跡調査委員会を設立し、大菅遺跡と小菅大聖院跡の確認調査を行っている。大菅遺跡では、北竜湖東岸においてⅠ区からⅤ区まで計12個所を調査した。結果、縄文時代から中世までの遺物を検出したが、明確な遺構は確認できなかった。

小菅大聖院跡については、杉の植栽がなされていたが、遺構残存の有無について調査した。結果、礎石等がそのまま残されていることが判明した。また、遺物も中世珠洲焼から現代までの陶磁器が多く出土した。

④　小菅修験遺跡

市教育委員会では、これまでの小菅周辺の踏査を含めた調査成果から、集落一帯を小菅修験遺跡として登録した。

平成14年（2002）、小菅集落仁王門に至る国補過疎代行道路新設に伴い発掘調査がなされた。

結果、中世から近世に至る遺物並びに掘立柱建物址2、集石遺構1、中世珠洲焼をはじめとする遺物を検出した。村落の一部であろうと推定されたが、範囲や具体的な性格については明らかにできなかった。

⑤　小菅大聖院跡・大菅遺跡

平成14年（2002）、大聖院跡の杉の伐採も行なわれたため、再度全面の確認調査を行っている。併せて、大菅遺跡についても、その性格を把握するために調査を実施した。

小菅大聖院跡では、昭和30年代まで存在していた大聖院の建物の礎石がほぼ完全な形で残されていることが確認できた。併せて中世以降現代までの遺物も多く検出した。

大菅遺跡ではＡ～Ⅰ区の8箇所を調査したが、遺構等を検出することができなかった。

⑥　小菅集落内発掘調査

小菅総合調査の一環で、大聖院護摩堂北地点、大聖院跡石段地点、大聖院跡池地点、観音堂前地点、旧観音堂地点、講堂周辺地点の6箇所の発掘調査を実施している。

このうち旧観音堂地点では、礎石がほぼ完全な形で遺存していた。旧観音堂は、明治27年（1894）に現観音堂に同規模で移築されている。また、講堂前の地点では「小菅市」に出店した仮設家屋の石組柱穴（1軒分・5間×1間）を確認している。

出土遺物は、護摩堂北地点を中心に中近世の陶磁器が多く検出されている。

（2）考古学から見た小菅の地域史

①　北竜湖周辺

北竜湖は、東側山地の崩壊凹地と断層により形成されたもので、近世から拡張を行い灌漑用ため池として利用されてきた。ただし、人々の当該地域での営みは、すでに旧石器時代終末期から痕跡が認められ、縄文・弥生と断続的ながらも中世まで継続したことが確認できる。これは、北竜湖周辺が生業を含め人々の活動エリアとして完結性を有していたからではないかと推定される。すなわち、湖周辺からは多量の石鏃が採集されており、狩猟や漁撈が盛んに行なわれていたことを物語っている。そのほかに植物採集に適した環境であることからすれば、必要な生業のすべてが揃っている。こうした環境が旧石器時代、縄文時代、弥生時代とどの時代においても生活する条件を満たしていたのだろう。

②　小菅集落周辺

小菅集落もまた東側山地の崩壊凹地と北竜湖から続いている断層線上に立地している。断片的ではあるが、小菅神社奥社本殿や里社のある場所からは縄文時代の遺物が採集されている。里宮

のある高台からも縄文土器がかつて採集されたという。また、南龍池跡周辺からは平安時代の土師器も採集されている。

しかしながら、原始から古代においては、前述したように遺物が発見されているものの、いずれも微量であり集落を形成したといえるような痕跡は認められていない。大規模な発掘調査を実施していないので断定はできないが、少なくても恒常的な居住域とはならなかったのではないかと考えられる。

なお、中世では小菅神社奥社から中世カワラケ、集落内からの珠洲焼の採集、大聖院跡や仁王門手前の発掘調査等において、一定量の珠洲焼をはじめとする中性の遺物を検出しており、また、宗教遺物も報告されていることから、13 世紀以降は明確にその痕跡が残されている。

（3）原始・古代から見た小菅周辺地域の位置づけ

飯山盆地北東縁の原始・古代遺跡は、図 1-4-1-1 に示したように千曲川を中心としてその周辺の河岸段丘や丘陵に立地することが多く、弥生時代以降は低湿地にまでその居住範囲を広げている。

小菅集落周辺地域は、そうした千曲川周辺の地形とは明確に異なる。距離的には近接しているが、標高差にして約 200m、その立地には大きな相違が認められ、里の居住域に対し山棲みの居住域、あるいはヤマそのものではなかったかと考えられる。小菅集落内から縄文時代や弥生時代の遺物が発見されているものの、極めて微量であり現時点では当該時期の集落が存在していたとは考えにくい。おそらく平安時代はじめ頃までの小菅集落周辺は、千曲川周辺の里に対する「里山」であり、居住域とはならなかっただろう。さらに、現奥社入口より上は「奥山」という認識ではなかっただろうか。

平安時代以降は、現奥社を頂点として宗教的な空間として着眼され、里山、奥山の広い範囲が信仰の場所として小菅山元隆寺の範囲となった。

近世以降は小菅集落の「里」として、また、奥社参道入口からは「里山」かつ「神仏の山」として他の農村集落とはやや異なった歴史を歩み、現在の小菅集落に継続されてきたのではないかと考えられる。

なお、多くの遺物が採集されている北竜湖周辺においては、西側にわずかな平地あるいは湖東側の緩い斜面が居住域としていたと考えられる。山地の中の湖という狩猟や漁労という生業面では最適な環境であり得たために、平安時代ないし中世頃までは小集落が存在していたと推測でき、周辺から出土した遺物がそれを物語っている。また、大菅集落に居住していた人々が近世になって小菅に移住したという伝承も残されている。なお、昭和 20 年頃までは小菅集落の人々の農地として利用されていた。その後杉が植栽されたが、現在も杉木立の中に石垣や水路が残されている。

現在の小菅周辺地域は、こうした前史的な歩みの上に構築された中・近世的な景観を色濃く遺している。

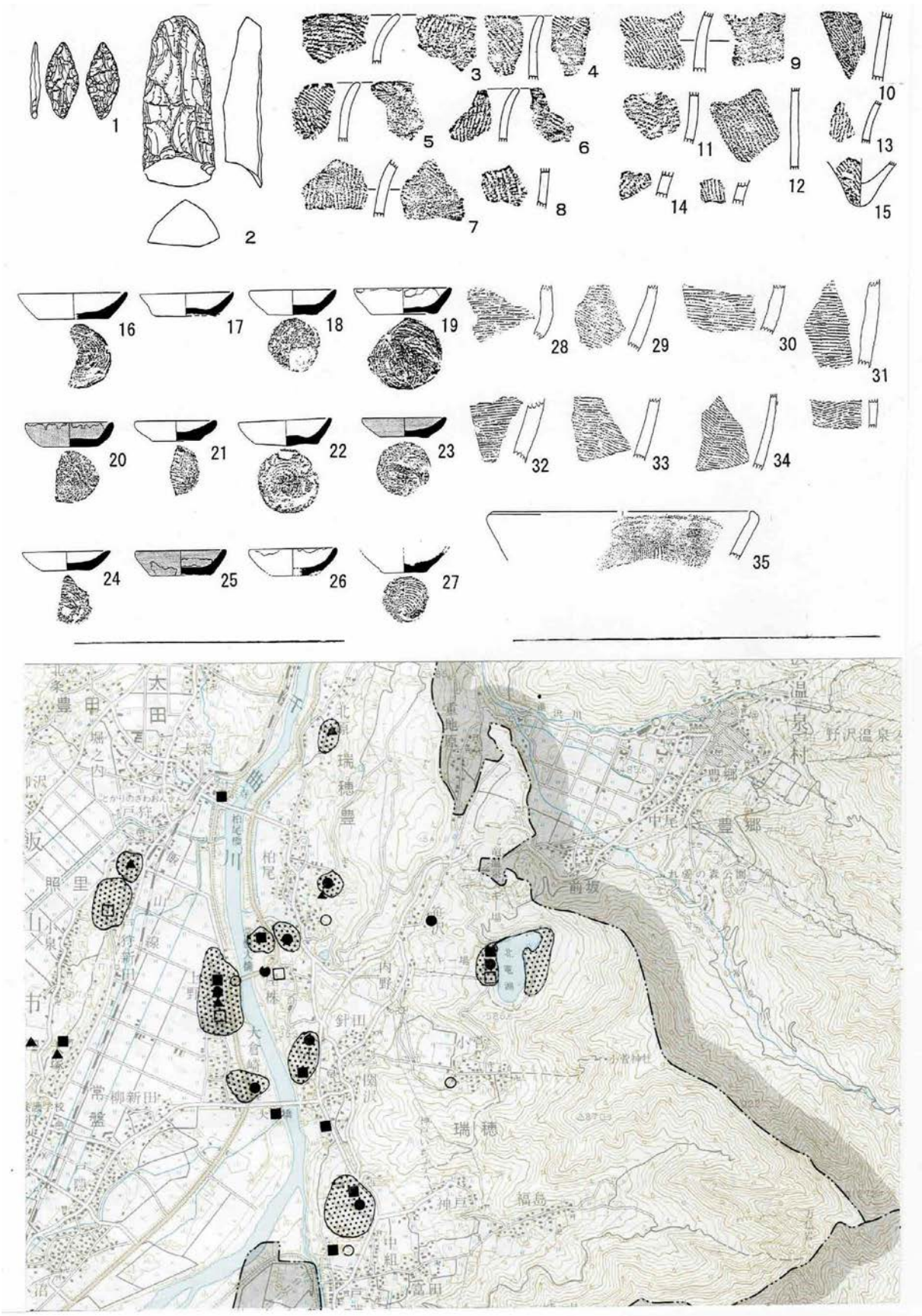

図 1-4-1-1 小菅周辺遺跡出土遺物及び遺主要跡分布図（1 ：25000）
（1 ～ 15 北竜湖遺跡 16 ～ 27 小菅神社奥社遺跡　28 ～ 35 小菅修験遺跡　縮尺不同　遺跡分布図　■旧石器時代　●縄文時代　▲弥生時代　□古墳時代～平安時代　○中世）

２．文献史料から見た元隆寺を中心とした歴史

古代

小菅地域の歴史は小菅山元隆寺（小菅神社）の歴史と重なる部分が大きい。とりわけ古い時代については史料の残存が少ないので、元隆寺を中心とした記述にならざるをえない。

小菅山の草創由来を記した文献には、天文 11 年（1542）8 月に別当ならびに衆徒中によって書かれたという『信濃国高井郡小菅山八所権現并元隆寺来由記』（以下「来由記」とする）、慶長 5 年（1600）5 月に別当大聖院澄舜ほか 37 坊から上杉景勝に上申した原本に、元禄元年（1688）5 月に大聖院住職恵我が書き添え、版刻したという『信州高井郡小菅山元隆寺略縁起』（以下「略縁起」とする）がある。前者は戦国時代のものでなく、江戸時代に書かれたと推定され、内容は近世に元隆寺や小菅の人々が訴えたかった歴史である。両者は多少の異同があるが、基本的な流れは同じなので、前者で代表すると小菅山元隆寺の出発点は次のごとくである。

舒明天皇の代（629 ～ 641）に役小角（634 ？～ 701 ？）が仏法を広めるのに相応の地を求めて来訪し、小菅山の山容と渓谷の美、神木霊草の景地に心うたれ、白雲瑞気を払って登頂すると、すばらしい別天地だった。そこに 1 人の異人が現れて、「我は飯縄明神で、この地の地主神である。当地には古仏錬行の岩窟があり、諸神集合の地なので、当山を久住の地と決めて心おきなく仏法を広められよ。我はそれを守護しよう」と言い、忽ち姿を消した。

行者が早速東嶺の岩窟に籠もって祈誓をこらすと小菅権現が示現し、「我は摩多羅神で馬頭観音の化身である。よろしく仏法の興隆につとめよ」と告げた。行者は小菅権現を主神に祀り、八所権現を勧請して奉斎した。次に左の岩に不動明王、右の岩に愛染明王を祀った。

後に行基がやってきて馬頭観音の尊像を彫刻し、加耶吉利堂に奉安した。小菅権現は摩多羅神といって、天竺霊鷲山の地主で、仏教擁護の尊神である。

征夷大将軍の坂上田村麻呂は延暦（782 ～ 806）年中の東夷征伐の折、小菅山に参拝し、第 5 世の僧である壽元に祈願をさせ、八所権現の神威で東夷の叛逆を征服できた。田村麻呂は感謝して、大同年中（806 ～ 10）に八所権現の本宮ならびに加耶吉利堂（馬頭観音をまつる堂）を再建し、新たに元隆寺（その別当が大聖院）を興し、金堂・講堂・舞台・三重塔・荒神堂・鐘楼・大門（仁王門）等を整備し、里宮・諏訪・飯綱・八幡等の神祠、諸堂・末社数十宇を造った。衆徒の僧坊は、上院 16 坊、中院 10 坊、下院 11 坊で、区を分け甍を接し、締構美を尽くしていた。また神職 4 人・修験 4 人・神楽座 8 人がいて、各々に所司があった。

役小角が心打たれたのは、「小菅山の山容と渓谷の美、神木霊草の景地」といった景観であった。小菅の地主神は飯縄明神で、小菅権現は馬頭観音の化身摩多羅神だった。後に行基が馬頭観音像を彫刻して、加耶吉利堂に安置した。大同年中に坂上田村麻呂が八所権現の本宮ならびに加耶吉利堂を再建し、新たに元隆寺を興し、金堂・講堂・舞台・三重塔・荒神堂・鐘楼・大門（仁王門）等を整備したという。

以上は伝説の世界であるが、具体的に小菅に残る最古の文化財は木造彫眼素地の馬頭観世音菩薩座像で、12 世紀後半、平安時代後期の作とされる（『中近世の地方山岳信仰に関する調査研究報告書』36 頁）。小菅神社奥社の前身は平安時代後期までに設けられたのである。

中世

「略縁起」によれば、建久 8 年（1197）に源頼朝が善光寺へ参詣した時、小菅山にも参詣し、天下泰平のため奥院で護摩を始めた。翌年、頼朝は八幡宮・四所明神・薬師堂・阿弥陀堂を営み、新たに 12 坊を造って、多くの庄園を寄進した。このために僧侶の数が 200 人を超え、小菅山の

繁栄は大同の昔に倍するものとなり、霊験は白鳳時代のはじめを越えた。

奥社に向かう参道入口の下馬碑には源頼朝が登山した時に建てたとの伝説が残る。長野の善光寺には参道入口に源頼朝が善光寺を参詣した時、馬の蹄が穴に挟まって駒を返したとの伝説を持つ駒返橋があるが、下馬碑の伝説はこれとつながり、頼朝との関係を強調している。ただし、事実では無かろう。

小菅から出土した珠洲陶器は、13 世紀後半から 14、15 世紀の頃のものとされる（『小菅修験道遺跡 2002』32 頁）。さらに、大聖院跡の護摩堂北・石段地点からは、14 世紀後半から末期の奈良火鉢、14 世紀後半から 15 世紀前半の越前陶器などが出ている（『長野県飯山市小菅総合調査報告書―市内遺跡発掘調査報告書　第 2 巻　調査・研究編―』314 頁）。能登半島や越前など、日本海側で作られた焼物がこの地に多くもたらされたことは、小菅の繁栄を示している。遺物からしても、中世に小菅が栄えていたことは疑いない。

興国 2 年（1341）に小菅寺の大進阿闍利は、醍醐寺座主覚済から、9 月 9 日に金剛資 (阿闍梨) 禅恵が書写した灌頂に用いる道具目録、同じく 17 日に書写した三宝院流の結縁灌頂法則を得た（『信濃史料』第 5 巻 454 頁）。当時の小菅寺は醍醐寺とつながり、畿内と直結した北信濃の文化センターになっていたのである。

小菅のある地域は中世に小菅庄と呼ばれ、南が高社山を越えた現在の中野市に根拠を持つ高梨氏勢力下の犬飼郷（飯山市）、北が市河氏が地頭である志久見郷内湯山庄（下水内郡栄村）に接していた。庄名からしても小菅が地域の中心的な役割を担っていたといえる。

元弘 3 年（1333）、後醍醐天皇は鎌倉幕府を倒したが、北条氏の残党が各地で蜂起し、社会が混乱した。その中で小菅庄は高梨氏の圧力を受けるようになった。後醍醐天皇の皇子である宗良親王は越後の上杉氏と気脈を通じ、信濃における南朝側の勢力回復をねらったが、正平 10 年（1355）の桔梗ヶ原（塩尻市）の敗戦で計画が頓挫した。この頃、市河氏は越後の上杉氏とともに南朝方の足利直義に従って、北朝方（尊氏方）の高梨氏と対立し、直義死後も争いを続けた。市河氏と高梨氏の勢力の間に小菅は位置し、戦乱の最前線になった。

正平 11 年（1356）、上杉憲顕の嫡男憲将は部下の長尾勘解由左衛門尉等を率いて信州に入った。10 月、高梨氏は上杉氏を討とうと志久見郷の拠点平林（野沢温泉村）に侵入して敗れ、小菅要害に退去した。同年 10 月付の市河経高軍忠状に「今月二十三日、小菅要害の搦手に馳せ向かい、大菅口に散々合戦を致し、御敵高梨仁位阿闍梨・同三郎五郎を打ち取り畢ぬ。同二十八日、平林合戦に軍忠を致し畢ぬ」（市河文書）とある。小菅が戦場になったことは、ここが交通の要地であり、経済的にも両者にとって重要であったことを示す。この 2 ヵ月後の 12 月にも「同（10 月）二十三日、小菅寺合戦に分取りならびに郎等疵を被り候。同二十八日、平林合戦に軍忠を致し候い畢ぬ」と軍忠状が出ている（市河文書）。

上杉軍は小菅要害を大菅側から攻めており、こちらを搦め手口としている。地元では北竜湖の東側に大菅の集落があったと伝えており、実際に遺跡も残っている。戦いを小菅寺合戦と記しているので、小菅要害は現在の里宮あたり、小菅寺は元隆寺と推定される。里宮東側の一段低くなっている断層は交通路として活用され、小菅は戦略的にも重要な意味を持った場所だったのである。

元隆寺は度々焼失した。「来由記」によれば、小菅山は貞治 4 年（1365）春に火災に遭い、仏殿・神宇の悉くが灰燼に帰したので、将軍の足利義満が信濃国高井郡と水内郡の両守護職を持っていた泉氏重に再営を命じた。その結果、応安元年（1368）より嘉慶 2 年（1388）に至る間に、ほとんど旧観に復すことができた。また義満の命によって、源家 11 代の霊を里宮の左相殿において

祀らせた。そこで、里宮を本社と併せて三光権現と称した。当時、小菅山の寺領配当は、小菅村130貫文、本坊北沢村25貫文、同断針田村80貫文、御供料前坂25貫文、護摩料神戸村120貫文、修復料関沢村110貫文、祭礼料（内15貫文は小倉崎村の内）小見村210貫文、衆徒料（内20貫文は小沼村の内）の惣計は700貫文という規模であった。元隆寺は相当大きな財力を有していたのである。

小菅合戦を最後に信濃における南朝再起の動きは失われ、社会情勢も南北朝合一の方向に向かった。幕府は信濃の統制をはかろうと守護を従来の小笠原氏から斯波氏に替えた。これを不満に思った小笠原氏は村上・高梨氏等の北信濃の豪族と連合して、新守護の命令に反抗し、小菅一山の衆徒も別当を中心にこれに応じた。そこで、守護方の市河氏が別当の改補にあたるなどして、高梨・市河両氏の紛争と小菅山が直結した。

守護代二宮氏泰は、小菅別当職の某が守護斯波氏の命に従わなかったので、至徳3年（1386年、元中3年）7月1日、人を選んで市河氏を説得させた（市河文書）。

7月5日に二宮氏泰は市河頼房に昨年暮れの戦功を賞し、防御を厳重にせよと命じた（謙信文庫旧蔵文書）。小菅の別当は高梨氏や市河氏と同様に地域の領主として軍事面に介入したので、守備に注意しなければならなかったのである。

長野県宝に指定された菩提院の曼荼羅は、本来元隆寺に伝わったもので、中国から輸入された絹地を用い、畿内で描かれた優品である（『飯山市誌　歴史編　下』934頁）。制作年代は14世紀末から15世紀前半とされる（『長野県飯山市小菅総合調査報告書』338頁）。この曼荼羅の存在も元隆寺がいかに栄えていたかを示す。

伝説によれば、永享元年（1429）8月に信濃守護の小笠原持長が軍を率いて泉持重の居城尾崎城（飯山市外様地区）を攻撃し、泉嶺で戦って敗れた。持長は千曲川を渡って小菅山に拠ったが、泉軍が迫ったので宮社院坊を焼いて逃走した。勝利した持重は霊地焼亡を歎いて、翌年10月3日より工事を開始して、永享4年10月に至って、宮観寺塔を改築したという（『増訂小菅神社誌』26丁）。持長が小菅山によったのは、寺のアジール性からであり、寺が要害化していたことを示す。

応永12年（1405）、近隣土豪である本栖入道・吉田木工尉等の血縁者によって加耶吉利堂の堂内に着色観音三十三身板絵（長野県宝）が寄進された。大きさはだいたい縦60.3㎝、横27㎝弱である。これらに取り囲まれるように、約35㎝程の高さの本尊の馬頭観音像が安置された（『飯山小菅の地域文化』125頁、『長野県飯山市小菅総合調査報告書』331頁）。

応永28年（1421）12月25日、将軍足利義持が大納言法印忠意へ、「禅林寺若王寺別当職、同社領摂津国兵庫下庄・淡路国由良庄・伊勢国窪田庄・駿河国内谷郷・信濃国小菅ならびに若槻庄等の事」（若王子神社文書）を安堵した。

応仁元年（1467）12月21日には、足利義政が禅林寺僧忠意と同忠雅へ、禅林寺若王寺の別当職と「同社領摂津国兵庫下庄・淡路国由良庄、伊勢国窪田庄・駿河国内谷郷・信濃国小菅ならびに若槻庄等」（若王子神社文書）を与えた。

両文書を伝えた若王子神社は新熊野社（はじめは白河熊野社）とも称し、禅林寺（永観堂。京都市）の鎮守で、熊野崇敬の篤かった後白河上皇が永暦年中（1160～61）、三山の土を運んで土壇を築き、熊野の神を勧請したと伝えられる。その社領は主として法皇の寄進によるので、小菅庄も若槻庄とともに若王子へ与えられたのであろう。

永正5年（1508）9月、奥社内の2基の宮殿が建立された（『重要文化財小菅神社奥社本殿解体修理工事報告書』7頁）。天文15年（1546）8月15日には桐竹鳳凰文透彫奥社脇立2面（県宝）

が作られた（『飯山市誌　歴史編　下』958頁）。元隆寺は16世紀の半ばまで造営が続けられていたのである。

元隆寺の繁栄をよく伝えているは、弘治3年（1557）5月10日に長尾景虎（上杉謙信）が出した願文で、その一部を示す。

それ小菅山元隆寺は、信濃国高井郡に在り、大同紀元これを草創す。鷲尾中将詔を承わりこれを監す。君臣累葉の慶を承け、人天皇華の恩に浴す。顧みるにその境たるや、誠に霊区ならずや。東嶺の霜古く慈悲の雲を戴き、西河の水浄く知恵の雨を澆ぐ。北に温泉有り、山岳これ隔て、群迷を平日に洗う。南に郊野有り、草花色を交え、庶類を今日に喜ばす。甚深の義、精款の誠、永く霊澤の芳を襲い、ますます凡慮の臭を除く。しかのみならず、上は八所の宝社を造立し、下は三十坊の紺宇を結構し、香花未だ嘗て止まず。梵唄常に声を伝う。証明愆る無く、功徳恒沙に遍し、観念変らず、利益衆生に及ぶ。そもそも当山一堂を造り、観世音を安置し、以って鎮守となす。近くは千手現の金容を証し、遠くは三千界の塵数を済う。今に在って古を尋ねるに、元隆寺は、補陀落峯を遷すか。世を異にするも趣き同じく、彷彿として衆妙に庶からんか（「上杉年譜」所収小菅神社文書）。

この文章から小菅山元隆寺の信仰が越後にまで広がっていたことがわかり、当時この寺が大きな影響力を持っていたといえる。

景虎は小菅山の境として「東嶺の霜古く慈悲の雲を戴き、西河の水浄く知恵の雨を澆ぐ。北に温泉有り、山岳これ隔て、群迷を平日に洗う。南に郊野有り、草花色を交え、庶類を今日に喜ばす。甚深の義、精款の誠、永く霊澤の芳を襲い、ますます凡慮の臭を除く。しかのみならず、上は八所の宝社を造立し、下は三十坊の紺宇を結構し、香花未だ嘗て止まず」と記している。東側には毛無山から続く山塊があり、西には千曲川が流れる。北には野沢温泉が、南には郊外の野原がある。景虎は書いていないが、千曲川の向こうには水田が広がり、さらに関田山脈によって越後と分けられる。おそらく、現在私たちが目にする小菅のおおよその景観は戦国時代にはすでにできていたであろう。

永禄7年（1564）8月1日、謙信が更級八幡宮にあてた願書には、「今、武田信玄は貪無体、他方の国を捨て、あまつさえ戸隠・飯縄・小菅三山、善光寺を始め、その外在々所々の坊舎供僧を断絶をなし、寺社領欠落の故、御供灯明已下怠転し、光塔仏閣伽藍際限なく焼却す」（上杉家文書）とある。謙信は小菅も断絶し、仏閣伽藍が焼却されたと意識したが、地元にも永禄4年の川中島合戦の後、上杉謙信を追ってきた武田軍によって元隆寺に火が付けられたとの伝承がある。

永禄11年（1568）には小菅庄・若槻庄からの年貢が若王子に届いていない（『信濃史料』第13巻238頁）ので、この頃までに小菅庄も中央の支配を脱却し、地域領主の支配を受けていたのであろう。

天正7年（1579）2月25日に武田勝頼は、小菅と越後赤沢（新潟県中魚沼郡津南町）の間の往復の便のため人家を作らせた（『信濃史料』補遺巻上506頁）。小菅は信濃と越後を結ぶ交通上の要衝としての役割を負っていたのである。小菅が特別な場所として認識されたのは、元隆寺の存在で多くの人が集まり、宿機能も持っていたためであろう。このことは仮に元隆寺に火がかけられていたとしても、村はそのまま存続していたことを示す。

天正8年8月17日に武田家は松鶴軒（禰津常安）へ、13箇郷の人足を用いて飯山城普請をす

るように命じた（東洋文庫所蔵「水月古鑑」巻六所収）が、その時動員された郷中に小菅が入っており、小菅が独立した郷だったことが明らかである。元隆寺に関わりなく、小菅は百姓が自立して郷をなしていたのである。

天正 19 年(1591)、奥社本殿や宮殿を、別当大聖院と 18 坊が願主となって再興した(森山茂市『増訂小菅神社誌』35 丁）ので、天文年中に奥社が再建されてからこの間の 45 年間に、相当壊れていたものであろう。なお、天正 19 年の修復は大工棟梁を越中国新川郡に住んだ小野源之丞政高が勤めた（『信濃史料』第 17 巻 273 頁)。越中から大工が招かれていることからすると、上杉氏がこの修復の後ろ盾になっていたと思われる。

文禄 2 年（1593）閏 9 月に越後の金丸与八郎が鉄製鰐口を奉納した（『図録　小菅の文化財―修験の里の文化遺産―』24 頁)。小菅の勢力は依然として盛んで、信仰圏は越後に伸びていたのである。

近世

文禄 3 年には上杉領内検地が実施されたようで、「文禄三年定納員数目録」の書き上げに、小菅山料大聖院（元隆寺）高橋権太夫の知行高が 58 石と出ている。この石高は尾崎郷和光山料、五束村諏訪料、飯山愛宕料大輪院、飯山飯縄料、市野口村和光荒神料、飯山天神料と同じで、飯山伊勢町の阿弥陀院の 135 石、尾崎郷東源寺の 72 石より少ない（『信濃史料』第 18 巻 68 頁)。いずれにしろ、大聖院は小菅の村高の 10 分 1 程度を支配していたに過ぎないのである。

上杉景勝は慶長 3 年（1598）2 月、豊臣秀吉により会津への移封を命じられた。この時に大聖院も上杉氏に従って彼の地へ移ったため、元隆寺の力は衰えた。伝承では慶長 9 年（1604）に大久保長安が小菅神社に 60 石の寺領を寄付し、同社の旧観はようやく回復したという。これにともなって 6 月 4 日の祭礼から 11 日まで、小菅の馬市を開くようになったと伝えられている。この通りなら、慶長 3 年から 9 年までの間大聖院は主もなく、衰えていたことになる。

『増訂小菅神社誌』によれば、天正年中に神袋坊（寛永 13 年〔1636〕3 月 15 日寂）が大聖院を中興した。神袋坊は恵秀といい、松代（長野市）の練光寺の中興の祖でもあり、常陸国筑波郡白井村瀬尾家に明応 4 年（1495）に生まれ、137 歳で亡くなったという。天正という元号が正しいのならば、上杉景勝の時期の復興になる。

一方、亡くなったのがこの地で、その没年が正しいとすると、慶長 3 年に大聖院が上杉氏に従って会津に移った後、一旦廃れた大聖院を恵秀が中興したことになる。文禄 3 年に大聖院を高橋氏が司っていたことからすると、高橋氏が会津に去ってからの再興で、大久保長安の寺領寄進が契機になったとすると、慶長 6 年頃になる。

さらに、森山瑞山氏は恵秀が永禄の兵火後の廃墟を再興し、天正 10 年頃に神袋坊がやってきて一緒に行動し、慶長初年に恵秀が退隠して、神袋坊に後事を託したとする（「小菅区古事調査」、1937 年)。

大聖院は恵秀より 11 代目の英真法印の代、明治 2 年（1869）2 月に復職して神主となり、武内大膳元隆と称し、明治 6 年 5 月 5 日に祠掌となった。近世には武内氏だったのである。

小菅は上杉景勝が移封されてから森忠政領、慶長 8 年から皆川広照の飯山藩領、元和 2 年(1616)岩城氏領、同 9 年幕府領、寛永 16 年（1639）から松平忠倶の飯山藩領、宝永 3 年（1706）幕府領、正徳元年（1711）から青山幸秀の飯山藩領、享保 2 年（1717）からは幕府領と、領主を次々に替えていった。この間の村高は、「慶長打立帳」で関沢村を含むと思われる 549 石余、「正保書上」「元禄郷帳」ともに 267 石余、「天保郷帳」435 石余、「旧高旧領取調帳」428 石余であった。なお、

天保年間（1830～44）までに針田村を分村した。戸数･人口は､宝暦4年（1754）に90戸･415人。文化15年（1818）に104戸･499人。弘化4年（1847）に104戸･476人だった（『増訂小菅神社誌』3丁）。

小菅神社（大聖院）へは､慶長11年（1606）に飯山城主の皆川広照が社領除地78石（村高の内）を寄進した。同年6月、皆川広照・皆川広泰が絵馬2面を奉納した。大久保長安の寄進があったのなら､合計138石になるが､慶安5年（1652）の寺領が56石余､寺百姓22戸､正徳5年（1715）85石余、享保7年（1722）98石余、延享5年（1748）86石余だったことからすると、大久保長安の寄進には疑問が残る。

おそらく、上杉氏の転封に大聖院も従い、別当がいなくなった元隆寺に恵秀が入り、皆川氏が寺領を寄進して、復興していったのであろう。

小菅神社の奥社は､慶安2年(1649)に飯山城主の松平忠親の命令で修復された。貞享4年(1687)にも飯山藩主の命令で修復があり、元禄10年（1697）6月からは飯山藩主松平忠喬によって奥社と講堂の修復がなされた。宝永6年(1709)には奥社の屋根の葺替えが行われ､享保10年(1725)、宝暦5年（1755）に修復がなされ、文政6年（1823）には屋根の葺替えがあった（『重要文化財小菅神社奥社本殿解体修理工事報告書』7頁以下）。

里宮の本殿は、万治3年（1660）に飯山城主松平忠倶が改修したとの記録がある。大鳥居は寛文元年（1661）に建立し、神楽殿は寛保3年（1743）の再建された。神輿は宝暦6年（1756）にできた。

このように小菅山は飯山領主と深いつながりを持っていた。

弘化4年（1847）の善光寺大地震で飯山城下は家屋が倒壊して大打撃を受けた。この修復のため小菅山別当の英真法印は材木用に山木数百本を差し出したので、飯山藩士たちが御礼に花鳥の額絵を奉納した（『飯山市誌　歴史編　下』932頁）。

なお､「小菅区古事調査」の寛永16年（1639）青苧改帳には、34人が確認される。農業の中に青苧が大きな意味を持っていたのであろう。

柱松柴灯神事で松太鼓（くねり山伏ともいう）と仲取（山姥、バッサの鬼ともいう）が着用した古面は、江戸時代初期に製作されたと鑑定されている。

奥社に安置されている役行者像は、江戸時代前期の作である。同じく奥社にある狛犬も江戸時代前期に作られた。

観音堂にある像高37.5㎝の馬頭観音像は、大仏師平井満雲によって元禄9年（1696）に作られた。菩提院の本尊仏である大日如来趺座像は、元禄10年（1697）にできた（『増訂小菅神社誌』36丁）。同じ年に講堂が修復されたので、集落の入口の仁王門もその頃再建され、その後何度か修復されたのであろう。小菅に伝わる錫杖と五鈷杵は17世紀代のものとされる（『飯山小菅の地域文化』57頁）。小菅神社奥社への参道杉並木は昭和49年（1974）に長野県天然記念物に指定された。昭和55年（1980）にできた『新編瑞穂村誌』によれば、切株の木目の明らかなものを調べると、樹齢233年を数え、当時から274年前に植樹された（『新編瑞穂村誌』35頁）。宝永3年（1706）に植樹されたことになる。

こうした点からすると、元禄から宝永にかけて、善光寺参詣に代表されるような物見遊山的な信仰の増加もあって、小菅は再び繁栄を取り戻し、現在の景観ができあがっていたといえよう。

「小菅山日供并燈明再建縁起」は、正徳6年（1716）に大聖院別当がまとめた。集落の中心にある講堂は寛保元年（1741）に空心法印の発願により再建された（『増訂小菅神社誌』20丁）。

菩提院が管理している馬頭観音堂は、享保14年（1729）に改築された（『増訂小菅神社誌』20丁）。

講堂内の須弥壇中央には、享保17年（1732）に京都の大仏師奥田杢之丞によって刻まれた阿弥陀像が安置されている。像高は200㎝、眼は玉眼、額に白毫、首に三道を入れた豊満なお顔である。体部の衲衣も均整がとれ、如来の威徳を象徴する火焔光背、頭光部、身光部、周縁部ともに丁寧に製作されている。両脇侍は享保（1716～36）頃の作で、本尊より拙く、地方仏師の作と思われる。

菩提院がかつて蔵していた黄檗版大般若経は、寛延3年（1750）に加賀藩主前田吉徳の生母浄珠院が寄進したものであった（『増訂小菅神社誌』37丁）。菩提院が所蔵する江戸時代中期を降らない時期に製作された、紙本着色十六善神画像は、大聖院所蔵だったが明治初年の廃仏毀釈の際に移安された（『飯山市誌　歴史編　下』933頁）。十六善神画像は大般若経を守護する神を描いているので、大般若経の寄進と連動するものであろう。

小菅集落の入口の石造物の中では、延宝2年（1674）に造られた庚申塔の石祠が最も古い。小菅神社奥社の石灯籠は、中村武兵衛によって寄進され、竿部に延宝9年（1681）3月吉祥と彫られている。このように、17世紀の後半から集落に現存する石造物が見られるようになる。

関沢にある小菅神社二の鳥居の元にある石灯籠は、高さ334㎝、幅、厚さとも100㎝を超す大型で、寛政7年（1795）に高遠（長野県伊那市）石工によって作られた。これほど大規模なものが、高遠石工によって作られたことは、大聖院の力を伝える。また、その側には宝永6年（1709）に造られた聖観音菩薩や、享保2年（1717）に造られた廻国塔がある。

小菅集落の観音堂前にある地蔵菩薩は、宝永元年（1704）に刻まれた。

小菅神社里宮の石灯籠の中では延享2年（1745）の銘が最も古く、ついで寛延4年（1751）のものがある。また、里宮入口には天明5年（1785）にできた猿田彦命の文字碑もある（以上は『飯山市の石造文化財』）。

こうした石造物は現在も小菅の景観を彩っており、17世紀の終わりから18世紀の初めにかけて、今に直接つながる小菅の景観が整えられたといえよう。

近・現代

小菅は近代になると、明治元年（1868）伊那県、同3年中野県、同4年長野県に所属した。この間の戸数と人口は、明治8年に108戸･478人、明治24年に106戸･519人、明治36年に104戸･563人、大正元年（1912）に戸数103戸・人口556人、大正9年が95世帯・488人、大正14年が94世帯・474人、昭和5年（1930）に94世帯・469人（『増訂小菅神社誌』3丁）、昭和10年に89世帯・429人、昭和21年に99世帯・527人、昭和25年に104世帯・556人、昭和35年に100世帯・461人だった。その後、世帯・人口とも減少を続け、昭和45年に97世帯・385人、昭和55年に89世帯・340人、昭和60年に85世帯・309人、平成2年に79世帯・260人、平成12年に74世帯・208人にまで減った（『飯山小菅の地域文化』168頁）。

なお、明治9年（1876）に小菅は高野村（犬甘・神戸・小菅・関沢・針田・笹沢・前坂）の一部となった。参考までに『明治元年旧高旧領取調帳』には、「小菅村　中野支配地　四二一石六斗五升六合　長野県管下」「小菅村　八所社除地　七石　同管下」とある。近代になって、小菅神社（元隆寺）の収入がいかに落ちたかわかる（木村礎校訂『旧高旧領取調帳　中部編』364頁）。

明治22年4月1日の町村制施行により、高野村は豊郷村の一部（柏尾・北原・重地原）と合併し瑞穂村となった。瑞穂村は昭和29年8月1日に飯山市に編入されたが、前坂・重地原の2集落は同30年に分離して、野沢温泉村に合併した。

慶応4年（1868）3月に神仏分離令が出た。これにより大聖院と小菅山八所大権現の分離がはかられ、明治2年（1869）に大聖院別当であった武内英真が神職になり、仏式什器を菩提院に移管、同年2月に奥社の小菅山八所大権現を小菅八所大神と改称した。

明治4年5月、神社の社格制度がしかれ、奥社は明治6年4月郷社に列格された。明治22年(1889)奥社本殿の修復がされ、翌年には小菅神社と改称した。明治42年7月、瑞穂村の村社19社、無格社5社が統一された。以来、一社全村民が氏子となり、昭和21年（1946）の分社時まで続いた。この間の昭和2年（1927）に奥社本殿の修復がなされ、昭和8年12月26日に県社に昇格、29年12月連合軍による神道指令まで、例祭日には県の奉幣使の参向があった。

奥社本殿は昭和27年（1552）4月に長野県県宝になり、昭和39年5月26日付で文化財保護法により重要文化財に指定された。昭和41年7月、国庫及び県、市の補助金を得て解体修理に着手し、昭和43年3月に竣工した（『重要文化財小菅神社奥社本殿解体修理工事報告書』）。

小菅村の明治6年（1873）3月付けの『明治五年壬申租税皆済帳』から、地域の生産物の特徴を確認する。高は421石2斗5升6合で農業として米の生産は間違いなく大きかった。紙漉免許税（永480文5分）があるが、内山紙で有名なこの地域では近代も紙が漉かれ続け、紙漉の場所が用意されていた。注目されるのは質屋免許税（永1貫文）で、質屋が存在できる町的な側面も持っていたのである。さらに、市場税（永200文）は柱松の時期、いわゆる小菅の市に関わる。小菅の家々は柱松の時期に村の中心部の道路に向けて、店棚を展開したと伝えられているが、市が開かれ、商業ができる造りの家が並んでいたのが小菅の特徴だった。なお、青苧税（永555文7分）の存在は長らくこの地域が青苧の生産に関わっていたこととつながる。加えて、蝋実漆税（永715文）があり、蝋の原材料となる櫨などを栽培していた。こうしたことからして、小菅は単純な米栽培の村ではなく、山肌に立地することもあって、様々な農産物を生産していたといえる。

山を含めての生活形態は近世から近代にかけてほとんど変わらずに存続し、この地域の景観を作り上げ、現代につながっているのである。

第５節　小菅の四季と人々の営み

日本全体が四季ははっきりとしているが、小菅の文化的景観を語るときに、四季の移ろいも大きな要素を占めている。

春

飯山市の消雪基準日は４月１日であり、小菅地域もほぼ同様である。小菅地域は傾斜地であり、３月中旬以降、雪融け水は大量かつ急流となって流下する。雪消えとともにフクジュソウ、カタクリなどの花も一斉に咲きだす。桜は例年４月中旬であるが、遅れて４月末になることもあり、菜の花と同時期となることも珍しくない。小菅集落内にあるイトザクラ２本は、例年４月下旬に開花する。

小菅集落では、「オテンマ」と呼ぶ共同作業が雪消え早々に行なわれる。公的な施設の雪囲い取り外し、用水の草刈、杉並木から奥社までの掃除、北竜湖をはじめとする水路の掃除等を行なう。これを春普請という。これによって農作業前の準備とともに、降雪等により傷んだ道、水路等の景観維持がはかられている。

田植え作業は概ね５月中旬から下旬にかけて行われる。畑作は、小菅集落では大規模な畑作農家はなく、主に自家用が作られる。

なお、４月下旬から５月中旬にかけて「菜の花」が多くの畑に咲いている。かつては菜種油用のアブラナであったが、現在見られるのは「野沢菜」の菜の花で観賞用である。

写真 1-5-1　北竜湖と菜の花

夏

盆地特有の蒸し暑さがあり、盆地底より高位にあるとはいえ小菅周辺地域も同様である。

7月中旬には例祭が行なわれる。例祭の前週にはオテンマが行われ、講堂、社務所や御旅所、杉並木から奥社までの草刈、道路整備などが行われる。この作業を番屋普請と呼んでいる。現在は三年に一度となっている柱松柴燈神事が行われる例大祭には、その準備も共同作業によって行われる。

写真 1-5-2　番屋普請

秋

稲刈りは9月中旬から10月中旬にかけて行われる。収穫が済むと冬支度が始まり、大根干しや野沢菜の収穫、野沢菜洗いが行われる。また、多くの家の庭に柿木が植えられている。かつては貴重な食料であったが、現在ではほとんど採られることもない。

11月10日前後の日曜日には、道路や水路などの掃除が行われ、秋普請と呼ばれている。神社関係の施設では、氏子総代などにより雪囲いが行われ、各家庭でも家屋や庭木の雪囲いが行われる。

写真 1-5-3 「神戸のイチョウ」

写真 1-5-4　小菅集落にほど近い場所にあるブナ林の秋

冬

第１章第３節自然の項で触れてきたように、飯山地方は豪雪地帯である。山間地では例年２ｍにも及ぶ積雪があり、小菅地域も同様の積雪がある。

集落内の主要道路は市により大型機械により除雪されるが、各戸の屋根の雪降ろしや庭の除雪はそれぞれが行なう。水路を自宅敷地内に引き込み、「カワ」とか「タネ」と呼ばれる消雪池を作り、そこに雪を入れて雪を溶かすことも行われている。

写真 1-5-5　小菅神社奥社本殿の除雪作業

写真 1-5-6　宅地内にある「カワ」での消雪作業

写真 1-5-7　屋根から落下する雪をそのまま溶かす

写真 1-5-8　機械除雪する家庭も多くなってきている

小菅集落の人々は、季節ごとに様々な共同作業によりムラを維持してきた。特に冬のくらしを迎えるにあたっての冬支度、そして冬を暮らすために様々な知恵を働かせた。厳しい冬であればあるほど春の喜びは大きい。

小菅は四季を通して美しい風景を見せているが、そこに暮らす人々の営みが一層独特の景観を醸し出しているのだろう。

第２章　小菅の文化的景観

第１節　霊場としての小菅

１．大聖院と修験

大聖院の歴史

「来由記」「略縁起」とも小菅山元隆寺を、白鳳８年（680）に役小角が開基創建したとする。大同（806 ～ 10）の頃に真言宗となり、僧壽元が住して山内が盛隆に向かった。山内には３院があり、上を大聖院、中を中之院、下を下之院と称し、48 坊が属し、本坊には講堂、金堂、食堂、五重塔、南大門、仁王門、総門、鐘楼、鼓楼、舞台などが建ち並んでいたと伝える。

奥社参道にある御座石には役小角、もしくは弘法大師の伝説がある。「略縁起」は弘法大師とのつながりを示す。賽の河原は仏教的色彩が強い。愛染岩は愛染明王、天狗岩は天狗とつながっている。伝説などを通じて、聖地としての性格を訴えてきたのである。

伝承によれば、永禄（1558 ～ 70）の頃、武田勢と上杉勢がここで戦い、上杉勢が敗北した後、武田軍が山内に火を放ったため、宏麗で美しかった寺観は瞬く間に煙と共に焼失し、山林人跡なく茫々たる荒野となった。謙信は永禄７年（1564）８月１日に更級八幡宮にあてた願書で、川中島合戦に赴く理由を以下のように記した。

今、武田信玄は貪無体、他方の国を捨て、あまつさえ戸隠・飯縄・小菅三山、善光寺を始め、その外在々所々の坊舎供僧を断絶をなし、寺社領欠落の故、御供灯明已下怠転し、光塔仏閣伽藍際限なく焼却す。しかのみならず、京家本家山門領等を押妨し、万人を悩乱せしむ。道俗男女悲歎紅涙し、その滴喩えるに恒河に異ならず。誠なるかな。濫觴より事起こるとはこれを謂うか。

天正（1573 ～ 92）頃から坊跡が変じて一般人の宅地となり、普通の村落のような景観になったという。神社旧蔵の棟札銘写によれば、天正 19 年４月に本殿と宮殿が別当大聖院澄昇ならびに 18 坊が願主となって再興された（棟札銘写、『信濃史料』第 17 巻 273 頁）。

奥社直下の築根岩は鏡岩の上に位置する。岩の上部は尖塔が林立したような形で、頂に多数の微かな窪みがある。言い伝えによれば、天正（1573 ～ 92）頃に上杉氏が飯山城を築くにあたり、当所の八所大神に千灯を奉じた際、この岩の頭を掘って灯器に代えたという。天正 19 年（1591）の奥社再興が越中の棟梁を使ってなされたことをも加味すると、築根岩の伝承はこの再興に関わるかもしれない。また、慶長（1596 ～ 1615）頃、大聖院、桜本坊、講堂、金堂、食堂、鐘楼などが上杉景勝の援助によって再建された。

上杉景勝の会津移封は慶長３年（1598）であった。「大聖院過去帳」によれば、「當寺中興之始祖」は松代練光寺中興始祖の恵秀上人である。松代の練光寺（真言宗）は現在東光寺と称するが、古くは龍華山密蔵院蓮光寺と号し、武田信玄が海津城を築くにあたり、城の守護祈願寺にしたと伝えられる。慶長 13 年（1608）、徳川家康の六男松平忠輝が鍛冶町に堂塔を建立し、蓮光寺を別当として「練光寺」の名で城下に移した。この歴史的な流れからして、恵秀が大聖院で活動したのは、慶長 13 年から寛永８年までの間であろう。

慶応４年（1868）３月に神仏分離令が出た。これにより大聖院と小菅山八所大権現の分離がは

かられ、明治2年（1869）に大聖院別当であった武内英真が神職になり、仏式什器を菩提院に移管、同年2月に「小菅山八所大権現」を「小菅社八所大神」と改称した。

明治4年5月、神社の社格制度がしかれ、奥社は明治6年4月郷社に列格された。明治32年（1899）奥社本殿の修復がなされ、翌年には「小菅神社」と改称した。明治42年7月、瑞穂村の村社19社、無格社5社が統一された。以来、一社全村民が氏子となり、昭和21年（1946）の分社時まで続いた。この間の昭和2年（1927）に奥社本殿の修復がされ、昭和8年12月26日に県社に昇格、20年12月15日の連合軍による神道指令まで、例祭日には県の奉幣使の参向があった。

奥社本殿は昭和27年4月に長野県県宝、昭和39年5月に重要文化財に指定された。昭和41年7月、国庫及び県、市の補助金を得て解体修理に着手し、昭和43年3月に竣工した（『重要文化財小菅神社奥社本殿解体修理工事報告書』）。

大聖院には昭和30年代まで武内家の住まいがあったが、建物が解体されて更地となり、次第に忘れられた。平成14年（2002）に至り、国庫補助事業として大聖院跡の確認調査がなされ、地下から伝えられてきた通りの大聖院跡が出て来た。現在は、その成果をもとにして表面展示がなされている。

大聖院跡に残る唯一の歴史的建造物である護摩堂は寛延3年（1750）に建築され、桁行7間、梁行5間、寄棟造、鉄板葺（元茅葺）で、南面し、向唐破風造りの1間向拝をつけている。向拝には庇状の覆屋がある。向拝虹梁の菊水、蛙股や唐破風内部の牡丹・唐獅子の彫刻がみごとである。内陣まわりの挿肘木・虹梁の架構や左右に広がりをつけた組物の技法などに、大工の技術の高さがしのばれ、かつての大聖院の財力が示されている。

修験とのつながり

前近代は神仏混淆の時代であった。とりわけ平安時代に始まった本地垂迹説によって、日本の神は本地である仏・菩薩が衆生救済のために姿を変えて迹を垂れたものだとする神仏同体説が一般的だった。奥社は八所大権現が鎮座する場所とされるが、権現とは仏・菩薩が衆生を救うために種々の姿をとって権に現れることで、現れた権の姿である。江戸時代以前は奥社も仏教を前提とし、元隆寺の奥の院だった。それゆえ、一山の別当として大聖院が大きな力を握っていた。

奥社参道の御座石には役小角、もしくは弘法大師の伝説があり、奥社の中には現在、役小角の像も祀られている。修験道の祖である小角が小菅山を開き、その後も小菅は修験の郷であるというのが、地元の現在に至る共通理解である。

興国2年（1341）小菅寺の大進阿闍利は醍醐寺座主覚済から、9月9日に天野寺花園院で灌頂に用いる道具目録、同17日に書写した三宝院流の結縁灌頂法則を与えられた。小菅寺は京都の醍醐寺とつながり、書類を得ていたわけである。醍醐寺は平安時代の貞観16年（874）に空海の法孫理源大師聖宝が、草庵を結び准胝観音および如意輪観音像を祀ったのに始まる。永久3年（1115）に三宝院が建立され、中興の祖である聖宝により継承されてきた修験（山伏）を支配し、江戸時代には幕府から「当山派」と称する許可を得た。小菅寺が醍醐寺と強い結びつきを持っていたことも、小菅が修験の里であった傍証になろう。

小菅の景観は修験の世界として知られる大分県の国東半島にある、六郷満山とよく似ている。六郷満山の中で中山本寺、山岳修行の根本道場に当たり、特に江戸期より六郷満山の総持院として全山を統括してきたのが両子寺である。小菅山元隆寺では大聖院といえよう。両子山が小菅山に、奥の院が奥社（ともに権現を祀っている）に、護摩堂が大聖院跡の護摩堂に、書院・客殿はなくなった大聖院の建物にあたる。奥の院は岩の直下に懸崖造でできており、小菅の奥社との共

通性が高い。奥の院本殿裏の洞窟から湧く不老長寿の霊水は、奥社の甘露池に直接つながる。

信濃では戸隠がよく似ている。ここは平安時代後期以降、天台密教や真言密教と神道とが習合した神仏混淆の戸隠山勧修院顕光寺として、全国から修験者や参詣者を集めた。

上杉謙信は永禄７年（1564）８月１日、更級八幡宮（現武水別神社。長野県千曲市）にあてた願書で、「武田晴信は貪無体、他方の国を捨て、あまつさえ戸隠･飯縄･小菅三山、善光寺を始め、その外在々所々の坊舎供僧を断絶をなし、寺社領欠落の故、御供灯明已下怠転し、光塔仏閣伽藍際限なく焼却す」と記している。謙信は小菅を戸隠・飯縄とともに３山とし、善光寺と並べており､小菅山は特別な霊山だと認識していた。戸隠と飯縄は山岳宗教の場として全国的に有名だが、小菅も同列だったのである。

小菅といえば柱松柴燈神事で有名である。その主役の一人松太鼓の、上着・腰紐・袴・黒足袋・草鞋のいでたちは修験者につながるという。天文 11 年（1542）とする「来由記」は、柱松行事に関係して、「修験神輿前において柱松柴燈護摩を修す」と記し、修験者の参加を示している。

年未詳ながら江戸時代のものである「永代行事」と記された、大聖院の側からの史料から、江戸時代大聖院が祭で山伏を供応していたことが知られる。

修行の範囲

修験道とは、山へ籠もって修行を行うことによって様々な「験」を修めようとする宗教で、その実践者が修験者である。小菅が修験の世界であったとするなら、修行はどの範囲で行われたのだろうか。

参道から１時間もかからずに奥社に着くという距離は、この間だけでは修行の場にならない。慶長５年（1600）５月付の「略縁起」には､次のような内容が記されている。弘法大師が当山に登った時、峰を見ると光明があったので行って拝すると、満山が皆仏体を現したので、ここを万仏岩という。また、峰の東北数十町に層をなす峰に八所権現が鎮座していた御鎮座岩と呼ぶ奇岩がある。弘法大師はそこで護摩を行い、滝の水を汲んで閼伽水としたので、滝をあか滝と号した。

永禄９年（1566）に描かれたという図には、奥社の上、北東の位置に「アカノタキ」（閼伽の滝）が示されている。位置からして現在野沢温泉村を流れる赤滝川である。その南には「護摩所」、北には「御鎮座」（御鎮座岩か）が示されている。加えて図には、天狗岩の北方に「地獄谷」、その北方に「不動滝」が描かれている。地獄谷の北西には「熊野岩」もある。目を反対側に転ずると、鳥居杉の東側に続く峰を越えた南西に「十所権現」、さらにその背後に「満佛岩」（万仏岩）がいくつも尖った岩の姿で描かれている。

万仏山は古来小菅山の裏山といわれ､小菅山から東南に約 6km を隔て､神戸集落の東方に聳え、特徴ある集塊岩で形成されている。中央にある万仏岩は高さ 20m、幅 150m 程で、塊状の突起が数千、数万あり、仏塔のように見えることからこの名になったという。万仏山の嶺にある窓岩は一種の石門で、延々と連続する岩背の中腹をうがって窓を開いたようになっていて、石仏が安置してある。このほかに天狗岩・氷岩・梯子岩・花立岩などの奇岩が多くある。万仏山の西北の山続きに十所権現（今は実正権現という）がある。

小菅の南方、直線距離で 2km ほどにある福島神社から万仏岩に至る参道には、33 番の石造観音像が安置されている。18 番と 19 番の間、参道南側には不動岩があり、その中腹の岩棚には不動明王の石仏が祀られている。

小菅神社が所蔵する延享３年（1746）５月付の絵図には､参道を直進して船石､それから愛染岩、その背後に糊代の関係で読めなくなった「　」岩、さらに進むと渓を挟んで反対側に不動岩が描

かれている。八所権現（奥社）背後の岩に示されている緑の木は影向松であろう。その背後に権現裏山、十所権現、万仏岩が描かれている。岩には白い点が打たれているが、神の影向があったか、聖なる岩であることを示すのであろう。

小菅の南に位置する神戸は神の途、あるいは神への戸として、集落名にまでなっている小菅の信仰世界の入口である。その上に、前述した地名全域が修行地としてあったものであろう。

小菅の信仰と斑尾山、妙高山

小菅の景観特徴の一つは、巨石や岩、巨木、水に対する信仰、奥社に向かって参詣者の意識を高揚させていく参道の設定など、宗教空間としての景観がよく見えることである。

信仰の中心をなす奥社は、せり出した巨岩の岩陰で護摩などが行われていたのを前提にして建てられた。奥社の岩場の上にはブナ林が広がる。ブナの森で蓄えられた水が、奥社の巨岩の間から湧き出し、甘露池として信仰対象になっている。

天空に近い高い山には神々が降臨する、しかも神がより来る目印のように大きな岩の上に江戸時代まで影向松があった。この松に神が降り、岩を伝わって、奥社の宮殿に入ると想定された。高い山の上でありながら、岩の間から水が湧き出す。雨は天空から降るが、そこに最も近い奥社から湧き出る水は神の恵みと理解された。情景として日本人が抱いてきた神の示現する場所に適合している。

小菅の集落から、あるいは遠方から眺めても、奥社の鎮座する小菅山は全く特徴のない山にしか見えない。信仰対象となる山の多くは標高が高く、あるいは独立峰で、岩山など山容に特徴があり、遠くから見ても容易にそれとわかる。小菅山とならぶ戸隠山にしても飯縄山にしても、遠近からはっきりと見分けられる。ところが、小菅山はそれ程の標高もなく（標高約 1047m）、山塊の一部をなすのみで、容易に見分けられない。さほど山容に目立つ特徴がない小菅山が修験道の地として選ばれたのはなぜだろうか。

奥社の近辺から前方に見えるのは斑尾山（斑尾山は越後側の呼び方で、信州側では斑山であった）である。すなわち､奥社南東から岬状に谷に突き出ている 9 本の杉の株立ち（御鎮座杉）と、奥社下方で岬状に谷に突き出ている築根岩から写真撮影とコンパスを用いた軸線の確認すると、それぞれ斑尾山がＳ 76 Ｗ、妙高山がＮ 80 Ｗ（磁北偏角の補正なし）という結果である。奥社の社殿はＳ６Ｗで、当地の偏角（7.50）を補正すると、事実上真南を向いており、奥社の正面は展望が開けておらず、高社山さえ見えない。

明瞭に山をとらえるには不動岩の眺望点と太鼓橋の間が最適であるが、斑尾山が谷の正面方向に見える。注目すべきは、斑尾山の両側の山で、飯縄山と黒姫山があたかも三尊のように斑尾と並んでいる。もし、摩多羅神を主尊とした三尊なら、両側は丁禮多・爾子多だろう。

奥社が対面しているのは斑山、見えないがさらにその遠くにある地主神の住む飯縄山となる。小菅集落の南側に位置する遺跡の中心軸も、こちらに向かっている。すなわち、古い段階の信仰の軸線は小菅山奥社から斑山に向かったものであった。「来由記」などによれば、役小角の前に小菅権現が示現した時､「我は摩多羅神で馬頭観音の化身である」と述べたという。摩多羅神のマタラが斑山の「マダラ」とつながり、斑山は摩多羅神の山ということになる。最初に現れる地主神の飯縄明神が守護すると述べているのも、斑山の背後で守護するとの意識であろう。

ところが、現在、小菅集落の中央を走り参道へとつながる直線の道において、西側を振り返り、上がってきた道から目をそのまま上に向けると、関田山脈の向こうに妙高山の山頂が見える。夕陽が落ちる西方浄土と合致する西方に、あたかも阿弥陀様の頭のように妙高山が浮かんでいる。

阿弥陀如来の図に峰越しの阿弥陀が描かれるものが多いが、この光景が峰越しの阿弥陀様に見える。とりわけ落日の時に妙高山を眺めると、黄金色に輝く西方は極楽浄土に感じられる。

妙高山とは新潟県妙高市にある標高 2454m の複式成層火山で、遠方から眺めると独立峰で、その屹立した山容がすぐにわかる。

本来妙高山とは仏教世界の中心にあるとされる須弥山、梵語 Sumeru の音写で、妙高山・妙光山と訳された。日月星辰は須弥山の周囲を回転しているという。妙高山は地域の人々によって仏教世界の中心として意識され、山が信仰の対象になっていたのである。

こうした景観からして、現在の小菅の集落は背後に小菅山を置いて、妙高山を拝するために中央を走る道路を基軸にして計画立村され、小菅山もその中に位置づけられたと考える。

それでは奥社の軸線と、集落の軸線と二つの異なる信仰の軸線が存在するのはなぜであろうか。遺跡などからして、古いものは斑尾山への軸線であろう。それが妙高へと軸線を変えられた。変化をさせた主体が、地域住民か、大聖院か、それとも権力者かによって、評価が異なってくる。

状況から判断すると、これをなしえたであろうもっとも可能性の高い人物は上杉景勝である。天正 10 年（1582）、本能寺の変による織田信長の死後、いち早く北信濃を手に入れたのは景勝であった。天正年中に飯山城を築くにあたって、小菅神社に千灯を掲げたという築根岩の伝説が残る。また、天正 19 年（1591）の奥社修復は景勝の手になる可能性が高い。景勝によって信仰軸線が、彼の住んだ越後の妙高山に向けられたのではないだろうか。

２．里宮と祇園

小菅祇園

昭和 33 年（1958）に出版された西角井正慶編『年中行事辞典』（東京堂）が、「小菅祇園祭」を次のように説明している。

7 月（もとは旧 6 月）14・15 日、長野県飯山市瑞穂、小菅八所明神社の夏祭。社はもと八所権現と称し、明治以前まで修験者の集まり処として名のあった別当寺大聖院の管理する祭であった。行事の中心は柱松行事で、祭の前々日の 12 日に柱立てといって、周囲一丈五尺、高さ一丈余りの柱松を二基大聖院講堂前に立て、15 日の午後、松子（7 ～ 8 歳の少年が扮し、立烏帽子・白装束をつける）の行列が猿田彦面・天狗面などの先導で大聖院から講堂前に練り込んで来て、その柱松の先端に松榊を立て、クネリ山伏と呼ぶ役が柱松の前で足踏みをし、山婆（松子の介添役で面をつける）に手を引かれた松子も同様に反閇（へんばい）を踏んで、終ると、若者が松子を抱えて柱松の上に押し上げ、先端の真萱に火をつける。この柱松の燃え上りの遅速によって、その年の吉凶を占うという。なお、14 日には八所明神里宮の社前と講堂前で獅子舞（御幣舞・剣舞・くつくつ舞の三曲）が行われ、15 日には、松子行列の練り込みの前に、里宮から講堂近くの御旅所に対して神輿の渡御がおこなわれる。

このように、小菅祇園は古くから全国的に知られた祭りである。

平成 17 年（2005）1 月に記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択（国の記録選択）として、長野県の「北信濃の柱松行事」が答申されたが、中心は小菅の柱松柴燈神事であった。そして、柱松行事は平成 23 年（2011）に国の重要無形民俗文化財に登録された。

祭の具体的流れ

【祭の準備】現在、祭は３年に１度、７月中旬の日曜日に開催されるが、準備は１週間前の日曜日になされる。ちなみに、柱松柴燈神事が実施されない年でも獅子舞などは行われている。

祭に向けて清掃することを番屋普請と呼び、集落の中で分けた全 11 組の伍長組毎に行う。主として奥社参道（三の鳥居から船岩）、大聖院跡付近、講堂近辺、社務所から里宮、仁王門周辺に分かれ、朝７時半ぐらいから始める。こうした場所が祭にとって特別な場所だといえよう。

大体９時半頃に掃除が終わると、組毎に柱松の材料となる粗朶（雑木、柴）伐りに出かける。採取場所は北竜湖周辺などで、どこからでも採って良いことになっている。柱松の上部に挿される杉の枝葉や、柱松を支える杉の杭なども里宮周辺から伐採されてきて、講堂前の祭場に集められる。

柱松作りに並行して、御旅所の周囲に粗朶が立てられる。なお、祭が行われる前々日から前日にかけて、屋敷と道の境に粗朶を置く風習を守っている家も残っている。

午後には、集落の中央を走る道路において、里宮の鳥居の少し下に大灯籠を建てる。同時刻、大灯籠より下の方に約 12m の大幟の支柱が立てられる。大灯籠や幟などを立てるため、集落の道路には基礎となる装置が用意されており、村にとって祭が必須だったことが分かる。

灯籠などを立て終わると、祭場で柱松作りが開始される。柱松は上と下の２本で、小菅集落の住民は東（上）の１基を、慣習により周辺の関沢・針田・笹沢集落の人たちは西（下）の１基を作る。粗朶を並べる下に直角になるように上は丸太を９本､下は丸太を７本敷いて､その間にロープを入れる。余分な枝や葉を取り払った粗朶を葉の部分が柱松の中心にとなるように並べ、端の部分には太い枝が来るように絡めながら固定し、中央に支柱となる杉柱を寝かせ、丸太の上を転がすように粗朶で巻いて作る。多くの人が力を合わせて柱松を持ち上げ、垂直に立ち上げる。その後、柱松の上部に結びつけたブドウ蔓を四方に引っ張り、杭を打って縛り、固定させる。

また、祭で松太鼓が上る松石も祭場に設置される。

祇園祭の１日目には、朝８時に講堂で打ち合わせがされ、大灯籠の灯籠部分が取り付けられる。その後、火旗（赤い色の旗）を仁王門から上に向かって立てる。仁王門の少し前に「八所大神」と書かれた幟が２本､「精誠通神明」と書かれた幟を講堂の前に立て､引き続き火旗を立てる。祭場の講堂側に白の２本、反対側に赤の２本の吹き流しが、祭場入口に２本の赤い幟が立つ。

【松神子のお籠もり】柱松柴燈神事の主役ともいえる松神子は、午後に護摩堂裏手の池のほとりで禊ぎを行い、その後護摩堂で神事を執行する。松神子らは直会が終るとすぐに奥社へ登り、夕刻奥社で神事を行い、直会をする。その後、松神子とその関係者、奥社当番は奥社に籠もる。

【宵宮】小菅の集落では夕刻、講堂内に浴衣を着た若衆が集まり、夜宮の準備をする。７時半ぐらいから３度にわたって若衆が触れ太鼓で祭を報せる。若衆たちの拠点は講堂内である。里宮の社務所には集落の重役たちが集まっている。

９時より少し前に伶人（音楽を奏する人）が講堂内から出て、演奏を開始する。演奏は３度繰り返され、９時半近くに祭事部長が神事の役割分担を発表し、献灯がされ、４度目の演奏で、猿田彦を先頭にして獅子が登場し、講堂の前で獅子舞を行う。舞い終わると制札の灯籠を先頭に献灯を持った人々の行列が社務所へ向かう。社務所前でも獅子が舞われる。

その後、４枚の御幣が下がる注連縄も里宮入口の鳥居に結びつけられ、猿田彦により注連縄切りがなされる。これが終わると、猿田彦を先頭に里宮へ進む。11 時近く、里宮で神事、さらに神楽殿獅子舞が行われ、終わるのは 12 時近くになる。

【護摩堂での動き】奥社に籠もった松神子たちは、早朝に下山し、護摩堂で着替えをして、朝食をとる。

８時近くに松子補助者たちが集合し、護摩堂裏手の池で禊ぎを開始する。それが終わると柱松の上に立てる松榊（単にサカキともいう。ここでは本物の榊ではなく桂を用いる）を準備する。その後、柱松にかける縄を縒る作業を始め、８時半頃に終わる。

柱松柴燈神事では、柱松の上でどちらが早くオバナ（ススキの穂。マーヤとも呼ぶ）に火を付けるか競うが、その際には火打石と火打金による切り火を用い、火口が必要なので、護摩堂の東側で火口焼きがなされる。

火口作りが終わると松子若衆は護摩堂へ入り、関係者や巫女役の少女たちもやって来る。9時半頃より神事が始まり、それぞれの松神子と松子若衆が、上下どちらを分担するかを決める鬮を引く。

10時近くに松子若衆が護摩堂から講堂前の祭場に行き、担当する柱松の用意をする。

【里宮での動き】９時半、社務所内に警固や槍の役割を負う者が集合し、護摩堂へ向かう支度を始め、間もなく、前衛、中衛、後衛、槍が２列になって護摩堂へ向け出発する。彼らが到着し、護摩堂前に警固（ワケヨリ）２、槍２、太鼓２、伶人６、槍２、巫女４、神職４、唐櫃２、警固２、松神子２、両脇に父親の順序で列が作られる。行列の後ろには来賓が続く。

行列は10時頃、護摩堂を出発し、里宮へ向かい、到着すると儀式を行い、神饌を捧げ、祝詞が奏上され、玉串奉奠などがなされる。11時半頃に里宮社殿内での儀式が終わると、神主を警固・槍が護衛する形で護摩堂へ向かう。

正午過ぎ、警固・槍のみで隊列を組み、里宮にある社務所へ移動する。神輿は神輿殿から少し出され、担ぐための棒や鳳凰が神輿に取り付けられる。同じ頃、本殿より面をつけて、鈿女（ヒメ）、手力雄命、猿田彦の順で出る。

１時過ぎに警固・槍が到着し、神主が祝詞を奏上し、猿田彦、手力雄命、鈿女の順に並び、背後に御輿が続く。行列は休憩を３回挟み、１時半頃に里宮の鳥居まで到着して、御輿の押し合いが終わる。集落中央の道路を通って、講堂前広場入口にある石（天王石と呼ばれる）の上に神輿を一旦置く。その後、再び神輿が動き出し、御旅所に神輿を安置する。

神輿が御旅所に入り、警固は社務所に戻り、御旅所で神事が行われる。警固は御旅所から講堂、その後護摩堂へ向かう。護摩堂では松太鼓と仲取が支度をする。午後２時半過ぎ、猿田彦を先頭に行列ができ、伶人の演奏が始まり、集落中央の道を祭場に向かう。

３時過ぎ、講堂前の祭場入口で行列が止まり、祭事部の指示で列の順番が変わって、松太鼓の横に松榊とオバナがならぶ。２回太鼓を叩くと、松榊を持った松子若衆が柱松に向かって走り出し、柱松の先端に挿す。再び松太鼓が２回太鼓を打つとオバナを持った松子若衆が走り、松榊と同様に柱松に取り付ける。さらに、太鼓の合図で火打箱を持った松子若衆が柱松に登り、上に運ぶ。それぞれの柱松に松子若衆が２人ずつ上り、下には３人の松子若衆が待機する。

行列が御旅所に着くと、伶人は演奏を止め、神職らが御旅所の中に入る。神主は護摩堂から運んできた三種の神器を神輿に捧げる。その後、伶人が演奏を再び開始し、神事が始まる。神事が終わると、行列は祭場に移動する。

【柱松柴燈神事】３時半頃、神主と猿田彦が講堂入口の階段に座り、講堂前で松神子と仲取が手をつなぎ、後ろに松子若衆が控える。松太鼓は松神子らと向かい合い、松石に向かって歩き始めると、松子若衆らがその所作をまねる。

巫女の少女たちも講堂に入り、柱松には御幣が立てられる。松太鼓が休み石から立ち上がり、右足から踏み出、独特の所作をする。青竜刀も松太鼓の後に従う。

松神子が裸足になり、松太鼓が松石へ着き、松石に左足を２回、右足を２回かけ、左足から石の上に乗る。松太鼓が所作を始め、何回か空振りした後、一度腕組みをして松神子らを見る。仲取と松神子が手を離し、松子若衆によって松神子が担がれる。松太鼓が仲取に合図を送り、頷きあって、お互いに一礼する。松太鼓は松石の上で一周しながら、四方に礼をし、わざと踏み外して松石から落ち、再び上る。仲取と松太鼓が合図を送り、頷きあい、お互いに一礼する。松太鼓は再び太鼓を叩く所作を続けるが、重ねて何度もそらす。

松太鼓が３回太鼓を鳴らし、松子若衆たちがオバナに火を付ける競技が始まる。着火するとすぐに火口が下げられ、松子若衆は急ぎ松神子を柱松から降ろし、松神子を担いで休み石まで連れて行く。下の柱松が倒され、観客が柱松に立てたオバナや松榊を取り合う。

柱松行事が終了すると、御旅所から神輿を出す作業が始まり、神輿が祭場を出て、里宮へ向かう行列の最後尾につく。伶人の奏でる音楽の中を来た時とは異なって講堂の裏の道から里宮へ帰る。里宮につくと神輿を片付け始める。

猿田彦など行列で並んでいた人達や松神子らは、護摩堂へ向かい、ここで直会を行う。祭の片付けは祭の終わった翌日の午後に行う。

柱松と護摩

小菅の柱松は修験道に関係し、中世的な要素があり、古くからの伝統を伝えているといわれてきた。しかしながら、大聖院は慶長３年（1598）２月に上杉景勝が会津若松へ移封された時に従い、寛永８年（1631）に没した没恵秀が再興したので、中世から近世にかけて大きな断絶があった。元隆寺が柱松柴燈神事を執行していたのなら､いかに村人を動員していたか､廃仏毀釈といった近世から近代への動きの中でなぜ断絶しなかったか、様々な疑問が生じる。

「来由記」によれば、宗徒は金堂において大般若経を読み、その真理について論議し、法華経８巻を朝座・夕座に１巻ずつ４日間に８人が読経、供養した。法会の間に伶人が楽を奏し、宗徒は論議し、修験者たちは神輿の前で柱松柴燈護摩を修していたという。これによれば、柱松は修験者による柴燈護摩の装置とみなされ、元隆寺が中心になって行う宗教行為ということになる。また７カ村の民が種々の技芸をなし、住民が奉仕をしていることが注目される。

小菅の柱松は本来祇園祭の一環である。祇園と技芸を結びつけるのは、小菅権現、すなわち志多羅神である。『本朝世紀』によれば、天慶８年（945）７月 25 日に、摂津国河辺郡から数百人の民衆が、志多羅神という神を祀った３基の神輿をかついで、幣帛をささげ、太鼓を打ちならし、歌舞しながら西国街道を東上した。８月のはじめ、その集団が石清水八幡宮の近くまで到着した頃には大群衆になり、神輿も６基に増加した。このように､「志多羅神」は疫病駆除のための民間信仰の神で、疫神・御霊神の一種である。シダラは手を打つことをいい、疫病流行のさい歌舞音楽をしてこの神を祀ったことによると見られる。

「来由記」に記された神輿の前で柱松をする光景は、現在の祭と同じであるが、祭礼の主体は護摩を修するところにあった。「略縁起」は柱松柴燈神事に関係して、奥の院の甘露池の「其前にて馬頭の護摩を修行す、それより相続今に至て護摩を其所に行ふ」、また毎月御鎮座岩の「傍におゐて護摩を修す」､「金堂の庭の柱松ハ右の悪鬼悪神降伏の護摩なり、其後建久八年頼朝卿、當國善光寺仏詣の節當山に参詣有て、天下太平のために奥院におゐて長日の護摩を始給ふ」などと記す。

小菅権現である馬頭観音が湧き出した、小菅信仰の基盤をなす奥院の甘露池の前で護摩を執行し、御鎮座岩でも護摩を焚いた。御鎮座岩は小菅権現が鎮座した岩である。由緒を持つ重要な場所での護摩が、もっとも大事な行為だったといえよう。金堂の庭の柱松は悪鬼降伏の護摩とされているので、金堂（現講堂のことか）の前で柱松行事が行われていた。その目的は悪鬼降伏のためとされるが、柱松行事が祇園祭の一環であることからすると、悪鬼は疫神だろう。となれば、疫病駆除のための「志多羅神」、疫神・御霊神の一種とつながってくる。

『広辞苑』によれば護摩とは、「密教で、護摩檀を設け、護摩木を焚いて息災・増益・降伏・敬愛などを本尊に祈ること。古くからインドで行われていた祭祀法を取り入れたもの。智慧の火で煩悩の薪を焚くことを象徴するという」でる。

中世においては元隆寺が中心となって護摩が焚かれており、護摩の一環に柱松もあった。柱松柴燈神事は天下泰平などの祈禱手段だったのである。

『増訂小菅神社誌』によれば、大聖院（元隆寺）は江戸時代前期に約 60 から 80 石を領し、百姓 22 から 23 戸を支配しており、地域の領主としての性格を維持していた。注目すべきは、里宮が別に７石を有し、大聖院の武内家とは全く異なる鷲尾家が神職を勤めていたことである。本来里宮は奥宮に対する里宮でなくて、小菅地区の神社（氏神）だったといえる。

小菅山の近世末の信仰圏を見ると、信濃では善光寺以北、越後では高田（新潟県上越市）から東側を中心としている。善光寺ほどの広がりはないものの、元隆寺は国境を越えて一定度の信仰圏を有する、地域の霊場だったのである。

里宮の意味

小菅集落では柱松行事の前日、夜宮からの一連の行事を祇園祭と呼んでいる。柱松について理解するため、祇園祭とはどのようなものであるか、その出発点になった京都の祇園祭について確認しておきたい。この祭は古く祇園御霊会といい、平安時代に流行した御霊信仰にもとづく祭礼であった。祇園の祭神は牛頭天王とされるが、素戔嗚尊と重ねられている。

近世以前、現在の小菅神社奥社などは小菅山元隆寺の支配下にあった。近世に書かれた小菅山の縁起などには全く素戔嗚尊のことが書かれていないのに、昭和６年（1531）の『増訂小菅神社誌』では、小菅権現を素戔嗚命とし、馬頭観音が本地仏だとする。経緯からすると、素戔嗚尊は里宮で祀っていた可能性が高い。本来、奥社と里宮とが別の神社で、里宮は小菅村の氏神であったのが、元隆寺が管掌していた小菅山八所大権現（奥社）と一体化し、小菅神社と総称されるようになったのである。

つまり、小菅を象徴する柱松柴燈神事は集落に災いを防ごうとする祇園祭の一環で、里宮が大きな意味を持っていた。そして、集落の中央を走る道路、及び里宮のすぐ脇にある講堂、祭場が一体化していたのである。その意味で、小菅の祭にとって、大聖院跡の護摩堂、その脇の池、さらに奥社、そして講堂、祭場、里宮は、集落の紐帯となる祭維持にも、必須の場所なのである。そしてこれらが小菅の景観の主軸をなしているのである。

村と祭り

年記がないが、文字や内容からして江戸時代に作成された「永代行事」から、大聖院（元隆寺）側の柱松行事に関係する記載をまとめると次のようになる。

６月１日の柱松立ては氏子の役で、大聖院から彼らに並酒１斗を渡した。

八所大権現は元隆寺別当の大聖院が管轄し、村の氏神でなかった。村の社は里宮であった。大聖院は上杉景勝の転封等を機会に、地域の大領主の後ろ盾を持つ寺から、村と連携を持って成り

立つ寺へと変貌を遂げ、里宮との関係で奥社の位置づけもされるようになった。

１日には前坂より縄の人足が台所まで来たので、酒を出した。柱松柴燈神事に用いるヤマブドウの蔓は、今でも野沢温泉村前坂から提供されるが、前坂村はその役割を江戸時代を通じて担っており、ここが小菅庄の一部だった歴史を伝えている。

１日には、神主が御幣や注連を切るため大聖院にやって来る。これは大聖院配下の社家である証だという。神主は里宮の鷲尾神主であろう。同日、庭掃へ玄米１斗５升を渡している。

３日の晩、大聖院は奥の院へ代僧を派遣し、松子（松神子）も遣わしている。現在奥社の儀式は神主による神事だが、江戸時代には僧侶が主導していたのである。

４日が祭礼の日で、大聖院では朝に赤飯１斗５升程を炊く。これは諸方よりやって来る人に出すためで、百姓人足に握り飯一つずつを渡している。山伏は村からの願いによって、大聖院が饗応した。このことから、祭の主体者は村であったといえよう。現在の柱松行事では修験者の姿が全く見えないが、江戸時代には修験者たちが参加し、加持祈禱が売り物であった。

４日朝、奉行所へ使僧を派遣して、お伺いをした。また、この日に土用中に食す納豆・醤油・糀を拵えた。同じく中村･小見（ともに木島平村）辺に団（団扇もしくは団子だろう）を配るが、自身で行くこともあった。

４日の護摩修が終わるとすぐ、午前 10 時前に本堂でどちらの柱松を担当するか松子に鬮を取らせた。現在では失われているが、江戸時代にはその前に護摩が焚かれた。江戸時代の柱松柴燈神事では、仏教行為である護摩が大きな意味を持っていた。その伝統故に、今でも祭礼の出発点が護摩堂となっている。なお当日、松子の宿入用米の２升、酒５升は、大聖院や村でなく、松子方より支払われた。

４日、午前 10 時頃に警固がやって来て、彼らに酒を出した。警固は現在でも特別視されるが、江戸時代においても大聖院が饗応しなければならない重要な役割だった。祭に参加する者たちは大鐘が鳴ると行列して祭場に向かった。

御旅所では神拝の内に惣衆が般若心経を読誦したが、始めに錫杖で合図をした。錫杖で合図を送ったのは、山伏たちであろう。次に講堂内で火を焚いて加持をした。江戸時代の柱松では神輿の前の読経といい、錫杖といい、仏教的な要素が濃かったのである。

祭の後、村より祝儀の人がやって来ると、大聖院では酒を出した。また、男どもを柱松の片付けに遣わした。現在は柱松行事が終わった柱松は､講堂の後などに村人によって片付けられるが､江戸時代では終わった柱松の処理ができるのは、大聖院だった。

大聖院は祭で重要な神輿渡御などに全く関わっておらず、祭の執行主体は小菅村であった。柱松行事は修験の祭なので、大聖院が中心的役割を担ったが、祭礼全体を取り仕切るのは村だったのである。

注目される史料に天明３年（1783）７月に小菅村で取り決めた「御祭禮日市中村定連判帳」がある。第１条には、公儀の法度を守ることとある。第２条には、祭礼や市の日に参詣の人は申すに及ばず、諸商人に対して慮外の言い過ぎがないように、彼らを大切にして、たとえ村方の者に利分があっても容赦し、喧嘩口論の腰押さえや加勢などを決してしてはいけない、すべて他所の者を取り立てるように心がけること。付けたりとして、祭礼の日、市の間に市場の茶屋小屋などへ当村の男女が出て行って、居酒を賜ってはならない、これらの内容を妻子は申すに及ばず、若者どもへよくよく申し聞かしておくこと。こうした内容が、合わせて 14 条にわたって書かれている。

規定で明らかなように、祭礼時の治安などは村共同体が担っており、大聖院は関与していない。祭礼の日に市が開かれる際、定店の 99 軒からはお金が徴収され、村の収入になっていた。講堂前の祭場の管理も元隆寺ではなく、村が行っていた。祭には多くの人を集め、市に人を招く必要があったために、争い事が起きた場合たとえ村人に理があっても、他所から来た商人や参詣の人をたてるように、と村で定めた。柱松には市に人を集める側面もあり、市が栄えれば村の収入も大きくなったのである。

神仏に捧げ、神仏を祭りあげる古代や中世に淵源を持つ祭礼は、神仏の動く夜に行われるのが一般的で、寺社が主体者であった。小菅の場合、祭の多くの人を集める意義が大きくなる中で、村が主体となって、人が集まる日中に、観客を意識して巨大な柱松を立て、華やかな祭へと変化させていったのであろう。この結果、観光的な色彩が強くなり、信仰の側面は弱まった。逆にこのようなことができたのは村としてのまとまりが強かったからで、その背後には現在の独立した山つきの、豊かな農業と林業ができる景観があった。

江戸時代に村が中心になって祭を行い、市を開いていたからこそ、近代になっても祭礼が維持され、市も続いていたのである。

市と祭り

以前は小菅の祇園祭を、市が開かれるので「小菅の市」と呼んでいた。『信濃奇勝録』は、小菅の「例祭ハ六月四日より十一日まで、其間市をなす。諸所の商人輻輳、農家をかりて器財・衣服の舗を開けハ、日頃ハ寂々たる僻地も、忽繁花の街となり、往還絡繹として、雑沓囂塵を播くす、地方官所より出張の有司幕の内に座して非常を改め、其辺の山里、又ハ遠く出羽・奥州よりも売馬多くひき連来りて、交易売買の声甚賑しく、恰も大都会の如し」と記す（原文のまま）。

このように、祭礼時に集落の参道に面した両側の家の縁側は、一様に道路に向けて張り出され、商人がそこを借りて商品をならべ、市にふさわしい情景がかもし出された。そのほか、この日には近郷から集まった商人、香具師仲間が市神を祀り、店を張った。また、祭神にちなんだ馬市も開かれ、昭和の初年には数十頭の馬が来たといわれている（『新編瑞穂村誌』1035 頁）。

中央の道路に面して家々が並ぶ風景は長い歴史を持ち、現在に至るまで独特の美しい景観を形作っているのである。

３．遺構からみた霊場空間

（１）遺構調査のねらいと方法

旧大聖院跡から奥社に向かって真っ直ぐのびる参道の両側に、雛壇状の造成痕らしきものがあることは、小菅に関心を持つ研究者の間では以前から知られていた。また、その場所にある自らのヤマ（土地）の周辺に多数の石垣があることを、地元の人々は、それぞれ良く知っていた。しかし、それらは総体として把握されることなく今日に至っていた。

今回の調査にともなう踏査で、この場所にある石垣と平場の群れが「ただならぬ」ものであることが、その空間構成や構造から予察された。

そこで今回は、限られた時間と予算の中で、その広がりや構成をできるかぎり把握し、存在を明らかにすることを目的として遺構分布調査を実施した。手法としては、中世城館跡の遺構踏査と同様に地表に現れた人為的改変箇所を記録する方法をとった。「築地」遺構とみられる構造物など、通常の城館遺構には類例が少ないものが遺構の構造を把握する上で重要な存在である点が城館跡とは異なるが、平坦面と法面（小菅の場合基本的に全て石垣）からなる遺構の形を把握す

る点は同様である（※註１）。

対象範囲が、位置の確定した目標物に乏しいことから、精度を上げるために要所に測量で基準点を設定する予定であったが、これは最終的に踏査に間に合わなかった。そこで、参道を基準にして連続的に伸びる平場のエッジを数カ所選び、距離と方位を大まかに把握して、これを骨格に踏査図（図 2-1-3-1・図 2-1-3-2）を作成した。このため、完成した図は、あくまで遺構のおおよその広がりと形、相対的な位置関係を示すものと理解されたい。以下の文中では、図中の平場は「S6-c」（参道南遺構＝ S、第６群＝６で、この平場は大聖院跡の上段）などの記号で記す。

（２）地表面観察からみた遺構の概要と構成

１）５つの遺構群

本報告書には５つの遺構群が記録されている。うち一つは、小菅集落から風切峠を越えた場所にある「神戸遺構群」で、飯山市教育委員会が測量調査を実施した。残る４つの遺構群はいずれも、奥社参道の両側（南北）で旧大聖院跡付近から上位の空間に広がっている。最も上位にあるのが「伽耶吉利堂（かやきりどう）跡遺構群」で、平坦面が確保可能な谷の最奥部に位置する。それより下位に現在東屋が設けられている「旧観音堂（ふるかんのんどう）跡遺構群」が参道北側にあり、この辺りのレベルから桂清水にかけた参道南側一帯に広大な「参道南遺構群」が展開する。また、内山用水より下位で参道北側の山林内には「参道北遺構群」が展開している。これら４つの遺構群については、以下で概要を報告する。

写真 2-1-3-1　斜面上方の参道から見た「伽耶吉利堂跡」の平坦面

２）伽耶吉利堂跡遺構群

現地の参道沿いには、現在「伽耶吉利堂跡」という標柱が立っている。この場所は評価の手がかりが乏しかったためか、これまで小菅で試みられた数多くの調査の中でも、分析対象になっていない。しかし、小菅の信仰遺構の分布調査と文献調査が進展するにつれ、概況だけでも報告書に盛り込むべきだと考えるに至り、大まかな所見をここに記録する。

伽耶吉利堂跡遺構群は、奥社に至る谷の中で一定の面積の平坦面を確保しうる最も奥まった場所に占地し、奥がすぼまった台形の平坦面と、その前面の落差の大きな法面が主要な遺構である。この平場が、人為的なものであることは明瞭だが、かつての簡易水道工事による掘削痕があるなど、地表面から読み取れる情報は攪乱されている。法面の下にもテラス状の緩傾斜地があるが、エッジが不明瞭で、人為的なものと断定するには発掘が必要である。

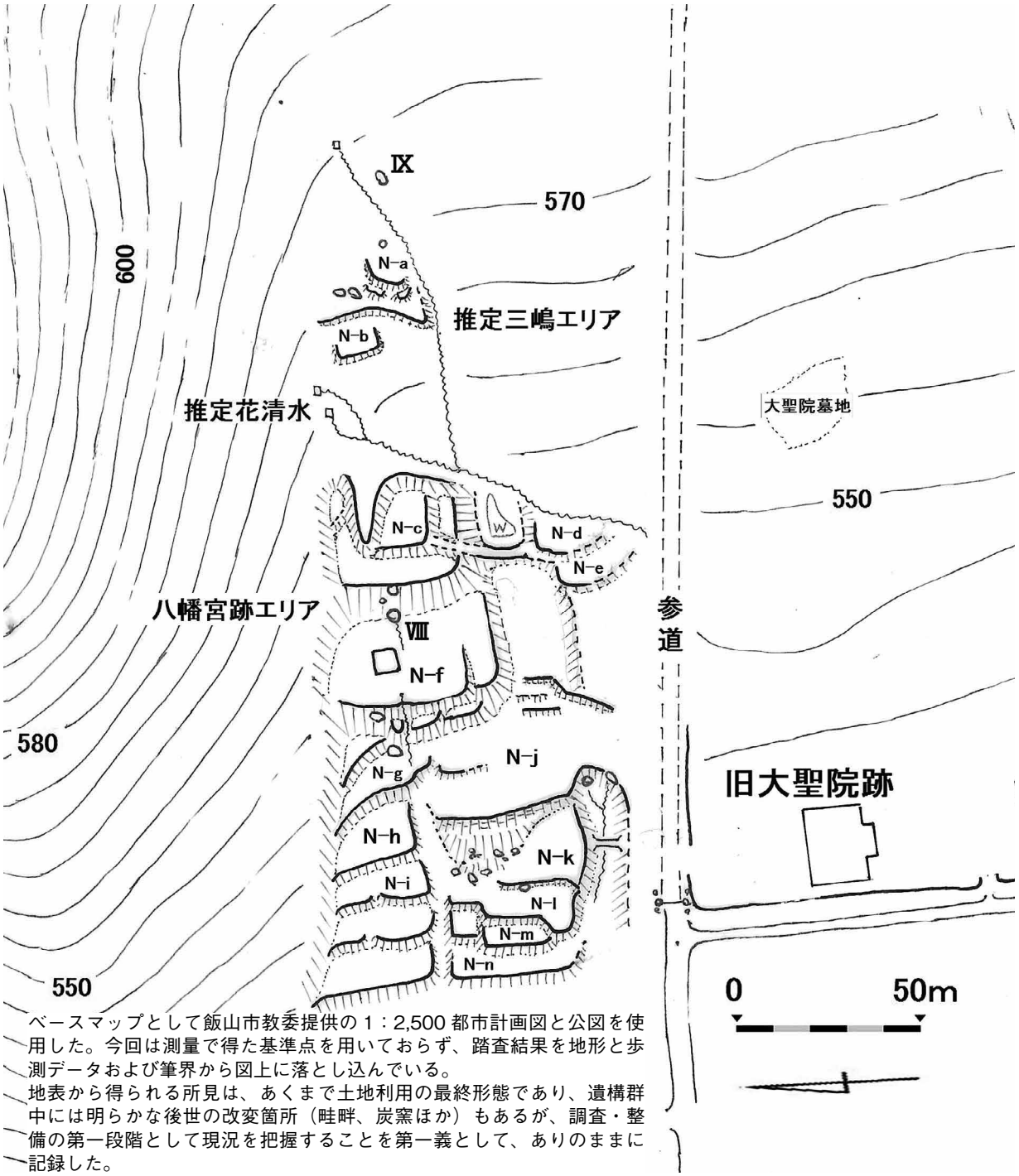

ベースマップとして飯山市教委提供の１：2,500 都市計画図と公図を使用した。今回は測量で得た基準点を用いておらず、踏査結果を地形と歩測データおよび筆界から図上に落とし込んでいる。
地表から得られる所見は、あくまで土地利用の最終形態であり、遺構群中には明らかな後世の改変箇所（畦畔、炭窯ほか）もあるが、調査・整備の第一段階として現況を把握することを第一義として、ありのままに記録した。
図中の記号は本文（第２章第１節３・４ほか）の記述に使用されている。

図 2-1-3-1 小菅山信仰関連遺跡　参道北遺構群概要図（作図：遠藤公洋）

図 2-1-3-2 小菅山信仰関連遺跡　参道南遺構群概要図（作図：遠藤公洋）

一般的に「谷立地」型の山寺では、「谷の突き当たり」に最も重要な堂宇が置かれることが多く（※註２）、長野県北部には、長野市の戸隠神社奥社（戸隠山顕光寺奥院）や、信濃町の霊仙寺跡などの類例がある。「別当誡孝集之小菅山奥院天正以来修覆記録并馬頭観音由来（『小菅神社文書』別箱 23）」は、伽耶吉利堂の焼失を指して、「『本堂』が焼失したので馬頭観音の尊像は『奥院』で保管されていた」と説明しており、伽耶吉利堂が最も重要な堂であったことが読み取れる。

遺構ならびに周辺の地形から、留意すべき点は以下の通りである。

第一は、平坦面の前縁法面には勾配があり、下部に大ぶりな転石が集積している。これは、参道南遺構群や神戸遺構群とは異質で、参道北遺構群の八幡跡周辺に似る。このような遺構は、勾配をもった近世的な石垣が崩壊もしくは破却された痕跡に似る。

第二に、「伽耶吉利堂跡」直下の参道南側に位置する銘石「隠れ石」は、それと向き合う参道北側にあるマウンド状の盛り土とあわせて把握すると、城館跡の「出入り口施設（いわゆる虎口など）」の基部に似た構造と理解できる。参道の勾配・屈曲もこの地点を境に大きくなり、何点かの絵図には鳥居様のものも描かれているので、ゲート的な施設があった場所と考えられる（文献史料からの手がかりは後述）。

写真 2-1-3-2 「伽耶吉利堂跡」の平坦面全面の法面

写真 2-1-3-3 「隠れ石」と参道北側（左側）のマウンド（斜面下方から）

３）旧観音堂跡遺構群

遺構の中核であるＬ字形の石垣（写真 2-1-3-4）をめぐらせた正方形に近い水平な平場（ここで堂の礎石が確認されている）は、かつて飯山市教育委員会によって調査（※註３）されている。石垣の形状から、参道からこの平場へと導く導入路部分も同時に造成されたものと考えられる。

写真 2-1-3-4　旧観音堂跡の石垣。「切込接（はぎ）」で北信濃では「牡丹餅積み」と呼ばれる

中核部の石垣の基部には、水平ではないがテラス状の平坦面があるように見えるが、エッジは明瞭でない。この石垣は大きくかつ丁寧な加工を施した石材を用いていることから、その工事に伴う仮設工の痕跡である可能性も感じられる。

周辺に平場群が面的に展開することはなく、重要な堂を単独で谷の奥部（参道北側が急に

狭まる箇所）に設置した様相を呈する。やや大きめの方形に近い単一の平場を主要な遺構とした構成は、「伽耶吉利堂跡遺構群」によく似ている。

4）参道北遺構群

湧水帯に沿って展開し、「八幡宮跡（N-f）」周辺と、その東方にある水源（「花清水」と推定）の上位エリアの大きく上下二つの遺構から構成される。上位のエリアは延享３年に「古絵図」として作成された「信濃国高井郡小菅山絵図」（以下「延享古絵図」と略記）に描かれている「三嶋明神」の位置に相当するとみられる。そこで、以下では参道北遺構群のうち上位の遺構群を「推定三嶋エリア」、下位を「八幡宮跡エリア」と呼ぶ。

推定三嶋エリアの遺構は、現存するホオの巨木を背にして造成された小規模な社または祠の境内地と、その北側に点在する巨礫群の下方に石垣で造成された平場群からなる。この平場の性格は検討を要するが、一部は水平に造成され、エッジ部分に畦畔様の膨らみが感じられるので、少なくとも最終段階には水田として使用されたものとみられる。慶安５年（1652）の「畑方検地帳」と宝永６年（1709）の「内山新畑見取帳」にはいずれも「花清水（はな清水）」の小名が現れるので、社祠の廃絶後に耕地化された可能性が高い。

写真 2-1-3-5　最終的な八幡宮の基檀とみられる石垣

八幡宮跡エリアの遺構は、高く勾配がある法面で区画された広い平場群（N-f 周辺）と、その下方の南北に長い雛壇状の平場群からなる。ただし、現在、平場 N-f の中央付近に残る小さな石垣の基壇は、水平で広い平場の中ほどに取り残されたように残存し、必ずしも周囲の平場群と一体として造成されたものではないかもしれない。

この小基壇の石垣は、大聖院や旧観音堂の石垣に似た「切込接（はぎ）」の特徴的なもので、明らかに近世の手法である。一方、八幡宮跡エリア下方の遺構群の一部には、垂直に積まれた野面積みの低い石垣（N-h など）も残存している。地表からの観察だけでは絶対年代は特定できないが、①垂直に石を積んだ中世段階、②勾配がある高い法面（崩落した石垣か）の段階、③八幡宮の石垣基壇の段階の三段階程度の遺構が重層的に残っている可能性がある。

写真 2-1-3-6　N-h 前面の垂直の石垣。隅を積めず、曲面で処理している

なお、内山用水直下の斜面を参道から少し北に分け入った地点には、用途のわからない石垣が散在する。また、不明瞭だが内山用水の下方 30 ～ 40m 付近の参道沿いにも、不自然な段状の地形がある。これらも人が造成した何らかの遺構とみられるが、今回踏査した遺構群との連続性は見出せず、信仰遺構と判断するだけの特徴もみられなかったため、ここにその存在のみを記録する。

５）参道南遺構群

参道南遺構群は、小さな尾根と谷が組み合わさった複雑な地形に、谷部を利用することを基本として、面的に展開する遺構である（地形と分布から便宜的に６群に分けて図示）。その形は、奥社がある斜面上方（東）を上とすると、おおよそアルファベットの「Ｆ」の字を「鏡に映して逆さにした」形と言っていいだろう。最下方の５群南端は、桂清水の付近に達している。後に述べるが、かつては風切峠から小菅の霊場に入っていた歴史が反映された形と考えられる。

写真 2-1-3-7　S3-e 平場直下の巨礫（Ⅳ）周囲に石垣が巡らされ、明らかに信仰対象にされている

遺構は谷空間を基本に縦に並ぶ雛壇状の遺構が複数列集まった構造で、縦方向の区画は築地に似た構造物である石塁によって区画されている。S2-r 平場の南側の縦軸は、石畳状の通路の遺構と思われ､石塁に併走する境内道が遺構の骨格をなしている。このような境内道(縦軸）は、他にも２群北端（S2-h から）を直登するルートなど、複数存在する可能性もある。一方、横方向の区画は、平場前面に積まれた垂直の石垣によって構成されている。

S3-b 平場、S3-e 平場、S4-h 平場、S2-h 平場など、大きな石材を用いた石垣で丁寧に水平に造成された平場が、遺構中に複数散在し、それらが重要な堂社・院坊の所在地であったのではないかと考えられる。このことと、前記の境内道との関わりをどのように理解するかは今後の課題である。

写真 2-1-3-8　S3-b 平場前縁の石垣

内山用水が遺構の中央部を横断しているが、おおよそこの上下で遺構の様相が異なる。内山用水より上位では、石垣の石材が小ぶりで、丁寧に調整された大きな平場は少ない。

南東端に近い空間では、畦畔の痕跡など、最終段階で水田化された痕跡があきらかに見出される空間（S4-s）もあり、遺構が重層的に利用されていることを前提とした丁寧な分析が必要である。

中心軸線の方向が現参道と異なり、ほとんど接触しないが、大聖院跡は S2-x ～ S2-z などの平場とそれほど無理なく接触しているので、早い段階から院などが置かれていて、後述する空間の大きな転換が起きても、移動しなかった可能性がある。

６）神戸遺構群

今回の調査で飯山市教育委員会による測量が実施されているが、ここでは内山地籍の遺構群との比較において重要な特色のみを紹介する。

遺構は雛壇状に造成された平場群からなるが、平坦面の調整度合いと石垣の規模には一定の相関関係がある。石塔の直下の大きな平場とその下位の平場が最も水平で広く、しかも大きな石材を用いた石垣で囲まれている。また、池の上位にも水平な平場がある。おそらく、

これらの平場に遺構群の中でもっとも重要な堂宇が置かれたものであろう。

境内道はわかりにくいが、一つの仮説として、「神戸のイチョウ」の北側に下ってくる谷沿いのルートが考えられる。このルートに沿った平場のうち、「神戸のイチョウ」より少し上のレベルのものには、このルートに開口する出入り口（門袖など）を思わせる遺構がある。ただし、このルートで現存する道形をたどると、並行する沢の北側から、遺構核心部がある南側へと沢を渡る必要がある。丁寧に水平に造成された核心部の平場群の北側に、渡河施設かと思わせる石積の施設があるが、沢の中の石積遺構が中世から遺存したとは考えにくく、さらなる調査が必要である。

7）その他

「延享古絵図」には、奥社への参道沿いの「賽の河原」に石積が描かれ（詳細は後述）、愛染岩より奥にもう一つの社祠が描かれている。これらの場所には、今でも石積による囲い（石地蔵の周り）や基壇状のものが残っており、時代の新旧を問わなければ奥社に至る道筋にはあちこちにこのような遺構が残っているものと思われるが、今回は割愛した。

（3）遺構の構造的特色

1）空間構成

参道北遺構群は、推定「花清水」と、その上下に列状に広がる湧水点に沿って展開している。遺構の水を祀る心意から考えて、山際に展開するのが本来の空間構成だと思われるが、後世に大規模に改変されたものとみられ、廃絶時には南北方向の高い法面に規定された大きな平場で構成されている。とりわけ八幡宮跡では、奥社参道に直交する南北方向の直線的参道が公図に残っている。この参道跡とみられるルートは谷部で堤状となり、推定「花清水」から流下する表流水・伏流水の一部を堰き止める形になっている。現存遺構を素直に受け止めるならば、この部分の小さな池は、八幡宮の境内の景をなしていた可能性がある。

一方、参道南遺構群は、中央付近を屈曲しながら縦に貫く境内道とおぼしき道形に沿って、複数列の雛壇状遺構が並ぶ形で展開している。中央のルートは、平場 S1-p の付近から上位で不明瞭となるが、S1-c の巨礫付近から銘石「鐙石（あぶみいし）」に出るか、斜面を登り詰めて最上位の平場（S1-a）にある巨礫（I）の位置で現参道に合流するものと見られる。雛壇の各列は、縦の境内道と並行する石塁状の構造物で仕切られており、これらの石塁と石垣が基本的に遺構の縦横の骨格をなしている。

参道南遺構群は、現参道との間に小さな谷（上部）や尾根（下部）を挟むことから、落葉期であっても最上部以外は参道から目視できない。唯一、現参道に接する S1-f 付近も、参道に沿って設けられた土塁に遮られ、参道に対する明瞭な開口部はない。平場 S2-a ～ S2-h の連続的な北側エッジで上方から下方の方位を計測すると、その数値はほとんどが S77W から S82W（磁北の西偏を補正していない）の範囲に収まり、真西から南に振れているため下方ほど参道から離れていく。このため、遺構群の中央部を縦に貫く境内道とおぼしき軸線は、最下部で桂清水のすぐ北側に至る。

この様相は神戸遺構群と類似し、いずれも縦方向の主軸線を中心に両側に雛壇状に遺構平面が展開する。これは、山寺遺構の一類型として不自然ではないが、参道南遺構群については、遺構が複数の小規模な谷にまたがるため、複数の縦方向の境内道を有する可能性も視野に入れるべきであろう。

2）石垣

小菅の信仰遺跡群の石垣には、多様な石積技法がみられるが、基本的には大きく２種に大別される。一方は、「垂直で高さ２m に達しない野面積み（a タイプ）」の石垣で、他は「勾配を有し、高さ２m を超えることも多い切石積み（b タイプ）」の石垣である。

５つの遺構群の石垣を比較すると、それぞれの遺構群における a・b ２タイプの組み合わせによってグルーピングすることができる。（表 2-1-3-1）

b タイプは、中世には例のない形式で、これを含む３つの遺構群は、近世まで普請が行われていたことが確実と言える。とりわけ b タイプで参道北遺構群の「八幡宮跡」と「旧観音堂跡」で検出される「切込接ぎ」の石垣は、近隣地域で「牡丹餅積み」などと呼ばれる独特のタイプで、遺構外にも「大聖院跡」「菩提院」にみられるほか、飯山城にも同様の意匠がみられる。なお、「伽耶吉利堂跡」は高く勾配がある法面と、直下に散らばる石から b タイプに分類した。

a タイプしか検出されない参道南遺構群と神戸遺構群は、近世の耕地利用や残存した祠等に関わる補修等は否定できないものの、基本的に中世に廃絶された小菅山元隆寺の伽藍群とみられる。

a タイプの石垣は、その中にいくつかのパターンがある。ひとまず、材となる石の選択基準と目地のパターンに着目し、各平場ごとの代表的な部位で観察した所見を表 2-1-3-1 にまとめた。神戸遺構群では、遺構中核部に、また参道南遺構群では平場 S2-h、S4-h、S3-e、S3-b、などの前縁部や、空間 S3-f 中の下段石垣が、「見せる」ことも意識したような大ぶりの石を用いている。これらの石垣が用いられた平坦面は、「空間 S3-f」を除いていずれも水平に整形されている。このことから、大ぶりの石を用いたやや高い石垣で造成された平場は、遺構の中でも重要な堂社が置かれた場所と考えられる。「空間 S3-f 中の下段石垣」は藪が茂って踏査が難しいが、その規模から大きな平場ではなく、むしろその上位にある巨礫（後述のⅣ）に関連した石垣かとみられる。そうであれば、これもまた重要な空間にともなう石垣と

小菅信仰遺跡群の石垣比較

アミカケは、タイプb（本文）の指標となる所見

	積み方のパターン				石材の処理				コーナーの処理					勾配		高さ	石材サイズ	備考
	布積／横目地優越	布積み／横目地優越	布積みとは言えない	備考	野面積み	打込み接ぎ	切込み接ぎ	備考	角がない	曲面で処理	複数の鈍角で処理	隅石を据える	備考	無	有	撮影箇所の石垣の高さ（約センチ）	撮影された範囲の最大値　高さ／幅（約センチ）	
伝カヤキリ堂跡の前縁	−	−	−	崩落により不詳	−	−	−	不詳	−	−	−	−			○	300cm	40／60	崩落もしくは石材撤去
旧観音堂跡の周囲			○	牡丹餅積みに似る			○					○			○	200cm	100／120	
推定「三嶋明神」平場の前			△		○				△					△				人工だが評価難しい
「八幡宮」の基壇（N−f 中			○	「ぼたもち積み」			○					○			○	80cm	40／450	
N−f 平場の前縁	−	−	−	不詳	−	−	−		−	−	−	−			○	400cm		石が散在し、崩落か流用を思わせる
N−j 平場の前縁（土坡部分）	−	−	−		−	−	−		−	−	−	−			○	300cm		勾配がある高い土坡の頂部のみ低い石垣
N−j 平場の前縁（頂部石垣）	○			基本は扁平	○				○					○		90cm	20／50	頂部石垣のみ分析
N−h 前縁		○			○					○				○		150cm	30／50	曲面のコーナー処理が顕
S1−g 平場の前縁	○				○				○					○		120cm	25／50	
S1−i 平場の前縁	○				○						○			○		80cm	10／40	大きな石も混在
S1−f 平場の南西角		○			○					○				○		60cm		ゆるい曲面。路肩か
S1−p 平場の前縁			○		○				△				崩落し不明瞭	○		120cm	30／40	扁平材の選抜でない
S1−q 平場の前縁			○	扁平材の選抜でない	○				○					○		100cm	40／40	崩落してわかりにくい
S2−i 平場の前縁	○				○				○					○		100cm	20／40	大きな方形の石が混じる
S2−h 平場の前縁	○				○				○				内部の石垣に巨礫のクランク	○		130cm	30／100	材が大きく、見せる意識を感じる
S2−w 平場の前縁			○		○					△		△	曖昧な隅あり	△		160cm	30／50	わずかに勾配あるか
S3−b 平場の前縁	○			扁平度高い	○				○					○		140cm	20／100	厚みのある石も点在
S3−c 平場の前縁	○				○								凸角部があるが積み直しか	○		140cm		積み直しにしても、石材は大きい
S3−e 平場の前縁		○			○				○					○		160cm	50／100	材が大きく、見せる意識を感じる
S3−f 空間の前列石垣	○				○					△		△	曖昧な隅あり			120cm	60／120	材が大きく見せる意識を感じるが、小さな材も混じる
S3−g 平場の前縁（北部）		○			○					○			隅に崩れあり	○		120cm	30／80	材が大きく、見せる意識を感じる
S3−g 平場の前縁（南部）		○			○				○					○		140cm	30／50	崩落部を挟んで北と違うか
S3−h 平場の前縁	○				○									○				
S3−i 平場の前縁	○				○					○				○				
S4−d 空間の前縁	○				○				○					○		140cm	30／50	部分的にパターン違う
S4−e 空間の前縁	○				○				○					○		120cm	30／50	サイズ揃わない
S4−d 空間の谷の北側石垣	○				○				○					○		80cm	20／60	「登り石垣」状。直上に道か
S4−f 平場の前縁	○				○				○					○		170cm	30／70	δの井戸より南側は勾配ある土坡（石材流用か）
S4−h 平場の前縁	○				○						○			○		180cm	30／70	隅石を積めない
神戸遺構群中核部平場西側		○			○						○			○		160cm	30／80	大きな立石が混じり、「見せる」意識を感じる
大聖院の西縁			○	「牡丹餅積」			○					○			○	約400cm	80／80	立派な石垣で、あきらかに「見せる」意識
大聖院の参道側			○	「牡丹餅積」			○		○						○	100cm	50／60	「登り石垣」状
菩提院の西縁			○	「牡丹餅積」			○					○			○	240cm	60／60	隅石は80×80くらい

表 2-1-3-1　「小菅の信仰構群石垣比較表」のおよその位置

いえよう。

3）通路

遺構内の通路は、①明瞭だが部分的で平場の配置を規定しないものと、②不明瞭な部分を含みながらも一連の構造物で、接続する平場の縁辺を規定するものの２種に分けられる。前者は、平場同士を直接つなぐ性格が強く、スロープなどを使って石垣を迂回したり直登したりする様相は、平場の存在を前提として後補されたものと考えられる。後者は、大きく地山の地形に沿ったうねりは見られるが、平場によって屈曲させられる部分はなく、一つの軸として遺構群を貫き、隣接する平場の配置を規定する様相を示す。このことから、①は後世に耕地化された平場を結ぶ「作場道」で、②は信仰遺構の骨格を規定する「境内道」と推定する。ただし、「境内道」と推定するルートも、各平場の開口部が明瞭に検出されてはおらず、今後、ルート沿いに築地状の遺構が残る箇所などで、平場への出入り口を検出する必要があろう。また、地元の方の証言から、このルートも近代まで道として利用されており、今後の活用等に際しては補修等による後補部分を特定することも必要であろう。

4）石塁・築地

本稿では、特に説明がない場合には、自然石を主たる素材（一部に土が優越する例を含むがあえて区分せず）として土手状に積み上げられた遺構を「石塁」の語で表現することにする。

石塁には、①材石に面（つら）を揃えた様相がなく、鉛直方向で腰の高さを上回って遺構の空間を大きく区画するもの、②材石に面を揃えた様相がなく、鉛直方向で膝の高さ程度までで平場の縁辺部を区画するもの、③材石の面が揃い、寺院遺構の築地基部に酷似するもの、の３タイプがある。

①タイプは平場 S1-i 南東や、遺構最南端の S5-a の下位に典型例がある。また、②タイプは多数存在するが、平場 S2-r・S2-t・S2-u の南縁を典型に、参道南遺構群を縦方向に区画する列状に配置されたものがほとんどである。③タイプは限られた場所でしか確認できていないが、比較的規模が大きいものとしては平場 S2-g の前縁部や S4-r の直下にある。

面の揃った③タイプは平場の縁辺に残ることから、築地の基部である可能性が高いとみられる。②タイプも位置から考えれば、機能は③に準ずるものであろうが、上部に築地を設けたかどうかは分からない。①タイプは規模が大きく、個々の平場ではなく遺構群全体もしくは、その内部を大きなブロックに区画するような目的の構造物とみられ、滋賀県の百済寺などに配置・構造ともに似た遺構はあるが、今後の分析がまたれる。

5）巨礫の存在

今回調査した参道北及び参道南の遺構群には、随所に等身大以上の石（以下「巨礫」と表記する）が見出された。これらは、その位置と周辺遺構との関係から、①建築部材としての石、②境界の表象とみられる石（傍示石）、③庭園など装飾性のある空間に据えられた石、④信仰や礼拝の対象としての石、に分類できそうである。

①と②については本章の「第１節４項」で詳しく述べる予定であり、③については空間の一部として次項で述べるので、ここでは④のタイプの巨礫について報告する。

ここで扱う巨礫は、周辺への手の入り方や平場の配置、より広い遺構空間の中での位置などから、人の心性との関わりを検討すべき巨礫で、これらは広義の「磐座」（※註４）と呼んで良いであろう。遺構中の最上部のものから、おおよそ時計回りでⅠ～Ⅹのローマ数字を

心性との関わりを検討したい主要な巨礫

	位置	特徴等	特記事項
Ⅰ	参道南遺構群最上位	大きい	山側は埋没。掘り出したものか
Ⅱ	S1-i平場南方	舟の舳先状でカーブした稜線際立つ	岩陰にガラス瓶（酒瓶か）、北側に平場を併設
Ⅲ	S3-d平場南端	大きく、切り立った面あり	同一平場内に複数の配石と思われる遺構あり
Ⅳ	S3-e平場直下	三角形	周辺を大ぶりな材の石垣で際立たせている、明らかな信仰対象
Ⅴ	S4-dの谷の最上部	三尊石的な配列	周辺の配石も一体か
Ⅵ	参道南遺構最南端	鋭利な印象の凹凸	高い石塁近傍で、境界表象か。北側に平場を併設
Ⅶ	S2-y平場の南端	穏やかな五角形	石塁先端から離れ、周囲にも配石があり、庭園の石の可能性も
Ⅷ	八幡宮基壇東(N-f)	球形の岩が断ち割られた形	石の下から湧水
Ⅸ	推定三崎明神上位斜面(N-a)	蹲ったような形	水源の直下で、正面に枡のような石が埋もれている
Ⅹ	内山用水上	板状節理が顕著	周囲に石積が多い。通路跡に面していたか

あてて一覧にし、遺構概要図の中でも同じ記号で示す。

写真 2-1-3-9　八幡宮跡（N-f）の巨礫（Ⅷ）

このように整理したとき、これらの巨礫にはいくつかの特徴がある。まず、石を中心とした基壇が設けられたⅣの例ばかりでなく、小さな谷に展開する平場群の最上位に位置するなど、象徴性のある場所にあるものが多い。次に、Ⅱ・Ⅷ・Ⅹなどがそうであるように、不自然なラインや割れ方が際立つものも目立つ。そして、平場と巨礫との関係は、基本的には仰ぎ見るのが適切な場所に位置している。適切な位置からこの巨礫を見ると、「存在感」ともいうべきものを感ずるが、それは現在のところそれを客観的に説明することができない印象にとどまる。ただし、このような位置関係と受ける印象は、長野県史跡の「霊仙寺跡」にある巨礫群と下方の平場群の関係に似ている。

6）装飾的空間

参道南北の遺構群には、いずれも装飾的性格を有するのではないかとみられる空間がある。そのように判断した基準は、実用的合理性を超える意匠を感じる池もしくは流路跡や石組みが見られることである。これは調査者の主観性を免れないので、あくまで現時点でさらなる調査の際に「庭園」の存在を視野に入れる必要を感じる空間として報告する。

まず、流路跡を伴うものでは、参道南遺構群の大聖院上段の平場と、S2-u 平場の暗渠から流れ下る石張り流路がある。前者は簡易水道施設で上流側が失われているが、位置から推

定して「延享古絵図」が描いている花清水から大聖院背後を流れる水系である可能性がある。平場中央付近には据えられた可能性がありそうなどっしりした石もあり、その傍らを流れた流末は西側の滝口から大聖院跡の平場に流れ落ちる構造である。この遺構から、少なくとも二段の平場にわたって一つの水系で結ばれた庭園が存在した可能性が浮上した。

写真 2-1-3-10　S2-u 平場から流れ下る石張り水路

S2-u 平場から流れ下る石張り流路は、集落内の水路と異なり、自然な曲線を描いて設置され、護岸の石も大小様々で意図的に立てたと見られる石もある。単一の平場内に収まるものではないので、どのように理解したらよいか難しい面もあるが、今後の調査がまたれる。

参道北遺構群では、周辺に湧水でぬかるんだ場所が多いので広がりを限定できないが、八幡宮跡（N-f）の巨礫Ⅷの下から湧き出す水が流路を形成して下方の段へと流れ落ちている。直下の法面には石も顔を出しており滝口のようになっている可能性がある。それより下方でも、築山のような石組みがある N-k・N-l 平場にもはっきりした流路が残存するので、この空間は庭園的な場であった可能性がある。

次に、明瞭な流路等がないものでは、S3-e 平場と S2-y 平場がある。前者は 30㎝ほどの段差で北半部が低く、その中央に地中に埋め込まれた（据えられた）ような三角形の石がある。この平場の背後の法面は通常の石垣ではなく、瀧石組みのように石が組まれた可能性も感じさせるので、調査が期待される。S2-y 平場は南端を画する石塁の突端に独立した立石（巨礫Ⅶ）があり、周囲にも関連して配されたような石が点在するので、坊の区画南端の石塁（築地か）を築山に見立てて庭園を仕立てた可能性があろう。この場所は、さきに上げた石張り流路とも近いので、周辺にも似たような空間が展開していたのかもしれない。

（4）近世以降の史料から見た信仰遺構

以上、検出した遺構（人為的な造成痕）の概要をまとめたが、これが本当に信仰関連遺構なのか、耕地開発との関係がどうなっているのか）について、主として小菅区有の文献史料から検討する。

1）石垣による平場造成は遺構なのか

第一に、この遺構がある「内山」地籍は、近世史料の「永代行事（『小菅神社文書』別箱 24)」にみられる漆の木の扱い（第 3 章第 4 節）や、検地帳での扱い（領主方から外れている）から、「境内地」であることを根拠にして「公儀」よりも寺方の権利が優先する「聖域」のような空間であったことがわかる。

また、慶安 5 年（1652）の「信州高井郡小菅山社領検地帳（『小菅区有文書』長持 1 号-1)」や宝永 6 年（1709）の「境内内山新畑見取帳（『小菅神社文書』別箱 10)」に「かやきり」「日光坊」「桂本（坊であろう)」「太平木」などの名が残っている。検地帳の記載と、19 世紀の内山植林地の絵図から、「桂清水」と「桂本（坊)」が境内地の下端とみられるが、遺構の広がりと整合する。

しかも、宝永 6 年（1709）段階で、新畑に「石垣」が存在し、しかもその所有権が寺方に帰属している。「境内内山新畑見取帳（『小菅神社文書』別箱 10)」には、「林之跡」を新畑に

申しつけた箇所の末尾に「らんとう」付近の４枚が計上されているが、このうち、最初の「らんとう南新畑下ノ初」と、次の「同所（らんとう）東」の２枚に、それぞれ「石垣共皆除」「石垣除」と記載されている。「らんとう」は一般的に墓所を指す言葉（卵塔場など）であり、この箇所は内山地籍に現存する旧大聖院墓所周辺を指すと考えられる。付近には、平場 S2-h をはじめとして、しっかり積まれた高い石垣によって造成された大規模な平場が連続して展開しており、見取帳に記された「石垣」はこのようなものであろう。厳密に遺構の平場と対照まではできないが、新畑の規模も、１枚目が「十二間半、十八間」２枚目が「九間半、十六間」と記され、この付近の遺構の規模とみあったものになっている。

これについては、「永代行事（『小菅神社文書』別箱 24）」の記事も注目され、畑の周囲の木について寺方に優先権があるとされている。先の「石垣を除く」との記載と考え合わせると、かつての寺院遺構の構造物は寺側に第一義的な所有権があるものとして平坦面だけの開墾が認められていたものと推測される。

写真 2-1-3-11　S2-h 平場前縁の石垣

以上から、参道南遺構群は、廃絶後に山林となっていたが、18 世紀末初頭までに大規模な石垣はそのまま耕地の区画に継承しながら開発が試みられたものとみられる。

２）「伽耶吉利堂跡」と「旧観音堂跡」の遺構群の変遷

「伽耶吉利堂」は、年次の明らかな史料の中では天和３年（1683）の「寺社領由緒書」に「伽耶吉利」として現れるものが最も古いが、この史料では位置は特定できない。

宝永６年（1709）「境内内山新畑見取帳（『小菅神社文書』別箱 10）」には「かやきり」が計六筆記載され、うち二筆には後から「享保十五年より堂處」と記入され、別の二筆にも「大門」になった旨が記されている。このことから、現在の「伽耶吉利堂跡」付近は、18 世紀より前に伽耶吉利堂があったが、宝永６年（1709）にはすでに堂は失われ、地名のみ伝承されていた場所であることがわかる。

一方、「別当誡孝集之小菅山奥院天正以来修覆記録并馬頭観音由来（『小菅神社文書』別箱 23）」には、享保 14 年（1729）として本尊（馬頭観音）を納める「御堂」の建立が記されているので、このとき再建された御堂（本堂）が、「かやきり」と呼ばれた場所に、「大門」とともに設けられたものと理解できる。「大門」は他の用例からも、小菅大権現（本堂または奥院）に至る参道に設けられる鳥居・門なので、現参道に隣接し、地形的に迂回路が想定できず、先に述べた門跡のような構造がみられる「伽耶吉利堂跡」こそが「かやきり」であろう。「伽耶吉利堂跡」平場の前縁の崩落石垣とみられる箇所が、近世的な勾配のある土坡の形で残っていることは、上記の分析とも整合する。

成立年次が分かる絵図で「伽耶吉利堂跡」に堂を描いた唯一のものは延享３年（1744）の絵図で、現「伽耶吉利堂跡」の位置に石垣を巡らせた「本地堂」が描かれている。この図は「古絵図」とされるが、後述するように作成当時の現況を基盤にした図面であるから、図中の「本地堂」は享保 14 年に再建された「伽耶吉利堂」と考えていいだろう。

享保 14 年の「御堂建立」を「旧観音堂跡」の普請・作事とする見方もあるが、この位置

に描かれた堂宇は、年次が明らかな絵図では天保７年（1836）の２点が初出である。このことから、「旧観音堂」への移転は、1744 ～ 1836 年の間の出来事と推定されるが、その契機は不明である。

一つ史料との食い違いを挙げれば、延享３年の絵図に描かれた「本地堂」では石垣が描かれているが、「伽耶吉利堂跡」には法面直下に転石がみられるだけであることだが、これは、切込接ぎの立派な石垣が残る「旧観音堂跡」の普請に転用されたと考えることも可能（埋没している可能性もある）である。

３）その後の遺構

天保 14 年（1843）は、小菅で検地帳が改められた年だが、おそらくこれと関連する小菅の絵図（『小菅区有文書』別置絵図 36）には、参道南北の遺構群にあたる部分が畑として着色されている。宝永６年（1709）に「境内内山新畑見取帳（『小菅神社文書』別箱 10)」で把握された畑は、第３章第４節で述べるように植林地への変化が始まりながらも、一世紀半にわたって維持されたことがうかがえる。

小菅地区では明治６年（1873）の「字名訳切絵図下書（『小菅区有文書』別置絵図 9)」の作成に始まり、明治 21 年（1888）頃までに現在のものに近い精度の地籍図（『小菅区有文書』21 号の一群）が作成されている。これらの地籍図のうち、字内山の参道南遺構群にあたる部分の筆界は、石垣で造成された遺構群の平場のエッジとよく対応する一方で、参道沿いであっても遺構が検出されない大聖院背後の空間は原野として大きく一筆にまとまっている。これは、18 世紀の初頭頃に耕地化した遺構群が、石垣で造成された平場群の形状自体は大きく改変されないまま、江戸時代を通して耕地として把握され、その所有関係が地籍図に描き出された結果と考えられる。

註１：栗東市文化体育振興事業団が編集・発行した『忘れられた霊場をさぐる』（１～３／ 2005,2007,2008）は、同様な試みを滋賀県下で広く行った先行事例で、本調査の手法や考え方は、これに大いに学んだ。また、境内道と平場の関係から遺構を把握する方法論については、藤岡英礼の「山寺の空間 空間構造」,『季刊考古学 第 121 号』などに学んだ。

註２：前掲書の滋賀県内の事例や、大分県立歴史博物館が 10 冊にわたって発刊した『六郷山寺院遺構確認調査報告書』に掲載された事例から多くを学んだ。

註３：飯山市教育委員会 ,『長野県飯山市小菅総合調査報告書』,2005

註４：ここでいう「広義の盤座」は、何らかの意味で聖性を感じられていたであろう石を指し、実態としては次に挙げる野本貫一の論考で奇しくも同じ「広義の盤座」の語で整理されているものに非常に近い。野本貫一、「信仰と石－盤座の周辺－」、『石の民俗』雄山閣、1980（再版）

４．霊場空間と石造物

（１）なにを「石造物」ととらえるか

小菅の景観において石が重要な存在であることは遺構の様相（第１節３項）で述べた。これは現在の景観においても同様だが、中には未加工の自然石を用いたものもあり、「石造物」の定義によっては大切なものを見落としかねない。そこで、本稿では、未加工の石であっても遺構や集落の中に意図的に用いられたり残された状況のものも「石造物」として取り上げることにする。

（２）区画する石造物

「区画」には、内山地籍の遺構群で平坦面を区画する「石垣」「石塁」のように物理的なものと、「サイノカミ」に象徴される「結界」とも言うべき形而上のものとがある。ここでは、前者についてはそれらの中に組み込まれた巨礫など特筆すべきものにとどめ、後者を中心に記述する。

１）石垣に組み込まれた大きな石

石垣については、特に参道南遺構群の一部で、構造上の必要では説明しにくい大きな石を用いたものが見出されている。そのような石垣は、平場の平坦さと一定の相関性があることから、重要な施設を囲む石垣には「土止め」にとどまらず荘厳の意図が込められているものと考えられる。それを補強する史料として多数の絵図による表現が挙げられる。大聖院を中心に、伽耶吉利堂、八幡宮などには石垣が描かれ、そこが「特別な場所」であることを表現しようとしている。また、「伝永禄絵図」に描かれた「日光坊」は、その基壇部分に曲線で特異な表現があり、これも注目される。

上記の箇所の多くは横目地が優越し、強度を併せもつであろうと思われる積み方だが、参道南遺構群の平場 S4-h、平場 S2-h や、神戸遺構群の中核部には、石を立てて用いている部分があり、これらは構造より装飾性が優先された普請である可能性もある。石垣の装飾性については、断ち割り調査による内部の観察抜きでは断定的なことは言いにくい。ただ、幸運にも参道南遺構群で、いわゆる「鏡石」が組み込まれた部分（S2-y の南）に崩壊箇所を発見し、これを観察することができた。倒伏している石は板状の石で石垣正面からは大きな石に見えるが、「控え」は短く、構造上は弱くなっている。崩壊もこの石が直接の原因となって起きた様相であった。上部から土砂が流入しており、調査は目視のみにとどめたため、背後の小石がはっきりした「ぐり石」であるか否かはわからない。この箇所は崩壊の進行が見込まれるので、石垣の背後を確認する目的で試掘調査と法面保護が望まれる。

写真 2-1-4-1　S2-y の南にある石垣の倒伏した石

２）石塁に組み込まれた大きな石

遺構内の石塁には大きな石が露出したものが多い。このような石は下端部に多く見られるので、第一義的には斜面に構築された石塁を下端で支える「根石」の役割があるとみられる。しかし、そのような石は、必然的に平場の端に露出するため、平場の空間利用の視点からすれば、構造上の必要以外に２つの意味が考えられる。

一つは、平場への出入り口を構成する部材で、神戸遺構群の中には「門袖」様の施設かと思われる例も見られる。参道南遺構群の平場 S2-h を二段に分ける石垣が北端でクランクす

る部分も、これの応用型かもしれない。このあたりは斜面の勾配が緩く、石塁状の構造物が比較的低い一方、縦方向の石垣が出現するため、石塁と石垣との区別が難しい。問題のクランクもそのようなタイプで、屈曲する三辺の中央（縦方向）部分が、長さ３m 余の大石を主にして構成されている。周囲に施されている普請の規模からみて、このクランクは「やむを得ぬ地形への対応」ではなく、意図的に平場 S2-h の北端を狭めた（出入り口）ものと理解される。

平場の端部に露出する石の、もう一つの可能性は、石塁を築山に見立てれば庭の景石になり得るということである。その可能性が最も高そうな例は、参道南遺構群の平場 S2-y に見られる。ここでは、平場 S2-y の南端を画する大規模な石塁の下端に大小の石が組まれたように顔を出している。巨礫は石塁に完全に取り込まれておらず、それが庭園的な要素を強く感じさせている。これが、より石塁に埋没した事例と同一視できるかどうかは議論の余地があるが、平場 S3-e 背後や平場 N-k ～ N-l などの石組み様の箇所も、平場造成と庭園が一体となった様相を見せている。

写真 2-1-4-2　平場 S2-y 南端の巨礫。景石のように配された可能性も感じられる

3）結界に据えられた石

小菅には重層的に結界が設けられている。最大のそれは、「信濃国高井郡小菅山八所権現并元隆寺来由記」（以下「来由記」と略記）で南の華表とされている神戸、北の華表とされている前坂、西の華表である千曲川西岸、そして小菅山による大きな境界である。この範囲が本来の「小菅」（「広義の小菅」）と言えようが、小菅村と神戸村・前坂村がそれぞれ自立すると、やがて境争論などを経て村の境界が確定されていく。

そのことを明瞭に示す史料（写真 2-1-4-3）に明和元年（1764）の無題の絵図（『小菅区有文書』別置絵図 44）がある。この図は小菅村と前坂村の境を詳細に描き、両村を代表して名主らが押印している。目を引くのは境界が入り組んだ部分で、「大石」が境界の目印にされている。延享３年の絵図でも同じ場所とみられる部分に大きな石が描き込まれている。類似の石は他にもあり、同図の中では愛染岩の左方稜線上に描かれた「終石」に加え、神戸地区との境の稜線上に無銘の石が、風切峠の西側に「大黒石」が描かれている。永禄九年銘がある「信濃高井郡小菅山元隆寺之図」（以下「伝永禄絵図」と略記）では、上記のうち愛染岩付近の「終石」は無く、神戸地区との境の石に「終石」と書き込まれている。「終石」は「御割石」とも書かれ、小菅の「七石」の一つに挙げられているが、これらの銘石の位置を記している「皇国地誌続輯全（『小菅区有文書』長持４号 -18）」にはその名が見えず、位置が確定できない。ただし、その名から推して「伝永禄絵図」の位置が

写真 2-1-4-3

ふさわしいように思われる。

いずれにしろ、小菅集落を馬蹄形に囲む稜線には、石で示された結界表象が読み取れる。これらが、偶然存在する自然石を目印にしたものか、聖地の傍示石かは今の材料では判断できない。しかし、文久２年（1862）に中野御役所宛に作成された村絵図（『小菅区有文書』別置絵図 25）に、「大石境」と註記して前坂村境の石が描き込まれている一方で、小菅の霊場絵図に描かれ、「七石」にも含まれる「大黒石」や「御割石（終石）」などが描かれていないのは、本来は聖域の傍示であった石が、時代の経過とともに実用的なもののみ記録に残されたものという推定が可能である。

このうち、大黒石について先の「皇国地誌続輯全」（『小菅区有文書』長持４号 - 18）は、「其形チ、宛然世ニ大黒天ト称スル者ニ類似」と記している。この記述と風切峠の西という位置から、現在地元で「明神」と呼ばれ、石祠が置かれている丸みを帯びた巨礫群が「大黒石」であろう。小菅の巨礫には表面が滑らかなものは珍しく、その点に着目した解説であろう。ただし、大黒天は近世以降「福の神」の側面が強調されており、明治期の「皇国地誌続輯全」の記述もその文脈に沿っている。しかし、小菅の霊場を考える上で私たちは、大黒天が密教ではヒンドゥー教の破壊神シバの別名マハーカーラ（摩訶迦羅天）であり、忿怒形で造像される尊格であることを忘れてはなるまい。14 世紀に天台僧が著した『渓嵐拾葉集』は「天台宗の百科事典」と言えるが、その中で小菅権現である「摩多羅神」は「摩訶迦羅天（大黒天のこと）なり」と記されている。もし大黒石の存在が中世にまで遡るなら、そのイメージは忿怒形の大黒である。小菅に祀られるカミは、馬頭観音、牛頭天王ともに忿怒形の尊格であるし、摩多羅神は造形面こそ忿怒形ではないものの、恐るべき障礙神とされる。近世以降、存在自体がわかりにくくなった摩多羅神を今日に伝える数少ない霊場である小菅にとって、この大黒石は、さらに検討を重ねる価値がある史料だと言えよう。

次に、道に注目して「結界」の石造物を検討したい。まず、関沢の大鳥居から奥社にいたるルートを歩くと、仁王門の手前左手の田の土手に、付近から移設された石造物が集められている。仁王門自体も集落の結界であることは言うまでもないが、これらの石造物群も同様の心意のもとにその付近に据えられたものであろう。

続いて現れるのは十王堂跡の「休石」である。柱松行事で「休石」が果たす役割は後段で述べるが、ここではこの石と十王堂がある場所が小菅の「辻」であることを指摘しておきたい。ここは、東西方向の「カイド」と、桂清水から現観音堂に向かう道がぶつかるところで、まさに十王堂が置かれたのもそのような「場所の意味」ゆえであろう。

次の大きな結界は、かつて「黒門」と呼ばれた大聖院跡北側の鳥居付近で、石造物では「下馬碑」が結界の性格をよく示している。この位置より上位で、参道両側に広がる崩積土の斜面一帯は「内山」と呼ばれ、その名称からも、その空間に対する大聖院の支配の及び方からしても、小菅一山の中でも一段と重視された空間である。現在、湧水を引いて不動明王の石像の周囲が修景されている一画があるが、これらも、そのような結界性が継承されたものであろう。

参道を登り、道が狭く急になったところで、あたかも参道を遮るように右側からせり出している石が「隠石」である。この石には上杉謙信を主人公とした「かくまい」の伝承があるが、これは、本来は伽耶吉利堂直下の結界石であった「隠石」の、本堂・奥の院ひいては一山を守る心意（自検断）に謙信をかくまう物語が付加されたのではないだろうか。

参道沿いの銘石は数多いが、結界として注目すべきは「賽の河原」であろう。地獄の物語で子どもたちが石を積む光景そのままに、付近には板状節理で細かく破砕された安山岩が散らばっている。参道の上方45mの位置に石地蔵が安置されるが、その周囲には地蔵を護るように小さな石が積み上げられている。「賽の河原」の名を小菅の史料群から見出すことはできないが、「延享古絵図」には当該箇所に石積が描かれており、少なくともこの場所に今の「賽の河原」につながる「何か」が成立した時期は18世紀半ばを下らない。急坂を登り切り、ここから先は平坦な参道沿いに巨岩や巨杉が次々に現れる霊場の核心部になる。「延享古絵図」ではこの先の徒渉点に小さいが間違いなく太鼓橋を描いている。これも、神社の入り口に置かれる太鼓橋と同様の結界表象といえよう。その先にも奇岩巨木は連続するが、むしろ霊場中核部となるので、境界としての心意を読み取ることは難しい。

写真 2-1-4-4 「延享古絵図」に描かれた「賽の河原」

他方、南北方向のルートを、神戸から検証してみたい。この道と神戸遺構群とがどこでどのように接触するのかは、道の本来の線形も含めてまだ解明されていない。このため、遺構群付近では明瞭な結界表象は読み取れない。山中に入ってからは、「大日」碑、複数の「金比羅」碑、大峰や戸隠の碑などが大きくは二ヶ所にまとまって、峠越えの道を迎えている。そのうちの一群は峠そのものにあり、この付近にはさらに、少し西に斜面を登った場所や、回り込んだ場所（前述の「大黒石」）にも石が祀られた空間がある。

峠から小菅側に下ると、そこには桂清水と周辺の石造物群がある。この付近に存在し、検地帳にも「かつら本」の名が残る「桂本坊」は、「伝永禄絵図」と「延享古絵図」に共通する「不動点」であり、検地帳でも「内山」とともに特別な扱いを受けている。かつては峠を挟んで神戸側の「リョウゾウ坊」と小菅側の「桂本坊」が対置された形で小菅の南の入り口が整えられていたのではないだろうか。さらに踏み込めば、２枚の絵図では共通して桂本坊の上位空間に「日光坊」が描かれている。日光坊もまた地名が検地帳に残る「不動点」で、「伝永禄絵図」はその隣に「月光坊」も描いている。両坊は「来由記」において「大聖院」に続けて「一山の役寺」として名が挙がる坊である。遺構も、桂清水の上位斜面周辺には、広くて石垣が立派な平坦面（遺構）が集中している。「大聖院」と「日光坊・光月坊」との関係は、これからさらに検討する必要があるが、桂清水付近を古い段階の院坊群の入り口ととらえると、「一山の役寺」とされる「日光坊」（もしかしたら「光月坊」も）がここに位置する理由や、このあたりの遺構の様相等が無理なく説明できる。

写真 2-1-4-5　里宮西方の地蔵尊

前坂道に関しては、あちこちに石造物が散在し、結界表象を特定しにくかった。そ

れは、神戸道と比べると小菅集落から前坂へのルートが複数想定されることにも原因があろう。その中で、最も結界性が読み取れる場所は、里宮の丘陵を西に下った尾根状の部分にある墓地で、ここには真西（妙高山）を向いた座像の地蔵尊と、地蔵への供物を捧げる台のように配置された石がある（写真 2-1-4-5）。地蔵尊以外にも石仏はあるが、墓地に由来するものと、境界の場に安置されたものとの区別は困難である。

（３）導く石造物

仁王門の下方､「追分」に残存する「いちご（越後）道」の石碑は､越後方面と善光寺（長野市）方面とを示す道標で、小菅が信濃と越後を往来するルート上に位置していたことの証拠として、これまでも多くの研究者が取り上げてきた。現在の位置は、断層鞍部を通る神戸道や前坂道からは、斜面下方にありすぎるが、地名も「追分」なので、石碑自体が移動したとは考えにくい。このことから、石碑は小菅の参道から、より下方にある「越後と長野を結ぶ道」へのそれぞれの近道を指し示すもので､年次は刻まれていないが近世でも比較的新しいものではないかと思われる。

神戸には、昭和初期の道標で「小菅ニ至ル」と刻まれたものがあり、その位置から風切峠越えのルートを示していると考えられる。道標は外来者に向けたものであるから、風切峠越えのルートで小菅に至る人々も、昭和初期くらいまではいたのであろう。

道標とは形が異なるが、小菅には随所に石灯籠がある。いわゆる「善光寺型」に似た意匠のものも見られ、様式と造立年代などを整理すれば、小菅に至るルートがどのように整備されたかを検討する素材になるかもしれない。今回は、そこまで分析できなかったが、今後のために事実のみ書き留めておく。

（４）供養する石造物

現観音堂周辺を中心に、多数の五輪等や宝篋院塔、さらには像容から地蔵・観音・如意輪の各菩薩かと思われる石仏などが小菅には多数ある。観音堂周辺に集められている石像供養塔には、墓域の整備などにともなって地中から現れたものも多く、この場所の意味を物語る上でその史料性は高い。今後、その分布なども丁寧に検証することで、小菅が持っていた「供養の場（域外の人々による納骨などの意味)」の側面が浮かび上がる可能性もあろう。

（５）祭りで姿を現す石　　～カミが坐す石

信仰遺構や奥社周辺に見られる磐座はむろんカミが坐す石だが、これらについては第２章第１節３項で触れたので、ここでは割愛する。以下では、柱松行事の場で初めてその性格が浮かび上がる石について、その次第に沿って述べる。

まず､里宮から御旅所に遷る神輿が､講堂庭に入る直前に休む「天王石」（写真 2-1-4-6）がある。現在、素戔嗚尊を主祭神とする里宮から、神輿に遷ったカミが休む石がこのように呼ばれるのは、祭りによって慰められるのが素戔嗚尊と同体とされる行疫神、牛頭天王であることを示している。小菅の文献を調査しても、里宮の祭神に「牛頭天王」の名を記したものは見いだせない。本来の小菅権現たる摩多羅神が、神主家において素戔嗚尊と認知される過程は史料上に残されているものの、祇園同様に素戔嗚尊が牛頭天王と同体であることは、今のところ唯一「天王石」

写真 2-1-4-6 「天王石」

が証言している。この石は、講堂庭周辺の「茶屋・見世店」を描いた江戸時代の絵図（『小菅区有文書』別置絵図 16）にもその名が明記されており、古くから継承されていたことが読み取れる。

神輿が御旅所に入り、護摩堂（旧大聖院跡）から松子や若衆が講堂庭に到着した後、祭りの次第を知る人々の目は、講堂庭の南方に置かれた平らな石（「休石」）に腰掛けた「松太鼓手（以下、「松太鼓」と略記）」に注がれる。松子らがしかるべき位置についたことを見定めるや、松太鼓は静かに立ち上がり、松子らの正面に据えられた「松石」へと歩み出す。「松石」に向かう松太鼓は、踏み出す脚の膝を高く揚げ、大きく踏み出す独特の歩法でゆっくり進む。観衆の目は、松石にたどり着いた松太鼓が演ずる滑稽な「焦らし」の所作への期待も含め、否応なしにゆっくり繰り返される松太鼓手の足踏みに釘付けとなる。松太鼓が「柱松に火を点ずる験比べの合図役」であるという表層のみを見れば、松太鼓は脇役に過ぎないが、実際にはこのとき祭りの場で動いているのは松太鼓だけである。松子や若衆はもちろん、祭りに関わるあらゆる人々の視線を一身に集めながら、松太鼓手が繰り返す「独特の歩法で大地を踏みしめる所作」は「反閇（へんばい）」（※註１）にほかならない。ようやく「松石」に乗った松太鼓は、この石の上でも先ほどまでと同様の足踏みを繰り返す。観衆の側からはその後に続く「太鼓を打ち損なう滑稽な所作」が話題にされがちだが、松太鼓の最も重要な役割で、柱松行事の信仰上の核心は、むしろ松石の上で能・狂言のようなテンポで行われる足踏みの所作に凝集されていると言ってよいだろう（※註２）。この舞台となる「松石」は、講堂庭の中央付近に据えられており、これこそ、松太鼓手が祭の一方の主人公である証と言えるだろう。

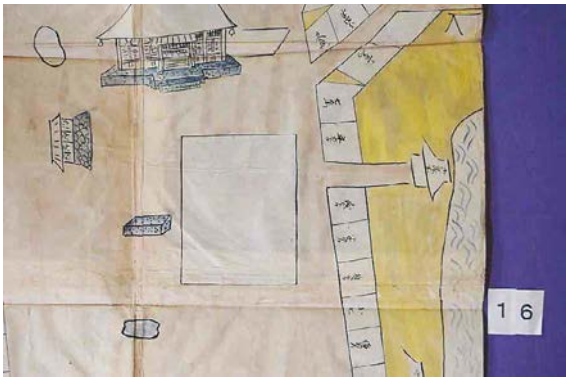

写真 2-1-4-7 「松石」が描かれた講堂庭の絵図。右端の水面は蓮池

すなわち、柱松行事とは、さまざまな要素を削ぎ落として事実のみを記述すれば、「活断層の直上にある講堂庭で、強い力をもつ障礙神（牛頭天王＝素戔嗚尊＝摩多羅神）を祀って反閇を行う祭り」なのである。

むろん、太鼓の音とともに始まる験比べには、修験の火祭りに由来する文化的価値があるが、それは柱松行事に関する調査報告（※註３）や、信仰関連の項に譲り、本項は太鼓の音とともに全ての人からその存在を忘れられる「休石」「松石」に話を戻そう。これらの石は現在、柱松行事の時以外は御旅所の近くに片寄せられている。さきに挙げた講堂庭の絵図（写真 2-1-4-7）では柱松行事の際の配置通りに描かれているが、これが常にそうであったかどうかは確認できない。現在、講堂庭は公民館の駐車スペースにも利用されているため、２つの石は柱松行事の時だけ、古来からの位置に据えられる。

写真 2-1-4-8　十王堂跡の休石：早く火がついた方の松子が上段に立つ

柱松行事の最後に登場する石に、験比べの決着がつけられる「休石」がある。これは、松太鼓手が腰掛けていたものとは別で、十王堂跡に残されている雛壇状の石である。柱松に火がつくと、その組の若衆は松子を抱きかかえて休石へと走る。ここに松子が坐るのが験比べの決着とされるので、点火がほぼ同時であっても、こ

の石の上段・下段のどちらに松子が坐るかで一応の甲乙はつけられる。この場所は、かつて十王堂があった場所で、今は集落の駐車スペースになっている。今日の機能のみから考えれば、大きな「休石」は障害物ととらえられようが、今でも厳然と参道に面した一画を占めているのが興味深い。この場所に十王堂があったこと自体も偶然とは考えにくく、この場所は近世に成立した街村の中で、風切峠からの道が参道に突き当たる「辻」に位置している。道祖神や十王堂などが村の出入り口や「辻」に置かれることは広く確認されているが、ここでも村の辻に十王堂があり、そのことを「休石」が今日まで伝えているのである。

このように、祭礼のみで脚光を浴びる石たちは、小菅という「場」の意味や、その空間構成、そしてそれを変化させつつも継承している集落の暮らしを雄弁に物語る重要な構成要素である。

（６）見えない石、意味が分からなくなっている石

以上、様々な角度から述べてきたように、小菅の集落や祭りの景観では、その核や境界など重要な場所に様々な形で「石」が顔を出す。上記の（５）までは、それぞれの石の意味や役割が明瞭なものについて触れたが､ここでは「見えない石」「役割がわからない石」についてまとめたい。「見えない石」は主として地中にある礎石類で、一部は現在でも祭礼に用いられている。その典型例は、柱松行事などの祭礼で中心参道沿いに立てられる幟の「沓石」で、日常は舗装道路の縁のグレーチングの蓋の中で「出番」を待っている。また、祭礼日市で茶屋・見世店が置かれた位置には、現在もその礎石が残されていることが発掘で確認されている。これは、少なくとも近世まで遡り得る「市」の景観を構成する要素として、区が所有する古文書と共に全国的にも重要な文化財である。これらは小さく、かつ、日常的には見えていないが、大聖院から里宮・講堂庭を結ぶ小菅の核と言うべき空間を区画し飾り立てる上で欠かすことのできない石造物である。特に現在は地中に埋もれている講堂庭の礎石は、空間としての講堂庭の重要性を視覚的にわかりやすく示す上では活用を検討すべき資産である。

また､「役割がわからない石」は、大聖院庭園址の北東隅にある立石（写真 2-1-4-9）のように、明らかに人為的に据えられているが、現在の周辺状況からは意味や用途がわからないもので、地上にあるだけにそれが機能した時代さえわからないものも多い。中には個人宅の敷地に露出している巨礫（写真 2-1-4-10）や､「大海清水」付近のあぜ道にひっそりとたたずむ巨礫（写真 2-1-4-11）のように、内山遺構群の巨礫に通じるものを感じさせる位置やたたずまいのものもある。これらは、現時点で存在するものを顕在化するにとどめ、新たに「似て非なるもの」を増やさない配慮が必要であろう。

写真 2-1-4-9　旧大聖院跡（S6-c）にある立石

旧黒門跡と旧観音堂跡にある、観音経の句を刻んだ立石は、いずれも付近に倒伏していたものと聞いており、廃仏毀釈の際に倒された可能性もあろう。一連の経文から句を選んでいるので、元来は丁石ではなかったかと推測され、今後の整備の中で適切に位置づける必要があろう。

現在、周囲の景観から切り取れば、それ自体の意味はわかる「市神」も、講堂庭に「市」の空間が現出することによって初めてその意味が十全に理解される石造物と言えるだろう。

註１：陰陽道に由来するといわれる呪術的な歩法で、現在でも各地の祭礼や、能の「翁」「三番叟」などに引き継がれている。芸能と祭りにおける反閇については、折口信夫の『日本藝能史六講』（講談社，1991）の第三講によくまとめられている。

註２：松太鼓の所作が反閇にあたることについては、折口信夫の前掲書をもとに考察した。また、摩多羅神と反閇の結びつきに関して、延暦寺常行堂の「天狗怖シ」と毛越寺の「摩多羅神祭」については、それぞれ、山本ひろ子の『異神 中世日本の密教的世界』（平凡社，1998）の P.133 ～と、谷川健一の『賤民の異神と芸能』（河出書房新社，2009）の P.344 から多くを学んだ。

註３：『小菅の柱松 －北信濃の柱松行事調査報告書－』，飯山市教育委員会，2008、『長野県飯山市小菅総合調査報告書』，飯山市教育委員会，2005

写真 2-1-4-10　講堂庭付近の民家の庭先にある巨礫

写真 2-1-4-11 「延享古絵図」の役人屋敷西側付近にある立石

写真 2-1-4-12
松石の上で足踏みを繰り返す「松太鼓」

写真 2-1-4-13
旧黒門跡付近の「推定丁石」

写真 2-1-4-14
旧観音堂跡「推定丁石」

５. 日市と市店

（１）日市に関する史料

小菅の日市は、「小菅四日」や「小菅の市」などとよばれ、明治初頭まで開かれていた[注1)]。宝暦４年（1754）に記された村明細帳（『小菅区有文書』別置３号 8-1）には、

一、當村氏神祭毎年六月四日柱松并神輿等ニ而御座候、同十一日迄日市立来リ申候、尤祭礼日市中古来ヨリ其町之御地頭様ヨリ御奉行様御壱人ツヽ例年御遊被下候、御幕御灯燈等者前々ヨリ上仕ニ付候　（中略）

一、講堂　　一ヶ所　本尊弥陀如来　同断（別當支配）

是ハ先年七堂伽藍之地境内弐丁四方御高除地ニ而御座候、此所前々ヨリ市場ニて御座候、右境内其外ニ毎年祭礼日市中商人見世小屋茶屋古来ヨリ惣村百姓共持来也

とあり、祭礼が行われる旧暦の６月４日から６月 11 日までの８日間、大聖院の別当が支配する講堂の境内（集落の中心に位置する広場：講堂庭）を主な舞台として、日市が開かれていたことがわかる。日市に関する史料のなかでも、とくに、天明３年（1783）に記された「御祭禮日市中村定連判帳」（『小菅区有文書』長持３号 4-1）と江戸後期（推定）に描かれた３枚の「講堂周辺の絵図」（『小菅区有文書』別置絵図 16 ～ 18）からは、日市の具体的な様子を把握することができる。

「御祭禮日市中村定連判帳」（作成年：天明３年（1783）、小菅区有文書）　日市の取り決めに関する連判帳である。取り決めには、「本見世」、「茶屋」、「内見世」とよばれた市店の記述がある。以下に全文を記す。

御祭禮并日市中村定一札之事

一、御公儀様御法度之趣可相守之事

一、御祭禮并日市中参詣之衆人者不及申、諸商人江對し申し、慮外過言等無之様ニ随分大切ニいたし、縦令村方之者利分有之事ニ而も用捨いたし、勿論喧嘩口論之腰押、加勢等決而致間敷候、惣而他所之ものを取立候様ニ可心懸候事

附、御祭礼日市中市場茶屋小屋抔江當村之男女罷出、居酒給間敷候、是等之趣妻子ハ不及申、若者共へ能々可申聞置候事

一、本見世小屋代賄代共に一間分銭壱貫三百文宛ニ相定之、古来定見世九拾九軒江可割合之前々持来小屋場所ニ不拘、其年之増減ヲ相改、入用之見世数一所江寄セ両側ニ置、能懸ケ置可申、旅人賄之儀ハ本見世九拾九軒持来候ものより、代々順番ニ可相賄定之事 ①

附、小屋掛ケ候儀ハ順番ニ不相拘、見世間口弐間小屋ニ而懸ケ貸銭五百文宛ニ相定之、仲間江申合、誰成共勝手次第ニ懸させ可申定之、若シ後年ニ到、日市繁昌いたし、前々之小屋場不残入用之節ハ、先規より持来之小屋場所江銘々懸ニ可致、其節ニ到候而も、此度相定之通旅人賄ハ順番、代々相賄、小屋代共九拾九軒江可割合之事 ②

一、堂庭茶屋小屋之儀ハ、西側小屋代銭六百文、東側小屋代八百文宛ニ相定之、尤前々持来小屋場所ニ不拘、年々小屋員数増減次第堂ノ東ニ一通り、同西ニ一通り、小屋并能懸ケ置、右代銭茶屋小屋定式五拾軒江可割合之事 ③

附、茶屋壱軒懸賃三百文宛ニ相定之、仲間申合、誰成共勝手次第ニ懸させ可申、尤後年ニ到、日市繁昌いたし、小屋不残入用之節ハ、前々持来之場所江銘々懸ニ可致事、雖然小屋代之儀者此度相定之通、五拾軒江平均ニ可割合之事 ④

一、於内見世呉服或ハ太物類商賣惣而為致間敷定之事 ⑤

一、宿屋之儀ハ一泊り旅籠百弐拾四文、御旅籠五拾文、木銭四拾五文、米ハ其年々村定市相場を以可賣之、

尤止宿旅人之儀ハ毎晩宿や中へ改人相通シ、人数帳面ニ記置、旅籠泊り壱人ニ付、銭拾文ツヽ、木銭泊壱人ニ付銭五文宛、其旅人ニ不拘、右定之木銭旅籠銭之内ニ而宿屋中より持出候、市御運上夫銭等ニ可致定之事

附、右出銭改人者読書いたし差働有之もの弐人宛、毎夜宿屋江相廻シ、得と相改、帳面ニ記置、市夫銭割合之節宿屋より可為出之、尤改ニ出候世話貸、壱人ニ付銭弐百文宛、蝋燭筆墨代共に弐百文、都合六百文可出之事

一、馬宿之儀ハ惣而内賣不可為致之、不残堂庭江出シ、可為致賣買、尤賣買ニ相成候馬壱疋ニ付、銭百文宛取之、内五拾文ハ為御運上、村役人方江相納、銭五拾文ハ其懸り之茶屋江可為取之、 右世話いたし候もの壱人、村方ニ而相極メ、市場ニ附置、馬賣買無油断相糺手帳ニ付、右出銭其日限々ニ双方江可相済之、勿論馬市中世話人方江賃銭弐百文可遣之事

附、馬市之儀者前々之通り九日より十一日迄ニ相定之、馬引込ハ八日九日両日ニ相限り、 若此定を相背、十日ニ入候馬有之ハ、一切宿貸申間敷定之事、雖然満水川支等ニ而延着仕候儀者、定外之事

一、酒之儀渡賣いたし候之もの居酒ハ不及申、小賣一切為致間敷候定之事

是ハ渡シ賣之者、小賣等いたし候へハ、茶屋受酒小賣のもの大勢不勝手ニ成候故、如此定之事

一、堂庭ニおゐてうちハ、ひゆうひゆう、からから等之赤物類商人ハ不残本見世江入可申定之、尤右之内少分之商物ニ而、難儀之旅人有者、弐人歟三人宛組合、本見世江入可為商定之事

是ハ右赤物類商之儀、小間物見世之商ニ指障ニ付、前々順致吟味候而、届兼候故、此度如斯本見世江入、小間物並ニ致置候定之事

一、飴賣之儀、日帰り多、甚猥猥ニ候故、今度弐人宛組合、茶屋小屋江入可為商定之、然間日帰り之ものハ不及申、小屋江不出あめ賣一切商賣為致間敷定之事

一、惣而日帰り商人之儀者、商事差留立宿も貸申間敷定之事

附、商物多少ニ不依譬親類縁者たり共、此度村定之趣申聞、商差留迄追拂可申定之、雖然商物之品ニより又ハ不叶用事有之候而無拠子細ニて日帰ニいたし候もの有之ハ、為過怠銭五拾文宛取之、可相帰定之事

一、宿屋江商物持参いたし賣買仕舞不申内、野沢入湯抔ニ罷越候者有之者、日帰り商人同断ニ為過怠銭五拾文宛可取定之事

一、口賣口買一切為致間敷、諸事當村於市場可為致賣買定之事

附、御祭禮日市中御近村ニ有来候見世商者格別、軒小屋取繕、又ハ往来之道端ニ而飛かた抔いたし、諸商賣酒煎賣茶屋等不致様、一里四方毎年御觸流可願之事 ⑥

一、出荷物附出之儀、背負荷共に不残村方江引受、附送り可申、尤馬指才判人極メ置、夜毎ニ宿屋江相廻シ、出荷物委細聞立候上、間違無之様ニ手帳ニ記し置、村方ニ而附出候様ニ可相励定之事

附、才判人世話賃として壱駄ニ付銭拾文ツヽ、同一背負荷銭五文宛、駄賃銭之内ニ而才判人方江可遣定之事

右者當所御祭禮日市、近年不繁昌ニ而、市御運上等弁納ニ相成候者も有之　候ニ付、今般村方及態談、書面之通相定之趣如斯、然上者以来相互無違乱　睦敷いたし、後年ニ致御祭禮日市可為繁栄様ニ、惣連判一札如件

高井郡小菅村

天明三癸卯年七月　名主　権右衛門　（印）
組頭　要助　（印）
同　三郎右衛門　（印）
百姓代　文六　（印）
百姓　忠右衛門　（印）（後略：以下 86 人の連印）

「講堂周辺の絵図 1」（作成年：江戸後期（推定）、小菅区有文書、図 2-1-5-1）　小菅村の人名が列記されている。また、「高見世間口六尺奥行九尺」、「是迄高見世」、「是迄飛さや」、「幸八きど見世」などの記述がある。これらは、「見世」という文言を含んでいることから日市に関する記述であると考えられ、「高見世」、「飛さや」、「きど見世」は、市店の呼称であろう。

「講堂周辺の絵図 2」（作成年：江戸後期（推定）、小菅区有文書、図 2-1-5-2）「講堂周辺の絵図 1」で小菅村の人名が列記されている箇所に枠が描かれている。講堂の周りに描かれた枠には、「飛さや」と付記されている。一方、講堂の南側に描かれた枠には、「高見世」と付記されている。これらの枠は、「高見世」と「飛さや」の設置場所を描いたものであると考えられる。また、中央に記された「定方」には、「高見世」と「飛さや」の規模について、「高見世壱軒前 間口六尺 奥行九尺」、「飛さや壱軒前 間口弐間 奥行弐間」とある。

「講堂周辺の絵図 3」（作成年：江戸後期（推定）、小菅区有文書、図 2-1-5-3）「講堂周辺の絵図 2」に描かれている「高見世」と「飛さや」の設置場所を示す枠が個別に描かれ、「高見世」の枠は 99 個に、「飛さや」の枠は 48 個（空白部分を含めると 50 個か）に細分化されている。個々の枠の内には、小菅村の人名が記入されている。

（２）市店の種類

・「本見世」ないし「高見世」

「本見世」「御祭禮日市中村定連判帳」をみると、「本見世」では、「赤物」や「小間物」などの商いが行われていたことがわかる。なかでも、「御祭禮日市中村定連判帳」の①②には、「本見世」について詳細な記述があり、これによると、「本見世」は、一ヶ所に寄せて 2 列に 99 軒まで構えることが許されていたことがわかる。

「高見世」「講堂周辺の絵図 2」の「定方」によると、「高見世」の規模は、1 軒あたり間口 1 間×奥行 1 間半であった。また、「講堂周辺の絵図 3」には、講堂の南側に「高見世」の設置場所を示す枠が 99 個描かれている。

「本見世」と「高見世」を比べると、「御祭禮日市中村定連判帳」の①②にある「本見世」の記述と、古絵図にある「高見世」の描写が一致する。したがって、「本見世」と「高見世」は、同一の市店であり、1 軒あたり間口 1 間×奥行 1 間半の規模で、講堂庭に 99 軒まで構えることのできる仮設的な市店であったと考えられる。

・「茶屋」ないし「飛さや」

「茶屋」「御祭禮日市中村定連判帳」をみると、「茶屋」では、「飴」や「酒」などの商いが行われていたことがわかる。なかでも、「御祭禮日市中村定連判帳」の③④には、「茶屋」について詳細な記述があり、これによると、「茶屋」は、東西 1 列に 50 軒まで構えることが許されていたことがわかる。

「飛さや」「講堂周辺の絵図 2」の「定方」によると、「茶屋」の規模は、1 軒あたり間口 2 間×奥行 2 間であった。また、「講堂周辺の絵図 3」には、講堂の周りに「飛さや」の設置場所を示す枠が 48 個（空白部分を含めると 50 個か）描かれている。

「茶屋」と「飛さや」を比べると、「御祭禮日市中村定連判帳」の③④にみえる「茶屋」に関する記述と、古絵図の「飛さや」に関する描写が一致することから、「茶屋」と「飛さや」は、同一の市店であり、1 軒あたり間口 2 間×奥行 2 間の規模で、講堂庭に 50 軒まで構えることのできる仮設的な市店であったと考えられる。

・「内見世」

図 2-1-5-1 「講堂周辺の絵図 1」（作成年：江戸後期（推定）、小菅区有文書）

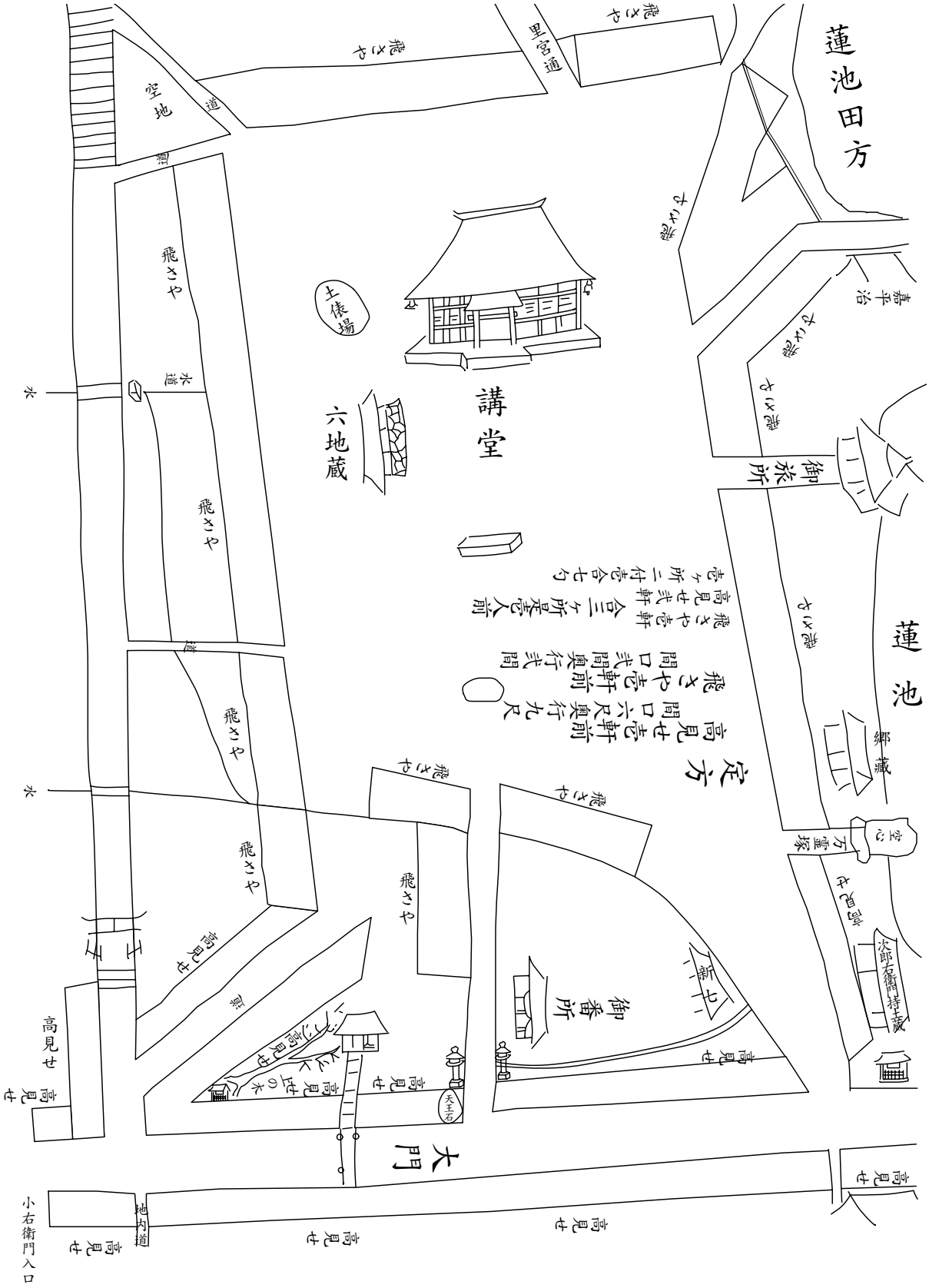

図 2-1-5-2 「講堂周辺の絵図２」（作成年：江戸後期（推定）、小菅区有文書）

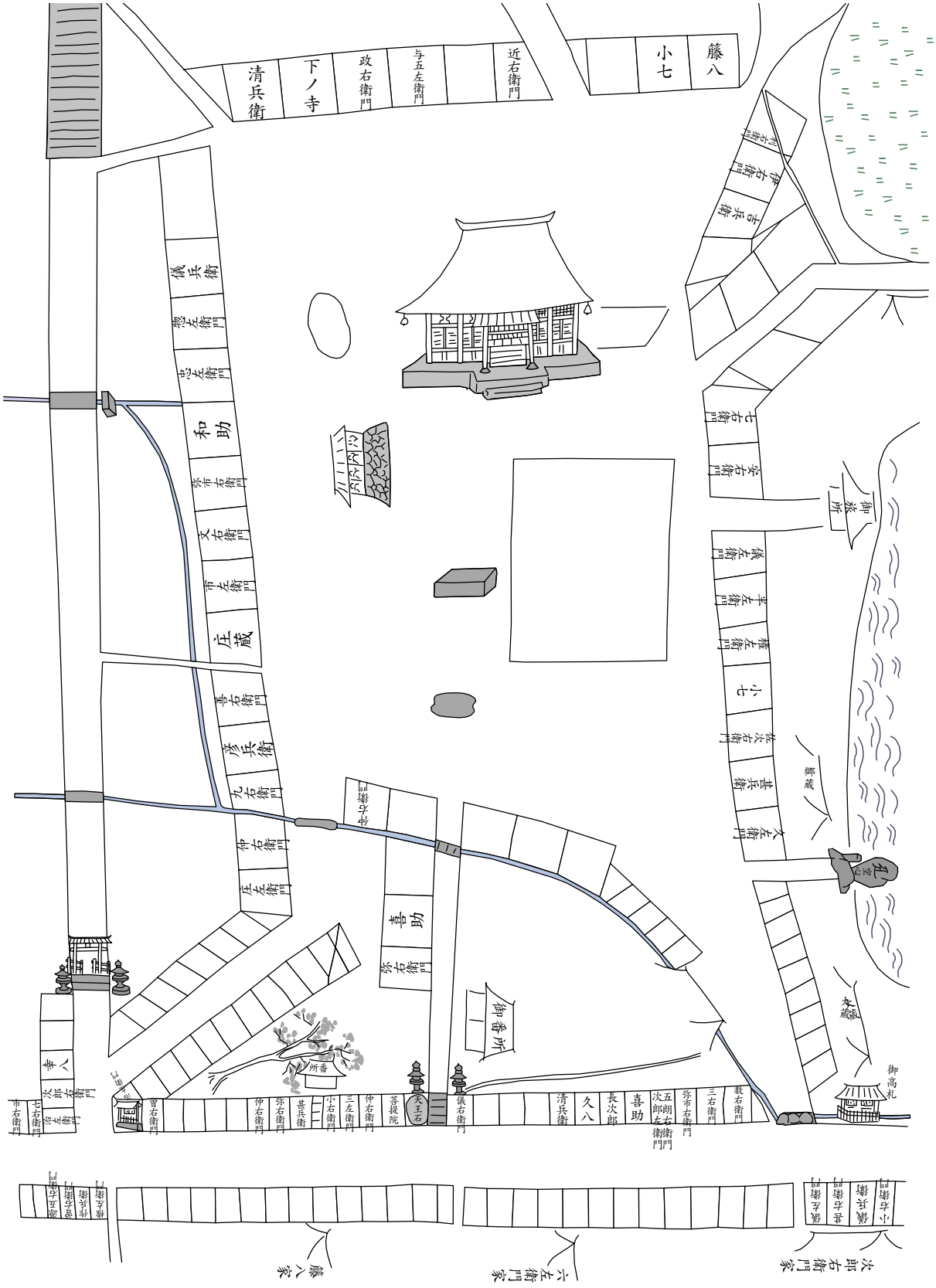

図 2-1-5-3 「講堂周辺の絵図 3」（作成年：江戸後期（推定）、小菅区有文書）

「内見世」に関する記述は、「御祭禮日市中村定連判帳」の⑤に「於内見世呉服或ハ太物類商賣惣而為致間敷定之事」とあるだけで、「本見世」や「茶屋」の項に比べて記述が少ない。そのため、これらの史料から「内見世」を解釈することは困難であるが、天保年間（1830-1844）に記された「信濃奇勝録」（長野県立図書館所蔵）の「小菅」の項には、

> 例祭ハ六月四日より十一日まて其間市をなす 諸所の商人輻輳農家をかりて器財衣服の舗を開け八日頃は寂々たる僻地も忽し繁花の街となり往還絡繹として雑沓囂塵を播す 地方官所よりハ出張の有司幕の内に座して非常を改め其辺の山里又ハ遠く出羽奥州よりも売馬多くひき連來りて交易売買のおり甚賑しく恰も大都會の如し

とあり、日市の期間、商人が小菅村の民家を借りて商いを行っていた様子が記録されている。この記録にもとづいて民家を調査した結果、集落の中央を通る道（「カイド」）沿いにたつ４棟の民家にて、「ミセ」とよばれる小部屋を確認した（図 2-1-5-4、写真 2-1-5-1・2-1-5-2）。これらの民家では、主に道に面した座敷の縁側部分が「ミセ」とよばれており、日市が開かれると「ミセ」を商人に借していたという口承が伝えられていた[注2)]。以上をふまえると、「内見世」は日市の期間に限って村人の屋敷地に設ける市店であったといえ、民家に現存する「ミセ」はその建築遺構であると考えられる。

・「きど見世」

「講堂周辺の絵図１」には、「幸八きど見世」という記述がある。この記述は、民家の描写に付記されていることから、「きど見世」と「内見世」の関連を想定することができる。しかし、この記述の他に「きど見世」に関する史料を確認できないため、「きど見世」の解釈を留保する。

（３）市店の小屋掛け

・小屋掛けされる建物の管理主体

日市には、「本見世」ないし「高見世」、「茶屋」ないし「飛さや」、「内見世」、「きど見世」とよばれる市店が設けられていた。これらの市店は、誰が、どのようにして構えていたのか。

文化４年（1807）の「見世小屋持主覚帳」（『小菅区有文書』別置３号 89、表 2-1-5-1）には、「見世小屋」を所持する 57 人の名前と、それぞれについて間口規模が記されている。「見世小屋」という文言は、宝暦４年（1754）の村明細帳にもみえる。ここでは、「見世小屋」と「茶屋」が区別して記述されていることから、「見世小屋」は、「本見世」ないし「高見世」に関連する文言であったと考えられる。これに加え、「見世小屋」に間口規模が与えられていることをふまえれば、「見世小屋持主覚帳」は、「本見世」ないし「高見世」の土地、または、建物を所持する者の覚えであったと解釈することができる。

では、「見世小屋」は、「本見世」ないし「高見世」の土地と建物のどちらを意味していたのか。「見世小屋持主覚帳」に記されている「見世小屋」の間口規模を合わせると 160 間になる（表 2-1-5-1）。「本見世」ないし「高見世」は、１軒あたりの間口規模を１間として、99 軒まで構えることが許されていたので、建物を構える土地の間口規模の総計が 99 間を超えることはない。仮に、「見世小屋」が「本見世」ないし「高見世」の土地を意味していたとすると、「見世小屋持主覚帳」は、「御祭禮日市中村定連判帳」の取り決めから逸脱した事柄を記述していることになる。つまり、「見世小屋」が「本見世」ないし「高見世」の土地を意味していたという見解は妥当でない。したがって、「見世小屋」は、「本見世」ないし「高見世」の建物を意味していたと解釈できる。

以上の考察より、「見世小屋持主覚帳」は、「本見世」ないし「高見世」の建物を所持する者の覚えであったと考えられる。ここに名を連ねた 57 人の名前を小菅村の人名帳[注3)]と照らし合わ

写真 2-1-5-1 「ミセ」を設けた民家
（❷：眞島一徳家住宅）

写真 2-1-5-2 「ミセ」を設けた民家
（❸：吉原大義家住宅）

図 2-1-5-4 「ミセ」を設けた民家の平面図（S=1/500）

せた結果、小菅村の人名と合致した。したがって、「本見世」ないし「高見世」の建物は、小菅村の村人が所持していたといえる。「見世小屋持主覚帳」と同時期に記された文化15年（1818）の村明細帳（『小菅区有文書』別置3号8-2）には、当時の小菅村の家数が104軒であったことが記録されている。これをふまえると、小菅村の村人の約半数が「本見世」ないし「高見世」の建物を所持していたことになる。この建物の部材が保管されていた場所の特定には至らないが、持ち主が屋敷地に保管していたと考えるのが適当であろう。

他方、「見世小屋持主覚帳」の冒頭には、「見世小屋」に対する賦課の定めがある。これをみると、間口3間を1軒前として、1軒前あたりに「飯米五合」と「永三拾五文」が一律に賦課され、大聖院の別当へ納められていたことがわかる。この賦課を納めることと、「本見世」ないし「高見世」の建物を所持することの先後関係は不明だが、日市の主な舞台となる講堂庭を大聖院の別当が支配していたことに、この賦課の意味を推すことができる。

・小屋掛けの方法

「御祭禮日市中村定連判帳」の②によると、「御祭禮日市中村定連判帳」が記された頃、すでに日市は衰退していたようである。そのため、99軒分の「小屋場」をすべて用いる必要はなく、「仲間」との話し合いにもとづいて小屋を掛けるように定められていた。この99軒分の「小屋場」とは、「講堂周辺の絵図3」に描かれている99個の枠をさし、「仲間」とは、「見世小屋持主覚帳」に名を連ねている小菅村の村人をさすだろう。つまり、「本見世」ないし「高見世」の小屋掛けを担っていたのは、その建物を所持する村人であったと考えられる。「御祭禮日市中村定連判帳」の④には、「茶屋」ないし「飛さや」についても、同様の記述があることから、「本見世」ないし「高見世」と同様の小屋掛け方法が採用されていたと考えてよいだろう。

これに対し、小菅村の村人は、小屋代と小屋掛け代を得ていた。「御祭禮日市中村定連判帳」の①②③④によれば、「本見世」ないし「高見世」の「小屋代」と「賄代」は、間口1間あたり1貫300文で、小屋掛けの「懸ヶ賃」は、間口2間あたり500文であった。一方、「茶屋」ないし「飛さや」の「小屋代」は、西列が600文、東列が800文で、その「懸賃」は300文であった。

では、小菅村の村人に対し、小屋代と小屋掛け代を支払っていたのは誰か。これを知る手掛かりが「御祭禮日市中村定連判帳」の①にみえる「旅人賄」という文言にある。この文言は、「本見世」にて、「旅人」が賄いを受けていたことを示している。つまり、「本見世」ないし「高見世」の建物を用い、小屋代と小屋掛け代を納めていたのは、「旅人」と呼ばれていた者である。「旅人」の語彙を推すならば、市場と関わりながら旅をしていた者、すなわち、日市へやってきた商人を意味していたと推測できる。この推測を裏づけるように、佐渡地方の方言を集めた『佐渡海府方言集』の一節には、「タビト（旅人）他國からの行商人をさう呼ぶ」とあり[注4)]、商人を「旅人」と呼ぶ事例を確認することができる。

（4）日市における商いの場

このように、小菅の日市では、「本見世」ないし「高見世」、「茶屋」ないし「飛さや」、「内見世」、「きど見世」とよばれる市店が設けられていた。このうち、「本見世」ないし「高見世」と「茶屋」ないし「飛さや」は、市立てにともなって講堂庭に構える仮設的な市店であった。その建物を所持し、部材を組みたてる小屋掛けの労働を担っていたのは、小菅村の村人であった。対して、小菅村の村人に小屋代と小屋掛け代を支払い、小屋掛けされた建物を一定の期間に周期的に用いていたのは、日市へやってきた商人であった。つまり、市立てにともなって定期的に仮設される市店の建物は、場と部材の一時的な貸借をともなう非常設型の供給建築であったといえる。一方、「内

見世」は、屋敷地に村人が設ける市店であった。小菅村の村人は、日市の期間に限って、屋敷地に「内見世」を設け、これを商人に貸し与えていたのである。集落の中央を通る道沿いにたつ4棟の民家に現存する「ミセ」は、その建築遺構であると考えられる。

「御祭禮日市中村定連判帳」の⑥によると、日市の期間、普段から「見世商」を行っている者を例外として、小菅村の外での商いは、固く禁じられていた。さらに、「道端」での商いや、許可なく「軒小屋」などの建物を構え、商いの場を繕うことも禁じられていた。したがって、日市における商いの場は、小菅村の内に設けられる市店の建物の内部に限られていたといえる。以上の事柄は、商品を携えて市場へやってきた商人の姿と、建物の一部を一時的に商人へ貸与していた村人の姿をものがたる。市場のすべてを商人が担っていたのではない。市場を形づくるものの多くは、村に常住する村人の側にあった。この姿をもつ小菅村の市立ては、村の内の建物の一部を、一時的に外へと開くといういとなみであったといえる。

注

1）下高井郡役所編『下高井郡誌』（同、273-275頁、1922年）の273-274頁には「市場の開設も亦、時代の要求によりて、江戸幕府時代の初期より漸く発達したり。当時本郡に於ける市場の主なるものは、安源寺、中野、小菅等なり。（中略）慶長九年、大久保石見守長安、小菅神社に寺領六十石を寄付するや、同社の旧観漸く恢復し、六月四日の例祭に当り、毎年一週間宛の馬市を開く事となり、「小菅四日」又は「小菅の市」として、近在に名高く、以て明治に至れり」とある。日市の開設について笹本正治は、市と祭の関係に着目しながら、村にとって祭りは市に人を集め、市店から収入を得ることが重要で、江戸時代の柱松神事は村人にとって宗教的行為というよりも、人を集める手段であったと指摘している（参照：笹本正治「近世における小菅の柱松神事について」（『信濃』、第57巻第5号、403-419頁、2005年））。

表2-1-5-1 『見世小屋持主覚帳』
（作成年：文化4年（1811）、小菅区有文書）

一、壱軒前二付 飯米五合
一、永三拾五文 大聖院江運上

覚

		間口規模
三間		
一、壱軒前	与五左衛門	3間
同		
一、壱軒前	源右衛門	3間
同		
一、壱軒前	喜助	3間
一、間壱軒	友三郎	3間か
一、弐間	儀兵衛	2間
一、壱間	作之亟	1間
五間		
一、壱軒 六分六厘	文右衛門	5間
一、壱間	金右衛門	1間
一、弐間	関右衛門	2間
一、壱軒前	次左衛門	3間
一、壱軒前	吉兵衛	3間
三間半		
一、壱軒 壱分六厘	和介	3.5間
一、壱間	友介	1間
一、壱間	善三郎	1間
一、半間	徳右衛門	0.5間
小間六間半		
一、弐軒 壱分六厘	弥市右衛門	6.5間＋2間
外ニ		
一、弐間 是ハ上寺入 〆間八間半	同人	
一、壱間半	忠左衛門	1.5間
五間 文化十酉年		
一、壱軒前 六分七厘	惣左衛門	5間
内壱軒前文右衛門ヨリ戻ル		
一、弐間	権左衛門	2間
五間		
一、壱軒 六分七厘	幸八	5間
一、弐間	次郎右衛門	2間
一、弐間	甚太夫	2間
一、弐間	近右衛門	2間
一、壱間	善左衛門	1間
一、弐間	善右衛門	2間
一、壱間	庄蔵	1間
一、壱軒前	安右衛門	3間
文化十酉六月		
一、壱軒前 外ニ		
壱軒前小右衛門戻	徳左衛門	3間＋3間
一、壱軒前	庄左衛門	3間
一、壱軒前	弥五兵衛	3間
九間		
一、三軒前	嘉平次	9間
一、弐間	源蔵	2間
一、壱間	弥右衛門	1間
五間 内弐間上寺請取八兵衛之分		
一、壱軒 六分七厘	市郎右衛門	5間
一、壱間	市左衛門	1間
四間		
一、壱軒 三分四厘	清蔵	4間
一、弐間	利惣次	2間
三間		
一、壱軒前	庄七	3間
一、壱軒前	要助	3間
一、弐間	六左衛門	2間
一、壱間	利右衛門	1間
一、壱軒 三分四厘	曽右衛門	4間
一、弐間	半四郎	2間
一、壱軒前	助右衛門	3間
一、壱間	久左衛門	1間
一、壱間	又七	1間
一、弐間	市三郎	2間
一、壱軒前	多左衛門	3間
一、弐軒前	仲右衛門	6間
一、壱軒前	下寺	3間
一、壱軒 三分四厘	源五右衛門	4間
一、壱間	八兵衛	1間
一、弐軒 上寺分 甚蔵引請分	弥一右衛門	6間
一、壱間	次郎左衛門	1間
一、壱間	五左衛門	1間
半		
一、壱軒前 五分	儀左衛門	4.5間
一、壱間半	茂八	1.5間
一、壱間	弥惣次	1間
右之通相改少茂相違無し候		計160間
文化四卯年六月	役中	
	長中	
	立会之上候	

２）商人に対してミセを貸していたという口承は、笹本正治「「小菅神社の年間祭礼」－古老に聞く地域の文化(1) －」（いいやま博物館友の会編『奥信濃文化』、第２号、同、1-15 頁、2002 年）にも報告されている。

３）「小菅区古事調査」（作成年：昭和初期、蒲原良典氏所蔵）に掲載されている「宝暦八年村人名」、「明和元年村人名」、「文化八年村人名」、「小菅村文政三年御割付帳ニヨル人名」、「天保十二年村取締状ニアル人名」を参照した。

５）倉田一郎著・柳田國男編『佐渡海府方言集〔全国方言集・六〕』（中央公論社、1944 年）54 頁引用

出典

梅干野成央･土本俊和･岡本茂「近世小菅村の市立てと商人･村人」（『日本建築学会計画系論文集』、第 611 号、253-260 頁、2007 年）

第２節　植生景観

１．小菅地区を特徴づける植生景観

小菅地区では現在、全国の中山間地の状況と同様、生業（なりわい）としての伝統的な植生利用はほとんどなされていない。このような状況において、文化的側面が色濃く反映されている植生として現存するのは、奥社参道のスギ並木、小菅集落の南方の丘陵地斜面のブナ二次林、小菅山頂部のブナ－キタゴヨウ群落の３つである（図 2-2-1-1）。本節では、これら小菅地区を特徴づける植生景観を対象に、現在の群落の組成と構造を把握し、その成立過程を考察した。

（１）小菅神社奥社参道のスギ並木

【概況】奥社参道の鳥居から約 650 ｍまでの両側に沿って大小 200 個体以上のスギが植栽されている。最高樹齢は 300 年を超えるものもあるといわれる。長野県の天然記念物として昭和 49 年（1974）に指定されており、現在まで積極的な伐採は行われていない。住民への聞き取りから、約 650 ～ 800 ｍ付近は今から 40 年ほど前に台風により多くのスギが倒れたため新たに苗が植え直されたことが分かっている。

【調査区域】参道入り口（鳥居）から 650 ｍ付近までの参道沿い（参道両縁からそれぞれ幅５ｍ以内）である（図 2-2-1-1a）。

【調査方法】参道のスギの個体群構造を把握するため、2014 年 9 月 19 日に調査区域内に生育する胸高直径５cm 以上の全てのスギについて位置と胸高直径を計測した（図 2-2-1-2）。胸高直径の計測には株式会社ランドアート社製ハイビスカス直径メジャー２ｍを用い、樹高の計測には株式会社マイゾックス社製逆目盛検測桿 AT-15m を用いた。樹高 15 ｍを超えた場合は測定バイアスを低減するため二人以上で推測した。

【結果】調査区内には胸高直径５cm 以上のスギが合計 228 本生育していた（資料 2-2-1-1）。参道の約 280 ｍ付近を境に、西側よりも東側の方が大径木の割合が大きくなっていた（図 2-2-1-2）。直径の平均値は 64.6 cm（標準偏差 37.5）、中央値は 69.0 cm、樹高の平均値は 24.1 m（標準偏差 8.9）、中央値は 26.0 ｍとなった。最大サイズのスギは 650 ｍ付近に生育し、その胸高直径は 221 cm、樹高は 42 ｍであった。胸高直径５cm 以上 20 cm 未満と 60 cm 以上 80 cm 未満の二つの直径階級にピークがみられ、樹高においても５ｍ以上 10 ｍ未満、25 ｍ以上 30 ｍ未満の二つにピークがみられた（図 2-2-1-3）。

【考察】スギの胸高直径階分布および樹高階分布のいずれも二山型を示した。60 cm 以上 80 cm 未満の直径階級をピークとする大サイズクラスの個体群は、参道を構成する大規模なスギ並木の景観に反映されており、この中の多くが参道敷設時に植栽された個体であると考えられる。

一方、小サイズクラスのピークが生じたことは、天然更新による加入個体が定着して成長している可能性を示唆する。参道の約 280 ｍ付近を境に、西側の方が小・中径木の割合が大きく、このことは天然更新個体が多いことを示唆する。大径木の切り株（伐採個体）もいくらか確認されたことから、このような伐採後のギャップに新たな実生が定着した可能性がある。

今後、スギ並木の景観を維持するには、これらの天然更新個体を保全する必要がある。また、今回は胸高直径５cm 未満の個体は調査しておらず、天然更新の状況は不明だが、同様の個体が十分に得られないことも想定される。したがって新たなスギの補植を検討することも必要と考えられる。

（２）小菅山山頂付近のブナーキタゴヨウ群落

【概況】小菅集落の東方にある小菅山山頂（標高 1022m）付近の尾根沿いを中心にブナの成熟林が生育する。これらブナに混じってキタゴヨウの大径木が混在する点が大きな特色である。加えて長野県北部において群落としてキタゴヨウがまとまってみられる点は珍しいため、遺伝子保存林や長野県の植物群落レッドリストに指定されている。林齢は約 300 年であるが、その履歴は明らかになっていない（飯山市誌編纂委員会 1991）。

【調査区】小菅山の尾根上の緩斜面に 50 m × 50 mの調査枠を設置した（図 2-2-1-1a）。調査時（2013 年 11 月 14 日）、積雪が約 50 ～ 60cm あったため、２m程度の小サイズの個体群の一部は積雪中に埋もれていた可能性があるが、５m以上の個体群に関してはこの限りではない。

【調査方法】林分構造を把握するため、調査区域内に生育する樹高２m以上の全ての幹について種名を記録し、胸高周囲を計測した。また、林分の階層構造を高木層（樹高 15 m以上）、亜高木層（樹高５m以上 15 m未満）、低木層（樹高２m以上５m未満）の３つに分け、調査幹ごとにどの階層に属するかを記録した。胸高周囲が約５cm 未満で萌芽幹が束生する場合は最大の直径を持つ幹を主幹とし、その胸高周囲を計測した。計測には株式会社 TJM 社製スチールメジャー 10 mを用いた。得られた胸高周囲から胸高直径と断面積を算出し、集計した。

【結果】調査区内には 18 樹種出現し、密度は 816 本 /ha、胸高断面積合計は 81.27㎡ /ha であった（表 2-2-1-1；資料 2-2-1-2）。これは近隣のブナ成熟林での値（木島平村カヤの平：36.5㎡ /ha；渡辺・井田 2001、飯山市鍋倉山：38.12㎡ /ha；井田ら 2007）のほぼ２倍に当たり、胸高断面積だけでみれば過度に成熟した林分であると言える。ブナとキタゴウヨウの２樹種で胸高断面積合計全体の 95.3％を占めていたが、ブナの胸高断面積合計（37.32㎡ /ha）でみると、先述の近隣のブナ成熟林の値と同等であった。キタゴヨウ（40.16㎡ /ha）の胸高断面積合計はブナより大きいが、その密度は１/ ３と低くなっていた（ブナ：152 本 /ha；キタゴヨウ：44 本 /ha）。さらに、後述のようにブナは亜高木層以下に多数の個体が存在するのに対し、キタゴヨウは存在しなかった。

亜高木層では、20 本 /ha 以上出現した樹種の密度でみると、高い順にブナ（84 本 /ha）、ハウチワカエデ（36 本 /ha）、ウリハダカエデ（24 本 /ha）、アカイタヤ（20 本 /ha）、ミズナラ（20 本 /ha）となった。胸高断面積ではブナが最大で４割以上を占めていた（1.73㎡ /ha：44.3％）。

低木層では、密度でみるとハウチワカエデ、ヤマモミジ、タムシバ（76 ～ 108 本 /ha）がブナ（52 本 /ha）よりも高くなっていたものの、胸高断面積合計ではブナが最大であった（0.12㎡ /ha：25.2％）。

【考察】種組成は日本海側の豪雪地帯のブナ林の特徴（井田ほか 2007）を示した。また、ブナやキタゴヨウの高木のサイズ構成や密度から、壮齢に達した成熟林分であることが示唆された。

ブナとキタゴヨウの林分構造は全く異なっており、ブナは下層に後継樹が十分に存在していたが、キタゴヨウは大径木以外みられなかった。すなわち、キタゴヨウの後継樹はほとんど存在しない。キタゴヨウは大規模撹乱の後に一斉林を形成する一方で、林冠ギャップのような相対的に小規模な撹乱で更新することもある（杉田・工藤 1994）。どちらの場合にしてもキタゴヨウの更新には光環境の好転が必要であることから、現在の小菅山のキタゴヨウの個体群が更新した当時は、現在よりも光環境の良好な状態であったと推察される。その後のキタゴヨウの更新個体の加入がほとんどみられないことは、光環境の好転の機会がなかったことを示唆する。このことから、周辺のブナ林も同時に発達してきた可能性がある。ブナの胸高直径サイズ分布では大径木から小径木にかけ漸次増加傾向にあった。これはブナが一斉更新し、その後順調に天然更新がなさ

れてきたことを示唆する。したがって、ブナ大径木とキタゴヨウの大径木は同時期に一斉更新したと考えられる。キタゴヨウの樹齢が約 300 年と推定されていることから（飯山市誌編纂委員会 1991）、江戸時代前期に発生したブナやキタゴヨウの稚樹が現在の森林を形成したものと推察される。

小菅山頂一帯が江戸時代前期、樹木の少ない環境であった可能性は否定できない。小菅神社奥社の用材には周辺の木材を利用したと考えるのが妥当であるし、当時の木材需要はそれにとどまらなかったと考えられる。例えば、1660 年の小菅山里宮の建材にはブナと、樹種は特定できないが針葉樹が多用され、それらは小菅と近隣の村から調達されていた（第２章第２節３項参照）。また、江戸後期に建てられたと推測される小菅集落の伝統的民家の建材にもブナとスギが多用されていた（第２章第２節３項参照）。さらに、江戸後期には奥社周辺から小菅山頂一帯を含む社領山に約１万本のスギ苗を植栽した記録が古文書に残る。これらの事例から、小菅山周辺の森林が江戸時代に木材資源として重視されていたことが推察される。キタゴヨウの使用は江戸時代の古文書から見出せなかったが、伐採が禁じられ積極的に保護されていたことは記されていた。このため当時は、建材としての利用を見込んで保護されていた可能性がある。実際に、小菅山のキタゴヨウは明治から大正にかけ、数百本あったうち半数以上が用材のために伐採され（飯山市誌編纂委員会 1991）、さらに昭和２年（1927）の小菅神社奥社補修の際にもこの材が使われている（小菅神社奥社本殿修理委員会 1968）。このように近代においては、キタゴヨウが建材として重要な役割を果たしている。

（３）小菅山山麓の里山のブナ林

【概況】小菅集落の南方に接する丘陵地の一部（標高 490 ～ 530 m付近）にブナ林が生育する（図 2-2-1-1b）。ブナ林分（ブナ高木が群落としてまとまって生育する区域）の面積は約 0.3 ha で、周辺を主にスギ植林やカラマツ植林が取り囲む。標高 500 m付近の岩の上には祠があり、標高 490 m付近には炭焼き窯の跡がみられる。標高 490 mの等高線を境に、斜面上部（南側）の方が斜面下部（北側）よりも大径木が多く、小・中径木は少ない。

【調査区】ブナ林分（東西幅最大 50 m、南北幅最大 110 m）を群落の形状に沿って 10 m × 10 m メッシュで 29 区分した（１箇所は林冠ギャップを避けたため５m × 10 mとした）。ブナ優占林分の状況を把握するため、炭焼き窯跡の周辺の 20 m × 20 m程度の区域の林冠ギャップ部分は調査対象外とした。

【調査方法】林分構造を把握するため、全 29 メッシュ内に生育する樹高３m以上の全ての幹について種名を記録し、胸高周囲を計測した（毎木調査）。また、林分の階層構造を高木層（樹高 15 m以上）、亜高木層（樹高６m以上 15 m未満）、低木層（樹高３m以上６m未満）の３つに分け、調査幹ごとにどの階層に属するかを記録した。計測には株式会社 TJM 社製スチールメジャー 10 mを用いた。得られた胸高周囲から胸高直径と断面積を算出し、集計した。調査日は 2013 年７月 23 日である。

また、下層植生の種組成を把握するため、上記の毎木調査の対象外となった高さ３m未満の全生存植物を対象に、植生調査を実施した。全 28 メッシュ（10 m × 10 m）の中心付近に２m × ２mのコドラートを設置し、出現種ごとの植被率（1 ～ 100%）を記録した。その際、測定バイアスを低減するため２～３人の目視によって行った。調査日は 2013 年７月 23 日（斜面上部 15 メッシュ）と同年９月 20 日（斜面下部 14 メッシュ）である。

【結果】調査区内には樹高３m以上の樹木が 20 種出現した（表 2-2-1-2；資料 2-2-1-3a）。密度は

1093.1 本 /ha で小菅山頂付近のブナ林（前項）の 816 本 /ha（表 2-2-1-1）より多い。また、胸高断面積合計も 50.46㎡ /ha で、近隣のブナ成熟林での値（木島平村カヤの平：36.5㎡ /ha；渡辺・井田 2001、飯山市鍋倉山：38.12㎡ /ha；井田ら 2007）よりも多い。このことから、やや過密状態にある成熟した二次林であると言える。ブナは胸高断面積合計全体の 68.3％を占め、次いで、スギ､コナラの順に多くなっていた。その他の樹種はいずれも胸高断面積合計で３％に満たない。調査区内の祠付近にキタゴヨウが１個体認められた。小菅山頂や尾根筋を除き、周辺にはほとんどキタゴヨウが見られないため、これは植栽されたか、あるいは、ホシガラス等の鳥類によって種子が運搬され定着したものと考えられる。カラマツは植栽されたものであるが、アカマツ、クリ、ミズナラといった高木類は薪炭利用に伴い現れた樹種であり、二次林であることを特徴付ける。低木のブナも多く認められ、ブナの個体群が順調に更新していることが示唆された。

樹高３ｍ未満の下層には合計 39 種類出現した（表 2-2-1-3；資料 2-2-1-3b）。このうちブナのみが全メッシュで出現しており、平均植被率も 8.3％と最大を示し、ブナの更新が順調であることを示唆していた。これには、ブナの実生定着の阻害要因とされるササ（クマイザサ）の出現頻度や被度が高くないことが影響していると考えられる。20 メッシュ以上出現した種はオオバクロモジとヒメアオキで、どちらも日本海側の多雪地のブナ林を特徴付ける種であった。草本類ではチゴユリが最も頻度が高く、５メッシュ以上出現した種では、多い順に、フジ、シシガシラ、タチシオデ、シュンランが出現していた。

【考察】調査の結果、ブナ群落が薪炭利用放棄後に発達した二次林であることが推察された。相観では炭焼き窯のある等高線を境に上部と下部とでやや発達段階が異なり、上部の方がより発達した林分であった。このことから上部と下部の利用履歴の違いが示唆される。伝統的な里山林では林分を区分し､互いに伐採時期をずらすことで持続的に森林資源を活用されてきたことから（井田ほか 2010）、同様の利用形態が調査林分にも存在していたと推察される。このようなブナ二次林の存在は、長野県北部に近接する新潟県中越地方（紙谷 1987）といった日本でも有数の豪雪地の里山を特徴づける植物群落の一つである。

一方、調査区内の上部の発達林分においては祠が巨石上に生育するブナ大径木の根元に祀られていたことは、薪炭利用以外の精神的な存在としての樹木の役割も示唆する。ブナ、スギ、キタゴヨウの大径木は意図的に残された可能性も高い。江戸時代後期、前項の小菅山頂付近のブナ群落が社領山であったのに対し、本調査地付近は割山に区分されていた（第２章２節３項参照）。これらのことから周辺の里山林が当時、小菅集落の住民の暮らしに不可欠な存在であったことが窺える。さらに、これら里山林の利用放棄後、自然植生であったブナ群落に順調に再生しつつある現況は、伝統的な里山管理が当時、高度な技術として確立されていたことを示唆する。

【引用文献】

林田光祐 (1989) 北海道アポイ岳におけるキタゴヨウの種子散布と更新様式 . 北海道大学農学部演習林研究報告 1:177–190.

井田秀行・後藤　彩・青木　舞・白田武司（2007）豪雪地帯におけるブナ林の森林構造―長野県飯山市鍋倉山の事例．信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設研究業績 44: 11-18.

井田秀行・庄司貴弘・後藤彩・池田千加・土本俊和 . (2010) 豪雪地帯における伝統的民家と里山林の構成樹種にみられる対応関係 . 日本森林学会誌 92:1 39–144.

飯山市誌編纂委員会編 (1991) 飯山市誌自然環境編 . 飯山市

小菅神社奥社本殿修理委員会編 (1968) 重要文化財小菅神社奥社本殿修理工事報告書. 飯山市教育委員会, 飯山市.
紙谷智彦 (1987) 薪炭林としての伐採周期の違いがブナーミズナラ二次林の再生後の樹種構成におよぼす影響. 日本林学会誌 69: 29–32.
杉田久志・工藤一史 (1994) 早池峰山北面のキタゴウヨウ・ヒバ・コメツガ林の成立過程. 森林立地学会誌 36:44–50.
渡辺隆一・井田秀行（2001）カヤノ平ブナ原生林の研究 VI. 20 年間（1980-2000）の動態. 信州大学教育学部附属志賀自然教育施設研究業績 38: 5-8.

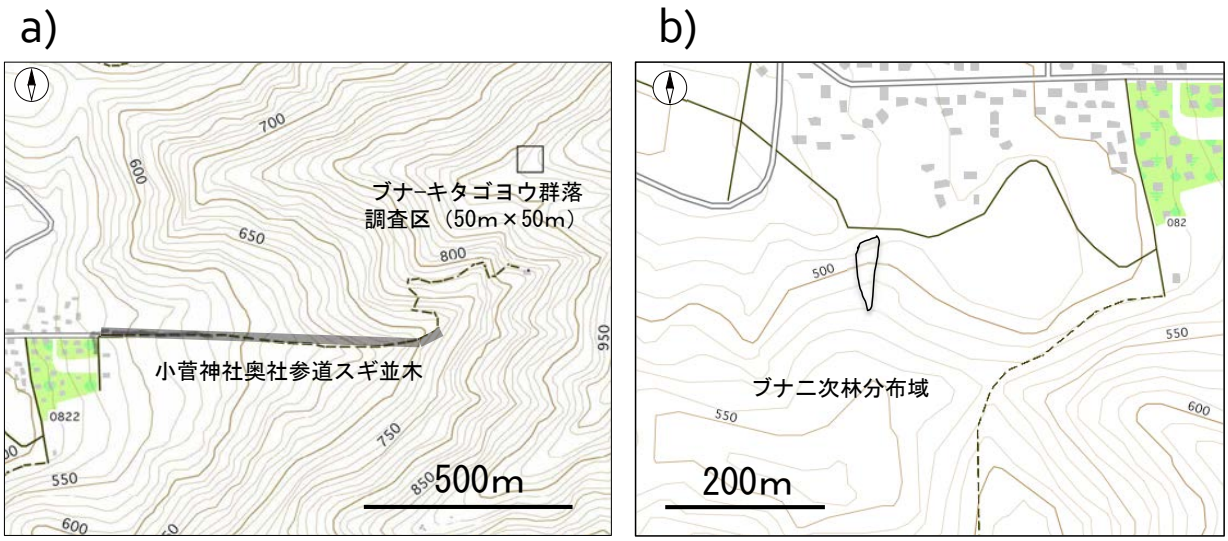

図 2-2-1-1　長野県飯山市小菅地区の植生景観に関する調査値

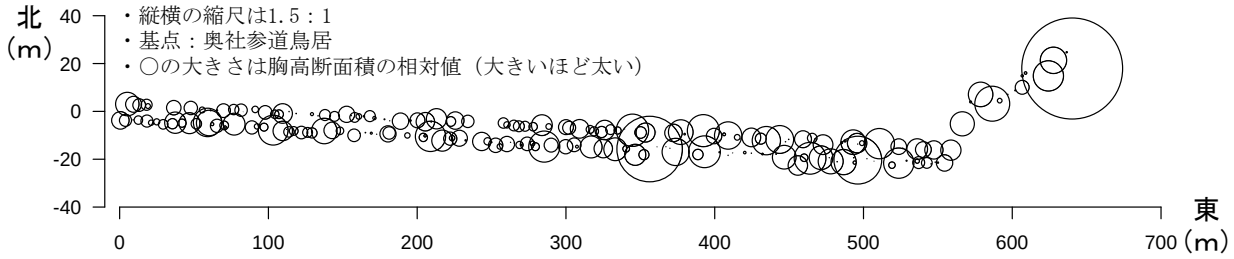

図 2-2-1-2　長野県飯山市小菅神社奥社参道スギ並木のスギ位置図
胸高直径５cm 以上のスギ生存幹対象。2013 ９月 19 日調査。

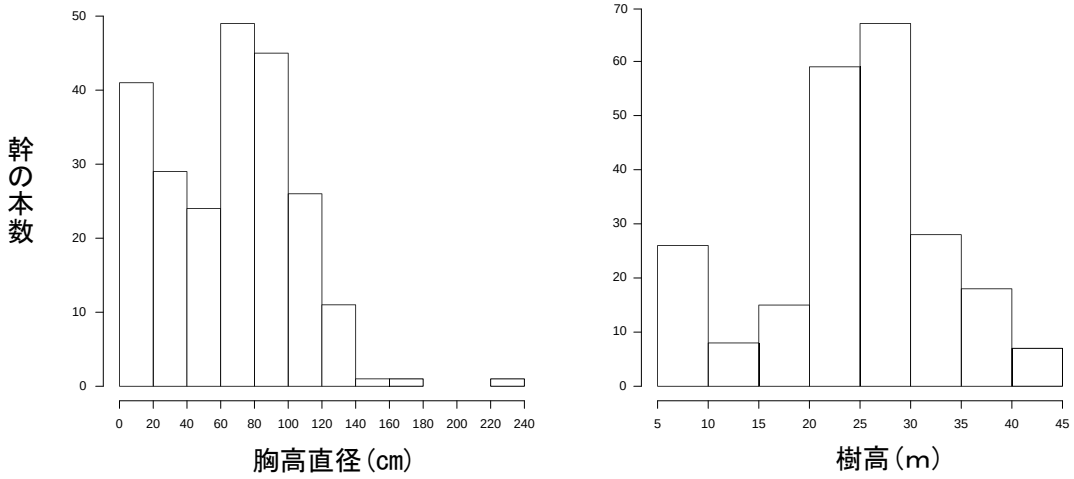

図 2-2-1-3　長野県飯山市小菅神社奥社参道スギ並木のスギの胸高直径のサイズ分布
胸高直径５cm 以上のスギ生存幹対象。2013 ９月 19 日調査。

表 2-2-1-1　長野県飯山市小菅山のブナ - キタゴヨウ群落の樹種組成
（樹高 2 m 以上対象。2013 年 11 月 14 日調査。調査面積 0.25ha［50m × 50m］）

	合計		
樹種	幹数 (/ha)	胸高断面積合計 (m^2/ha)	相対胸高断面積合計 (%)
キタゴヨウ	44	40.16	49.4
ブナ	288	37.32	45.9
アカイタヤ	32	0.97	1.2
ホオノキ	4	0.71	0.9
ハウチワカエデ	144	0.41	0.5
コシアブラ	12	0.39	0.5
ミズナラ	20	0.28	0.3
ウリハダカエデ	32	0.25	0.3
ウリカエデ	32	0.21	0.3
ヤマモミジ	84	0.20	0.2
オオバボダイジュ	4	0.18	0.2
ミズキ	4	0.08	0.1
タムシバ	84	0.05	0.1
クリ	4	0.04	<0.1
コハウチワカエデ	4	0.01	<0.1
オオカメノキ	16	<0.01	<0.1
コマユミ	4	<0.01	<0.1
オオバクロモジ	4	<0.01	<0.1
総計	816	81.27	100.0

表 2-2-1-2　長野県飯山市小菅地区のブナ二次林の林分構造（調査プロットの面積 0.29ha［10 m × 10 m × 29 メッシュ］：2013 年 7 月 23 日調査）

樹種	高木層 樹高≧15 m			亜高木層 6 m≦樹高＜15 m			低木層 3 m＜樹高≦6 m			合計		
	幹数 (/ha)	胸高断面積合計 (m^2/ha)	相対胸高断面積合計 (%)	幹数 (/ha)	胸高断面積合計 (m^2/ha)	相対胸高断面積合計 (%)	幹数 (/ha)	胸高断面積合計 (m^2/ha)	相対胸高断面積合計 (%)	幹数 (/ha)	胸高断面積合計 (m^2/ha)	相対胸高断面積合計 (%)
ブナ	375.9	29.92	67.3	310.3	4.12	76.6	117.2	0.41	69.6	803.4	34.45	68.3
スギ	51.7	5.43	12.2	13.8	0.34	6.2	13.8	0.07	11.8	79.3	5.84	11.6
コナラ	44.8	2.98	6.7	6.9	0.30	5.6	−	−	−	51.7	3.28	6.5
キタゴヨウ	3.4	1.38	3.1	−	−	−	−	−	−	3.4	1.38	2.7
アカマツ	3.4	1.25	2.8	−	−	−	−	−	−	3.4	1.25	2.5
ホオノキ	17.2	1.05	2.4	6.9	0.03	0.5	−	−	−	24.1	1.08	2.1
クリ	6.9	0.73	1.6	−	−	−	−	−	−	6.9	0.73	1.5
アカイタヤ	6.9	0.57	1.3	3.4	0.06	1.1	−	−	−	10.3	0.63	1.3
カラマツ	6.9	0.58	1.3	−	−	−	−	−	−	6.9	0.58	1.1
ミズナラ	6.9	0.39	0.9	−	−	−	−	−	−	6.9	0.39	0.8
コシアブラ	3.4	0.16	0.4	17.2	0.16	3.0	6.9	0.00	0.7	27.6	0.33	0.6
ヤマモミジ	−	−	−	10.3	0.16	2.9	6.9	0.03	4.2	17.2	0.18	0.4
ウワミズザクラ	−	−	−	10.3	0.09	1.6	−	−	−	10.3	0.09	0.2
タムシバ	−	−	−	3.4	0.07	1.3	−	−	−	3.4	0.07	0.1
ウリハダカエデ	3.4	0.03	0.1	−	−	−	10.3	0.02	4.0	13.8	0.06	0.1
フジ	−	−	−	3.4	0.04	0.7	−	−	−	3.4	0.04	0.1
アズキナシ	−	−	−	3.4	0.02	0.3	3.4	0.02	3.1	6.9	0.04	0.1
コハウチワカエデ	−	−	−	−	−	−	6.9	0.03	4.9	6.9	0.03	0.1
オオヤマザクラ	−	−	−	−	−	−	3.4	0.01	1.1	3.4	0.01	<0.1
オオバクロモジ	−	−	−	−	−	−	3.4	0.00	0.7	3.4	<0.01	<0.1
総計	531.0	44.48	100.0	389.7	5.38	100.0	172.4	0.59	100.0	1,093.1	50.46	100.0

表 2-2-1-3　長野県飯山市小菅地区のブナ二次林の林床植生（植生高＜３m）の種組成（2013 年 7 月 23 日調査。調査プロットの面積 0.29ha［10 m × 10 m × 29 メッシュ］：2013 年 7 月 23 日、 9 月 20 日調査）

種名	出現メッシュ数（最大29）	出現メッシュ（10m×10m）当たりの植被率（%/100㎡）			プロット当たりの植被率（%/0.29ha）
		平均 ± 標準偏差	最大	最小	
ブナ	29	8.3 ± 10.4	40	0.1	8.35
オオバクロモジ	22	7.8 ± 8.9	40	0.2	5.90
ヒメアオキ	22	3.2 ± 2.7	10	0.1	2.42
ヤマウルシ	19	2.2 ± 1.8	5	0.2	1.44
チゴユリ	17	2.2 ± 4.7	20	0.1	1.27
コシアブラ	13	4.3 ± 5.2	20	0.1	1.94
ウワミズザクラ	13	3.6 ± 6.4	25	0.5	1.60
クマイザサ	13	1.4 ± 1.2	5	0.1	0.63
フジ	11	2.2 ± 1.8	5	0.2	0.85
シシガシラ	11	2.2 ± 1.5	5	0.5	0.84
アカイタヤ	11	0.6 ± 0.4	1	0.1	0.21
ハイイヌツゲ	11	0.3 ± 0.2	0.5	0.1	0.13
ウリハダカエデ	8	1.3 ± 0.6	2	0.5	0.36
イワガラミ	8	1.1 ± 1.5	5	0.1	0.30
オオカメノキ	7	9.1 ± 7.8	25	1	2.21
オオバスノキ	7	3.3 ± 3.1	10	0.2	0.80
タチシオデ	7	0.8 ± 0.6	2	0.1	0.20
ヤマモミジ	6	2.2 ± 3.5	10	0.1	0.46
シュンラン	5	0.7 ± 0.2	1	0.5	0.12
エゾユズリハ	4	8.0 ± 7.4	20	1	1.10
ホツツジ	2	7.5 ± 2.5	10	5	0.52
ミズナラ	2	3.0 ± 2.0	5	1	0.21
ゼンマイ	2	2.5 ± 0.5	3	2	0.17
ツリバナ	2	1.1 ± 1.0	2	0.1	0.07
サルトリイバラ	2	0.6 ± 0.5	1	0.1	0.04
アズキナシ	1	30.0	−	−	1.03
コハウチワカエデ	1	20.0	−	−	0.69
ホオノキ	1	3.0	−	−	0.10
オクチョウジザクラ	1	1.0	−	−	0.03
スギ	1	1.0	−	−	0.03
クリ	1	1.0	−	−	0.03
ヤマノイモ	1	0.5	−	−	0.02
コナラ	1	0.5	−	−	0.02
コマユミ	1	0.5	−	−	0.02
ツルリンドウ	1	0.2	−	−	0.01
ミツバアケビ	1	0.2	−	−	0.01
チヂミザサ	1	0.2	−	−	0.01
オオヤマザクラ	1	0.1	−	−	<0.01
ハエドクソウ	1	0.1	−	−	<0.01
全体	29	26.3 ± 17.0	70	7	26.3

2. 形成された景観

小菅地区における景観の特徴の１つに、樹木がある。集落周辺の山林ではなく、集落と農地に点在する樹木である。平成 25 年（2013）に調査を行い、周囲に広がる山や里宮周辺の樹林から離れている樹高 5m 以上の単木を記録した。これらの樹木は景観として目立つものである。確認できなかった箇所の漏れがあるかもしれないが、道路沿いの樹木は全て落としている。

調査で確認された樹木の分布と本数を、図と表に示した（図 2-2-2-1, 表 2-2-2-1）。樹木の総数は 160 本であった。中でもカキが 56 本、クリが 42 本と多く見られた。

図 2-2-2-1 を全体的に眺めると、樹木が集中している場所は、仁王門から大聖院付近の鳥居までの参道（カイド）沿いである（写真 2-2-2-1）。他に、仁王門の上（東側）や里宮の下（南西）、また大聖院の下から桂清水までの場所が多い。逆に、南龍池跡周辺ではまばらである（写真 2-2-2-2）。

参道沿いでは、家が建ち並ぶ中に 34 本の樹木が数えられる。春に花が咲くサクラが４本、参道の下の方と上の方に多く、中央周辺にはない。また、参道から少し離れているところにも３本ある。秋に紅葉がきれいなカエデも８本、参道の下半分に多い。秋に実のなる有用樹であるカキは６本、参道の上半分に多い。参道を離れたところにも多数ある。スギは７本、まとまって植えられている。また、里宮の参道沿いもスギが連なっている。庭木としては、イチイが６本、ヒバが２本植えられている。その他に、クワ、ケヤキが確認された。

春先の景観は、サクラの花が見られる（写真 2-2-2-3）。仁王門付近や鳥居の前のイトザクラがその場所である。その後、夏から秋にかけて、木々の葉が茂り、緑豊かな景観となる（写真 2-2-2-4）。秋には、カエデの紅葉やカキの実りが楽しめる（写真 2-2-2-5）。また、スギなどの常緑樹によって、集落内では冬の間雪に覆われていても緑が見られる。また、庭木を守る雪囲いも、豪雪地帯ならではの冬の景観である（写真 2-2-2-6）。

仁王門の上にあたる東側だが、カキが多い。クリやクルミもある。家が集まっている場所であり、秋の風情が豊かな場所となっている。

里宮の下、講堂と反対側の南西側だが、すべてカキである。ここも家が集まっている場所であり、秋の風情が豊かな場所となっている。

大聖院から桂清水にかけてだが、その中に樹木が多い場所がある。家々の裏から農地にかけて、傾斜があり、棚田や段畑になっている場所である。やはりカキが多く、カツラやクリもみられる。一方、南龍池跡周辺では家や農地が広がっている。比較的に樹木が少ない場所である。少ない樹木の中ではカキが多く、秋には風情が感じられる。南龍池跡沿いにはほとんど木がないが、東の端にクリが３本、西端の水の出口のところにサクラが１本ある。

樹木の分布する空間を見ると（表 2-2-2-1）、家の敷地と農地にわかれる。農地では、道沿いや田畑の間に見られる。樹種だが、圧倒的にカキとクリが多い。実を食料とする樹木である。さらにクルミやクワ、スギが見られる。農村によく見られる樹種であり、まさに農村風景である。

宅地内では、玄関先、すなわち道路から玄関の間の空間と、その奥の空間などとで分けて集計した。玄関先の空間ではカキが多いが、カエデやイチイ、サクラといった庭木も見られる。クリは見られず、装飾された庭園空間といえる。そこ以外の空間では、カキやクリ、スギが中心で、農地と同じ樹種であり、農地と庭園の中間の場所といえる。あるいはいろいろな作業が可能な場所だと考えられる。

樹種別の分布空間に注目すると、55 本と最も多く確認されたカキは、庭先から農地まで各所

で見られる。かつては干し柿にするために、どこの家にも４、５本植えられていたといわれている。庭先では火災の延焼防止効果を期待して植えられたものもある。農地内では木材が立て掛けられていることが多い。道路の拡幅工事やクマの出没を防ぐために切られたものもある。

クリは 42 本とカキに次ぐ本数が確認された。クリがある場所はカキに比べて庭先よりも農地の中に多く、数本がまとまって植えられている場合もある。クルミは 13 本で、クリと同じく農地の中に多い。かつて養蚕に使われていたクワは、市指定天然記念物の小菅のヤマグワを含めて 5 本確認された。

カエデ、スギ、イチイは、主に参道沿いの住宅の庭先に植えられている。また、サクラは個人の住宅敷地内と講堂周辺や菩提院、道路沿いなどの、いわば公共的な面を備える空間に植えられている場合が多い。ヒバとイチョウは里宮の参道入り口付近にある。カツラとケヤキは祭事に枝葉が使用される、小菅集落において重要な樹木である。

写真 2-2-2-1　参道（カイド）の景観

写真 2-2-2-2　南龍池跡から眺める景観

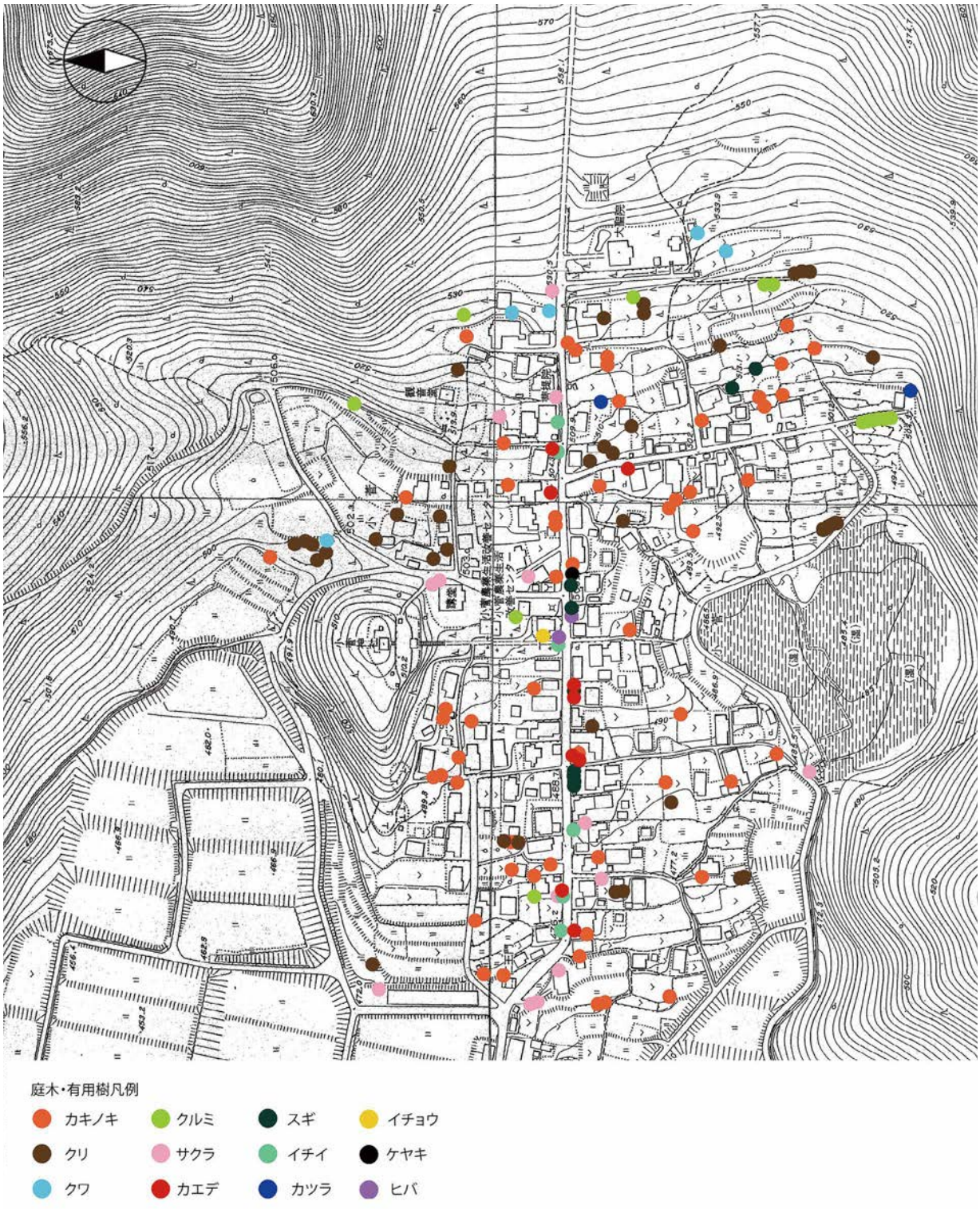

図 2-2-2-1　樹木の分布図

樹種	農地	住宅敷地内	玄関先(庭先)	山際	その他	合計
カキノキ	22	19	13	1	1	56
クリ	30	7	0	4	1	42
サクラ	0	2	3	0	9	14
クルミ	7	0	0	5	1	13
スギ	2	7	0	0	0	9
カエデ	0	1	7	0	1	9
イチイ	0	1	3	0	2	6
クワ	2	1	1	0	1	5
ヒバ	0	0	0	0	2	2
カツラ	0	1	0	1	0	2
イチョウ	0	0	0	0	1	1
ケヤキ	0	1	0	0	0	1
合計	63	40	27	11	19	160

表 2-2-2-1　樹種と分布する空間

写真 2-2-2-3　春の景観（サクラ）

写真 2-2-2-4　夏の緑の景観

写真 2-2-2-5　秋の景観（カキ）

写真 2-2-2-6　冬の景観（雪囲い）

３.建造物からみた過去の植生景観

（１）民家からみた小菅の植生景観：鷲尾恒久家住宅を事例として

・近世の里山林

小菅の集落は、北東南の三方を山に囲まれている（写真 2-2-3-1）。近代化にともなって材木の流通が大きく開かれる以前、近世の小菅では、周囲の山を里山林としてどのように利用していたのであろうか。小菅には、里山林の様子を物語る史料がいくつか伝えられている。とくに、文化 13 年（1816）に描かれた「大菅・小菅の絵図」（『小菅区有文書』別置絵図 40、図 2-2-3-1）には、村の領域とともに、周囲の山を里山林としてどのように利用していたかが克明に描かれている。集落の部分は、中央に「小菅村」として省略されており、そのほかは、「田方」、「水」、「山」、「畑方」、「道」、「御普請所」に区別されている。このうち、山として描かれている部分には、「御林」、「社領山」、「割山」、「芝地」、「秣場」といった土地利用の記載がみえる。これらを現在の地図に重ねると図 2-2-3-2 のようになり、周囲の山を余す所なく利用していたことがわかる。

御林　幕府や諸藩が支配した山林である。村の北側に 2 ヶ所（「小丸御林」、「大犬久保御林」）ある。

社領山　小菅神社が支配した山林である。村の東側に 1 ヶ所（「社領山」）、北側に 1 ヶ所（「社領松山」）ある。東側の社領山は、ここから集落の生活用水が流れ出ており、水源地としての側面も有していた。社領山のなかには、こうした水源の信仰を伝える小菅神社の奥社などがあり、神聖な領域として了解されてきたことが想定される。

割山　集落で共同管理した山林であり、薪炭材や建材などを採取した場所である。村の南方に 1 ヶ所（「鷺巣割山」）と中央付近に 2 ヶ所（「北沢割持山」、「堂道平割山」）ある。割山では、山を分割し、個人に割り当てていた。小菅には、宝暦 2 年（1752）に記された「小菅割山銘々所持

写真 2-2-3-1　小菅の集落と里山林

図 2-2-3-1 「大菅・小菅の絵図」（作成年：文化 13 年（1816）、小菅区有文書）

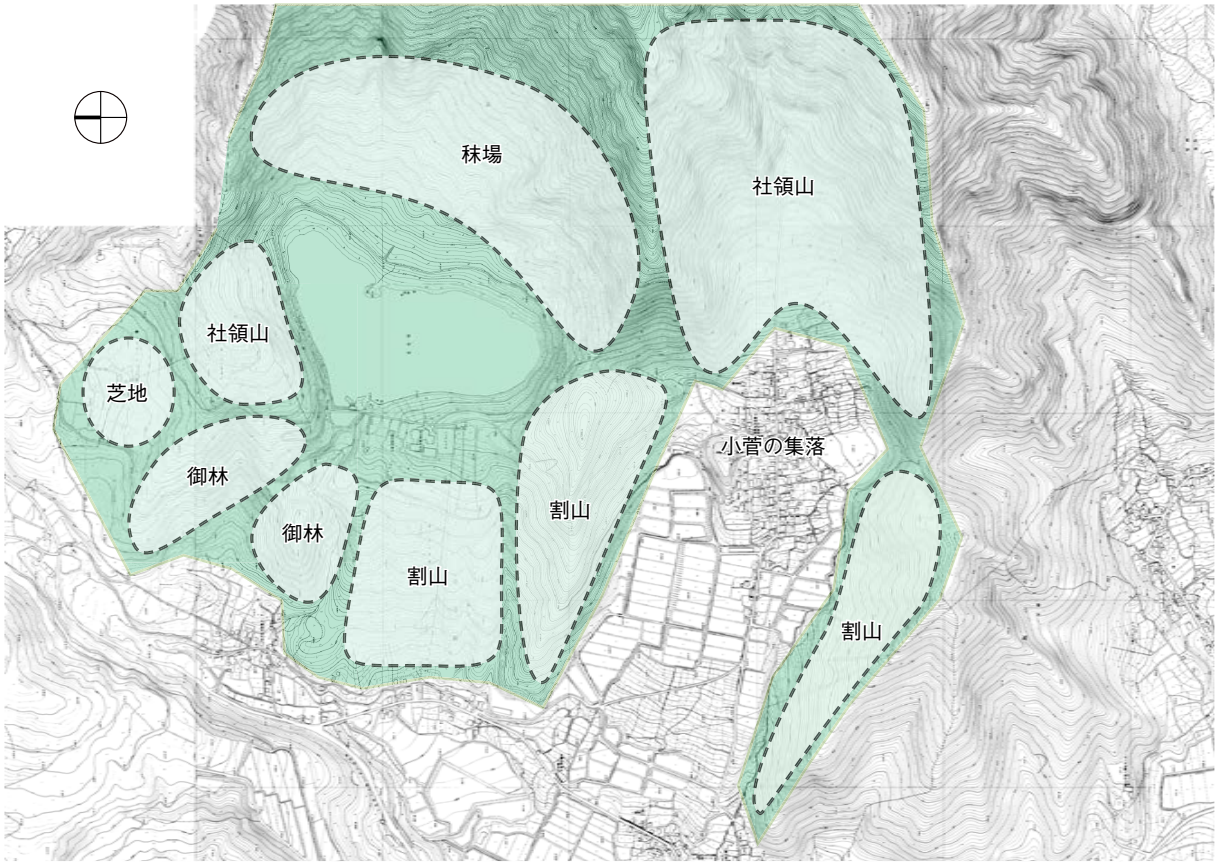

図 2-2-3-2 「大菅・小菅の絵図」（図 2-2-3-1）に山として描かれている部分とその土地利用（S=1/25000）

覚帳」（『小菅区有文書』別置3号108）など、割山の割り当てを示す覚え書きも伝えられており、これによれば、間口を基準に山を分割し、個人に割り当てていたことがわかる。

芝地　集落で共同管理した山林である。芝地の解釈は難しいが、焚き物としての柴か、あるいは、住まいの屋根に葺く茅を採取した場所であろう。村の北方に1ヶ所（「芝地」）ある。

秣場　集落で共同管理した山林であり、馬の餌である秣を採取した場所である。村の北東に1ヶ所（「秣場入会」）ある。

御林や社領山は、ともに領主の支配地であった。一方、割山、芝地、秣場は、集落で共同管理した山林であり、暮らしに必要な恵みを得る場所であったといえる。これらのような集落で共同管理した山林は、一般に入会山とよばれる。

入会山であった割山、芝地、秣場について、当時の村の様子を記した村明細帳には、広さなどの情報が記されている。たとえば、文化15年（1818）に記された明細帳（『小菅区有文書』別置3号8-2）には、割山の面積が22町3反3畝（221447㎡）であったこと、また、芝地の面積が6町4反1畝21歩（63637㎡）であったことが記されている（秣場については面積の記載がなかった。）[注1)]。村明細帳には、当時の家数や人数なども記されており、文化15年（1818）の家数は104軒であった。仮に、104軒の家が、平等に入会山を利用していたとすると、一軒あたり、割山は約2129㎡、芝地は約612㎡を利用していたことになる。このほか、村明細帳には、山に関する事柄として、小菅村の隣に位置する前坂村の付近に「奥山入会山」があったことが記されている。「大菅・小菅の絵図」（図2-2-3-1）に描かれている割山、芝地、秣場が小菅村の独占的な入会山であったのに対し、奥山入会山は、小菅村のほか、前坂村、針田村、笹沢村、関沢村、神戸村、小見村の計7村が共同管理した入会山であった[注2)]。

・材木の樹種

では、どのように里山林から材木が調達されて住まいがたてられたのであろうか。近世の小菅では、集落で共同管理していた三つの割山、あるいは、ほかの集落と共同管理していた奥山入会山から材木を調達していたことが想像されるものの、史料からはその具体像をうかがい知ることができない。そこで、近世にたてられた伝統的民家の建物調査を行い、その具体像の解明を試みた。

建物調査を行ったのは、鷲尾恒久家住宅（図2-2-3-3・2-2-3-4・2-2-3-5・2-2-3-6）である。鷲尾恒久家住宅は、建物の間取りや造り、口伝などから、江戸後期（1770年頃）にたてられたと推定される。建物調査では、間取りや造りを把握する作業に加え、材木の樹種を同定した。一般に、建物調査における樹種の同定は、目視で行われるが、今回の建物調査では、資料性を高めるために以下の通りに行った。まず、構造材（計95部材）のうち、比較的年輪のつまった箇所を選択し、ノミやノコギリを使用して1～2cm角の試料を採取した。試料の採取ができた95部材については、試料から切片を削りとりやすくするため暖めて柔らかくして、カミソリの刃を用いて試料ごとに木口、柾目、板目の3断面の切片を作成した。その後、実体顕微鏡で切片の細胞組織を観察し、分類根拠を参考に樹種を同定した[注3)]。

結果をまとめると表2-2-3-1のようになる。確認できた材木の樹種は、スギ（写真2-2-3-2）、ブナ（写真2-2-3-3）、ナラ類、マツ、ケヤキの5種類であった[注4)]。これらの樹種は、現在も小菅の里山林に分布しているため、鷲尾恒久家住宅がたてられた当時も同様に里山林に分布していたことが想像され、住まいをたてるための材木を調達していた三つの割山や奥山入会山の植生も、これらの樹種に対応していたことが想像される。樹種の割合は、スギが67.4%（64/95）とブナが26.3%（25/95）、そのほか（ナラ類、マツ、ケヤキ）が6.3%（6/95）であり、スギとブナが大多数をし

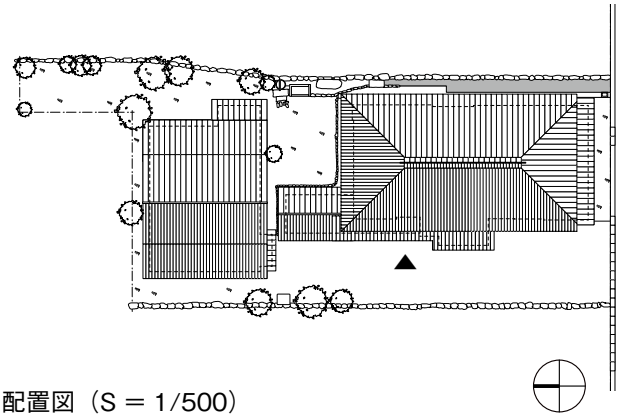

図 2-2-3-3　鷲尾恒久家住宅　配置図（S ＝ 1/500）

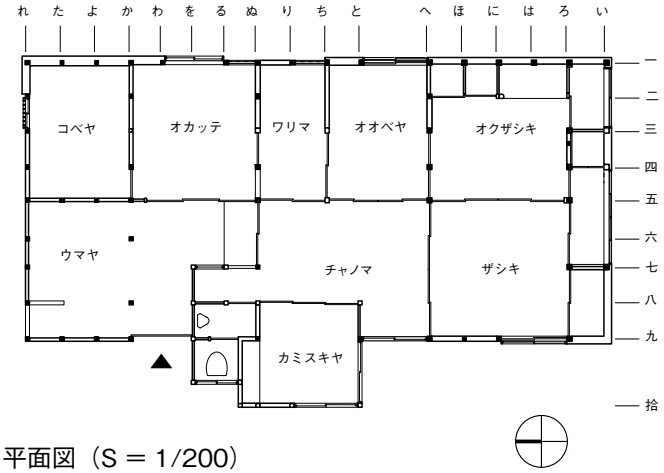

図 2-2-3-4　鷲尾恒久家住宅　平面図（S ＝ 1/200）

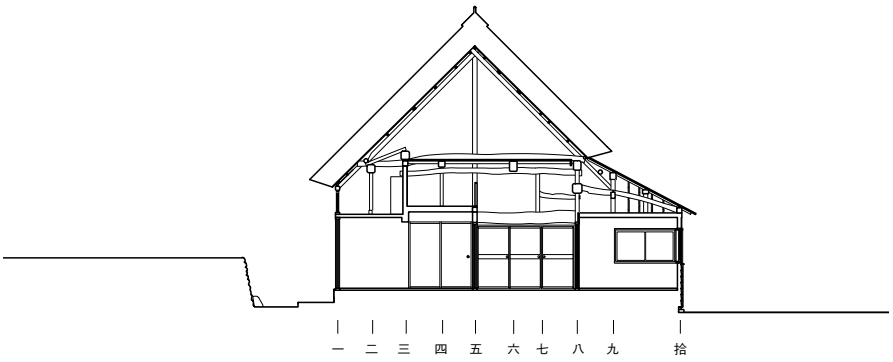

図 2-2-3-5　鷲尾恒久家住宅　梁間断面図（S ＝ 1/200）

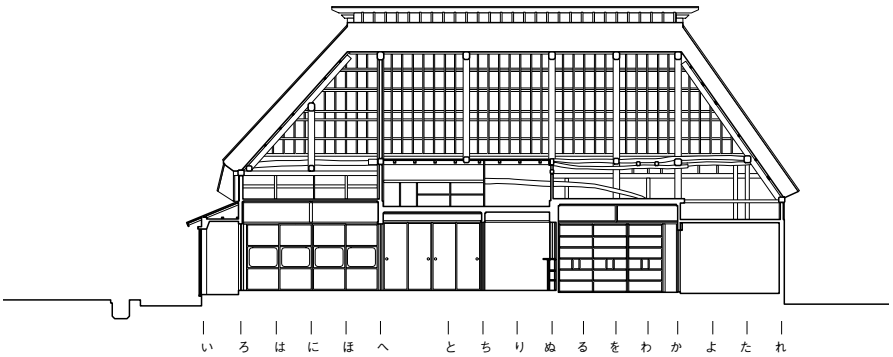

図 2-2-3-6　鷲尾恒久家住宅　桁行断面図（S ＝ 1/200）

表 2-2-3-1　鷲尾恒久家住宅における構造材の樹種

No.	部材名	番付 梁間	番付 桁行	寸法 (mm) 長辺	寸法 (mm) 短辺	寸法 (mm) 長さ	樹種
			【垂直材】				
1	柱	い	三	120			■スギ
2	柱	い	七	100			■スギ
3	柱	ろ	三		135		■スギ
4	柱	ろ	三	115	110		■スギ
5	柱	ろ	三'		100		■スギ
6	柱	ろ	五	130	150	2500	■スギ
7	柱	ろ	九	130	130	2300	■スギ
8	柱	に	九	120	115		■スギ
9	柱	ほ	九	95	110		■スギ
10	柱	へ	一	110	95		■スギ
11	柱	へ	二	120	115		■スギ
12	柱	へ	三	120	120		■スギ
13	柱	へ	四	135	130		■スギ
14	柱	へ	五	125	125		■スギ
15	柱	へ	九		120		■スギ
16	柱	と	一	110	95		■スギ
17	柱	と	八	120	120	2490	■スギ
18	柱	と	拾	100	100		■スギ
19	柱	ち	一	110			■スギ
20	柱	り	拾	100	100		■スギ
21	柱	ぬ	一	95	95		■スギ
22	柱	ぬ	二	125	130		■スギ
23	柱	ぬ	三	135	135		■スギ
24	柱	ぬ	三	130	135		■スギ
25	柱	ぬ	五	130	125	3000	■スギ
26	柱	ぬ	七	130	130	3000	■スギ
27	柱	ぬ'	拾	105	110		■スギ
28	柱	る	一	100	110		■スギ
29	柱	を	九	105	105		■スギ
30	柱	か	一	110	110	1750	■スギ
31	柱	か	三	70	90	1720	■スギ
32	柱	か	三		115	1780	■スギ
33	柱	か	五	80	90	1920	■スギ
34	柱	か	六	135	140	3540	■スギ
35	柱	か	八	145	145	3500	■ナラ類
36	柱	か	九	110	110		■スギ
37	柱	よ	一	65			■スギ
38	柱	よ	五	90		1920	■スギ
39	柱	よ	九	110			■スギ
40	柱	た	一	90			■ナラ類
41	柱	た	九	110			■スギ
42	柱	れ	一	90	90		■スギ
43	柱	れ	三		110		■スギ
44	柱	れ	五	90	90		■スギ
45	柱	れ	六	110	110		■ブナ
46	柱	れ	八	130	120	1960	■ブナ
47	柱	れ	九	126	110		■ブナ
48	束	ほ	二	105	105	70	■ブナ
49	束	ほ	五		100	2700	■スギ
50	束	ち'	二	90	90	910	■スギ
51	束	り	八	105	105	630	■スギ
52	束	よ	二	105	90	1220	■スギ
53	束	よ	八	105	100	1150	■スギ
			【水平材】				
54	大引	よ－れ	二	150	150		■ブナ
55	大引	よ－れ	三	150	150		■スギ
56	大引	よ－れ	四	150	150		■スギ
57	差鴨居	ほ－る	三	185	135	2620	■スギ
58	差鴨居	ほ	五－八	270	110	3530	■スギ
59	桁	い－ち	一	130			■スギ
60	桁	い－る	二	170	170		■ブナ
61	桁	ほ－る	三	250	210		■スギ
62	桁	ほ－る	四	170	170		■スギ
63	桁	ほ－わ	六	205	205		■マツ
64	桁	ほ－わ	八	160	140		■ブナ
65	桁	ち－わ	一	135			■スギ
66	桁	る－よ	二	200	170		■ブナ
67	桁	る－よ	八	185	160		■ブナ
68	桁	わ－た	一	110			■スギ
69	桁	た	七－九	150			■スギ
70	梁	ほ	一－三	150	140		■ブナ
71	梁	ほ'	三－八	180			■スギ
72	梁	ほ'	三－八	180			■マツ
73	梁	ほ－か	六	200	120		■ケヤキ
74	梁	る'	二－八	130	130		■ブナ
75	梁	る'	二－八	170	150		■ブナ
76	梁	を	二－八	130	130		■ブナ
77	梁	わ	二－八	160	140		■スギ
78	梁	か	一－六	170	110		■ブナ
79	梁	よ	二－八	195	135		■スギ
80	繋梁	ほ	一－二	90	90	1080	■スギ
81	繋梁	ち	一－二	105	105	1050	■ブナ
82	繋梁	ぬ	一－二	90	80	1080	■ブナ
83	繋梁	よ	一－二	90	70	1090	■スギ
84	扠首			165	165		■ブナ
85	扠首			150	150		■ブナ
86	扠首			160	140		■ブナ
87	扠首			150	150		■ブナ
88	扠首			160	155		■マツ
89	扠首			150	160		■ブナ
90	扠首			150	150		■ブナ
91	扠首			120			■ブナ
92	母屋			φ 100			■スギ
93	母屋			φ 100			■スギ
94	母屋			φ 65			■ブナ
95	母屋			φ 90			■ブナ

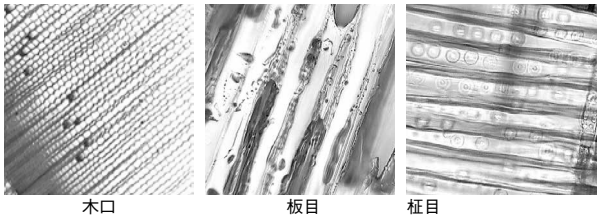

木口　板目　柾目

写真 2-2-3-2　スギ（No.13）の顕微鏡写真

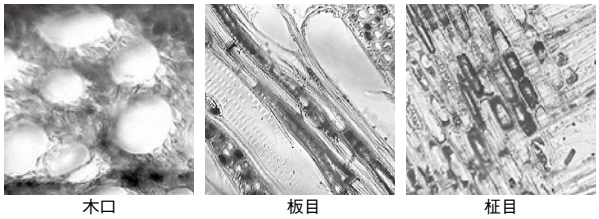

木口　板目　柾目

写真 2-2-3-3　ブナ（No.76）の顕微鏡写真

めていた。また、部位によっても明快な樹種の使い分けがみられた。垂直材と水平材ごとにみると、柱や束などの垂直材にはスギ（88.7%（47/53））が多用され、一方、梁や扠首などの水平材にはブナ（50.0%（21/42））とスギ（40.5%（17/42））が多用されていた。

現在、スギは建材として一般的であるが、ブナは建材として一般的でなく、狂いが生じやすく腐りやすいため建材に不向きであるといわれてきた。なぜ、鷲尾恒久家住宅の水平材にはブナが多用されたのか。小菅は、地理的にみると日本で有数の豪雪地に位置し、冬期には約 3m もの雪がつもる。ブナは、雪による根元曲がりの度合いが小さく直立性に優れているため、豪雪地において優占林分を形成しやすく、また、材木の強度もスギに比べて強い[注5)]。垂直材よりも強度が求められる水平材にブナが多用されたのは、ブナのこうした性質を利用した結果であると考えられる。

小菅の周辺の山村、柄山でもブナを用いた伝統的民家（H.Y. 家住宅）を確認したことがある。H.Y. 家住宅も鷲尾恒久家住宅と同様に江戸後期にたてられたと推測されるものの、鷲尾恒久家住宅と H.Y. 家住宅に用いられた材木の樹種を比較すると違いがみられる。H.Y. 家住宅では、鷲尾恒久家住宅と同様に、垂直材にスギが、水平材にブナとスギが多用されていたものの、鷲尾恒久家住宅に比べてブナとスギの純度が低い[注6)]。

この違いは何に起因するのか。おそらくは、里山林の管理方法の違いにもとづく里山林の植生の違いにあるだろう。鷲尾恒久家住宅のように、スギとブナの純度が高い材木利用の状況から推測されるのは、計画的にブナとスギが生産されていた里山林の姿である。小菅には、文政 6 年（1823）に記された「杣苗植附帳」（『小菅神社文書』別箱 2-1）など、江戸後期に社領山へ約 1 万本ものスギ苗を植樹した記録が伝えられている。こうした事例が物語るように、当時の小菅では、すでに林業の発展的な基盤が築かれており、計画的な里山林の管理にもとづく合理的な材木利用が展開していたと考えることができる。

・民家と里山林

以上、小菅の鷲尾恒久家住宅を事例として、近代化にともなって材木の流通が大きく開かれる以前の、里山林から材木が調達されて住まいがたてられた一具体を示した。この一具体において特徴的な点は、やはり、建材として一般的でないブナが多用されていたことである。日本の場合、ブナ林は、温帯の植物群落の代表であり、比較的に寒い地域や標高の高い地域にみられる。まさに、山村の里山林における代表的な植物群落であるともいえるだろう。ブナ林帯のなかで育まれてきた文化はブナ帯文化とよばれ、日本の文化を説明する重要な概念として理解されてきた[注7)]。小菅もブナ林帯に属することから、鷲尾恒久家住宅をはじめとする小菅の民家をブナ帯文化における住まいの一つの結晶としてみることができるだろう。

さらに、鷲尾恒久家住宅におけるブナの使われ方に着目すれば、ブナ帯文化における住まいの材木利用の発展を知ることができる。鷲尾恒久家住宅では、垂直材である柱にスギが、梁や扠首などの水平材にブナが多用されていた。ここから推測されるのは、雪に強いブナを育てつつ、かつ、比較的に成長が早く加工の容易なスギを育てる、という材木利用にもとづいて管理された里山林の姿である[注8)]。こうした材木利用は、ブナ林帯の森林植生におけるきわめて合理的なモデルであるといえ、ブナ帯文化における住まいの材木利用に関する一つの発展的な収束点を示しているといえよう。

（2）社寺からみた小菅および周辺の植生景観：万治 3 年（1660）里宮本殿の造営を事例として

・「小菅山里宮御建立材木帳」について

小菅神社文書のなかに、万治 3 年（1660）に記された「小菅山里宮御建立材木帳」（『小菅神社文書』

別箱5）という史料がある。この史料は、大正12年（1923）に再建された現在の小菅神社里宮本殿の前身にあたる、飯山城主松平遠江守によって万治3年（1660）にたてられた建物の造営に関する材木帳である。この材木帳には、部材ごとに項目が分けられており、部材の樹種、名称（呼称）、本数、長さ、幅、調達地が記されている。全50項目あり、最後には樹種ごとに本数の合計が記されている。全50項目（No.1 ～ 50）について、部材の名称（呼称）をもとに、構造材（垂直材・水平材）、羽柄材、仕上げ材に即して並び替えると表2-2-3-2のようになる。

・材木の樹種

材木の樹種には、「木ハタ」、「不なの木」、「ひそき」、「栗の木」、の4種類の名称（呼称）を確認できる。これらの名称（呼称）から樹種を推測すると、「木ハタ」はキハダ、「不なの木」はブナ、「栗の木」はクリであると考えられる。「ひそき」の樹種については定かでないが、「ひそ」の「き」であろう。「ひそ」について、『日本民家語彙解説辞典』に「①檜曾。「木曾名所図会」に見える用語。「葉細く背白く直立して竹のごとく裏白樅と称す」と解説される。②檜曾。長野県佐久郡八畑村の佐々木家文書（明暦元年1655）に見える用語。建築材として、掘立てで茅葺き民家の梁や合掌にこの木が使用されている。樅のこと。⑥長野県下や奈良県下の民家において、杉や檜の細丸太を指す呼称。」注9）とあることから、「ひそき」は樅や杉、檜などの針葉樹をさす名称（呼称）であると考えられる。

これらの材木について、材積を算出すると、合計で46.77㎥にもなる。樹種ごとの材積は、キハダが17.51㎥（37.4%）と最も多く、次いでブナが15.56㎥（33.3%）、「ひそき」が13.56㎥（29.0%）、クリが0.14㎥（0.3%）であった。クリは土台に用いられているだけで、キハダとブナと「ひそき」が大部分を占めていた。これらの樹種がどのような部材に用いられているかをみると、羽柄材と仕上げ材にはキハダと「ひそき」だけが用いられていた。一方、構造材には、主に、キハダとブナが用いられており、とくに、水平材にはブナが、垂直材にはキハダが多用されていた。水平材にブナが多用されていたという点は民家（鷲尾恒久家住宅）の場合と共通し、ブナ帯文化における材木調達の特徴をよくあらわしているといえる。一方、垂直材にキハダが多用されていたという点は、スギが多用されていた民家（鷲尾恒久家住宅）の場合と大きく異なる。

では、なぜキハダが多用されているのか。文化14年（1817）に写された「小菅神社伝記」（『小菅神社文書』別箱4）には、小菅神社里宮の歴史が記されている部分に「今之里宮是也 惣黄檗之木也」とあり、本殿がすべてキハダでつくられていると表現されている。実際は、材木帳に記載されている通り、すべてがキハダでつくられたわけではないだろうが、こうした表現の背景には、キハダという樹種に対しての建築的な意味合いがあったと考えられよう。

・社寺と里山林

「小菅山里宮御建立材木帳」には、材木の調達地が記されている。調達地は、民家（鷲尾恒久家住宅）の場合に比べて広範で、南は内山村（現・長野県下高井郡木島平村穂高の内山）から北は志久見村（現・長野県下水内郡栄村堺の志久見）まで、小菅村とその周辺に位置する26村からなる。これらの村がどのような理由にもとづいて選ばれたのかは定かでないが、分布をみると、社殿を寄進した飯山城主の支配域との関係や小菅山の信仰域との関係が推測される。また、これらの村は、新潟県との県境にあたる奥信濃とよばれる豪雪地域に分布しており、千曲川沿いの谷の文化圏、あるいは、小菅山の山麓の文化圏といった、地理的なまとまりとしても解釈することができる。

調達地における樹種ごとの材積を地図上に示すと、図2-2-3-7のようになる。これをみると、

表 2-2-3-2 「小菅山里宮御建立材木帳」の記載内容

	No.	部材名	樹種	長さ（尺）	幅（寸）	厚み（寸）	本数	材積（㎥）	調達地
構造材（垂直材）	3	本柱	■木はた	14	7	7	1	0.19	内山村
	6	本柱	■木はた	14	7	7	1	0.19	稲荷村
	20	本柱	■木はた	14	7	7	13	2.48	野沢村
	32	たいとふなひじき	■木はた	6	5	5	5	0.21	森村
	33	たいとふなひじき	○○○	6	7	7	5	0.41	森村
	35	かうらん柱	■木はた	4	4	4	4	0.07	青倉村
	37	かうらん柱	■木はた	4	4	4	4	0.07	平瀧村
	39	こや柱	■ふなの木	6.5	4	4	30	0.87	西大瀧村
	48	けはしら	■木はた	12	5	5	26	2.17	水澤村
	49	をとりひちき	■木はた	6.5	5	5	6	0.27	大倉崎村
構造材（水平材）	16	すみ木	■ふなの木	12	10	10	8	2.67	針田村
	19	せいかいのけた	■木はた	13	5	5	13	1.18	柏尾村
	23	けた	■木はた	13	5	6	6	0.65	平林村
	28	くさけた	■木はた	13	5	5	14	1.27	箕作村
	36	かもいばり	■木はた	7.5	5	6	9	0.56	平瀧村
	38	こやけた・したむね	■ふなの木	13	4	4	18	1.04	白鳥村
	40	したすみ木	■木はた	10	5	6	4	0.33	桑名川村
	41	はり	■ふなの木	16	5	6	4	0.53	桑名川村
	42	さす	■ふなの木	12	4	5	12	0.80	桑名川村
	43	とたい	■栗ノ木	9	4	3.5	4	0.14	下境村
	44	ひらけた・ほこ木	■木はた	7	5	5	5	0.24	下境村
	47	をひき	■ふなの木	15	17	17	8	9.65	上境村
羽柄材	4	内の敷板	■ひそき	6.5	10	6	10	1.08	稲荷村
	7	せいろ板・うかい板	■ひそき	6.5	10	6	10	1.08	和栗村
	11	天井板	■ひそき	6.5	10	6	9	0.98	神戸村
	13	えんかわの敷板	■ひそき	5	10	6	28	2.34	小菅村
	14	はめ板・敷板	■ひそき	6	10	6	5	0.50	関澤村
	15	ひら板木	■木はた	6.5	12	6	3	0.39	関澤村
	18	敷居・なけし	■木はた	17	7	7	2	0.46	柏尾村
	21	つりかもい	■木はた	17	12	7.5	1	0.43	野沢村
	25	くみ物ノ木	■木はた	12	5	5	2	0.17	虫生村
	26	かうしの木	■木はた	9	8	6	5	0.60	七ケ巻村
	27	かうしの木	■木はた	9	8	6	4	0.48	東大瀧村
	50	おにいた・あおり板・とひらいた	■木はた	6.5	11	6	3	0.36	大倉崎村
	29	なけし	■木はた	9	5	5	4	0.25	箕作村
	30	なけし	■木はた	13	6	6	5	0.65	志久見村
仕上げ材	1	天井ふち	■ひそき	12	6	6	6	0.72	内山村
	2	敷居とうふち	■ひそき	6	10	5	8	0.67	内山村
	5	かやをい	■ひそき	8	5	6	4	0.27	稲荷村
	9	たる木	■ひそき	6.5	10	6	34	3.69	犬飼村（南組）
	12	たるき	■ひそき	12	5	5	4	0.33	神戸村
	24	ぬき木	■木はた	13	5	6	10	1.08	虫生村
	31	かしらぬき	■木はた	9	5	5	6	0.38	志久見村
	34	かもいばり	■木はた	7.5	5	6	9	0.56	青倉村
	45	○○○○たるき	■ひそき	6.5	10	6	6	0.65	上境村
不明	8	はしのこ	■ひそき	12	4	4	3	0.16	和栗村
	10	○○○	■木はた	16	6	5	3	0.40	犬飼村（南組）
	17	○○木	■ひそき	13	4	5	15	1.08	柏尾村
	22	○○き	■木はた	13	6	6	6	0.78	平林村
	46	○○○	■木はた	8	5	5	4	0.22	上境村

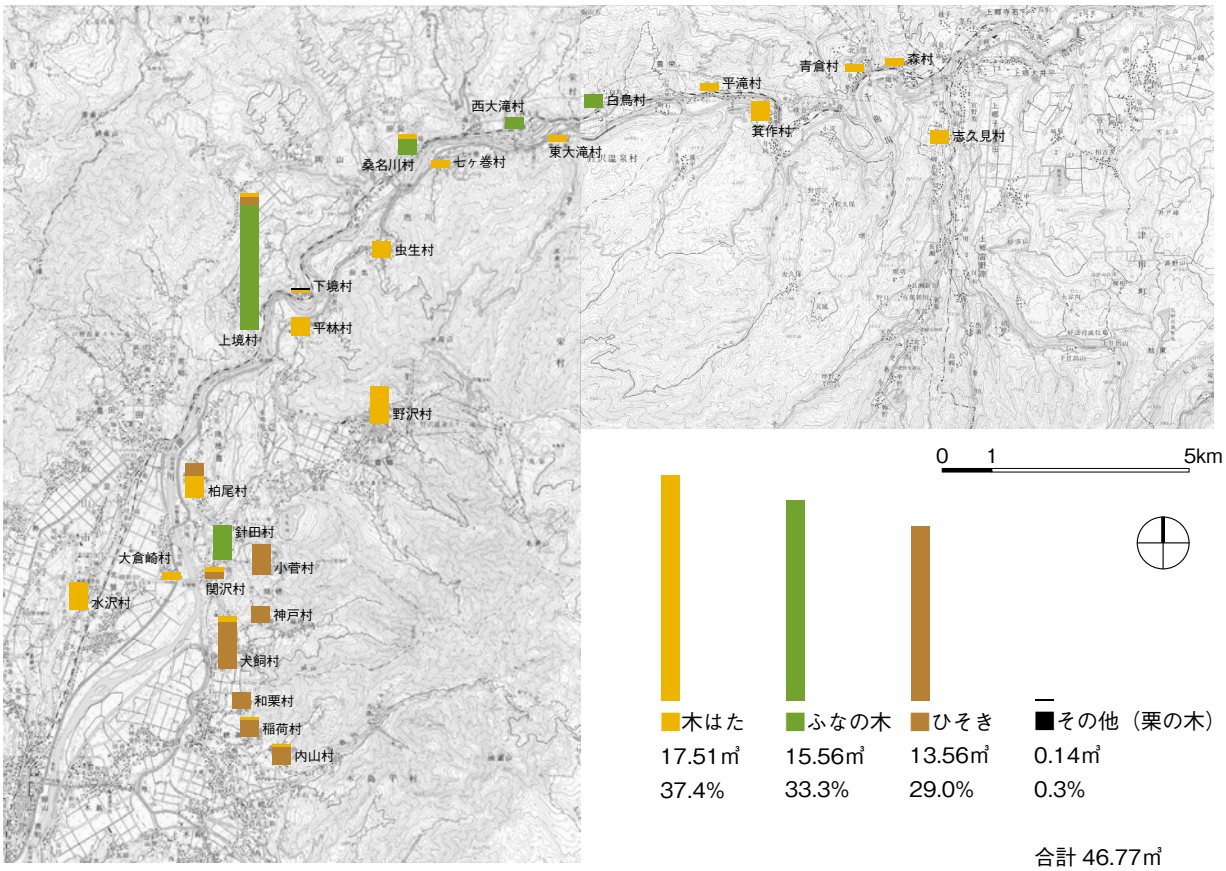

図 2-2-3-7　調達地における樹種ごとの材積

キハダは広域から少量ずつ調達され、一方、「ひそき」は南部から大量に、ブナは北部から大量に調達されたことがわかる。ではなぜ、キハダだけが広域から少量ずつ調達されたのであろうか。キハダは、現在も自生しており、ブナ林などのなかに点在している。先駆的な性質を持ち、ブナ林などの里山林にできたギャップで更新しながら、里山林を修復する役割を担う。したがって、大量のキハダを調達するには、相当な面積の里山林が必要であったと考えられる。おそらく、キハダが広域から少量ずつ調達されたのはこのためであり、こうしたキハダの調達もまた、ブナ帯文化における材木調達の重要な一側面を伝えているといえよう。

注

1）小菅には、宝暦 4 年（1754）、文化 15 年（1818）、文政 4 年（1821）、明治 4 年（1871）に記された明細帳を確認できるが、こうした面積の記載は文化 15 年（1818）以降のものにみられ、明治 4 年（1871）まで同じ値が記されている。

2）新編瑞穂村誌刊行委員会編『新編瑞穂村誌』（新編瑞穂村誌刊行委員会、1980 年）の 346-352 頁を参照した。

3）島地謙・伊東隆夫編『日本の遺跡出土木製品総覧』（雄山閣出版、1988 年）

4）樹種が 5 種類というのは、全国的な平均である 9 ～ 12 種よりも少なく、使用に堪える大きさや強度を備えた樹種が周辺に少なかったことが影響していると推測される。（参照：布谷知夫・中尾七重『民家の構造材の樹種』（大阪市立自然史博物館研究報告、第 40 号、21-30 頁、1986 年））

5）スギは縦圧縮強度 350（kgf/㎠）、縦引張り強度 900（kgf/㎠）、曲げ強度 650（kgf/㎠）であるのに対し、ブナは縦圧縮強度 450（kgf/㎠）、縦引張り強度 1350（kgf/㎠）、曲げ強度 1000（kgf/㎠）である。（参照：木造建築研究フォラム・図説木造建築事典編集委員会編『図説・木造建築事典［基礎編］』（学芸出版社、

1995 年））

6）H.Y. 家住宅の建物調査（主屋のみ）で確認できた材木の樹種は、スギ、ブナ、ナラ類、ケヤキの 4 種類である。樹種の割合は、スギが 58.8%（114/194）とブナが 24.2%（47/194）、そのほか（ナラ類、ケヤキ）が 14.9%（29/194）である。また、部位によっても明快な樹種の使い分けがみられる。垂直材と水平材ごとにみると、柱や束などの垂直材にはスギ（70.7%（53/75））が多用され、一方、梁や扠首などの水平材にはスギ（51.3%（61/119））とブナ（31.9%（38/119））が多用されている。（参照：庄司貴弘・井田秀行・土本俊和・梅干野成央「豪雪地帯における民家の形態とその構成樹種―長野県飯山市柄山の農家の事例」（『日本建築学会技術報告集』、第 16 巻第 32 号、387-392 頁、2010 年））

7）市川健夫・山本正三・斎藤功編『日本のブナ帯文化』（朝倉書房、1984）

8）伝統的民家は、時代が下るにつれ、広葉樹に比べて成長が早く加工が容易な針葉樹が多用されるようになるといわれている。（参照：中尾七重・布谷知夫『民家は何の木でできているか（日本民家園叢書 10）』（川崎市立日本民家園、2011））

9）日本建築学会民家語彙収録部会編『日本民家語彙解説辞典』（日外アソシエーツ、1993）の 636-637 頁を引用。

なお、本節のなかで用いた図表は、すべて未発表のものである。

第３節　農業と灌漑からみた小菅

１. 水路網の全体像

小菅地区を流れる水路網の現状を把握するために平成 25 年（2013）6 月から 11 月にかけて地区全体の水路を踏査し、確認できた水路を 2500 分の 1 の飯山市基本図に記入した（図 2-3-1-1）。調査によって水路には季節的な水量の変動があり、時期によっては水が流れない水路があることが確認された。また、古い形態である石積みの護岸が残っていることから、水路の護岸の調査も行った。この図では調査期間中に流れが確認された水路を水色で記し、線が太い部分は護岸が石積みであることを表している。

小菅地区は、小菅山のある東から、千曲川のある西に下る斜面上にある。そのため小菅地区内を流れる水路網は東を上流として、住宅や田畑を通り、西に流下している。水路が多く流れているのは、大聖院から西側で、参道の南側の場所と、参道（カイド）沿いである。水路は大部分が開渠であり、特に参道南側の農地を巡る水路は伝統的な石積み護岸のままで残されている場合が多い（写真 2-3-1-1）。また、道路沿いや住宅の下をくぐる水路、石垣などの段差を越える水路、区画整備事業が行われた圃場の水路などで、蓋付き U 字溝やパイプによる暗渠化が行われていた（写真 2-3-1-2）。流れていなかった水路は大聖院の南の山中と空き家の敷地内の 2 か所が確認された。

水路網の水源は、集落の東側の山中から流れ出る水と、小菅地区で七清水と呼ばれる湧水である。今回の調査では①桂清水、②大海清水、③鼻清水、④花清水、⑤大清水の 5 か所の湧水を確認することができた。

池は地区内で合計 108 か所が確認され、そのうち 96 か所がコンクリートや石積みで作られていた（表 2-3-1-1、写真 2-3-1-3）。これは小菅地区ではカワと呼ばれている。ここでは便宜上、方形を中心とした実用的な池をカワと呼び、装飾された池を庭池と呼ぶことにする。庭池は少ない。カワは、主に洗い物や、雪を溶かすために使われている。紙漉きのために用いた池も残されている。カワは大半が住宅の敷地内に設けられており、敷地内に複数のカワを持つ家も珍しくない。全てのカワは排水口の位置を高くすることで、水面付近のきれいな水だけが下流へ流れるように工夫されていた（写真 2-3-1-4）。

池の種類	数
庭池	7
カワ	96
防火用水	2
その他	3
合計	108

※その他はニジマス養殖池跡・蓮池・桂清水の湧水池

表 2-3-1-1　集落の池の数

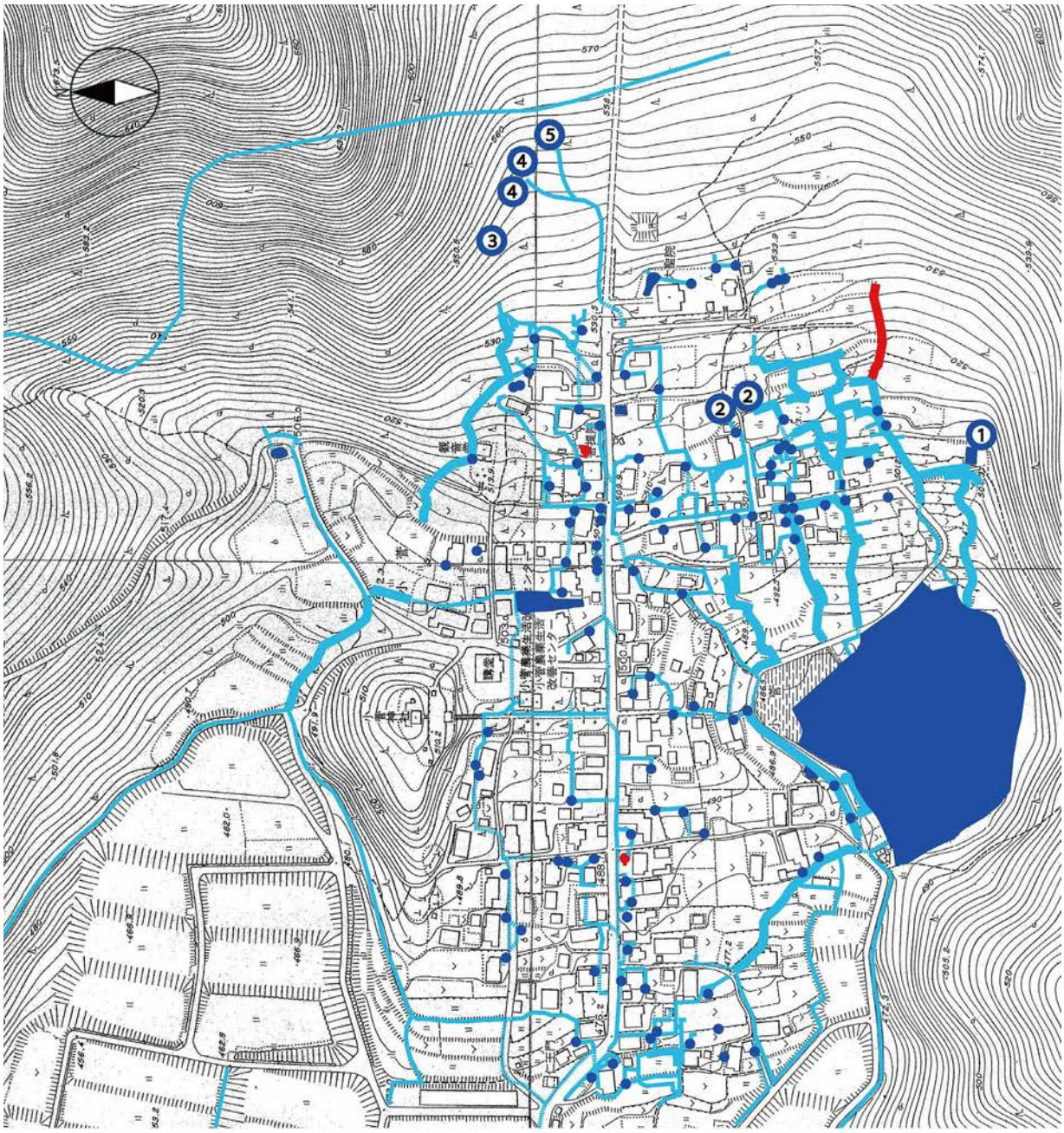

図 2-3-1-1　集落内を流れる水路

写真 2-3-1-1　石積み護岸の水路

写真 2-3-1-2　パイプによる暗渠化

写真 2-3-1-3　コンクリートのカワ

写真 2-3-1-4　排水口の工夫

水路網は、地区内のすべての水路が縦横無尽につながっているわけではない。そこで水路の水源と到達する地点に注目して８つの水系に区分し、その特徴を把握した（図 2-3-1-2、表 2-3-1-2）。なお、この図では枯れ水路は示していない。

第１水系は、小菅地区の南にある湧水の①桂清水を水源とし、山際のわさび畑を通り、南龍池跡に注ぐ水系である。住宅は通らない。水路の護岸は大部分が石積みである。池は桂清水の湧水池１つのみで、かつては農耕馬の泥落としや、蹄を冷やすために使われていた。

第２水系は、東側の山腹斜面で参道の南側に出ている水と②大海清水を水源として、田畑と住宅を通り、南龍池跡に注ぐ水系である。水路には石積みの護岸が見られる。池は 27 か所あり、そのうち 24 か所がカワで、２か所が庭池、１か所がニジマスの養殖池跡（写真 2-3-1-5）である。

かつては大海清水の豊富な湧水を利用したニジマスの養殖が行われていた。

第3水系は、東側の山腹斜面の参道の北側に出ている③鼻清水、④花清水、⑤大清水を主な水源として流れる水路の中で、参道を南側へ横断し、南龍池跡の方へ流れ下る水系である。しかしこの水系は南龍池跡へは注がずに南龍池跡沿いを流れ、南龍池跡の東端（D地点）で南龍池跡から流れ出す水と合流する。護岸は石積みが見られるが、道路の拡幅工事によってU字溝へ変更された部分もある。池は19か所あり、そのうち17か所がカワで、2か所が庭池ある。

第4水系は、第3水系と同じく東側の山腹斜面の参道の北側に出ている③鼻清水、④花清水、⑤大清水を水源として流れだし、主に参道沿いの住宅地を通り、西へ流れ下る水系である。水の一部は蓮池に注ぎ、さらに西へ流れ下っていく。水路の護岸はU字溝の暗渠が多く、石積みの護岸は一部を除いて見られない。池の数は45か所あり、そのうち39か所がカワで、3か所が庭池、2か所が防火用水、1か所が蓮池である。

第5水系は、第2水系と第3水系の水が合流して形成される水系である。参道から桂清水に向かう道の東側（A地点）で合流したあと、住宅と田畑を通って南龍池跡に注ぐ。水路の護岸は、石積みが残されている。池は3か所で、すべてカワである。

第6水系は、南龍池跡から流れ出る水と第3水系の水が南龍池跡の西端（D地点）で合流したあと、小菅地区の西端にある仁王門の方へ流れていく水系である。田畑と住宅を通り、さらに下の圃場整備された農地に流れていく。護岸には石積みが見られる。池は10か所あり、すべてカワである。

第7水系は、小菅地区の北側、里宮の裏側を流れる水系である。第3、第4水系と同じ東側の山腹斜面の参道の北側に出ている③鼻清水、④花清水、⑤大清水を水源とする水路と、参道の南側を水源とする内山用水、途中で合流する北竜湖からの農業用水路（ひましめ水路）からなる複雑な水系である。参道の北側からの流れは、観音堂の北を流れる水路と、蓮池まで流れ下った水が第4水系から分岐して北側へ流れる水路からなる。この2つの水路と、北側からの沢の水が里宮の東（B地点）で合流する。そこから里宮の裏側を流れ、里宮の北（C地点）で北竜湖からの農業用水路（ひましめ水路）が合流する。そこから西に流れ、さらに南の仁王門の方へ向かう水路と西の農地に向かう水路に別れる。その後、どちらの水路も西に向かい、主に圃場整備を行った圃場を流れ下る。里宮北の合流する場所（C地点）までは石積みの護岸が見られるが、その先はすべてU字溝である。池は4か所あり、そのうち3か所がカワで、1か所が庭池である。C地点付近には、かつて農耕馬に付いた泥を落とすための馬洗い場があった。

第8水系は、南龍池跡の西端（D地点）から山際を通って西へ流れ、下流の圃場を灌漑する水系で、間久沢水路とも呼ばれる。護岸はU字溝で作られており、石積みは見られない。D地点付近の現在ポンプ小屋のある場所には、かつて農耕馬に付いた泥を落とすための馬洗い場があった。

以上のように、水路網を水系に区分してまとめると、第1、第7、第8水系は主に農地を灌漑するために水が使われている水系であることがわかる。下流の住宅地に直接水が入らない、あるいは住宅地から離れているから、これらの水系には農耕馬に付いた泥を落とす馬洗い場が設けられていたと考えられる。また、第2、第3、第5、第6水系は農地と住宅地を流れる水系で、農業にも生活にも同じ水が使われている。農村集落においてこのような水路網が残る集落は全国的にも少ない。第4水系は主に参道沿いの住宅地内を流れていることから、カワと水路によって住宅と住宅を繋ぎ、日常生活に最も深くかかわる水系であると考えられる。住宅における水路の水

の利用については第２章第４節５項集落の水廻しで述べる。これらの水系が組み合わされることによって、小菅特有の農地と水路の景観が造り出されている。

そして、これらの水系、水路網全体の水はさらに西に流れ下り、仁王門より西にある農地を潤している。

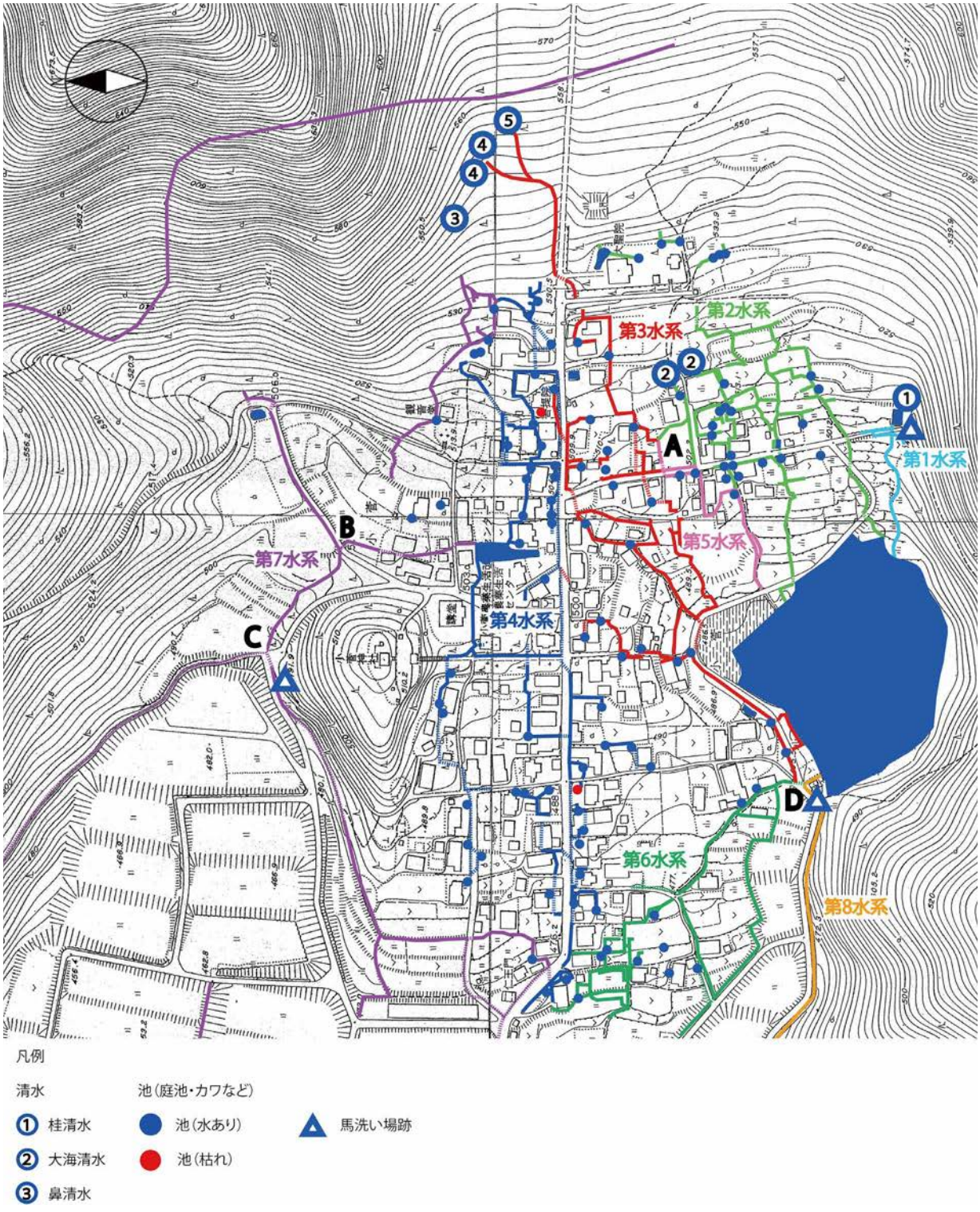

図 2-3-1-2　水系区分図

水系名	水源	カワの数	庭池の数	防火用水	その他の池の数	石積みの有無	馬洗い場の有無
第1水系	①桂清水	0	0	0	1 （桂清水の湧水池）	○	○
第2水系	東側斜面（参道南側） ②大海清水	24	2	0	1 （ニジマスの養殖池跡）	○	×
第3水系	東側斜面（参道北側） ③鼻清水 ④花清水 ⑤大清水	17	1	0	0	○	×
第4水系	東側斜面（参道北側） ③鼻清水 ④花清水 ⑤大清水	39	3	2	1 （蓮池）	○	×
第5水系	東側斜面（参道南側） ②大海清水 東側斜面（参道北側） ③鼻清水 ④花清水 ⑤大清水	3	0	0	0	○	×
第6水系	東側斜面（参道南側） ①桂清水 ②大海清水 東側斜面（参道北側） ③鼻清水 ④花清水 ⑤大清水	10	0	0	0	○	×
第7水系	内山用水 東側斜面（参道北側） ③鼻清水 ④花清水 ⑤大清水	3	1	0	0	○	○
第8水系	東側斜面（参道南側） ①桂清水 ②大海清水 東側斜面（参道北側） ③鼻清水 ④花清水 ⑤大清水	0	0	0	0	×	○
	合計	96	7	2	3		

表 2-3-1-2　各水系の特徴

写真 2-3-1-5　ニジマスの養殖池跡

2. 土地利用

小菅集落の農地の実態を把握するために平成25年（2013）6月から11月にかけて土地利用を調査し、2500分の1の飯山市基本図に記入した（図2-3-2-1）。調査範囲と調査項目は平成16年（2004）の調査結果を参考にして設定し、土地利用ごとの面積をArc GIS 9.3.1を用いて算出した（表2-3-2-1）。

小菅地区を全体的に見ると、地区の中心は小菅神社里宮と講堂、そして小菅農業生活改善センターがある場所といえる。住宅地は参道（カイド）を中心に、東西の方向に広がっている。

農地は住宅地の周辺から山裾まで、そしてさらに西側に広がっている。農地の中では水田よりも畑が多い。畑は住宅の周辺から特に南龍池跡の方角である南側へ広がっており、3.02haある。水田は1.98haあり、畑の面積の3分の2である。小規模な水田と区画整備された大規模な水田があり、いずれも住宅地から離れた場所に多くみられる。住宅地から見て、その多くは畑の外側に分布している。小規模な水田は、特に南龍池跡から東に多く見られ、棚田になっている。果樹園はブルーベリー畑が北側の山際1か所にのみ確認された。また、荒地は地区全体にあり、合計3.13haと、土地利用で区分した項目の中では最も大きいことがわかった。

樹林は周囲の山々を除く住宅地や農地の中では、主に小菅神社里宮の周辺、及び大聖院の西側にあり、これらはスギを中心とした針葉樹林である。また、広葉樹林は里宮の東側に一部みられる。墓地は菩提院に1か所、そして小菅神社里宮西側の2か所の計3ヶ所にある。

模式的には、住宅地の周辺に畑、その外側に水田や荒れ地があるという傾向が見られる。

次に2004年の調査結果と比較して、土地利用面積の増減をまとめたのが表2-3-2-2、図2-3-2-2である。この結果から、2004年から2013年にかけての9年間で水田、果樹園、針葉樹林が減少し、畑、広葉樹林、墓地が微増、そして荒地が大きく増加したことがわかった。さらに2004年から2013年の土地利用項目間の変化（例えば水田から畑への変化など）（表2-3-2-3）をみると、面積が減少した水田と果樹園、針葉樹林は、主に畑と荒地に変化したことが分かる。畑は荒地化した面積よりも、水田からの耕作転換地や荒地への作付けによって農地化した面積が大きいため、微増という結果になったと考えられる。広葉樹林と墓地は、針葉樹林からの変化の結果微増した。荒地は作付けによって農地化した面積よりも、耕作放棄などによって荒地化した面積が大きいために、他の土地利用に比べて大きく増加している。総じて土地利用の変化は少しずつ起きており、特に荒地の拡大が深刻であると考えられる。

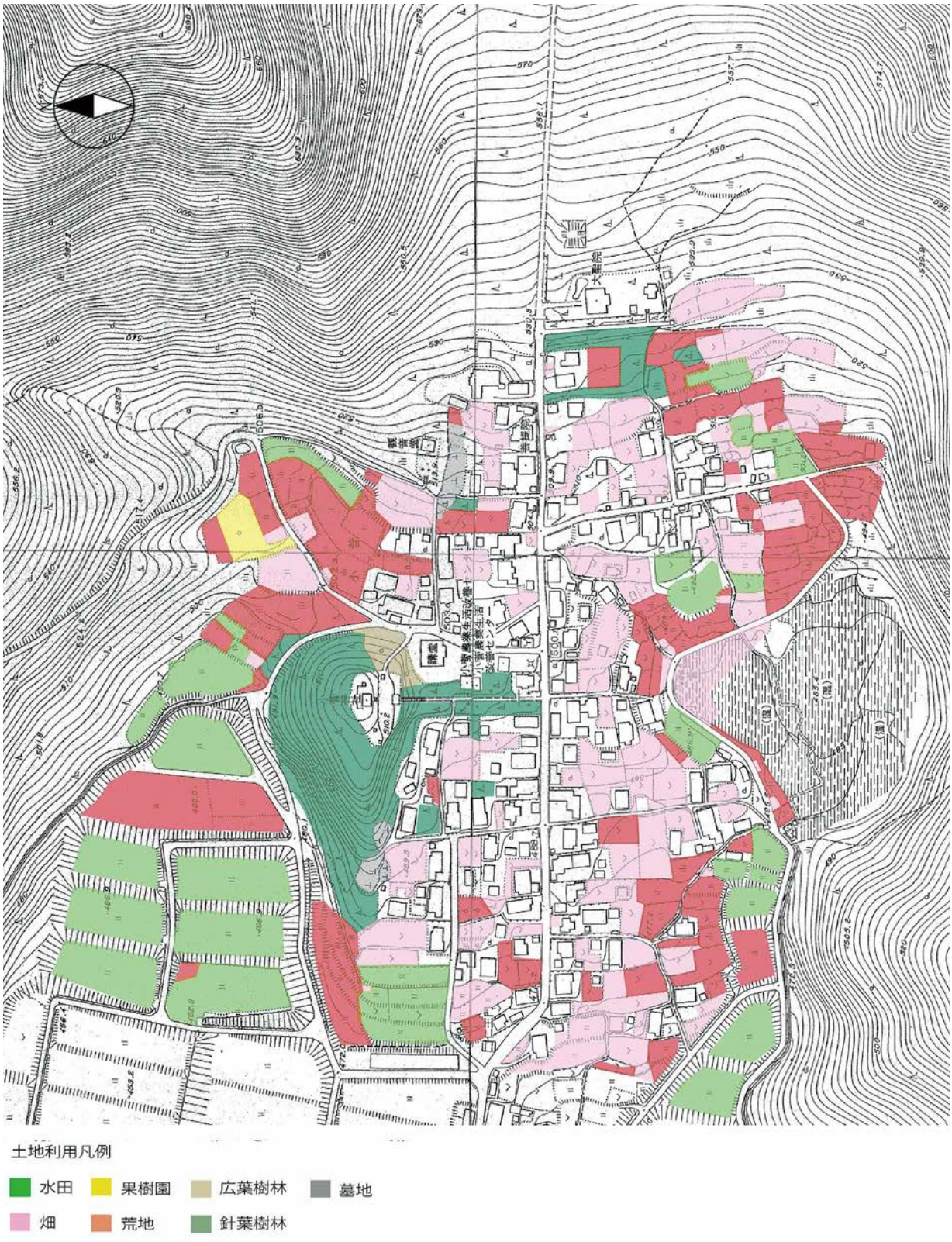

図 2-3-2-1　小菅集落の土地利用

	2013年
水田	1.98
畑	3.02
果樹園	0.13
荒地	3.13
広葉樹林	0.06
針葉樹林	1.48
墓地	0.15
合計	9.95

単位：ha

表 2-3-2-1　土地利用面積

	2004年	2013年	変化面積
水田	2.38	1.98	−0.40
畑	2.97	3.02	0.05
果樹園	0.24	0.13	−0.11
荒地	2.37	3.13	0.76
広葉樹林	0.05	0.06	0.01
針葉樹林	1.82	1.48	−0.33
墓地	0.12	0.15	0.03
合計	9.95	9.95	0

単位：ha

表 2-3-2-2　土地利用面積の変化

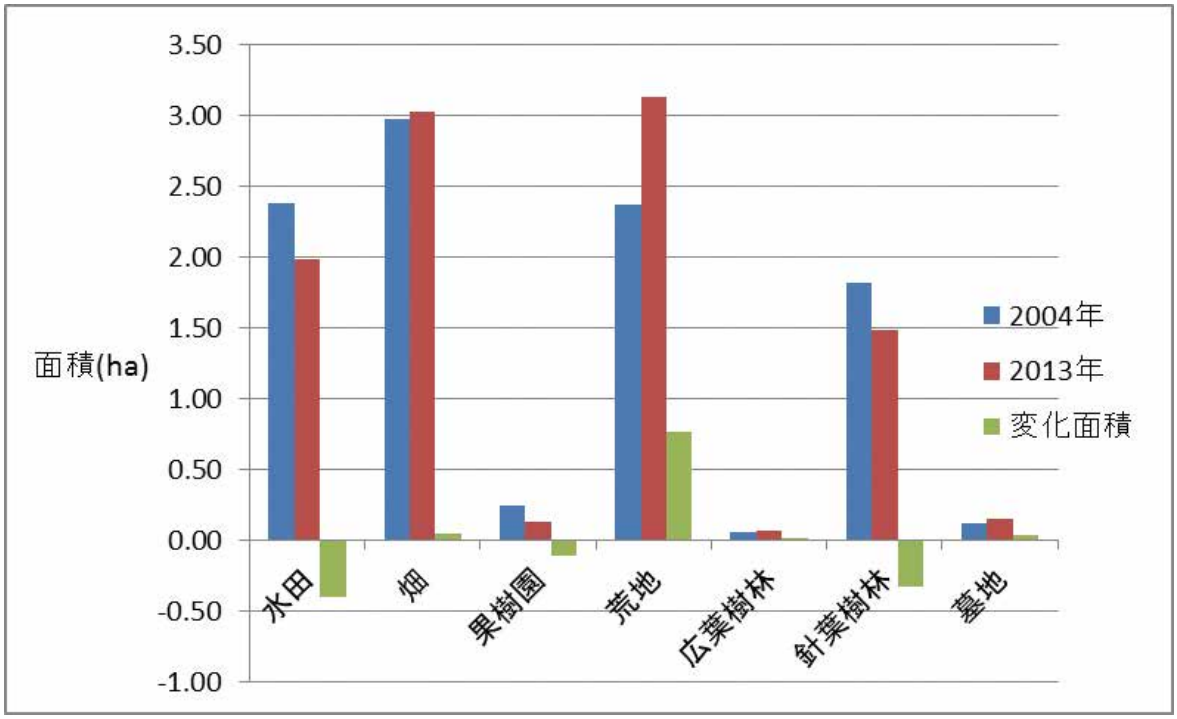

図 2-3-2-2　土地利用面積の変化

		2013年土地利用面積						
		水田	畑	果樹園	荒地	広葉樹林	針葉樹林	墓地
2004年土地利用面積	水田	1.633	0.428	0.001	0.318	0	0.002	0
	畑	0.215	2.075	0.000	0.683	0	0	0
	果樹園	0	0.023	0.089	0.132	0	0	0
	荒地	0.071	0.529	0.031	1.721	0	0.015	0
	広葉樹林	0	0	0	0	0.054	0.000	0
	針葉樹林	0	0.021	0.010	0.275	0.009	1.467	0.033
	墓地	0	0.002	0	0	0	0	0.115

単位：ha

変化なし

表 2-3-2-3　土地利用項目間の面積の変化

3. 用排水の体系

水路調査と土地利用調査の結果を重ね、水田の用排水を記入した（図 2-3-3-1)。また、参道（カイド）南側の棚田がまとまっている部分を拡大したのが図 2-3-3-2 である。地区内の水田に水を供給している水系は第２水系、第３水系、第５水系、第６水系、第７水系である。第２水系は参道と桂清水を結ぶ道路の東側にある水田に水を供給している。この道の西側にある水田に水を供給しているのは第３水系と第５水系である。第５水系は第３水系と第２水系の水が合流している水路なので、中心は第３水系といえる。南龍池跡の北側にある水田には、第３水系が水を供給している。南龍池跡の西側の水田には、南龍池跡から流れ出る第６水系が水を供給している。里宮の北側と仁王門の北側に広がる水田には、第７水系が水を供給している。

石積みの護岸の水路だが、現在の水田との関係は、調査結果からはあまり明らかではない。ただ、現状では水田がある場所を通る水路に石積護岸が多いといえる。

水田の用排水だが、棚田では用水口から田に入れた水を、排水口から元の水路に戻し、下流の棚田でも同量の水が使えるようになっていることが分かる。小菅地区では用水口は水口（みなぐち）と呼ばれ、排水口は落し口と呼ばれている。水口と落し口は畔を掘り止水板を入れるか、パイプを通すなどして作られ、必要に応じて水を入れていることが多い（写真 2-3-3-1)。また、棚田などの石垣の下部から水が滲み出している箇所も多くみられた。そこには出てくる水を集める溝が掘られ、水田に直接入らないようにされていた（写真 2-3-3-2)。これは温度が低い水を直接水田に入れない工夫である。

まとめ

以上の調査結果から、小菅地区の水路網には枯れた水路が少なく、全体的によく残されていることがわかった。そして一見複雑にからみ合っているように見える水路も、水源と水が到着する場所により８つの水系に区分することができ、それぞれが特徴を持つ水系であった。

これらの水系には、きれいな水のみを流すカワの排水口や、馬洗い場のような流れる水を濁らせる施設は下流に住宅がないか住宅が遠い場所に設ける、田に入れた水は必ず元の水路に戻して水量が変わらないようにするなどの工夫がなされている。小菅の人々には限られた水資源を有効に活用し、常に下流への気配りをする習わしが現在まで受け継がれているようである。

このような意識の下で守られてきた伝統的な石積み護岸の水路や、棚田の石垣の景観は、他の地域では少なくなった、水路とカワが生活・生業とともに生きている農村景観である。現在棚田の耕作放棄による荒地化や過疎高齢化による管理放棄が進んでいるように感じられるが、この貴重な農村景観が以上失われることがないように、対策を講じる必要がある。

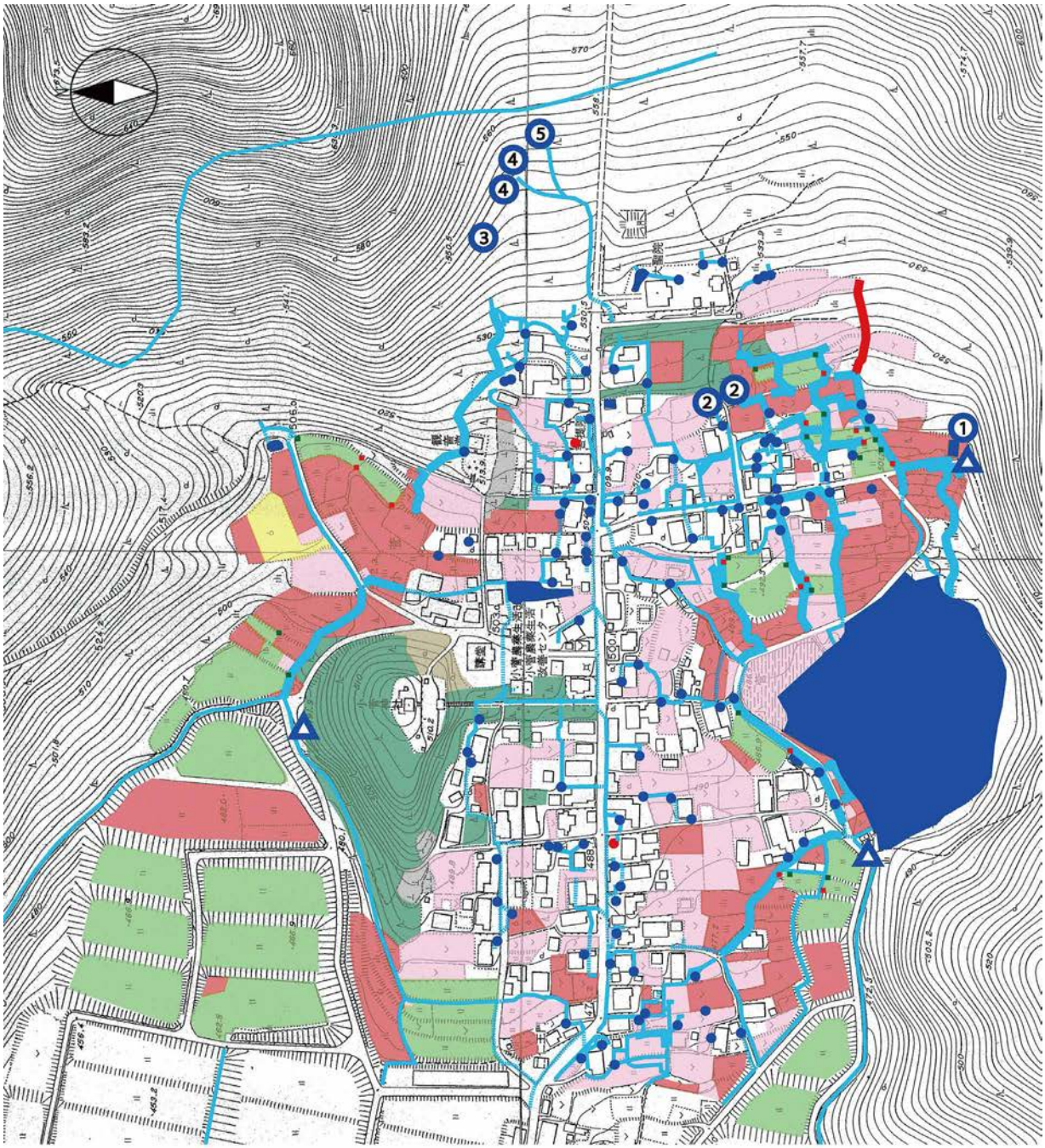

図 2-3-3-1　水路と土地利用

図 2-3-3-2　棚田の用排水

写真 2-3-3-1　水口と落し口

写真 2-3-3-2　冷たい水を水田に入れない工夫

第４節　集落の景観

１．集落域を構成する石積み

（１）小菅集落周辺

山地等を切り開いて階段状に平坦地を造成して宅地や棚田とすることは、山間出口集落に多く見られる。小菅集落一帯も宅地をはじめ棚田などは、ほとんどが石垣により構築されており、一部道路はコンクリート用壁に代わったものの多くが遺されており、小菅集落の土地は現在でも石垣により区画されているといって良いであろう。

小菅集落は、かつては小菅山元隆寺域であったことから、寺社に関わる建物が多く存在していた。そのため、現在の宅地や棚田においても、専門集団による石積みと思われるような本格的な石垣が見られる。こうした石垣が、現在の小菅の景観を高めているひとつであると考えられる。図 2-4-1-1 は小菅集落周辺の石垣分布現況図であるが、大まかには集落内宅地、農地、奥社参道の南北石垣遺構群に分かれる。奥社参道南北の石垣遺構群については、第２章第１節３項において遠藤が触れているので、本稿では集落内とその周辺農地について説明していく。

（２）集落内宅地の石垣

集落内宅地の区画は、石垣によって区画されている。中央を走る主要道路は、何回かの拡幅等を経て石垣はコンクリート壁に代わっている個所があるものの、石垣が遺されている個所も認められる。また、コンクリート壁ではないものの、道路拡幅に伴い積みなおされる際にコンクリートで補強されている石垣も見受けられる（写真 2-4-1-4）。

写真 2-4-1-1　集落内宅地の石垣１

写真 2-4-1-2　集落内宅地の石垣２

写真 2-4-1-3　主要道路沿いの石垣

写真 2-4-1-4　コンクリートで補強された石垣

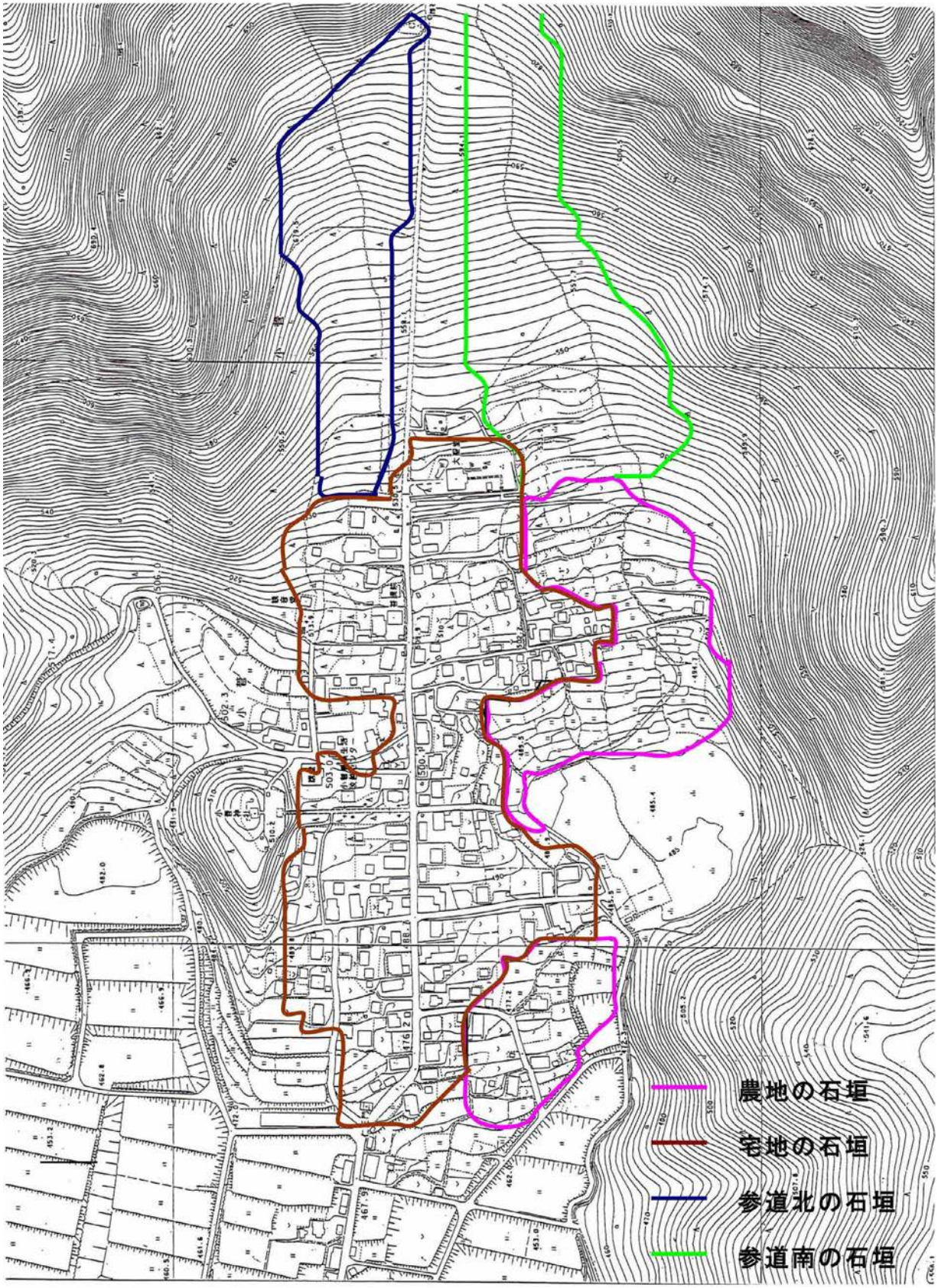

図 2-4-1-1　小菅集落石垣分布現況概要図

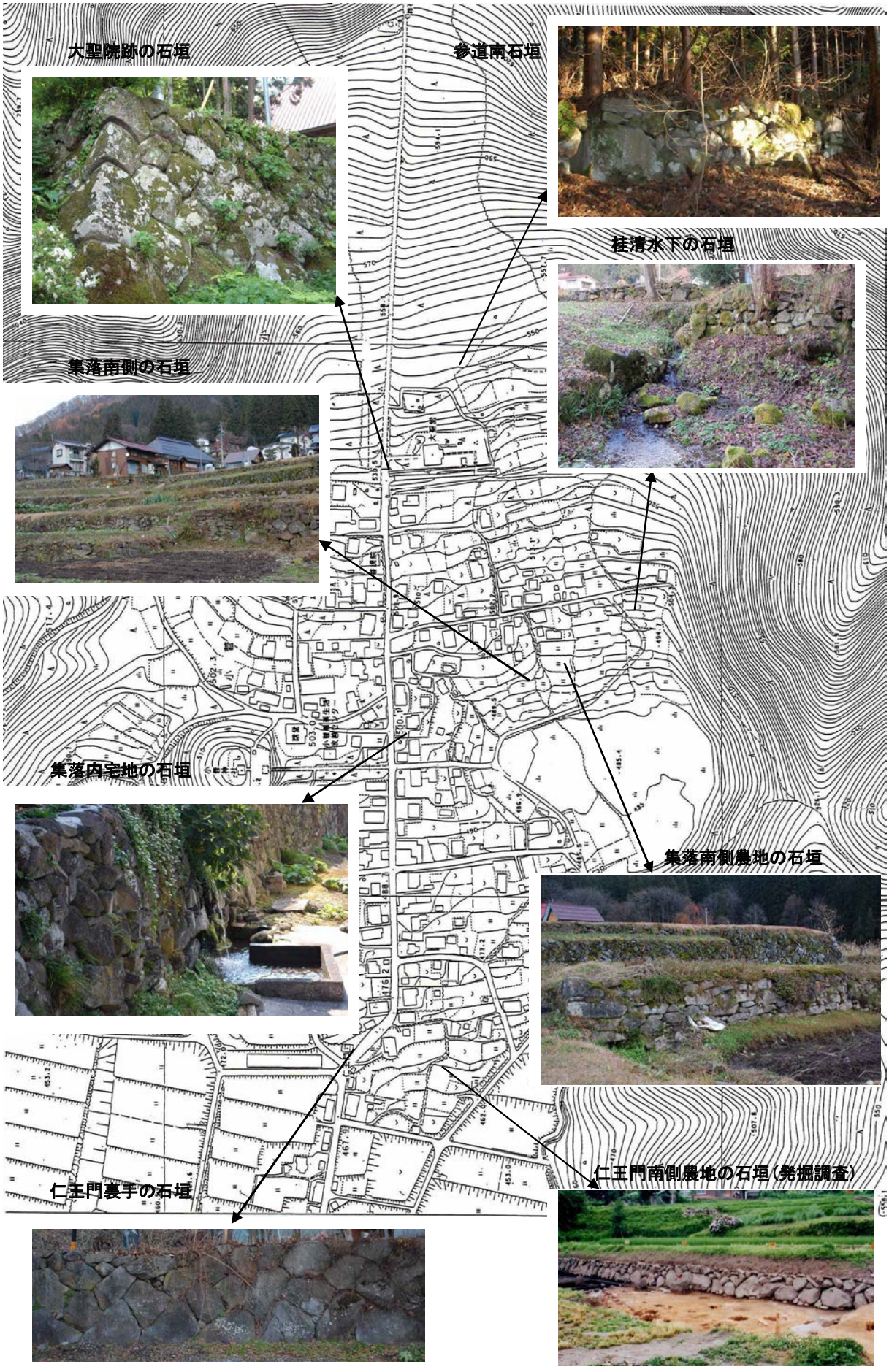
大聖院跡の石垣
参道南石垣
桂清水下の石垣
集落南側の石垣
集落内宅地の石垣
集落南側農地の石垣
仁王門裏手の石垣
仁王門南側農地の石垣（発掘調査）

図 2-4-1-2　石垣分布図

①仁王門裏の石垣（図 2-4-1-2・写真 2-4-1-5）

かつて小菅集落内に入るには、仁王門をくぐりそこから左右に折れて集落内に入った。車の普及とともに車道が南側に敷設された。この石垣は、仁王門に入る正面に築かれたもので、現在は高さ 1.3 ｍを測る。上部は不ぞろいであり、後世の積み直しと思われるが、下部は大きな改造は認められない。石は一部に打ち欠きが認められる。50 ～ 80cm の比較的大きな石を用いて見せる効果を狙っているように思われる。規模は大きくなるが大聖院石垣と様式が共通する。近世からの石垣であろう。

写真 2-4-1-5　仁王門の奥に見える石垣

②大聖院跡の石垣（図 2-4-1-2）

小菅山元隆寺を統括していた大聖院と現在も残る護摩堂の敷地を画している。高さ 4 ｍを測り、城郭に匹敵するほどの大きな石を用いて築いている。積み方は、俗に「梅鉢積み」、「ぼたもち積み」等と呼称されている独特な積み方である。一般的には幕末に積み直したものと言われているが、その割に具体的な資料がないことから、もう少し遡るのではないかと考えられる。

③大聖院跡南棚田の石垣（図 2-4-1-2・2-4-1-3・写真 2-4-1-6・2-4-1-7）

現在水田となっているが、当初から水田として造成したものかは疑問が残る。上部には比較的小さな石が積まれているが、不規則な並びから後世によるものであろう。下部には大石の平たい部分を見せるように積んでいる個所もある。

写真 2-4-1-6　大聖院南側棚田の石垣１

写真 2-4-1-7　大聖院南側棚田の石垣２

④旧十王堂付近の石垣（図 2-4-1-2・2-4-1-3 ）

西の仁王門から奥社に至る本通り（カイド）と、南の風切峠から小菅に入る道路の交差点にかつて十王堂があった。現在は駐車場となっている。本石垣は道路に面する宅地の石垣である。道路部分はアスファルトで、本道路に接続するためかなり傾斜しているが、かつての下端は平坦であったろう。③と同様に上部には比較的小さな石が積まれているが、下端部は大きな石の平たい面を見せるように立てて積んでいる。道路に面していることと、かつての院坊があったとされる場所でもあることから、改変は認められるものの近世からの石垣であろう。

⑤仁王門南棚田石垣 (図 2-4-1-2・2-4-1-3)

県代行道路敷設により発掘調査によって現れた石垣である。当初は土によって覆われていたため、石積みと分からなかった。大きな平たい石を見せるように下端に据え、その上に、二段ない

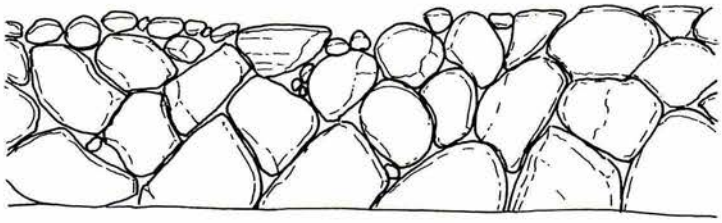

仁王門裏の石垣

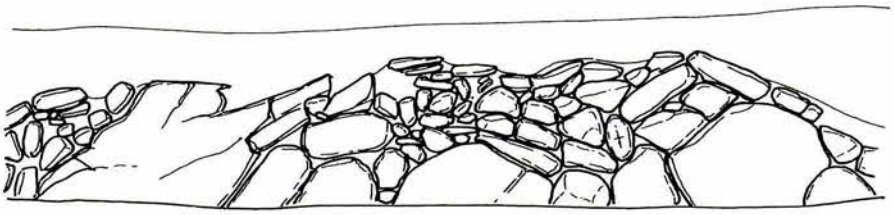

大聖院跡南棚田の石垣

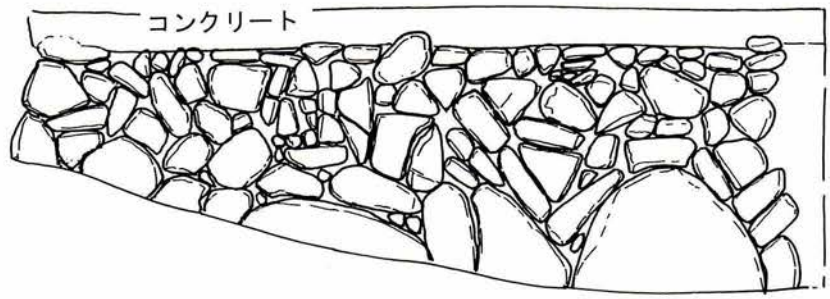

旧十王堂付近の石垣

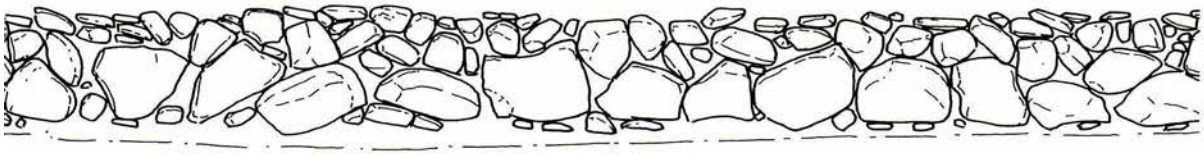

仁王門南棚田の石垣

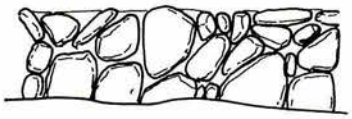

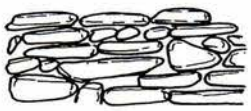

大菅地区の石垣二種類

図 2-4-1-3　石垣略測図（1：50）大菅地区はモデル図

し三段の比較的小さな石で上部を水平にしている。

このように、石垣でないと思われる棚田でも石積みされている可能性がある。

（3）大菅の石垣遺構（図 2-4-1-3）

北竜湖東側は大菅と呼ばれる地籍で、中世の頃には集落があったという伝承がある。近世以降は農地として使用されていた。また、昭和 20 年代までスギの植林が行なわれていたが、現在ではほとんど手入れがなされていない。本地区でも土地は階段状に造成なされており、そのほとんどすべてが石積みにより区画されている。

従前の調査では概ね図 2-4-1-3 のような二種類の積み方が見られる。また、庭園のような配石のある個所もあり、単に農地としての石積みとは異なった場所も見受けられる。今後さらに詳細な調査を実施することで、大菅地区における土地利用と遺された石垣の関係が明らかになるものと思われる。

（4）まとめ

急傾斜地において土地を階段状に造成するとき、法面の保護のために石積みにより強固にすることは最も必要かつ重要であった。さらに、石垣を見せる工夫をすることで、より権威ある場所であることをアピールも出来た。地区画整備等により大きく改変された場所があるものの、集落内及びその近接地域には石垣が多く遺されている。地質、地形的に石が豊富で利用しやすかったことも要因のひとつだと思われるが、石工などの専門集団のほか住民の中でも作業できる人々がいて維持してきたのであろう。

小菅集落周辺の土地において、石積みにより土地を区画していることが景観的にも大きな特徴であるといえる。

写真 2-4-1-8　小菅集落南側農地の石垣

２.民家

（１）屋敷構え

小菅の民家について悉皆調査を行い、江戸後期から昭和前期までにたてられたと推定される伝統的な形式を伝える主屋 29 棟と付属屋 43 棟、計 72 棟を確認した（図 2-4-2-1）。

主屋のたち方には、二つの傾向がある。まず、一つ目の傾向は、道に面しているものが多い、という点である。二つ目の傾向は、南向きのものと西向きのものが多い、という点である。とくに、集落の中央を通る道（「カイド」）に面しているものの多くは西向きである。南北に通る道とこれらをつなぐ東西の小道に面しているものの多くは南向きである。

これに対し、付属屋のたち方には顕著な傾向がない。そのため、主屋と付属屋のならびからなる屋敷構えについても典型の把握は困難である。その背景には、個々の屋敷地のかたちが、地形に規定され、不均質であることなどがあげられる。ここでいう地形とは、石積みを用いて造成された階段状の平坦地のことである。

では、民家の屋敷構えに影響を与えている階段状の平坦地は、いつ頃に造成されたのであろうか。この問題に関しては、精緻な調査研究が必要になるが、中世にはすでに山岳信仰の霊場として院坊がたちならんでいた風景が想像されるのであり、これらの院坊によって階段状の平坦地が造成された経緯が推測される。この推測にもとづけば、屋敷構えに典型がないという実態は、むしろ、山岳信仰の霊場を出発点とした小菅の歴史的な特徴をも示しているといえる。

（２）主屋

・造りの典型

伝統的な形式を伝える主屋 29 棟について、外観から造りを把握すると以下の二つの典型を導くことができる。

造りの典型Ⅰ（寄せ棟型）　比較的に建築年の古いものが該当する。近世にたてられたものの多くがこれに当てはまる。木造平屋建て、屋根は寄せ棟形式で、茅葺き（トタン被覆）である。壁は土壁（真壁造り）で、中塗り仕上げと漆喰仕上げのものが多い。豪雪に耐えるため、柱や梁などに骨太な材木を用いている。市村文昌家住宅や蒲原良典家住宅などを事例としてあげることができる。

造りの典型Ⅱ（切り妻型）　比較的に建築年の新しいものが該当する。近代以降にたてられたものの多くがこれに当てはまる。木造平屋建て、屋根は切り妻形式で、瓦葺きかトタン葺きである。壁は土壁（真壁造り）で、中塗り仕上げと漆喰仕上げのものが多い。豪雪に耐えるため、桔木や梁を出して軒を支え、雪の重みを分散させる構法を用いている。丸山要家住宅や小林清和家住宅などを事例としてあげることができる。

・間取りの典型

伝統的な形式を伝える主屋 29 棟のうち、12 棟について建物調査を行い、間取りを把握した。多くは四間取りであり、土間や馬屋、大部屋（老夫婦の部屋）や小部屋（若夫婦の部屋）、茶の間、座敷から構成されている。かつて、茶の間では養蚕を行っており、また、茶の間から迫り出した部屋では紙漉きを行っていたという。このほか、集落の中央を通る道沿いにたつものには、道に面した座敷の縁側に「ミセ」の跡がある。小菅では、明治初頭まで祭礼にともなって日市が開かれ、商人が「ミセ」を借りて商いを行っていた。「ミセ」の跡はこうした日市に由来すると考えられる。これらの間取りは、以下の二つの典型を導くことができる。

間取りの典型ⅰ（座敷一間型）　比較的に建築年の古いものが該当する。近世にたてられたもの

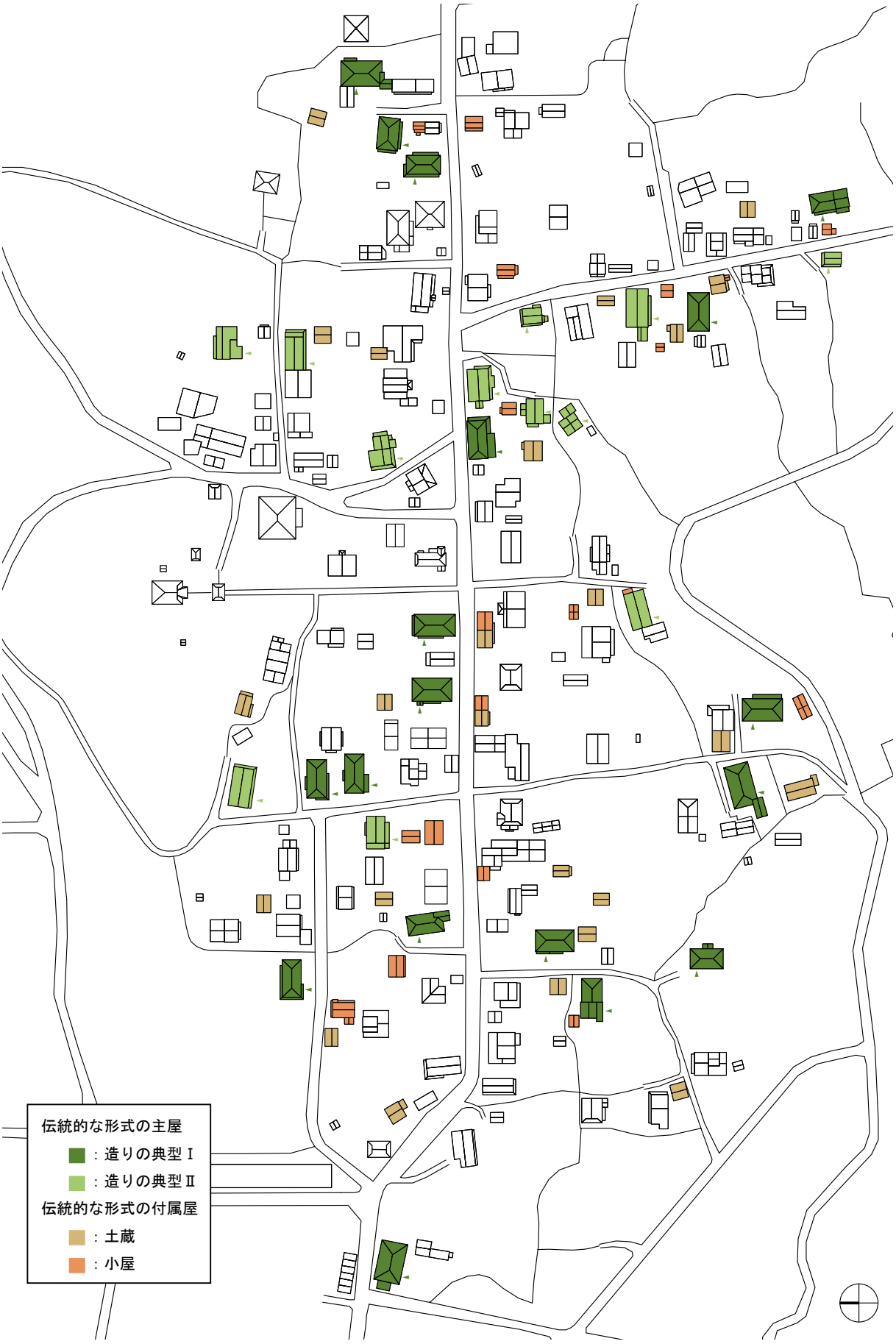

図 2-4-2-1　伝統的な形式の主屋と付属屋の分布（S=1/2500）

の多くがこれに当てはまり、造りの典型Ⅰの一部がこれに該当する（図 2-4-2-2・2-4-2-3、写真 2-4-2-1）。座敷が一間で、座敷の裏に大部屋が配されている。事例として、市村文昌家住宅や蒲原良典家住宅などをあげることができる。

間取りの典型ⅱ（座敷二間型）　比較的に建築年の新しいものが該当する。近代以降にたてられたものの多くがこれにあてはまり、造りの典型Ⅰの一部と造りの典型Ⅱがこれに該当する（図 2-4-2-4・2-4-2-5、写真 2-4-2-2）。座敷が二間で、表座敷と裏座敷が続きで配されている。茶の間に面して、紙漉部屋が増築されているものが多い。事例として、丸山要家住宅や小林清和家住宅などをあげることができる。

勿論、主屋は、たてられてから今日まで度重なる増改築を経てきており、間取りが大きく改変されている。とくに、間取りの典型ⅰについては、食事の部屋を寝間にする、座敷と大部屋を改造して座敷を二間にする、といった増改築が多く、増改築の後に間取りの典型ⅱへと近似する傾向がある。したがって、典型ⅰと典型ⅱは発展的な関係にあり、間取りの典型ⅰから間取りの典型ⅱへの変化が想定される。また、間取りの典型ⅰと間取りの典型ⅱに共通して、馬屋を水回りにする、茶の間の外側に紙漉部屋を設置する、といった増改築も多く、時代の変化にあわせた主屋の変化を読み取ることができる。

主屋には南向きのものと西向きのものがあるが、南向きのものと西向きのものの間取りを見比べると、これらは回転の関係にあり、ともに、正面に向かって左側に土間が、右側に座敷があることがわかる。ただし、集落の中央を通る道沿いのものは例外で、屋敷地の表（道沿い）に座敷が、屋敷地の裏に土間があり、道の南北では道を基軸として間取りが反転していたという。これは、明治初頭まで祭礼にともなって日市が開かれていたことに由来するだろう。日市の際には、「ミセ」とよばれる道に面した座敷の縁側で、商人が商いを行っていたという。こうした日市のいとなみに対応するように、「ミセ」を設けた座敷を意図的に表（道沿い）に向けたことが想像される。こうした面路建築としての特徴をもつ主屋がたちならぶ集落の中央を通る道沿いの景観は、日市のいとなみにもとづいた都市的な景観を形づくっている（写真 2-4-2-3）。

（３）付属屋：土蔵と小屋

伝統的な形式を伝える付属屋 43 棟のうち、24 棟は土蔵であり、19 棟は小屋であった。これらについて、外観調査を行った。

土蔵　木造平屋建て、2 間×３間ほどの小規模なものが多い（写真 2-4-2-4）。屋根は切り妻形式で、置き屋根、トタン葺きのものが多い。壁は土壁（大壁造り）で、中塗り仕上げと漆喰仕上げのものが多い。

小屋　木造平屋建て、2 間×３間ほどの小規模なものが多い。屋根は切り妻形式で、トタン葺きのものが多い。壁は土壁（真壁造り）で、荒塗り仕上げのものが多い。豪雪に耐えるため、桔木や梁を出して軒を支え、雪の重みを分散させる構法を用いているものがある。また、飯山市を中心に分布するタテノボセとよばれる棟持柱をもつ特徴的な造りのものもある（写真 2-4-2-5）。現在、ほとんどのものが物置として利用されているが、かつては紙漉きの作業小屋として利用されていたものが数多くある（写真 2-4-2-6・2-4-2-7）。

（４）民家と生業（紙漉き）：蒲原良典家住宅を事例として

小菅では古くから紙漉きを生業としており、その遺構が数多く伝えられている。紙漉きは、屋敷地の総合的に利用して行われていた。ここでは、蒲原良典家住宅（図 2-4-2-6、写真 2-4-2-8 ～ 2-4-2-11）を事例として、紙漉きの工程に即しながら、屋敷地の利用をまとめる。

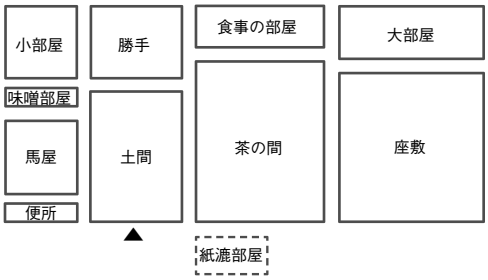

図 2-4-2-2　間取りの典型 i （座敷一間型）

写真 2-4-2-1　造りの典型Ⅰ・間取りの典型 i の事例
市村文昌家住宅

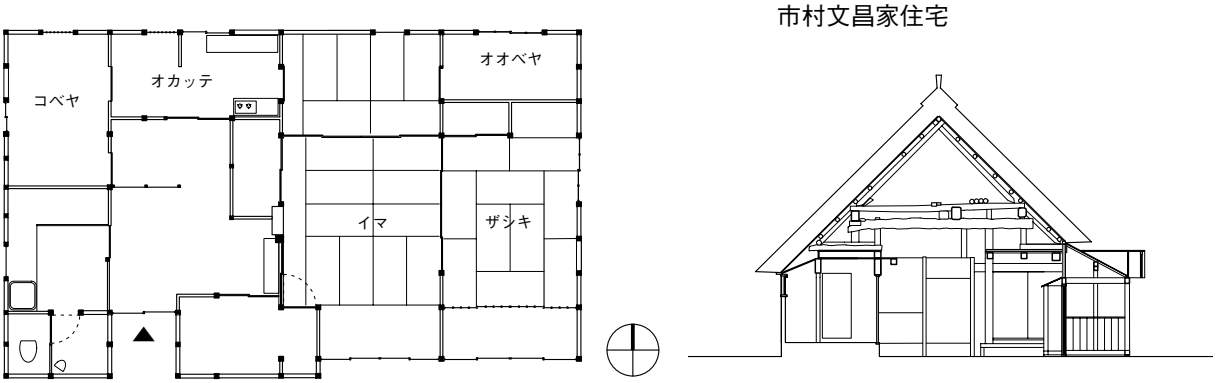

図 2-4-2-3　造りの典型Ⅰ・間取りの典型 i の事例　市村文昌家住宅の現状平面・断面図（S=1/200）

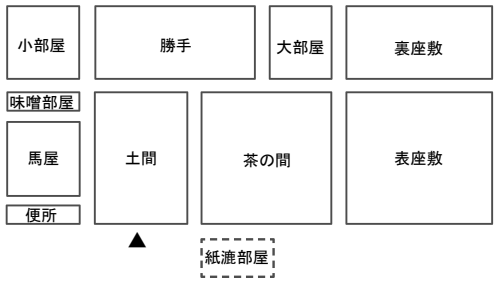

図 2-4-2-4　間取りの典型 ii （座敷二間型）

写真 2-4-2-2　造りの典型Ⅱ・間取りの典型 ii の事例
丸山要家住宅

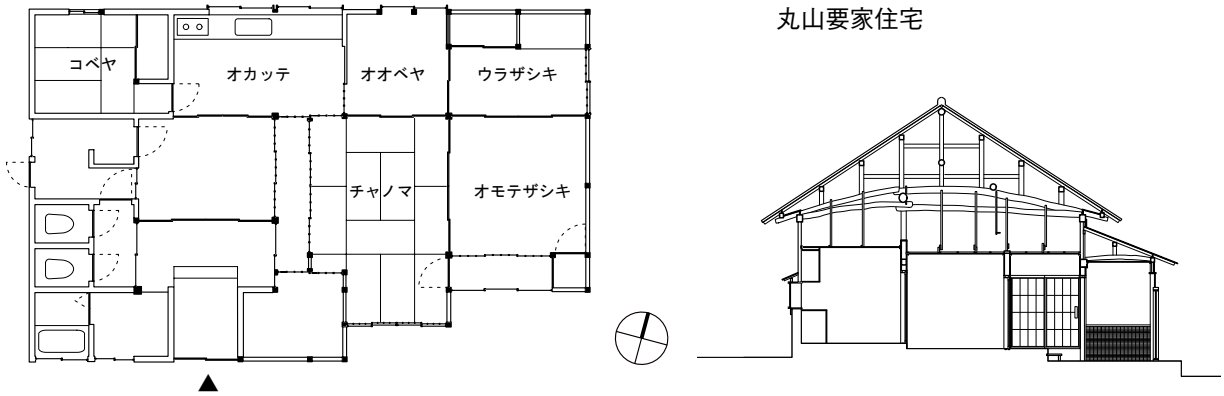

図 2-4-2-5　造りの典型Ⅱ・間取りの典型 ii の事例　丸山要家住宅の現状平面・断面図（S=1/200）

写真 2-4-2-3　集落の中央を通る道（カイド）沿いの主屋

写真 2-4-2-4　土蔵

写真 2-4-2-5　タテノボセをもつ小屋

写真 2-4-2-6　紙漉きの作業小屋

写真 2-4-2-7　紙漉きの作業小屋

蒸かし（作業場所：主屋） 田の収穫が終わるとコウゾを刈り、枝をはらって直径１メートルほどの束にし、カッテ付近にあったオオガマで蒸かした。

乾燥（作業場所：主屋） 蒸かしたコウゾは茶の間の棚で干した。軒先の棚にも干した。乾燥させたものは小屋で保管し、必要な分だけを水に浸していた。

漂白（作業場所：主屋、庭） コウゾをオオガマへ持っていき、苛性ソーダで煮て、サラシブネにいれて漂白した。昔は雪さらしにして、白くなってからオオガマで煮た。

クシヒロイ（作業場所：小屋） クシヒロイは女仕事だった。コウゾをカワに浮かばせて、一本一本きれいにした。汚れをとりながら、カワに流した。きれいで比較的あたたかい水で行うのがよかった。よい清水に人が集まるので、共同で小屋を使ったりしていた。

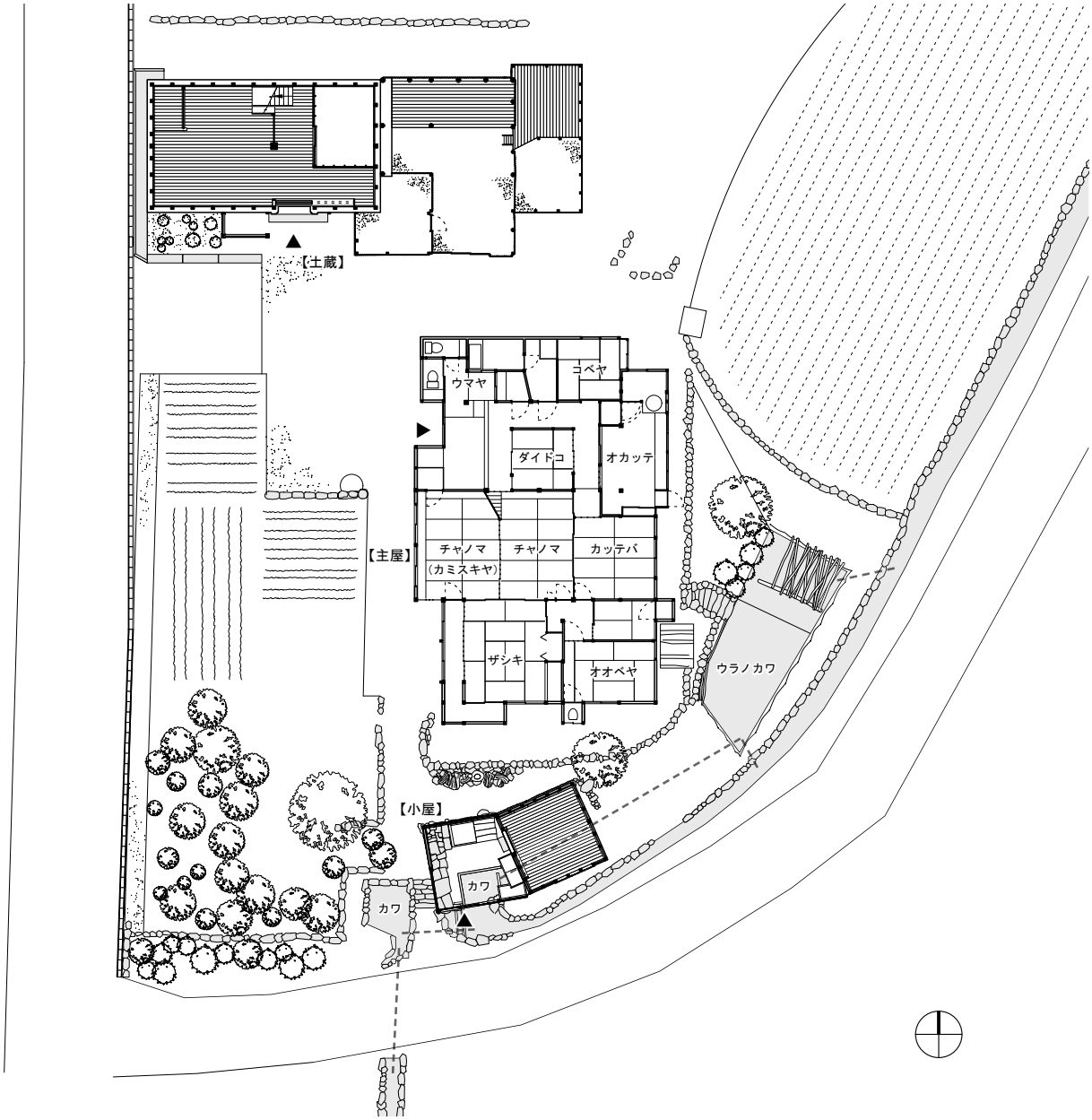

図 2-4-2-6　蒲原良典家住宅 配置平面図（S=1/300）

写真 2-4-2-8　蒲原良典家住宅　主屋

写真 2-4-2-9　蒲原良典家住宅　主屋の内部

写真 2-4-2-10　蒲原良典家住宅　小屋

写真 2-4-2-11　蒲原良典家住宅　小屋の内部

漉き（作業場所：主屋）　きれいにしたコウゾをさらして、乾かさないまま主屋の紙漉部屋に持っていき、たたいてスキブネにいれた。モーターで道具（タタキ）を動かし、たたいていた。スゲタをスキブネのなかにいれてすくいあげ、水の切れたものを床に移した。スゲタは四枚並べてすいていた。スゲタを横に六枚重ねて圧縮し、一枚一枚はがした。はがしたものは、鉄板の上に並べて、刷毛ではいた。

紙乾燥（作業場所：主屋、庭）　鉄板の下で火を焚いて、紙を乾燥させた。畑で野沢菜を作り始めるまでは、畑も利用して紙を乾燥させた。

出典

信州大学土本研究室「小菅をはかる・おしはかる―建造物群の原形と変容及び現況 資料編」（飯山市教育委員会編『長野県飯山市小菅総合調査報告書―市内遺跡発掘調査報告 第二巻 調査・研究編』、同、155-228 頁、2005 年）

早川慶春・鵜飼浩平・土本俊和・梅干野成央「タテノボセと土台からみた小規模建造物」（『日本建築学会計画系論文集』、第 616 号、167-174 頁、2007 年）

３. 社寺

（１）社寺の分布

小菅の信仰に関する遺構のなかで、もっとも象徴的なものは小菅神社奥社の本殿である。本殿は、懸造りの形式であり、大岩に取り付くようにたつ。内部は内陣と外陣に分かれており、内陣に３基の宮殿が安置されている。内陣の奥には、大岩の下に甘露池とよばれる小さな池がある。この池は、日々の生活の基盤である水源を崇拝する山岳信仰のあらわれであり、小菅の信仰に関する原点を伝えていると考えられる。小菅の信仰は、こうした水源を崇拝する山岳信仰を出発点として、修験道などと結びつきながら発展してきた。

小菅の信仰を伝える遺構の分布域は、千曲川の左岸にのこる一の鳥居跡にはじまり、奥社とその背後の山域にまで至る。とくに、二の鳥居から三の鳥居へと至る集落の中央を通る道（「カイド」）と集落の中心に位置する広場（講堂庭）、三の鳥居からのびる奥社への参道は、その重要な骨格を形成しているといえよう（写真 2-4-3-1 ～ 2-4-3-4）。現在も小菅の集落にのこる仁王門、小菅神社里宮（本殿、神楽殿、神輿殿）、御旅所、護摩堂、小菅神社愛染宮、小菅神社奥社（オカリヤ、本殿、宮殿）と講堂、菩提院（本堂、鐘楼、観音堂）は、こうした道や広場をつなぐ基点となっている（図 2-4-3-1）。

（２）社寺の変遷：近世から近代へ

・近世

近世の小菅神社は、小菅山八所大権現と称され、その神宮寺であった大聖院の別当は、社領高約 78 石、小菅村の家数の約 1/4 を寺百姓として支配する、いわゆる小領主であった。天保３年（1832）に記された郷村高帳（『小菅区有文書』別置３号 11）には、江戸後期における境内地について以下のようにある。

大聖院別当　支配　　小菅山八所大権現境内　凡８町四方
　　秋葉宮境内　凡 20 間四方
　　講堂境内　凡２町四方
　　仁王門敷地　凡８間四方
里宮神主　　支配　　里宮八所権現境内　凡２町四方

これらの境内地には、すべて除地という記述がある。除地とは、租税の免除される地で、検地の際に検地奉行がこれを設定し、確認される。小菅において天保３年（1832）以前に検地が行われたのは安永８年（1779）までさかのぼることから、これらの境内地は安永８年（1779）にはすでに存在していたことになる。また、宝暦４年（1754）の村明細帳（『小菅区有文書』別置３号 8-1）と文政５年（1822）の村明細帳（『小菅区有文書』別置３号 8-5）には、境内地のなかにたっていた建物が記されており、これらの記述をまとめると、表 2-4-3-1 のようになる。

・近代

明治元年（1868）、神仏分離令といわれる 12 の布告や布達が集中的に達せられた。神仏分離令に際し、小菅山八所大権現の神宮寺であった大聖院の別当は、自らの復飾と「小菅社八所大神」への社号改称を嘆願した。これは古来よりの神仏習合の性格を変え、神式一色にすることを意味した。この時、大聖院別当は復飾し、神主武内元隆となった。明治４年（1871）と明治 10 年（1877）と明治 12 年（1879）の神社明細帳（長野県立歴史館所蔵）には、明治時代前期の境内地について、以下のように記されている。

官有地　　奥社境内　　６町１反８畝６歩

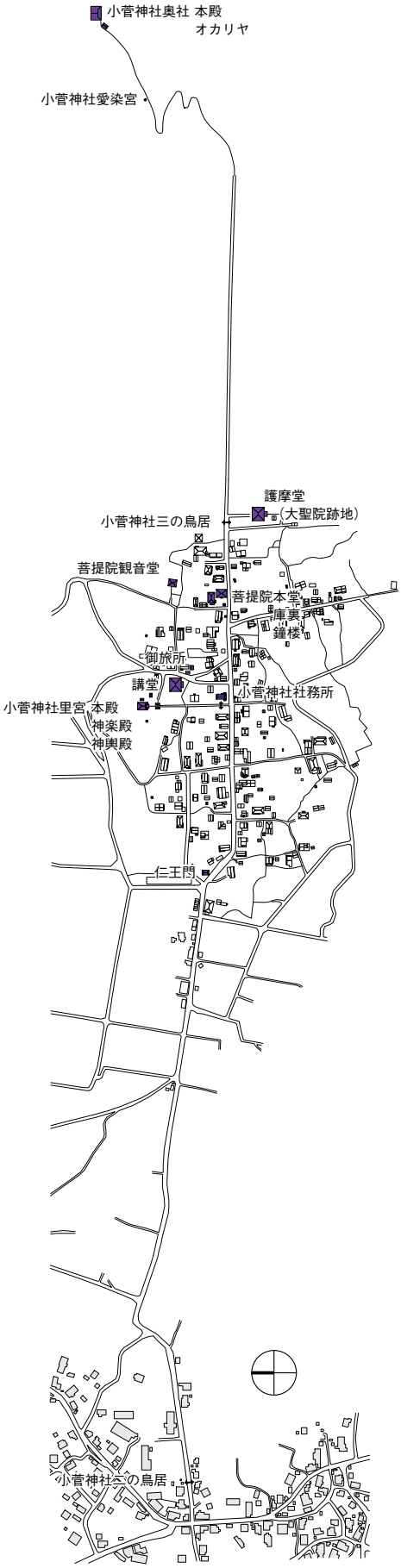

図 2-4-3-1　社寺の分布（S=1/10000）

写真 2-4-3-1　小菅神社三の鳥居

写真 2-4-3-2　集落の中心に位置する広場

写真 2-4-3-3　集落の中央を通る道

写真 2-4-3-4　小菅神社二の鳥居

表 2-4-3-1　社寺の変遷

管理主体	宝暦 4 年（1754） 村明細帳	文政 5 年（1822） 村明細帳	明治 4 年（1871） 村明細帳	明治 4 年（1871） 神社明細帳	明治 10 年（1877） 神社明細帳	明治 12 年（1879） 神社明細帳
大聖院別当	奥院御本社 御供所 大聖院 本地堂 講堂 二王門 美妙寺 大日坊 浄蓮坊 愛染院 秋葉堂 飯縄堂 八幡堂	奥院 御供所 大聖院 本地堂 講堂（浄蓮院） 仁王門 浄蓮院（大聖院門徒） 愛染院（大聖院門徒） 不動院（大聖院門徒） 秋葉社 飯綱社 八幡社	八所大神本社 御供所 拝殿 左右神門 秋葉社 飯縄社 八幡社 玉垂社 田村社 神馬殿 修○殿	八所大神本社 供所 拝殿 秋葉社（末社） 飯綱社（末社） 八幡社（末社） 玉垂社（末社）	八所大神本社 飯綱社（雛社） 八幡社（雛社）	奥社本社 神饌殿 御輿殿 秋葉社（里宮境内神社） 玉垂社（里宮境内神社） 田村社（里宮境内神社）
里宮神主	里宮社堂 祭礼御旅堂 拝殿	里宮 御旅所 拝殿	産神八所大神里宮 御旅所 神楽殿	八所大神本社 神楽殿	八所大神里宮	里宮本社 御旅所 拝殿
小菅村	行屋 諏訪明神	行社 諏訪大明神 十王堂 金毘羅社	行社 諏訪大神 十王堂			

	里宮境内	1 反 6 畝 5 歩
	秋葉社境内	20 間四方
菩提院住職所有地	仁王門境内	24 歩
小菅村共有地	講堂境内	1 反 2 畝歩（＋祭式場 3 反 1 畝 13 歩）

また、神社明細帳には、これらの境内地のなかにたっていた建物が記されており、建物の支配関係も明確に示されている。これらの記述をまとめると、表 2-4-3-1 のようになる。

（3）神仏分離と社寺

小菅神社に限らず、現存する社寺の多くは近世から近代への移行過程のなかで、神仏分離令を契機として大きな転換を迫られ、神式あるいは仏式のどちらかに統一がはかられた。一方、現在の小菅には、神仏習合の建築遺構がのこされている。小菅では、神仏習合の建築遺構がどのようにしてのこされてきたのであろうか。

まず、境内地に関する画期は、明治元年の神仏分離令から派生した以下の布告や達によるものであった。明治 4 年（1871）7 月 4 日「神社禄制制定ニ付境内区別方ノ件」によって祭典法要に最低限必要なものを残し、その他の境内地をすべて官有地に編入させた。次いで明治 5 年（1872）11 月 8 日「総本山ヲ除クノ外無檀無住ノ寺院廃止（無檀無住ノ寺院廃止及其跡地処分ノ件）」にて無住または無檀家の寺を廃堂としたうえで、明治 8 年（1875）7 月の「地租改正事務局議定（地所処分規則）」をもってすべての境内地を官有地に編入させた。小菅の場合も同様に、上記の布告や達を画期として境内地は変容し、それにともない管理主体も転換していった。

一方、建物に関する画期は、明治元年（1868）3 月 28 日太政官布告「佛語ヲ以テ神号ト為ス神社ハ其事由ヲ録上セシメ 及佛像ヲ以テ神体ト為ス神社ヲ改メ社前二佛像佛具アル者ハ之ヲ除却セシム」であった。これにより仏式の建物は、名称の変化、もしくは廃堂を余儀なくされた。小菅の場合、名称の変化は八所大権現奥院、護摩堂、仁王門、講堂にみられる。明らかに仏式の建物であった講堂と仁王門は、菩提院の管理下へと転換することで廃堂を免れたが、本地堂と不

動院は廃堂となった。本地堂は明治 27 年（1894）、菩提院の敷地に菩提院観音堂として、不動院は大正 10 年（1921）に神輿殿として里宮に移築された。この画期以後、建物に関する管理主体の転換は境内地の変容に規定され行われた。

境内地と建物に関する管理主体の転換過程を図示すると、図 2-4-3-2 と図 2-4-3-3 のようになる。近世の小菅において小領主であった大聖院の別当と里宮神主の支配していた境内地と建物は、その管理主体が神仏分離令を契機として政府、武内神主、里宮神主、菩提院住職、小菅村へと置き換えられ維持されてきた。こうした地域総体での管理主体の転換が、現在に神仏習合の建築遺構を伝えているのである。

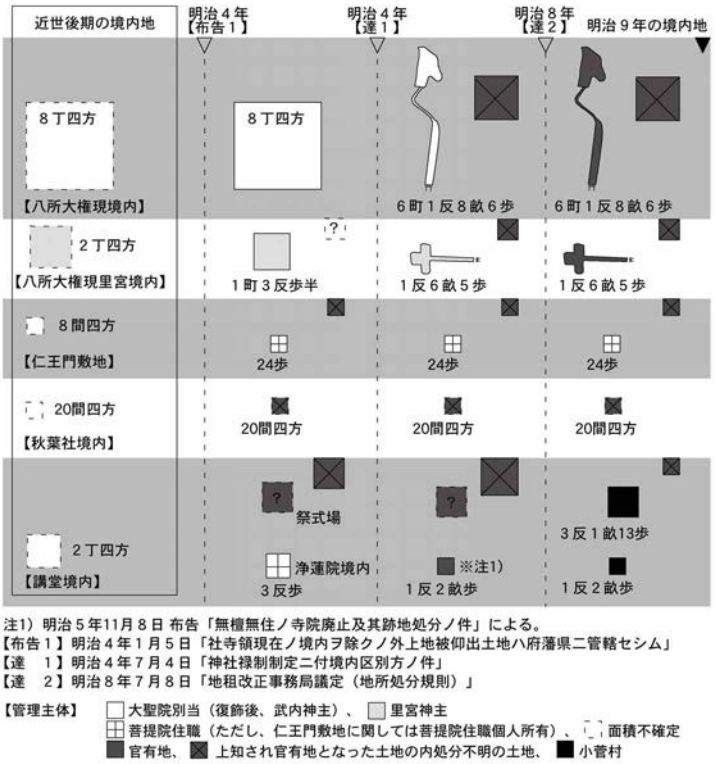

図 2-4-3-2　境内地に関する管理主体の転換過程

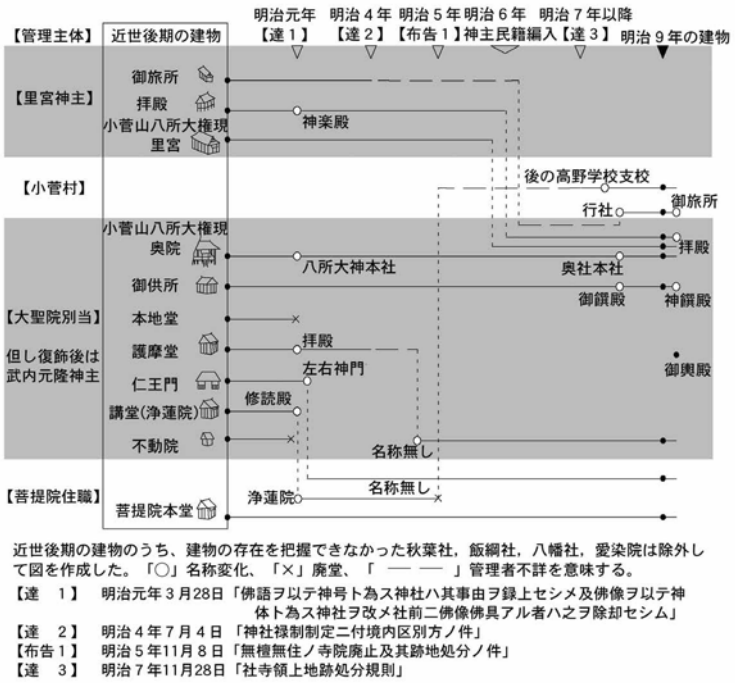

図 2-4-3-3　建物に関する管理主体の転換過程

（4）社寺：個別解説

・仁王門（図 2-4-3-4、写真 2-4-3-5）

小菅神社二の鳥居をすぎ、道をしばらくのぼると、集落の入口に仁王門があり、門内には阿吽の仁王像がたっている。仁王門をぬけると梅鉢積みの石垣にみちびかれ、道は右手に曲折する。これは集落にはいる邪気をふせぐ意味をもっているのだという。建築年は定かでないが、元禄期の建築様式をもつ[注1)]。

・小菅神社里宮（本殿、神楽殿、神輿殿）

本殿（図 2-4-3-5、写真 2-4-3-6） 小菅の集落を一望できる小高い丘の上に、小菅神社の里宮がある。向拝を設け、前面 1 間に玄関があり、両側に広縁を通す。前方 3 間に外陣、後方 3 間に内陣があり、内陣には宮殿が安置されている。現在の建物は、大正 12 年（1923）に再建されたものであり、床下束材に「時大正拾弐年五月再建 大工棟梁宮嵜真蔵 鳶 高橋與平」と記された墨書を確認できる。

・講堂（図 2-4-3-6、写真 2-4-3-7）

講堂は、集落の中心に位置する広場にたつ。前面に向拝を設け、コの字に広縁を通している。

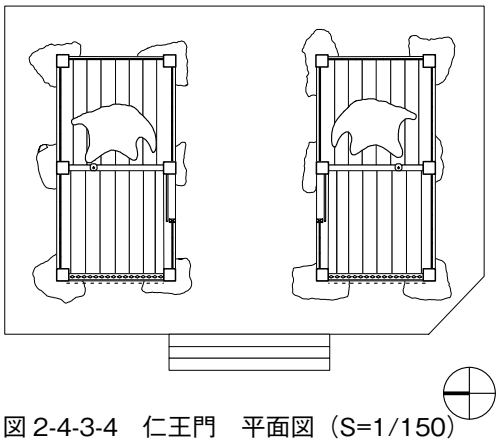

図 2-4-3-4　仁王門　平面図（S=1/150）

写真 2-4-3-5　仁王門

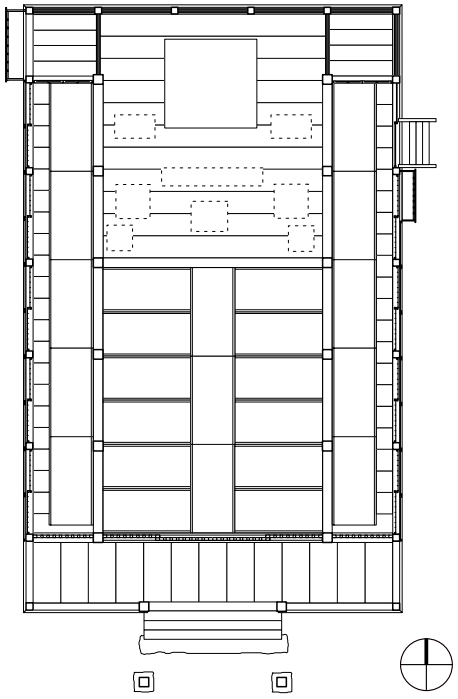

図 2-4-3-5　小菅神社里宮　本殿　平面図（S=1/150）

写真 2-4-3-6　小菅神社里宮　本殿

前方２間を外陣、後方２間を内陣とする。内陣には、巨大な阿弥陀三尊像を安置している。現在の建物は、寛保元年（1741）に再建されたものであると伝えられている[注2)]。また、阿弥陀三尊像の中尊には墨書がのこされており、享保17年（1732）に京都の仏師奥田杢之丞によって再建されたことが記されている。

・御旅所（写真2-4-3-8）

御旅所は、祭礼の際に神輿が本宮から渡御して仮にとどまるための建物である。現在の建物は、明治19年（1886）に再建されたものである。祭礼の際には、柱と貫に粗朶が結びつけられ、装飾される。こうした装飾は、奈良東大寺の二月堂閼伽井屋において、修二会の際にみられる。

・菩提院（本堂、庫裏、鐘楼、観音堂）

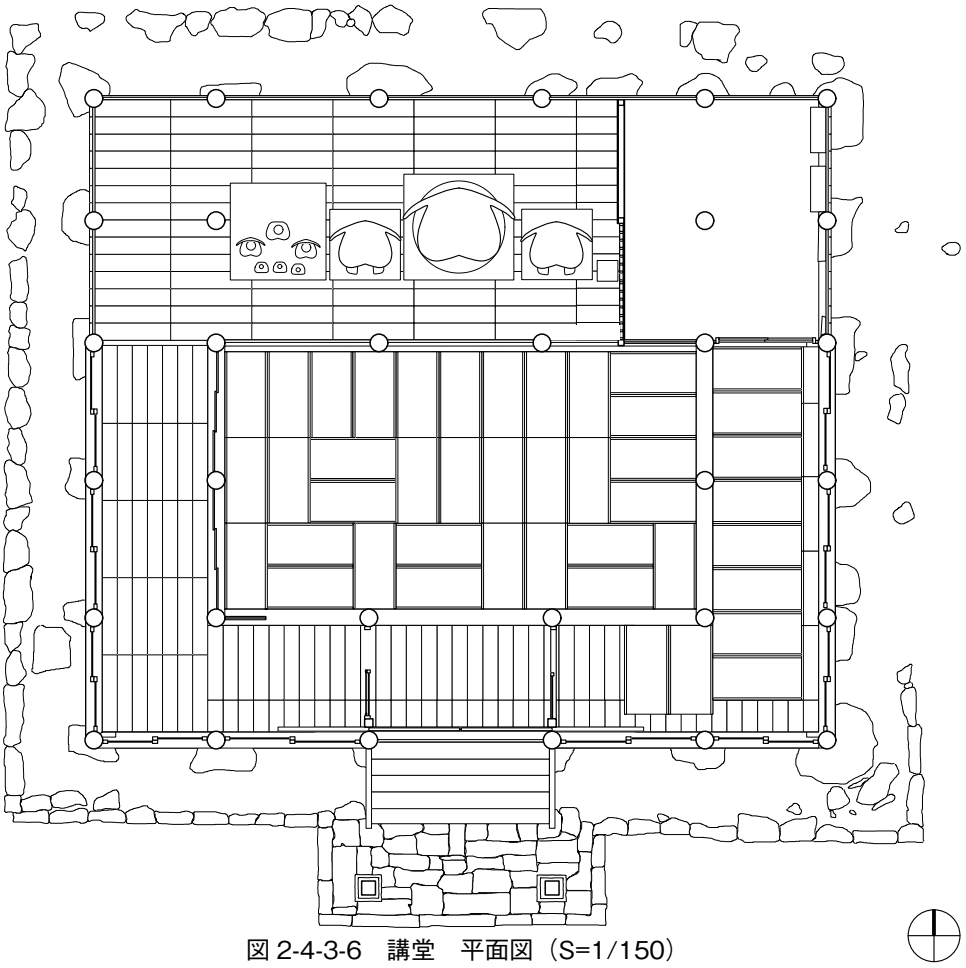

図2-4-3-6　講堂　平面図（S=1/150）

写真2-4-3-7　講堂

写真2-4-3-8　粗朶がはられた御旅所

本堂（図 2-4-3-7、写真 2-4-3-9） 菩提院の前身は、「永禄九年小菅山元隆寺之圖」にも描かれている桜本坊であると伝えられている。天和 2 年（1682）に記された「社寺領並由緒書」には「高一石 三十三坊衆徒今壱坊残る 桜本坊」と記されていることから、これ以降に桜本坊から菩提院へと寺号を改めたと考えられる。前面 1 間に広縁を通し、前方 2 間を外陣、後方 2 間を内陣とする。内陣には須弥壇があり、内陣と外陣の北側に 2 間の書院を配している。建築年は定かでないが、元禄期の建築様式をもつ[注 3)]。

観音堂（図 2-4-3-8、写真 2-4-3-10） 前方 2 間を外陣、後方 1 間を内陣とする。内陣には須弥壇があり、小菅山八所大権現の本地仏であった馬頭観音像が安置されている。近世以前に馬頭観音像を安置していた堂は、カヤキリ堂または本地堂とよばれていた。中世の風景を描いたとされる「永禄九年小菅山元隆寺之圖」をみると、奥社参道の中腹に馬頭観音の梵語「カヤキリ」を確認できる。また、嘉永 4 年（1851）「神山名勝之圖」（旧大聖院社家所蔵）には、参道の下方に本地堂が描かれているから、馬頭観音を安置する場は、参道の中腹から下方へと移されたのであろう。その後、本地堂は神仏分離令にともない廃され、菩提院の管理する現在の敷地へと移された。小屋裏のオダチには「明治廿七午年三月中廢堂取崩仝年八月本地へ再興落成畢」と記された墨書を確認できることから、移築されたのは明治 27 年（1894）である。

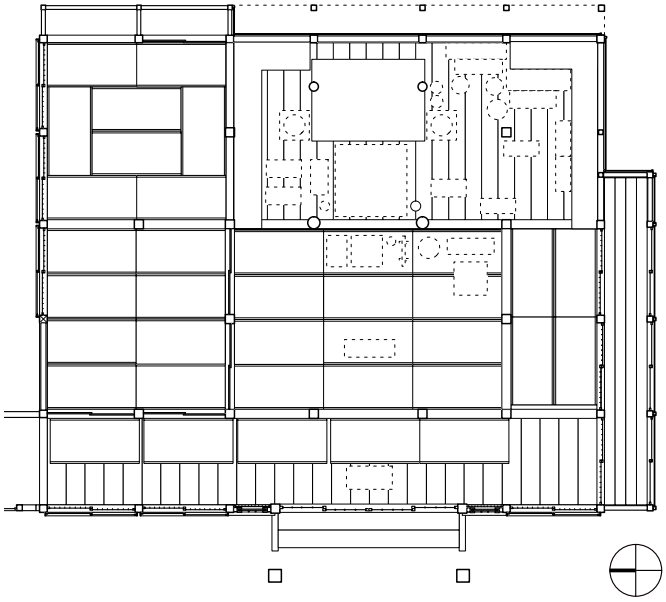

図 2-4-3-7　菩提院本堂　平面図（S=1/150）

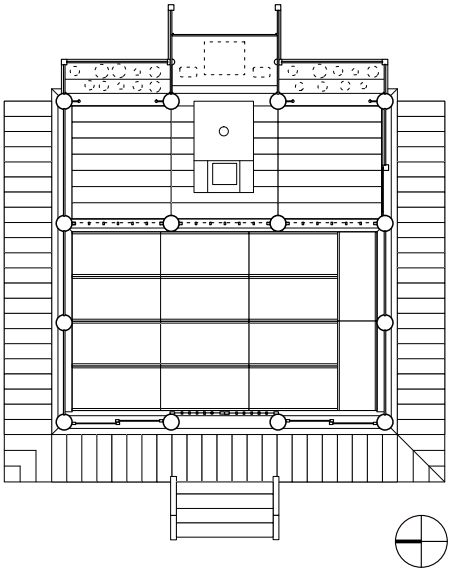

図 2-4-3-8　菩提院観音堂　平面図（S=1/150）

写真 2-4-3-9　菩提院本堂

写真 2-4-3-10　菩提院観音堂

・護摩堂（図 2-4-3-9、写真 2-4-3-11）

小菅神社三の鳥居の脇に位置する大聖院跡地に護摩堂はたつ。前面に向拝を設け、前方２間を外陣、後方３間を内陣とする。内陣の正面には祭壇があり、その両側に脇間を配する。現在の建物は、寛延３年（1750）にたてられたと伝えられている[注4)]。かつて、護摩堂と大聖院の庫裏は廊下でつながっていたという。大聖院の庫裏は現存しないが、近年の発掘調査によって礎石が完全なかたちで検出された。

・小菅神社愛染宮（写真 2-4-3-12）

小菅神社三の鳥居をすぎると、杉の巨木がさらに奥へと誘う。この先には、賽の河原、愛染岩、

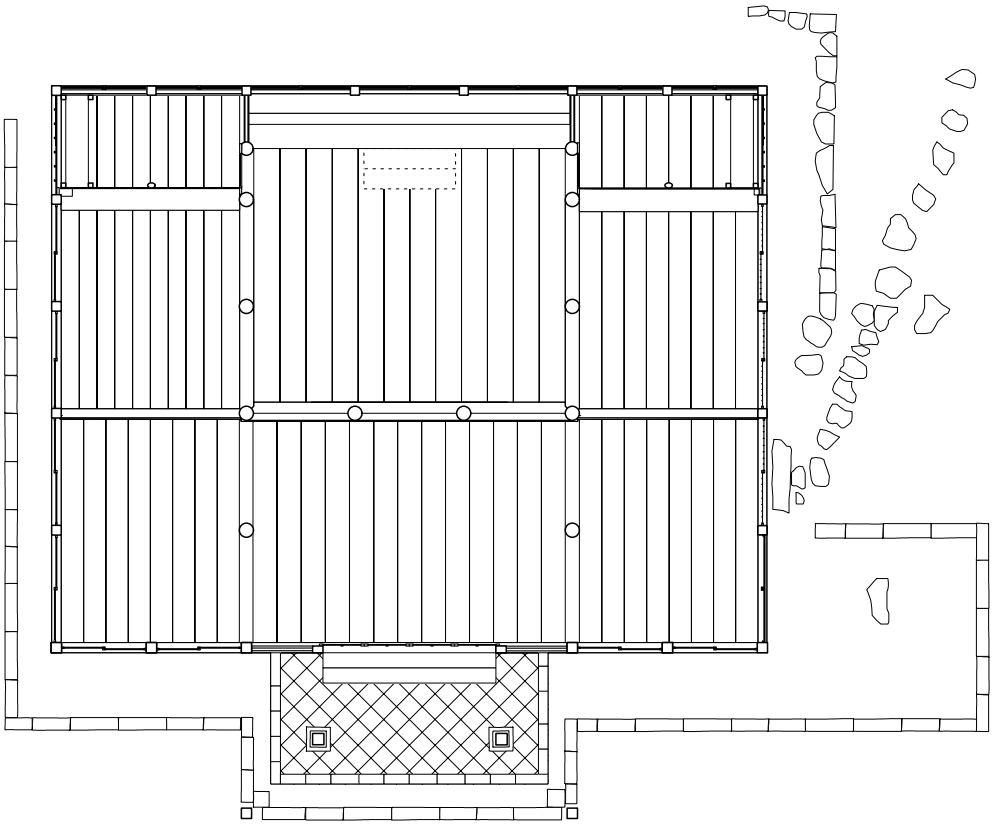

図 2-4-3-9　護摩堂　平面図（S=1/150）

写真 2-4-3-11　護摩堂

写真 2-4-3-12　小菅神社愛染宮

不動岩、女人結界など信仰の世界がつづく。愛染岩は自然木によって結界され、岩のたもとに愛染宮が祀られている。建築年は定かでないが、天和2年(1682)の「寺社領並由緒書」、宝暦4年(1754)の村明細帳には愛染堂の名を確認することができる。また、愛染岩のたもとは平らに整地されており、かつてここには、小規模な堂社がたっていた可能性がある。

・小菅神社奥社（本殿、宮殿、オカリヤ）

本殿（図 2-4-3-10、写真 2-4-3-13） 小菅山の中腹に小菅神社奥社がある。本殿（重要文化財）は、他に類例の少ない間口 4 間、奥行 4 間の建物で、懸造の特徴をもつ。外縁を配し、前方 3 間を外陣、後方 1 間を内陣とする。内陣には 3 基の宮殿（内 2 基が重要文化財）が安置されており、宮

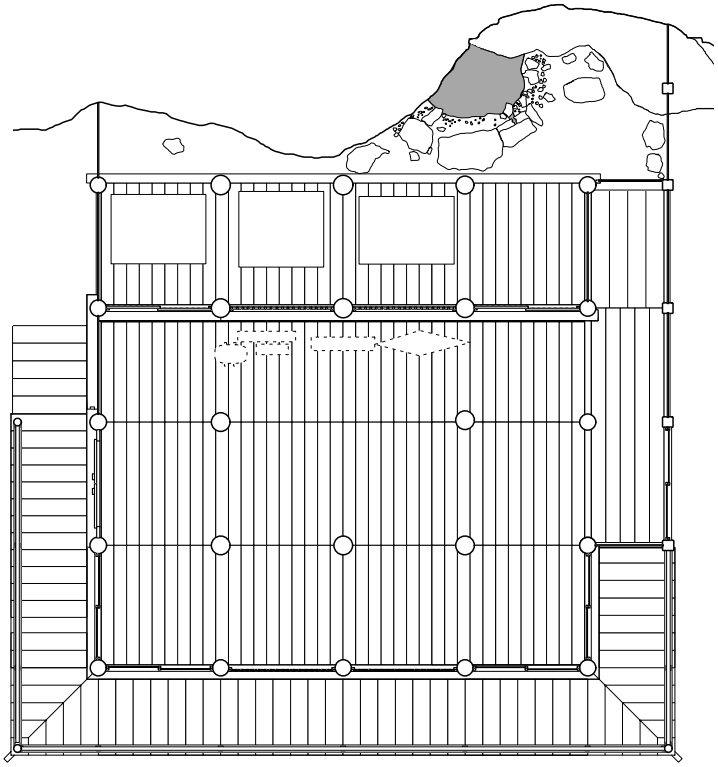

図 2-4-3-10　小菅神社奥社　本殿　平面図（S=1/150）

写真 2-4-3-13　小菅神社奥社　本殿

写真 2-4-3-14　小菅神社奥社　オカリヤ

殿のない一間の奥には、岩から途切れることなく湧きだす水が池がある。この池は甘露池とよばれ、小菅信仰の原風景を偲ばせる。建築年は、天正19年（1591）と伝えられており、「小菅山奥院天正以来修履記録」(『小菅神社文書』別箱23)には、その後の度重なる修復が記録されている[注5)]。

オカリヤ（写真2-4-3-14）　女人結界をすぎるとオカリヤがある。オカリヤは、文政5年（1822）の村明細帳に御供所と記され、明治12年（1879）の神社明細帳に神饌所と記されている。祭礼の際には、松神子が参籠していたことが伝えられており、その名残として板間中央に囲炉裏がのこる。建築年は定かでないが、板壁に明治27年（1894）の落書きを確認できる。

注

1）信濃建築史研究室編『江戸時代のお宮とお寺』（飯山市教育委員会、1992年）参照

2）前掲注1)・『江戸時代のお宮とお寺』参照

3）前掲注1)・『江戸時代のお宮とお寺』参照

4）前掲注1)・『江戸時代のお宮とお寺』参照

5）重要文化財小菅神社奥社本殿修理委員会『重要文化財小菅神社奥社本殿修理工事報告書』（長野県、1968年）参照

出典

信州大学土本研究室「小菅をはかる・おしはかる―建造物群の原形と変容及び現況 資料編」（飯山市教育委員会編『長野県飯山市小菅総合調査報告書―市内遺跡発掘調査報告 第二巻 調査・研究編』、同、155-228頁、2005年）

４. 仮設構築物

（1）祭礼の幟と大灯籠

・幟と大灯籠が組み立てられる場所

小菅の祭礼では、柱松など里山林から切り出してきた粗朶を用いてつくる仮設構築物のほか、保管されている材木でつくる、木造の仮設構築物が組み立てられる。木造の仮設構築物には、大灯籠（写真 2-4-4-1）と幟（写真 2-4-4-2）の２種類があり、これらが組み立てられることで、集落の景観は日常的なものから非日常的なものへとがらりと変化する。幟と大灯籠の組み立ては、祭礼の前日に祭事部を中心として進められ、その作業はもっぱら経験にもとづいて行われていた。この際、組み立てを指示する者もおらず、また、組み立てのマニュアルなどもなかった。大灯籠は、集落の中央を通る道（「カイド」）の里宮前に組み立てられ、幟は、集落の中央を通る道沿いと集落の中心に位置する広場（講堂庭）に組み立てられた（図 2-4-4-1・2-4-4-2）。

・大灯籠の組み立て（図 2-4-4-3）

工程０．大灯籠が組み立てられる地点には、あらかじめクツイシ（部材 g）とよばれる穴が穿たれた石が据えられていた。

工程１．２本の柱（部材 a）をクツイシの近くにおく。

工程２．柱を寝かせておいたまま部材 b をさしこむ。部材 c をとりつけ楔を打ちこむ。ここまでは南北同時に進行する。それぞれ組み立てたところで部材 d をさしこみ、楔で固定する。そして、柱間に部材 e をさしこむ。

工程３．部材 f を柱頭にとりつけ、部材 h を部材 b にとりつける。

工程４．ここまで組み立てたものをクレーンで吊りあげるため、部材 b の中心にロープをまく。このとき、部材 l を部材 f の上にのせておく。これをクレーンで引きあげ、柱脚部をクツイシの穴にさしこむ。そして、クツイシの穴と柱脚部の隙間に楔を打ちこみ固定する。柱を固定した後、部材 i を柱にさしこむ。

工程５．部材 i の両端に控柱（部材 j）をとりつけ、楔を内側から外側にむけて打ちこむ。以前は控柱がとりつけられておらず、中央の柱だけで自立していた。車が通過するために柱を長くし、補強のためにとりつけられたのだという。つぎに、部材 k を南西から北西、南東から北東の順でのせていく。あらかじめのせておいた部材 l を固定する。部材 n をとりつけ、部材 m を部材 l にさしこむ。祭礼前日の夜、灯籠（部材 o）の文字入れが講堂で行われた。この部分が祭礼当日の午前中にとりつけられ、大灯籠は完成した。

・幟の組み立て

幟の柱脚部を固定する方法は、大きく３つの形式に分類することができる（図 2-4-4-4）。一つ目は、マジマ荘前幟や講堂前大緋旗、黒門（三の鳥居）前大緋旗にみられる形式で、サオを２本の部材 A で挟みこむ方法である。そのため、クツイシには２つの穴が穿たれている。二つ目は、大幟や仁王門前幟にみられる形式で、部材 A がサオを包みこむ方法である。三つ目は、講堂前吹き流しや緋旗にみられる形式で、部材 A をクツイシの穴にさしこみ、これにサオを添える方法である。

工程０．幟が組み立てられる地点には、あらかじめクツイシとよばれる穴が穿たれた石が据えられていた。

工程１．クツイシに部材 A をたて、楔を打ち仮止めする。

工程２．クツイシの近くに寝かせておいたサオの頂点に、旗をつるす頭部分をとりつける。こ

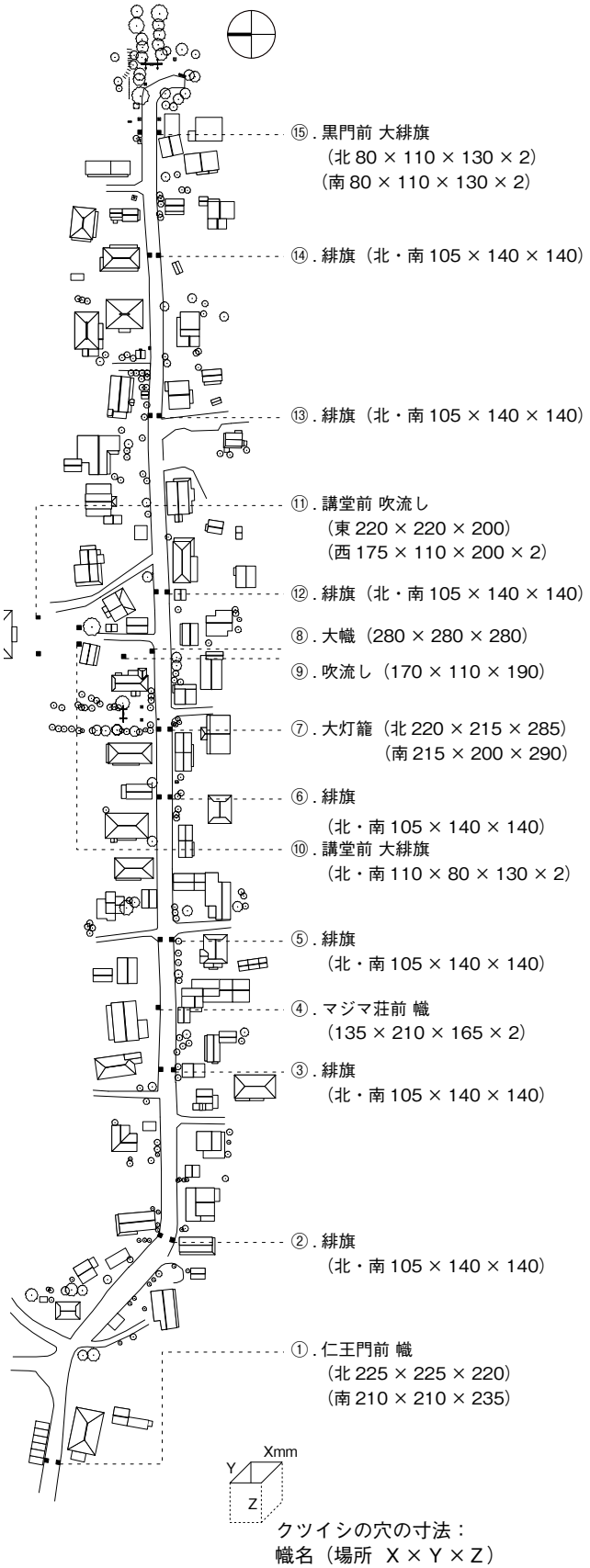

図 2-4-4-1　幟・大灯籠が組み立てられる場所
（S=1/2500）

写真 2-4-4-1　大灯籠（⑦）

写真 2-4-4-2　幟（⑩・⑪）

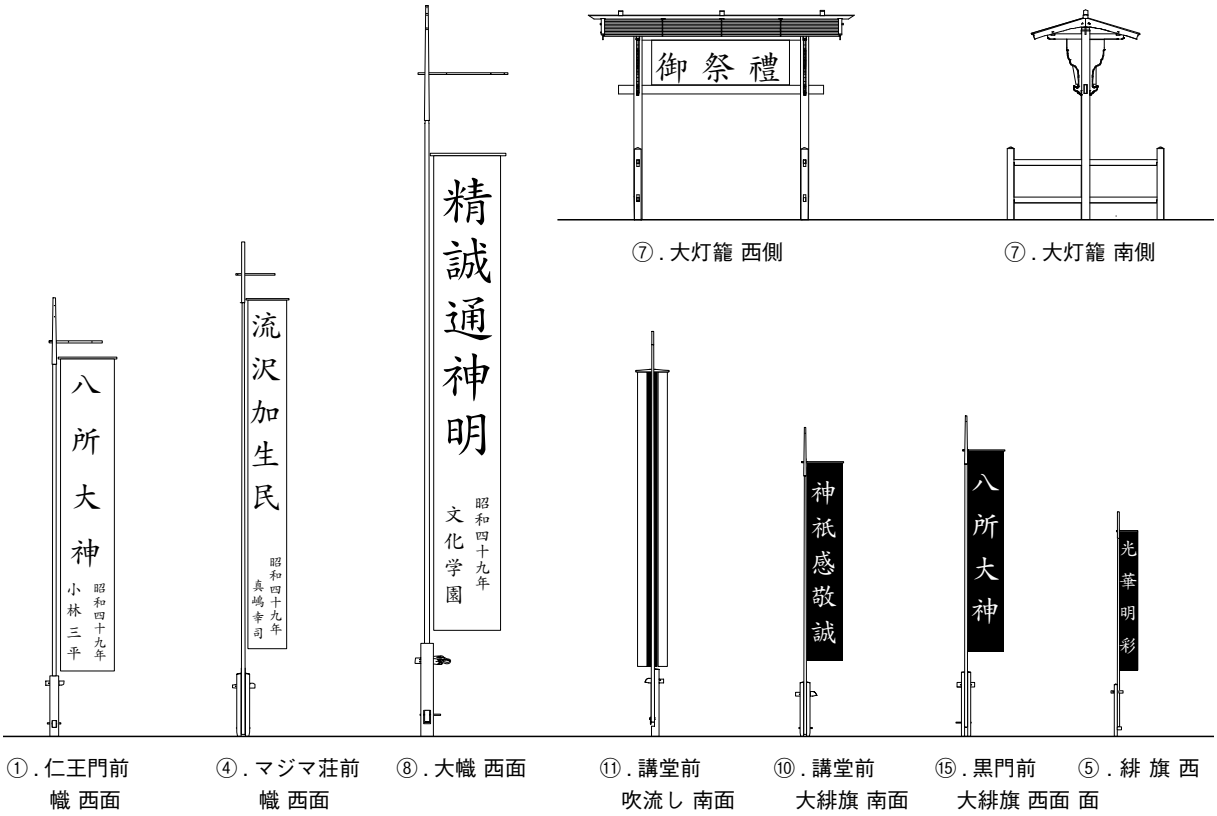

図 2-4-4-2　幟・大灯籠の立面図（S=1/200）

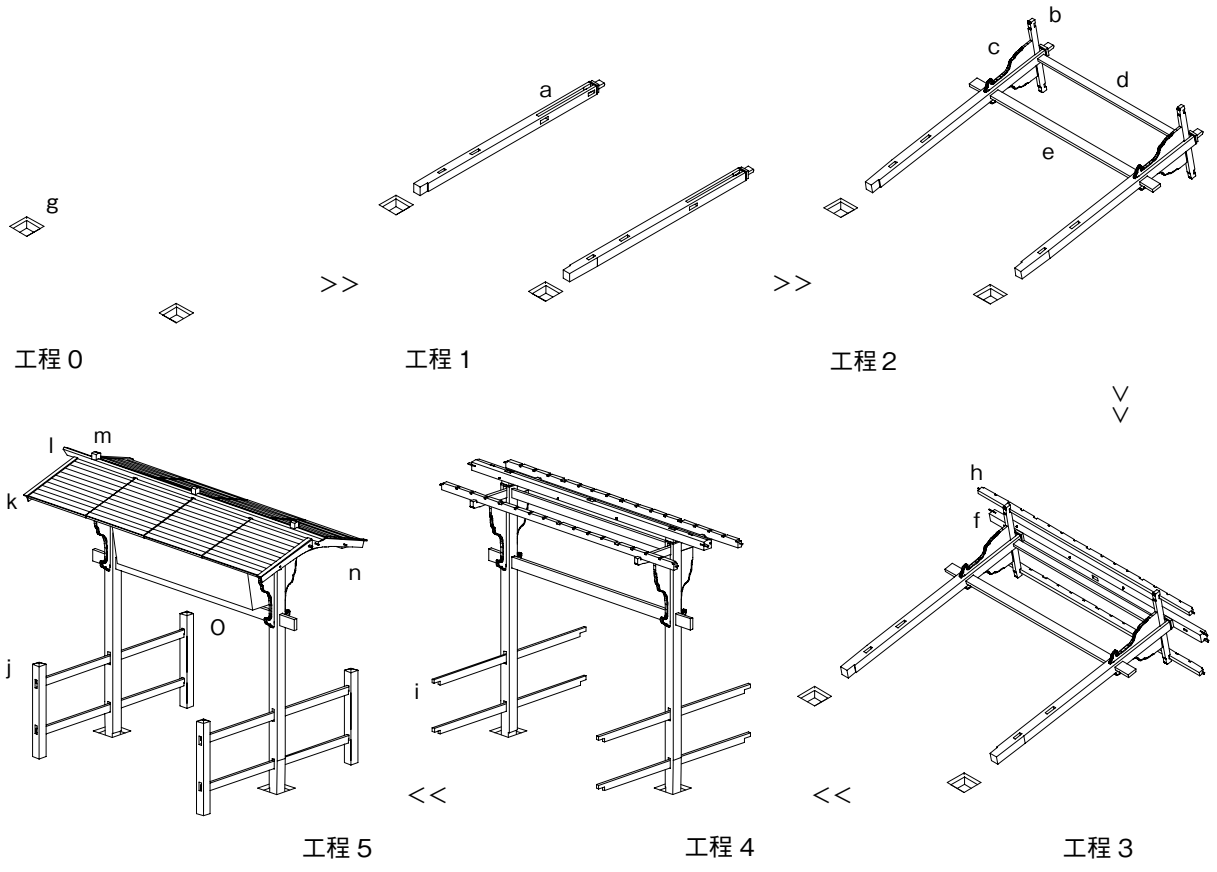

図 2-4-4-3　大灯籠の組みたて工程

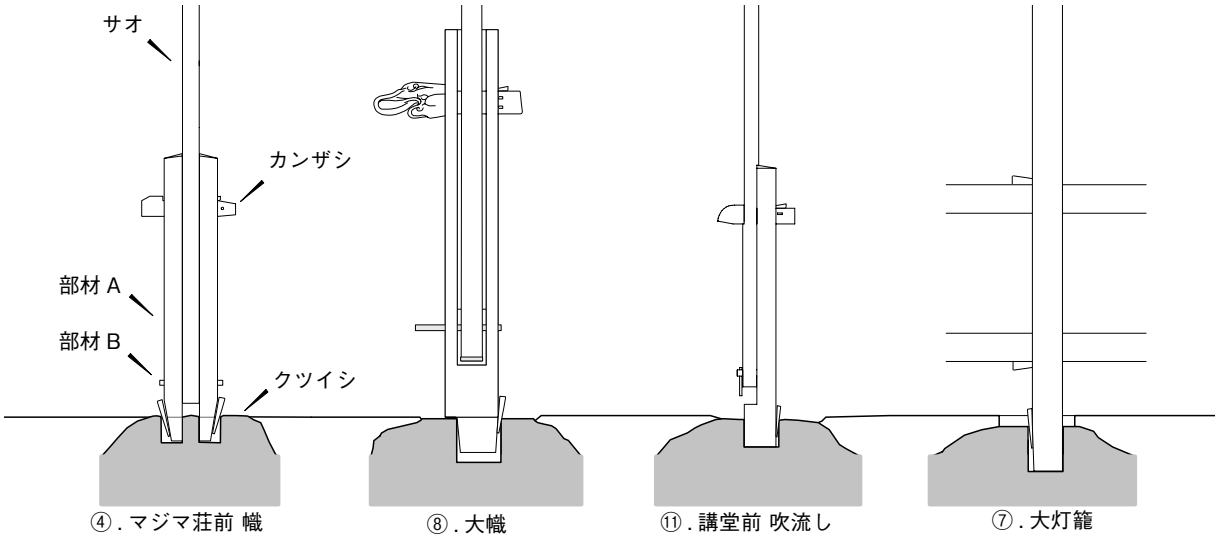

図 2-4-4-4　幟・大灯籠の柱脚部（S=1/40）

のとき、頭部分にはスギッパ（杉の葉）をとりつける。

工程３．サオの根本を部材 A に寄せ、サオにあけられた穴と部材 A にあけられた穴をあわせ部材Ｂを通す。

工程４．サオを垂直にたちあげ、サオと部材 A にあけられた穴をあわせカンザシをさしこみ、楔で固定する。

工程５．部材 A とクツイシの穴の隙間に、もう一度楔を打ち、本止めする。祭礼当日の午前中、サオを一度下ろして幟旗をとりつけ、幟は完成した。

・柱脚部に据えられたクツイシ

幟と大灯籠の柱脚部には、すべてにクツイシとよばれる石が据えられていた。その数は、27 個（奥社への参道（カイド）：22 個、講堂庭５個）にもなる。クツイシの上面には、それぞれ大きさの異なる穴が穿たれていた。穴の深さは、最も浅いもので 13㎝、深いもので 29㎝であった。クツイシの穴の深さに比べ、組み立てられる幟や大灯籠の規模は圧倒的である。たとえば、全長 20 ｍもの大幟は、わずか深さ 28㎝の穴によってささえられる。クツイシの穴は、柱脚部をさしこみやすいように若干広くあけられているため、柱脚部を穴にさしこむだけでは自立しない。そこで、クツイシの穴と柱脚部の隙間に楔を打ちこみ、固定する。楔は、打ち込む程度によって、固定の度合いが変わるため、組み立てと解体が比較的に容易である。したがって、クツイシは、仮設という建築のいとなみに対し、楔による固定の考え方を導入した合理的な柱脚部のデザインであるといえよう。

一方、祭礼のたびに同じ景観を再現するためには、幟や大灯籠が同じ場所に組み立てられる必要がある。このための仕組みもまた、クツイシが担ってきたといえよう。常に地中に据えられているクツイシは、幟や大灯籠が組み立てられる場所を示す基点として、祭礼の景観を伝える役割を担ってきたのである。では、クツイシはいつから据えられているのであろうか。明治 33 年（1900）の「祭典用具取調帳」（『小菅区有文書』24 号 50-10）には、幟や大灯籠に関する記録がある。それぞれについて規模や寄進者、新調年、数が記されている。数をかぞえると、幟 10 本、吹き流し４本、緋旗 16 本、大灯籠１棟あったことが記されており、この史料が作成された明治 33 年（1900）の時点では、すでに現在とほぼ同数の幟や大灯籠があったことがわかる。また、新調年をみると、

年代未詳のものをのぞいて、江戸末期から明治中期にかけてであり、この時期に祭礼の景観が段階的につくられてきたことがわかる。

とはいえ、この史料からでは、クツイシがいつから据えられているかを把握することができない。安政５年（1858）記された「大幟雑用帳」（『小菅区有文書』長持３号 51-7）には、幟の新調に関わった事項が細かに記録されており、そのなかには石工に謝礼を支払った記録がある。幟を新調する際に石工が関わる仕事は、クツイシの加工の他にない。したがって、クツイシは、幟や大灯籠が新調された当初から据えられていると考えられる。また、現在までにクツイシの位置を変えたという記録を確認できないことから、クツイシの位置は当初から現在までおよそ変化していないと考えられよう。こうした歴史は、江戸末期から明治中期にかけて段階的につくられてきた祭礼の景観が、現在も変わらずに伝えられていることを示している。小菅では、クツイシを大切に扱い、取り除いたり、位置を変えてはいけない、と伝えられている。この口承とともに、祭礼の景観は後世へと受け継がれていくのである。

（２）日市

・日市跡の発掘調査：無数の柱穴と石組柱穴

近世の小菅では､祭礼にともなって日市が開かれていた。日市では､「本見世」ないし「高見世」と「茶屋」ないし「飛さや」とよばれる市店が組み立てられ、そこで商いが行われていた。「本見世」ないし「高見世」は、１軒あたり間口１間、奥行１間半の広さで、奥社への参道（カイド）と講堂庭への入り口に 99 軒まで設けることができ、赤物や小間物などが売買されていた。一方、「茶屋」ないし「飛さや」は、１軒あたり間口２間、奥行２間の広さで、講堂庭の周りに 50 軒まで設けることができ、茶や酒や飴などの食品類が売買されていた。これらの市店の小屋は小菅村の村人が所持し、小屋の組み立ては「小屋掛ケ」または「小屋懸ケ」とよばれ、その労働は小屋を所持する小菅村の村人が担っていた。これに対し、商人は、店賃と小屋掛けの手間賃を村人に支払い、日市の期間に小屋を用いていた。日市の市店はどのような姿であったか。また、その小屋掛けはどのような様であったか。これらの事項を把握するため、日市跡の発掘調査を行った。

日市跡の発掘調査は､「講堂周辺地点発掘調査」と称し、平成 16 年（2004）の９・10 月に行った。発掘場所は、日市の様子を描いた「講堂周辺の絵図」（『小菅区有文書』別置絵図 16 ～ 18）と講堂周辺の配置図を照らし合わせ、遺構がかく乱されていないと予測される①～⑤の地点とした（図 2-4-4-5)。

①トレンチ：全体的にかく乱されており、遺構面の年代を特定することはできなかった。遺構面からは小さくて浅い４つのピットを検出した｡遺構面の北側からは切土された痕跡を検出した。

②トレンチ：全体的にかく乱されており、遺構面の年代を特定することはできなかった。遺構面からは小さくて浅いピットの群を検出した。遺構面の北側からは一列の溝を検出した。

③トレンチ：全体的にかく乱されており、遺構面の年代を特定することはできなかった。遺構面からは多数の石を検出した。また、一部からは、粘土状のもので固められた部分を検出した。

④トレンチ（図 2-4-4-6）：検出した遺物から、遺構面の年代は、近世後期と推定される。遺構面からは、３寸角ほどの柱をさしこむことができるように、底面に石を据え、側面に４つの石を「ロ」の字に組んだ柱穴（以下、石組柱穴とする）を５つと、その崩壊遺構を２つ検出した（写真 2-4-4-3)。遺構面には、石組柱穴が１間半ほどの幅で南北２列に配置されており、北列は２間ほど、南列は１間ほどの間隔で据えられていた。石組柱穴は、形崩れを防ぐために石の楔で強固に固定されていた。また、４つの石組柱穴には、モルタルに似た混合物（石灰と砂と土と水の混合物と考えられる）で補修が施されていた。

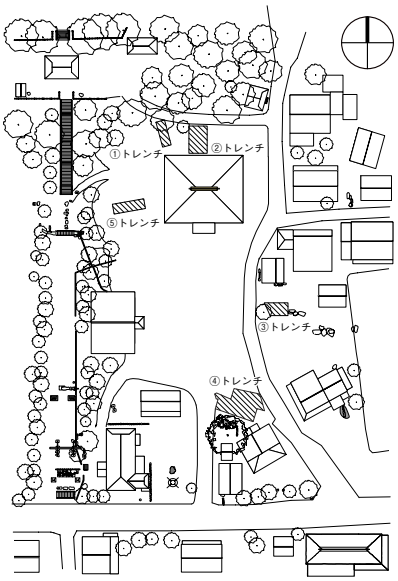

図 2-4-4-5　発掘場所（S=1/1500）

写真 2-4-4-3　石組柱穴（D）

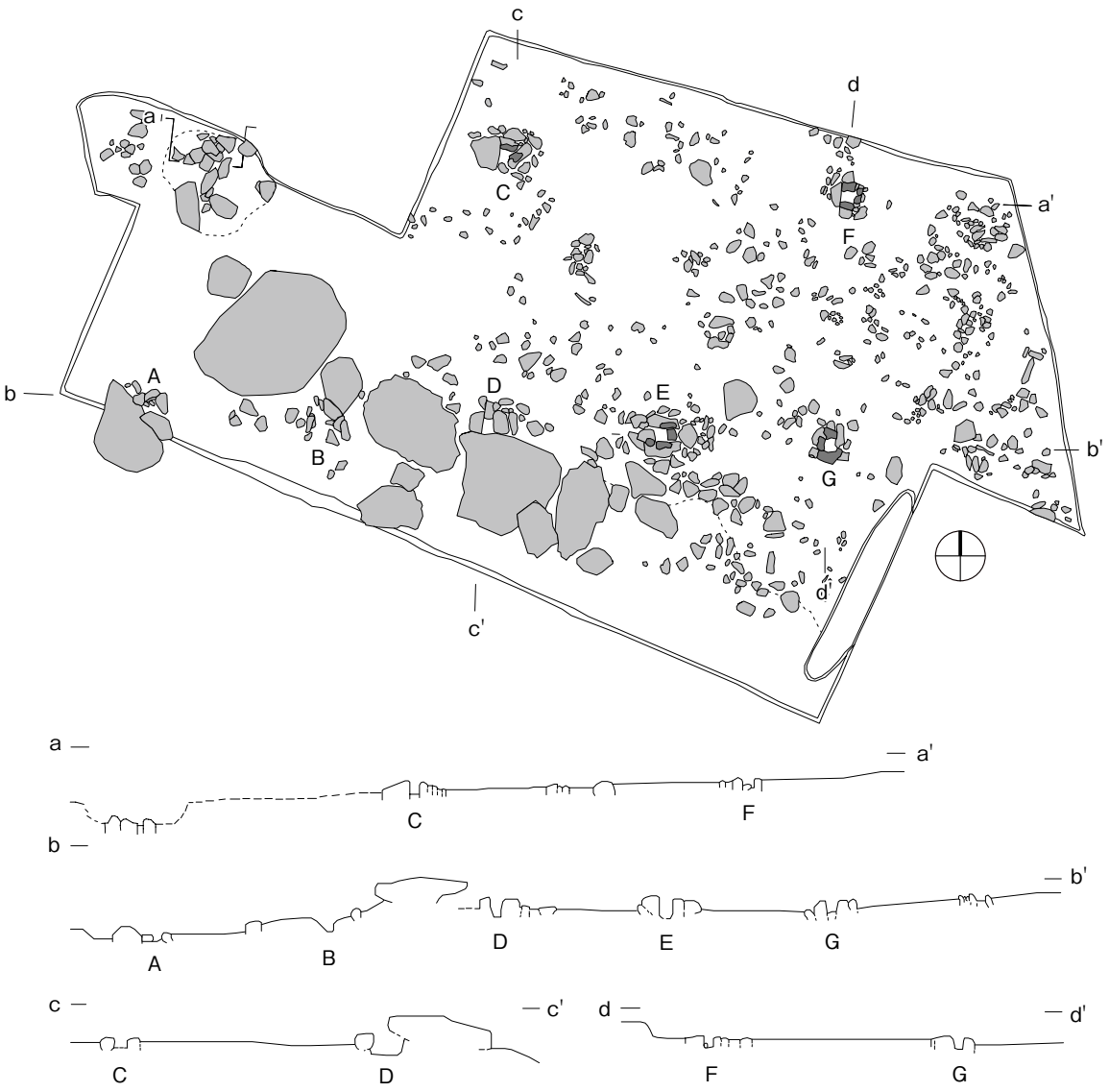

図 2-4-4-6　④トレンチの平・断面図（S=1/60）

⑤トレンチ:検出した遺物から、遺構面の年代は、明治時代前後と推定される。遺構面からは、大きくて深い２つのピットを検出した。ピットの間隔は１間ほどであった。

・市店の小屋掛けに関する復原的考察

無数の柱穴　市店の小屋の痕跡として、まず想定されるのは、無数の柱穴である。無数の柱穴とは、簡易的な建物の柱を繰り返し掘り立てた痕跡である。簡易的な建物の柱を繰り返し掘り立てる様は、『下高井郡誌』[注1)]に郡内の有力な市として日市とともに名が記されている安源寺馬市にもみることができる。安源寺馬市は、昭和 30 年（1955）に廃市となるまで小内八幡神社の秋祭りにあわせてひらかれていた。以下は、安源寺馬市の運営に携わっていた市村忠平衛が、小屋掛けの様子を回想して書き記したものである[注2)]。

> 厄介であるのは馬を入れる小屋を造ることであった。私達は小屋がけ（小屋構）といっていた。先ず土中に深く穴を掘り主柱を埋め、横棒を組み、屋根組みをする、全部杉の丸太棒である、あばれ馬も来るので簡単には出来なかった。一間二頭入れで場所で制限を受けるが出来る限り長く連続させ、又場所によっては馬が尻合せになるように両面の小屋も造られた。大きな欅の根が所々にあり工夫しながら造った。市期間中には必ずと言いたいほど雨が降るので屋根も入念に造った。馬小屋の外に業者達が馬売買をする小屋も造った。九尺四方位の小屋であった。私達は売小屋（うりごや）と称していた。市宿の家にはその小屋がけの場所に小さな納屋があって常時市場用の資材の置き場になっていて、それも売場にもなった。市宿の者は、八幡境内の一定の場所を定められていた。権利とまでもゆかぬとしても、各人は使用出来る資格があると思っていた。随神門と輪橋の間は雑貨市場の場であったが、馬の多い時は雑貨市小屋の直ぐ近くまで境内の空地は全部使用された。

この記録によると、安源寺馬市では、市立てのたびに馬小屋や市店の小屋が掛けられ、その都度、馬小屋や市店の小屋の柱をうめるための穴が掘られていた。したがって、安源寺馬市がひらかれていた小内八幡神社の境内には、建物の柱が繰り返し掘り立てられた痕跡である無数の柱穴が埋蔵されていると考えて間違いはないであろう。これらの発掘事例の解釈をふまえて日市跡の発掘遺構をみると、①・②トレンチから検出したピット群は、個々のピットが小さく浅い点、また、「講堂周辺の絵図」の①・②トレンチに対応する場所に「茶屋」ないし「飛さや」の設置場所を示す枠が描かれている点から、「茶屋」ないし「飛さや」の小屋の柱を市立てのたびに繰り返し掘り立てた痕跡、すなわち、無数の柱穴であるといえる。さらに、この建物の姿を推せば、安源寺馬市の馬小屋や市店の小屋と同様に、丸太を縄などで接合した建物の姿を想定することができる。

石組柱穴　④トレンチの近世後期の遺構面から７つの石組柱穴を検出した（崩壊遺構を含む）。「講堂周辺の絵図」の④トレンチに対応する場所に「茶屋」ないし「飛さや」の設置場所を示す枠が描かれていることから、石組柱穴は、無数の柱穴と同様に、「茶屋」ないし「飛さや」の発掘遺構であると考えることができる。

石組柱穴には、一辺が３寸ほどの矩形の穴が設けられており、ここには、角柱がさしこまれていたと考えることができる。とはいえ、この穴の深さは５～７寸ほどであるため、石組柱穴に組み立てられていた建物は、簡易的なつくりであったと考えられ、すべての部位に製材された部材が用いられていたとは考えにくい。むしろ、接合部を縄などで固定するような簡易的なつくりの建物であった場合には、製材された部材よりも丸太のほうが接合部を縄で固定するのに適していることから、脚部だけを矩形にけずった丸太の柱が用いられていたとも考えることができる。

石組柱穴は、１間半ほどの幅で南北２列に配置され、北列に２間ほど、南列に１間ほどの間隔

で据えられていた。ここから復原することができる建物の姿は、間口２間×奥行１間半の柱間を単位とした割長屋である。この建物の柱間の規模と史料にみえる「茶屋」ないし「飛さや」の売場の規模を照らし合わせてみると、前者の規模は間口２間×奥行１間半であるのに対し、後者の規模は間口２間×奥行２間であり、前者と後者では、奥行の規模に相違がみられる。この相違は、建物の柱間の規模と売場の規模が必ずしも一致しないことによるだろう。石組柱穴から復原することができる建物は、割長屋の形式であるため、間口方向で柱間に規定されるものの、奥行方向で柱間に規定されない。そのため、奥行方向に軒が出ている場合、軒の出も含めた範囲が売場であった可能性がある。つまり、「茶屋」ないし「飛さや」の売場は、間口２間×奥行１間半の柱間と奥行半間の軒の出をふくんだ範囲であったと考えることができる。

他方、④トレンチから検出した７つの石組柱穴（崩壊遺構を含む）のうち、３つの石組柱穴からは、補修の痕跡を確認した。この補修の痕跡は、石組柱穴が市立てのたびにつくられたのではなく地中に据え続けられていたことを示している。石組柱穴のうえに組み立てられる部材を仮設的な部材として位置づけるならば、地中に据えられている石組柱穴を常設的な部材として位置づけることができる。常設的な部材として位置づけることのできる石組柱穴は、「茶屋」ないし「飛さや」の小屋を掛ける地点を示す基点であった、と考えることができる。このとき、石組柱穴から復原することができる小屋掛けの方法は、建物の柱を基点に据える、という方法である。なお、小菅では、近年まで、稲のはぜ掛けに用いる干し台の柱脚部にも石組柱穴を用い、はぜ掛けを行わない時期は、干し台を解体するため、石組柱穴に藁束を詰めて型くずれを防いでいたという[注3)]。④トレンチから検出した石組柱穴も、このような方法で維持されていたにちがいない。

・無数の柱穴から石組柱穴へ

以上、①・②トレンチから検出した無数の柱穴と④トレンチから検出した石組柱穴は、ともに「茶屋」ないし「飛さや」の小屋掛けの痕跡であると考えることができる。とはいえ、これらの痕跡からは、異なる小屋掛けの方法を復原することができる。無数の柱穴から復原することができる小屋掛けの方法は、建物の柱を掘り立てる、という方法である。一方、石組柱穴から復原することができる小屋掛けの方法は、建物の柱を基点に据える、という方法である。これらの小屋掛けの方法について、ある時点の共時態を想定すると、どちらか一方だけが存在していた姿も想定することができるし、両者が混在していた姿も想定することができる。

無数の柱穴と石組柱穴の先後関係を明らかにするうえで、近年、掘立式の建物跡の発掘遺構として検出された小礎石が参考になる。小礎石は、無数の柱穴の顕著な例である平安京左京八条三坊遺跡からも検出されている。この小礎石を据えた柱穴について、網らは、「一、若干地面を掘りくぼめて礎石を据えたもので、礎石の上面が地上に出ていたと考えられるもの、二、やや深めに穴を掘り礎石を据えたもので、礎石は見えず、柱の根本が若干地中に埋まるもの、三、深い穴を掘り礎石を据えたもので、柱は地中に埋まり掘立柱の様相を呈すもの、の三種類が確認できる。ただ、同一建物と想定できる柱列でも異なった構造の柱穴が混在しており、柱材をどのように建てて建物を構築したのか興味ある問題である。また、各建物が独立して建てられていたかどうかは明らかでないが、南北の柱筋が通っている部分が多い。建物の柱材は地盤が砂礫層のため残っていないが、小礎石が大きくても 30 センチメートル前後であり掘立柱の痕跡も非常に小規模なことから、上屋構造が簡易な建物であったことがわかる」と報告している[注4)]。この報告にある「二、やや深めに穴を掘り礎石を据えたもので、礎石は見えず、柱の根本が若干地中に埋ま」っている掘立柱の姿は、石組柱穴に柱をさしこんだ姿とよく似ている。両者の形態を見比べると、柱脚を

土でうめて固定するか、石組みで固定するかという差異があるものの、穴を掘り、小礎石を据え、柱をたてるまでの手順は同じである。つまり、形態からみて、石組柱穴は、無数の柱穴の一部から検出された小礎石からの展開を想定することができるのである。

この、無数の柱穴から石組柱穴へ、という発掘遺構の変化は、建物の柱を掘り立てるという方法から建物の柱を基点に据えるという方法へと小屋掛けの方法が変化したことをものがたる。市立ては、非日常的ないとなみであり、日常的ないとなみからの景観変化をともなう。このとき、建物の柱を基点に据える、という小屋掛けの方法は、建物の柱を掘り立てる、という小屋掛けの方法に比べて市の景観を容易かつ正確に再現することができる。つまり、この発掘遺構から復原することができる小屋掛けの変化は、市立てという非日常的ないとなみに備えて、小屋掛けを担う小菅村の村人が獲得した仮設的な建築の展開であったといえる。

最後に、これまでの復原的考察をふまえて、史料にみえる市店の小屋掛けの方法を具体的に解釈したい。天明３年（1783）の「御祭禮日市中村定連判帳」（『小菅区有文書』長持３号 4-1）には、「茶屋」ないし「飛さや」の小屋掛けについて、以下のように記されている。

一、堂庭茶屋小屋之儀ハ、西側小屋代銭六百文、東側小屋代八百文宛ニ相定之、尤前々持来小屋場所ニ不拘、年々小屋員数増減次第堂ノ東ニ一通り、同西ニ一通り、小屋并能懸ケ置、右代銭茶屋小屋定式五拾軒江可割合之事

附、茶屋壱軒懸賃三百文宛ニ相定之、仲間申合、誰成共勝手次第ニ懸させ可申、尤後年ニ到、日市繁昌いたし、小屋不残入用之節ハ、前々持来之場所江銘々懸ニ可致事、雖然小屋代之儀者此度相定之通、五拾軒江平均ニ可割合之事

この史料をみると、「御祭禮日市中村定連判帳」が記された当時、日市はすでに衰退していたようで、50 軒分の「茶屋」ないし「飛さや」の「小屋場所」には、「仲間」同士の話し合いにもとづいて、自由に小屋掛けが行われていたことがわかる。この 50 軒分の「小屋場所」とは、「講堂周辺の絵図」に描かれている設置場所を示す 50 個の枠をさし、「仲間」とは、小屋を所持する小菅村の村人をさしていただろう。これと同様の記述は、「本見世」ないし「高見世」の小屋掛けにもみえる。つまり、日市が衰退して以来、市店の小屋を掛ける人物と場所の組みあわせは、市立てのたびに再編されていたといえる。このとき、市店の小屋を掛ける地点を示す基点として市場に常設されていた石組柱穴は、小屋掛けを担う小菅村の村人が共有する建築部材であったといえ、市立てのための共通資本であったといえる。

（３）非日常的な景観をつくりだす装置　クツイシと石組柱穴

小菅の祭礼や日市では、大灯籠や幟、市店といった仮設構築物が組み立てられ、非日常的な景観が再現されてきた。非日常的な景観を再現するためには、仮設構築物が同じ場所に組み立てられる必要がある。このための仕組みを、仮設構築物の柱脚部に据えられたクツイシと石組柱穴が担ってきた。クツイシと石組柱穴は、いわば、非日常的な景観を再現するための装置であるといえよう。クツイシは幟と大灯籠の柱脚部に据えられた石であり、上面には柱脚部をうける大きな穴が穿たれていた。一方、石組柱穴は三寸角ほどの柱を差しこむことができるように、底部に石を据え、側面に四つの石を「ロ」の字に組んだものであり、日市の市店跡から発掘遺構として検出した。石組柱穴をひとつにまとめると、クツイシに類似する。その姿はともに、構築物の柱脚部を石で固定するもので、仮設構築物に対応した柱脚部構造である。これらクツイシと石組柱穴は、どのような柱脚部構造として位置づけることができるだろうか。

『建築大辞典』[注5)] でクツイシを調べると、「くついし（沓石）柱または束柱を受ける石。柱石、

礎盤石などがこれに当たる。単に「くつ」ともいう。」とあり、クツイシは沓石と記され、礎盤、柱石、束石と同義として説明されてきた。すなわち、沓石は広い意味での「礎」に括られてきた。しかし、この括り方は、構築物とその柱脚部に据えられた石の関係において、構造力学的な観点を持ち合わせていない。たしかに、クツイシの上に構築物の柱脚部が据えられる姿は礎に似ている。しかし、柱脚部のささえ方は構造力学的にみて異なり、固定端として柱をささえる姿は掘立と同じである（図 2-4-4-7）。これに対し、石組柱穴は掘立の底面と側面に石を据えたもので、掘立柱の底部に据えられた小礎石からの展開を想定できる。固定端として柱をささえる姿は掘立と同じであるが、柱脚部の底面と側面を石で固定した姿は掘立と異なる（図 2-4-4-7）。

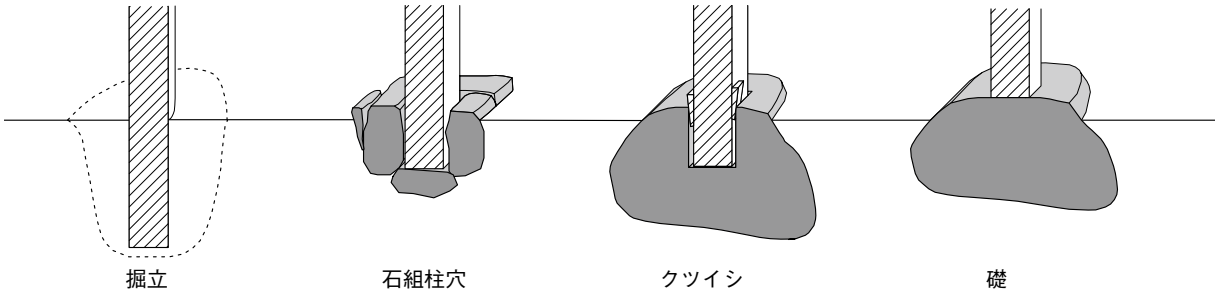

図 2-4-4-7　柱脚部構造の模式断面図

このように、石の上に構築物の柱脚部が据えられるクツイシと石組柱穴の姿は礎に類似する一方、固定端として柱をささえる姿は掘立に類似する。したがって、クツイシと石組柱穴は、掘立と礎の性格を合わせもつ。クツイシと石組柱穴の系譜として想定し得るのは、第一に礎に施された石材加工という側面からみた礎からの展開過程であり、第二に掘立の底部に据えられた小礎石という側面からみた掘立からの展開過程である。すなわち、礎からクツイシが派生し石組柱穴へと展開したという系譜と、小礎石をともなった掘立から石組柱穴が派生しクツイシへと展開した、という二通りの系譜を想定できる。以上に示した、クツイシと石組柱穴の系譜は、掘立と礎に二極分化した従来の概念の限界を指し示すとともに、柱脚部の概念を拡大する。

注

1）下高井郡役所編『下高井郡誌』（同、1922 年）

2）市村忠兵衛「安源寺馬市雑話（二）」（金井汲次編『高井』53、30-35 頁、高井地方史研究会、1980 年）34 頁引用。この文中にみえる「売小屋」の小屋掛けについて、『安源寺馬市の歴史』には、「雑貨市の場所は太鼓橋から随神門の間で、まん中を通路にして、両側に売店小屋が建てられた。その数はおよそ三〇店である。

明治四三年（一九一〇）の小屋割人足帳によると売店小屋数は二七である。小屋の大きさは、間口四間という大きいものから間口半間という小さいものもあるが、二間・三間が大部分である。売店小屋の建設は、長源組合から市場事務所へ申し込んだ。そして、市場事務所の手配で、売店小屋を掛ける人を頼んだようである。小屋の骨組の材料は杉の丸太棒である。縦棒と横棒はわら縄で縛りつける程度の簡単なものである。この丸太棒などの材料は、小屋を掛ける人足が持ってきた。丸太棒は、稲を干すはぜ棒を使ったという。売店小屋の写真を見ると、縦棒は屋根の上まで突きでているから、専用の材料ではないことがわかる。横棒は、間口の長さに合わせてあるように見える。小屋を掛ける人足は、小屋の材料のある人でなくては務まらない。したがって、それを務める人は、自然ときまっていたようである。雑貨市へ出店する人も、毎年ほぼきまっ

ている。だから、だれがどの人の出店小屋を掛けるのか、ほぼきまっていたようである。長源組合からの出店配置図をみると、小屋掛け人足を指定していることもある。」とある（安源寺馬市の歴史編纂委員会編『安源寺馬市の歴史』（安源寺区、2001 年）91-92 頁引用）。

3）蒲原良典氏からのヒアリングによる。

4）網伸也・山本雅和「平安京左京八条三坊の発掘調査」（『日本史研究』409、66-81 頁、1996 年）71 頁引用

5）彰国社編『建築大辞典 第 2 版』（彰国社、1993 年）431 頁引用

出典

梅干野成央・岡本茂・土本俊和「仮設構築物の脚部に据えられたクツイシと石組柱穴―長野県飯山市小菅の祭礼空間を彩る仮設構築物の実態」（『日本建築学会計画系論文集』、第 598 号、177-184 頁、2005 年）

梅干野成央・土本俊和・新川竜悠「近世市場の小屋掛けに関する復原的考察」（『日本建築学会計画系論文集』、第 629 号、1585-1592 頁、2008 年）

土本俊和・梅干野成央・波多野貴壽「建築学からみた小菅の柱松行事」（飯山市教育委員会編『小菅の柱松―北信濃の柱松行事調査報告書』、同、92-126 頁、2008 年）

５.集落の水廻し

水路網の水の利用実態を把握するため、合計 10 戸の住民へ聞き取り調査を行った。聞き取り調査の内容は、住宅敷地内のカワ（池）に引き入れた水の利用法（現在・過去）とその工夫についてである。また、敷地内の水の流れを調べた。調査は平成 25 年（2013）年 9 月から 11 月にかけて実施した。

まず、敷地内の水の流れだが、6 戸の敷地の概略図を下に示す。

聞き取り No.2

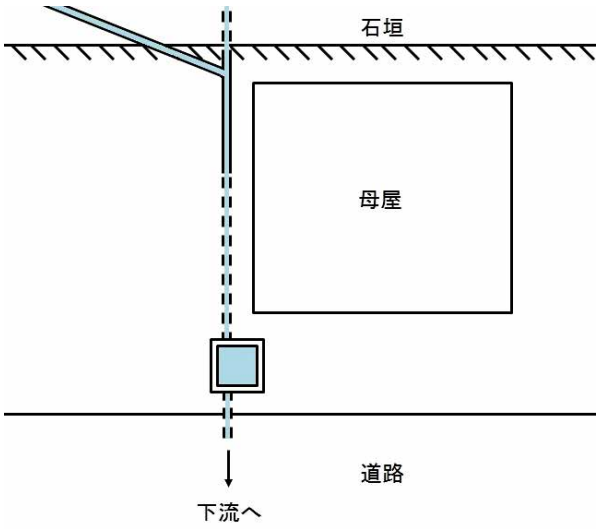

聞き取り No.3

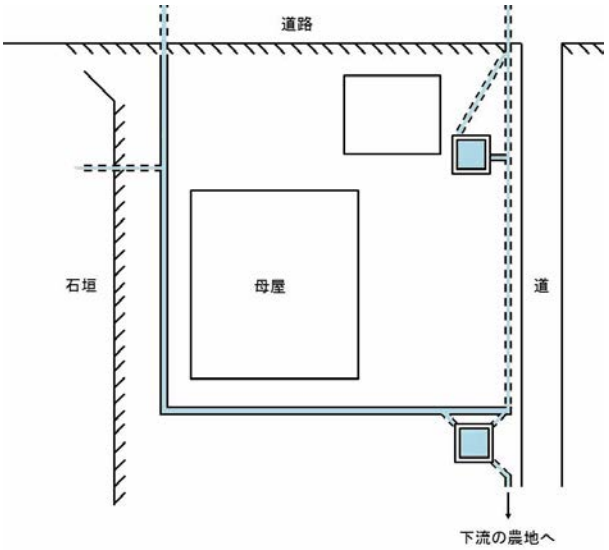

聞き取り No.6

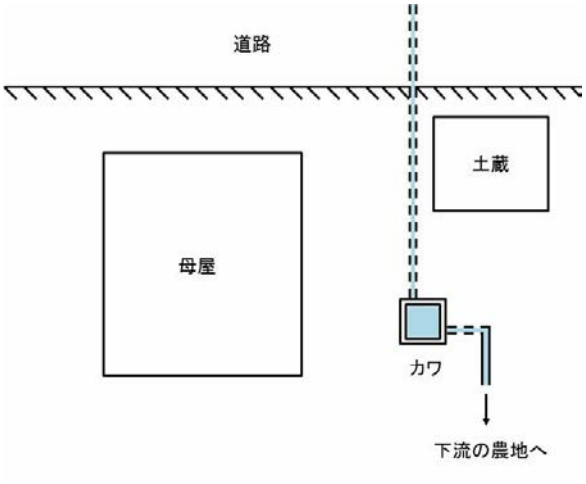

聞き取り No.8

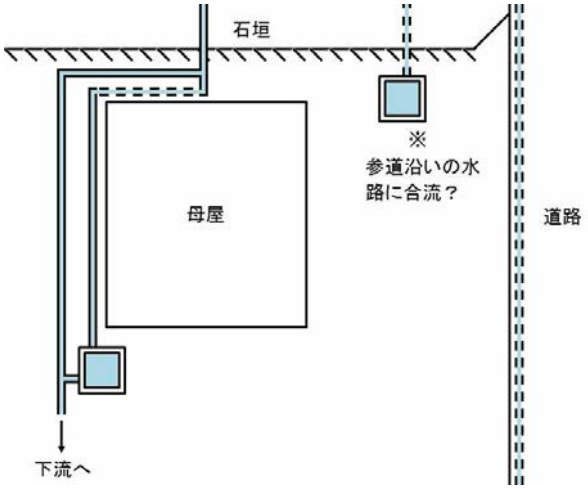

聞き取り No.9　　聞き取り No.11

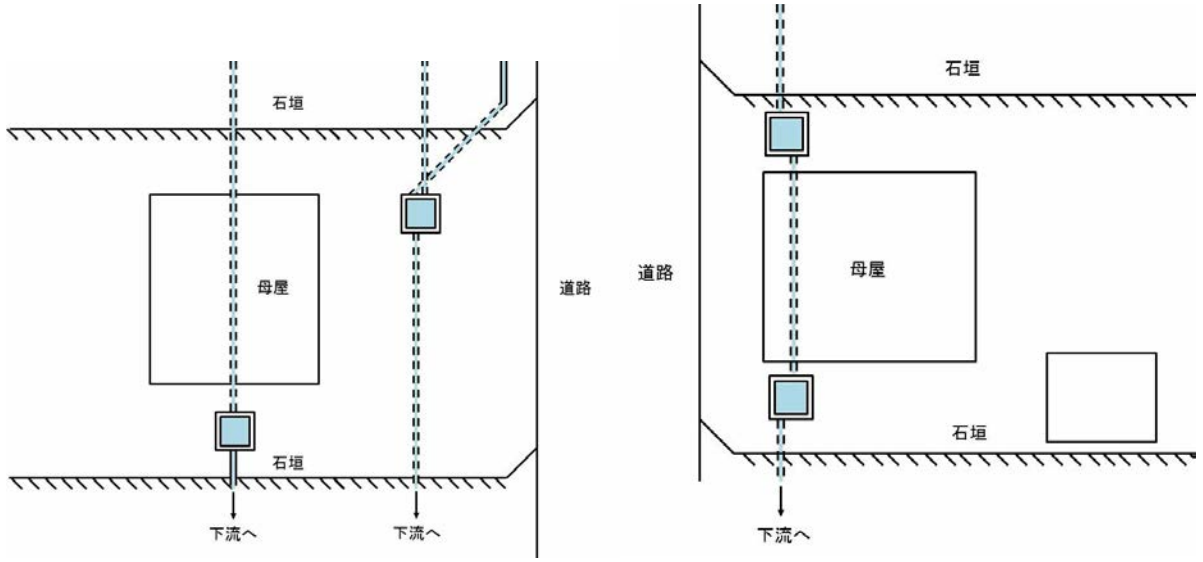

図 2-4-5-1　敷地内の水廻し

敷地に水が入り、水路により流れ、カワに入り、そして水路により水が下の隣家か農地へと流れていくのが一般的なパターンである。2 番目の家と 6 番目の家がそうである。水が入り、母屋の前のあるカワに流れ込み、そこから流れ出て敷地の外に行く。他の家は、カワを 2 ヶ所に持っている。11 番目の家では 1 本の水路から水が一つ目のカワに入り、流れでた後に 2 つ目のカワに入る。そして 2 つ目のカワから水が敷地の外へ向かっている。他の家では、2 本の水路から水が入り、それぞれ別のカワに流れ込んでいる。いくつかのケースが見られる。その理由は以前行っていた紙漉きなどと関連していることが想定されるが、未調査であり、今後の課題である。

敷地内ではこのような水廻しが行われ、さらに水が隣家に流れていく。住宅が立ち並んだ参道（カイド）沿いなどでは、例外なくこのように敷地内を水が流れ、巡っている。

カワの水の利用に関する聞き取り調査の結果を表に示した（表 2-4-5-1、表 2-4-5-2）。確認された現在の水の利用は消雪、収穫した野菜の泥落し、道具の泥落し、漬物を冷やす、防火用水、農作業で使う藁を濡らす、洗車、庭木の水やり、鯉の飼育と多岐にわたる。中でも消雪と野菜の泥落しは聞き取りを行った 10 件中 9 件で行われており、道具の泥落しは 10 件中 6 件で行われていた。多くの利用の中でも、現在では消雪と泥落しが主な利用法であると言える。

聞き取りした過去の利用は、飲用、洗濯、紙漉き、野菜を冷やす、食器を洗う、手を洗う、鯉の飼育、風呂の水埋めである。かつては飲用をはじめ、食器洗いや洗濯などの直接肌に触れるものの洗浄や、紙漉きなどの現在では行われなくなった地域産業に関わる利用がされていたことが分かる。

水を利用する上での工夫はパイプやホースを繋いでの送水や消雪、使った水は元の水路に戻し、水量が減ることのないようにするなどの下流に配慮した使い方、消雪による水温低下から鯉を守る空間作りなどが挙げられた。

聞き取りNo.	消雪	野菜の泥落し	道具の泥落し	漬物を冷やす	防火用水	藁を濡らす	洗車	庭木の水遣り	鯉の飼育
1	○	○							
2	○	○	○						
3	○	○	○						
4	○	○		○	○				
5	○	○							
6	○	○	○			○			
7	○		○				○		
8	○	○	○					○	
10		○							
11	○	○	○						○

表 2-4-5-1　カワの水の利用法（現在）

聞き取りNo.	消雪	飲用	洗濯	紙漉き	野菜を冷やす	食器を洗う	手を洗う	鯉の飼育	風呂の水埋め
1									
2		○							
3									
4		○							
5				○					
6					○		○	○	
7				○		○			
8		○							
10	○		○						
11									○

表 2-4-5-2　カワの水の利用法（過去）

平成 26 年（2014）１月に訪れた時に、冬季における水の利活用の現状を確認した。主に玄関先の消雪の為にカワの水をくみ上げて、穴の開いたホースやパイプを通して散水し、融雪に利用していた（写真 2-4-5-1 写真 2-4-5-2）。また、水路から直接水を引き、雪を溶かす場合もある（写真 2-4-5-3）。カワから水を流すだけではなく、敷地に入る水路の水を利用し、敷地の高いところから水をホースで流して融雪している。これらは冬季の生活のための、水の有効な活用法といえる。

写真 2-4-5-1　ホースを用いた融雪

写真 2-4-5-2　パイプを用いた融雪

写真 2-4-5-3　水路の水による融雪

第５節　災害と景観

１．北竜湖断層がもたらした景観

北竜湖断層あるいは関連する信濃川活断層帯の構成断層が活動した結果、山体崩壊が発生し、内野土石流堆積物（おそらく岩屑なだれ堆積物）が形成された。この堆積物が形成した緩傾斜地は、人間が生活可能な空間を提供することとなった。小菅神社里宮が立地する小丘は、このとき形成された流山であると考えられる。

岩塊が累積する岩屑なだれ堆積物は多孔質で保水力が小さいため、生活のための水の確保には向いていなかったと考えられる。そのような中で、現在の位置に集落が形成された理由として、以下の環境側面が重要と考えられる。

a. 北竜湖断層により形成された凹地には湛水域が形成され、その周辺では生活の場が形成されやすかった。

ｂ．崩壊堆積物の山腹寄りの場では河川水を比較的得やすいため、緩傾斜地の上部に生活の場を求めた。

岩屑なだれ堆積物中に浸透した地下水は湧水として緩傾斜地末端直下の針田集落に湧水をもたらし、ここにも生活の場が形成されることとなった。

また、北竜湖断層が繰り返し活動することにより破砕帯が選択的に浸食され、小菅集落の南北両側の尾根上に鞍部地形が形成された。この鞍部地形は交通路として重用された。とくにこの鞍部地形の存在と、神戸地区にも遺構群が存在していることとの間には深い関係があることが考えられる。水路が山稜を乗り越えて異なる水系に水を供給しているが、これも鞍部地形を利用した事例である。

付記　神戸の大イチョウ付近の遺構群の自然環境について

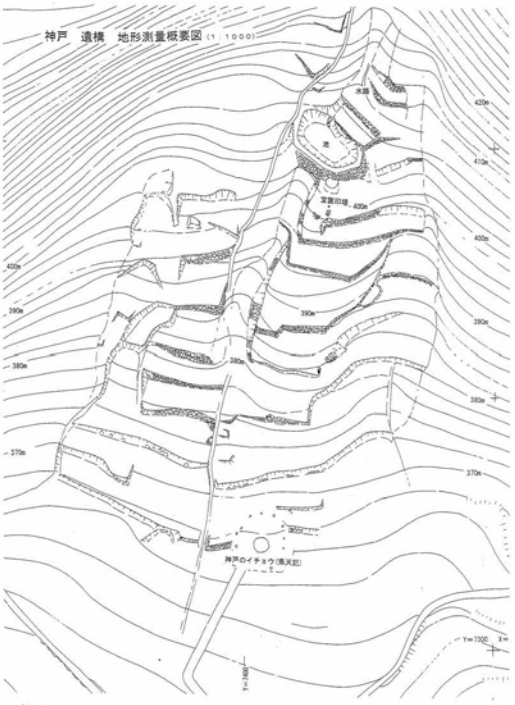

神戸の大イチョウが位置する斜面上部の地形は、地形図の等高線から見て、斜面が崩壊した結果であると判断される。さらに、空中写真の立体視から判断すると、遺構群上方の両川付近には滑落崖が認められ、遺構群は地すべりの脚部に位置することが明らかである。

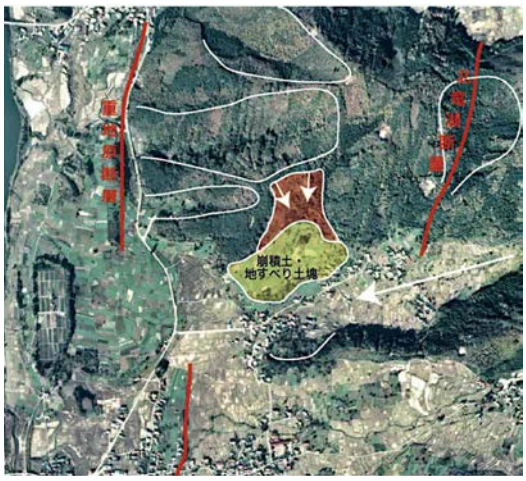

神戸集落そのものも、小菅同様、古期の山体崩壊による緩傾斜地上に立地して

図 2-5-1-1　神戸の遺構群周辺の地形

いる。神戸の遺構群が立地する地すべりは小規模なものであるが、地滑りの地形的特徴が明瞭であり、新期のものと考えられる。

２．北竜湖の決壊

（１）天保７年の決壊

天保７年（1836）の堤防決壊は、融雪による増水が直接のきっかけとなり、堤が２間ほどの幅で欠損したものである。このときの決壊は、かなり深刻な被害をもたらしたものとみられ、区有文書の中には荒所の確認や普請に関わる多数の史料が残されることとなった。

年欠だが内容から天保７年の災害現地調査の願い（案文）と断定できる「乍恐以書付奉願上候（『小菅区有文書』長持４号 46-10）」から、その発生状況等を拾ってみると、およそ以下のような内容であった。

発生は３月２４日の朝四ツ時（10 時過ぎころ）で、大雪によっていつもより水量が多かった溜池の土手が「押し抜け」て、土石流となって流れ下った（「大石広大ニ押出シ」）。破堤の直接の原因は記載されていないが、北竜湖は当時すでに「上樋」も「底樋」も備えているので、「余水吐」だけで増水に対応できなくとも、「上樋」の解放で対応可能である。このことから、破堤の原因は越流ではなく、高水位による堤防への水の浸透と水圧によるものではないだろうか。

しかし、その時点で少なくとも１世紀半以上の歴史を持つ溜池であれば、経験から、浸透による破堤もある程度予見できたであろう。にもかかわらず、村人たちが水位のコントロールに失敗したのは、おそらく小菅村に日常的にのしかかる水不足が原因ではなかっただろうか。大雪によって溜池の水位が高まるのは、むしろ歓迎すべき事態であり、破堤が懸念される中、「底樋」は論外として、できれば「上樋」も抜きたくないという心理が働いたのではあるまいか。豪雪による下流水路の準備不足も想定できなくはないが、水路の適所を意図的に破れば沢に放水できることから、「なす術もなく破堤に至った」とは考えにくい。

この文書の記述からは、そのあたりの背景となる小菅村の用水事情も、うかがい知ることができる。溜池の来歴を説明するくだりに、小菅村が「小菅村之儀、外村々より山中地高く用水之儀も山沢より出水にて引届不申候」（『小菅区有文書』長持４号 46-10）とあり、小菅村の営農にとって北竜池がきわめて重要な存在であることがわかる。北竜湖の雪解け水が失われたことで、小菅村の農業は大きな打撃を免れなかったであろう。

一方、破堤による被害も甚大で、「荒所」だけでなく「永荒地」がたくさん生じたと報告されている。この文書の主旨は、この被災地見分を願うもので、関連した荒所の図面も複数残されている。しかし、復興に関する幕府の指示は遅れ、結局、小菅村は同年８月に、当時小菅を管轄していた脇野町（新潟県長岡市）の代官所に、指示を待たずに「見越普請」を行う旨を届け出、10 月には完了の届けを提出している。翌年の作付けを担保するためには積雪期を待たずに復旧工事を完了させねばならなかったからである。

このことは、北竜湖が灌漑施設として不可欠であったことと同時に、その決断も含めて大規模な災害に対応する村落共同体としての小菅村の底力を示している。

（２）弘化４年の決壊

江戸時代の北竜湖は、天保７年の大災害から十分回復せぬうちに再び大きな災害に見舞われる。それは、弘化４年（1847）に起きた、いわゆる「善光寺大地震」である。長野盆地の西側に広がる山中を中心に、大規模な山体崩壊などがあちこちで起き、おりから御開帳を迎えていた善光寺

門前町は倒潰の上火災によって壊滅した。これを引き起こしたのは長野盆地西縁断層帯の一部で、飯山城下付近では、長峰丘陵東側の断層が起震断層と考えられている。

北竜湖断層は、直接の起震断層とは考えられていないものの、地質構造の上では起震断層とつながる断層であり、小菅一帯はそれまでの断層活動に起因する地滑り地帯なので、大きな直下型地震によって被害を受けやすい地域であった。

なかでも北竜湖は、断層によって発生した山体崩壊の跡に湧水が溜まった場所に堤を築いて拡充したと思われる溜池である。善光寺地震の揺れがどのように作用したかはつまびらかでないが、被害を述べる文書に「溜池震潰候ニ付」という表現が用いられている（『小菅区有文書』長持３号 53-40-14-1）ことや、土石流による荒所を記録した絵図で破堤部分が「凡四拾間」とされていることから、このときの破堤は天保７年のそれとは比較にならず、揺れによって堤そのものが崩壊するような壊れ方をしたものと考えられる。

土石流の下流付近への直接的な打撃はいうまでもないが、土石流のルートにあたらない小菅村の中心部にとっても、農業用水を失った影響は大きかった。

弘化４年５月日付けの「乍恐以書付御届奉申上候（『小菅区有文書』長持３号 53-40-14-1）」をみると、「田方無難之所」には４月28日から５月19日まで各種の稲を植え付けているが、溜池の「震潰」が原因で水を張れない場所が八町ほどもあると記されている。これは、第一義的に北竜湖から引水する「ひましめ用水」の重要性を物語ると同時に、水田にも地震による直接的な被害が発生していたことを物語っている。2011 年に小菅にほど近い栄村周辺で甚大な被害をもたらした長野県北部地震でも、水田では崩落だけでなく床が割れて水が溜められなくなる被害が多数発生した。北竜湖の堤が大規模に崩壊したとみられることから、善光寺大地震の際には小菅の水田にも相当程度の被害が生じたと考えられる。

（３）戦後の観光地化

北竜湖では、明治 45 年（1912）には養魚が行われていたことが史料から明らかで、少なくとも明治 15 年（1882）までは「放生池」として殺生禁断が意識されていた（『小菅区有文書』長持３号 11-6）ことを考えれば、比較的早い段階から灌漑用水以外の産業的用途が始まっていたと言える。

天保期の決壊以来、溜池下方が「荒地」とされていた北竜湖だが、戦後に入ると昭和 29 年（1954）の「北龍湖ボート浮ベル１件（『小菅区有文書』24 号 135-6）」に見られるように、池自体を観光資源としてとらえるようになり、やがて野沢温泉村との境にスキー場が設けられるようになる。北竜湖スキー場（当時）は昭和 47 年（1972）に第２リフトが建設されているが、近隣の野沢温泉スキー場における最初のリフト架設が昭和 25 年（1950）であることを考えれば、近隣スキー場として後発だが、一方、志賀高原をロケ地として全国にスキーブームをもたらすことになる、映画『私をスキーに連れてって』の公開が昭和 62 年 11 月であることを考えれば、ゴンドラはもちろん「ペアリフト」さえ普及していない段階で小菅の人々はスキー場に土地を貸し出したと言える。

ゲレンデにあてられた土地は、北竜湖断層の運動に由来する典型的な地滑り地形で、近世には「権現松山」として守られていた山の北西斜面にあたる。ここの斜面は、複数の絵図でいずれも「芝地」とされており、18 世紀末にその場所が割賦となった経緯が寛政９年（1797）の「天池芝地割賦連判一札之事（『小菅区有文書』長持３号 10-16-5）」に記されている。この文書の内容や、後の史料から見て、あくまで芝地として村内で平等に使えるように割り振り、ときどき各人の場

所を替えるという運用をしたようである。

この斜面は、少なくとも明治 37 年（1904）までは、この方法で利用されていたことが確認でき、お椀形の地形と高木の少ない植生に着目した人々によってスキー場のゲレンデとして新しい利用の途が拓かれた。

（4）災害と土地利用

北竜湖周辺の地形は、有史以前から断層活動に伴う地質学的な要因で崩落等を繰り返して形成されたもので、近世の初期には地山の地形と湧水を活用して特有の灌漑システムの一部に組み込まれたとみられる。しかし、溜池の堤は繰り返し決壊して周囲の耕地に被害を与え、また、斜面部もあまり耕地化されず「芝山」などとして共同利用されていた。

近代の北竜湖における養魚や、現代のスキー場ゲレンデへの村共有地の貸し出しは、宗教的由来もしくは、村の共有地としての管理のあり方と、それに起因する植生とが基盤になってもたらされた変化だと言える。

第６節　小菅の空間構成

１．地形・地質がもたらす小菅の空間構成

（1）「隠国（こもりく）」の小菅

小菅の集落は、東方の山地から西へと延びる尾根に南北を挟まれた谷間にある。集落の上部を南北に走る「北竜湖断層」が尾根ごと横切っており、現在の地形はこの断層の活動に起因する断層地形から成り立っている。直接現在の地形を形作ったのは山体崩壊であり（第１章第３節）、東方の山地の切り立った崖は滑落崖、集落が展開するやや平坦な斜面は崩積土の上面で、集落下方の急斜面は崩積土先端の急傾斜にあたる。

この地形のため、小菅の集落は西方の谷正面からでさえ、遠方の限られた地域からしか視認できない。このような景観認知を具体的に物語る史資料はこれまで見つかっていないが、わが国を代表する観音霊場である大和の長谷寺は、万葉集で、外部から視認できないたたずまいを「隠国（こもりく）の初瀬」と詠われており、古代から「見えない」神秘性に対する一定の評価はあったと思われる。藤井寺善光寺所蔵の「善光寺参詣曼荼羅」でも、善光寺にとって重要だが門前からは視認はできない戸隠・飯縄の山々を善光寺の背後に描いている。

小菅が古代に観音霊場として「選ばれた」理由はいくつか考えられるが、外部から見えないという景観特性も、その要因の一部であったかもしれない。

（2）崩壊地小菅の特性

北竜湖から風切峠を結び、集落の上部を横切る断層の付近から上下では斜面の勾配が異なり、集落はあたかも胡座をかいた人物の懐深く抱え込まれたような立体感のある景観になっている。地質学的特徴に由来する景観特性として、以下の２点が挙げられる。

１）岩と石の景観

霊場小菅の核心である谷の両側と源頭部は、山体崩壊によってむき出しになった岩壁や巨岩がそこかしこにそそり立ち（滑落崖）、谷底には多数の礫を含む崩積土が積み重なっている。ここには、岩壁に囲まれ、所々に巨礫が露出した荒涼たる景観が形成された。山体崩壊は歴史時代以前のことであり、人々が小菅を見出した時、そこはすでに植生に覆われていたであろう。しかし、山林の中に、人の背丈を超える巨礫が点在する景観は、見る者に一種異様な感覚を抱かせ、そこにカミを見出した人々が、やがて山林で修行するのに霊場を営むようになったと考えられる。

この景観のうち、磐座や傍示石として機能したとみられるものは、霊場の変遷や廃仏毀釈などの社会の変化によって人々の記憶から失われつつあったが、その一部は江戸期には「七石」などの名で名所の構成要素となり、本来の意味がわからなくなりながらも、今日まで継承された。また、祭礼の中でも節目には重要な役割を担った石が姿を現す。

また、崩積土中に多量に含まれる、板状節理が発達した安山岩の小岩塊は、入手と加工が容易であり、小菅の景観の顕著な構成要素である石垣の素材となった。

２）水が貴重な「せせらぎの景観」

小菅山の奥院（現奥社）は、本殿内の湧水を重視した構造で、縁起にも「甘露池」のことが記されている。しかし、現奥社付近だけでなく、小菅集落上方の北竜湖断層付近には、断層活動や地滑りに関連し、多数の湧水点が帯状に分布している。このため、内山地籍の信仰

遺跡から集落にかけてあちらこちらで水流に出会い、せせらぎの音が聞こえるのが普通のことになっている。

ただし、飯山市は、わが国有数の豪雪地であるものの、年降水量は1,500mmに満たず（1981~2010年平均で1446.4mm）、集水域が比較的狭い小菅地域では、年間通じて広い水田を潤す安定的な水源を確保することは必ずしも容易ではない。

天保７年（1836）早春の北竜池破堤の際、見分を願い出た書状に「小菅村は他の村々より山中で地が高く、湧水も十分でない」旨が記された（第２章第５節）のは、このような背景による。このため、小菅では遅くとも江戸時代前期には、大菅と小菅の二つの谷を一体として運用する大規模な灌漑システムが構築された（後述）。

２．小菅のムラとカミ

（1）小菅集落史の課題

都市的な空間構成をもつ小菅の集落については、その成立の時期と経緯について必ずしも明らかにされていない。永禄７年の上杉謙信の願文中で小菅が「怠転（衰亡）」したと記されていることなど、戦国末期の北信濃の動乱の中で紆余曲折を経たことは十分予想されるが、様々な史料に描かれる小菅の盛衰は必ずしも一致していない。また、現集落域周辺では、これまでのところ縁起に描かれた「兵火」の痕跡（焼土層など）が確認されていない。

小菅山には「信濃国高井郡小菅山八所権現并元隆寺来由記」（以下「来由記」と略記）と「小菅山略縁起」（以下「略縁起」と略記）という２種の縁起があり、これに関連する史料も含めると、中世後期の小菅の盛衰はおよそ以下のように描かれているが、記事にみられる情報は錯綜していてわかりにくい。

・貞治四（1365）年：「回禄の変（火災）」で灰燼に帰す（来由記）
　←足利義満、泉重氏が応安元（1368）年～嘉慶二（1388／北朝）年に復興（来由記）
・天文（1532～）年間：「景虎公（上杉謙信）御願」として再び建立（略縁起）
・天文十一（1542）年：来由記が成立した（来由記自体に紀年あり）
・天文十二（1543）年：謙信が「錦之御戸張」を寄進（小菅神社伝記）
・天文十五（1546）年：県宝「桐竹鳳凰紋奥社脇立」ができた
・弘治三（1557）年：長尾景虎（上杉謙信）願文
　←小菅山元隆寺に奉納（謙信公御書集）
・弘治三（1557）年：「甲州武田家軍兵襲来濫妨狼藉加之放火」（当山興廃之事）
・永禄七（1564）年：願文の中で「小菅怠転（退転）」と上杉輝虎（謙信）が記す（上杉家文書）
・永禄十（1567）年：川中島合戦の時「兵火の災」でことごとく炎上（略縁起）
　←ただし、川中島合戦は永禄十年にはすでに終息している
　→その後三十余年「亡所」となる（略縁起）
・慶長三（1598）年：上杉景勝が奥州（米沢）に八所権現を建立し、大聖院以下も移転、残ったのは「宗徒四五坊、神主一人」（当山興廃之事）
・慶長五（1600）年：「景勝公の求めによってこれ（略縁起）を記進」（略縁起）

今回の調査等により、多くの近世文書が調査され、また、内山地籍の林内からおびただしい数の石垣造成による平場群（信仰遺跡群／第２章第１節）が見出された。以下では、これらの新知見を踏まえ、小菅集落の成立について検討する。

（2）２枚の「絵図」の性格と「鳥居前」小菅

現在の小菅集落は、直線的と方形とを基本とした家並みが特色となっており、これは、中世の霊場「小菅山元隆寺」の院坊群に由来するものだと考えられてきた。この考え方を支える史料として、小菅には江戸時代に成立したとみられる霊場景観の絵図が伝えられている。代表的なものは２点あり、その一方は「永禄九年」の銘を有する版本の「信濃高井郡小菅山元隆寺之図」（以下「伝永禄絵図」と書く）で、もう一つは延享三年に「古絵図」として作成されたとおぼしき「信濃国高井郡小菅山絵図」（以下「延享古絵図」と書く）である。

前者については江戸時代の「名所案内」に類する刷り物でありながら「永禄」の紀年を有することから、絵図の表現内容より、その成立時期が議論されてきた傾向がある。後者は、延享３年に社領の境界を画定する目的で、現況図と一対で作成されたもので、成立年次とねらいは明確だが、「古絵図」として何を表現したかはこれまであまり検討されていない。

そこで、小菅集落の成立について述べる前に、重要な史料である、これらの絵図に「描かれた景観」がどのようなものかを検討する。

１）共通点（不動点）から見えるもの

２枚の絵図のそれぞれに描かれている霊場としての景観構成要素を、その位置、名称、内容に注目して比較した。

すると、２枚の絵図は特に描かれている院・坊には大きな差異があるにもかかわらず、その中に、本質的に違いがないものや、ごくわずかの違い（２区画以内の移動と同音の異字）しかないものが含まれることが明らかになった。

まず、小菅山の基盤をなす地形（北竜池、南龍池、蓮池、大海清水、桂清水）および、一山の骨格を成す堂宇（奥院、伽耶吉利堂（本地堂）、里宮、仁王門、二の鳥居）には基本的に違いはない。独立した堂・社でも、常楽堂、八幡宮、白山には基本的相違は無い。

また、院や坊では、全く違いのない日光坊、桂本坊をはじめとし、大聖院（上之院）、池之坊、圓正坊、窪井坊、柳本坊には大きな差異がない。

これらの「不動点」が生じた原因を検討したところ、全てに共通して、絵図が成立した江戸時代において、小菅の人々に確実に認識されていた地点だといえることがわかった。慶安５年（1652）と宝永６年（1709）の検地帳・見取帳４冊から、小菅山の宗教景観に関連する地名を拾い上げたのが表 2-6-2-1 である。上記の不動点はいずれも検地帳等に記載されており、施設廃絶後であっても「村人が指し示す」ことができた箇所である。

このことから、院坊の骨格をなす道路も含め、これらの絵図は成立時点（江戸時代）の地理情報を基盤として描かれていることがわかる。次に、絵図の相違点について検討する。

２）相違点から読み取れるもの　～「底本」と描きたかったもの

２点の絵図の最大の違いは、描かれている坊と堂の数の差である。「伝永禄絵図」には 49 坊と３院が明瞭な建物の絵とともに描かれている。一方、「延享古絵図」には 37 坊と大聖院が描かれている。この決定的な差は、「頼朝が寄進した」と伝えられる 12 坊の有無から生じたものとみられる。寺方に伝来した２点の縁起のうち、「十二坊」の記載は「小菅山略縁起」（以下「略縁起」と略記）のみにあるが、坊名は不詳である。他方、「来由記」には 37 坊の名が

表 2-6-2-1　小菅村の検地帳に現れる霊場関連地名

	絵図／縁起の記載	慶安五年 社領検地帳	慶安五年 畑方検地帳	慶安五年 田方検地帳	宝永六年 内山新畑見取帳	
自然的な景観地	蓮池	はす池	はすいけ	はすいけ／はす池		
	大海清水	大かひ	大海／大かい			
	桂清水	かつら清水	かつら清水			
	花清水		はな清水		花清水	
	南龍池	池田	池田	いけた／池田		
	北龍池					
一山の施設	仁王門	二王大門	にわう大もん	にわうたいもん／にわう大門		
	二の鳥居	鳥居大門	鳥居大門	鳥居大門		
堂・社	奥院					
	伽耶吉利堂（本地堂）				かやきり　※.享保15年から「堂所」との記載	
	里宮					
	常楽堂	常楽堂	しゃうらくとう／じやうろくどう／せうろくとう（常楽堂		常楽堂	
	八幡宮				八まんとう（八幡堂であろう）	
	白山				白山	
	不詳（仁王堂であろう）		にわうとう			
院・坊	大聖院					
	日光坊	日光坊	日光坊		日光坊	
		日光坊屋敷	同所（日光坊）屋敷			
	桂本坊	かつら本				
	池之坊	池之坊	いけのぼう／いけの坊			
	圓正坊・円勝坊	円正坊	ゑんせうば	ゑんせうば		
	窪井坊		くほいほう			
	柳本坊		やなき本			
塚	不詳（位置は別の絵図でわかる）		念佛つか			所在不明
その他			はちまんでん	八まんでん		八幡田（御供田か）
	風切峠の小菅側		かさきり			
	太平木				太平なし（太平木？）	
					北太平なし上大杉（太平木？）	

※.赤字は絵図中で大きな違いがない「不動点」
※.北大門と上大門は絵図に施設として描かれず、「大門の北（上）」の意と理解して省略

全て記されており、それは「延享古絵図」のものと完全に一致する。

この点に着目して、それぞれの縁起に記された堂宇社祠と絵図とを比較すると、「略縁起」だけに記載されている「六所」のうち「如意輪」「准胝」と、「三社（伊勢・春日・住吉）」が「延享古絵図」には描かれていないことがわかる（伊勢・春日・住吉は「伝永禄絵図」では「三大明神」かと思われる）。

一方、「伝永禄絵図」では、「来由記」だけに記載されている「三嶋明神」「野中明神」について、「延享古絵図」でそれらが描かれている場所に、それぞれ「ミロク」「四大明神」が描かれている。ただし、「来由記」だけに記載されている堂宇社祠は他にもあるが、「伝永禄絵図」はその多くを描いている。

これらのことから、２点の絵図はそれぞれ次のような基本方針に基づいて描かれたであろうことが浮かび上がる。まず、「延享古絵図」は「来由記」を底本とし、わからないことについては延享年間時点の現況を比較的忠実に写し取ったものといえる。他方、「伝永禄絵図」は、やはり制作時点の現況を基盤にしながら、隆盛した往時の小菅山を描くため、できる限

り多くの要素を盛り込むことを意図し、その文脈から「略縁起」を底本としたものと考えられる。なお、49坊の名は、現存する史料中で「伝永禄絵図」が最古とみられることから、これについては版本成立以前に存在したが私たちには未知の、別の底本があったと推定される。

２点の絵図のもう一つの大きな相違点に寺内組織の描き方の違いがある。「伝永禄絵図」は、「上之院」「中之院」「下之院」を絵入りで示すとともに、八所権現や六所の神仏の多くを独立した堂宇で描き、中でも「弥陀」「薬師」などとして描かれている宝形造りの５つの堂（写真2-6-2-1）が目を引く。これに対して、「延享古絵図」は図中で三院組織を描いておらず、その一方で大聖院と里宮の隣接地にそれぞれ「役人屋敷」「社人屋敷」が描かれている。八所権現も「熊野宮」以外は独立して描かれてはおらず、「延享古絵図」は一山が「大聖院」（別当）と「里宮」（神主）の２極に収斂していた江戸時代の実情をより反映していると言える。神戸についても、「伝永禄絵図」が「龍光坊」の建物を描いているのに対し、「延享古絵図」は「神戸のイチョウ」とみられる大木の脇に「龍蔵坊」の名のみを記し、すでに伽藍が失われ名残の巨木のみになっていた状況を反映していると言えよう。

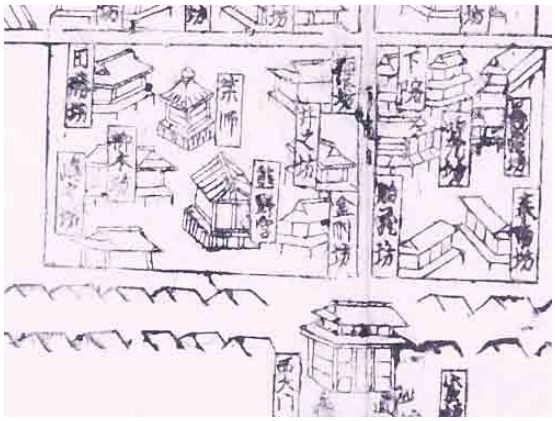

写真2-6-2-1　宝形造の「薬師」。左隣は江戸時代に地名が残る「不動点」の「円勝坊（圓正坊）」

以上から、２点の絵図は作成当時の現況をベースに、それぞれ縁起を根拠にして失われた中世景観を表現しようとしたもので、「延享古絵図」の方がより江戸期の現況を反映したのに対し、「伝永禄絵図」は「あるべき姿」を描こうとしたものとまとめることができる。したがって、２点の絵図は少なくとも江戸期に地名として伝存していた堂宇等と実在した景物については、一定の信頼が置ける史料だと言える。

最後に、このようなまとめから「永禄九年」銘に一つの解釈を提示すると、これは「略縁起」の中で、小菅が川中島合戦の「兵火の災」で灰燼に帰したとされる「永禄十年」の前年にあたる。小菅の最盛期を描くことを指向している「伝永禄絵図」の作者は、この年が川中島合戦史に照らして正確か否かはともかく、「略縁起」が記す最も華麗な姿であった時代を指して「永禄九年」と記したのではないだろうか。ちなみに、明治23年（1890）の「縣社御願（『小菅区有文書』長持３号39-2）」に綴られた「伝永禄絵図」（図2-6-4-1）は、紀年の数字に後筆で「元」と上書きされている。これは川中島合戦の年代との齟齬を懸念した当時の人々が修正したものとみられ、小菅の盛衰の時期については古くから議論になっていたものと推測される。

（３）神戸～奥院の空間

１）七石・八木が導く小菅の霊場空間

第２章第１節で示した内山地籍の「参道南遺構群」は、最上部以外は現参道に接触する部分がほとんどない。江戸期の史料に断片的に記された遺構の姿からは、江戸時代以前に廃絶し、畑もしくは植林地として利用されながら明治時代を迎え、地籍図にそのアウトラインが刻み込まれた信仰関連遺跡とみられる。

これを景観認知の面から検討すると、新たな側面が浮かび上がる。小菅には「七石」「八木」

と呼ばれた銘石・銘木が伝えられており、これらは「伝永禄絵図」「延享古絵図」にも登場する。また、明治 11 年（1878）の地誌原稿（「皇国地誌続輯全」『小菅区有文書』長持 4 号 18）などには上記以外の石も記録されている。これらの中には現存しないものや、厳密な位置を特定しかねるものもあるが、おおよそ「旧観音堂」より奥か、「旧観音堂」と「神戸のイチョウ」を結ぶ直線近辺に分布する。この直線は、上部が「参道南遺構群」の軸線とほぼ一致し、下部は桂清水から神戸にいたる峠道と重なる。一方、現在の参道を登っても、「鐙石（あぶみいし）」に至るまで一つの銘石にも出合わない。杉の巨木も同様で、本当の巨木は鐙石の少し下方にあるもの（写真 2-6-2-2）から上位にしか存在しない。このことから、鐙石付近から下方の直線的な参道は、上記の銘石・銘木成立以降にできた可能性がうかがえる。

一方、「神戸のイチョウ」は現存する唯一の「八木」であり、「五本杉」「太平木」「鞍掛松」も参道南側の遺構群が参道に接するあたりに描かれている（「伝永禄絵図」の鞍掛松のみ参道北側）。また、大黒石は風切峠付近にあり、「伝永禄絵図」の「終石」は遺構南側の尾根近くにある。これらは、神戸の遺跡（伝リョウゾウボウ跡）から風切峠を越えて参道南遺構群を抜け、伽耶吉利堂跡へとつながる一連の霊場空間の中でこそ、その分布が意味あるものとして理解できる。したがって、これらの銘石・銘木は、江戸時代すでに「霊場の記憶」を伝えていたものと言えよう。

写真 2-6-2-2 「旧観音堂」の直下にある巨杉

2）斑尾山に向く谷の軸線

これまで、小菅集落の軸線が妙高山に向いているが議論される中で、奥社付近からは妙高が見えないことが地元の方々から指摘されてきた。奥社は谷の突き当たりにあたる馬蹄形の絶壁の一部に、懸崖造りの窟として建立されている。この谷は、「伽耶吉利堂跡」付近から上部で屈曲しているため、谷の軸線は妙高山よりも南方に振られている。今回の調査に際して、奥社付近での山岳眺望を確認すると、興味深いことがわかった。

第一に、奥社の谷の軸線はほぼ斑尾山（薬師如来を祀る霊山だが信仰の内容が分かりにくくなっている）に向いていた。磁北の西偏を補正せずに記録すれば、その軸線は S77W である。写真 2-6-2-3 は明瞭な画像を得るため「不動岩」の標柱付近から撮影したものだが、奥社面前の「御鎮座杉」からも木間越しに同様のアングルが確認される。中央の山が斑尾山で、向かって左に飯縄山、右には黒姫山があたかも「三尊」のようにバランス良く並んでいる。一方、妙高山は見えないわけではないが谷の中心軸から大きく右方に外れ、かろうじて視認できた。

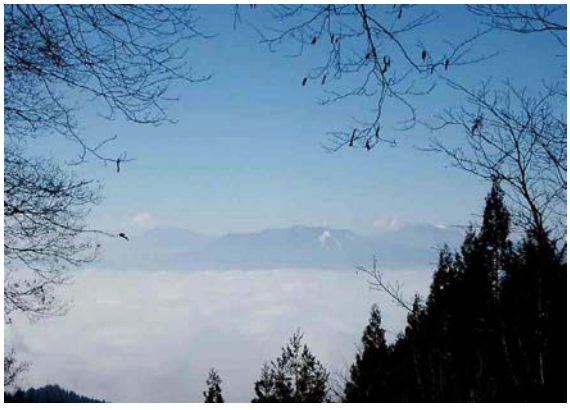
写真 2-6-2-3　小菅神社奥社付近から谷の正面の眺望（左から飯縄山、斑尾山、黒姫山）

斑尾山は飯山市を代表する山であるばかりでなく、その古名が「マダラ山」（摩多羅と同音）であったことは享保 9 年（1724）

に完成した「信府統記」に記されている。さらに、斑尾山に祀られる薬師如来は、牛頭天皇（素戔嗚尊）の本地仏である。これに加え、縁起の中で小菅山の鎮守とされる飯縄山が脇侍のように斑尾山に従っている事実にも無関心でおれない。さらに、斑尾山に祀られる薬師如来は、牛頭天王（素戔嗚尊）の本地仏であることも指摘しておきたい。これらについては、今後、さらに史料を集めて検討する価値があろう。

参道南遺構群の北辺にあたる平場 S2-a ～ S2-h の北縁はほぼ直線状で、上方から下方を見たときの方位は、ほとんどが S77W から S82W の範囲に収まり、奥社から見た斑尾山の方位に近似する。このように、小菅の空間構成は、その心意までは断定できないが、妙高を軸線に据えた現集落の成立以前に、すでに山岳眺望を重視したものであった可能性がある。

3）伽耶吉利堂の認識からみえる霊場の基本構成

「別当誠孝集之小菅山奥院天正以来修覆記録并馬頭観音由来（『小菅神社文書』別箱 23)」の記述によれば、享保 14 年（1729）の伽耶吉利堂建立により、「本堂」が焼失して以来「奥院」で保管されていた本尊（馬頭観音）が新たな伽耶吉利堂に納められたという。このことから、「伽耶吉利堂」こそが小菅の霊場の「本堂」であり、室町期の寺院建築である現奥社は、あくまで「奥院」であったことがわかる。

したがって、本来の小菅の空間構成は、神戸にあった院もしくは坊から風切峠を越え、谷の突き当たりの伽耶吉利堂（本堂）に至り、そこからは急な斜面と崖をよじ登って奥院にいたるというものであった。

この段階で里宮が現位置にあったかどうかの手がかりはないが、地形的に特色ある流山の頂きに立地することや、「伝永禄絵図」「延享古絵図」で南面して際立った伽藍が書き込まれていること、さらに、その位置が南龍池跡越しに風切峠に正対すること等から古い段階にすでに現在の位置にあったと考えても不自然ではない。ただし、現在、奥院を「八所権現」、里宮を「祇園」としてあたかも別の尊格のようにとらえる認識は、明治の廃仏毀釈以降のもので、本来両者は同体であることが江戸期の史料に記されている。

4）近世に伝わる霊場地名

慶安５年（1652）の「社領検地帳」には、桂本坊を意味するとみられる「かつら本」の小名が登場する。また、「来由記」で「一山の役寺」と記されている「日光坊」も、慶安５年の「社領検地帳」と「畑方検地帳」に登場し、さらに宝永６年（1709）の「境内内山新畑見取帳」にもその名が現れる。これらの坊は「伝永禄絵図」「延享古絵図」で、現参道から大きく外れた桂清水付近に描かれているが、桂清水こそ、風切峠を越えた道が小菅の谷に入る入口であることは重要であろう。さらに、検地帳では「日光坊」を含む「内山」と「桂本」は、公権力から一線を画する扱いを受けており、廃絶した寺院址の存在を踏まえて、ここが境内地と認識されていた可能性がある（第３章第４節に関連事項)。

（4）霊場空間の転換と鳥居前集落「小菅」の成立

「伝永禄絵図」と「延享古絵図」に描かれ、現代に継承された空間の骨格としての霊場は、どのように成立したのだろうか。

1）内山地籍の「遺跡」の廃絶

慶安５年（1652）の「社領検地帳」には、「日光坊」「日光坊屋敷」と、「桂本坊」の所在地と推定される「かつら本」が耕地として記入されている。さらに、宝永６年（1709）の「境内内山新畑見取帳」でも「日光坊」が新畑として把握されたことがわかる。このことは、現

在、集落周辺上部に広がっている耕地が、すでに江戸初期には耕地として把握されていたことを示すだけでなく、江戸初期には参道沿いのレベルにたとえるなら十王堂跡から大聖院にかけての斜面が耕地と山林の境界であったことを示している。この境界は、物理的要因（水の確保）と心理的制度的要因（坊跡利用の抑止）にもとづくものと推定され、少なくとも後者の要因が緩和されることと並行して「内山」地籍の耕地化が始まる。「境内内山新畑見取帳」成立までの半世紀の間に、耕地化は最下部の「日光坊」から最上部の「かやきり」にまでおよぶ。特に「かやきり」の記載と、当該箇所への追記は重要で、1709 年以前に本堂が廃絶していて一度耕地化した場所に、享保 14 年（1729）に伽耶吉利堂が再建される流れが明瞭になった。

また、「内山」地籍は耕地化を許容しながらもあくまで「境内」として寺方の支配が優越している（第３章第４節）が、これは参道南遺構群の存在を前提に考えれば理解しやすい。これらのことから、内山地籍の参道南遺構群は江戸時代初期にはすでに廃絶して山林になっていたこと（廃絶の下限）が確認される。今後、廃絶の時期を特定するためには出土資料も含めたさらなる史資料の検討が必要である。

ただし、その廃絶は、２点の絵図に描かれた妙高山を主軸線とする霊場の成立前であることは確実で、絶対年代はともかく、①内山地籍の遺構の院坊群、②現集落の骨格となった院坊群、③現集落という順で空間構成が変化したことは間違いないだろう。

２）史料や什物から読み取る霊場の変遷

戦国後期における霊場小菅の盛衰は、小菅の史料同士の食い違いや、北信濃の戦国史とのずれなどをひとまず措けば、総体として３度の衰退に挟まれた２度の復興期が描かれている。

第一の復興は天文年間で、上杉謙信（煩雑を避けるため以下全て謙信に統一）によるものである。天文 12 年（1543）に謙信が「錦之御戸張」を寄進したとする文化 14 年（1817）の「小菅神社傳記」（『小菅神社文書』別箱 4）の記載、「略縁起」に記された謙信による復興と荒廃が具体的に謙信を名指ししたものである。これに加え、長野県宝に指定されている「桐竹鳳凰紋奥社脇立」は天文 15 年（1546）の成立であるが、多くの吉祥紋のうち「桐竹鳳凰紋」を選んだのが何者であるかを考える際、竹を家紋とする上杉氏を視野に入れるのはあながち無理ではあるまい。現存する「来由記」は、料紙などから江戸期のものと考えられるが、「天文十一年」の紀年銘を有している。これも、以上のような史資料の存在を勘案すれば、天文期の復興を記念して縁起が作成されたものと理解できる。

しかし、このときの復興がどれほどのものであったにせよ、それは現代に直接結びつかない。謙信自身が記した永禄７年の２通の願文によって、小菅が「退（怠）転」したと記されているからである。同様に退転したとされる飯縄明神は甲斐に遷され、戸隠権現は３０㎞近く離れた小川村の山中に移転していたので、小菅についても霊場の存続が危ぶまれる状況だったであろう。「退転」の直接のきっかけは不明だが、時期的には「川中島合戦」の緊張が影響したと考えるのが自然である。

第二の復興は上杉景勝によるもので、これを直接記した史料は存在しない。しかし、寛政６年（1794）頃に成立した「別当誠孝集之小菅山奥院天正以来修覆記録并馬頭観音由来（『小菅神社文書』別箱 23）」が記す天正 19 年（1591）の奥院修理には「別当并末十八坊」坊が関与しており、この段階で小菅の霊場が一定の回復を果たしていたことは間違いないだろう。上杉家では文禄３年に「定納員数目録」を作成しているが、戸隠山別当の「山栗田」と同時

に大聖院もまたこの目録に記載されている。そして、「来由記」に加えられた「当山興廃之事」によれば、上杉景勝の転封にしたがって大聖院以下が奥州に移転することによって元隆寺は衰退したとされている。これらのことから、天正10年に急速に川中島四郡を掌握した上杉景勝が、会津転封までの間に霊場小菅を大がかりに復興したことが推測される。このことは、「略縁起」が景勝の求めによって作成されたと伝えられることとも無理なく結びつく。

すなわち、縁起等に伝えられる「弘治三年の武田軍による放火」「永禄十年の兵火による炎上」を伝承過程による年次のズレとして容認するならば、2種の縁起はそれぞれ戦国後期の2度の復興を記念する形でまとめられ、「奥社脇立」もその流れの中で奉納されたという理解が、伝存する史資料との矛盾が最も少ない。

残る問題は、上記の流れと内山地籍の遺構群や現集落域をどのように対照するかである。現集落域の基盤に霊場空間が描かれている以上、この院坊空間が小菅盛時の最終段階、すなわち景勝段階まで下ることは間違いない。しかし、上限についていえば、この基盤が「謙信による天文期の復興」に際して構築された可能性も残る。

現集落で「カイド」と称される直線的な中心軸線はぴたりと妙高山に向けられている。この都市計画は、越後の戦国大名であり、印文や甲冑などから密教や山岳信仰への傾倒が認められる謙信、景勝のいずれが行ったとしても不思議ではない。ただし、その工事規模の大きさと、内山地籍の遺構との断絶を考えたとき、その「適任者」はやはり景勝であろう。内山地籍の遺構とほとんどつながりを残さず、新しい空間を作り出す形で小菅を復興させ、なおかつ越後の霊山に軸線を据えるという事業は、謙信が永禄7年に「退転」と記した深刻な衰退の上に、景勝が新たな領主として実施したと考えるのが最も無理がない。このことから、内山地籍の遺構群の大半は、永禄7年の「退転」の記述までに廃絶していたものとひとまず考える。

現在、住宅などに使用されている雛壇状の造成とは別に、2点の霊場絵図には北龍池（現北竜湖）、蓮池、南龍池の三つが霊場を荘厳する「泮池」のように描かれている。「龍」「蓮」の呼称だけでも水や仏教との結びつきを暗示するに十分であろうが、蓮池の場合は、かつてそこで「稚児舞」が奉納されたという記述もあり、霊場の核と言える。一方、北龍池は小菅集落からは尾根の北側で目視することができず、霊場の景観要素ととらえられるか課題もあった。しかし、今回の調査で見出された、明治15年（1882）の北龍池に部外者が無断で網を仕掛けた旨の届出（『小菅区有文書』長持3号11-6）によって、この池が明治時代まで「放生池」として用いられていたことが明らかになった。

3）鳥居前小菅の成立

このような小菅の霊場に再び大きな転機が訪れたのは、上杉景勝の会津転封であった。大聖院以下の院坊は、景勝に従って小菅を後にし、残された院坊跡の空間に、農村の居住域が形成されるのである。霊場小菅の整備は近世に入って飯山藩主によって継続されるが、その対象となる一山組織は、中世よりはるかに小規模なものになり、余剰な空間が街村的な居住空間（鳥居前集落）に変容したとみられる。

この居住空間は近世史料中で「居村」と表現され、検地帳から江戸初期には成立していたとみられるが、これについては第3章第4節で述べる。

（5）奥社・里宮・村の空間構成

近世に入ると、小菅八所権現は、大聖院・里宮の二極と村とによって支えられるようになる。「延

享古絵図」で大聖院と里宮の隣接地にそれぞれ「役人屋敷」「社人屋敷」が描かれている景観が、この体制を反映したものであろう。村方の文書から、このような景観が生じる経過を読み解いてみたい。

1）大聖院（別当）と里宮（神主）の関係

大聖院は「小菅山八所大権現」の別当で、一山を統括する立場であった。天和３年（1683）の「寺社領由緒書」では「別当」の語はないが筆頭に記され、以下「桜本坊･社家（山城守)･大工」の順に記されていて、別当方と神主方の具体的な関係までは良くわからない。ただし、神社について記した部分で「小菅大権現里宮および末社」に加え、関沢・針田・前坂などの七社が「鷲尾山城」の支配であると明記され、神主鷲尾山城守は「小菅山八所大権現」と「里宮」との一部重複した二重の存在であったとみられる。

宝暦４年（1754）の「村差出覚控（『小菅区有文書』別置３号８-1)」では、里宮の鷲尾神主が「京都吉田殿門弟」であると明記しており、遅くとも 18 世紀半ばには、神主方は「吉田神道」の流れであることを強調していたことがわかる。一方で大聖院方には山岳信仰や観音信仰と結びつきがある三輪神道の巻子が伝来しており（第３章第３節１項)、神主方と寺方とで異なる神道を奉じていた可能性がある。

文化６年（1809）の「御代官杉庄兵衛支配所神社取調帳（『鷲尾家文書』１)」は、19 世紀の里宮の様相をとらえる上で重要な史料であるが、この帳には末社のある氏子村々の押印がある反面、大聖院は名も印もなく、作成に一切関与していない。このことから、少なくとも 19 世紀初頭には、神主が大聖院と対等の立場に立とうとし、公的にもそれが許容されたことがわかる。

以上のように、18 世紀半ばから顕在化しはじめる里宮自立の画期は 19 世紀初頭にあり、文化 14 年（1817）成立の「小菅神社傳記（『小菅神社文書』別箱４)」も、その文脈において整えられたものという見方が可能である。

2）「祇園」としての里宮、村と里宮

次に、祭神からみた里宮の性格を検討したい。小菅権現が寺方の縁起で「摩多羅神」とされていることはよく知られている。一方、里宮の祭神は現在では「素戔嗚尊」と説明され、柱松行事の際の里宮の祭礼も「祇園祭」と考えられている。このため、現在では柱松行事の特色は、「奥社から下ってくる『松子』に象徴される修験道のカミと、里宮の素戔嗚尊（牛頭天王）とが講堂庭に収斂する」ことと説明されている。しかし、少なくとも祭神の性格については、現奥社と里宮とを異質なものととらえることには慎重さが必要で、残存史料からこれについて確認したい。

まず、寺方の縁起にあたる「来由記」と「略縁起」は、いずれにも「摩多羅神」の名が記されているが「素戔嗚尊」の名は見あたらない。一方、「素戔嗚尊」は、現在判明している限りでは文化６年（1809）の「御代官杉庄兵衛支配所神社取調帳（『鷲尾家文書』１)」が初出で、これは神主方の文書である。それ以降、江戸末期成立の「信濃奇勝録」は神主方の史料をもとに「素戔嗚尊」を祭神とし、明治 11 年頃の書き上げである『長野縣町村誌』でも「素戔嗚尊」とされている。明治以降については、廃仏毀釈の流れのためであろうが、江戸期のいずれかの段階で素戔嗚尊と摩多羅神とを同体とする認識があった（もしくは外部から導入された）はずである。

文化 14 年（1817）の「小菅神社傳記（『小菅神社文書』別箱４)」には、「小菅権現」が「馬

頭観音すなわち摩多羅神であって、神代には素戔嗚尊」であると明記されている。これは、小菅において「摩多羅神」「馬頭観音」「素戔嗚尊」が習合していたことを示すきわめて重要な史料であり、同時に、正体がつかみにくい摩多羅信仰に関する稀少な史料である。

18 世紀の後半から 19 世紀初頭に、神主方が「吉田神道」を標榜して里宮の独自性を打ち出す流れはすでに触れたが、「小菅神社傳記（『小菅神社文書』別箱４）」に明記された「馬頭観音＝素戔嗚尊」の説明も、この文脈の中においてとらえられよう。

素戔嗚尊は祇園信仰の祭神であり、牛頭天王と習合している。摩多羅神と牛頭天王は、いずれも外来の「異神」（※註１）で、恐ろしい障礙神・行疫神であるとされているが、その力をもって魔を払うという現世利益の考え方は、観音の中で唯一の忿怒形で表現される馬頭観音にも通じるものがある。

現在、摩多羅神は、その信仰が江戸時代に天台宗内で禁止されたこともあり、非常に実像がつかみにくい。しかし、近年は研究が進み、様々なカミと習合し変質していく様相がとらえられている（※註２）。それらの事例の中では摩多羅神・赤山明神・新羅明神は牛頭天王と同体であると考えられている。また、14 世紀に成立した天台宗の百科事典とも言うべき「渓嵐拾葉集」の中では、摩多羅神を「摩訶迦羅天（密教的な大黒天のこと）」であるとも書いている。風切峠の西側にある「大黒石」も、もし中世以前に遡るならば、このような中世神道の文脈において理解すべきかもしれない。このような祭神の性格から、小菅神社の祭礼は、今後、より深く検討する価値が高いと言えよう。また、信濃における摩多羅神信仰の広がりについても、牛頭天王との結びつきが強い蘇民将来符を視野に入れて検討すれば、より具体的な像を描くことができよう。

他方、文化６年（1809）の「御代官杉庄兵衛支配所神社取調帳」の「年中神事」を調べると、６月 25 日の未刻に「溜池水神祭」（同日巳刻には風祭）の記述がある。この段階で里宮は、農業生活に密着した祭礼を担当しており、山岳信仰・修験とは別に、農耕の神として村に密着していた側面が確認できる。氏子七村との結びつきも、このような祭祀を紐帯としたものであったろう。６月晦日の「名越祓」には、「是ハ離宮之前ニ方廿間計成池水盈リ、依之離宮ニ而勤」とある。「離宮」は御旅屋を指した語であるかもしれないが、天和３年（1683）の「寺社領由緒書」では、神戸の宮を「里宮の離宮」と記しており、もし離宮の池で行われた祭祀が神戸遺構群に残る池跡と結びつくとすれば非常に興味深い。

いずれにせよ、この段階で里宮は、農耕生活と深く結びつき、村と独自のチャンネルで結びついていたのであり、この面でも、今日、柱松行事が「里宮と奥社のカミが出会う場」ととらえられる基盤ができてきたといえる。

３）堂社からみた小菅の景観／村持ちの堂社の誕生

このような流れの中で、村がどのような立場・役割であったのかを最後に確認しておきたい。ここでは、集落景観に関係するものとして、特に「行屋」と「十王堂」に注目する。

まず、天和３年（1683）の「寺社領由緒書」では、多数の堂の名が記されているが、「行屋」「十王堂」の名は見えない。

宝暦４年（1754）の「村差出覚控（『小菅区有文書』別置３号 8-1）」には、「本尊大日」として「行屋」が登場する。本尊から密教系の山岳修験の「行」に関連する施設と思われるが、史料中の配列からは大聖院支配の施設であったとみられる。この差出では、大聖院以外の寺として「菩提院・圓正院・浄蓮坊・大日坊」が「先年三十七坊之内残り寺方」として記載さ

れる。「寺社領由緒書」よりその数が増え、かつての院坊にゆかりのある院坊が少数ながら復活する傾向がうかがえる。

文化15年（1818）の「信州高井郡小菅村指出明細帳（『小菅区有文書』別置３号 8-2)」は「行屋」に関して画期となる史料で、初めて登場する「十王堂」とともに、大聖院支配の堂宇でも神主支配の社祠でもない位置（村持ちの施設）に記載されている。

文政５年（1822）の「信州高井郡小菅村差出明細帳（『小菅区有文書』別置３号 8-5)」になると、村持ちと思われるものはさらに増え、「行屋・十王堂・諏訪大明神・金比羅社」が列記されている。金比羅は、摩多羅神と習合する場合もある神だが、これ以前に小菅に信仰が根付いていたかどうかは分からない。風切峠には少なくとも３基の近世の金比羅碑が確認されているので、19世紀に信仰が厚くなったのかもしれない。

以上の流れから、19世紀初頭には「行屋」「十王堂」などが村のものとして運営された様相が読み取れ、天保６年（1835）の「十王堂一件覚帳（『小菅区有文書』別置３号92)」（修理に関する覚え書き）などの史料もその流れに位置付くものである。小菅に展開した多様な祭祀や信仰行事の中で、村は決して従属的な存在ではなく、寺方と神主方に属さぬ堂社を主体的に運用していた。その画期はやはり19世紀初頭と言えるだろう。

絵図の一点（『小菅区有文書』別置絵図47）から、行屋は十王堂跡から桂清水に向かう道の東側で大海清水近傍に位置したものとみられる。現在、行屋跡に関連する行事や習慣は確認できないが、山形県内の「行屋」は里人が霊山に入る際に水垢離をとる場（第４章第１節に詳述）であり、里修験との関わりが考えられる。加えて、十王堂跡に残された「休石」で柱松行事の験比べの最終的な決着がつけられることを勘案すると、この一帯は重要な村が主体となった柱松行事運営の舞台とも言うべき重要な景観要素である。

（６）小菅神社と村の空間構成

明治維新になると、小菅も廃仏毀釈の大きな波に呑み込まれることになる。最後に、このときの小菅について空間構成と景観の面から簡単に触れておくことにする。

１）神主が２人いる神社へ

神仏分離令をうけ、「小菅山八所大権現」は、仏教色を廃して「八所大神」（小菅神社）となり、別当武内氏は僧職から神主に転身した。これにより、小菅神社は、武内神主と鷲尾神主の二人の神主が並び立つ神社となった。このとき、「行屋」と「十王堂」は末尾に書き上げられ、村持ちのままとなったものとみられる。

２）廃仏毀釈の影響

現在、小菅の里のあちこちにある石仏の首は、多くが折損している。これは、おそらく廃仏毀釈の流れの中で起こった出来事と思われる。しかし、小菅神社自体は、地域の人々からも参拝者からも大切にされた。写真2-6-2-4の丁石は、明治期に船石の傍らに据えられたもので、大きく屈曲して急斜面を登る場所で、分かりにくい参道を指で指し示している。小菅では、このような近代の石造物は少なくない。また、特に風致景観の維持等については、官有林になった旧社領の下げ戻し請求と一体となって史料が残存し、むしろ明治期に入ってから具体的に「目に見える」形になったと言える（第４章第１節）。

この段階の「神社を守ろうとする」村の取り組みが、今日まで柱松行事を継承してくる上で大きな原動力となったことは想像に難くない。廃仏毀釈を含む明治維新の変革は、寺院としての小菅山の力を削ぎ、全体として小菅から仏教色を薄めたことは間違いないが、反

面、村人たちが「自分たちの神社」として主体的に小菅神社を守る活動を強める画期となった。

以上のような霊場の変遷にともなって、谷の内部の性格や景観も変化するが、それについては第3章第4節で述べる。

写真 2-6-2-4　船石の脇にある丁石

3．谷ごとの役割分担

小菅地域の谷は、時代に応じて変容しながら、谷ごと空間ごとに生業・生活においてしかるべき役割を分担し、それによって小菅の文化的景観が形成されてきた。ここでは、小菅の景観単位の基盤をなしている空間ごとの歴史的経過を整理する。

（1）「山内」と「裏山」

1）「小菅」とはどこまでか

現在でも、単に「小菅」と言った場合、その範囲は漠然としてわかりにくい。中でも混乱を生じさせるのは、小菅集落のある谷の北側にある北竜湖周辺である。ここも小菅同様断層と山体崩壊によって形成された地形で、中心にある椀形の窪地に堤防が築かれて溜池としての現在の北竜湖ができている。この周辺は「大菅」と呼ばれ、史料中ではあたかも「小菅」と対等であるかのように用いられる場合もある。しかし、近世から近代の行政単位では、「大菅」はあくまで「小菅村」の一部である。そのため、享保元年（1716）の「大菅検地帳（『小菅区有文書』長持1号12)」のように、「小菅村の大菅」の検地帳が作られ、しかもその中には「坂下」「池端」「北平」などの小字名が列記されるという状態が生じる。小菅集落の人々の祖先が大菅から移住したという伝承は、このような「大菅」の特色とも関連するのかもしれない。

現在の行政区分としての「小菅」は、上記の大菅と狭義の「小菅」（集落のある谷の空間）とをあわせたものだが、遡ればその範囲はもっと広く、少なくとも信仰に関連する場面では近代までその結びつきが維持された範囲もある。

最も広い範囲として、「来由記」に「結界神境」と記されている七ヶ村（小菅、北沢、針田、前坂、関沢、小見、神戸）が上げられる。個々の村の厳密な境界は分からないが、ここに含まれる「前坂」の谷の源頭部には「赤滝（閼伽滝か)」があり、神戸の谷の最奥部には「万仏岩」がそびえ立つ。第4章第1節でも述べるが、「延享古絵図」では小菅の谷の背後を取り囲むこの空間を、「権現裏山」として、「赤滝（閼伽滝)」と「満仏岩」を描き、「裏山」の語はないまでも「伝永禄絵図」もこれらを克明に描いている。空間構成が類似する戸隠山の例に学べば、小菅山も背後の滝や岩峰まで含めて一体の霊場ととらえられていたであろう。この空間構成は、山への信仰に根ざす小菅の霊場の本来のあり方を彷彿とさせる。また、七ヶ村に神戸が含まれるからこそ、神戸遺構群と「神戸のイチョウ」の存在意義が理解できるのである。

文化的景観としての「小菅の里」は、上記「七ヶ村」の広がりには及ばないものの、小菅権現に対する信仰を紐帯にして今日までやわらかく結びついてきた地域の中から、文化財保護の仕組みとして適切な景観地を選定しようとするものである。

2）前坂との境界画定

上記のように、別の村でありながら、小菅権現への信仰を核としてやわらかく結びついた村々も、近世に入ると村と村の間の中立的な空間がなくなり、境を接する箇所で境界を画定させる必要が出てくる。これが史料から具体的に読み取れるのは、明和元年（1764）の小菅、前坂両村の境界確定（『小菅区有文書』別置絵図 44）である。ここでは、あたかも傍示石のように大石が境界に選ばれ、絵図に描かれている。秣やカヤなどを入手するための入会として重要であった天池地籍の境界を画定するもので、18 世紀後半には「結界神境」の意識とは別に、生活生業のための空間確保の必要から、このような境界画定が行われたのであろう。

3）社領の境界

上記の境界画定より成立が早い「延享古絵図」も、小菅社領の境界を画定する必要から作成されたものとみられる。この外縁部分にも、神域の結界を示すと見られる石が複数描かれており、結界内には「小菅山内」の語が記されている。

（2）大菅溜池の成立と用水の充実

現在の小菅の農業を支えている、北竜湖をバッファとして農繁期に必要な用水を確保する用水体系はいつ成立したのであろうか。

現在「北竜湖」と呼ばれる半人工湖は、その堤が公儀や藩の普請所とされたため、近世史料には「大菅溜池」の名で多数記されている。しかし、いずれの史料も示し合わせたように、「いつから普請所になっているかわからない」と記している。このことは、「大菅溜池」の成立の古さを示すとみられる。もともと北竜湖は湧水地帯にできた窪地であり、当初から池であったとみられるが、この水を尾根の南側に引くという特徴的な灌漑システムも、自然発生的に少しずつ構築された可能性が高い。

現存する史料の中で、もっとも早い時期の普請を記した元文５年（1740）の文書を写した「信州高井郡小菅村用水溜池御普請明細帳写」（『小菅区有文書』別置３号 118 ／天保 12 年写し）には、「元禄７年（1694）に大菅溜池と長さ 36 町の溜池末用水が改修された」旨が記されているので、遅くとも 17 世紀には、現在の灌漑システムの原形が完成していたであろう。

小菅の検地帳の根幹を成している慶安５年（1652）畑方検地帳（『小菅区有文書』長持１号４）を調べると、北澤地籍・北大門地籍で水田化が顕著で、その画期の一つが元禄８年（1695）である。先の史料が記す「大菅溜池（北竜湖）」と「溜池末用水（ひましめ用水）」の改修が元禄７年（1694）とされていることは、この水田化の時期と一致している。

集水域が比較的狭い小菅地域では、年間を通じて広い水田を潤す安定的な水源を確保することは容易でなく、江戸時代の早い時期から北竜湖を用いた灌漑システムが成立していたのであろう。斜面上方に位置し、当初は畑として開発された北沢や北大門の耕地が水田化するためには、このシステムの安定化や供給力向上が必要であり、その進展とともに集落付近の水田化も進展するという仕組みであったのだろう。

小菅には、同じ史料（『小菅区有文書』別置３号 118）に記されている用水がもう一本あり、長さ 18 町で小菅村だけの飲み水とある。この用水は、用途から内山用水とは別のものとみられるが、明治四年の「村差出明細書上帳（『小菅区有文書』別置３号 109-1）」にも長さ 36 町の「溜井用水堰堀（ひましめ用水）」と同 18 町の「出水用水堰」が記載されていることから、江戸時代を通じて小菅村の生活と生産を支えた基幹用水と考えられる。

正確な時期は不明だが参道南遺構群の院・坊群が廃絶した後、遺構群上部は「内山用水」の集水域として利用されており、参道北側の「花清水」を源頭とする水は大聖院上方を横切って現集

落の南半を巡って南龍池跡に達するという、複雑な用水体系が形成された。かつては霊場の荘厳の一部をなしていた南龍池跡は、近世にはほぼ全面的に水田化され、北竜池は農業用の溜池として利用される。

これらは、絵図や遺構として残るだけでなく、その一部は現用の施設である。とりわけ、北竜湖は、集落北隣の大菅の谷を集水域に組み込むとともに渇水期を乗り切るためのバッファとして重要な役割を果たしている。このように、小菅では、限られた集水域や生産域を効果的に活用する営みが景観として残っている。

（3）大菅の割山

大菅の山野は、主として「権現松山」のような社領山と、村の「割山」から構成されている。個人による改変を抑止するため、定期的に使用区画をローテーションする仕組みが史料から確かめられており、大菅は狭義の小菅が必要とする薪炭や秣・カヤなどを供給する重要な空間だったとみられる。

現在でも、柱松行事の際の松ソダなどは大菅で調達されるが、このような準備作業からは、かつて村の共有地や資産を活用し、自律性の強い村落経営を行ってきた小菅の村落共同体の素顔が浮かび上がる。

4．峠と道～小菅という「場」の成立

（1）「要害」としての小菅

正平4年（1349）に、北朝方の高梨氏は南朝方の市河氏と戦って破れ、小菅に陣をとったとみられる。このときの経緯は上杉憲将の2通の書状（『信濃史料』第六巻206～207頁）に記されるが、注目されるのは小菅が「小菅寺」「小菅用害（要害）」と記されていることである。さらに、10月日付けの文書では、「小菅用害（要害）」の搦手に向かった市河氏が「大菅口」で奮戦したと明記されていることである。

「楯籠もる（城郭を構え旗幟を鮮明にする）」こと自体が武功とされた南北朝時代にあって、「要害」は交通の要地など社会的に意味のある場で、地形や心性の面での防御性もしくは「攻めにくさ」も兼ね備えた地であった。南北朝時代の北信濃から例を拾えば、長野市の長谷寺に陣を取ったとみられる「塩崎城」などもこれにあたる。

小菅において大菅を「搦手」とする表現は、北竜湖断層に沿って前坂から小菅集落に至る道筋が南北朝時代にすでに使われていたことをうかがわせる。「搦手」の語から神戸側を「正面」と考えるのは我田引水が過ぎるであろうが、「神戸道」「前坂道」の両ルートは中世以来の交通路と考えて良いのではないだろうか。

（2）市が立つ場としての小菅

小菅の祭礼における「日市」の存在は、梅干野成央が「近世市場の小屋掛けに関する建築史的研究」（※註3）で注目したことで、小菅という場の核として注目されるようになった。百姓たちがそれぞれ「見世」のスペースを持っていたことは複数の史料から明らかで、彼らの収入源になっていた。

今回の調査により、「宝暦四 村差出覚控（『小菅区有文書』別置3号 8-1）」の一部に、講堂庭を指して、「前々より市場ニて御座候、右境内其外ニ毎年祭礼日市中、商人見世小屋・茶屋、古来より惣村百姓共持来申候」とする記述があることがわかった。これは、前々よりの「市場」と「祭礼日市」とを区別した記述で、講堂庭が祭礼以外にも「市」としての性格を有していたことを物

語っている。

（3）芸能と柱松行事

小菅権現の主尊である「摩多羅神」は、障礙神であると同時に、能楽の伝書では「後戸の神」「宿神」として、その発祥に深く関わった（芸能の神）とされている（※註４）。小菅で行われる現在の柱松行事に「鎮め」の要素がうかがえる所作があることは第２章第１節で述べたが、「祭礼日市」では正式の祭事以外にも各種の芸が披露されていたことが史料からうかがえる。これは芸能の神である摩多羅神に奉納した名残かもしれないが、いずれにしろ、山中の市に人が集まり様々な芸能が披露されたという、小菅という「場」の特色をよく示す事実である。

（4）「都市的な場」としての小菅

千曲川の河床から一段高い山懐にあっても、河道が安定する以前には、千曲川右岸には小菅を通過する以外に安定した交通路が確保できなかったものとみられる。しかも、小菅経由では、北竜湖断層が形成した断層鞍部を利用した「神戸道」「前坂道」を通過することで、負荷の少ないルートをとることができた。自動車道を基準として今日の主要交通路とは異なるが、小菅は近世以前における「山の道」の要地であったと言って良いだろう。

この報告では十分踏み込めないが、山村ではあっても、小菅はこのような道と市の存在により、都市的な性格の萌芽がみられた独特の「場」（※註５）であったであろう。

写真 2-6-4-1　越後と善光寺を示す道標

また、上記のルートは、「来由記」に記された、前坂の北の鳥居から神戸の南の鳥居までという神域の広がりを支える道で、神戸で確認された社寺遺構は、このような広がりを具体的に示す景観である。これがあってこそ、長野県下最大の「神戸のイチョウ（県天然記念物）」がここにある意味も説明される。さらに、「追分」に残存する「越後道」の道標（写真 2-6-4-1）も、このような条件を反映したものと言える。現奥社への奉納品にも、新潟県内の信者からのものが多数見られ、より広域の信仰圏にもこの道は影響をおよぼしたものと見られる。

他方、千曲川左岸との交通は、江戸時代末から近代にかけて舟渡から舟橋へと変遷していき、小菅村が他の村々とともに応分の負担をしたことが、区有文書から読み取れたが、神戸から前坂に至るルートとの関わりに関する手がかりは見いだせていない。

図 2-6-4-1　「信濃高井郡小菅山元隆寺之図」（ 版本）

この写真は明治 23 年（1890）の「縣社御願（『小菅区有文書』長持 3 号 39-2）」に綴られていたもの。年号の数字が「九」に見えるのは後筆で、本来は「元」であることが他の刷りからわかる。

註１：山本ひろ子，『異神 中世日本の密教的世界』，平凡社，1998

註２：山本ひろ子，前掲書、宮家 準，『神道と修験道 －民俗宗教思想の展開』，春秋社，2007 など

註３：信州大学博士論文，2007

註４：服部幸雄，『宿神論』，岩波書店，2009、谷川健一，『賤民の異神と芸能』，河出書房新社，2009 など

註５：網野善彦が提唱した「都市的な場」の概念をふまえて石井　進が「坂と峠」（『日本民俗文化大系６漂泊と定着』，小学館，1984）の中で指摘している「あつみをもった境界」や、桜井英治がこれとの類似性を指摘（「『場』の発想－中世都市論の構想と系譜－」，『中世都市研究 17　都市的な場』，山川出版社，2012）する伊藤　毅の「境内論」（「境内と町」，『年報都市史研究』１号，1993）からは、小菅は「山中（境界・道）であるがゆえに『都市的な場』となった」という理解が成り立つかもしれない。

第３章　集落の形成と変遷

第１節　近世小菅の成立：17 世紀の小菅

１．中世の小菅から近世の村へ－検地と村落の姿

中世において霊場として知られた小菅は、近世に大きな変容を遂げた。

まず小菅村の基本的な性格を考察するために、17 世紀前半の小菅村の状況を、慶安５年（1652）の検地帳から考察しよう。表 3-1-1-1 は、小菅神社領（八所大権現領）の検地帳 A「信州高井郡小菅山社領検地帳」(『小菅区有文書』長持１号 -1) から、神社領に耕地を持つ名請人とその所持高、田畑、屋敷地の別を示したものである。備考欄に数字で示したが、名請人は 27 名である。また、23 の「山城」は、里宮の神主・鷲尾元重であり、７の「桜本」は、三十七坊の一つの桜本坊と考えられる。どちらも屋敷地のみを名請している。鷲尾元重は鷲尾家の初代で、天正 13 年(1585)に京都吉田家から継目免許を認められた人物である（「当家記録」、『鷲尾家文書』３）。「山城」と「桜本」を除く名請人は 25 名となり、この中には１の「牛」や３の「かわや」など、差別と結び付く可能性がある名前を持つ名請人を含んでいる。「信州高井郡小菅山社領検地帳」によれば、田方が 20 石１斗６升９合、畑を田に直した畑直高 13 石３斗３升３合、畑高（屋敷地を含む）25 石９斗８升３合、合計 59 石４斗８升５合である。大久保長安が、慶長９年（1604）に寄進した土地は 60 石であり（「大久保長安寄進状写」、『小菅神社文書』別箱 21)、ほぼ一致する数値である。

番号	田方	畑方	屋敷地	所持高	名請人	備考
1	×	○	○	0.059	牛	1
2	×	○	×	0.13	大菅　勘左衛門	2
3	×	○	○	0.872	かわや	3
4	○	○	○	6.208	源助	4
5	○	×	×	2.23	新左衛門	5
6	○	○	×	5.674	作右衛門	6
7	×	×	○	0.56	桜本	7
8	○	○	○	2.125	佐次右衛門	8
9	○	○	○	5.038	三吉	9
10	×	○	×	0.194	四郎左衛門	10
11	×	○	○	1.81	新左衛門	11
12	×	○	×	0.072	甚左衛門	12　小菅村藩領に屋敷地あり
13	○	○	×	2.634	助左衛門	13
14	×	○	×	0.07	助蔵	14
15	×	○	×	0.48	仲右衛門	15
16	○	○	○	1.559	半右衛門	16
17	×	○	×	0.128	半助	17
18	○	○	○	2.078	茂右衛門	18
19	×	○	×	0.16	茂兵衛	19
20	○	○	○	3.227	弥右衛門	20
21	×	○	×	0.06	弥助	21
22	×	○	×	0.583	弥惣	22　小菅村藩領に屋敷地あり
23	×	×	○	0.648	山城	23
24	○	○	○	6.767	与右衛門	24
25	×	○	×	1.498	与惣右衛門	25
26	○	○	×	7.575	与兵衛	26
27	○	○	○	7.891	六右衛門	27

表 3-1-1-1　社領百姓の所持地

慶安５年の検地帳は、前述の小菅神社領の検地帳の他にＢ「信州高井郡小菅村田方検地帳」（『小菅区有文書』長持１号 - ５）とＣ「信州高井郡小菅村畑方検地帳」（『小菅区有文書』長持１号 - ４）の２冊が現存している。前述のＡ検地帳が社領のものならば、後者のＢ田方・Ｃ畑方の検地帳は小菅村の飯山藩領分のそれらと考えるのが自然であろう。しかし、Ｂ「信州高井郡小菅村田方検地帳」には「山城」という人物の名請地が、Ｃ「信州高井郡小菅村畑方検地帳」には、「山城守」と「桜本」の屋敷地、及び「かはや」「牛」の名請地が書上げられている。表 3-1-1-2 として、両帳の「かはや」、「牛」、「山城（守）」、「桜本」の名請地を示した。屋敷地の記載が一致することから、Ａ帳の記載が、Ｃ帳に踏襲されていることが明らかである。さらに、「山城（守）」は、社領のみではなく藩領にも田方と畑方の名請地を所持し、「かはや」「牛」は、社領と藩領の両方に畑方と屋敷地の名請人として記載されている。Ｂ・Ｃ帳では、社領と藩領の名請人を弁別するために、同名の社領百姓の所持地に「寺」・「寺分」との肩書を付けて、藩領百姓地と紛れないよう差別化を図っている。

① 慶安5年4月小菅山社領検地帳

地字	等級	間数	面積	分米	名請人
屋敷添	下畑	1.5×3	0.00.04	0.011	牛
	屋敷	6×2	0.00.12	0.048	牛
	屋敷	9×18	0.05.12	0.648	山城
桂清水	下々畑	2×6	0.00.12	0.024	かわや
	屋敷	10×9	0.03.00	0.36	かわや
屋敷そへ	下畑	6×16	0.03.06	0.256	かわや
屋敷そへ	下々畑	2×1	0.00.02	0.004	かわや
屋敷そへ	下々畑	3×1	0.00.03	0.006	かわや
屋敷そへ	下々畑	3×1	0.00.03	0.006	かわや
	屋敷	14×10	0.04.20	0.56	桜本

② 慶安5年4月小菅村田方検地帳

地字	等級	間数	面積	分米	名請人
みつこし	中田	13.5×20.5	0.004.15	0.585	山城守
みつこし	下田	4.5×3.5	0.00.16	0.059	山城守
みつこし	下々田	13.5×7	0.03.04	0.282	山城守

③ 慶安5年4月小菅村畑方検地帳

地字	等級	間数	面積	分米	名請人
やしきそい	下畑	1.5×3	0.00.04	0.011	牛
	屋敷	6×2	0.00.12	0.048	牛
	屋敷	9×18	0.05.14	0.648	山城守
	池田	1.5×3	0.00.04	0.011	山城守
	池田	5×15	0.02.15	0.20	山城守
	池田	2×10	0.00.20	0.04	山城守
かつら清水		2×6	0.00.12	0.0.024	かわや
	屋敷	10×9	0.03.00	0.36	かわや
屋敷そひ	下畑	6×16	0.03.06	0.256	かわや
屋敷そひ	下々畑	2×1	0.00.02	0.004	かわや
屋敷そひ	下々畑	3×1	0.00.03	0.006	かわや
屋敷そひ	下々畑	3×1	0.00.03	0.006	かわや
一本木	下々畑	14×8	0.03.22	0.224	かわや
かさきり	下畑	5×13	0.02.05	0.173	かわや
かさきり	下畑	8×10	0.02.20	0.213	かわや
	屋敷	14×10	0.04.20	0.56	桜本

表 3-1-1-2　社領と飯山藩領検地帳との記載の比較

表 3-1-1-1 から、全ての社領百姓が社領内に屋敷地を所持していないことは明白であり、屋敷地の所持の有無が社領百姓の要件ではない。次に、12 の甚左衛門、13 の助左衛門、22 の弥惣は、C 検地帳に屋敷地が記載されているので、飯山藩領小菅村の百姓である。２の勘左衛門には、「大菅」の肩書きがあるので、北龍湖東岸に立地していた大菅集落を本拠地とする百姓で、社領に入作していると判断できる。僅かの例ではあるが、小菅社領の田畑は、社領百姓のみではなく、飯山藩領小菅村、及び中世に小菅庄を構成していた周辺の村々の百姓によって所持され、耕作されていたのである。あるいは、いわゆる「村切」が明確な形では行われていなかった可能性もあろう。

天文 11 年（1542）の「信濃国高井郡小菅山八所権現并元隆寺来由記」（『小菅区有文書』30 号 2-1、なお笹本正治「信仰の変化とまつり」に翻刻と現代語訳が掲載されている。笹本論文は、『長野県飯山市小菅総合調査報告書―市内遺跡発掘調査報告　第二巻　調査・研究編』所収）によれば、当時は、小菅・北沢・針田・前坂・関沢・小見・神戸が神領であったという。この７ケ村は、小菅神領として特別なまとまりを持った地域であったと想像される。同様の例として、鶴岡八幡宮の門前村の「鎌倉十一ヶ村」（「鎌倉中」）があげられる（『鎌倉市史』近世通史編、吉川弘文館、1990 年）。「鎌倉十一ヶ村」は、鶴岡八幡宮に奉仕する村として社役を担っていた。小菅地域においても、中世以来の神領７ケ村のまとまりが優先され、個別村として村切りが行われなかったとものと推察される。

さらに注目したいのが、表 3-1-1-3 として示した字「内山」の土地所持の状況である。字「内山」を名請しているのは、社領の百姓のみで、藩領の名請地は存在しない。「内山」は、奥社への参道の両側の地字であり、いわば神社の境内地の延長のような場所＝一種の聖域であったと考えられる。

C 帳大尾には、小菅村全体の田高として 147 石６斗４升１合、畑高が 150 石５斗５升２合、田畑合計 298 石１斗９升３合が村高として記載されている。

なお、小菅村の領主は、慶長３年（1589）に上杉家が会津若松に領地替になった後、慶長８年に家康の六男松平忠輝、同 15 年堀直寄、元和２年（1616）岩城氏、寛永 16 年（1639）に松平氏（忠倶･忠喬）となり、さらに宝永３年（1706）から永井直敬、正徳元年（1711）青山幸侶を経て、享保２年（1717）から幕府領となった。

	地字	等級	縦横間数	面積	分米	名請人
1	内山	下畑	7×9	0.02.03	0.168	三吉
2	内山	下々畑	2×6	0.00.12	0.024	四郎左衛門
3	うち山	下々畑	4×15	0.02.00	0.12	四郎左衛門
4	内山	下々畑	8×8	0.20.04	0.128	半助
5	内山	下々畑	1×8	0.00.08	0.016	茂右衛門
6	内山	下々畑	11×11	0.04.01	0.242	弥右衛門
7	うち山	下々畑	10×14.5	0.04.20	0.28	弥右衛門
8	うち山	下々畑	10×7	0.02.10	0.14	弥右衛門
9	内山	下畑	3×10	0.01.00	0.08	与右衛門
10	内山	下畑	3×10	0.01.00	0.024	与右衛門
11	うち山	下畑	8.5×7.5	0.02.04	0.171	与兵衛
12	うち山	下々畑	5.5×5	0.00.27	0.054	与兵衛
				合　計	1.447	

表 3-1-1-3　慶安５年４月字内山の名請地

２．水利の整備と新田開発

前述したA「信州高井郡小菅山社領検地帳」に「畑直地」（「畑」が水利の整備等によって田地に地目が変わること）の記載があることから、近世初頭から慶安５年（1652）に至る間に、小菅村では水利の整備が進められていたことがわかる。表3-1-2-1として掲げた「畑直地」になっている地域の地字は、「宮田」、「うは坂」、「馬乗場」、「さかり」、「二王大門」、「北沢」,「横まくぼ」、「常楽堂」、「池之坊」、「壱本木」、「まくぼ」である。このうち「まくぼ」は、南龍池を用水として利用した開発であり、「常楽堂」は湧水を利用した開発と判断される。延享３年（1746）の「信濃国高井郡古絵図并当時絵図」（図3-1-2-1）には、字「常楽堂」付近に「花清水」の記載がある。現在の調査においても、字「常楽堂」付近に湧水点が確認されている。したがって、この時期の開発は湧水を利用した開発が主であったと判断できる。

図3-1-2-1
「信濃国高井郡古絵図并当時絵図」

地字		等級	縦横間数	面積	分米	名請人
壱本木	畑直	下々田	4×12	0.01.20	0.1	与右衛門
池之坊	畑直	屋敷田	12×15	0.06.00	0.72	作右衛門
うは坂	畑直	下々田	8×4	0.01.02	0.096	源助
馬乗場	畑直	下田	12×6	0.02.12	0.264	作右衛門
北沢	畑直	下々田	16×13	0.06.28	0.624	半右衛門
北沢	畑直	下田	16.5×7	0.03.25	0.422	佐次右衛門
北沢	畑直	下々田	5×20	0.03.10	0.3	与兵衛
北沢	畑直	下々田	25×8	0.60.20	0.4	与右衛門
北沢	畑直	下々田	4×4	0.00.16	0.032	与右衛門
北沢	畑直	下々田	15.5×3	0.01.16	0.092	与右衛門
北沢	畑直	下田	12×14	0.05.18	0.448	与右衛門
北沢	畑直	下田	12×16	0.06.12	0.512	与右衛門
北沢	畑直	下田	3×4	0.00.12	0.032	与右衛門
北沢	畑直	下田	12×8	0.03.06	0.352	与右衛門
北大門	畑直	下田	13×17	0.07.20	0.843	六右衛門
北大門	畑直	中田	10×29	0.09.20	1.257	三吉
さか里	畑直	下田	16×10	0.05.10	0.427	六右衛門
常楽堂	畑直	下々田	4.5×10	0.01.15	0.135	作右衛門
常楽堂	畑直	下々田	6×7.5	0.01.15	0.135	作右衛門
常楽堂	畑直	下々田	5×8	0.01.10	0.12	作右衛門
常楽堂	畑直	下田	8×18	0.04.24	0.528	作右衛門
二王大門	畑直	下田	10.5×21	0.07.10	0.587	弥右衛門
二王大門	畑直	中田	25.5×6.5	0.05.15	0.715	佐次右衛門
二王大門	畑直	下田	20×4	0.02.20	0.293	佐次右衛門
二王大門	畑直	下田	19×10	0.06.10	0.697	助左衛門
二王大門	畑直	下田	6.5×10	0.02.05	0.237	六右衛門
二王大門	畑直	下田	8×8	0.02.04	0.235	助左衛門
二王大門	畑直	下田	20×10	0.06.20	0.733	六右衛門
二王大門	畑直	下田	16×8	0.04.08	0.469	新左衛門
二王大門	畑直	下田	13×16.5	0.07.04	0.785	新左衛門
まくぼ	畑直	下田	4×6	0.00.24	0.064	茂右衛門
宮田	畑直	下々田	3×6	0.00.18	0.54	源助
宮田	畑直	下々田	5×3	0.01.00	0.09	源助
宮田	畑直	下々田	5×2	0.00.10	0.03	源助
屋敷添	畑直	上田	3.5×7	0.00.24	0.096	作右衛門
横まくほ	畑直	下々田	4×12	0.01.18	0.114	助左衛門
横まくほ	畑直	下田	5.5×2.5	0.00.14	0.052	助左衛門
横まくほ	畑直	下々田	1×3	0.00.03	0.006	助左衛門
横まくほ	畑直	下々田	4.5×23	0.03.13	0.206	作右衛門

表3-1-2-1　小菅山社領検地帳の畑直し地

他方、集落西部の字「北沢」、「そりめ」、「北大門」、及び「沢田」では、延宝５年（1677）に新田３反１畝が開発された（「小菅村新田畑検地帳」、『小菅区有文書』長持１号 - ７。図 3-1-2-2 を参照）。さらに、元禄８年（1695）にも字「北沢」、「山口」、「仁王提門」で新田２反２畝余が開発された（「信州高井郡小菅村新田畑検地帳」、『小菅区有文書』長持１号 - ９）。元文５年（1740）の「信州高井郡小菅村用水溜池御普請明細帳写」（『小菅区有文書』別置３号 -118）には、元禄７年（1694）、松平忠倶領時代に字「大菅」の堤が破損して修復したという記載があるので、17 世紀末から北竜湖からの引水が本格化して、新田開発に拍車がかかるようになったと考えられる。また、小菅村の飲水用として引水していた用水堰の補修を、慶安年中に飯山藩の費用で改修している（「信州高井郡小菅村用水溜池御普請明細帳写」、前出）ので、17 世紀半ばくらいから、飯山藩の費用による用水堰等の改修など、従来に比べておおがかりな土木工事が立続けに実施されるようになっていく。

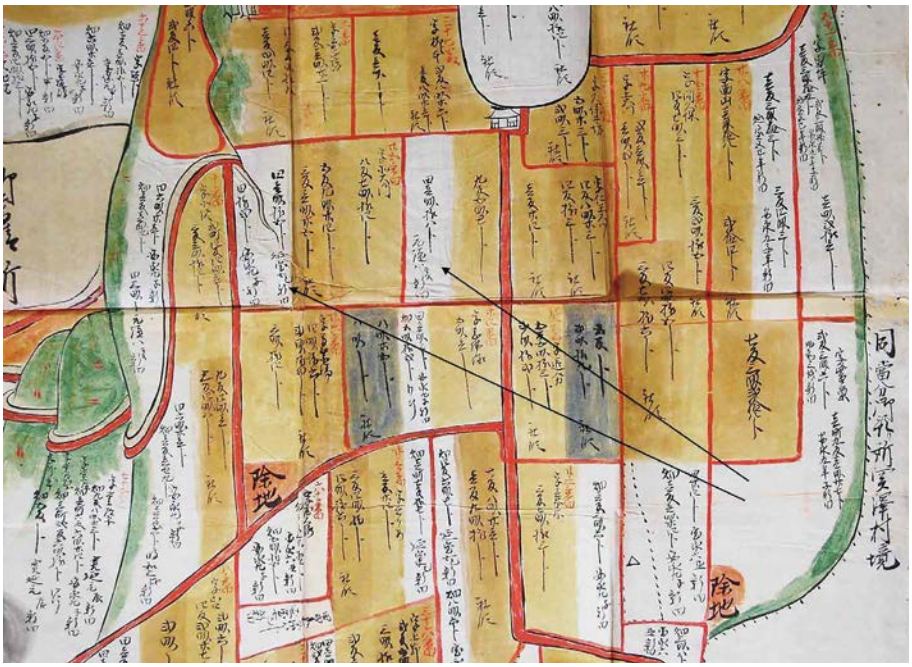

図 3-1-2-2 「小菅村新田畑検地帳」

３．年貢と特産物

17 世紀における小菅村の年貢関係史料は、年貢割付状（その年納付すべき年貢を記載した文書）、年貢皆済状（領収証）は、前者が数通現存するのみであり、年貢の実態についての解明は困難である。したがって、ここでは、現存する数通の年貢割付状を手がかりに 17 世紀の小菅村の年貢について考察したい。現存する最古の年貢割付状を以下に［史料１］として掲げる。元禄 11 年（1698）の割付状（『小菅区有文書』長持１号【年貢割付】- １）である。

［史料１］

一、高弐百三石八斗四升六合　　小菅村
　内　壱石壱升　　御蔵屋敷・庄屋給
　　三拾石　　社領
　小以　三拾壱石壱升

残　百七拾弐石八斗三升六合　　有高
訳
八拾四石七斗八升五合　　田方
此取　五拾五石九斗五升八合　　六六分
八石四斗壱升八合　　元禄八亥改畑田ニ成
此取　四石弐斗壱升　　五ツ取
七拾九石六斗三升弐合　　畑方
此取　弐拾九石六升六合　　三六分盛
取米合　八拾九石弐斗三升四合
一、高九拾四石四斗九升八合　　同所新田
内　壱斗七升　　御蔵屋敷・庄屋給
弐拾八石五斗四升四合　　社領
八斗八升　　荒
弐石七斗四升八合　　戌川欠
小以　三拾弐石三斗四升弐合
残　六拾弐石壱斗五升六合　　有高田方
此取　四拾壱石弐升三合　　六六分
二口納米合　百三拾石弐斗五升七合
外
一、高三拾九石八斗壱升六合　　大菅　立新田
内　弐拾石　　社領
拾石五斗九升弐合　　荒
小以　三拾石五斗九升弐合
残　九石弐斗弐升四合　　有高畑方
此取　弐石弐升九合　　弐弐分
一、高弐拾弐石九斗六合　　巳改　立新田
訳
三石三升九合　　田方
此取　壱石壱斗五升八合　　三五分
拾九石五斗九升七合　　畑方
此取　四石六斗五合　　弐三分五厘
一、高弐石五斗七升六合　　元禄八亥改　立新田
訳
弐石三斗壱升　　田方
此取　八斗九合　　三五分
弐斗六升六合　　畑方
此取　三升七合　　壱四分
取米合　八石六斗三升八合
納米都合此百三拾八石八斗九升五合
一、籾壱俵三斗　　山手定納

高都合　三百六拾三石六斗四升弐合
　内　二百九拾八石三斗四升四合　　本村分
　　六拾五石弐斗九升八合　　立新田分
右の通りあい究め候間、庄屋・百姓残らず立合出入これ無く勘定致し、来る極月十日以前きっと皆済つかまつるべき者也
　　元禄拾壱戊寅年霜月十五日　　井出　五左衛門　㊞
　　川口　源五右衛門　㊞
　　庄屋・百姓中

元禄 11 年当時、小菅村は飯山藩主・松平忠喬領であった。この割付状で興味深いのは、藩領のみではなく、小菅社領分も一緒に書上げられている点である。藩領と社領を合わせた小菅村の村高は、363 石 6 斗 4 升 2 合、この内史料中に下線を引いた 30 石、28 石 5 斗 4 升 4 合と「大菅立新田」の開発による 20 石、合計 78 石 5 斗 4 升 4 合が社領であるので、藩領分は 285 石余となる。年貢関係史料が残っている元禄 12 年、同 15 年は、基本的に元禄 11 年と同じ年貢高である。

「大菅立新田」の開発について付言したい。小菅神社所蔵で、歴代住持の記録である「[　]記録」（『小菅神社文書』別箱 18）によれば、憲秀が住持職にあった時期に、「飯山城主松平遠江守殿（中略）その節隠居領として大菅立新田にて弐拾石これを給う」との記録があり、松平遠江守が小菅の領主であった際に大菅で 20 石を隠居料として与えられたという。憲秀が住持職にあったのは、明暦元年（1655）12 月から寛文 12 年（1672）３月までである（「当家記録」、『鷲尾家文書』３）。したがって、遠江守は飯山藩主松平忠倶を指す。これ以後小菅社領は、78 石 5 斗 4 升 4 合が公称の領地高となった。

17 世紀の特産物としてあげられるのは、まず青苧である。苧（からむし）は、衣料の素材となるイラクサ科の植物で、この植物から採った繊維が青苧である。上杉氏は越後の特産として京都方面に盛んに移出し、江戸時代には、上杉氏の転封先である出羽米沢藩の特産であった。小菅地域もまた、一時上杉領であったためでろうか、青苧（写真 3-1-3-1）が栽培されている。

『小菅区有文書』には、寛永 16 年（1639）の「小杉（小菅の誤り）村青苧改帳」（『小菅区有文書』長持１号 -10）が残されている。この帳面には、青苧の栽培者として 30 名の百姓が記されている（表 3-1-3-1）。前述した検地帳が作成された慶安５年と 12 年しか隔たっていないにもかかわらず、表 3-1-3-1 に示したように、名請人の名前が一致する者は僅か６名にすぎず、しかも社領百姓名と一致する者は皆無である。慶安５年の C「畑方検地帳」には、字「円正坊」の喜右衛門の名請地と、

写真 3-1-3-1　青苧　（高橋勧氏提供）

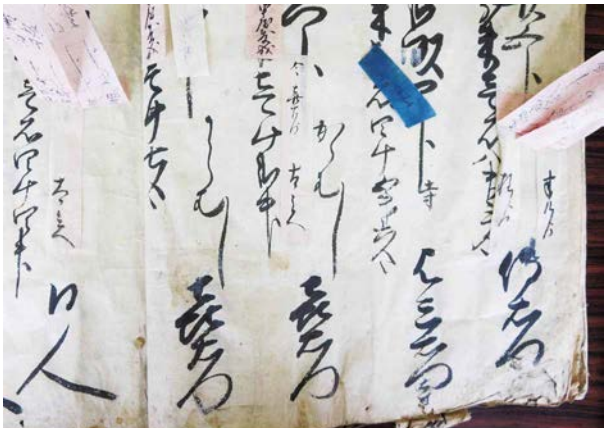
写真 3-1-3-2　「からむし」の注記

字「くほいなり」の六右衛門・孫右衛門・五右衛門の名請地に「からむし」の注記がある（写真3-1-3-2)。したがって、17 世紀前半において、青苧は栽培されていたと考えられる。なぜ、「小杉村青苧改帳」と C「畑方検地帳」の両帳が一致しないのかは、不明である。

	名請人	反別合計	備　　考
1	勘四郎	0.00.26	
2	勘蔵	0.00.18	
3	喜八郎	0.05.00	
4	九右衛門	0.03.00	慶安元年小菅村畑方検地帳に同名の名請人
5	源忠	0.00.21	
6	小三郎	0.00.14	
7	作蔵	0.00.23	
8	左近	0.01.24	
9	三右衛門	0.00.12	慶安元年小菅村畑方検地帳に同名の名請人
10	三助	0.00.03	
11	作右衛門	0.00.05	慶安元年小菅村畑方検地帳に同名の名請人
12	次右衛門	0.00.12	
13	浄蓮	0.02.00	
14	新九郎	0.01.00	
15	甚八郎	0.04.14	
16	惣右衛門	0.00.12	慶安元年小菅村田方・畑方検地帳に同名の名請
17	惣三郎	0.00.22	
18	惣十郎	0.01.22	慶安元年小菅村畑方検地帳に同名の名請人
19	忠助	0.04.07	
20	長三郎	0.00.20	
21	徳右衛門	0.00.21	小杉之内針田村分
22	針田之内　三五郎	0.00.10	
23	彦左衛門	0.00.03	
24	藤平次	0.00.08	
25	平右衛門	0.00.24	慶安元年小菅村田方・畑方検地帳に同名の名請
26	孫十郎	0.00.04	
27	与十郎	0.00.21	
28	与市	0.06.18	
29	与左衛門	0.02.02	
30	与惣左衛門	0.03.22	

表 3-1-3-1 「青苧改帳」の名請人

第２節　近世小菅の展開：18 ～ 19 世紀の小菅

１．村の姿

村の概況を記した村明細帳を用いて、18 世紀半ばから 19 世紀の小菅村の概況を確認しよう。

まず人口と戸数である。表 3-2-1-1 は、宝暦４年（1754）、文化 15 年（1808）、文政５年（1822）、明治４年（1871）の各年次の村明細帳から作成した人口と戸数の一覧である。４冊とも小菅村が幕府領であった時代のものである。宝暦４年当時の藩領分の小菅村の戸数は 72 軒、大聖院領（小菅神社領）の戸数が 18 軒、合計 90 軒の村である。人口は幕領が 326 名、大聖院領 89 名、村全体で 415 名になる（「小菅村差出覚控」、『小菅区有文書』別置３号 8-1）。文化 15 年（「信濃国高井郡小菅村指出明細帳」、『小菅区有文書』別置３号 8-2）と文政５年（「信州高井郡小菅村差出明細帳」、『小菅区有文書』別置３号 8-5）はほぼ同数で、幕領戸数 81 戸、同人口 386 名（文政５年：374 名）、馬数 13 － 14 疋、大聖院領戸数 23 戸、同人口 110 名内外、馬数５疋、この時期が人口・戸数のピークである。

享保２年以降幕領であり、基本的に「中野御支配所」（「乍恐御尋ニ付奉申上候事」、『小菅区有文書』長持３号 10-9-2）、すなわち中野代官所の管轄下にあったが、天保年間には一時越後の脇野町代官所（現新潟県長岡市）の管轄下に置かれたこともあった（「以書付御届奉申上候」、『小菅区有文書』長持３号 53-11、他）。遠方までの現米輸送には困難が伴うので、代金納は小菅村にとって有益であったと考えられる。

年代	幕領戸数	幕領男性人数	幕領女性人数	幕領人口合計	幕領馬数	大聖院領戸数	大聖院領男性人数	大聖院領女性人数	寺領人口合計	寺領馬数	惣戸数	総人口	総馬数
宝暦4年(1754)	72戸	160人	166人	326人	ー	18戸	45人	44人	89人	3疋	90戸	415人	3疋？
文化15年(1808	81戸	185人	201人	386人	13疋	23戸	48人	59人	107人	5疋	104戸	493人	18疋
文政5年(1822)	81戸	181人	193人	374人	14疋	23戸	54人	59人	113人	5疋	104戸	487人	19疋
明治4年(1871)	73戸	179人	175人	354人	ー	23戸	49人	51人	100人	ー	112戸＊	466人＊＊	16疋

表 3-2-1-1 「青苧改帳」の名請人

２．土地と年貢

表 3-2-2-1 は、現存している皆済目録から、年貢高の変遷を示したものである。新田開発の成果により、享保２年の村高は 366 石余に増加し、さらに天明３年には 421 石余に至っている。これは安永８年の新田検地の成果（「信濃国高井郡小菅村新田検地帳」、『小菅区有文書』長持１号-15）で、地味が悪い土地ながら 40 石９斗９升２合の新田を認定している。

	村高	本途	納合(金)
享保2年(1717)	366石289	125石817	176両3分余
安永元年(1772)	377石625	166石455	111両3分2朱余
天明3年(1783)	421石656	171石267	150両0分1朱余
寛政4年(1792)	421石656	171石4546	109両0分1朱余
享和3年(1803)	421石656	158石984	163両0分1朱余
文化元年(1804)	421石656	160石107	107両1分3朱余
文政元年(1818)	421石656	172石511	124両1分1朱余
天保元年(1830)	421石656	173石58	147両余
嘉永元年(1848)	421石656	149石171	130両余
安政2年(1855)	421石656	150石655	120両0分3朱余
万延元年(1860)	421石656	160石84	188両3分1朱余
明治元年(1868)	421石656	154石524	604両2分2朱余

注)永高は金に換算して表記した

表 3-2-2-1　年貢の変遷

年貢は、享保２年の幕領時代から、現物納ではなく代金納であった。米価の変動によって、納入金額には大きな変動があるが、米高は 18 世紀後半以降、170 石前後である。安永３年（1774）の年貢割付状（「午御年貢可納割付之事」、『小菅区有文書』長持１号【年貢割付】-67）に、「右者巳より寅まで拾ヶ年定免の内」との記載があり、巳年が安永２年にあたるので、安永２年からは、年貢納入高を固定する定免制が採られたと考えられる。10 年間を限っての定免である。定免の期間中は、天災があっても 30%以上の損耗がない場合は、規定額を納入する定めであった（「信濃国高井郡小菅村当寅定免切替村限帳」、『小菅区有文書』長持３号 53-2)。

幕領特有の小物成として、伝馬宿入用（五街道の宿場の費用）・御蔵前入用（江戸浅草の幕府の米蔵の維持費）などが賦課されるようになるが、寛延３年（1750）３月の皆済目録までは、臘実運上など地域特有の小物成も賦課されていた（「巳御年貢皆済目録」、『小菅区有文書』長持１号【年貢皆済】-30)。享保３年７月付けの皆済目録には、小物成として、青苧運上銀 35 匁余、紙漉運上 25 匁余、荏代（荏胡麻）等が計上されている（「酉御年貢皆済状之事」、『小菅区有文書』長持１号【年貢皆済】- １)。

３．山野の利用

宝暦の明細帳では、「田畑不残旱損地」（「小菅村差出覚控」、『小菅区有文書』、前出）と、水の確保が難しい村柄を表明しているが、用水として大菅溜池（北竜湖）の水を利用していると述べている。北竜湖の水資源の利用は、前述のように、17 世紀末の元禄くらいから本格化した。北竜湖からは埋樋などを用いて村まで引水した。これら大菅溜池関係工事の費用は、領主・代官持ちであった（「信州高井郡小菅村用水溜池御普請明細帳写」、『小菅区有文書』、前出)。

領主が管理する「御林」は、内野・小丸・大久保山・日影前山で、松・楢・栗が主に植えられていた（文化６年「御林書上帳」、『小菅区有文書』長持３号 5-5）。他に犬坊山、向山にも御林があったが、針田村に委託して、利用料として運上銀を徴収した。内山・大菅山・松林山の三ヶ所は、大聖院が支配した（「小菅村差出覚控」、『小菅区有文書』前出）。

他方、共同所持の山林を農民が分割して利用する割山として、南山、北沢山、堂道平の３ヶ所があり、「かずにれの木」（白膠木）は、近村の犬飼村山から伐採した（「小菅村差出覚控」、『小菅区有文書』前出）。秣場は村から東北の「雨地平」、芝苅場は権現山で、いずれも他村の利用はなく小菅村のみが利用した。

４．生業と流通

宝暦４年の「小菅村差出覚控」によれば、農間余業として、男性はねこ・筵を編み、冬は楮を原料とした紙漉きに従事したという。また、冬期間に江戸へ奉公に出る者もいた。女性は、副業として麻布を織った。麻は特産の苧から採った繊維であろう。同帳には、小物成として納藁代、青苧運上、臘実漆運上、楮紙運上があがっている。

年貢皆済目録にはこれら小物成の記載はないが、年貢割付状をみると、明治元年に至るまで、「青苧運上」、「臘実漆運上」、「紙漉運上」が一貫して項目としてあげられており（「辰御年貢可納割付之事」、『小菅区有文書』長持１号【年貢割付】-138）、これらが特産物であったことがわかる。青苧は、社領の字「内山」の他に、集落の北西方向、北龍湖の西側の場所、字「堂道平」、「南山」、「さきのす（鷺の巣？）」、「やけの」、「北沢」で栽培されていた（文化８年「割山青苧運上」、『小菅村区有文書』別置３号 -106）。

寛政元年の年貢割付状（「酉御年貢可納割付之事」、『小菅区有文書』長持１号【年貢割付】-78）からは「馬市冥加永」が見えるようになる。馬市の隆盛が想定される。

第３節　信仰と祭礼

１．小菅山伝来の聖教

（1）はじめに

「古筆十二天 小菅山」の墨書が認められる小菅神社所蔵の木製櫃には、28 巻の宗教典籍写本が納められている（表 3-3-1-1 参照）。これらの聖教が当地にもたらされた経緯は今のところ明らかでないが、個々の内容と、本来のセット関係を検討することによって、小菅山における宗教体系や、小菅山をめぐる宗教ネットワークの解明に必要な情報が得られるに違いない。しかし、資料を仔細に点検してみたところ、現状では別個の表紙と本紙が組み合わせになってしまっている事例も見られた。具体的には、№ 26-1 表紙と№ 21-26 本文、№ 26-8 表紙と№ 26-13 本文が一致するようである。そこで今回の調査では、別表の通り仮番号に基づく目録を作製した上で、本文・註記などの様相から、そもそものセット関係を復元していくことを第一の課題とした。

その結果、Ａ類：『伝法灌頂式』・『出家受戒法』類群、Ｂ類：『三輪神祇水丁』類群、Ｃ類：『秘鈔』類群、Ｄ類：「御流神道道場荘厳事」、Ｅ類：「遺誡」の５つに区分することができた。なお、ここで示した分類は、個別典籍の細別をもとに、本文筆跡・註記等の共通性・非共通性によって大別したものである。

（2）真言密教関係典籍

Ａ類４巻・Ｃ類 18 巻・Ｅ類１巻の合計 23 巻は、何れも真言密教関係の典籍である。

Ｅ類１巻［№ 26-25］は、空海が弟子たちに残したとされる「遺誡」等を書写したものであり（『弘法大師全集』第７巻・第 17 巻）、ⅰ）遺誡、ⅱ）再遺告、ⅲ）遺誡、ⅳ）御遺戒、ⅴ）御遺戒の順に記されている。ⅰ・ⅲの遺誡は、それぞれ弘仁４年（813）と承和元年（834）に示されたことから、「弘仁遺誡」・「承和遺誡」と呼ぶことが多い。一方、作風の拙いⅱ・ⅳ・ⅴは、後代の作である可能性が指摘されている。

Ａ類４巻は、金剛界・胎蔵界の『伝法灌頂式』各１巻［№ 26-1・18］、『三摩耶戒儀式』１巻［№ 26-17］に、『出家受戒法』１巻［№ 26-5］を加えた一群である。何れも註記・附箋の様態は共通しているが、『出家受戒法』のみ本紙罫線や本文筆跡が異なる。恐らく、別々に伝来した典籍に対して、ある段階で一括して註が施されたのであろう。なお、この『伝法灌頂式』新撰式を編んだとされる三宝院権僧正とは、永久３年（1115）に三宝院を開いた勝覚（1057 ～ 1129）を指す。『出家受戒法』は、実範（？～ 1144）の手になるものとされる。

Ｃ類 17 巻は、守覚法親王（1150 ～ 1202）が真言密教小野流所伝の諸尊法を編んだものとされる『秘鈔』を中心として、『諸尊護摩鈔』・『増益護摩式』などを伴う一群［№ 26-6 ～ 16・20 ～ 24・27・28］である。小菅山に残されている巻子は、何れも白表紙の装丁や本文・奥書の筆跡が共通しており、一括して伝来したものらしく、表紙や外題が失われた例も、Ｃ類と認めて良いことが判明した（『大正新脩大蔵経』第 78 巻）。これらの奥書には、小野流の祖とされる聖宝に伝法灌頂を受け、東寺長者・醍醐寺初代座主・金剛峯寺座主などを歴任した観賢（854 ～ 925）や、醍醐寺座主であった勝賢（1138 ～ 1196）・成賢（1162 ～ 1231）・憲深（1192 ～ 1263）らの名が挙げられている。また、醍醐五門跡に含まれる三宝院や報恩院のほか、遍智院・蓮蔵院などの名が見える

ことから、それらを塔頭とした醍醐寺関係者の間で受け継がれてきたことが知られる。特に、成

賢から憲深へ相承された「三宝院憲深方」は、醍醐寺内において一大勢力を誇った法流であった。なお、『秘鈔第三』［№ 26-6］の奥書には、寛文 13 年（1673）に慶宜が報恩院有雅（1634 ～ 1728）本と校合したとする記録が見える。また、本文の筆跡と異なる註記としては、宝永５年（1708）に良順房俊榮が報恩院（資料では幸心院と略）寛順（17c 後～ 18c 前）本と対照して書き加えたものが認められる。従って、Ｃ類が小菅山にもたらされた時期は、18 世紀初頭以降のことと考えるのが妥当であろう。

（３）両部神道関係典籍

Ｂ類４巻・Ｄ類１巻の合計５巻は、何れも両部神道関係の典籍である。

Ｄ類１巻［№ 26-19］は、表紙を失っているものの、内題に「御流神道道場荘厳事」と見え、両部神道関係の典籍であることが明らかである。奥書によれば、聖武朝に長谷寺を開いたとされる長谷寺本願徳道上人（656 ～？）の什物を、慶安２年（1649）に長谷寺本願院の秀海が書写したものが原本という。もっとも、その原典を徳道本とする伝承が、後の付会であることは言うまでもない。

Ｂ類４巻［№ 26-2 ～ 4・26］は、慶円（1140 ～ 1223）によって確立されたと伝わる三輪神道関係の聖教であり、何れも高野山大学蔵『神道三輪流聖教目録』に列挙された典籍であった（『大神神社史料』第６巻）。全て本文筆跡が共通していることから、一括して伝来したものと考えられる。そのうち、『神祇灌頂道場支度私記』［№ 26-2］は、ほかに大神神社本と高野山大学本があり、大神神社本に享保 14 年（1729）の奥書が見える（『神道大系』論説編 ２、『大神神社史料』第２巻）。また、『神道第三重奥旨灌頂』［№ 26-26］と『神祇灌頂三輪流授書』［№ 26-3］は、元禄９年（1696）に筆写された藤楽寺宥尊本、『神祇灌頂法則』［№ 26-4］は、元文４年（1739）に筆写された湛識坊秀尊本によっている。これらＢ類は、総じて 18 世紀前半以降に写されたものと考えてよかろう。なお、『神祇灌頂三輪流授書』は、雲伝神道を唱えた慈雲（1718 ～ 1805）が入寺した高貴寺にも二本伝来しているが、小菅山本と異なり奥書を欠いている（『大神神社史料』第 10 巻）。

（４）小結

以上に概観してきた通り、大方 18 世紀以降に書写されたものと見られる小菅山伝来の宗教文書は、三宝院流の聖教を中核とする真言密教関係典籍と、三輪神道にまつわる両部神道関係典籍に大別することができた。

そもそも天台系の摩多羅神たる小菅権現を祀っていたとされる小菅山については、正応６年（1293）から永仁６年（1298）に第 45 代、正安元年（1299）から乾元２年（1303）に第 47 代の醍醐寺座主を務めた覚済（1227 ～ 1303）より、小菅寺大進阿闍梨に「結縁灌頂道具目録」などが与えられたとする記録が残っており（『信濃史料』第５巻）、早くから醍醐寺の影響を受けていたようである。ここで取り扱ってきた聖教が伝来した経緯を確言することは困難だが、小菅山が山岳信仰の拠点であったことや、報恩院寛順本を以て校合した『秘鈔』・『増益護摩式』が伝わっている事実を踏まえれば、近世に至っても醍醐寺との関わりが深かったものと思われる。

一方、従来知られていなかった三輪神道関係の文書が小菅山に存在する事実は、敢えて特筆することも許されよう。近世段階において、小菅山元隆寺別当の大聖院が新義真言宗に属した点に注目すれば（『新編信濃史料叢書』第 14 巻、『江戸幕府寺院本末帳集成』中）、両部神道関係典籍の伝来については、同様に新義派であった長谷寺などからの伝来を推定することもできるが、近世本末制度による宗派の枠組みのみに囚われることは必ずしも妥当でないかもしれない。ともあれ、小菅に遺された資料は僅か 28 巻に過ぎないが、真言宗や当山派修験、あるいは三輪神道

の中枢を担った寺院や、地方霊山における経典・聖教アーカイヴズとの比較研究が、小菅山全体の教学を見通していくための足掛かりになっていくものと思われる。

表 3-3-1-1　小菅山伝来の聖教

仮 No.	外題 （赤字：大正大蔵経などによる欠損部補填）	内題 （残存分）	奥書 （斜体：本文と異なる筆跡の部分。字色：本文に従う。）	表紙と本紙	備考	分類
26-1	『三輪神祇水丁式　三重』	金剛界	三宝院権僧正御作也	分離	青表紙。 表紙と本文の内容が異なる。 表紙は、『三輪神祇水丁』群『神道第三重奥旨灌頂』（26-26）に伴うものと思われる。 本文は、『伝法灌頂式』と認められる。	A（表紙は B）
26-2	『三輪神祇水丁支度』	神祇灌頂道場支度私記	—	分離	青表紙。 表紙と本文の内容に矛盾はない。 大神神社と高野山大学に異本あり。	B
26-3	『三輪神祇水丁式　初重』	神祇灌頂三輪流授書	元禄九丙子捻（1696年）十二月上旬四日　和州十市郡十市庄藤樂寺宥尊	一体	青表紙。 藤楽寺は十三社明神（十市御縣坐神社）の神宮寺。 高貴寺に異本あり。	B
26-4	『三輪神祇水丁法則』	神祇灌頂法則	元文第四乙未歳（1739年）中春日傳受書寫畢案上件表白神分方是前後表白後可有神分也 沙門湛識坊　秀尊　生年六六	一体	青表紙。	B
26-5	（無記名）	出家受戒法	—	分離	群青表紙。 本文の筆跡は異なるが、注記や附箋の様子は、『伝法灌頂式』に近似している。	A
26-6	『秘鈔第三』 光明真言　後七日 付加持香水	光明真言法	寫本云 貞應元年（1222年）八月十三日於遍智院傳受畢　同二年（1223年）六月四日以御本校合之　金剛佛子道教 建長四年（1251年）五月廿四日於北京東福寺寫之畢 金剛佛子求法沙門聖守 正元元年（1259年）八月五日校之了　前権僧正憲深	分離	白表紙。 表紙と本紙の内容に矛盾はない。 表紙と本文は、共に『秘鈔第三』と認められる。	C
		後七日御修法由緒作法	延喜廿一年（921年）正月十五日 阿闍梨権大僧都法眼和尚位観賢 寛文十三年（1673年）五月十八日上醍醐山住居之砌以有雅僧正御本寫功了　釋慶宜			
26-7	『秘鈔第六』 法華法　理趣經	法華法 理趣經法 理趣經	寫本批云 貞應元年（1222年）八月廿八日於遍智院傳受畢 同二年（1223年）六月五日以御本校合之　介佛子道教 建長四年（1251年）五月廿三日於東福寺寫之　金剛佛子聖守 正元元年（1259年）五月廿九日校之了　前権僧正憲深	一体	白表紙。 虫食いによって外題を損なっているが、『秘鈔第六』と認められる。	C
26-8	『秘鈔第八』 聖觀音　千手　馬頭　十一面　准胝 如意輪　如意輪　不空羂索　白衣　葉衣　大勢至	寶生法 降三世 阿彌陀法 釋迦法 藥師法 佛眼法	建長四年（1251年）五月廿三日北京東山東福寺庫院走筆畢 金剛佛子比丘聖守　春秋卅八　夏臈廿三 康元二（1257年）年三月九日授之一　前権僧正憲深	分離	白表紙。 表紙と本紙の内容が異なる。 本紙冒頭を欠く。 表紙は、『秘鈔第八』と認められる。 本文は、『秘鈔第一』と認められる。	C
26-9	『諸尊護摩鈔第一』	阿闍 寶生 阿彌陀 釈迦 薬師 佛眼 大佛頂 金輪 尊勝	—	一体	白表紙。	C
26-10	『（ 欠 損 ）』	御衣木加持作法 御修法御加持作法 朝暮護身作法 毎朝護身加持作法	寫本云 正元元年（1259年）八月五日校之一　前権僧正憲深 文永九年(1271年)十一月廿四日八幡宮三宝院之禪宝書寫之了　■■[梵字]抄門聖然 宝永五年（1708年）以別本書寫之以右奥署之御本一校了　求法沙門俊榮	分離	白表紙。 虫食いによって外題を損なっているが、装丁と本文から『秘鈔』群に属するものと思われる。	C
26-11	『秘抄第十一』 普賢　文殊　五字　八字　彌勒 大勝金剛　隨求　地藏	普賢法 文殊法 五字文殊法 八字文殊法 八字文殊鎮 彌勒法 大勝金剛法 隨求法 地藏法	寫本奥署无之 幸心院御本云 寫本云 貞應元年（1222年）九月八日於遍智院奉傳了 同二年（1223年）六月九日以校合之了　金剛佛子道教 正元二年(1260年）五月十六日校之了　前権僧正憲深 宝永五年(1708年）以他本令書寫　重以幸心院寛順大僧正御本校合之了　以青墨書者是也　良順房俊榮	一体	白表紙。 虫食いによって外題を損なっているが、『秘鈔第十一』と認められる。	C
26-12	『……護摩』	増益護摩式	御本云一交了　憲一深 文応二年（1260年）正月十六日於報恩院給此御本同廿五日　出写交點了同廿六日於報恩院奉傳受了　介佛子守一　生一　卅一一 文永八年（1270年）五月廿六日於蓮蔵院書写交點了 御自筆　報恩院御本造紙云々　金剛佛子勝舜 御本傳領之間校合御本了　隆舜 応安五年(1372年)九月廿四日以報恩院門跡相承之御本書写畢　介資隆宥 宝永五戊子年（1708年）於上醍醐以幸心院寛順大僧正之御本一校了　金剛佛子俊榮	分離	白表紙。 表紙と本紙の内容に矛盾はない。 虫食いによって外題を損なっているが、装丁と本文から『秘鈔』群に属するものと思われる。	C
26-13	『諸尊護摩鈔第三』　延命　普賢延命…弥勒　大勝金剛　轉法輪	正観音 千手法 千手愛法 馬頭法 准胝法 牛黄加持 如意輪法 不空羂索法 白衣法 葉衣法	建久九年（1198年）十一月十五日奉傳受遍智院律師御坊記　範賢　成賢 【以下附箋】 御本批云 正元二年(1260年）五月二十五日校之了　前権僧正憲深 貞應元年（1222年）九月一日於遍智院奉傳受了 同二年（1223年）六月七日以御本校合云々　佛子道教　生年廿四才 建長四年（1252年）六月十五日誂太輔入寺書寫之了 金剛仏子■道沙門聖守　在判 宝永五戊子年（1708年）6月以右奥書ノ御本一校了 金剛子良順坊俊榮	分離	白表紙。 表紙と本紙の内容が異なる。 表紙は、26-24の本文に伴うものであろう。 表紙は、『諸尊護摩鈔第三』と認められる。 本文は、『秘鈔第八』（26一 8に表紙あり）と認められる。	C

26-14	『秘鈔第十』 虚空藏　付救聞持	虚空藏法 求聞持法	寫本云 貞應二年(1223年)六月十三日於西西寺之住房書寫之 先日付属賜十一巻而今度此巻校合之時給之仍書加之 元仁二年(1225年)四月七日於遍智院奉傳受了　佛子道教 建長四年(1252年)三月廿三日書寫交點了　介佛子守一　正一廿三才 正嘉三年(1259年)正月廿四日以報恩院御秘本重交合了　権律師一　介佛子憲一 文永八年(1270年)四月十一日於蓮藏院書寫了 此本傳領之間重校合御本同奉傳受畢　隆一舜 以右奥書本以他筆令書寫又以幸心大僧正之御本自校合之奥書モ全同少々落字書入了　良俊榮	分離	白表紙。 表紙と本紙の内容に矛盾はない。 虫食いによって外題を損なっているが、表紙と本文は、共に『秘鈔第十』と認められる。	C
26-15	『秘鈔第十六』 天等通用次第　毘沙門　吉祥天 炎魔天　水天　地天	天等通用頸次第 毘沙門 吉祥天 炎魔天 水天 地天	正元二年(1260年)五月廿八日校之一　前權僧正憲深 宝永五年(1708年)以右奥書之御本一校了　良順房俊榮	一体	虫食いによって外題を損なっているが、『秘鈔第十六』と認められる。	C
26-16	(表紙を欠く)	寶樓閣經法 心經法 無垢浄光陀羅尼法 熾盛光 多羅尊 香王 青頸法 阿麼堤法 持世 般若菩薩 薬王 龍樹 馬鳴 滅悪趣 圓滿金剛	建長五年(1252年)七月二日丑剋於高野山三昧齋院勧他人書写之　沙門聖守 正元二年(1260年)八月二日　校之一　前權僧正憲深 宝永五年(1708年)以右奥書幸心院大僧正之御本校合之了　良順房俊榮	本紙のみ	表紙を欠くが、本文から『秘鈔』群に属するものと思われる。	C
26-17	(表紙を欠く)	三摩耶戒儀式	—	本紙のみ	本紙末尾を欠くが、、注記や附箋の様子は、『伝法灌頂式』に近似している。	A´
26-18	(表紙を欠く)	胎蔵界	三寶院権僧正御作也	本紙のみ	本文は、『伝法灌頂式』と認められる。	A
26-19	(表紙を欠く)	御流神道道場荘厳事	慶安二己丑天(1649年)五月中旬寫之 長谷寺本願上人什物　法印秀海	本紙のみ		D
26-20	(表紙を欠く)	帝釋法 四天王 最勝太子法 妙見法 辯才天法 咒賊經法 畢里孕伽羅法 金翅鳥法 摩利支天法 大自在天法 襄麌利童女法 大黒天神法 寶蔵天女 伎藝天法	御本批云 建長５年(1253年)七月三日亥剋於高野山交點一 金剛佛子聖守　御判 正元二年(1260年)八月七日校之一　前權僧正憲深 文永十年(1272年)南呂朔日於八幡宮三宝院禪室暫 庵聚雪之業将遂露點之功而已　介佛子　聖一　在判 已上四帖秘鈔内也秘鈔少々雖流布請雨経并此四帖末及披露能々可隠秘輙不可傳受之由被検了　憲深 宝永五戊子年(1708年)醍醐住山砌以上件奥書有之御本令校合了　金剛佛子良順坊俊榮	本紙のみ	表紙を欠くが、本文から『秘鈔』群に属するものと思われる。	C
26-21	(表紙を欠く)	阿彌陀　薬師　佛眼 大佛頂　金輪　尊勝 光明真言　真言院後七日御修法 孔雀經　仁王經　請雨經 法花經　理趣經　六字經 聖観音　千手　馬頭 十一面　准胝　如意輪 不空羂索　延命　普賢延命 五秘密　五大虚空蔵 八字文殊 轉法輪　愛染王　不動 降三世　軍荼利　大威徳	仁安二年(1167年)閏七月廿三日権少僧都法眼和尚位勝賢 建久三年(1192年)五月二日於禅林寺常住院書写了 於本出之丙丙僧正御房御自筆草本也 令撰進仁和寺宮給事了	本紙のみ	表紙を欠くが、本文から『秘鈔』群に属するものと思われる。	C
26-22	(表紙を欠く：『秘鈔第十八』)	北斗	本抄并御抄引合私出之　示見	本紙のみ	表紙を欠くが、本文から『秘鈔第十八』と認められる。	C
26-23	(表紙を欠く：『秘鈔第四』)	孔雀經法	寫本云建長四年(1251年)六月廿九日於北京東福寺流汙染筆 □門小此丘聖守在判 正元二年(1260年)六月二日校之了	本紙のみ	表紙を欠くが、本文から『秘鈔第四』と認められる。	C
		仁王經法	元久二年(1206年)二月二十六日於遍智院奉傳受了 権少僧都成賢 安貞二年(1228年)十二月三日於遍智院奉傳受了　権律師憲深			
26-24	(表紙を欠く)	延命 普賢延命 五秘密 八字文殊 五字文殊 弥勒 大勝金剛 轉法輪	御本批云 建長５年(1253年)七月十八日於金剛峯寺三昧寿院自亥始至子終挑蘭燈走　毫畢　金剛比丘聖一　春秋卅九 宝永五戊子年(1708年)於醍醐山以幸心院寛順大僧正御本校合之了　金剛佛子俊榮	本紙のみ	表紙を欠くが、本文から『秘鈔』群に属するものと思われる。	C
26-25	(表紙を欠く)	遺誡	弘仁四年(813年)仲夏之月晦日	本紙のみ		E
		再遺告	—			
		遺誡	承和元年(834年)五月廿八日			
		御遺戒	—			
		御遺戒	—			
26-26	(表紙を欠く)	神道第三重奥旨灌頂	元禄九丙子稔(1696年)十二月上旬和州十市郡十市邑　藤樂寺阿闍梨宥尊	本紙のみ	表紙を欠くが、本文から『三輪神祇水丁』群に属するものと思われる。 表紙は、26-1に混入している『三輪神祇水丁式　三重』と思われる。	B
26-27	(表紙を欠く：『秘鈔第十二』)	轉法輪次第	嘉禄三年(1227年)十二月一日於遍智院此法校了道教法眼一　前權僧正成賢 嘉禄三年(1227年)十一月廿八日於西西寺西南院以遍智院御本書写了　介仏子道教 文永九年(1271年)五月七日書寫之了　仏子聖一在判 宝永五戊子年(1708年)於醍醐山小松坊以右奥書有之寛順大僧正之御本校合之了　求法佛子良順房俊榮	本紙のみ	本文前半を欠失。 表紙を欠くが、本文から『秘鈔第十二』と認められる。	C
26-28	(表紙を欠く)	地鎮事　小野説 鎮壇作法 大金真次第 結界并地鎮作法	寫本云以御室御本書写了云々 一交了　憲深 文和三年(1353年)　甲午南城正平九年也　閏十月十七日以報僧正御自筆本誂申経深大僧都書写之當巻在水本門跡仍以彼御本写之　法印権大僧都文海　春秋六十二 宝永五子年(1708年)以他本令書写之以幸心院寛順大僧正御本如此之同他本奥書有之撿合之畢　抄門良順房俊榮	本紙のみ	表紙を欠くが、本文から『秘鈔』群に属するものと思われる。	C

２．近世の信仰

小菅村は、中世において八所大権現領として一体性を有していた７ケ村の１村であったので、近世においても八所大権現（大聖院）、及びその里宮が信仰の中心であった。

寺としては、小菅社別当の大聖院の他に、中世の三十七坊の系譜を引く菩提院（かつての桜本坊）があった。大聖院は、真言宗で高野山龍光院の末寺、菩提院は菩提院の末寺である。大聖院別当は代々武内氏を名乗り、里宮の神主職は鷲尾氏が世襲した。鷲尾氏は吉田流の神主である。

表 3-3-2-1 は、大聖院の歴代の別当を示したものである。小菅神社所蔵の「[　] 記録」（『小菅神社文書』、前出）によれば別当は 12 名、４代恵我の時に大鳥居を、５代恵照時に護摩堂を建立した。６代恵瞬の事績にはめざましいものがあり、享保４年６月３日～ 18 日に尊像開帳、さらにその厨子を新造、花籠、華曼を調整し、長屋門を建造したという。また、藩主青山氏に願って、大菅社領の検地帳を得たと記されている。

『小菅区有文書』中に、享保元年（1716）「大菅検地帳」（『小菅区有文書』長持１号 -12）があるが、恵瞬が得た検地帳は、これを指すのであろうか。「大菅検地帳」の末尾には、貼紙で「反別合六町六反三畝壱拾八歩、高三拾九石八斗壱升六合、内　高弐拾石　社領、内　高拾九石八斗壱升六合　公儀」と、記されている。したがって、この検地帳こそが恵瞬が獲得した検地帳であり、小菅社が 20 石を寄進された根拠になったと考えられる。

奥院は、しばしば修復されている。奥院が建立されたのは、室町時時代の永正５年（1508）という（「小菅山奥院天正以来修復記録并馬頭観音由来」、『小菅神社文書』別箱 23）。別当は澄叶とされる。その後兵火に遭い焼失、上杉氏によって天正 19 年（1591）に再興された。大工棟梁は、越中国新川郡小野源之丞である。

江戸時代には、飯山藩主松平忠親（松平忠倶の別名）により慶安２年（1649）７月、延宝６年（1678）、貞享４年（1687）に修復され、元禄 10 年（1697）に松平忠喬が奥院と講堂を修復した。天正・慶安・元禄の修復については、棟札が存在するという。恵瞬が別当職にあった享保８年（1723）には６月 16 日に着工、９月２日に成就した。大工は、越後高田大鋸町の石倉理左衛門らであった。飯山藩主が 20 年に一度ずつの修復を実施していたが、小菅神社の熱心な信者であった松平氏が領地替えとなったことで、６月の柱松神事の「見世」・「ひさや」１軒に付き金１分を課し、その収益をもって修復費用に当てたという。「見世」・「ひさや」は、ともに市の店であり、飴や茶、食品類が扱われていた（梅干野成央『近世市場の小屋掛けに関する建築史的研究』、信州大学博士論文、2007 年）。享保８年の修復に必要な屋根葺き用の萱、足代木は前坂村が負担し、人足として旧神領７ケ村の氏子が出た。さらに本社内の厨子を建立、役行者・随神２体を再興、あわせて奥院内陣に納められていた腐朽した馬頭観音を、新造して前立とするなど、大規模な修復であった。

９代誠孝の代には、寛政３年（1791）８月の大風で倒壊した大鳥居の再建が行われた（「小菅山大鳥居再建記録」、『小菅神社文書』別箱 20）。倒壊した大鳥居は、貞享３年（1686）に松平遠江守源忠樹（松平忠倶の別名）を願主として建てられたものであった。寛政５年（1793）、中野代官河尻甚五郎に再建の許可を請願し、認可されるとすぐに、釿始め（ちょうなはじめ）が行われた。大工棟梁は、柏尾村の阿藤久兵衛、数え年 26 歳の若者であった。用材は、講堂庭西側の小屋に保管して、下準備の作業が行われた。実際に作業が始められたのは同６年正月５日、例年になく小雪であった。２月 15 日に大柱立、翌 16 日棟上と、作業は順調に進み、21 日に完了、鳥居に掲げられて額も再興された。縁板には姫子松が用いられた。工費は、村々からの寄進によ

		入院年月日	没年月日	特　　記　　事　　項
0	神袋坊法印		寛永13年(1636)	
1	憲秀		明暦元年(1655)12月29日	大菅新田を松平遠江守より給与
2	恵儀		寛文12年(1672)3月7日	
3	恵善			「当家記録」には記載無し
4	恵我		元禄3年(1690)3月10日	鳥居建立
5	恵照		享保14年(1729)9月26日	護摩堂建立、正徳5年隠居
6	恵舜（義泉）	正徳5年(1715)5月	宝暦12年(1762)6月12日	享保4年尊像開帳、厨子新造、花籠、華曼調整、長屋門造立
				松平大膳殿に願い、新検地帳面を給わる
7	秀光（宝山）		寛政12年(1800)7月10日	
8	孝如（大量）	天明3年(1783)5月26日	寛政5年(1793)正月29日	
9	誠孝（明道）	寛政5年(1793)3月7日	文化14年(1817)9月5日	大鳥居の再建
10	孝精（亮賢）	文化13年(1816)5月25日	文政2年(1819)2月16日	死罪
11	英厳	文化15年(1818)5月18日	天保10年11月19日	越後生
12	英真	天保9年(1838)閏4月28日	－	越後国刈羽郡刈羽村出身

「[　]記録」(『小菅神社文書』18号)、「当家記録」(『鷲尾家文書』3号)、他によって作成

表 3-3-2-1　大聖院歴代別当

るところが大きかったようである。

表 3-3-2-2 は、里宮の神主の一覧である。初代神主は鷲尾山城守藤原元重と名乗り、神主をたばねる京都の吉田家から里宮神主職を継ぐことを認められた（「当家記録」、『鷲尾家文書』３）。前述の慶安５年の検地帳に「山城」名で田畑を所持していた人物である。２代目の山城守元孝は神輿を再興し、５代若狭守元渡の代に神輿が古びたので江戸で新調したという。７代元真に至り大宮司の職号を永年許可されるに至るが、それにあたって、大聖院への勤め方を古来仕来りの通り行うことを誓約している（『小菅区有文書』長持３号 53-14)。里宮神主は、年貢を納めない除地として畑高７石余を認められていた（「八所大権現里宮社領御高外」、『小菅区有文書』長持３号 50-22、他)。

中世の小菅領７ケ村は、近世においても独自の伝統を保持していた。「氏子七ヶ村これ有り、殺生禁断の地にて御座候、右七ヶ村の氏子鳥獣食し候儀堅くあい成り申さず候、勿論他国えまかり越候ても決て食し候事成申さず候、当地において他村･他国の者同断」（「小菅村差出覚控」、『小菅区有文書』、前出）と、鳥獣を食べない、「殺生禁断」の伝統を保持していたという。村内には、殺生禁断の地である旨の立札が代官から下付されていた（「乍恐以書付奉願上候」、『小菅区有文書』長持３号 10-5)。

		没年月日	特記事項
1	鷲尾山城守藤原元重	明暦2年((1656)3月2日	天正13年(1586)8月19日、京都吉田殿より継目免許
2	山城守元孝		寛文5年(1665)5月神輿再建（宝暦年中、古びたため宮大門鳥居の脇串上の場所に納める）
3	山城守元次	宝永4年(1707)11月10日	
4	山城守元清	延享2年(1745)5月4日	正徳3年10月1日免許、後丹後守と改名、享保11年(1726)階橋建立
5	若狭守元渡	寛政13年(1801)正月3日	元文3年7月16日免許、宝暦6年3月12日江戸へ注文した再興神輿が到着
			初名本明、元次、5代神主
6	山城守元固	文化12年(1815)5月27日	宝暦4年出生、初名数馬、明和7年3月16日免許、6代神主
7	播磨正元真		神主法令初重、寛政8年3月免許、天保11年3月大宮司職号永免許
8	鷲尾山城正元昌	明治19年4月24日	大宮司法令初重宗源、文政8年出生、天保11年3月免許
9	鷲尾伊予元福		安政2年出生、明治2年3月神祇官免許

「当家記録」(『鷲尾家文書』3)によって作成

表 3-3-2-2　里宮神主一覧

３．日市と祭礼

まずいわゆる柱松神事を取り上げたい。本報告書中、第２章第１節「霊場としての小菅」に柱松神事と日市について詳しく論じられているので、あわせてご参照頂きたい。

宝暦の明細帳に、「当村氏神祭毎年六月四日柱松ならびに神輿等にて御座候、同十一日まで日市立来り申候、もっとも祭礼日市中古来よりその時々の御地頭様より御奉行様御壱人ツヽ例年御出下され候、御幕・御灯燈等も前々より仰せ付けられ候」と、毎年６月４日には、柱松神事と神輿の渡御が行われたことが記されている。それにあわせて、11 日まで講堂前の広場（講堂庭）で日市が催された。さらに、村人の屋敷内にも店が設けられた（梅干野成央『近世市場の小屋掛けに関する建築史的研究』、前出）。講堂前は、以前から市が開かれる場になっていて、祭礼の日市の間中、村中の農民が、商人の「見世（店）小屋」や「茶屋」を持ち寄った（宝暦４年「小菅村差出覚控」、前出）。このように、講堂庭内の小屋掛けを行ったのは小菅村の人々であったが、利用するのは村外からやってくる商人であった。村人は賃貸料を得るのである。屋敷内の店も同様に、村外の商人が借り受けた（（梅干野前掲論文）。祭礼期間中には、取締のため中野代官所から足軽一名が派遣され、天保５年（1834）には制札が与えられた（「乍恐以書付奉願上候」、『小菅区有文書』長持３号 10-7）。

柱松神事は、天下泰平を祈念する護摩を修行する行事であった。松子は 12 歳以下の男子２名で、５月 27 日から６月３日まで、日に３度ずつ別当所で水行をする（「小菅山祭礼旧記之写」、『小菅神社文書』別箱 11）。６月１日、氏子によって柱松が立てられ、また同日に幟が立ち、鳥居に七五三（しめ）縄が張られた（「年中行事」、『小菅神社文書』別箱 24、なお、前出の笹本正治「信仰の変化とまつり」に翻刻と現代語訳が掲載されている）。１日には、神主が御幣や七五三を切りに大聖院にやってくるのが先例で、３日の夜に大聖院の代理の僧と松子が奥院に派遣される。４日、四つ時（午前 10 時くらい）に警固の者が大聖院に来るので酒を出し、大鐘を合図に行列が出発する。御旅所にて神拝のうち、参加者（惣衆）が般若心経を読むが、お経を読み始める時に、錫杖で合図が出される。次に講堂内で火を焚き加持をする。四つ時前に護摩を修することが終わると、松子に鬮を引かせる、という流れである。かつて「天王神輿」の四方に四神の宝剣を建てた例にならい、神輿の四方には、四本の鑓が建てられた（「小菅山祭礼旧記之写」、前出）。

一方、里宮神主は６月１日に幣を用意し、４日の神事の際には、天王御旅所の神輿の前で大麻の礼式を行い、「打物長柄挟箱壱ツ、鎗壱筋」を道具として用いるという（『小菅区有文書』長持３号 53-14）。

柱松については、本報告書中の「霊場としての小菅」を参照願いたいが、明治初年の史料から若干付言する。

［史料２］

（明治二年）六月四日、柱松の義は柴燈護摩と申仏事にて、古来より鴨ヶ原村大徳院貝吹に来り候所、神仏混淆の儀は堅くあい成らざる義に付、大聖院伊那県え柱松の次第申上、いかが致し候て宜敷候やと伺候所、伊那県役人仰せられ候には、修験等立交りほら貝等用ひ候義はあい成らず、柱松の上に榊を立、二柱の神事と名付、ほら貝の代り太鼓を打候て勤むべしと仰せられ候由に付、右の通致し候也、これまでは柱松の上には月日を画き候団扇を立候也

六月四日神事の節は、大聖院復錺致し、烏帽子・狩衣にて御旅所へ来る、これまでは大聖院御旅所へ来り候節予（神主鷲尾氏）御幣戴かせ候所、大聖院神職にあい成候事故、御幣三方にのせ置、大聖院自分にて御幣を取戴き退散いたし候積りに取極候也

（「当家記録」、『鷲尾家文書』２）

神仏分離が宣言された明治初年において、柱松神事はその姿を大きく変えることになる。江戸時代までは、大聖院管轄下の「仏事」であり、前述のように護摩が焚かれていた。そのため鴨ヶ原村（北鴨ヶ原村、現木島平村）の修験・大徳院がホラ貝を吹きに来ていたという。小菅村を管轄する伊那県は、神仏混淆を回避するために、ホラ貝の代わりに太鼓を用いるよう指示している。最も異なるのは、柱松の上部の飾りである。江戸時代には、日輪と月輪を描いた団扇を立てていたが、今後は神事とするので、榊を立てるようにという指示である。現在の柱松では、松神子の烏帽子に月輪と日輪が描かれている。伊那県の指導に従い、団扇を用いることは止めたが、姿を変えて日輪と月輪が生きているということであろう。また柱松頭上に飾られるのは、自生しない榊ではなく、地元の人々が「松榊」と呼んでいる桂の枝である。県の指示を鵜呑みにするのではなく、解釈し直すというたくましさを感じ取ることができる。

また柱松神事は、基本的に延期など日取りを変えることはなかった。安政４年(1857) ６月１日、松栄院（11 代将軍徳川斉昭の娘、福井藩主松平斉承室）が死去したことによる謹慎令の一種である「鳴物禁止令」が中野代官から布達された。小菅村は、古来から神事を延期した前例はないと主張して、中野代官に掛け合った。代官所は、「鳴物を使用せずに神事を行うように」と指示し、恒例の祭への役人の派遣を見送ると連絡し、かつ内々に、少しなら鳴物も構わない、と村側に譲歩した（「当家記録」、『鷲尾家文書』２）。この年の柱松は、お祓の時に限って笛や太鼓を鳴らし、舞は行わなかった。

小菅権現関係の神事としては「年中行事」から確認できるのは、他に９月８日、18 日、28 日の神事である。大聖院では、幡（旗、幟）４本を立て、宮に七五三縄を張っている（「年中行事」、前出）。他に風祭・火祭があったが、「年中行事」には記載がなく、村の祭であったのだろうか、神領の農民は参加を認められていなかった。安政３年（1856）、風祭・火祭・秋祭に社領農民の総代１名を参加させたいと大聖院から提案があり、村方はその申し入れを認めた（「当家記録」、『鷲尾家文書』２）。

なお引用した「当家記録」の該当部分は、小畑紘一『小菅の柱松―その儀礼と意義』（飯山市、2013 年）にも紹介されている。

第４節　谷の内部の変化と役割分担　～霊場から村へ

（1）「居村」の成立

小菅の霊場が第２章第６節で述べたように変遷したとすれば、現在の小菅集落が農村として機能し始めたのは、慶長３年（1598）の上杉景勝移封後のいつ頃からだろうか。

小菅の集落は近世史料中で「居村」と表現されるが、その初出は宝暦４年（1754）の「村差出覚控（『小菅区有文書』別置３号８- １）」である。「居村」の語義から、「耕地と離れた位置に集住する村」という認識がうかがえる。また、より成立が早い慶安５年（1652）の検地帳には、現集落付近にあたる「屋敷」「屋敷添」の字名の場所に住居があったことが分かる。このことから、最終段階の院坊跡に 50 年後の慶安年間には「ヤシキ」の字名が付けられていたこと、また、慶安５年の検地以降も「屋敷成」となった筆が複数有ることから、17 世紀を通して院坊跡の集落化が進んだことがわかる。ただし、慶安５年の田方検地帳では、字「屋敷」付近よりも、字「池田」において屋敷成の例が多いので、17 世紀後半には、現集落域には新たに宅地化できる土地はそれほどなかったものとみられる。

また、「ヤシキ」地名がむしろ石垣で造成された院坊跡にあてたものであろうことは、「日光坊屋敷」「常楽坊屋敷」などの字名から推測されるが、同時にこの地名は、「日光坊」と「日光坊屋敷」とを区別しており、院坊のより具体的なあり方を反映している可能性も無視できない。この点からは「ヤシキ」地名の意味もさらに掘り下げる必要があるかもしれず、今後の課題である。以上の状況から、小菅では、景勝の移封後、さほど間をおかずに、最終段階の院坊跡に村人たちが核となる集落を形成し、集落域は南龍池方向に拡大しながら 17 世紀中にはほぼ現集落域の原形ができあがったものとみられる。

このときの村人たちがどこから集まったかは今のところ不明で、地元には「大菅地籍から移住した」との伝承もある。小菅同様に永禄年間に「怠転」していた戸隠山顕光寺の事例を考えるならば、小菅の社寺や村人が、近隣の地域に移住していた可能性も考えられ、「大菅からの移住」という伝承も、そのような事実の一部を伝えている可能性がある。

検地帳を見ると、小菅の谷の斜面下方ほど早期に開発され、水田化しているのに対し、集落周囲の耕地化が遅れる様相が見られるので、小菅の「居村」に集まった人々の中には、現在の集落より下方に耕地を所有していた村人が一定程度混じっていたと考えられる。上位斜面の水田開発については、用水との関連から次の「（２）」で詳述する。

（2）居住域と水田域の拡大

小菅の耕地を把握する基礎史料には、慶安５年（1652）の田方・畑方・社領検地帳と、宝永６年（1709）の「境内内山新畑見取帳（『小菅神社文書』別箱 10）」、さらに、享保元年（1716）の「大菅検地帳」の合計５点がある。大まかに整理すれば、17 世紀前半に成立した小菅の耕地の基幹部分が把握されたのが慶安５年の「田方検地帳」「畑方検地帳」「小菅山社領検地帳」であり、18 世紀初頭にその周辺部を新畑として把握したものが「境内内山新畑見取帳」「大菅検地帳」であると言えよう。第５章で整理する小菅の景観単位のうち、「里」の耕地部分が慶安５年に、「林」の耕地部分が 18 世紀初頭にそれぞれ把握されたと言い換えても良い。

そのうちで、現在主要な水田域になっている「北沢」「北大門」の耕地の多くは、慶長の検地帳では「畑方検地帳」に記載されている。畑方検地帳には、後に「畑田成」として水田化したことが付箋や書き込みによって明らかな場所がある。このような場所が多いのが前出の「北沢」「北

大門」地籍で、田成の時期にもいくつかの画期が読み取れる。その一つが元禄８年（1695）であり、これは第２章第６節で述べた北竜湖を活用した灌漑施設の整備によるものであろう。

一方、字池田や字蓮池については、慶長の検地帳で最初から水田として把握されている場所も多く、17 世紀の後半には、そこにさらに水田と宅地が確保されていく。この流れは江戸期を通じて進んだものとみられ、明治初期の地籍図作成段階では、字池田はごく一部を除いて全て水田化されている（写真 3-4-1）。

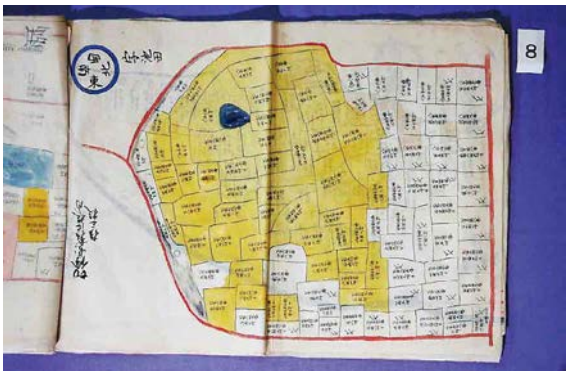

写真 3-4-1　地籍図の下図がみた字「池田」。黄色は水田を示す

このように、17 世紀の後半には、現集落に近い斜面上方の耕地の水田化や、蓮池・南龍池の周りの開拓などが一定程度達成され、現在の景観の基盤が成立したものとみられる。

（３）「内山」の耕地化と植林

第２章第１節３項で述べた通り、雛壇状の霊場遺構とみられる内山地籍は耕地として開拓され、宝永６年（1709）の「境内内山新畑見取帳（『小菅神社文書』別箱 10）」によって畑地として把握されている。

しかし、内山地籍は必ずしも畑地として好適な場所ではなかったようで、18 世紀半ばの改めでは、「甲子（延享元年と推定）より荒、杉植付」などと、畑から杉の植林地へと変遷する様子が記録されている。明治期の官林下戻しの訴えに関わる史料では、文化・文政年間から杉の植林を行ってきた旨の記述があり、それを裏付ける帳簿もある。ただし、これは飯山藩主から下賜された杉苗など大規模で面的なものを指したもので、耕作を維持できなくなった内山地籍の畑では、それより半世紀ほど早くから植林が始まっていた様相がうかがえる。

植林の他にも、意図的にそのように管理したものか不分明だが、「境内内山新畑見取帳」には耕作できなくなった場所が「かや場」として記載されているものがある。また、大菅の官林下戻しを願う明治 16 年（1883）の「官有秣場民地ニ引直願（『小菅区有文書長持４号３- ３）」には、内山の山林が製紙のための燃料として必要である旨の記述があり、これは内山地籍でも同様であっただろう。筆者が信仰遺構の調査中に確認したものだけでも内山の３箇所に保存状態の良い炭窯が残っていた。このように、内山地籍は様々な土地利用がモザイク状に入り組み、かつ、後段で記述するように畦畔部分なども林野のように活用されていた可能性が高い。

（４）山の樹木と村人

「永代行事（『小菅神社文書』別箱 24）」は年次不詳だが江戸時代の小菅山内の山林管理を読み解く手がかりになる興味深い史料である。複数の史料からなる横帳で、大聖院の故実や年中行事の覚え書きが中心で、末尾に六世住持の恵舜に充てられた米沢からの手紙が綴られている。恵舜は、正徳５年（1715）～宝暦 12 年（1762）の住持で、その在職中に「千日ノ護摩ヲ修」し、享保４年（1719）に開帳、同 14 年には伽耶吉利堂の再建（第２章第１節・６節）を果たすなど、故実を重んじ、小菅山八所権現の復興に努めた人物と思われる。このことから、「永代行事（『小菅神社文書』別箱 24）」も恵舜がとりまとめた可能性がある。

この史料の一丁目が「永代行事」と題された覚え書きで、内容は大聖院と飯山藩や百姓等との関わり方の「きまり（故実）」をまとめたものである。

この史料には、内山に対する大聖院の優越を示す内容として、「内山の百姓持畑の側の竹木は大聖院側が伐採してかまわない。百姓が伐採したいときは大聖院に願い出て、指示に従う。(後略)」「内山の畑方では、社領はもちろん、少しある公儀分でも、漆の木は大聖院が（樹液を）かき取り、実も取る。これはかつて私領のときの故実である。」の二条がある。この史料は山林資源の利用の様相を直接物語るだけでなく、畑（元来は信仰遺跡の平場）を区画する石垣が今日まで大きく破壊されずに継承された理由の一端を物語っているのではないかと思われる。内山の「新畑」の前身が堂宇や院坊であったことが、「畦畔」にあたる石垣に対して大聖院の権利が保留されている根拠であろうし、「旧境内地」であることが、「公儀」より大聖院に優先権がある根拠であろう。

また、木材の利用についても、「普請ニ付材木百姓に伐す時ハ、雑木ハ枝、末木等呉る。杉ハ枝斗夫も遠近之相違」と記されている。「遠近之相違」は難解だが、ここからは、この山林が普請等の用材として用いられたこと、「雑木」より「杉」が価値あるものと見なされていたこと等が読み取れる。

【史料３-４-１】「永代行事」（抄）

……前略……

一　上の平ぼやきり法度也。然共内山と違ひ厳敷味（吟）口す竹ハ此方へ願書其後伐也。瀧の平、大菅之大平ハ制セす。尤ひめ子松ハ禁止也。大菅松山随分厳重可吟味

……後略……

さらに、山林の管理に関する条（史料 3-4-1）では、「上の平」「内山」「瀧の平」「(大菅の）大平」「(大菅の）松山」という地区区分をして、個別に管理の方針を設定している。このような管理に起因する特徴ある植生については第２章第２節（植生景観）に譲り、ここでは資源としての重要性に対する認識を整理しておきたい。まず、大聖院側から見た地区の軽重は、「内山」が最上位であり、「瀧の平」と「大平」については、「元来は大聖院に帰属するものだが実質的に百姓の利用に任す」という姿勢が読み取れる。「大菅松山」については、絵図などに「権現松山」と記されることもあり、前記の段階的コントロールとは別系統の位置づけのようである。他の史料から、この山については、どんな樹種が何本あるか確認されていたことがわかり、松と栗の材を確保するための大聖院（もしくは八所権現）による留山と言えよう。樹種の面からはヒメコマツと竹が特別に扱われている。竹は様々な用途が想定されるが、ヒメコマツについてはどのような意図で保護されたものかわからない。いずれにせよ、今日まで継承された小菅の植生景観は、山里の暮らしと霊場としての小菅山のしきたりを基盤とした山林の管理に影響を受けていたことがあきらかである。

第５節　農地・山野・水をめぐる営み

１. 山野の利用と管理

小菅から北竜湖にかけての地区における森林の所有形態を地図に落とした（図 3-5-1-1）。赤線は今回の重要文化的景観選定範囲を示している。また、資料の不足から 147-148 林班は未集計である。黄色は国有林を表しており、北竜湖の東の山の斜面の上方から小菅神社奥社の上にかけて、さらに講堂の真南にあたる尾根まで広がっている。

瑞穂財産区で所有している場所は赤色で示している。北竜湖の北側の斜面と関沢地区の東側斜面が規模の大きい箇所である。小菅神社奥社の南側の一部には社有林があり、その東西に小菅の共有林がある。青色で示した場所は個人が所有する民有林である。１つ１つの規模は小さく、北竜湖周辺から小菅の集落周辺に広がっている。

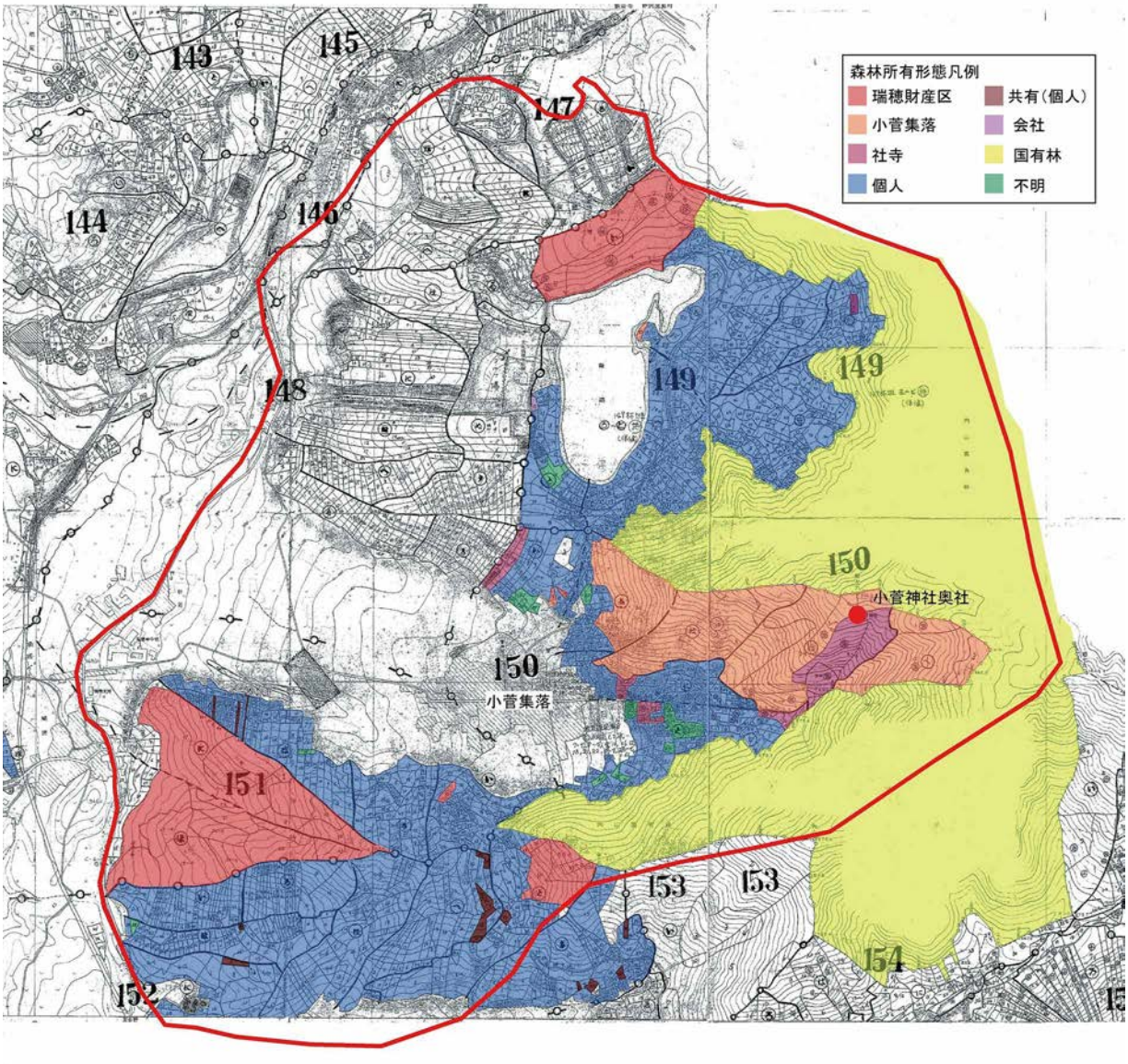

図 3-5-1-1　所有形態による区分

次に、樹種を見てみると、山の上の方には主に広葉樹の林、下の方にはスギ林となっているのがわかる。また、北竜湖北岸や小菅神社奥社の東側、小菅集落の南西の方にはカラマツ林がある。カラマツは戦後の拡大造林の時期に長野県ではよく植林された樹種である。スギもまた植林の際に用いられた樹種である。

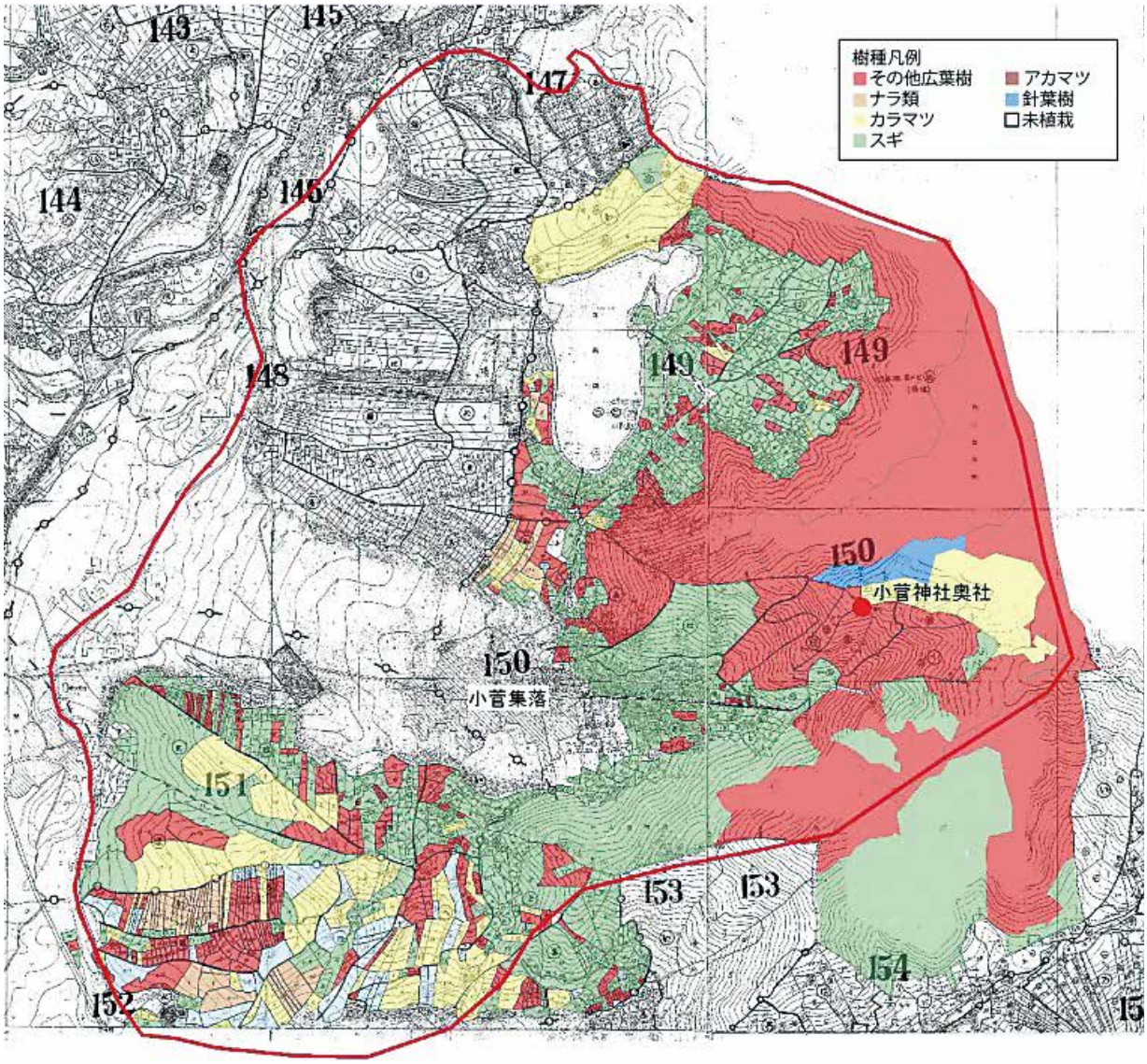

図 3-5-1-2　樹種による区分

林班図から林齢、つまり林の年齢を推定した。林齢 41 年から 60 年という、戦後の拡大造林の時代に植えられた森林が黄色で示されている。北竜湖周辺、小菅集落周辺と南側に広がっている。古くからある森林は、奥社の周辺であった。

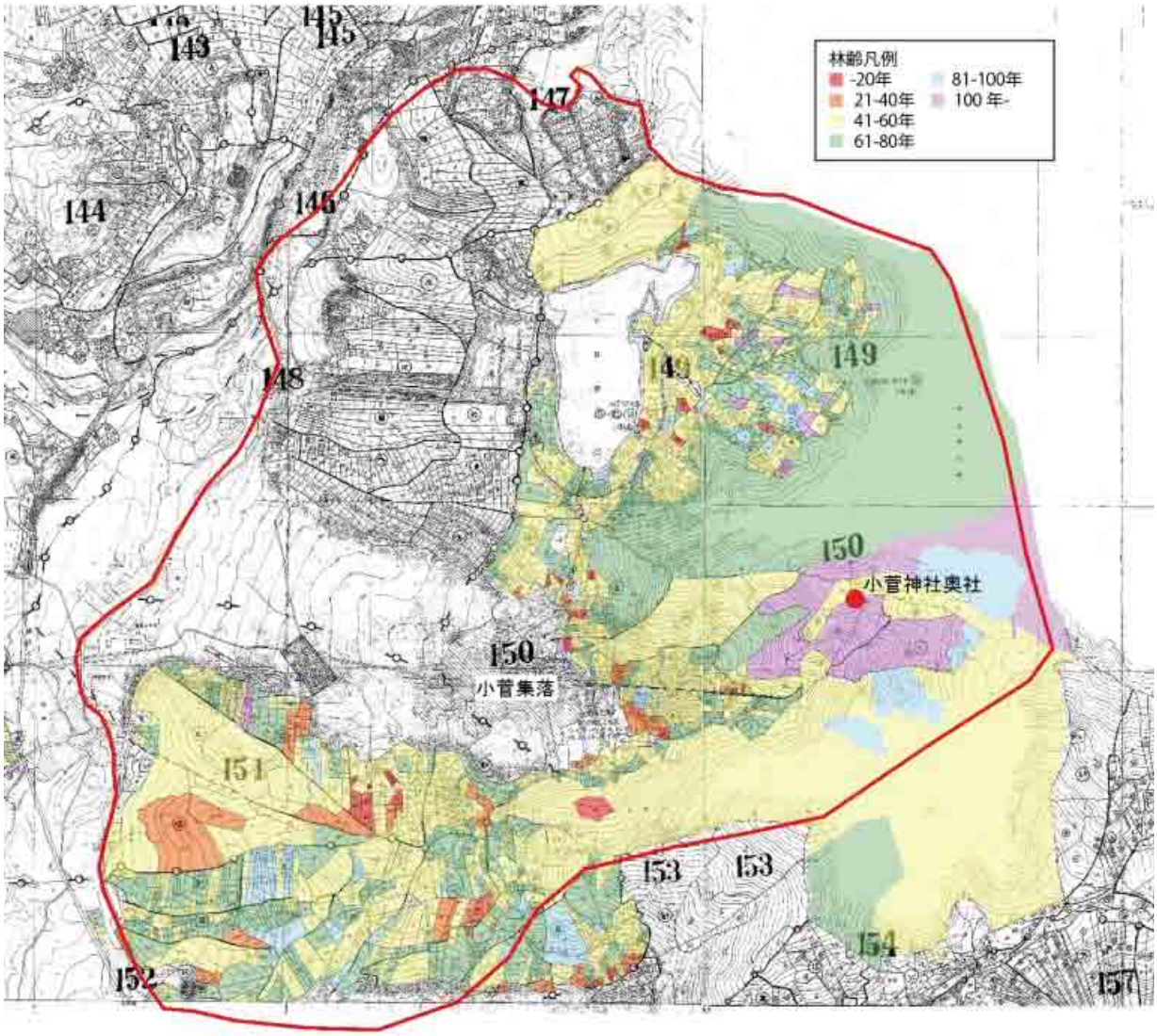

図 3-5-1-3　林齢による区分

次に面積が大きい国有林を取り上げる。小菅集落東側の奥社参道と北竜湖を覆うような形の森林が、北信森林管理署が管轄する内山国有林（図 3-5-1-4）である。面積は 167ha で、機能類型は「森林空間利用タイプ」（北竜湖の背景林・南側）と「森林と人との共生林 - 自然維持タイプ」（中央部奥社の奥山）、「資源の循環利用林」（南側）である。植生は広葉樹林・広葉樹混交林（北竜湖背景林・南側は林齢 48-66 年、奥社の奥山は 144 年）が多い。スギ林は南側（林齢 25-96 年）にある。カラマツ林は奥社の奥山（林齢 41-96 年）に少しある。中央にある針葉樹林は林齢 294 年で、精英樹保護林に指定されている。多くの林分が保安林の干害防備林に指定され、他にも鳥獣保護区、植物群落保護林、郷土環境保全地域、風景林、遺伝子保全林などに指定されている。

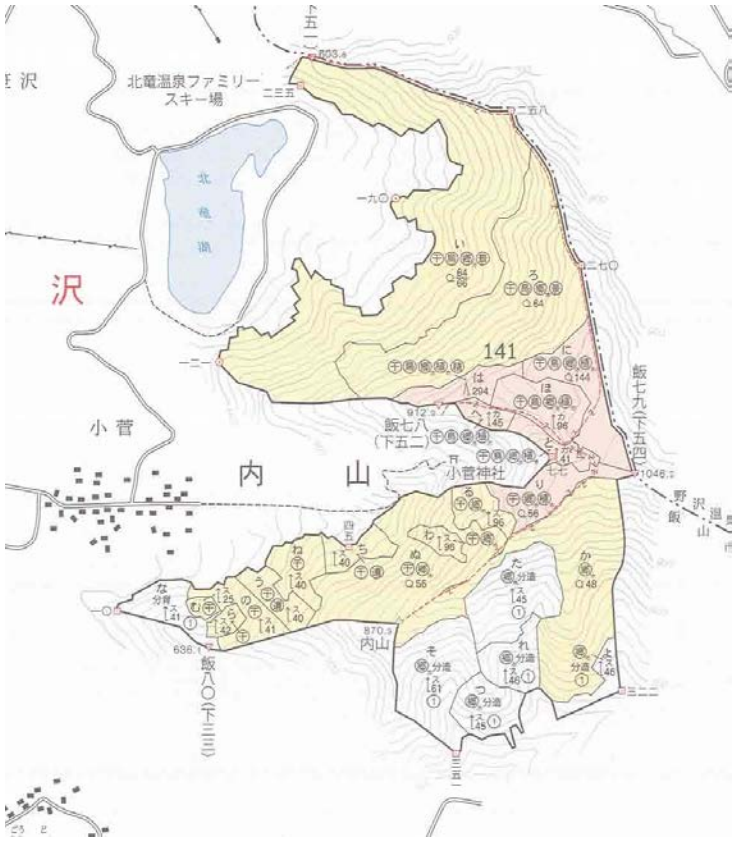

図 3-5-1-4 内山国有林（国有林野施業実施計画図より）

林班図を基に作成した図を参照すると、内山国有林の多くは広葉樹林であり、一部にカラマツ林やスギ林もある。林齢は、奥社の南側の多くが 41 年から 60 年であり、奥社周辺と北側の多くが 61 年以上である。

小菅集落が所有する共有林について、林班図を基にまとめた（表 3-5-1-1, 表 3-5-1-2, 表 3-5-1-3)。共有林は北竜湖東岸の一部、北竜湖へ向かう尾根道の中腹の一部、主に内山用水より東側で奥社参道の北側の場所の 3 か所にある。北竜湖東岸と尾根道の共有林は 0.07ha、0.03ha と小規模であるが､奥社参道の北側はまとまっている 13 か所を合計すると 28.27ha と面積が大きい。また、林種を見ると広葉樹天然林とされている森林が多く、スギ林がそれに次ぐ。一部に古くからある森林が存在している。

林班	小班	施業番号	小字	林種	面積(ha)	林齢	立地
149	ろ	83	大菅	スギ人工林	0.07	83	北竜湖東岸
150	い	21	蓮池	その他広葉樹天然林	0.03	43	尾根道中腹
	ろ	22	大菅	ナラ天然林	4.93	62	奥社参道北側
	は	1	内山	その他広葉樹天然林	1.06	57	奥社参道北側
		2	内山	スギ人工林	7.07	40	奥社参道北側
		3	内山	スギ人工林	0.25	52	奥社参道北側
	ほ	1	内山	その他広葉樹天然林	2.31	72	奥社参道北側
		2イ	内山	その他広葉樹天然林	3.14	142,142,44	奥社参道北側
		2ロ	内山	スギ人工林	0.78	45	奥社参道北側
		2ハ	内山	その他広葉樹天然林	0.97	45	奥社参道北側
		4	内山	スギ人工林	0.3	45	奥社参道北側
		5	内山	カラマツ人工林	0.58	50	奥社参道北側
	へ	1	内山	その他広葉樹天然林	1.05	49	奥社参道北側
		2	内山	その他広葉樹天然林	5.17	147	奥社参道北側
		3	内山	スギ人工林	0.66	87	奥社参道北側
合計					28.37		

表 3-5-1-1　小菅集落の共有林

場所	面積(ha)
北竜湖東岸	0.07
尾根道中腹	0.03
奥社参道北側	28.27
合計	28.37

表 3-5-1-2　場所と面積

林種	面積(ha)
スギ人工林	9.13
その他広葉樹天然林	13.73
ナラ天然林	4.93
カラマツ人工林	0.58
合計	28.37

表 3-5-1-3　共有林の林種と面積

民有林は北竜湖周辺から小菅集落周辺に広がっているが、スギ林が多い。北竜湖東岸や鳥居から奥の奥社参道周辺もそうである。林齢も、戦後の場合が多い。戦後に植林されたスギ林であった。スギが植えられる前の土地利用は、茅場や畑など多様であったと想定される。

２. 用水・ため池の利用と管理

小菅の用水や池は、現在、用水共有地委員会で管理されている。そこで、平成 25 年（2013）９月６日に、委員長である小林忠雄氏に活動内容をお聞きした。

委員参加者は約 40 人で､瑞穂地区で小菅の下の集落の人も 10 数人参加している。委員長１人、副委員長１人、会計１人、水番２人、その他１人の６人が中心となって活動している。また、委員長は瑞穂地区財産区管理委員を兼務している。

用水共有地委員会は小菅全域の農業用水と北竜湖を管轄することになっている。現在、管理する水路は内山水路、間久沢水路、ひましめ水路、上の平水路、北沢排水路（図 3-5-2-1）の５本である。

蓮池の水はかつて防火用水として使っていたが、人手が足りず、泥が溜まり、使用できなくなった。今まで、消防団や自主防災組織が管理していたが、用水委員会になっている。現在、蓮の管理は、誰もしていない。以前は、ゲートボール大会の後など、蓮の実を食べていた。

南龍池跡は、里づくり委員会が管理している。

春には、３月の雪解けの始まりから４月中旬にかけて、上の平用水と内山用水の見回りをし、雪穴を掘って点検する。そして、北竜湖の水抜きをする。量は残雪などの具合による。残雪が溶けると急に水位が上がるので、水を抜いて水位を下げる。４月まで続けるが残雪次第である。観光のためには満水状態が良いが、豪雨や雪溶けによる増水を防ぐために、満水状態で維持はでき

ない。

４月末から５月初めに、流れる水がなくなったら、内山用水とひましめ水路の掃除をする。倒木を片付け、落ち葉を取る。

その後は他の水路と合わせて、水路と管理道の草刈りを行うが、この委員会だけではない。区としても草刈りを５月と 11 月に行っている。また。間久沢水路は里づくり委員会の委員長が草刈りを行っている。

９月 15 日にはひましめ水路の水を止める。11 月に、初雪前に、各水路の掃除を行っている。

仕事は集落の委員の中で一番忙しい。

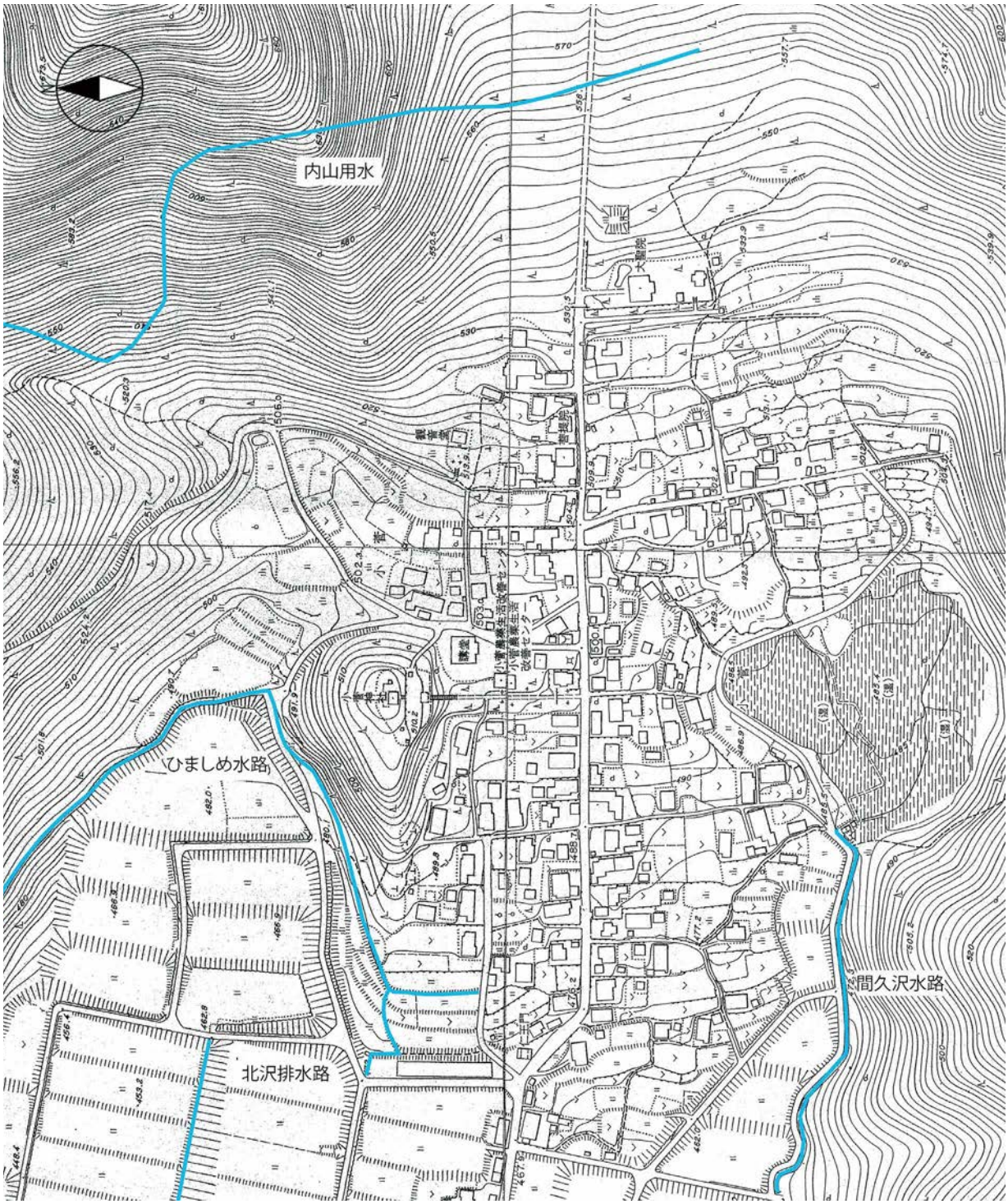

図 3-5-2-1　用水共有地委員会の管理する集落内の水路

時期	場所	作業内容	備考
雪融け前	内山水路、上平水路	見回り	
3月末	雪穴堀確認		
4月末～5月初め	内山水路 ひましめ水路	水路掃除 （倒木・落葉片付け）	
5月	ひましめ水路	水入れ	
7月	ひましめ水路	草刈	
7月末～8月末	共同墓地	草刈	
9月15日前後	ひましめ水路	水止め（水門止め）	
10月末		山回り	共有地の境界確認
11月初め	北沢排水路	草刈	
11月	内山水路 ひましめ水路 上平水路	掃除（落葉片付け）	初雪前
	北沢排水路	草刈	
	内山水路管理道	掃除（砂溜め泥さらい）	

表 3-5-2-1　用水共有地委員会の年間作業

時期	場所	作業内容	備考
5月	ひましめ水路管理道	掃除	区が実施
8月	間久沢水路	草刈	里づくり委員会が実施
11月	ひましめ水路管理道	掃除	区が実施

表 3-5-2-2　他の組織による年間作業

このように、非常に大変な仕事を用水共有地委員会は果たしている。水田に係る水路の管理はなされている。しかし、蓮池は、人手が足りずに管理不足の状態が生じているのが実情である。

用水共有地委員会のもう一つの仕事は共有地の管理である。この点もお聞きしたので、ここで述べておくことにする。具体的な位置などは第３章第５節１項「山野の利用と管理」を参考にしてほしい。

小菅区の共有地は内山水路の上にたくさんある（水路下は民有林）。１年に１回、10 月末に、区長、区長代理などに出てもらい、山まわりをし、境界の確認をしている。学林にはカラマツが植えてあるが、それ以外は杉である。また、北竜湖の向こうには雑木林が広がる。共有林の管理だが、杉の間伐や雑木の伐採を、毎年ではないが、森林組合に委託している。間伐には市の補助があるが、地元負担も欠かせない。下草刈りなどはできていない。６人で行うが、務めがあるので、週末以外は活動ができない状態である。

また瑞穂財産区の山まわりも、平成 25 年は小菅があたっている。

以上の聞き取りの結果から、用水共有地委員会によって小菅の用水と共有地の基本的な維持管理はなされているようであるが、人手不足による作業への影響も無視できないと考えられる。

３．農地・山野と家畜（馬）

家畜の利用だが、明治以降は様々な家畜が日本の農村に導入されている。しかし、『新編瑞穂村史』によると、この時代に瑞穂村では肉牛の飼育は殆ど無く、乳牛と豚は飼育がなかった。そこで、農村で利用されていた馬を中心にまとめる。

農村における農耕への馬の利用だが、遅くとも江戸時代には田起こしや代掻きに利用されてい

た。馬肥やしの利用も重要視されている。

以来、農業を生業とした農村において、馬は重要な役割を果たしてきた。明治 10 年（1877）頃の馬飼育数だが、旧高野村（旧小菅村を含む）では 103 頭飼育され、１頭当たりの戸数は 4.9 戸だった。 昭和７年（1932）に農林省畜産局が全国調査を行っているが、その調査結果によると、長野県の農家数は 206,131 戸、馬数は 34,566 頭であり、その中で耕馬の割合は 84％、よって耕馬１頭あたりの農家戸数は６戸（全国平均は５戸）である（『続日本馬政史』）。当時、馬は、農家にとり貴重な働き手であった。

農家において馬が果たした主な役割は３点あり、物の運搬、農耕、厩肥作りであった。そこで、小菅地区で馬が果たした役割を具体的に調べるために、平成 26 年（2014）１月９日に蒲原良典氏に、馬がいた時の生活、特に馬が生業に果たした役割、および馬を連れて歩いた経路をお聞きした。蒲原氏が学校を卒業した時点で馬はいなくなっていたということなので、戦中戦後の記憶である。以下はその記録である。話を整理しきれていないところもあるが、筆者の責任である。

かつて、蒲原宅では、馬を１頭飼っていた。集落では寄合といって、２軒で１頭飼っていた場合や、３軒で１頭飼っていた場合もあった。

馬の餌である草は、毎日用意しなければならない。馬の餌を用意するために、春から秋は毎日朝４時から草刈りに行った。北竜湖の反対側の大菅に自分の土地と共有地があるが、到着まで 30 分ほどかかる。共有地では早い時間に刈らないと草がなくなることもあった。６束を馬に積み、１束を自分で運んだ。帰ってから自分の朝食となる。

冬には草がなくなり雪に閉ざされるため、飼い葉を蓄えた。飼い葉とは草を干した越冬飼料である。草を切ってから蓄えた。これには稲刈り後の藁も使う。

春は４月 15 日頃から、田んぼの準備を始める。まず田起こしだが、馬に鋤をつけて乾いた田の土を起こしていく。三角の刃を何本か着けた馬具で土を細かくしていく。その後、あらぐれ（荒代掻き？）を行う。田に水を入れ、掻く。そして代掻きを行い、植え代を準備する。

蒲原氏の田では５月末から田植えを行った。水がより早く入る田では田植えが早く、また逆に水が遅くならないと入らない田では６月に田植えをしていた。

６月には、コウゾ畑の手入れを行う。コウゾ畑は、仁王門の下の中部電力の鉄塔付近の畑にコウゾを植えていた。また、北竜湖のそばの北竜湖山荘のところにもコウゾ畑を持っていた。このころから、草刈りをして草を家に運んで蓄えたり、肥料を畑に運んだり、畑からさつまいも、夏そば、コウゾなどを家に運んだ。草刈りのあと、草をあぜに並べて干していた。また、春に剥き、水気が上がった時になめしたスギの皮を家に運んだ。これは屋根や壁に使った。

梅雨明けから、越冬飼料の準備にかかる。刈る草を一番草、二番草と呼んでいた。カヤノ（萱場）はそのままにして、木を切った跡地などの草を刈った。草の中でも馬の好物は、フジの葉、芋のつるなどであった。

夏の間、この作業は継続される。また、時間があれば、冬の和紙生産に必要な薪を集めた。

秋は９月から稲刈りが始まる。稲架掛けに用いる木を馬につけて運んだ。稲は、一回に６束、左右に３束ずつ着けて運んだ。肥料だが、肥樽を左右に一個ずつ着けて運んだ。冬の準備として、薪も馬に積んで運んだ。

冬は雪に閉ざされる。家で内山和紙の生産を行う。馬はほとんど家の中にいる。春先には馬の体力が落ちているので、大豆のからやくず米を食べさせた。

農耕などで馬が土にまみれるが、小菅には馬の洗い場が３ヶ所あった。桂清水、南龍池跡の水

の出口、そして里宮の裏側にある水路である。農耕などの後に、誰もが家に一番近い場所を利用していた。１頭ずつしか洗えないので、時々、行列をなすこともあった。洗い場は、それほど深くはなかった。ここで水を馬にかけて洗った。

馬の役目には運搬もある。主に大菅の材木の山出しを行っていた。行きは肥樽で肥やしを運んだ。山出しはほとんどが馬による。大菅では伐採した樹木をまず山裾までおろした。冬に北竜湖の氷の上を引っ張り、渡る。山では山出しの道（まっすぐに下に下ろす道）がまだ残っている。例えば、北竜湖に向かう工事中の新道が尾根にかかる場所である。尾根沿いに真っ直ぐ下る道の跡がまだ見られる。山出しから手がけていた材木商もある。もともと馬で引っ張る仕事をしていた。

木炭も運んだ。一年中炭焼きをしていた。その跡地の多くにはカラマツを植林した。当時、拡大造林で、県が無償でカラマツの苗木を配布していた。

運んだものの中には、カヤ（ススキ）がある。稲刈りが終わると、雪が降るまえにカヤをカヤノ（萱場）で刈り取る。大菅にカヤノがあった。また、大聖院から上の内山は畑だったが、部分的にカヤノであった。春にはカヤで屋根をふいた。また仁王門、講堂、観音堂、護摩堂、奥社は茅葺きで、その屋根の葺き替えのために、共同でカヤを刈っておいた。屋根葺きを専門としていた方は、屋根屋と呼んでいたが、小菅に５人いた。

また、農産物の搬出も行った。カイコは鳥居のところにある農協まで、タバコは木島平駅の付近にあった専売公社まで運んだ。

牛を飼っている人もいた。アカフジと呼ばれる肉牛である。農耕にも使用した。牛は、馬に比べて、購入価格が安かった。

馬は、ガーデントラクターが入ってきた時にいなくなった。昭和 32 年（1957）に学校を卒業して戻った時には、すでに家に馬がいなかった。

以上が聞き取りを行った結果の内容であるが、農林業のためには馬は欠かせなかった。季節ごとに農作業や収穫物に応じて生産物を運搬し、また肥料である肥やしを農地に運搬している。餌となる草も馬に乗せて運んでいた。

次に、馬が通ったルートを地図上にのせた図が、図 3-5-3-1 ある。主な行き先は、大菅、里宮の裏の水田、大聖院の上の畑である。それ以外は、南龍池跡の中にあった湿田、仁王門の下の畑などである。決められたルートはないというものの、同じルートで行き来していたようである。

特に、通ってはならないとされる道、通るのがはばかられた道はなかったという。ただ、小菅の中心参道（カイド）で、奥社に行く鳥居の下の急傾斜の区間は、馬が登れず、大聖院の方に迂回して登り、畑にいっていた。

このように、馬は農家の生活生業に欠かせず、馬は生業に合わせて働いた。またこのように馬が行き交うのが、小菅でかつてみられた景観であった。馬の行き先は、草地、田畑、萱場、山などであり、特に集まるのが、農耕後の馬の洗い場であった。

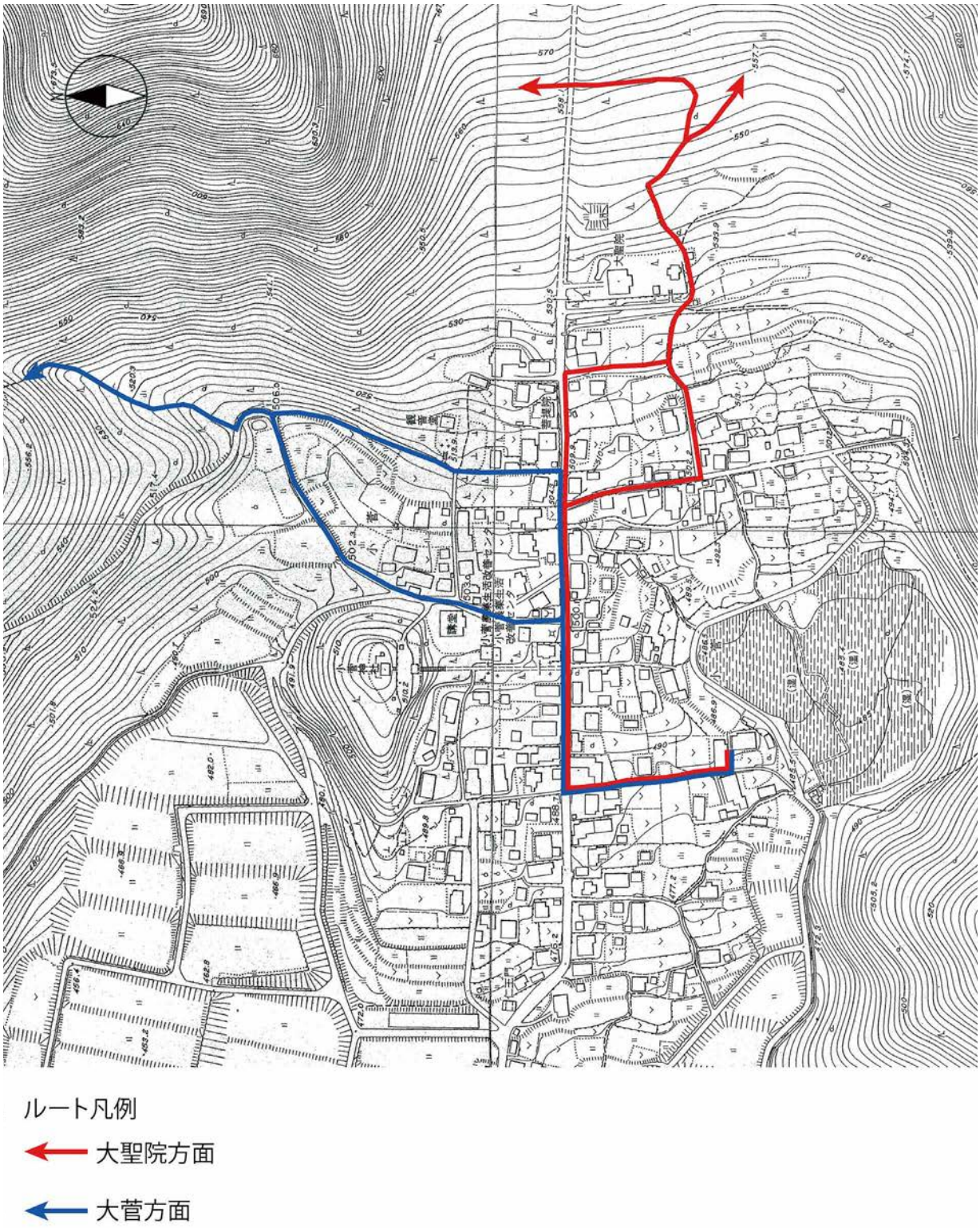

図 3-5-3-1　馬の通ったルート

第６節　小菅らしさを形成する営み

１．コミュニティの変化

小菅集落には、かつて年齢や性別などによって組まれたさまざまな集団があった。戦前の若者組織として結成された青年会、戦後有志の若衆で結成された青年団、集落の男性によって盆踊りを復活させることと、親睦を深める目的で設立した浅葉野会、各戸から女性１名が集まって料理や地域の学習、非常時の炊き出しなどをおこなう婦人会などがあった。これらの集団は時代とともに参加人数の減少などが原因となってなくなってしまった。これらの集団は住民同士のコミュニケーションの場としても機能していたため、そのような場も消滅してしまったのである。現在は瑞穂地区で行われる運動会や集落の球技大会、秋のそば祭り、そして年に数回行われる集落の共同作業（オテンマ）などが住民の交流の場となっている。

２．共同作業（オテンマ）

市内各地では、集落の運営を円滑に行なうために住民が労力を出し合って作業をする「オテンマ」（御伝馬）が行なわれている。かつては用水路の修理や管理、作業道や馬道の開削や管理、災害防止と復旧をはじめ、冠婚葬祭などもオテンマを基礎として行なわれてきた。

現在でも行われているオテンマの作業内容は地域によってさまざまだが、用水路や道路･農道･林道の補修や管理、入山会・部落林（財産区有林）の伐採、植林、下草刈りなどがある。

小菅では集落内の行政や作業を円滑に行なうために小単位の組に分けられている。かつては19組に編成されていた組も集落の戸数が減少し組によって戸数に差が生じるようになったため、現在は11組に組替えが行なわれている。小菅ではオテンマはそれぞれの組に毎年担当場所が割振られ、年間を通して集落の刈り払いや清掃などを行なう。

写真 3-6-2-1　オテンマ（奥社参道掃除）

小菅で年間に行なわれる具体的なオテンマを挙げてみると、まず春普請がある。全員で奥社参道（三の鳥居から船石まで）の掃除を行なったあと、組ごとに数ヶ所の分担場所にわかれて水路や側溝の掃除や草取りを行なう。夏には７月中旬の例祭にあわせて祭り普請が行なわれ、二の鳥居から仁王門までの参道（カイド）、奥社参道、大聖院周辺、講堂や里宮の周辺などの草刈を中心とした清掃が行なわれる。現在は実施されていないが、夜回りや冬の道踏みという作業もあった。夜回りは火の用心を呼びかけながら集落を回るもので、集落の上と下で分けて行なった。また道踏みは、大雪が降った朝、仁王門から関沢までの道を踏み固めて、往来用の道を作る作業である。

写真 3-6-2-2　オテンマ（柱松作り）

柱松行事が開催される年には、住民たちが集落内の掃除、柱松の材料となる雑木集めから組み立ての作業を一日かけて行なう。この時は近隣の笹沢区・針田区からの協力がある。

オテンマは単なる労働力の提供の場だけでなく、集落

の多くの住民が集まることによって住民同士のコミュニケーションの場ともなっている。オテンマにより集落の維持と住民同士のつながりが保たれているといえる。

3．小菅のしきたり

小菅には昔ながらの風習や行事が残されているが、社会情勢の変化によって、なくなりつつある行事も多い。ここでは現在も小菅で年間を通して行なわれている行事の一部を取り挙げてみたい。

写真 3-6-3-1　ものづくり
（アカンボの木に団子を挿す）

小正月にはものづくりや道祖神が行われる。ものづくりは市内に伝わる行事で、米の粉で繭玉、野菜、米俵など農作物に関係あるものを形成し、茹でたものをアカンボの木（ミズキ）に挿し、茶の間の長押や神棚などに吊るし飾る。豊作を願うとともに、道祖神の残り火でそのだんごを焼いて食べると風邪を引かないといわれている。今では小菅でものづくりを作る家は少なくなってきている。市内でもつくっているところは少なくなっている。米粉は残った米を挽いて常備しておいた。集落内で不幸があったとき故人の枕元に団子を供えるが、そのような緊急時のためでもあった。2 月 15 日の涅槃の日が近づくと、各家では「やしょうま」という円柱状のだんごが作られるが、これも米の粉を使う。

写真 3-6-3-2　小菅のどうろくじん
（作成は雪降る前の 11 月 17 日）

小菅の盆行事は、夕方に各家の門前でワラを燃やして迎え火を焚いて先祖を迎える。盆中は麦粉であずきの入ったおやきを作ったりする。送り盆は日中墓地に行って先祖を送り、夕方、迎え盆同様に門前でワラを燃やして送り火を焚く。

小菅で行われている年中行事や祭りは、小菅の生業の中心である農業と深い関わりをもつものが多い。多くが農業や自然災害への無事を願う祭り（神事）である。その年の五穀豊穣を祈願する春祭り（4 月 15 日）や斎田祭（5 月 23 日）、区内の安全を祈願する風の神祭り、水害防止を祈願する弁天祭り（ともに 7 月 25 日）、収穫と勤労に感謝する秋祭り（11 月 24 日）がある。3 年に 1 度執り行われる柱松行事も五穀豊穣と地域の無事を願うものである。

行事のなかには途絶えたもの、一部でしか行われていないものもあるが、これらの行事が続けられているのは、住民の自然に対する深い信仰が受け継がれているからであろう。住民の多くに伝統行事を継続していきたいという意識があり今後の継続は期待できるが、次世代へつなぐための方策が課題となる。

写真 3-6-3-3　お日待ち（2 月 11 日）

写真 3-6-3-4
御日待神札を貼る

写真 3-6-3-5　建国祭（２月 11 日）

写真 3-6-3-6　春祭り（４月 15 日）

写真 3-6-3-7　斎田祭（５月 23 日）

写真 3-6-3-8　大祓（６月 30 日）

写真 3-6-3-9　各戸から集められたススキの穂で尾花作り（７月 14 日）

写真3-6-3-10　柱松行事（7月15日）

写真 3-6-3-11　風の神祭り（７月 25 日）

写真 3-6-3-12　弁天祭（７月 25 日）

表 3-6-3-1　主な年中行事

月	日	行事	主催	内容	備考
1	1	元旦祭	小菅神社	新しい年を迎えたことを祝い、区民の安全と五穀豊穣を祈願する。	
	1	元日	個人	菩提院で除夜の鐘がなり、里宮に初詣に行く。年取り魚に主にマスやサケ、ブリを食べる	
	3	釜の神祭り	個人	一年間お世話になった釜に感謝し、豊作を祈願する。おにぎりを3つ作り、カズカラ（コウゾの茎）の棒を折って挿し、大釜の蓋の上に供える。	ほとんど行われていない
	7	七草	個人	松飾を外す。七草粥を食べる。	
	11	蔵開き	個人	お飾りを下げて雑煮を食べる。	ほとんど行なわれていない
	14日前後	ものづくり	個人	予祝祭。米粉で作った団子や野菜をアカンボの木に挿し、神棚などに吊るし飾る。道祖神に焼いて食べ無病息災を願う。	
	15日前後	道祖神	区	三角錐型に作った道祖神にだるまや松飾、書初めなどを飾りつけ、無病息災を願って燃やされる。柱松行事があった年はその残りの雑木が道祖神に使われる。	
2	3	節分	個人	豆まきをする。	
	3	初午	個人	豊作祈願・厄除け。屋敷神（お稲荷さん）を祀る家で行なわれる。	
	11	お日待ち	区	小菅区の安泰と安全を祈願。区長の就任報告も行なう。御日待神札を小菅区公民館と区長宅の神棚に祀る。	
	11	建国祭	小菅神社	建国を祝い、国の発展を祈願する。	
	12	山の神祭り	個人	山に関係する仕事をする人（樵や鉄砲撃ちなど）の、山仕事の無事を祈る	ほとんど行なわれていない
	15	やしょうま	個人	やしょうま（米粉に大豆やゴマを入れたり、食紅で色をつけたりした円柱状のだんご）をつくり、仏前に供える。菩提院では涅槃会が行なわれる。	
3	3	ひな祭り	個人	女子が生まれた家では、ひな人形を贈ってくれた親族や知人をよんでご馳走をする。	
4	15	春祭り	小菅神社	その年の五穀豊穣の祈願するとともに、あらゆる産業の発展を祈り、国の安泰と繁栄を祈願する。	
	21	御影供法要	菩提院	弘法大師の生誕を祝う。菩提院に檀家が集まり法要を行なう。	
5	4	宵節句	個人	軒先にショウブやモグサを挿す。菖蒲湯に入る。	
	8	お薬師様	個人	集落でお薬師様を祀る家で行なわれる。社にお神酒を供えたりする。	
	下旬	斎田祭	小菅神社	御神前にお供えする稲の豊作を祈願する。宮司所有の田んぼに斎田を設け、区長・区長代理・氏子総代が田植えを行なう。斎田で収穫されたお米は神社の祭事に神饌として用いる。	
6	上旬	田休み	地区	かつては田植え終了後の農休日であった。現在はこの日に瑞穂地区の球技大会が行なわれる。	
	田植え終了後	マンガ(馬鍬)洗い	個人	各家で田植えが終わると馬鍬を洗って物置に納める。おはぎやニシンの昆布巻き、笹もちなどを作る。	現在は行われていない
	30	大祓	小菅神社	夏越大祓といい、半年の罪穢れを祓い清める。柱松行事が開催される年は松神子とその保護者も参列する。	

7	中旬	例大祭	小菅神社	3年に1度柱松行事が開催される。柱松行事がない年は夜宮・神事・直会が行なわれる。区民の安泰と豊作を祈願する。	昭和43年以前は毎年柱松行事が行われていた。
	25	風の神祭り	区	風切峠西側にある風の神の祠で風災を鎮めて五穀豊穣を祈願する。その後、南龍池と集落北の水田に幣束を立てる。	
	25	弁天祭り	区	風の神祭りのあと、北竜湖東岸の弁財天島にて用水委員会も加わり、水害防止の祈願が行なわれる。	
	30	施餓鬼供養	菩提院	小菅ではオセガキとよばれている。菩提院に檀家が集まって行なわれる。菩提院秘宝の両界曼荼羅図が公開される。	
8	8	七夕	個人	七夕飾りをかざる	ほとんど行なわれていない
	13～16	お盆	個人	迎え盆・送り盆ともに門先で稲わらを焚いて先祖を送迎する。14日は小豆入りのおやきを食べた。	
	27	御射山	個人	豊作祈願。各戸で集落集落周辺の原野でススキの穂を刈り、神棚に供える。ススキの茎で箸を作り、御飯を食べて健康祈願。このとき採取して神棚に供えておいたススキの穂が柱松行事の尾花に使われる。	
9	19	子どもの祭り	祭事部	子どもが運営して秋祭りを行なった。夜宮、獅子舞、注連切などを行なう。	戦後まで行なわれていた。
10	中旬	縁日法要	菩提院	観音堂で護摩を焚く。参拝者の名前を読み上げながら護摩木を焚く。	
11	8	お薬師様	個人	お薬師様の祠がある家で行なわれる。	
	15	カカシアゲ	個人	収穫感謝。ご馳走を作り、神棚に供える。	現在は行われていない
	24	秋祭り	小菅神社	新米を神前にお供えし、収穫を祝い、勤労を感謝する。	
12	下旬	年の暮れ	個人	松飾をかざる。	
	29	大祓	小菅神社	師走の大祓といい、半年の罪穢れを祓い清める。	

第４章　小菅の景観認知

第１節　史資料からみる小菅

１．中世的史料（願文・絵図・縁起）から読み解く景観認知

（１）史料の性格

ここでは、小菅に伝えられている延享３年成立の「信濃国高井郡小菅山絵図」（以下「延享古絵図」と略記）と「永禄九年」銘の版本「信濃高井郡小菅山元隆寺之図」（以下「伝永禄絵図」と略記）を史料として用いる。第２章第６節で述べたように、「延享古絵図」は「信濃国高井郡小菅山八所権現并元隆寺来由記」（以下「来由記」と略記）に、「伝永禄絵図」は「小菅山略縁起」（以下「略縁起」と略記）にそれぞれ依拠している。

２点の縁起類は、モノとしてはいずれも近世成立のものと考えられるが、縁起が伝える小菅の来歴は、むろん一定の美化や誤謬はあるにせよ、遺跡や美術工芸品が示す変遷や時代観と大きな矛盾はなく、その内容の成立は少なくとも中世までさかのぼることができよう。このことから、冒頭の２点の絵図は、縁起をよりどころにして中世の霊場景観を復元的に表現しようとした絵図と言える。

ただし、第２章第６節で詳述した通り、絵図中には制作時点で現存していた建造物・構造物はもちろん、その時点で継承されていた地理情報も盛り込まれており、そこで「復元」された霊場景観は、中世でも最終段階の、現集落の基盤が形成された後の小菅の景観である。

（２）史料から浮かび上がる景観認知

１）立体的景観～「補陀洛山」の景観

小菅山は、弘治３年（1557）の上杉謙信（景虎）の願文で「遷補陀落峯乎」と補陀洛山に喩えられている。馬頭観音を本地とする霊場であれば補陀洛浄土を比喩に用いることに不思議はないが、謙信はあえて「補陀落峯」として中国寧波の沖合にある観音霊場「補陀山」を念頭に置いたような表現を用いている。これに続く文中でも、「上造立八所之宝社、下結構三十坊之紺宇」として、現奥社周辺と下方の院坊群との立体的な配置を対句で表現している。寧波の普陀山はもちろん、我が国の那智の補陀洛山寺から那智の滝付近も、切り立った山を基盤にした霊場である。また、観音菩薩を祀る霊場には切り立った岩山（壁）に多く（※註１）、その堂には懸崖造りのものが多いが、小菅山元隆寺の立地や建造物も、その典型である。

２）都市的景観

小菅の文化的景観が早くから研究者らの注目を集めてきた理由の一つに、その計画的な集落景観がある。集落で視覚的に際立つ石垣は、本質的には傾斜地に密集して平場を確保するための構造物である。板状節理が発達した安山岩を活用した石垣は、参道南北の雛壇状遺構群や神戸遺構群からも検出されており、中世から近世まで小菅の平場造成の基礎的な手法となっている。

「来由記」は山麓部の院・坊を、「分区接甍、締構盡美」という記述で、区画された敷地に堂宇が密集していた様子を表現しており、建造物が密集した景観は、小菅の偉容を語るときの重要な要素であった。

これに加え、集落の直線的な中心軸線や、祭礼の場としての広場（講堂庭）の存在は、近

世段階で小菅の霊場を偲ぶ上で強く意識され、「伝永禄絵図」や「延享古絵図」でも強調されたものといえよう。

このように、中世から近世にかけての史料からも、小菅を「都市的景観」として認識していたことが浮かび上がる。

3）曼荼羅的のような景観認知

小菅集落を挟む南北の尾根には、小ピークから一段下がった位置にそれぞれ神仏が祀られ、鎮守とされる八幡・飯縄をはじめとした神社や小祠が結界のように集落を囲んでいる。また、仁王門も地形の転換点で参道を意図的にクランクさせて設けられ、明らかな結界になっている。絵図では、この結界の内側に先に述べた高密度の堂宇・院坊が配置され、あたかも曼荼羅のように表現されている。

一方、前記の結界の外側（とりわけ背後）には、「(権現）裏山」と記された空間がある。ここには、険しい岩山として描かれた「満仏岩（現万仏岩)」、おそらくは「閼伽」の音を伝える「アカタキ（赤滝／現存)」、「地獄谷」「護摩所」など、奥の院のさらに「奥」に明らかに重要な霊場が描かれている。同じ北信濃の霊場である戸隠山では、顕光寺の奥院や数多くの窟があった「表山（八方睨～五地蔵山)」以上に、「裏山」と呼ばれる高妻山・乙妻山の空間が縁起等で重視されているが、小菅の絵図に描かれた「裏山」も、この構造を思わせる。あるいは、嶺伝いにこれらの霊場を巡り歩くことが、本来の小菅の姿であったのかもしれない。

このように考えたとき、「結界」のように集落を囲む稜線直下の堂祠は、より小規模ではあるものの、白山を事例に井上鋭夫が指摘した（※註２）尾根伝いの登拝道の入口を今日に伝えるものなのかもしれない。ただし、残された絵図からは、稜線通しの道までは読み取れず、これは今後の課題である。

4）水が演出する霊場景観

「延享古絵図」と「伝永禄絵図」は、ともに「北龍池（現北竜湖)」「蓮池」「南龍池」を明示し、とりわけ蓮池には太鼓橋や弁天堂が描き込まれ、霊場の景観として際立っている。また、桂清水・大海清水・花清水も明示され、これらの水との関連がうかがわれる「浄池坊」「浄蓮坊」「林泉坊」「池之坊」「窪井坊」「井之坊」などの名前も読み取れる。これらは、霊場小菅の重要な要素として水にまつわる景観があると認識されていたことを物語っていると言えよう。

5）樹木の景観と、ほのかに浮かび上がる中世の景観

絵図には、近世以降に「七石」や「八木」と呼ばれるものをはじめとして、銘石・銘木が多く描かれている。この中には「推定大黒石」や「神戸のイチョウ（長野県天然記念物)」のように現存するもののほか、近世の検地や植樹などに関連する史料中に存在がうかがわれる巨木が含まれる。

また、「八木」以外にも、「桂清水」の桂や、仁王門脇の紫檀木、さらに二の鳥居へと伸びる参道沿いの並木などが絵図で強調されている。「来由記」に伝承される坊の名にも、「桂本」「杉本」「梅本」「柳本」「桜本」と樹木名が目立つ。このうち「桜本坊」は別の文献で実在が確認され、「桂本」も検地帳に残る字名から実存したものと考えられる。参道の並木は明治期に入っても重視されていたことを示す史料があり、樹木がかたちづくる景観は古くから小菅の人々によって大切にされたものとみられる。

現在、山林になっている空間に分布する銘石や銘木が、おおむね神戸と奥院を結ぶルート

に分布することは第２章第６節で述べたが、２点の絵図ではこのルートに沿って堂宇や社祠が描かれている。それらの分布に明瞭な計画性は読み取れないが、これは、林の中に眠る遺構群や、その一部で継承されていた小祠など「忘れられた霊場」（※註３）に対する意識が反映されたものと言えよう。

２．近世史料から浮かび上がる景観認知

（１）里宮の史料から浮かび上がる景観

第２章第６節で述べたように、遅くとも宝暦４年（1754）の「村差出覚控（『小菅区有文書』別置３号 8-1)」では、里宮の神主鷲尾氏は「吉田殿門弟」と記載され、別当方に対して一定の独自性を主張していた。おそらくこの動きとも関連し、祇園祭と理解されている現在の里宮の祭礼が形づくられた。神主方に伝来した史料群は、この様相を良く示している。

別当方が関与せずに作成された文化６年（1809）の「御代官杉庄兵衛支配所神社取調帳（『鷲尾家文書』１)」は、これまで確認された中で、小菅大権現を「素戔嗚尊」とする最も古い史料である。そして、８年後の文化 14 年（1817）に書き写されたとされる「小菅神社傳記（『小菅神社文書』別箱４)」には､役行者が感得した摩多羅神は「馬頭観音の化身」で日本の神代には「素戔嗚尊」であったと明記されている。

遅くとも 19 世紀初頭の里宮は、小菅権現としての一体性を維持しながらも、祭神として、当時信仰が衰退していた摩多羅神より祇園の「素戔嗚尊」を表に出すようになった（※註４）ものであろう。これ以降、神主方の史料や、それに基づくとみられる幕末・明治の地誌はいずれも小菅大権現を「素戔嗚尊」としている。

このような信仰を背景に、遅くとも 19 世紀には里宮の祭礼は「祇園祭」と認識され、天王石や現在も用いられる燈籠などの形（第２章第１節、第６節）が生み出されたものであろう。

神主方の史料でもう一つ興味深いのは、村人の生活・生業にも入り込んでいった様相が見られることで､先の｢御代官杉庄兵衛支配所神社取調帳｣の年中神事では､６月 25 日の未の刻に行う｢溜池水神祭｣が目を引く。同日巳の刻に「風祭」の記載があることから、この日は農業にかかる水と風を祀る日であろうが、それが大菅のものと推測される溜池（北竜池）と結びついていることは見逃せない。小菅の人々は、水田耕作に不可欠の北竜池の水神に対する祭祀を里宮で行ったのである。

（２）村持ちの堂宇が物語る景観認知

第２章第６節で触れた文化 15 年（1818）の「信州高井郡小菅村指出明細帳（『小菅区有文書』別置３号 8-2)」からは､「行屋」と「十王堂」とを村持ちの施設として記載している。

「行屋」は、山形県置賜地方の事例（※註５）から、清めの水との関連が重要であろうと思われる建物である。天保７年以降成立と思われる絵図（『小菅区有文書』別置絵図 47）でも､「行屋」は大海清水下方の十王堂跡と桂清水を結ぶ道の付近に描かれており、登拝前の禊ぎの場であったのではないだろうか。

この見通しが正しければ、現在、柱松行事の際に大聖院跡の池を用いて行われている松神子の禊ぎも、かつては「行屋」で行っていた可能性がある。

「行屋」が村持ちの建物として史料に現れる 19 世紀初頭は、（１）や第２章第６節で述べた里宮の変化が生じる時期と一致し、このころから、村人が一方の主体となった祭礼のあり方や､「祇園祭の景観」が始まったものとみられる。また、村持ちの「行屋」は、江戸時代の里修験の動向

との関連も注目される。

３．史料から読み解く近代の景観認知

明治 33 年（1900）の「奥社境内編入願不許可指令壱通ほか（『小菅区有文書』24 号 50-9)」は、官林に編入された小菅山の下戻しを願った顛末を良く伝える関連史料の綴りである。この中の下げ戻しを願い出た動機や経緯が読み取れる部分には、「･･･ 前略 ･･･ 山ノ全部ヲ以テ社風致ヲ保ツ様経営セラレタルモノヲ改租ノ際誤テ ･･･ 後略 ･･･」という一節がある。添付の図面（写真 4-1-3-1）と併せて理解すると、現在小菅集落の南北に走る尾根の稜線と「上ノ平」を結ぶ馬蹄形の山林を小菅神社の社叢として守ってきたという認識が読み取れる。

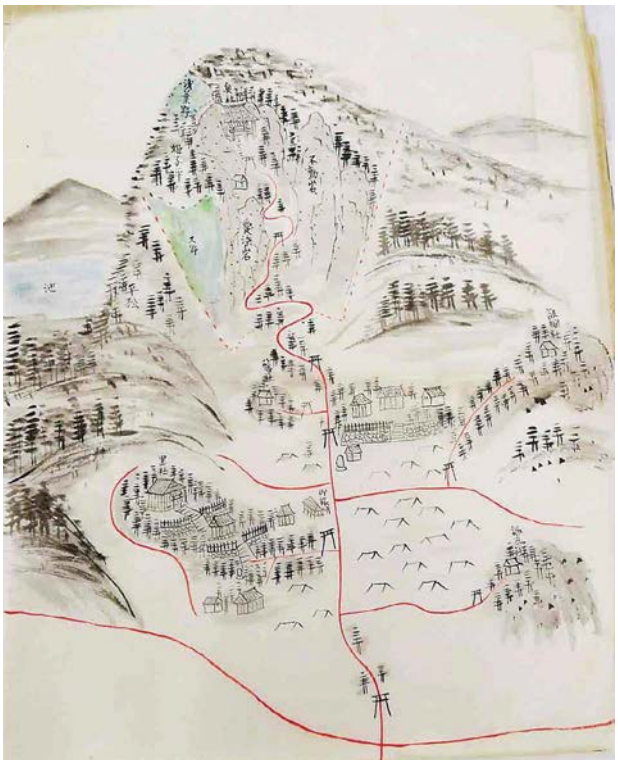

写真 4-1-3-1　下げ戻しを願い出た社叢の添付図面

一方、明治 24 年（1891）の「仁王大門並木規約連証（『小菅区有文書』長持４号 9-11)」からは、仁王門と二の鳥居の間の並木の様相が読み取れる。明治８年（1875）には非課税とされたものが同 21 年（1888）には認められなかったことから、「自分たちのものではない」と主張する内容になっているが、その時点まで残存していた並木の様相が樹種や本数まで記されている。現存する奥社参道とは異なり、杉だけでなく松や樫が目立ち、「延享古絵図」の描写に近い構成である。現在ではこの区間の並木は失われてしまったが、この時期からの所有や課税の問題と、道路の拡幅などによって翻弄された結果であろう。

４．来訪者がみた小菅

（１）長尾景虎（上杉謙信）の景観認知

弘治３年に長尾景虎（上杉謙信／以下煩雑を避けて上杉謙信に統一）が小菅山に捧げた願文（※註６）からは、謙信の景観認知として３点を指摘できる。

第一は、小菅から四方を俯瞰するかのごとき景観認知である。現在も地形的に周囲から隔絶され、かつ一段の高みにある小菅に立った者が感じる、一種「空中都市」にいるような感覚が文面から伝わってくる。

小菅山の縁起類をみれば、「略縁起」は天文年中に上杉謙信が小菅を復興したと伝え、「来由記」は「天文十一年」の紀年を持ち、「小菅神社伝記」には「天文十二年」のこととして「景虎公錦之御戸張御寄進」の記事がある。さらに、小菅神社に伝えられた「桐竹鳳凰紋奥社脇立」（長野県宝）が天文十五年銘をもつことも勘案すれば、願文が奉納された弘治３年を含む一時期、上杉謙信は小菅の庇護者として現地に立ったことであろう。

第二は、文飾として「西河水」「北有温泉」としてちりばめられ、「永襲霊澤芳」の一句に凝集する水の霊場としての意識である。絵図や堂社・院坊の配置からうかがえる霊場の基盤としての水について、上杉謙信も願文に織り込んだのである。

第三は、「元隆寺者 遷補陀落峯乎」にみられる中国の普陀山もしくは我が国の那智などの景観を念頭に置いたであろう岩山の霊場への比喩と、「上造立八所之宝社、下結構三十坊之紺宇」から読み取れる、立体的かつ高密度に展開する多数の院坊群（建物群）に対する景観認知である。弘治３年にどの程度復興していたか判然としないが、50 を越える平場が密集する参道南遺構群から想像される院坊群の景観は「宗教都市」と呼ぶに値するもので、背後の岩山上に展開する堂社とあわせ、特徴的な景観として認知されていたものであろう。

（２）『信濃奇勝録』にみる井出道貞の景観認知

江戸時代末に『信濃奇勝録』（※註７）をまとめた井出道貞は神職で、信濃国内を踏査して、地誌的･博物学的な観点から同書をまとめている。

この中で、特筆すべきは、おそらく江戸末期の現地を見た上で、２丁（ページ）を割いて「神戸のイチョウ（長野県天然記念物 ）」を描いた事実である。井出は「霊場の痕跡や記憶」よりも､「小菅神社伝記（『小菅神社文書』別箱４）」にも記載される八木の一つであり、実在する巨樹の存在感に注目したのであろう。

写真 4-1-4-1 『信濃奇勝録』に描かれた「神戸鴨脚樹」（『新編信濃史料叢書　第十三巻』より）

５．山に対する景観認知

（１）斑尾山に向く奥院の谷の眺望

第２章第６節で述べたように、奥院の谷は正面に、飯縄と黒姫を従えて三尊のように端正にそびえる斑尾山（飯山市・飯綱町・信濃町）の姿を捉えている。この眺望を絵画や文章に表現した史料はこれまでに見つかっていないので、古い段階の小菅霊場に、このような景観認知があったことを断定はできない。しかし、小菅山や斑尾山の信仰のあり方からは、いくつか手がかりになりそうな事実が浮かび上がるので、ここで記録しておきたい。

第一は、「薬師を祀る山」という視点である。山に祀られた薬師如来については、必ずしも研究は進んでいない。しかし、高井郡から水内郡には、山に薬師を祀る信仰が広がっていた可能性がある。斑尾山もその一つであり、高社山（中野市・木島平村・山ノ内町）やブランド薬師として知られる長野市浅川の山（江戸時代には「くすり山」として多数の絵に描かれている）等がある。小菅山では八所の内「山王権現」の本地が薬師如来とされ、「伝永禄絵図」には仁王門に近い下院の一画に宝形造の薬師堂が描かれている。加えて、19 世紀から里宮の祭神として表に出てくる素戔嗚尊の本地も薬師如来である。

第二は、「摩多羅神」にまつわる山という視点である。摩多羅神は、現在この神を祀る社寺がほとんど無く、輪郭が捉えにくいが、小菅山の場合には縁起に明記されている。摩多羅神の神像こそ伝存しないが、同体とされる障礙神の素戔嗚尊が「祇園」として今日まで祀られており、柱松行事の中にも障礙神に対する「鎮め」とみられる所作（第２章第１節４項）が伝えられている。これに比べるときわめて不鮮明だが、斑尾山にも「摩多羅神」との関連をうかがわせる事実がある。山名の「マダラオ」が「摩多羅」の音を思わせることは早くから着目されていたが、江戸時代の信濃でこの山が「マダラ山」と呼ばれていたことが享保９年（1724）に完成した「信府統記」に見える。また、天和３年（1683）成立の「寺社領并由諸書」には、芋川村（現在の上水内郡飯綱町）に「魔多羅神」一座が記されている。旧芋川村にある古刹苔翁寺は、現在「斑尾山」を山

号にしており、門前からは斑尾山のゆったりした姿を眺めることができる。このことから、芋川村の「魔多羅神」の祠も斑尾山と関連するものかもしれない。いずれにせよ、これは近世の公式の記録に残る「摩多羅」信仰の希少な事例である。

（２）妙高山に向く集落の軸線（「カイド」）

上記の斑尾山の眺望に比べると、妙高山への眺望は、人為的に設定された「カイド」がピタリと妙高に向かう点から意図性が明らかである。しかし、なぜ妙高が選ばれたかについては、少し掘り下げてみる必要がある。また、近年では、遠方にある霊山に対する眺望は、山地の信仰遺跡などの調査研究に携わる者には体験的に自明のこととして受け止められているが、それが当時の人々の景観認知として成立していたかは、改めて確認する価値がある。

【史料４-１-５-１】「諏訪縁起事」

……前略……東方見給、上野伊香保・赤城・常陸、筑波見、南方見給、富士高根・秩父山・甲斐白根、心憂蓼科嶺見、西方見給、更科山・稲武嶽・苔御嶽見、北方見給、妙光山、御嶽・戸隠山・四妻屋嶽、越後国内葉嶽見給……後略……

まず、「遠方の山に対する眺望」と山の信仰との関係については、14 世紀に成立したと推定される中世神話のテキスト『神道集（東洋文庫本）』で確かめたい。このうちの「諏訪縁起事」で、甲賀三郎が地底世界から地上（浅間山）に戻ったとき、東方から始めて赤城山、富士山などの霊山を眺め回し、最後に北方の妙光山（妙高山）・戸隠山などを遠望する（史料 4-1-5-1）。一連の山はいずれも霊山であり、国境をまたぐ遠方の霊山に対する景観認知が、すでに中世の山を舞台にした信仰世界に存在したことがわかる。なお、この事例は妙高山の初見でもある。

妙高山は越後を代表する信仰の山で、そこには観音と阿弥陀の信仰が重層的に読み取れる。関山神社所蔵の菩薩立像（重文）を本尊ととらえた場合、その右尊は、垂迹が素戔嗚尊で本地は文殊菩薩（騎獅文殊菩薩像）である。この文殊菩薩について『改訂越後頸城郡誌稿』は「新羅大明神ナリ」とも記している。素戔嗚尊ばかりでなく、園城寺に祀られる「新羅大明神」も、摩多羅神と同体ともされる異神である。一方、妙高の本尊を山頂に安置されていた阿弥陀如来ととらえた場合、小菅の摩多羅神は、まさに阿弥陀信仰の守り神である。したがって、妙高山信仰の主尊を観音･阿弥陀のいずれと考えた場合にも、摩多羅神（素戔嗚尊）を主尊とする小菅の霊場を、妙高に正対するように整備するのは心意の面で整合性がある。

また、「小菅からの見え方」にも特徴的な点が２つ指摘できる。第一には、「小菅でだけ見える」ことである。正確には千曲川右岸の地形的に一段高い場所なら眺望は開けるので、小菅と似た条件の場所が無いわけではない。しかし、「一の鳥居跡」と伝えられる千曲川左岸では見えない妙高山が、ニの鳥居からの急坂を登につれて一気に眺望が開け、意図的に設定された「カイド」の正面に浮かび上がるのは、山への信仰を失った私たちにとってさえ劇的な景観である。第ニに、小菅集落から見たときの、関田山脈越しにそびえる妙高山の眺望が挙げられる（写真 4-1-5-1）。図像的にみれば、これは鎌倉時代以降に流行する「山越阿弥陀図」の様式に非常に似ており、前記のように妙高を阿弥陀信仰の山ととらえる観点からは、この姿の一致は単なる偶然の域を越えていると言えよう（※註８）。

様々な史資料から小菅山の復興は、天正 10 年（1582）の本能寺の変の直後から川中島四郡（飯山市を含む）を実効支配した上杉景勝によって、大聖院が上杉家の「定納員数目録」に明記され

る文禄３年（1594）頃までに進められた可能性が高いとみられる。復興の主体が越後の上杉景勝であれば、その空間構成のダイナミックな転換も、当時の院坊群の中心軸線である「カイド」を妙高山に向けて整備したことも、無理なく理解できる。

写真 4-1-5-1 「カイド」の正面に浮かぶ妙高山

註１：たとえば、中村生雄,「観音信仰と日本のカミ－とくに『自然』と『身体』の視点から－」, 宗教研究 261 号，1984 の指摘など

註２：井上鋭夫,「白山への道」,『山の民・川の民』，筑摩書房，2007

註３:中野豈任の『忘れられた霊場 －中世心性史の試み』（平凡社，1988）から含意とともに表現をお借りした。

註４：摩多羅神と牛頭天王（素戔嗚尊）・新羅明神・赤山明神など、海外から渡来した「異神」たちが同体であることは、『神道記』などの中世神道のテキストに断片的にちりばめらた記述から山本ひろ子らによって指摘されている。

註５：山形県の置賜地方では、成人の儀礼として飯豊山や出羽三山に登拝する男子が、その前に籠もって水垢離をとる施設として使われていた。米沢市上杉博物館には同市内で使用されていた江戸時代の行屋が展示されている。

註６：『上越市史 別編１ 上杉氏文書集一』（上越市，2002）所収の 147 号。

註７：『信濃奇勝録』は天保五（1834）年に脱稿し、明治に入って刊行された。したがって、記事は江戸時代の事実と認識に基づいている。

註８：中野豈任の前掲書からは多くを学んだが、とりわけ小菅から見た妙高山の景観に関しては、同書の「中世越佐の霊場」で色部氏の願文を用いて指摘された弥彦山についての景観認知や、四天王寺・粟島を例にした「西方海上の霊場」から多くの示唆を得た。

第２節　住民がみた小菅

小菅集落の住民が小菅をどのように認識しているかを把握するため、聞き取りを中心に調査をおこなった。

調査は住民説明会や地区イベントなどに集まった住民を対象に、小菅地区の魅力的だと思うところ、住んでいて大変なところ、後世に伝えていきたいこと、改善を望む点、小菅の活性化のためにどのようなことができるかについて聞き取りを実施した。調査は小菅出身者および移住者のそれぞれの立場から把握した。

写真 4-2-1　聞き取り調査のようす

（１）魅力的だと思うところ

小菅の自然環境、歴史文化が多く挙げられた。日本の原風景が残る景観、集落最上部から妙高山を望めること、集落の四季の移り変わりの美しさなど、小菅には優れた自然環境がある。自然環境とともに集落内のところどころに昔ながらの石積みの水路が残っているところなども住民にとって魅力的な部分である。また、中世から伝わる歴史があるところ、小菅神社奥社や集落に点在する社寺などの歴史的な建物が多くあるところといった意見があり、小菅の歴史文化を強く意識していることが分かった。移住者からも、集落の景色の美しさや昔の文化が残っているところなどが挙がった。

写真 4-2-2　奥社参道杉並木

（２）住んでいて大変なところ

住民が大変に感じていることで一番多かったのが、地域の経営と維持についてであった。集落では多くの社寺や文化財を抱えており、これらの管理や水路や道路などの集落の管理を少ない住民で分担して維持していかなければならない。それらの維持管理のための共同作業（オテンマ）が高齢者にも当てられ、それが負担になっているという意見もあった。そして、少子高齢化で若者が減っていることに伴う後継者の問題、農業の継続、村の維持を危惧する声があった。

写真 4-2-3　雪に覆われた道

出身者・移住者共に多かった意見は雪、そして交通の不便さであった。積雪量が多いゆえ除雪作業に大きな負担がかかる。それに加え、集落は坂道が多いため、冬の交通は特に大変という意見が多かった。冬に限らず、車の運転ができないと下界との接触が困難であり、特に高齢者にとっては交通手段がないことや坂道の歩行が大きな負担となっている。雪や交通手段の問題は、高齢化が進む集落全体にとって切実な問題である。

（３）後世に伝えたい景観

住民が後世に伝えていきたいことのなかで最も多かったものは、柱松行事であった。出身者・

移住者共に一番多い意見であった。現在では3年に1度の開催となっているが、人手不足のなかでも、祭りのために小菅に戻ってくる若者、近隣地区の住民の協力で継続されている。平成23年3月、国の重要無形民俗文化財に指定されたことで全国的にも注目が集まり、住民の意識の向上にもつながっている。柱松行事は住民の誇りとなっており、これからも続けていきたいという住民の強い意思が表れている。

また、奥社・護摩堂・講堂・里宮などの建造物やその背景にある歴史、また日本の原風景がのこる現在の環境を残していきたいという意見があり、ここでも自然景観と歴史文化に対する住民の高い意識がうかがえる。

写真 4-2-4　小菅の柱松行事

（4）改善を望む点

改善を望むものとしては、老朽化した宗教施設等の修理や雪の対策、集落を維持していくための資金の確保が必要だという意見が多かった。また、40年前頃の小菅の風景を取り戻したいなどといった景観に関する意見もあった。高齢者からは、奥社へもう少し楽に登れるような道の整備を求める意見があった。

移住者からは、空家が目立つので整理して有効的な使いかたを考えていく必要があるという意見が挙がった。

（5）地域活性化のためにできること

全国的に少子高齢化・人口減少の問題が深刻化するなか、小菅も例外なくその波に乗り、集落を支えていくのにも負担がかかるようになっている。そのようななか、小菅地域の活性化のために何をすべきか、どのようなことができるのか、住民の考えを聞いた。

まず、住民自身の意識改革の必要性を感じるという意見があった。住民は行政の計画にすがる部分が大きくなってしまう。住民自身でできることをみつけ、課題を解決するためにどうすればいいのか、これからのコミュニティをどうしていきたいのかを考えていかなければならない。そのため、行政には住民の気力を引き出すように誘導する施策が求められる。

また具体的な事例として、小菅の観光資源のひとつである北竜湖を活かした観光地づくり、野沢菜、そばなどを小菅の特産として売りだすこと、地元野菜を共同販売すること、公園化や道路の整備などが挙げられた。

移住者からは､集落に多い高齢者たちの技術を活性化につなげてはどうかという提案があった。例えば、かつて冬期の藁仕事で行なっていたわらじ作りを、若者のアイディアを取り入れながら制作・販売し、作り手本人にも村にも利益になるような活動で活性化につなげるというものである。

住民にとって、小菅は豊かな自然環境や小菅神社・柱松行事などの特徴ある歴史文化に誇りをもっていることがうかがえた。特に柱松行事は、維持が困難になってきているにも関わらず、住民にとって最も継続していきたいものであり、住民の意識に深く根付いていることが分かった。柱松行事は集落の維持と、住民同士、集落同士の絆を深く結びつける役割ももっている。住民・行政ともに知恵を搾り出し、小菅の資源を活かして活性化を図っていくことが望まれる。

第５章　小菅の文化的景観の価値

第１節　文化的景観の本質的価値

１.小菅を取り巻く環境と景観

（１）自然環境

小菅の文化的景観は、「北竜湖断層」に由来する断層地形と地滑り地形が基盤となっている。尾根や急崖で囲まれた集落は、特定の場所を除けば遠方から目視することが難しい「隠国（こもりく）」の景観となっている。しかし、断層鞍部を結ぶ神戸道（風切峠越え）や前坂道（コエンド越え）などを通れば、急坂を経ることなく、突然眼の前に小菅の集落景観が開ける。このことは、霊場として小菅が選ばれることの一因となっていたかもしれない。

小菅には、近代史料で七清水と記された、地滑りに由来する多数の湧水点がある。そのいくつかは近世の史料にも明示されており、とりわけ花清水、大海清水、桂清水は集落や耕地に水を供給する水源として重要な景観構成要素になっている。また、地滑りによって生じた窪地に湧水が溜まった池は、「北龍池」「蓮池」「南龍池」として「伝永禄絵図」や「延享古絵図」に霊場を荘厳する景観として描かれており、湧水とともに宗教景観の一部でもある。

飯山市は、わが国有数の豪雪地だが、年降水量は決して多くなく、集水域が比較的狭い小菅地域で広い水田を潤すには、上記の池を組み入れた水利システムの確立が必要であった。また、豪雪は、冬期に豪雪地ならではの生業を生み出す基盤にもなった。

集落や信仰遺跡が位置する崩積土の緩斜面は、土中に大小の礫が含まれ、これが林の中に突如として巨礫が現れる小菅独特の景観を形成している。同時に、板状節理が発達した安山岩からなる礫は、容易に利用可能な石垣の素材でもあり、これを利用して小菅を特徴づける石垣の景観が生み出された。

（２）歴史的背景

小菅の霊場は、岩壁や散在する巨礫の景観にカミを見出した古代の人々によって始まった。これらは、霊場が大きく変貌した江戸期にも「七石」などの形として語り継がれ、今日でもその多くが伝承されている。また、小菅では祭礼の節目にも石が姿をのぞかせる。

一方、「来由記」は、山麓部の院や坊の景観を、「分区接甍　締構盡美」と表現し、区画された敷地に堂宇が密集していた様子を伝えている。「分区」は石垣を用いた平場の造成と重なる景観認知であり、地元産の安山岩を活用した石垣は霊場に由来する特徴的な景観と言える。

岩壁や巨礫とともに霊場小菅の景観認知の中で重視されたものに樹木の景観がある。江戸期の諸史料に「八木」として記された巨木の他にも、例えば「延享古絵図」では「桂清水」のカツラや、仁王門脇の紫檀木などが強調されている。また、「来由記」に伝承される坊の名にも、「桂本」「杉本」「梅本」「柳本」「桜本」と樹木の名が目立つ。「桜本坊」は江戸期の実在が確認され、「桂本坊」も小名の存在が検地帳で確認できる。カツラは里宮・大聖院跡など集落の要所にあり、柱松行事でも用いられている。

南北に並ぶ断層湖や湧水点からなる「水の景観」も、霊場の荘厳として絵図でも強調された。とりわけ蓮池には、常楽堂・弁天堂・神楽橋などを舞台とした宗教的景観が整えられていたことがうかがえる。また、北龍湖は明治前期まで殺生禁断の「放生池」であった。

縁起や絵図にも、「浄池坊」「浄蓮坊」「林泉坊」「池之坊」「窪井坊」「井之坊」など水辺景観に由来するとみられる坊名が多く描かれ、水が霊場小菅の重要な要素であると認識されていた様相をうかがわせる。

近世に入り、農業用水の需要が増えると、霊場景観の基盤となっている湧水や池が、生活・生業の水利体系へと再編成されていく。

縁起等に語られる霊場小菅の盛衰は、これまで史資料の制限から検討されてこなかったが、今回の調査により、近世の文書と、山林内に広がる遺構群を足がかりに、景観面から評価することで、大まかな成立機序が見えてきた。現在の参道とは軸線が異なる参道南遺構群と、風切峠を越えた先に展開する神戸遺構群は、現集落域の原形となった霊場以前に成立したものとみられ、中近世移行期にダイナミックに妙高山に向いた軸線を持つ鳥居前集落が成立する歴史が浮かび上がった。

また、小菅八所権現の主尊とされながら手がかりが少なかった「摩多羅神」や、里宮をはじめとする諸堂社と景観との関わりについても、近世史料を手がかりに、ある程度その中世的な心意が浮かび上がってきた。外来の「異神」で、恐ろしい障礙神･行疫神であるとされる摩多羅神は、その力をもって魔を払うという現世利益の神であり、同時に、能楽の伝書では、「後戸の神」としてその発祥に深く関わったとされている。今日まで小菅に継承されている「柱松行事」において、「松太鼓」が験比べの合図のために「休石」から「松石」へと進む際、独特の歩法でゆっくり大地を踏みしめる「反閇」のような所作を繰り返すことは、全国の「後戸の神」の祭祀を観察した記録とも符合する。非日常的な景観ではあるが、これこそ、石を背景として成立し、摩多羅神を祀る霊場である小菅を象徴する景観と言えよう。

文化的景観の外周も時代に応じて重層性があるが、それらの多様な境界には、幾重にも結界が張られたものとみられ、現在でも南北の尾根や、里宮付近、仁王門付近には、クランクや石造物の配置などによる結界の景観が明瞭に残されている。

２.小菅の生活・生業と景観

上記１のような自然環境と歴史的背景の上に、主として近世以降に里人たちによって積み上げられた営みが、現在の小菅の文化的景観を最終的に形成した。

（１）生活・生業と景観

小菅の集落や耕地の地割りや平場の基盤となっている石垣は、時代によって空間の性格や用途をダイナミックに変化させながら、時を超えて今日まで継承されている。最終段階の小菅山の院坊の地割は現集落に継承されており、より古い段階の霊場遺構は近世に畑や植林地として利用され、現在では参道両側等に山林として残っている。

石垣は屋敷地の造成だけでなく各種の水路にも用いられている。その水利体系も時代に応じて姿を変えながら、これらの空間を結んでいる。特に、院・坊群廃絶後の参道南遺構群上部は、現在に至るまで「内山用水」の集水域として利用されているし、参道北側の「花清水」を源頭とする水は大聖院上方を横切って現集落の南半を巡り南龍池跡に達するという、複雑な用水体系が形成された。かつて霊場の荘厳の一部をなしていた南龍池跡は、近世を通してほぼ全面的に水田化され、北竜湖は農業用の溜池として今日でも利用されている。とりわけ、北竜湖は、集落北隣の大菅の谷を集水域に組み込むとともに渇水期を乗り切るためのバッファとして重要な役割を果たしている。このように、小菅では、限られた集水域や生産域を効果的に活用する営みが景観とし

て残っている。

現在の屋敷地内部は、時代の変化に応じて構成を柔軟に変化させて今日に至っている。基本的に、どの屋敷地も、主要な道に面した「表」の空間と、その反対側に向き、耕地・水路・墓域などと関連する「裏」の空間から構成されている。表の空間は道の直線性が優越し、用途としても都市的な場に適応した「ミセ」などの間取りが注目されるが、「裏」の空間では、馬を使った農耕や水を引き込んでの紙漉きに対応した空間利用が目立つ。

また、院・坊段階の池庭の系譜に連なる可能性もある「カワ」が各家庭に設けられ、消雪をはじめとして生活の各場面で利用されている。また、紙漉きの普及とともに用排水の取り扱いには変化が生じたようで、その様相を反映した紙漉きのための池や水路など複数の水系を現在も残す宅地もある。

小菅の民家には、馬とともに暮らす構造の家の間取りが今でも多く継承されている。しかも、柱にスギを用い、梁や桁にねばり強いブナを用いた民家の事例が確認されたことから、深い積雪に耐える構造で地元の建材を用いた小菅の民家の特徴がうかがえる。小菅神社の奥社本殿は、切り立った岩山に立てられた懸崖造りで、平成 24 年（2012）の屋根の修理でも部材をヘリコプターで運び上げており、室町中期の建立時に材をどこから調達したか、かねて議論されてきたが、地元の山の樹木を活用した可能性が高まったと言えるだろう。

生業の観点で樹木に着目すると、小菅山の社寺地には、江戸時代から杉が植林され、弘化大地震（善光寺地震）の際には、飯山城の復旧に提供されている。また、大菅や字内山の林野は、紙漉きの燃料供給地でもあり、明治期には飯山地域の名産「内山紙」を生産する家が多かった。集落に隣接した字南山の里山でも、薪炭に利用された痕跡の残るブナ林が確認され、斜面下方には炭窯の跡も確認された。窯跡は、他にも参道南遺構群内で四ヶ所の比較的保存状態がよい炭窯が確認されている。これらは、里山と集落・社寺の結びつきを語る一種の遺跡的景観である。非日常的な場面では、祭礼や年中行事の際に里山にある樹木等が無条件に用いられ、かつての「割山」のありかたを彷彿とさせる。

紙の原料となる楮は、専用の畑だけでなく、畦畔などでも栽培したそうで、土地を無駄なく使って冬季に現金収入を得るすぐれた産品であったことがうかがえる。また、屋敷地や耕地には柿の木が多く、さきに述べた「裏」の空間では印象的な植生景観を呈している。

このように、建材から集落内の樹木にいたるまで、小菅の人々の生活・生業と里山との結びつきを示す景観は多数現存する。

（２）小菅の祭礼と非日常的景観

小菅を代表する祭礼である「柱松行事」では、過去の小菅の景観を特徴づける非日常的な景観が浮かび上がる。

まず、石にまつわるものとしては、普段からそこにあるが祭礼の時にしかその意味が見えないものとして「天王石」「休石（十王堂跡）」があげられる。さらに、松太鼓が用いる「休石」と「松石」は、祭礼の時にだけ所定の位置に据えられる。いずれもカミが坐す石として、小菅にとって欠くことのできない景観である。

また、祭礼の際に立てられる幟の沓石は、現在では見られなくなっている「市」（地中には礎石が現存している）の姿をうかがい知る数少ない手がかりである。講堂前の空間が集落にとってどのような意味を持つ場所であったかは、現存する「市神」がわずかに伝えるのみで、祭礼の非日常的景観なくしては、十分理解することはできない。その意味で、信仰面とは別に、小菅の文

化的景観に占める「柱松行事」の意味は大きい。

また、祭礼に用いる材料の供給や準備作業は、かつて村の共有地や資産を活用し、自律性の強い村落経営を行ってきた小菅の村落共同体が素顔をのぞかせる場面でもある。

（3）小菅が結ぶ地域

小菅は、千曲川の河床から一段高い山懐にありながら、人々の往来や物資の流通において、今日の我々が想像するよりはるかに便利であったらしい。少なくとも千曲川右岸においては、主要な地方道の一つが小菅を通過したとみられるが、それは北竜湖断層によって形成された断層鞍部を通過する路線である。「来由記」は、小菅の神域の北の鳥居が野沢温泉村の前坂に、南の鳥居は神戸にあったとしており、霊場としての空間構成も、まさにこの道を前提としたものだと言える。神戸で確認された遺構は、伝承される「リョウゾウボウ」関連のものとみられ、このような地域の広がり、つながりを具体的に示す景観である。これがあってはじめて、長野県下最大で小菅の「八木」に数えられる「神戸のイチョウ（県天然記念物）」がここにある意味が説明できるのである。

集落下方の「追分」に残存する「越後道」の道標も、このような環境を反映したものと言える。現奥社への奉納品にも、新潟県内の信者からのものが多数見られ、経済だけでなく信仰圏にもこの道は影響をおよぼしたものと見られる。

（4）小菅に対する景観認知

1）外部の人々の景観認知

上杉景虎（謙信）が弘治３年（1557）に小菅山に捧げた願文からは、小菅から四方を俯瞰する景観認知、水の霊場としての意識、さらに、立体的で密集した多くの院坊群を称揚する意識が読み取れる。

一方、江戸時代末期に『信濃奇勝録』をまとめた井出道貞は、おそらく江戸末期の現地を見た上で、２丁（ページ）を割いて「神戸のイチョウ」を描いている。これは、幕末には霊場としての面影は薄れていたものの、「八木」の一つであり、実在する巨樹の存在感が注目されていたためであろう。

2）地域の人々の景観認知

近世成立とみられ、小菅に伝えられている「伝永禄絵図」と「延享古絵図」は、それぞれ縁起に記された景観を描くことを意図しながらも、制作時点で特定可能であった堂社や霊場地名は正確に反映されているものと考えられる。

これを踏まえて絵図を分析すると、江戸期にも盛時の小菅霊場が石垣で区画された都市的な景観と認知されていたことがわかる。ただし、参道南遺構群については、特にその上部で明瞭な区画や軸線を欠いた状態で少数の堂社を描くにとどまっており、少なくとも絵図成立時点では、参道南遺構群に面的に展開する堂宇群の記憶は具体性を失っていたものとみられる。対して参道北遺構群には現況遺構と対照可能な堂社群が描かれており、こちらは姿を変えつつも近世まで信仰の場として継承されたものとみられる。

この、都市的な院坊群に対し、これを荘厳し、あるいは記念するものとして、複数の清水（大海・桂ほか）や池、銘木（太平木・鞍掛松・五本杉・神戸のイチョウほか）、銘石（大黒石・天狗岩・終石ほか）などが描かれている。これらは、聖地としての小菅の里を象徴する景観として、水、巨木、石などの要素が重視されていたことを今日に伝えている。

一方、現在の小菅地域で飯山市教育委員会が実施した聞き取り調査からは、地域の人々が

小菅地区に抱いている、良い景観イメージがいくつか浮かび上がる。

最も多かったのは「里山の植生景観」への親しみで、次いで、漠然ととらえられている小菅の「聖性・霊性」ともいうべき場所性が挙げられる。これらは、前者はブナ、フクジュソウ、カタクリなどを象徴として語られ、後者は大聖院跡（庭園遺跡、石垣など）や杉並木の歴史性とともに語られている。

また、妙高山をはじめとする西方に対する眺望も評価されているが、これは近年、小菅地域の総合調査などが進んだことによって再認識された側面もある。

聞き取りと「絵図からの読み取り」の差はあるものの、近世の景観認知に比べ、現代では里山の植生景観を「心地よいもの」ととらえる意識が際立ち、小菅地区の自然環境を「山里」として肯定的に評価していることがわかる。地元で行われたシンポジウムでは、「蓮池を整備したい」という意見も出され、「心地よい山里」と「霊場としての景観や歴史性」の双方が「小菅が目指すべき景観」の柱と言えるであろう。

第２節　文化的景観を構成する要素

１.文化的景観小菅の構成要素を絞り込む

調査によって明らかにされた小菅の里の特徴から重要な構成要素を絞り込むため、どのような切り口で小菅地域を見れば文化的景観を明瞭にとらえられるか検討した結果、以下の３つの「視点（人の活動）」と４つの「場（景観）」から整理した。その結果は表 5-2-1-1 に示すが、以下にそれぞれの「視点」と「場とのとらえ方」を整理した。

※縦横の軸が「視点」と「場」、交点のセル内がモノとして確認できる景観の構成要素

		場			
		土と石のありかた	動植物のありかた	雪と水のありかた	空間とつながり
視点	いのる	風切り峠（神戸～桂清水～鐙石） 火打ち石はどんな石か？ 磐座と境目の大石 →役や名のある大石（休み石、松石、休み石） →境界の大石も再検討 （ex. 仁王門など） 断層湖（南龍池・蓮池・北竜池） 七清水 社寺の石垣 築地	奥社北西テラスの巨杉 七木 並木の保存と育成 社寺の建造物 「松ソダ」の調達（「無縁」か「共有」か） 馬頭観音 絵馬	雪崩で削られた急崖・岩壁 奥社の水音 社寺の庭園 霊場景観の基盤をなす池	妙高に向く直線的な現参道 桂清水から鐙石に向かう古参道 （神戸から風切り峠を越えて） ※これらはともに関連遺構を含む
	いきる・くらす	屋敷地の石垣 峠（木島～野沢温泉）	ブナを用いた家 馬と暮らす家の造り 自然との循環が伝いくらし （身近で多様な生態系） 森に残る炭窯と萌芽更新の名残 杉の植林 人里のブナ林	雪を溶かすタネ 筧で引いた生活用水	家の配置 「ミセ」のつくり 表と裏 「山の道」で結びついた村 （木島～野沢温泉） 居住・生産と原料・燃料供給地の使い分け
	なりわい・まつり	石垣の棚田・水路 北竜湖の決壊 断層の上に坐すカミ 断層の辻で開かれる市 石の上に坐すカミ （天王石、松神子の石など）	内山越のリンク（精畑と薪炭林） 柿の木のたたずまい 柱松（ソダと棹） 馬競 馬市	溜池と農業用水（巧みな水回し） 雪を用いた紙漉（さらし） 水を用いた紙漉（クシ拾い、漉き）	中世のカタチを伝える耕地 堂庭で交差するヒトとモノ 堂庭で交差するヒトとカミ

表 5-2-1-1 小菅の文化的景観構成要素整理表

（1）３つの視点

1）「いのり」の視点

小菅の人々が重層的に形成してきた文化的景観の基盤には、過去のある時期に形成された霊場景観が潜在的に含まれている。集落の一画に何気なく残存する立石の意味を読み解くために「いのり」の場としての評価は欠かせない。

2）「くらし」の視点

小菅の文化的景観の基盤にある霊場景観は、近世から近代までの先人の生活のなかで、巧みに活用されることにより、今日まで保たれた。今日では本来の場の意味と異なる生活の場としても十全に機能しており、そちら側からも光を当てなければ、小菅の景観の重層性を読み解くことはできない。

また、その利用（開発）の巧みさは、基盤となっている中世以来の景観を良く保っていると評することもできる。

3）「なりわい・まつり」の視点

長い期間にわたって重層的に形成された小菅の景観を、分析する場面として重要な機会になるのが「まつりや伝統行事」といった非日常的場面である。普段はなにげなく路傍に置かれている石が、祭りのある瞬間のみ、その存在や置かれている場所の意味を雄弁に語り出す。

（２）４つの「場」・条件と景観

１）大地（地形・地質）

北竜湖断層の活動は、基盤の地形を形成しただけでなく、断層鞍部経由で小菅を貫く交通路を準備し、集落背後にわき出す多数の湧水点をもたらした。

むき出しの岸壁や巨礫は、信仰、生活・生業の舞台や素材として重要で、小菅の文化的景観の基盤をなすものである。また、祭礼のようなような非日常的場面でも、その重要性が端的に浮き上がる。

２）動植物

小菅の「市」は馬市を起源とするものとみられるが、元隆寺の本尊は馬頭観音であり、奉納された絵馬にも白黒の馬を描いたものがあるなど、互いの関連性はわからないものの、小菅には馬の表象が色濃く残っている。民家の構造も、飯山市周辺と共通したものだが、屋内で馬と暮らす間取りになっている。

植物と生活の結びつきは一層特徴がとらえやすく、人々が関与して形成された植生や、里山の植物資源を利用した生活・生業のいとなみを今日まで伝える景観があちこちで見出される。

また、祭礼の際の松ソダの採取地や方法、さらに、祭事に用いられる植物そのものも、これまでの小菅集落の歴史や信仰の変遷を端的に表した非日常的な景観と言える。

３）水と雪

豪雪と地質条件に由来して、そこここで湧き出す水は、原初の信仰対象であったろうとみられ、やがて霊場を荘厳する景観にもなる。

小菅の集落が利用可能な集水域は狭く、近世に村が充実し、耕地が拡大すると、北竜湖を組み込んだ複数の谷にまたがる灌漑システムはなくてはならないものになる。

また、生活用水として、湧水を水源としたカワの水系や、近代に紙漉きに用いられた水路と池と建造物を組み合わせたシステムなど、傾斜地において貴重な水資源を無駄なく活用する仕組みは様々に工夫された。

多量の雪は人間にとって、第一義的に負担をもたらすものであるが、豪雪地ではこれを活かした木材の切り出しなど生業への活用事例がある。小菅ではそれを具体的に示す切り株などは見出されていないが、やはり炭焼きは冬季に行われている。具体的に生業に雪を利用した例としては、製紙業の一工程で、楮を雪上に晒したとの証言が得られている。また、建造物の構造や材についても、深い雪の負荷と、豪雪地の植生を前提としたものであった可能性が高い。

４）空間とのつながり

小菅の集落は、まっすぐ妙高山に向いた「カイド」を軸線とした空間構成で構成されており、その様が、小菅集落の基盤成立の事情を物語っている。しかし、断層に沿った通路を軸とした南北方向の道が随所で空間を規定している。とりわけ､十王堂跡から講堂前（講堂庭）にかけては､東西と南北の通路の「辻」にあたる空間で､その重要性は今日でも「柱松行事」の際に際立っている。

民家の構造も､「カイド」に面した「ミセ」を特徴としており、山懐の集落でありながら､流通・交通の場としての性格が強かったことを示す景観が随所に見られる。

２.文化的景観小菅の景観単位

小菅の文化的景観は、おおよそ３つの景観単位で構成されている。それは、核となる集落と耕地からなる「里」、遺跡と山林や耕地が重層的に現在の景観をもたらした「林」、さらに、岩と森をベースに人為的な関与が一定のレベル以下に抑えられた「山」の３つである。これらは、不定形ではあるが、およそ「里」を中心として、周囲を「林」が、さらに外側を「山」が包むような構造になっている。ただし、「里」の真西では、「山」はもちろん「林」のゾーンも完全には閉じていない。また、面積的にはかなり大きな北竜湖のような開水面が含まれている。

これらの景観単位は、「林」や「里」を中心に展開する石垣と水路によって区画され、かつ結ばれている。

（１）３つの景観単位

１）岩と森からなる「山」

この景観単位は、集落の当方では「伽耶吉利堂跡」より上位のレベルにあたり、山体崩壊の滑落崖に由来する急な斜面と、その上の緩傾斜の山地である。急斜面部は岸壁や巨礫の所在地がわずかに信仰施設として利用されているが、基本的に生産地としては利用されない。ただし、それらの山中で、文書に「上ノ平」「瀧平」などと記されている場所（おそらく緩斜面）には、植生に対して一定の人為的関与（もしくは不介入）があった。

２）木々に覆われた「林」

集落東方の、「大聖院跡」から伽耶吉利堂までにあたる崩積土の斜面や、集落の南北に位置する尾根の斜面がこれにあたり、「山」と比べ、ほぼ全面に人の手が入っている山林である。現在は山林だが、この部分の土地利用は重層的に変遷しており、随所に大小の信仰遺構が散在する。その一部である参道南遺構群や神戸遺構群は、小菅山の中世段階の遺構群と推定されるが、大菅地籍の山林内にみられる造成痕など未解明の人為的地形も多い。西側を開口部にしてＣの字形に「里」を囲んでおり、近世以降は、耕地や燃料・原料などの供給地として機能して今日に至る。

３）集落と耕地からなる「里」

現集落とその周辺で、大聖院跡より下位のレベルにあたる。主として居住地である「集落」と、農耕地を主とする「耕地」の２種からなる。小菅では、家屋が「カイド」を軸として集中したため、江戸時代に「居村」と呼ばれた居住域と耕地とが比較的はっきり分かれていた。

この「里」と、周囲の「林」や「山」とが有形無形の結びつきで一体として機能した範囲と、それを成り立たせたシステムが、今回選定を目指す文化的景観の範囲にあたる。

（２）景観を区画し結ぶもの

１）骨格としての「石垣」

全域が傾斜地からなる小菅では、中近世から現代に至るまで、土止を用いた人為的造成によらねば平坦面を確保できない。近現代にはコンクリートを用いた施工もあるが、伝統的にその多くは石垣によって造成されてきた。「里」や「林」は、このような造成面の集合を重要な核としている。

とりわけ「里」は、斜面下方から見た場合、石垣がその骨格をなしていることが視覚的にも明瞭である。このような「里」はもちろん、現在山林になっている「林」の平場群（遺構群）も、近世には耕地などに利用されたため、石垣で区画された平坦面の形状は今日の公図

にまで継承されている。

また、大聖院跡付近では、南北方向の長い石垣で規定された地割が「林」と「里」を区画している。

２）「山」「林」「里」を結ぶ「水」「森林資源」「労働」の循環

３つの景観単位は、水や森林資源と、それを獲得するための労働の循環によって相互に密接に結びついている。

森林資源の利用についてみれば、その利用や管理のあり方に応じて形成されたとみられる植生景観（ブナ林、杉林、松林など）や、森林資源を利用することによって作られた施設等（炭窯、紙漉小屋など）の景観が各所にみられる。

また、その循環を確保するために整備された作業道や用水も、現用のものから遺跡に近いものまで各所で確認することができる。とりわけ、「内山用水」「北竜湖」「ひましめ用水」の灌漑システムは、その管理のための集落共同体とともに今日まで継承され、小菅を代表する水利の景観を形成している。

ブナ材を用いた家屋も、そのような「里」と「山」「林」の循環の中に位置づけられよう。

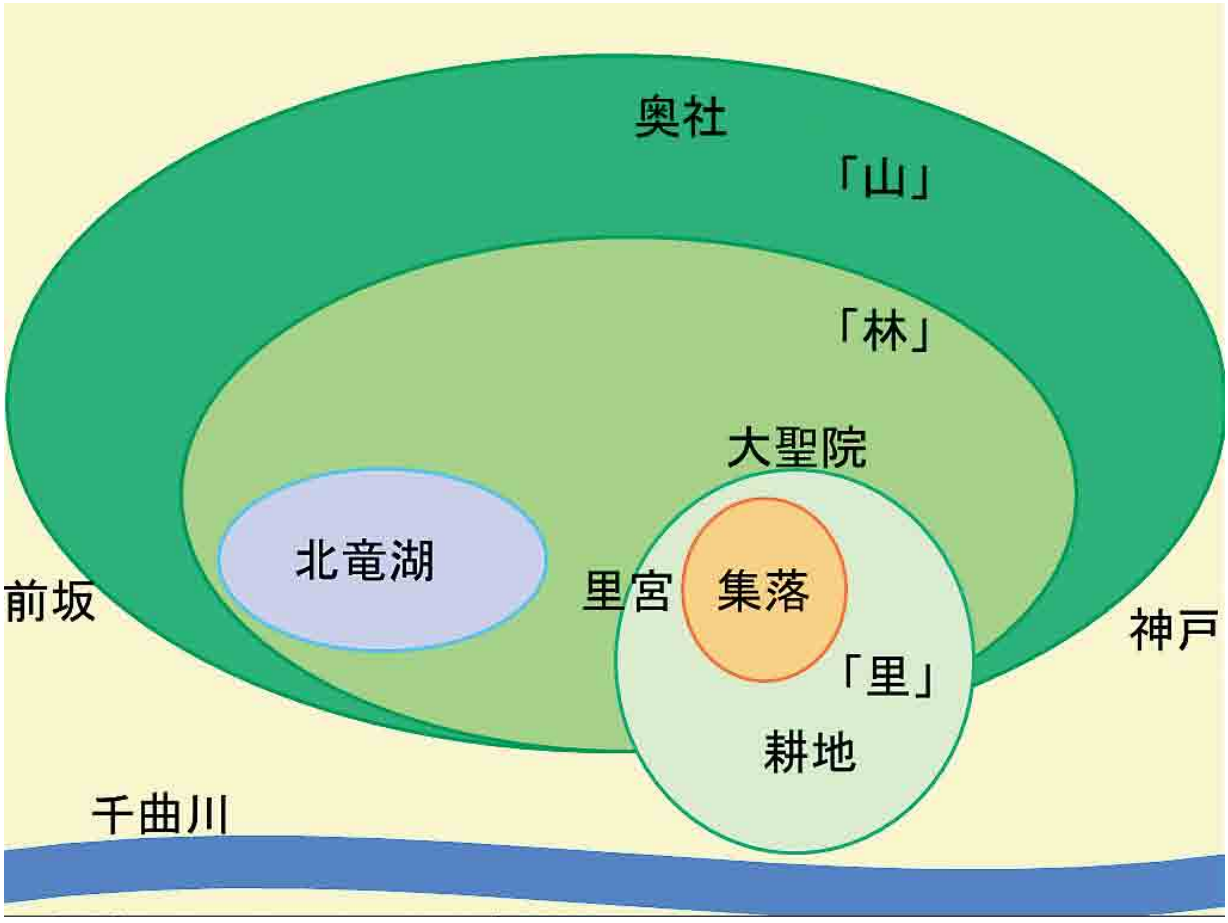

図 5-2-2-1 小菅の景観単位

３．文化的景観小菅を構成する特に重要な要素

前項で示された３つの景観単位（「山」・「林」・「里」）と、それらを区画し結ぶ「石垣」・「水」・「森林資源」をＡ～Ｄに区分し、それぞれの区分のなかで特に重要な要素を下記の表にまとめた。

区分	No.	名称
A「山」	A-1	愛染岩
	A-2	小菅神社奥社本殿
	A-3	オカリヤ
	A-4	ブナ-キタゴヨウ群落
	A-5	奥社参道（三の鳥居～奥社）
	A-6	奥社参道のスギ
	A-7	奥社参道の巨石群
B「林」	B-1	三の鳥居
	B-2	護摩堂
	B-3	大聖院跡
	B-4	大聖院の庭園
	B-5	大聖院の墓地
	B-6	伽耶吉利堂跡・旧観音堂跡
	B-7	奥社参道南遺構群
	B-8	奥社参道北遺構群
	B-9	炭窯
C「里」	C-1	風切峠
	C-2	神戸の遺構群
	C-3	神戸のイチョウ
	C-4	カイド（二の鳥居～三の鳥居）
	C-5	前坂道（前坂～越処～十王堂跡）
	C-6	神戸道（十王堂跡～桂清水～神戸）
	C-7	風切峠の石造文化財群
	C-8	三の鳥居周辺の石造文化財群
	C-9	追分石造文化財群
	C-10	里宮参道と周辺の石造文化財群
	C-11	菩提院・観音堂周辺の石造文化財群
	C-12	幟・大灯籠の沓石
	C-13	北竜湖
	C-14	南龍池跡
	C-15	蓮池
	C-16	二の鳥居
	C-17	仁王門
	C-18	里宮
	C-19	十王堂跡
	C-20	菩提院
	C-21	観音堂
	C-22	講堂
	C-23	講堂庭
	C-24	御旅所
	C-25	集落の水田
	C-26	中島家住宅
	C-27	吉原家住宅
	C-28	眞島家住宅
	C-29	蒲原家住宅
	C-30	市村家住宅
	C-31	吉原家住宅
	C-32	廣瀬家住宅
	C-33	丸山家住宅
	C-34	吉原家住宅
	C-35	小林家住宅
	C-36	藤井家住宅
	C-37	広瀬家住宅
	C-38	瀧澤家住宅
	C-39	眞島家住宅
	C-40	丸山家住宅
	C-41	市村家住宅
	C-42	小林家住宅
C「里」	C-43	瀧澤家住宅
	C-44	丸山家住宅
	C-45	小菅亭
	C-46	倉科家住宅
	C-47	瀧澤家住宅
	C-48	内堀家住宅
	C-49	眞島家住宅
	C-50	服部家住宅
	C-51	真嶋家住宅
	C-52	丸山家住宅
	C-53	内堀家住宅
	C-54	丸山家住宅
	C-55	眞島家住宅
	C-56	吉原家住宅
	C-57	蒲原家住宅
	C-58	金井家住宅
	C-59	山岸家住宅
	C-60	山岸家住宅
	C-61	鷲尾家住宅
	C-62	山岸家住宅
	C-63	小林家住宅
	C-64	中嶌家住宅
	C-65	廣瀬家住宅
	C-66	鷲尾家住宅
	C-67	眞嶌家住宅
	C-68	小林家住宅
	C-69	藤井家住宅
	C-70	市村家住宅
	C-71	吉原家住宅
	C-72	小林家住宅
	C-73	吉原家住宅
	C-74	石森家住宅
	C-75	小林家住宅
D「石垣」「水」「森林資源」	D-1	集落の石垣
	D-2	桂清水
	D-3	大海清水
	D-4	鼻清水
	D-5	花清水
	D-6	ひましめ用水
	D-7	内山用水
	D-8	上の平用水
	D-9	第一水系
	D-10	第二水系
	D-11	第三水系
	D-12	第四水系
	D-13	第五水系
	D-14	第六水系
	D-15	第七水系
	D-16	第八水系
	D-17	小菅のイトザクラ
	D-18	小菅のヤマグワ
	D-19	住宅内のカキ
	D-20	集落のブナ林
	D-21	集落全体（追分～三の鳥居まで）

表 5-2-3-1 重要な構成要素一覧表

第３節　現在の課題

１.小菅の文化的景観の何を守るべきか

（１）特有の景観・眺望

文化的景観の持続可能な保護のためには、いくつかの特有な景観を指標にして、変化のあり方を検討する必要がある。ここまでの調査と、地元の人々の声から、以下に、その指標となり得る景観を整理する。

１）妙高山への眺望

小菅の文化的景観にとって、妙高山の眺望と、そこに向かう現集落の軸線は欠かせないものである。しかし、軸線をなしている「カイド」は、両側に多数の電柱などが立ち並び、空中を横断する電線によってその眺望を阻害されている。小菅の文化的景観の特色をわかりやすく保護する上では、この眺望の支障になる構造物等を適切な方法で整理することが重要になろう。

２）石の景観を生かす

３つの景観単位のうち、より上位の空間では、自然の岩壁や巨礫が、また、より下位の空間になるほどの造成のための石垣が、それぞれ構成要素として顕著に見られる。

上位の空間では、開発による破壊の懸念は少ないものの、どこにある岩が重要な要素なのかがわかりにくくなっている。一方、「里」の空間では、これまでの開発等の際に、石垣が形成する景観が必ずしも評価されず、部分的に失われてしまったものがある。ただし、このような場所についても、これまでの総合調査などにより、その重要性が認識されつつあり、今後、なんの配慮もされぬままに同種の破壊が起きることは考えにくくなっている。最も懸念されるのは、「里」と「林」の空間にまたがって存在する、「意味がわかりにくくなった立石」などの石造物である。明確な刻字等もない、これらの石造物は、文化的景観の中で適切に位置づけることによって適切に保護する必要がある。

３）不思議な里山の植生景観

小菅にとって重要で、かつ、保護が難しいと思われるものに植生景観がある。植林地として形成された杉林や、一定の管理方針の下に形成されたブナ林などは、林業や薪炭林としての森林の利用が事実上途絶えた今日でも、往事の景観をとどめているが、森林の利用管理が現在の状態で推移すれば、その景観は遷移によって大きく変貌することが確実である。

小菅の良好な景観として地元の人々から挙げられたもののうち、最も多かったものが植生景観で、そこには林床の草本類も含まれているが、林相が変化することによってこれらの下層植生も変化することは確実である。

しかし、かつての森林利用をそのまま回復させることもまた困難であれば、過去とは別の形の利活用を通して、日照等を好適な条件に保つ試みが早晩必要になるであろう。

４）せせらぎの景観

小菅の文化的景観を流れる水は、耕作や生活に不可欠であるばかりでなく、視覚的にはもちろん聴覚的にも小菅らしさを演出する重要な構成要素である。今後、安全確保などの面から、コンクリート製の蓋をする要望などが出される可能性もあるが、全体の中でその場所に適切な対応を検討する必要があろう。

（2）小菅のシステムを守る

上記（1）の景観は、それを形成し、維持してきたシステムと不可分のものである。小菅の文化的景観を維持する上で特に重要と思われるシステムや営みを以下に整理する。

1）営農の維持

小菅の景観は、集落とその周囲に広がる耕地の開発と維持によって最終的に現在の姿になった。そのため、水利と一体になった農業の営みを維持することが文化的景観の保護にとって重要になる。

2）水利体系を生かす

小菅特有の灌漑システムは耕作と一体であることはもちろん、それを維持する地域共同体とも不可分のものである。これを持続可能な形で適切に保護することは、文化的景観としての小菅を保護する上で、決定的な重要性を持つ。

3）除雪・消雪のしくみを生かす

小菅の除雪・消雪は、物理的には「カワ」を利用して行われる。また、小菅に限らないが、豪雪地の除雪は地域の共同作業によってなされている。小菅には、雪に耐え、雪に対応することによって形成された景観構成要素も多く、それらは必要がもたらす合理性に支えられたものになっている。したがって、地域の持続可能性に十分配慮した形で、除雪・消雪の地域共同体を維持することが重要である。

4）柱松行事の維持

小菅には目的に応じた様々な協働組織があり、いずれも活発に活動している。中でも用水の管理と「柱松行事」に関する組織は、その来歴を区有文書の中に求められるほど長く続いている。その意味で、生活・生業の面では水利システムが、歴史・文化の面では現小菅神社の祭礼が、それぞれ文化的景観を形成する柱になってきたシステムと言えるだろう。

近代以降も、小菅の人々が小菅神社の風致景観を維持しようと活動したことは、区有文書から明らかであり、柱松行事を象徴とする小菅神社の祭礼を維持する人々の結びつきを適切に継承することが、小菅の文化的景観を保護する上で重要である。

（3）小菅をとりまく空間を生かす

「小菅」の範囲は、時代によっていくつか考えられる。また、同じ時期でも、例えば行政上の小菅村と、小菅神社の氏子組織の広がりとは異なった広がりをもっている。

したがって、文化的景観としての「小菅」を適切に体現する範囲（選定を目指す範囲）は、必ずしも「飯山市小菅地区」だけには収まらない。今回、氏子組織の広がり、院坊の分布、水利、交通などの面から、崩積土の末端にあたる関沢地区・針田地区や、尾根の南側の神戸地区の一部を含めて選定申し出を行うのは、そのような背景からである。

一方、活用の面からは、小菅の文化的景観の広がりをわかりやすく示すことが大切であり、特に神戸、関沢、針田などの地域で、そこがなぜ「小菅の里」に含まれるのかを適切に説明する必要がある。以下に、飯山市の行政上の「小菅」に隣接する選定申し出範囲のうち主要なものについて、その価値を整理する。

1）北竜湖（大菅地籍）

大菅は、小菅集落と尾根を隔てて別の谷であり、面積としては小菅本体の谷に匹敵する地域である。近世の文書の記載内容からみる限り、「小菅村の大菅」として、一貫して小菅村に所属しているが、「大菅」と呼ばれる地域の性格には検討の余地がある。少なくとも、享

保元年（1716）の「大菅検地帳」では、「大菅」の中に「坂下」「道嶋」「清水」「池端」など様々な「字」があり、しかも、それは「小菅村」の「大菅検地帳」なのである。

大菅については、その由来を十分検証できていないが、小菅集落の人々の先祖が大菅から移り住んだという伝承があるが、「大菅」の位置づけを考えると、このような伝承も荒唐無稽なものとは言い切れない。

これに加えて、現北竜湖は小菅の灌漑システムに大きな役割を果たしている。「大菅溜池（現北竜湖）」がいつから灌漑用水になったのかは厳密にはわからないが、17 世紀末にはすでに「改修」が必要になっていることから、小菅の営農にとって大菅が不可欠な空間であったことは疑う余地がない。しかも、北竜湖は明治前期まで「放生池」として保護されていた。

２）神戸との結びつき

神戸にある長野県天然記念物の「神戸のイチョウ」には、「リョウゾウボウ」の門前の木であったとの伝承がある。今回の調査では、文献史料から浮かび上がった八所権現里宮との結びつきや、山林内の遺構群の存在などから、「神戸が南の華表（鳥居）である」という縁起の記述が一定の事実に基づくものであることが浮かび上がってきた。

霊場としての小菅だけでなく生活の場としても、大菅経由で前坂につながるルートも含め、断層鞍部で南北に結ばれた地域のつながりが、大きく寄与していたことは確実で、神戸にある昭和初期の道標にも、神戸から小菅への道筋が示されている。

自動車交通を前提とした今日の道路からは想像しにくくなった山中の小地域の結びつきを体現する景観地として、神戸と一体として小菅の文化的景観を保護することが重要である。

３）針田・関沢との結びつき

西方から千曲川を渡河して小菅に至るルートは、「延享古絵図」に示された「一ノ鳥居跡」を重視する立場から、これまで注目されてきた。ただし、江戸時代末まで渡船による渡河ルートであり、宗教的な「結界」としては象徴的であるが、物流にとっては一定のハードルになっていたであろう。

このルートがいつから始まり、どの程度の重要性をもっていたものかは、いまのところ明らかではないが、「延享古絵図」の表現は、こちらを八所権現の正面参道として表現している。小菅村は、江戸末期の渡船から明治初期の船橋に対し、他村とともに応分の財政負担をしていることからも、この渡河点が小菅村のみならず周辺地域にとって重要なものであったことがうかがえる。

このような、交通・流通の視点と、八所権現里宮の末社等の分布の両面から、崩積土の末端にあたる急斜面直下に並ぶ針田・関沢の集落は、小菅の文化的景観にとって欠かせない重要な地域である。

２.小菅の文化的景観を守るための課題は何か

（１）豪雪と急斜面

小菅地域での生活には、常に傾斜地であることが負担としてつきまとう。ここに凍結が加わる冬季には、さらにその危険や負担は倍加する。

本来、豪雪そのものも大きな負担である飯山市域において、幹線道路と集落の間に大きな高低差があり、集落自体も斜面に立地する小菅は、交通や除雪が平地より一層困難になる。

また、無雪期でも斜面地の農業では、草刈りや石垣の維持などで、平坦地より格段に大きな労

力が必要となる。

これらは、住民の高齢化が進む小菅地域で、営農や生活を維持するためには、緩和すべき大きな課題になる。

（2）人口の減少

里山とはいえ自動車の運転さえできれば、その生活環境の良さを享受することができる小菅でも、少子高齢化の傾向は進んでいる。前記（1）の豪雪と傾斜地ゆえの負担は、高齢者には一層のしかかることになるので、これらの負荷を軽減することは、地域の元気作りを進める上で、優先的に取り組むべき課題と言える。

その上で、少子高齢化対策にもなる「景観を活かした地域づくり」の道を見出す必要がある。

（3）生業の維持

小菅の人々は、当面、営農を維持しようと考えている。用水システムや院坊跡に由来する平場群を継承する棚田などが､文化的景観の重要な構成要素である小菅にとって､これらの空間が（現時点での）本来の姿で維持できることは貴重なことである。用水システムや耕地が現在の機能を喪失すると、水生生物をはじめとした動植物相の変化や、システムを支えている地域共同体のあり方などに影響が及ぶことが予想されるので、そのような変化を回避する工夫が必要であろう。

また、農業以外の産業を選定範囲内で営む（自営業として）場合、工場・店舗など経営に必要な変化と、家並みをはじめとする小菅らしい景観との調和は課題になるであろう。

（4）失われた景観

重要な構成要素にあたるものの一部には、小菅が文化的景観として評価される以前に、開発等によって失われたものもある。

例えば､「カイド」に面した石垣などでコンクリート擁壁に置き換えられた部分などは、特に小菅の文化的景観にとって重要な要素であるから、改修の機会をとらえて修景する必要もあろう。その際には、単に「石垣であること」だけを問題にするのではなく、空間の利用法も含め、小菅の文化的景観のストーリーにマッチした意匠や技法を用いなければならない。

そのためには、生活・生業の面に注目し、重層的に形成された文化的景観を適切に読み解き、それを実際の施工に結びつけていくための協議や研究の場が不可欠である。選定に際しては、このような組織・体制をあらかじめ準備しなければならない。

3.文化的景観小菅の未来

（1）持続可能な手法で

文化的景観の保存と活用は、持続可能な方法で図られなければならない。その際に許容される変化の幅は、現時点の物理的な形状や彩色のみから考えるのではなく、小菅の文化的景観が形成されたストーリー（文化的景観の物語）と、それを可能ならしめたシステムの双方に照らして検討すべきである。

このような判断基準を併用することにより、物理的にはより小さな変化であっても許容できないものや、逆に、ある程度の変化の幅があっても、小菅の将来像を長期的に考えたときには許容することが望ましいものを、適切に判断することができる。

個別の案件については、上記のようなスタンスに立って、上記2（4）の組織で検討することになろう。

（2）「景観」をどう用いるか

文化的景観小菅において景観は保護する対象であると同時に、変化を総合的にマネジメントする際の指標でもある。

本節の１.において、「景観」と「システム」と「周辺との結びつき」の３点から守るべき対照を整理したが、これらは本質的な部分で不可分の関係にある。システムや周辺地域との交流の中から景観が生み出された以上、景観が本質的な部分で損なわれる（損なわれた）場合には、それを支えてきたシステム等にも変質や停滞が生じる（水面下で生じている）こともまた当然の帰結であろう。

小菅が健全かつ活力あふれる地域として、今後も持続的に維持されるためには、このように景観を使った総合的なマネジメントも有効かつ必要である。

（３）価値を見出し、共有するシステムの構築

文化的景観を活用して地域づくりを進めようとすると、小菅では常に少子高齢化の問題と向き合わねばならない。むろん、一朝一夕で解決策を見いだせる問題ではないが、答えはやはり、「文化的景観の使い方」の中に求められるであろう。

文化的景観がもつ魅力を地域の人々と地域外の人々がともに見直し（あるいは発見し）、その価値を共有すれば、おのずと、地域を支えるサポーターが生まれたり、この先、小菅で暮らしたいと考える人々を惹きつけることにつながるであろう。このようなステップを踏むことは、域外の人々が地域づくりに参加したり、移住する際に、「小菅らしさ」を損ねることなく地域に溶け込んでいく下地作りとも言える。以下では、さきに問題点として挙げた小菅の特性の中から、このような活動の素材になるかもしれないものを例にあげておく。

１）小菅の暮らしをより深く体感する「ホワイトツーリズム」

小菅では、雪が生活上の大きな負担になっていることは繰り返すまでもない。しかし、雪に対応することで培われた知恵、技能、施設や、除雪をスムーズに進める共同体の結びつきは、小菅ならではの景観や雰囲気となって今日まで継承されている。この地を訪れる多くの人々が異口同音に言う「人々のあたたかさ」などもこのような背景と無縁ではあるまい。

域外の人々を、春秋などの快適な時期だけでなく、あえて厳冬期の小菅に招いて豪雪地の生活を経験してもらうことは、豪雪に由来する文化的景観の価値を共有していくことに役立つのはもちろん、豪雪ゆえにもたらされる春の喜びや、秋の充実感をより深く実感するための下地になるであろう。

２）水、森、山と暮らす

各種の調査で地域の高齢の方と一緒に山を歩くと、いつもその健脚ぶりに驚かされるが、そこには長年山に入り、その恵みや恐ろしさを体感しながら身につけた知識や技能の裏打ちがある。

小菅を訪れる人々を、「生活のための」山や森に招き、一緒に森林資源を得たり、水を引くなどの作業をすることを通して、その価値を共有することは、小菅の里山をどのような形で次の時代に継承していくかを考える第一歩になるであろう。

第Ⅱ部　保存計画編

第１章　文化的景観の保存に向けて
第２章　文化的景観を守るために
第３章　文化的景観を活かすために
第４章　文化的景観を受け継ぐために

第１章　文化的景観の保存に向けて

第１節　文化的景観の価値

小菅集落は北竜湖断層上に広がる。集落の東側は急峻な山地、西側は崩積土の緩傾斜で、その間に広がる山林には地滑りに由来する湧水点も多くみられ、集落や耕地に水を供給する水源となっている。南北に並ぶ断層鞍部と断層湖は、小菅独特の宗教景観の基盤ともなった。現在の地形は、この断層と地滑り地形が基盤となっている。

小菅の霊場は、古代の人々が岩壁の際立つ山と、巨石が散在する山麓斜面の景観に神を見出したことから始まった。参道南・北遺構群や集落の要所には巨石がみられ、霊場小菅の景観を形成している。

小菅の霊場は時代により姿を変えた。中世以前の霊場は、風切峠から伽耶吉利堂跡を結ぶ線を中心軸として展開した参道南遺構群が核となる。この軸線は小菅の鎮守である飯縄と黒姫を従えた斑尾山に向いており、小菅神社奥社も斑尾山に正対している。また、この軸線上には風切峠を越えた先にある小菅山元隆寺の坊のひとつ、良蔵坊と伝えられる神戸遺構群が展開する。中近世移行期になると、霊場景観は東西方向の直線性が際立つ軸線へとダイナミックに切り替えられ、軸線は妙高山を意識した現在の参道（カイド）を軸とした霊場が構成された。石垣で構成された平場や参道、また断層湖や湧水点を基盤とした水の景観も強調され、石と水を際立たせた霊場へと変化を遂げた。

霊場の姿は変化し、時代によって空間の性格や用途は変化するが、地割とその基盤となる石積み・石垣は時代を超えて継承されている。小菅における土地利用の変化は、霊場としての景観を大きく損なうことなく進展してきた。中世以前の参道南遺構群は、江戸時代には田畑として利用され、一部は現在も水田として使われている。そして現在の集落は、変化の最終段階の小菅山の院坊の地割を継承している。一方､水利体系も時代に応じて形を変えながらこれらの空間を結び、山地での生活・生業を可能にしてきた。廃絶した遺構群は「内山用水」の集水域として利用されるなど、限られた空間と水源を効果的に活用している。

小菅を代表する祭礼「柱松行事」では、祭礼のときにだけ姿をあらわす石、祭礼のときにいとなまれた日市によって、非日常的な景観が浮かび上がる。現在日市は現出しないが、かつて祭礼時には遠方から大勢の商人が集まって市が開かれ、都市的な場を形成した。祭礼に用いる材料の供給や準備作業は、村の共有地や資産を活用しており、自立性の強い村落経営を行なってきたことが伺える。そして、伝統的なこの祭礼を維持・継承することを核として地域社会がまとまってきた。

このような自然環境と歴史的背景のうえに、里人たちによって積み上げられたいとなみが現在の小菅の文化的景観を形成した。

第２節　文化的景観の位置および範囲

小菅集落は、飯山市の東端に位置する瑞穂地区に位置する。集落東方の山地には幅約 750 ｍの西に開いた馬蹄形の崩壊凹地が認められ、西地の底から四方に扇状地状の地形が発達している。小菅集落はこの扇状地状の上部に形成され、その西下方は水田及び畑地が広がっている。集落の中心は標高約 500 ｍで、盆地底との比高差約 200 ｍをはかる高地に立地する。

範囲は、瑞穂地区小菅および神戸、関沢、針田地区の一部を含む面積約 512.5ha に設定した。小菅集落を中心に、小菅山元隆寺隆盛期に各方角の結界となっていた地点を考慮し、南は神戸集落と小菅集落を結ぶ風切峠とその入り口の小菅山元隆寺一連の坊跡と推定される遺構群、イチョウを含めた稜線、北は北竜湖スキー場を含む前坂の峠尾根、東は小菅山の尾根までとした。

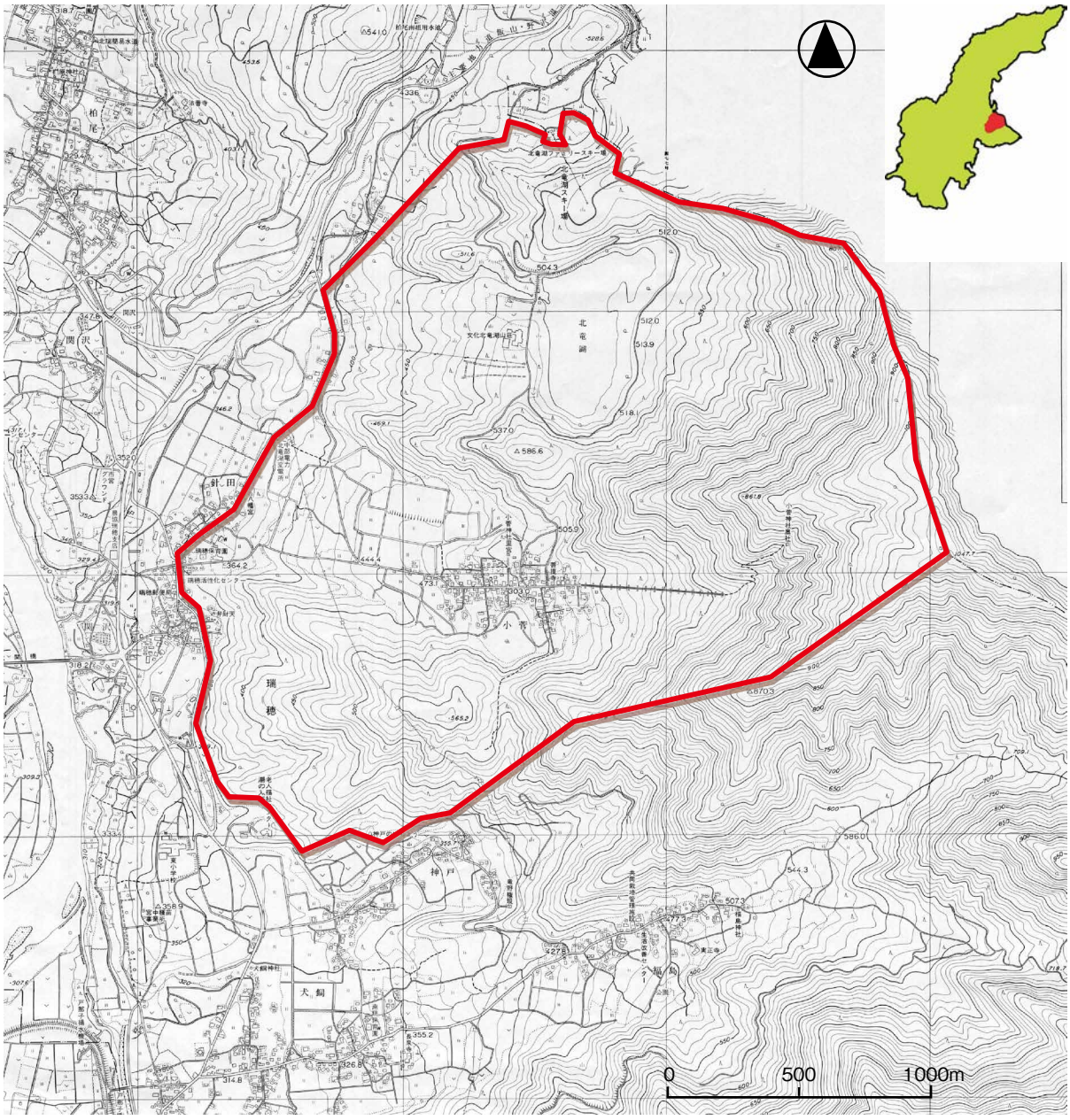

重要文化的景観の申出区域

第３節　基本方針

１．保存管理の基本方針

小菅の文化的景観の保存管理にあたっては、小菅の文化的景観の価値を住民・行政で共有し、現在受け継がれている伝統的な景観を維持・継承することを基本とした保存活用が必要であり、そのための住民の理解と自主的な取り組みが欠かせない。また行政としては、行政の役割を明確にし、保存に必要な取り組みを実行できる体制づくりが肝要である。

時代を超えて継承されてきた霊場由来の地割とその基盤となる石積み・石垣の景観や伝統的な形式をもつ民家、集落に点在する社寺などの建造物は小菅の歴史的変遷を伝えている。このような要素を住民と共に行政の関係部局が連携し、的確な保存ができるようにする。

限られた空間と水源を効果的に活用した山間地域の生活・生業は、地域住民による維持管理に加え、学習会を兼ねた行事などを開催し、地域負担の軽減を図りながら保存に努める。また、減少する農家、増加する遊休農地対策も必要である。

伝統的な行事や住民の保全活動の継承は人口減少や少子化に伴い、経済的な理由もあって維持が困難になってきている。柱松行事をはじめとした伝統行事を継承するため、集落内外を問わず、後継者育成のため「柱松学習会」を行なうなどして継続に努めていく。

集落を維持・保全していくには、地域住民の共同作業「オテンマ」が不可欠であり、景観形成もそれ無くしては成り立たない。地域の「オテンマ」は集落を維持・保全していくための「保全活動」であり、これが核となって地域社会がまとまってきた。少子高齢化に伴い、オテンマは住民にとって負担となってきている。地域の負担を軽減すると共に、次世代への継承を図るための対策が必要となる。一方で住民自身が小菅の価値を理解し、それを守り伝えていく高い意識をもつことも次世代への継承に有効であろう。

文化的景観の保存管理にあたっては、重要文化的景観の形成基準、土地利用規制法、飯山市景観計画、小菅の里景観形成住民協定の行為規制によることとし、現状変更対象行為とその取り扱いについて定める。

２．整備活用の基本方針

整備活用については、小菅の文化的景観の価値を住民、行政および各種団体、専門家等で共有し、連携を図りながら伝統的な小菅の景観を継承していくための適切な修理・修景による整備活用を行なう。集落を形成する基盤となっている石積みのある風景や、水路やため池などの豊かな水と農村の景観は時代を超えて継承されており、守り伝えていくことを基本とした整備が望まれる。

祭りなどの年中行事やオテンマといった伝統文化は、継続と後継者の育成が課題となっている。住民をはじめ市民や来訪者に向けてこのような伝統文化を学ぶための講座や体験学習会を開催し、小菅の文化を広めるとともに将来の担い手育成に努める。

また、多くの住民や来訪者に小菅の文化的景観を周知するため、イベントの開催やインターネットなどの情報発信手段を活用し、小菅のファンを増やして地域を越えた幅広いネットワーク作りをおこなって支援の輪を広げていく。

いずれも住民が主体となって地域の将来像を描きながら活動に取り組むことが望まれる。行政は関係部局と十分協議し、また大学等研究機関との連携によって継続的に調査をすすめながら、小菅の景観としてふさわしい整備活用が実施できるように努める。

３．管理運営の基本方針

文化的景観の管理運営については、地域住民の自主的な取り組みとともに、行政による景観保全・活用のための運営も必要であり、相互に連携した取り組みが重要である。

小菅集落では、区の行政運営を円滑に行なうための委員会が組織されている。委員会は環境、観光、文化など細部にわたって組織されており、それぞれの分野で集落の維持・管理を図っている。少子高齢化が進むなか、行政はこのような地元活動の支援・助言など支援の施策を講じ、さらに企業や団体等各方面と連携しながら文化的景観の保全活用に取り組む。

また、景観に大きな影響をもたらす事業や現状変更がある場合については、調査及び審議をおこなう景観審議会を設け、地元住民や庁内の関係部局が参画しながら保存措置や整備活用について調整を図ることとする。

文化的景観の継承･活用において、庁内機関として教育委員会のほか、まちづくり課、農林課、道路河川課、観光局等と協力・連携をし、飯山市景観計画を基礎に小菅の景観にあったむらづくり、農地整備等の際は田畑の石垣、農業用水路の景観維持に配慮した整備、道路・河川整備の際は擁壁の石垣化など景観を考慮した整備を行うなどのルールづくりをし、文化的景観の価値を守り、継承していくための体制の整備、そして県関係部局との連絡調整も含めて関係機関が緊密に協力できる体制を整備する。

石垣で区画され水源を有効に活用した小菅の里

民家の石垣

柱松行事（国重要無形民俗文化財）

集落のオテンマ

保存・整備・活用し、継承していきたい小菅の文化的景観

第２章　文化的景観を守るために

第１節　土地利用規制法令等による規制

小菅の文化的景観の保存管理にあたっては、景観法に基づき策定された飯山市景観計画で行為規制が定められている。このほか、次に示す文化財保護法、道路法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、長野県自然環境保全条例、飯山市自然保護条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による行為規制が適用される。

土地利用規制法令一覧

根拠法令	対象範囲	届出・許可	行為規制内容	罰則規定
文化財保護法	申出区域	届出	文化的景観の保存に影響を及ぼす行為	
	重要文化財	許可	現状変更、またはその保存に影響を及ぼす行為	
	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとする行為	
文化財保護条例	県指定文化財天然記念物	許可	現状変更、またはその保存に影響を及ぼす行為	
	市指定文化財天然記念物	許可	現状変更、またはその保存に影響を及ぼす行為	
景観法 飯山市景観条例	市内全域	届出	建築物・工作物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	
道路法	道路	許可	道路占用の許可	
農地法	農地	許可	・農地又は採草放牧地の権利移動を行なう場合の許可 ・農地の転用を行なう場合の許可 ・農地又は採草放牧地の転用のための権利移動を行なう場合の許可	懲役又は罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為	懲役又は罰金
森林法	地域森林計画対象民有林	届出・許可	・1ha を超える開発行為を行う場合の許可 ・立木の伐採を行なう場合の届出	罰金
	保安林	許可	・立木の伐採 ・立木を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為	罰金
長野県自然環境保全条例	郷土環境保全地域（小菅山一帯）	届出	・基準を超える行為を行なう場合の届出（建築物・道路・鉄塔、煙突、電柱等・ダム・送水管、ガス管等・その他工作物） ・基準を超える行為を行なう場合の自然環境影響調査の実施（索道の建設・スキー場の建設・その他大規模開発行為）	
	大規模開発調整区域	届出	・基準を超える行為を行なう場合の届出（索道の建設・ゴルフ場等工作物の建設・宅地の造成、鉱物の採掘、土石の採取　など）	
			大規模開発行為に係る知事との自然保護協定の締結	
飯山市自然保護条例	県郷土環境保全地域	届出	・ゴルフ場、別荘団地、スキー場等開発に供する行為を行なう場合の届出（土地区画又は形質の変更・建築物・道路の新設・リフト又はロープウェー） ・水資源利用行為を行なう場合の届出 ・ゴルフ場等の開発行為に係る市長との自然保護協定の締結	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護地区	許可	建築物、工作物等の新築、改築、増築・水面の埋立て、干拓・木竹の伐採を行なう場合の許可	懲役又は罰金

第２節　景観法に基づく景観計画による規制

飯山市では、平成 26 年 10 月に「飯山市景観条例」を施行し、飯山市全域を対象に「飯山市景観計画」を発効する予定である。

景観計画に示された景観形成基準と届出が必要な行為および届出対象となる規模等については以下に示す。

飯山市景観計画では、平地、段丘地、山間地などの地形的特色と景観的なまとまりにより、6つの景観地域に区分する。文化的景観との関連では、小菅は「丘陵地や扇状地に広がる田園と歴史・文化が融合する風景づくり」を特徴とする山麓田園地域に区分される。

◆山麓田園地域の基本方針

「丘陵地や扇状地に広がる田園と歴史・文化が融合する風景づくり」

○岡山地区の丘陵地に広がる田園は、鍋倉山を始めとした山並み、広がりのある田園、斜面緑地を後背となる集落などが調和したやすらぎのある景観の保全に努めます。

○小菅神社へ向かう道沿いに形成された小菅の集落、万仏山へ向かう道沿いに形成された福島の集落などは、歴史的な雰囲気のある家並みの連続性の保全に努めます。

飯山市景観計画における景観形成の基準（景観法第８条第２項第２号関係）は、建築物や工作物における特定の外観意匠や土地の形質の変更等の基準となる「共通基準」と６つの景観地域別に定めた「地域基準」の２つの基準で構成されている。

１）共通基準

行為の種類		基　準
建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠	配置	①　道路からできるだけ後退させること。 ②　建築物等の屋上への掲出は控えること。
	意匠・形態・規模	①　周辺の風景に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。 ②　周辺の建築物や樹木等の高さを超えないこと。
	材料	①　周辺の風景と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を使用すること。 ②　反射光のある素材は原則として使用しないこと。
	色彩（照明を含む）	①　けばけばしい色彩とせず、周囲の風景と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。 ②　使用する色数はできるだけ少なくすること。 ③　光源で動きのあるものは、原則として避けること。
土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等	①　土地の形質変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 ②　擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の風景との調和を図ること。 ③　敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	採取等の方法、採取等後の緑化等	①　周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に勤めること。 ②　採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい等	①　物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ②　道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の風景に調和するように努めること。

２）地域基準（山麓田園地域）

行為の種類		基　準
建築物・工作物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	配置	①参道などへ続く沿道については、家並みの連続性を考慮した配置を考えること。その他は、接道部に緑化が図れるよう、前面にゆとりある空間を設けること。 ②建築物の周囲は、屋根の方向と積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。 ③敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。 ④田園や背景となる山並みへの眺望を極力阻害しない配置とすること。特に眺望の対象となるりょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。 ⑤電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。
	規模	①周辺の山麓田園景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。 ②建築物の高さは低層を基本とし、周囲の山麓田園景観に配慮すること。
	意匠・形態	①地域の伝統的な形態・意匠等の活用にできるだけ努め、周囲の山麓田園景観との調和に努めること。 ②屋根の形状はこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並みや周辺の建築物等との調和に努めること。 ③規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないよう、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。 ④屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。 ⑤屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

	材料	①周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木がみえるような素材使いに努めること。 ②反射光のある素材を極力用いないように努めること。
	色彩	①外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。 ②屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。 ③使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。 ④照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。 ⑤光源で動きのあるものは、原則として避けること。
	緑化	①敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。 ②建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化し、圧迫感・威圧感の軽減に努めること。 ③駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ④緑化に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。 ⑤河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。

1）届出が必要な行為及び規模

景観計画区域内において、届出（法第 16 条第 1 項）を要する行為は下表のとおりとする。

	行為の種類		行為の規模
景観計画区域	建築物	① 新築・増築・改築・移転	床面積 20 ㎡を超えるもの
		② 外観の変更、若しくは模様替え又は色彩の変更	変更面積 25 ㎡を超えるもの
	工作物	③ プラント類、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類※1	築造面積 20 ㎡を超えるもの
		④ 電気供給施設※2・通信等施設	高さが 8m を超えるもの 築造面積 20 ㎡を超えるもの
		⑤ ①から④まで以外の工作物	高さが 5m を超えるもの
	⑥ ①から⑤までの建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠※3		面積 3 ㎡を超えるもの
	⑦ 土石の採取又は鉱物の掘採		面積 300 ㎡を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるも
	⑧ 土地の形質の変更		面積 300 ㎡を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるも
	⑨ 屋外における物件の堆積		高さが 3m 又は面積 100 ㎡を超えるもの

※1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気供給施設等：電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 9 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

※3 営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く

※4 土地の形質の変更：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び景観法施行令第 4 条第 1 項に規定する土地の形質の変更

２）手続きの進め方

届出対象行為は行為着手の 30 日以上前に飯山市へ届出をし、原則として届出から 30 日以内は工事を着手できない（ただし審査による適合日以降は着手可能）。また、景観基準に適合しない場合は、必要に応じて勧告や変更命令を行なうことができる。

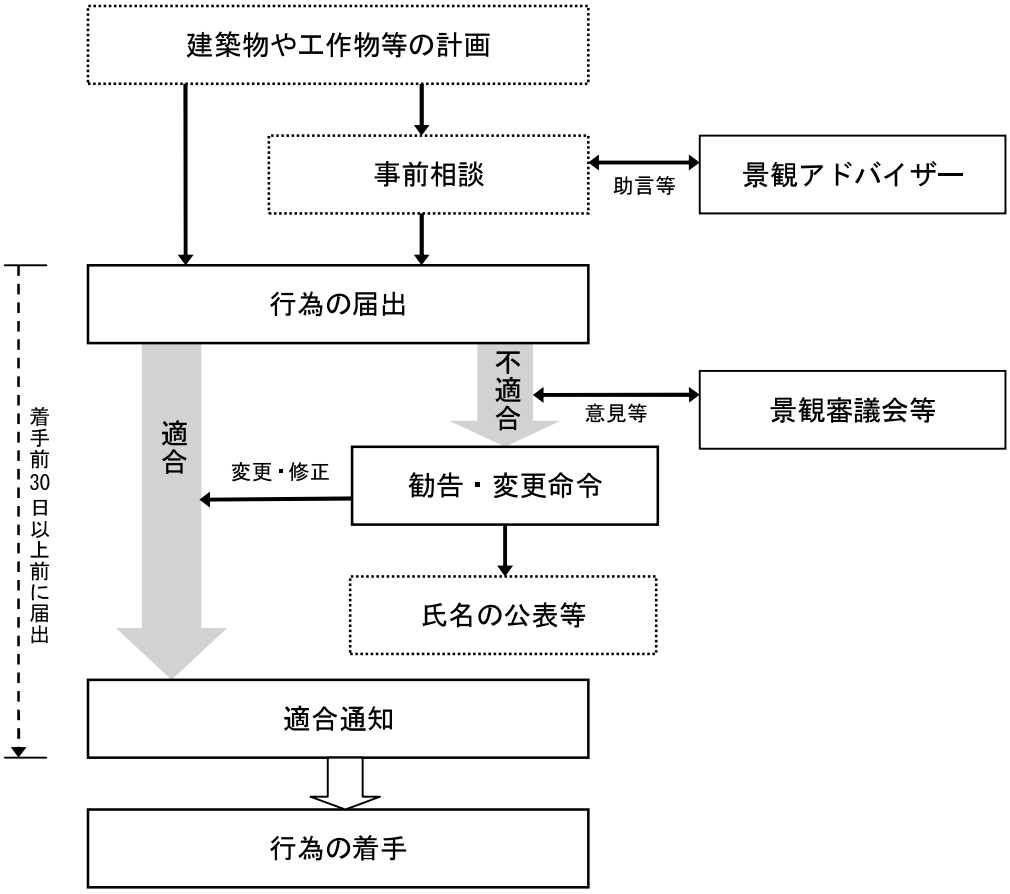

３）特定届出対象行為

特定届出対象行為（法第 17 条第 1 項）は、建築物及び工作物の区分（又は景観条例に定めたものに該当する行為とする。景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

第３節　小菅の里景観形成住民協定による規制

小菅地区の美しい景観とすばらしい水環境を継承するため、美しく潤いのある豊かなむらづくりを目指すことを目的とし、長野県条例を基準に平成７年に締結された。「建築物」、「広告物」、「緑化」、「水の保全とごみ処理」、「公園、広場の整備」、「道路の景観美化」、「歴史的建造物と文化財の保全」、「土地利用に関すること」が定められている。

各事項に関する基準は、以下のとおりである。

項　　目		むらづくり基準
建築物	位置	①道路からの壁面距離は 2.0m以上とし、連続した沿道の空間を構成するように努める。 ②隣接地からの壁面後退は 3.0m以上とし、相互に協力し、まとまった空間を生み出すように努める。 ③屋根の雪は自己の敷地内で処理できる構造とする。
	規模、形態	①高さは 13m以下とし、沿道の眺望を確保する。 ②建ぺい率は 60%以下とする。 ③屋根は、勾配屋根とするよう努める。
	色彩	①屋根・壁面等建物の色彩は、周囲の環境と調和したものとし、ピンク色、黄色、青色又は紫色は極力避けるようにする。 ②屋根の色については、焦げ茶色又は紺色が望ましい。
広告物	用途等	次のいずれかに該当するもの以外の屋根広告物等は設置しない。 1）自己営業の内容を表示するもの。（自己用広告物） 2）祭礼又は冠婚葬祭その他営利を目的としないもので、一時的に設置するもの。 3）法令又は景観条例の規定により表示するもの。 4）交通安全、防災警報、公衆衛生その他公益に関する宣伝告知のために表示するもの。
	色彩、規模	①屋外広告物の高さは、地上から 3.5m以内とする。 ②屋外広告物の大きさは、3 ㎡以内とする。 ③周囲の街並みや山並みと調和する意匠並びに形態とし、必要最小限の規模とする。 ④建築物に設置する場合は、屋根や屋上には取付けない。 ⑤電柱道路標識等に袖看板又は巻付広告を取付けない。 ⑥はり紙、はり札、立看板及びのぼり旗の設置はしない。
	色彩、材料	①けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。 ②地色は白色又は焦げ茶色、文字は紺色・白色又は黒色が望ましい。 ③反射光のある素材は極力使用しない。 ④光源で動きのあるものは使用しない。
	維持管理ほか	①設置者等は、定期的に点検等を行い、安全上又は美観上の注意を怠らないようにする。 ②材料の劣化、塗料の剥離や退色等が生じた時は、速やかに修繕をする。 ③協定区域内に屋外広告物を設置する目的で土地賃貸借を行うものは、委員会に対し別に定める申請書に設計図書等を添えて申込み、審査を受けるものとする。
緑化		①建物を建築する部分に樹木がある場合は、できる限り移植するようにする。 ②道路に面する部分には、できる限り草花などを植え管理する。 ③緑化樹木等は、病害虫を予防し、常に適正な管理に努める。 ④緑化樹木等は、既存の樹木等の活用に努めるほか、地域の風土にあったものを使用する。 ⑤神社、お寺及び史跡等の樹木のほか、私有の大径木についても極力保全に努め、美しい緑の景観を維持するよう守り育てていく。

水の保全とごみ処理	①家庭雑排水は、できる限り汚物を取り除き水分を地下浸透させ、河川等が汚れないよう努める。 →　簡易浄化層の設置が望ましい。 ②合成洗剤は、できるだけ使用しないようにする。 ③空き缶、タバコの吸い殻、ごみ等の投げ捨てや野積みなど、周囲に不快感を与え、景観を損なう処理はしない。 ④生活のごみは、決められた方法により、決められた時間に指定場所に集積する。
公園・広場の整備	①南竜池跡地については、自然観察公園として整備を進める。 ②神社・お寺の境内については、氏子・檀家等により整備を進める。
道路の景観美化	①道路沿いの土地所有者は、土手等の草刈りを定期的に行うようにする。 ②宅地に面した道路は、居住者が常に清掃し、環境保全に努める。
歴史的建造物と文化財の保全	①神社、お寺、石仏、石碑等に説明板や案内板を設置し、その保全と伝承に努める。 ②柱松柴燈神事（松子）は夏の風物詩として、また、数少ない修験道の民俗行事として守り伝えていく。
土地利用に関すること	①むやみに山林等の地形の変更はしないようにする。 ②委員会が認め、やむを得ず資材置き場として利用する時は、道路より 2.0m以上離すようにする。 ③廃棄物等の野積みはしないこと。

第４節　重要文化的景観の形成基準

飯山市景観計画や、土地利用規制法令、小菅の里景観形成住民協定による行為規制のほか、これらで規制されていない重要な構成要素について、次のとおり基準を設けた。

重要な構成要素	基　準
道路・参道	・線形の変更や拡幅はしないことを基本とする。 ・市道等の公共工事において改修を行なう場合は、石積みの景観を維持するものとし、コンクリート箇所は石積みに改修するなど、石積みの景観との調和を考慮する。 ・集落中央の参道の景観を阻害するような構造物については修景に努める。
森林	・ブナ林等小菅の特色を示す森林については保全をはかり、生態系の維持に努める。
樹木	・集落内の樹林の現状維持に努める。 ・景観の保存に影響する伐採・植樹は行なわない。
農地（棚田）	・圃場整備等の際には景観に配慮し、石積み景観を維持する整備を行なう。 ・営農の継続、遊休農地の活用を図り、小菅の農村景観を維持する。
用水路	・水利体系を維持する。 ・流路の変更や拡幅などはしないことを基本とする。 ・石積みの護岸を保存し、改修においてもコンクリート箇所は石積みに改修するなど、景観上に配慮した施行に努める。
ため池	・堤の形状などは現状維持に努める。 ・清掃・堆積物の除去などを行って枯渇を防止し景観を維持する。
信仰に関わる施設	・適切な保存管理を行なう。 ・増改築や除去は原則行なわない。
民家	・伝統的な屋敷構え（主屋の形式、ミセの間取り）の維持に努める。 ・補修にあたっては集落の景観に見合った施行方法等を十分協議して集落の景観を保つようにする。 ・伝統的な付属屋（土蔵・小屋）の維持に努める。 ・民家に付属する「カワ」を保存し、伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・新築・増改築を行なう場合は、集落の景観に見合った施行方法等を十分協議する。 ・色彩は自然素材色を基調とするなど、文化的景観として違和感のないものとする。 ・車庫等についても周辺建築と調和するよう努める。 ・屋敷周りには庭木等により美化に努める。
石垣	・地割基盤となっている集落内の石積み・石垣の維持保存に努める。 ・改修にあたっては、石積み・石垣の景観を維持するものとし、コンクリート箇所は石積み・石垣にするなど景観に配慮した施行に努める。
広場・庭	・現状維持に努め、建物の建設や植栽などを行なわないことを基本とする。
石造物	・移設・撤去等は基本的に行なわず、現状保存をする。
その他	・自動販売機はできるだけ設置しない。設置する場合は色彩等景観に配慮すること。

第５節　重要文化的景観の現状変更の取扱い基準

重要文化的景観の構成要素について、消滅またはき損（文化財保護法第 136 条）および現状変更（法第 139 条）がある場合には事前に飯山市教育委員会と協議を行ない、文化庁長官あてに届出を行なうものとする。届出対象行為および期間を以下に示す。

１）届出を必要とする行為

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流失等により滅失した場合	滅失を知った日から 10 日以内
き損	災害等により大きく破損した場合	き損を知った日から 10 日以内
現状変更	移転・除去等、重要な構成要素の価値に影響を及ぼす行為	現状変更をしようとする日の 30 日前まで

滅失またはき損については重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は省令で定められている（文部科学省令第 24 号第 4 条）。また、現状変更の届出等については、維持の措置もしくは非常災害をとる場合、保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合はこの限りでないとされており、その措置の範囲は省令で定められている（省令第 7 条）。

重要文化的景観選定範囲内で行なわれる公共事業については、事業者等は事前に飯山市教育委員会と協議を行い、重要文化的景観の保存に影響を及ぼすことがないよう調整をはかることとする。やむを得ず保存に影響が及ぶ場合には現状変更の届出を行なうこととする。

また、重要文化的景観選定範囲内において、重要な構成要素以外について、現状変更等の対象行為があった場合は、飯山市景観計画、既存法令等による届出に基づくが、各担当部局から飯山市教育委員会に照会を行なうこととする。現状変更の内容によっては所有者等と協議を行なうこととする。

２）現状変更の届出の流れ

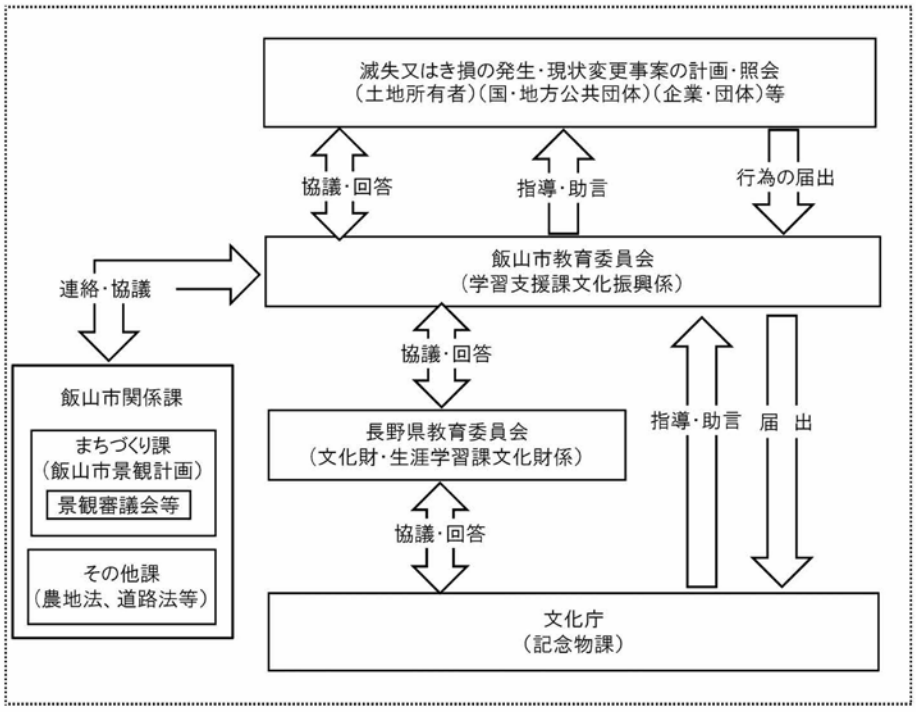

第６節　文化的景観における重要な構成要素

文化的景観「小菅の里」の形成や、その価値を示すうえで重要となる物件を、「重要な構成要素」として特定した。

第Ⅰ部「調査編」第５章第２節で示したように、３つの景観単位（「山」・「林」・「里」）と、それらを区画し結ぶ「石垣」・「水」・「森林資源」をＡ～Ｄに区分し、それぞれの区分のなかで特に重要な要素をまとめた。

重要な構成要素のうち、民家ついて重要な構成要素の特定要件は、下記のとおりとした。

小菅の民家の特徴（第Ⅰ部第２章４節２項　民家を参照）

○伝統的な形式の主屋

・寄棟型の主屋：平屋建て・土壁（真壁造り）・茅葺き（トタン被覆）
・切妻型の主屋：平屋建て・土壁（真壁造り）・瓦葺きかトタン葺き
・間取り：集落中央の道（カイド）沿いの民家のなかには座敷の縁側に日市に由来するミセの間取りをもつ家がある。祭礼に伴う日市で、商人がミセの間取りを借りて商いを行なっていた。

○伝統的な形式の付属屋

・土蔵：多くが平屋建て・置き屋根（かつては茅葺きか）
・小屋：多くが平屋建て・トタン葺きの屋根。紙漉きの作業小屋として利用していた小屋もある。

○カワ

「カワ」とよばれる消雪池をもつ民家がある。消雪という雪国独特の設備であるとともに、野菜や農具を洗う、防火用水などとして生活に密着した設備。水の豊富にある地域だからこそできる工夫である。

○民家の分類

①寄棟型＋ミセの間取り＋土蔵＋カワ
②寄棟型＋ミセ＋土蔵
③寄棟型＋ミセ＋カワ
④寄棟型＋土蔵＋小屋（紙漉き用）＋カワ
⑤寄棟型＋土蔵＋カワ
⑥寄棟型＋小屋＋カワ
⑦寄棟型＋小屋
⑧寄棟型＋カワ
⑨寄棟型主屋のみ
⑩切妻型＋土蔵＋小屋＋カワ
⑪切妻型＋小屋＋カワ
⑫切妻型＋土蔵
⑬切妻型＋カワ
⑭切妻型主屋のみ
⑮土蔵＋小屋＋カワ
⑯土蔵＋小屋
⑰土蔵＋カワ
⑱土蔵のみ
⑲小屋のみ
⑳カワのみ

重要な構成要素一覧表

通しNo.	区分	No.	名称	通しNo.	区分	No.	名称
1	A「山」	A-1	愛染岩	35	C「里」	C-19	十王堂跡
2		A-2	小菅神社奥社本殿	36		C-20	菩提院
3		A-3	オカリヤ	37		C-21	観音堂
4		A-4	ブナ-キタゴヨウ群落	38		C-22	講堂
5		A-5	奥社参道（三の鳥居～奥社）	39		C-23	講堂庭
6		A-6	奥社参道のスギ	40		C-24	御旅所
7		A-7	奥社参道の巨石群	41		C-25	集落の水田
8	B「林」	B-1	三の鳥居	42		C-26	中島家住宅
9		B-2	護摩堂	43		C-27	吉原家住宅
10		B-3	大聖院跡	44		C-28	眞島家住宅
11		B-4	大聖院の庭園	45		C-29	蒲原家住宅
12		B-5	大聖院の墓地	46		C-30	市村家住宅
13		B-6	伽耶吉利堂跡・旧観音堂跡	47		C-31	吉原家住宅
14		B-7	奥社参道南遺構群	48		C-32	廣瀬家住宅
15		B-8	奥社参道北遺構群	49		C-33	丸山家住宅
16		B-9	炭窯	50		C-34	吉原家住宅
17	C「里」	C-1	風切峠	51		C-35	小林家住宅
18		C-2	神戸の遺構群	52		C-36	藤井家住宅
19		C-3	神戸のイチョウ	53		C-37	広瀬家住宅
20		C-4	カイド（二の鳥居～三の鳥居）	54		C-38	瀧澤家住宅
21		C-5	前坂道（前坂～越処～十王堂跡）	55		C-39	眞島家住宅
22		C-6	神戸道（十王堂跡～桂清水～神戸）	56		C-40	丸山家住宅
23		C-7	風切峠の石造文化財群	57		C-41	市村家住宅
24		C-8	三の鳥居周辺の石造文化財群	58		C-42	小林家住宅
25		C-9	追分石造文化財群	59		C-43	瀧澤家住宅
26		C-10	里宮参道と周辺の石造文化財群	60		C-44	丸山家住宅
27		C-11	菩提院・観音堂周辺の石造文化財群	61		C-45	小菅亭
28		C-12	幟・大灯籠の沓石	62		C-46	倉科家住宅
29		C-13	北竜湖	63		C-47	瀧澤家住宅
30		C-14	南龍池跡	64		C-48	内堀家住宅
31		C-15	蓮池	65		C-49	眞島家住宅
32		C-16	二の鳥居	66		C-50	服部家住宅
33		C-17	仁王門	67		C-51	真嶋家住宅
34		C-18	里宮	68		C-52	丸山家住宅

通しNo.	区分	No.	名称
69	C「里」	C-53	内堀家住宅
70		C-54	丸山家住宅
71		C-55	眞島家住宅
72		C-56	吉原家住宅
73		C-57	蒲原家住宅
74		C-58	金井家住宅
75		C-59	山岸家住宅
76		C-60	山岸家住宅
77		C-61	鷲尾家住宅
78		C-62	山岸家住宅
79		C-63	小林家住宅
80		C-64	中嶌家住宅
81		C-65	廣瀬家住宅
82		C-66	鷲尾家住宅
83		C-67	眞嶌家住宅
84		C-68	小林家住宅
85		C-69	藤井家住宅
86		C-70	市村家住宅
87		C-71	吉原家住宅
88		C-72	小林家住宅
89		C-73	吉原家住宅
90		C-74	石森家住宅
91		C-75	小林家住宅
92	D「石垣」「水」「森林資源」	D-1	集落の石垣
93		D-2	桂清水
94		D-3	大海清水
95		D-4	鼻清水
96		D-5	花清水
97		D-6	ひましめ用水
98		D-7	内山用水
99		D-8	上の平用水
100		D-9	第一水系
101		D-10	第二水系
102		D-11	第三水系
103		D-12	第四水系
104		D-13	第五水系
105		D-14	第六水系
106		D-15	第七水系
107		D-16	第八水系
108		D-17	小菅のイトザクラ
109		D-18	小菅のヤマグワ
110		D-19	住宅内のカキ
111		D-20	集落のブナ林
112		D-21	集落全体（追分～三の鳥居まで）

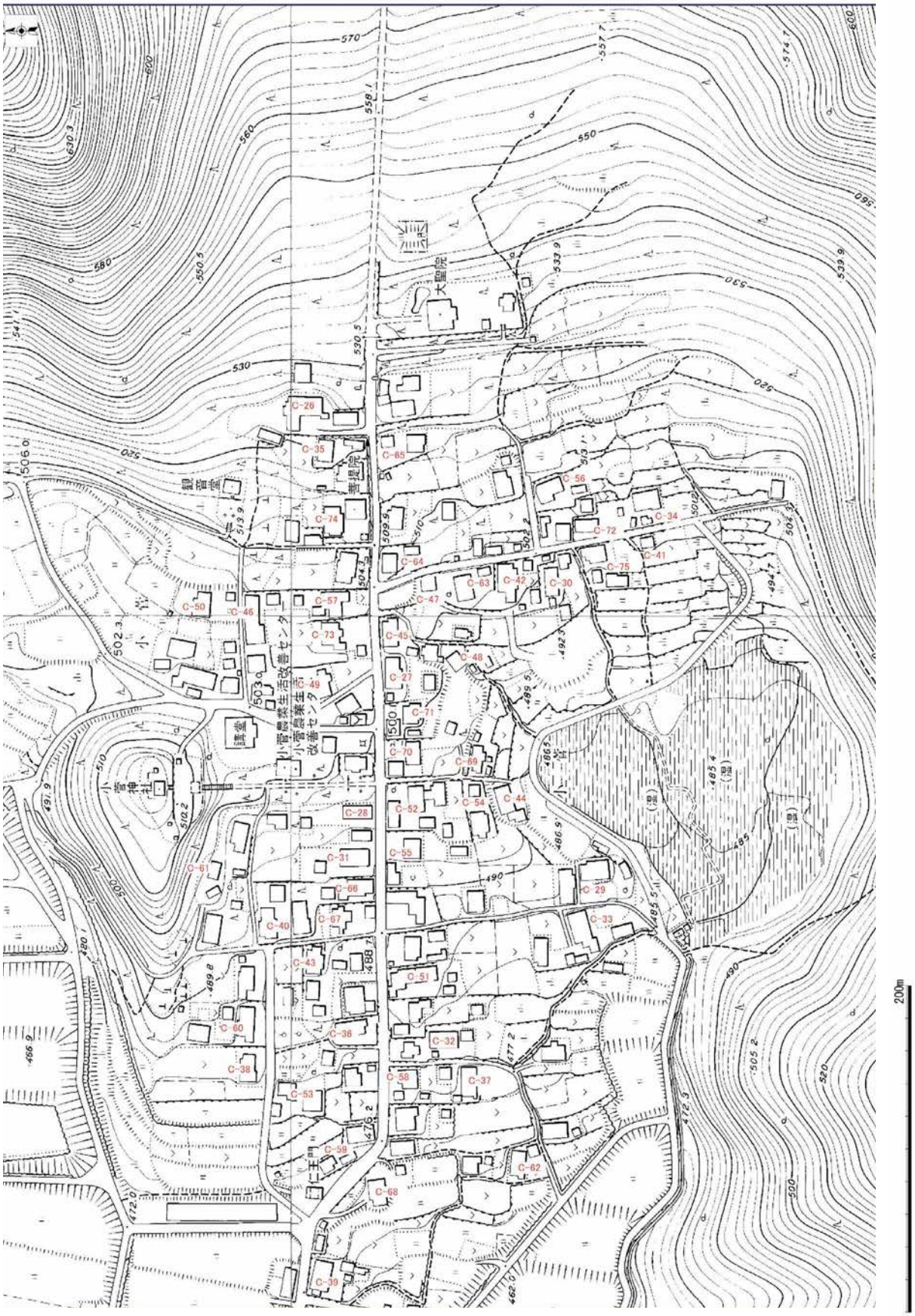

民家の位置図

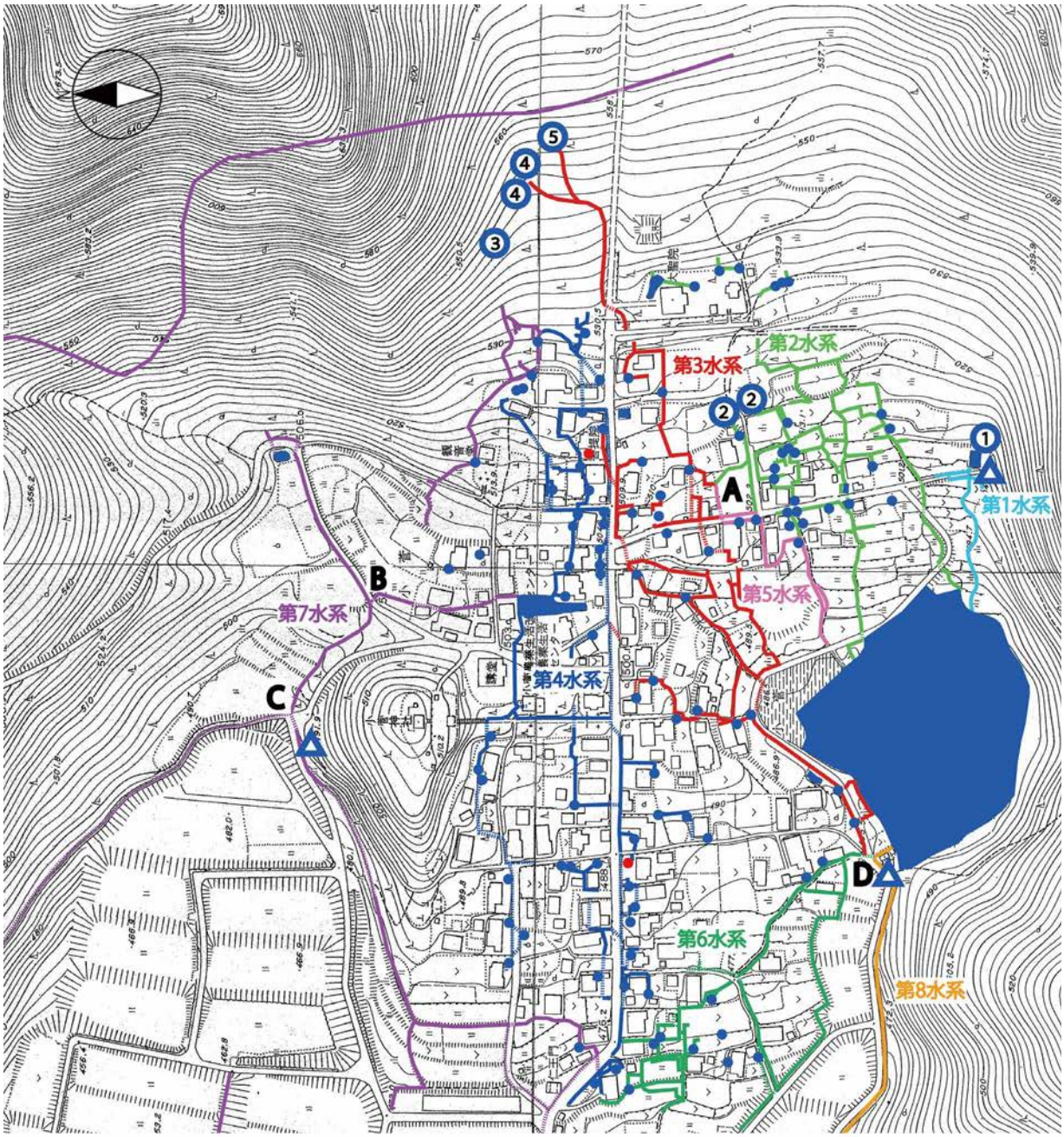
第1水系
第2水系
第3水系
第4水系
第5水系
第6水系
第7水系
第8水系
A
B
C
D
凡例
清水
池(庭池・カワなど)
① 桂清水
② 大海清水
③ 鼻清水
④ 花清水
⑤ 大清水
池(水あり)
池(枯れ)
馬洗い場跡

水系（D- 9～D-16）位置図

番号	A-１	名称	愛染岩	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	小菅神社奥社参道沿いを進むと、山側に岩壁がそそり立つ。2本のスギの大木の間にしめ縄が張られ、その先の岩のたもとに愛染宮が祀られている。自然木によって結界され、岩のたもとは平らに整地されているところから、かつて小規な堂社が建っていた可能性がある。古絵図にもみられ、小菅の信仰を示す重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。 ・周辺の樹木も含めて保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や除却等の現状変更は原則として認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

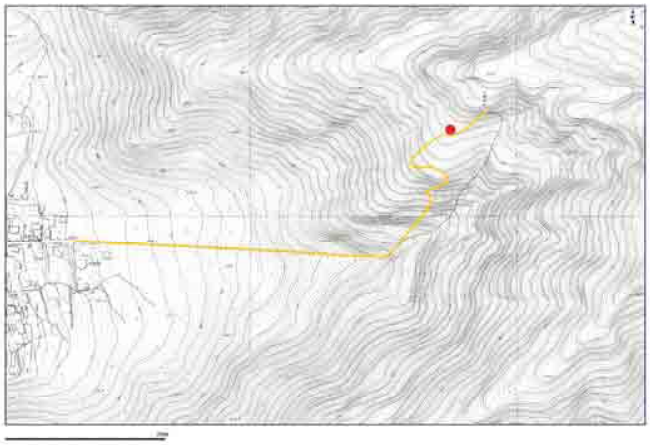

番号	A-２	名称	小菅神社奥社本殿	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	国重要文化財に指定されている。入母屋造りで、南側は懸造りになっている。天文年中に造立されたといわれている。本殿内には３基の宮殿があり、うち２基は室町時代の作とされる。奥社本殿とともに国重要文化財に指定されている。内陣には甘露池とよばれる湧水がある。小菅の修験と水分信仰を示す重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。 ・周辺の樹木も含めて保存に努める。						
現状変更の取り扱い基準	・現状変更を行なう場合は文化財保護法に基づく。						

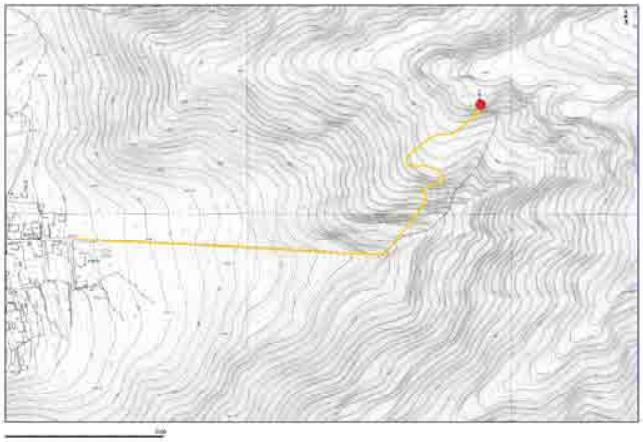

番号	A-３	名称	オカリヤ	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	江戸時代は御共所、明治時代は神饌所であったとされる。祭礼の際は松神子が籠もった場所とされ、板間の中央には囲炉裏が残されている。現在は材置き場になっている。小菅の信仰を示す重要な建造物である。						
保存整備の考え方	・適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。 ・周辺の樹木も含めて保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や除却等の現状変更は原則として認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

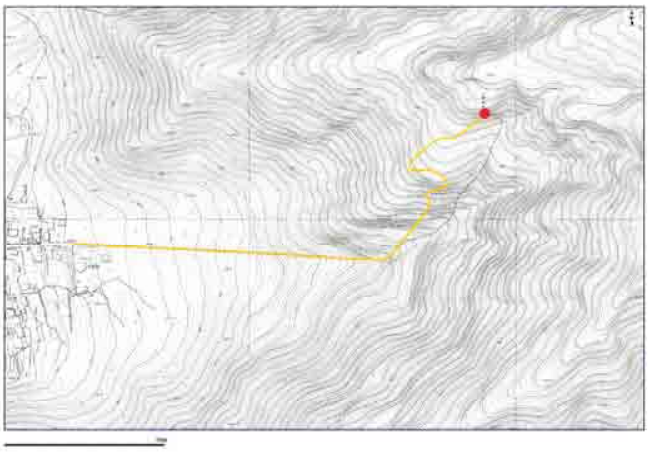

番号	A-４	名称	ブナ-キタゴヨウ群落	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	小菅山の山頂付近のブナは典型的な日本海型のブナ林の様相を示し、長年にわたり維持されてきた。ブナに交じり、小菅山の尾根筋にキタゴヨウが自生している。尾根筋にあった数百本のキタゴヨウマツ林は、明治から大正にかけて半数以上が用材のために伐採された。昭和2年の小菅神社奥社の補修の際には、この材が使用されている。信州ではキタゴヨウマツ林は珍しいため国有林の遺伝子保存林に指定されている。文化的にも生態学的にも重要な景観要素である。						
保存整備の考え方	極力手を加えず、生態系の維持に努める。						
現状変更の取扱い基準	景観の保存に影響を及ぼす伐採・植樹は認めない。						

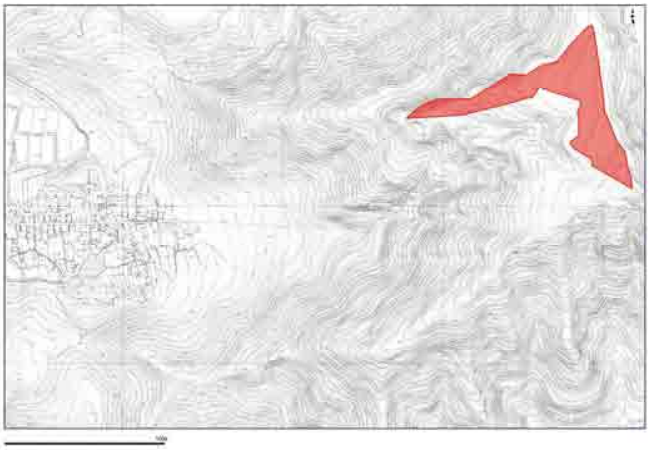

番号	A-５	名称	奥社参道（三の鳥居～奥社）	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	三の鳥居から小菅神社奥社本殿までの1.2kmの参道。中間地点で杉並木が途切れ、奥社まではつづら折りの坂道となる。最後の岩場はかなりの急斜面であり、鉄鎖が用意されている。険しい修行の道を今に伝える参道として貴重である。 市史跡に指定されている。						
保存整備の考え方	石階段の整備や定期的な草刈り等を行ない、現状の形態を維持する。						
現状変更の取扱い基準	・現状変更は飯山市文化財保護条例に基づく。 ・線形の変更や拡幅は原則認めない。日常的な管理や簡易的な補修は許可を要しない。						

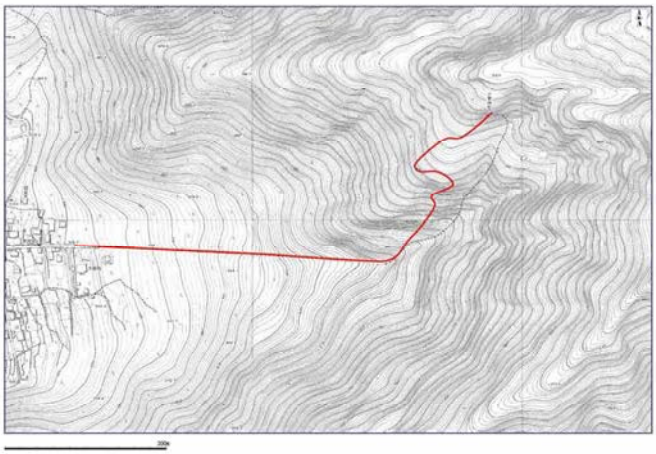

番号	A-６	名称	奥社参道のスギ	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	三の鳥居から奥社へ続く参道沿いに杉並木が約600m続く。江戸時代に植栽されたもので、樹齢は約300年と推定される。県天然記念物に指定されている。並木は約600mで途切れるが、かつては二の鳥居から杉並木が続いていたといわれる。参道は石段が敷かれている。奥社参道にはスギが点在する。蝦蟇石から太鼓橋にかけてスギが続いており、奥社本殿の向かって右側へ少し行ったところに、御鎮座杉とよばれるスギの巨木があり、神聖な景観を形成している。						
保存整備の考え方	参道杉並木は、県文化財保護条例に基づき、保存管理を行なう。参道沿いのスギや御鎮座杉は伐採などを防ぎ、生態系と景観を維持するよう努める。						
現状変更の取扱い基準	・参道杉並木の現状変更を行なう場合は長野県文化財保護条例に基づく。 ・景観の保存に影響を及ぼす伐採・植樹は認めない。						

御鎮座杉

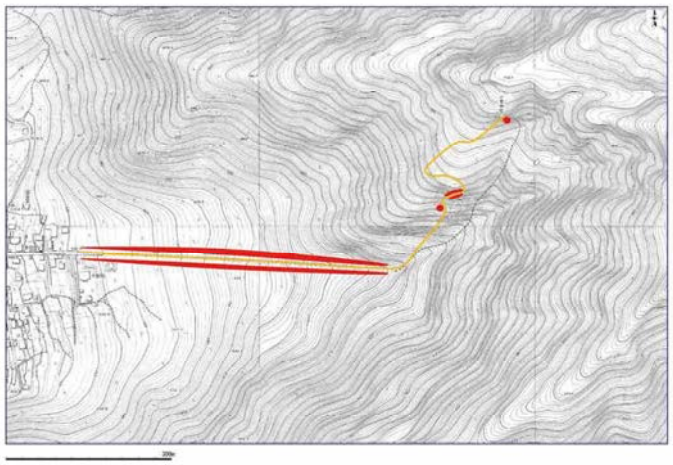

番号	A-７	名称	奥社参道の巨石群	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	参道沿いおよび参道遺構群に点在する。遺構群に点在する巨石は平場の入り口などの要所に位置している。奥社参道沿いにはたくさんの石や岩（鐙石・隠れ石・御座石・船石・蝦蟇石・賽の河原・太鼓橋・弘法の投げ筆・不動岩・築根岩・鏡石）が並ぶ。弘法大師や上杉謙信にまつわる伝説をもつものもある。こういった参道沿いの石群は磐座として信仰されており、奥社本殿へと続く神聖な空間を形成している。						
保存整備の考え方	・周囲の草刈り等、参道の整備を行なう。 ・移設・撤去などは行なわない。						
現状変更の取扱い基準	移設・撤去は原則認めない。						

隠れ石

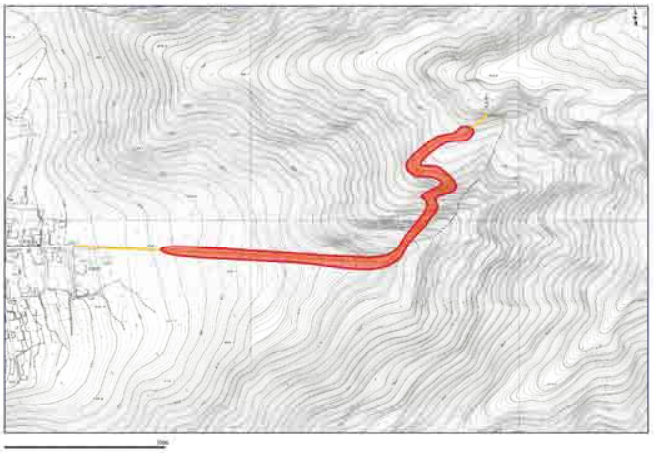

番号	B-１	名称	三の鳥居	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	奥社参道入り口にある。建立年は不明である。額束の文字にはヤタガラスが確認でき、神仏混合の地であることを示している。						
保存整備の考え方	・適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。 ・周辺の樹木も含めて保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や除却等の現状変更は原則として認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

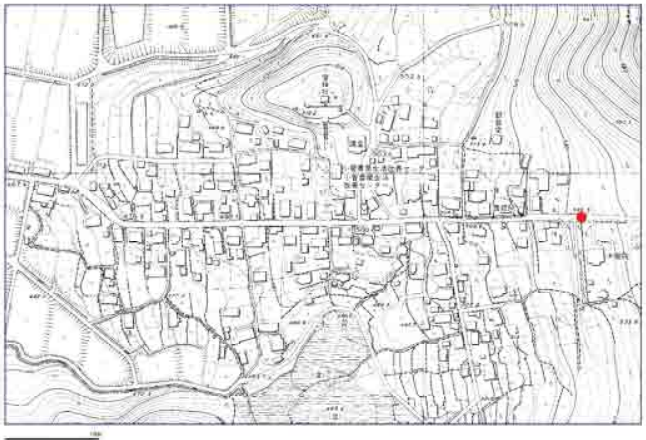

番号	B－２	名称	護摩堂	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落・宗教法人
概要	修験信仰に対応する建築遺構。寛延3年（1750）の建立といわれる。内陣まわりの組物などの技法、唐破風内部の彫刻には高度な技術がみられる。かつて護摩堂と大聖院の庫裏は廊下でつながっていたといわれる。柱松行事では護摩焚きをはじめ、神事を執り行う場、行列の出発点となる重要な場所である。						
保存整備の考え方	・適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。 ・周辺の樹木も含めて保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や除却等の現状変更は原則として認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

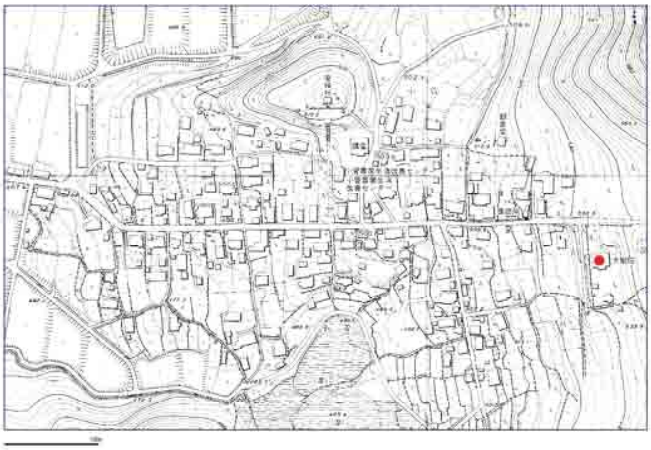

番号	B－３	名称	大聖院跡	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落
概要	元隆寺別当で小菅の中心をなす寺院であった。西側には近世に造成された梅鉢積みの石垣や土留擁壁がある。礎石の検出により建物の規模が確認された。明治2年（1869）、神仏分離令により廃絶となり、神式に改めた。昭和時代には建物も取り壊され、現在は礎石と間取りを示し、遺跡保存を行なっている。市史跡に指定されている。						
保存整備の考え方	遺構の保存を行なう。遺跡の復元を視野に調査や整備を行なう。						
現状変更の取扱い基準	・現状変更は飯山市文化財保護条例に基づく。 ・遺構の保存や状況把握に関わる埋蔵文化財調査などは目的を明確にし、適切な範囲で行なう場合は認めるものとする。 ・調査の成果に基づく保存整備を行なう場合は、方法などを十分検討したうえで実施する場合について認めるものとする。						

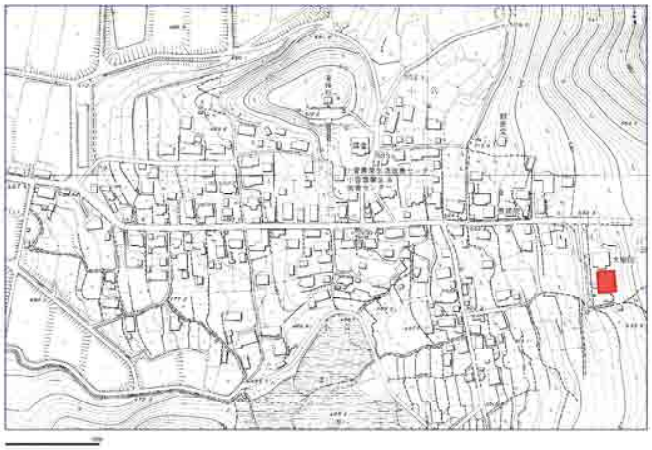

番号	B－4	名称	大聖院の庭園	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落
概要	大聖院跡地にある庭園。池は南北約28m、東西約15m、護岸には自然石がめぐらされ、清水がたたえられている。北東には滝が落ち、その対岸には滝を拝むための礼拝石が置かれている。集落でもっとも古く大きな庭園である。大聖院の栄華を伝える庭園として貴重である。市史跡に指定されている。						
保存整備の考え方	・現状の池の形状を保存する。 ・周囲の樹木のも含めて保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	・現状変更は飯山市文化財保護条例に基づく。 ・遺構の保存や状況把握に関わる調査の成果に基づいて保存整備を行なう場合は、方法などを十分検討したうえで実施する場合について認めるものとする。						

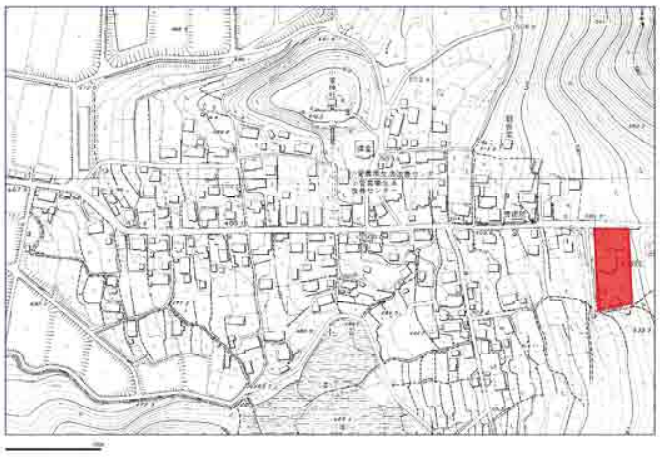

番号	B－5	名称	大聖院の墓地	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	大聖院の歴代神職の墓が集まる墓地。大聖院中興・神袋坊（しんたいぼう）からの14代の墓石が並び、多くが無縫塔である。大聖院の歴史を示す重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・移設等は行なわず、現状保存をする。 ・周囲の草刈り等を行ない、整備に努める。						
現状変更の取扱い基準	移設・撤去は原則認めない。						

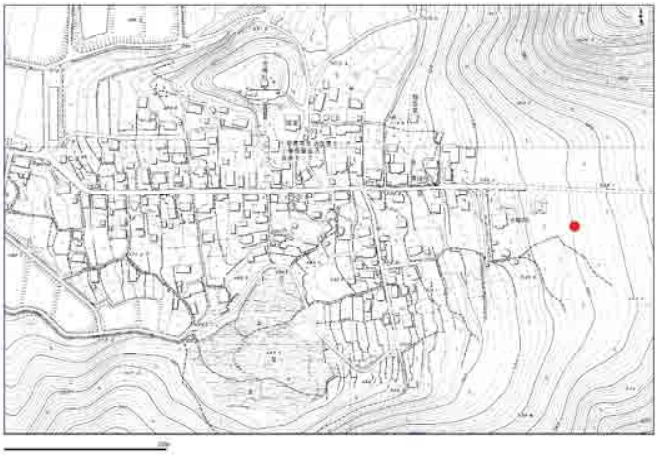

番号	B－６	名称	伽耶吉利堂跡・旧観音堂跡	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	かつて観音堂があったとされる場所。伽耶吉利堂は小菅山中腹にあり、最初に観音堂があった場所と伝えられる。伽耶吉利堂からやや下った場所にある旧観音堂には石垣や礎石が残る。平安時代に制作された本尊馬頭観音像は伽耶吉利堂の本尊とされ、また小菅に伝えられている板絵著色観音三十三身図もここにあったとされる。観音堂の変遷を示す遺構として貴重である。						
保存整備の考え方	遺構の保存を行なう。遺跡の復元を視野に調査や整備を行なう。						
現状変更の取扱い基準	・遺構の保存や状況把握に関わる埋蔵文化財調査などは目的を明確にし、適切な範囲で行なう場合は認めるものとする。 ・調査の成果に基づく保存整備を行なう場合は、方法などを十分検討したうえで実施する場合について認めるものとする。						

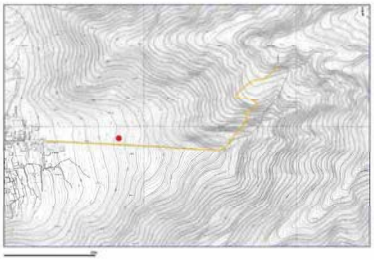

番号	B－７	名称	奥社参道南遺構群	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	奥社参道沿いの南に広がる遺構群。風切峠から伽耶吉利堂跡を結ぶ軸線上に展開する。石積みと平場の空間が多数残されており、中世に造成された石積みもある。江戸時代には田畑として利用され、一部は現在も水田として利用されている。要所や遺構の際限には巨石が配置されている。霊場小菅の歴史・規模を示す上で重要である。						
保存整備の考え方	遺構の保存を行なう。遺跡の復元を視野に調査や整備を行なう。						
現状変更の取扱い基準	・遺構の保存や状況把握に関わる埋蔵文化財調査などは目的を明確にし、適切な範囲で行なう場合は認めるものとする。 ・調査の成果に基づく保存整備を行なう場合は、方法などを十分検討したうえで実施する場合について認めるものとする。						

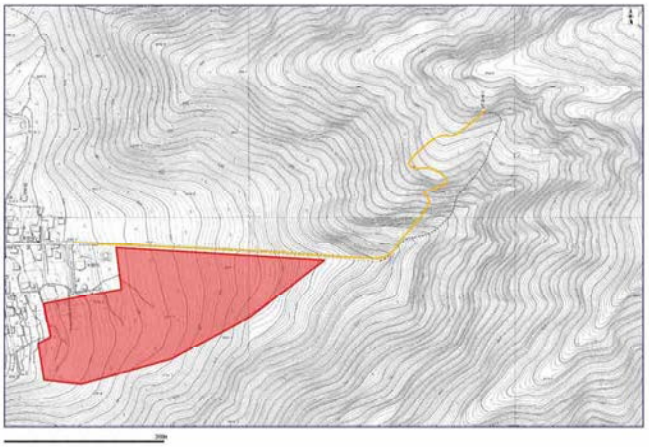

番号	B－8	名称	奥社参道北遺構群	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	奥社参道沿いの北に広がる遺構群。石積みと平場の空間が残されている。旧八幡社跡の基壇が残されており、花清水をはじめ豊富な水流がみられる。遺構の際限には巨石が配置されている。霊場小菅の歴史・規模を示す上で重要である。						
保存整備の考え方	遺構の保存を行なう。遺跡の復元を視野に調査や整備を行なう。						
現状変更の取扱い基準	・遺構の保存や状況把握に関わる埋蔵文化財調査などは目的を明確にし、適切な範囲で行なう場合は認めるものとする。 ・調査の成果に基づく保存整備を行なう場合は、方法などを十分検討したうえで実施する場合について認めるものとする。						

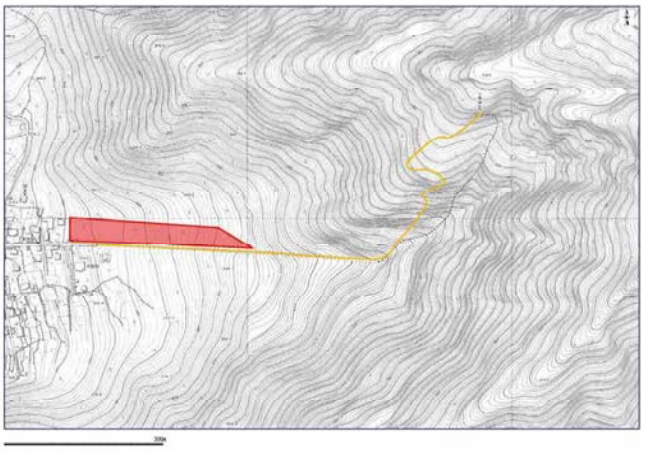

番号	B－9	名称	炭窯	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	昭和50年頃まで集落で炭焼きが行なわれていた。参道南遺構群にも巨石を利用した炭窯が点在する。林業の遺構として貴重であり、小菅の生活を示す重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	遺構の保存を行なう。遺跡の復元を視野に調査や整備を行なう。						
現状変更の取扱い基準	・遺構の保存や状況把握に関わる埋蔵文化財調査などは目的を明確にし、適切な範囲で行なう場合は認めるものとする。 ・調査の成果に基づく保存整備を行なう場合は、方法などを十分検討したうえで実施する場合について認めるものとする。						

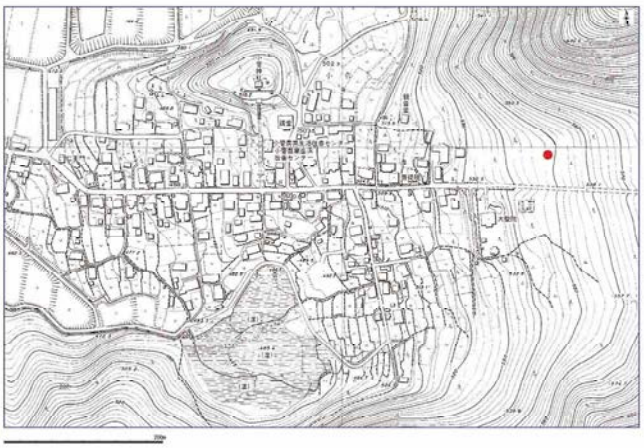

番号	C－1	名称	風切峠	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市
概要	小菅集落へ至る南口の道筋で、神戸集落と小菅集落を結ぶ南参道。神戸から風切峠を越えて小菅集落に入ると桂清水に至る。さらに大聖院上の参道南遺構群にまで及ぶと考えられる。柱松神事で使われる火打石はここで採取される。この参道は小菅の住民と神戸の住民により、刈り払いが行なわれ維持されている。小菅と神戸をつなぐ参道であり、また信仰の歴史街道として貴重である。						
保存整備の考え方	草刈り等の整備を行ない、現状の形態を維持する。歴史街道としての活用を図るための整備をおこなう。						
現状変更の取扱い基準	線形の変更や拡幅は原則認めない。日常的な管理や簡易的な補修は許可を要しない。						

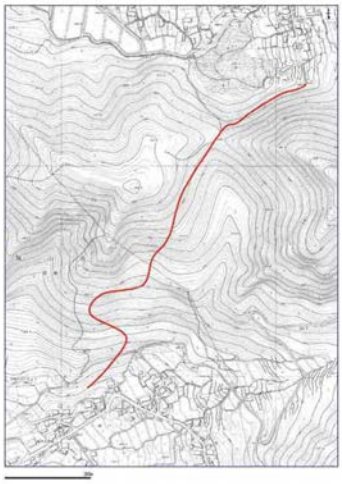

番号	C－2	名称	神戸の遺構群	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	小菅山元隆寺下ノ院のひとつ、良蔵坊と考えられる石積み遺構が残されている。ここから風切峠を越え、小菅の参道南遺構群までつながると考えられる。この遺跡の門前にはイチョウの大木がある。元隆寺の規模を示す貴重な遺構である。						
保存整備の考え方	遺構の保存を行なう。遺跡の復元を視野に調査や整備を行なう。						
現状変更の取扱い基準	・遺構の保存や状況把握に関わる埋蔵文化財調査などは目的を明確にし、適切な範囲で行なう場合は認めるものとする。 ・調査の成果に基づく保存整備を行なう場合は、方法などを十分検討したうえで実施する場合について認めるものとする。						

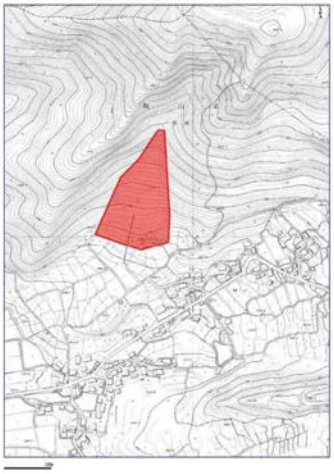

番号	C－３	名称	神戸のイチョウ	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落
概要	中世より小菅庄内の良蔵坊門前の木と伝えられている。秋葉三尺坊という人物が良蔵坊の主となった際にこのイチョウを植えたという伝説がある。イチョウは火伏せの信仰対象として神社などに植えられるが、この木も銀杏三宝大荒神の御神木と考えられており、イチョウの前には三宝荒神の石祠が祀られている。県の天然記念物に指定されている。信仰樹木として重要である。						
保存整備の考え方	県文化財保護条例に基づき、保存管理を行なう。						
現状変更の取扱い基準	現状変更を行なう場合は長野県文化財保護条例に基づく。						

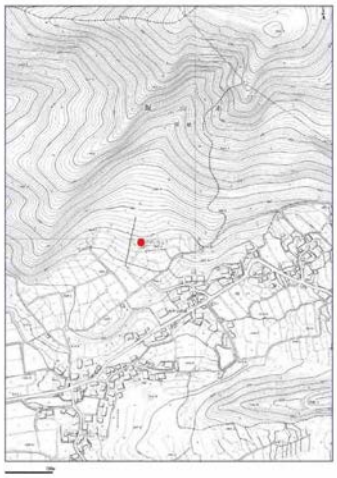

番号	C－４	名称	カイド（二の鳥居～三の鳥居）	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市
概要	中近世以降期に再構成された空間を形成する直線性が際立つ軸線。現在の集落の主幹道路である。二の鳥居をくぐって急峻な道をのぼり、小菅集落の入り口、仁王門に至る。さらに集落の中心を直進し、集落が途切れる奥社参道入り口（三の鳥居）へと続く。ここで西方に妙高山を望むことができ、霊山妙高を意識した霊場景観を強調する。霊場の中心参道として重要である。						
保存整備の考え方	改修を行なう場合、コンクリート擁壁の部分は景観に則した石垣で整備していくように努める。						
現状変更の取扱い基準	線形の変更や拡幅は原則認めない。日常的な管理や簡易的な補修は許可を要しない。						

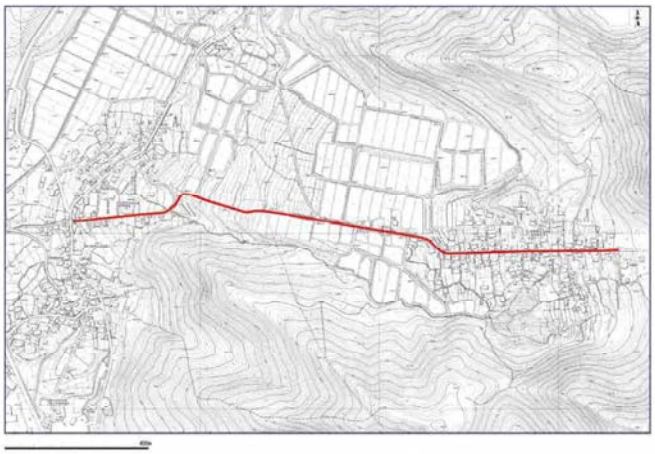

番号	C－５	名称	前坂道（前坂～越処～十王堂跡）	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市
概要	野沢温泉村前坂から小菅に至る北口の道筋。前坂から北竜湖東側を通り、北竜湖との間の尾根越しの峠（地元では越処とよばれる）を越えて小菅に至る。雪解け水を北竜湖に集める内山用水路や、共同墓地への道でもある。入り口に石仏が配置されている。小菅への北口の参道として重要である。						
保存整備の考え方	草刈り等の整備を行ない、現状の形態を維持する。歴史街道としての活用を図るための整備を行なう。						
現状変更の取扱い基準	線形の変更や拡幅は原則認めない。日常的な管理や簡易的な補修は許可を要しない。						

番号	C－６	名称	神戸道(十王堂跡～桂清水～神戸)	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市
概要	小菅と神戸方面を結ぶ南北の軸線。カイドに直角をなす。里宮の鳥居、石段、神楽坂といった建物はこの南北軸に規定されている。永禄九年絵図には、この軸線のすぐ東に南大門・中門・金堂・講堂が描かれているが、これらもすべて南北軸に従う配置となっている。里宮を中心とする霊場空間をつなぐ重要な軸線である。						
保存整備の考え方	草刈り等の整備を行ない、現状の形態を維持する。歴史街道としての活用を図るための整備を行なう。						
現状変更の取扱い基準	線形の変更や拡幅は原則認めない。日常的な管理や簡易的な補修は許可を要しない。						

番号	C－7	名称	風切峠の石造文化財群	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落
概要	風切峠中間の、小菅集落と神戸集落への分岐点に並ぶ。江戸～明治時代の巡拝塔のほか、馬頭観音菩薩など15基がある。廃仏毀釈を受けて頭部を欠く仏像もあり、その影響を物語っている。村の守護として、住民により守られてきた重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	移設等は行なわず、現状保存をする。周囲の草刈り等を行ない、整備に努める。						
現状変更の取扱い基準	移設・撤去は原則認めない。						

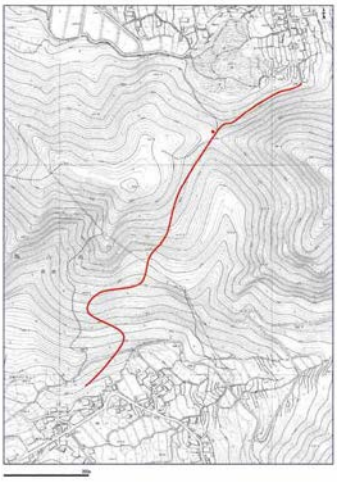

番号	C－8	名称	三の鳥居周辺の石造文化財群	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落
概要	三の鳥居の手前には、源頼朝が小菅神社に参拝の折に建立させたという伝説がのこる下馬碑がある。杉並木入り口周辺には不動明王、芭蕉句碑、梵字の石碑などがある。集落の人々によって伝えられてきた重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	移設等は行なわず、現状保存をする。周囲の草刈り等を行ない、整備に努める。						
現状変更の取扱い基準	移設・撤去は原則認めない。						

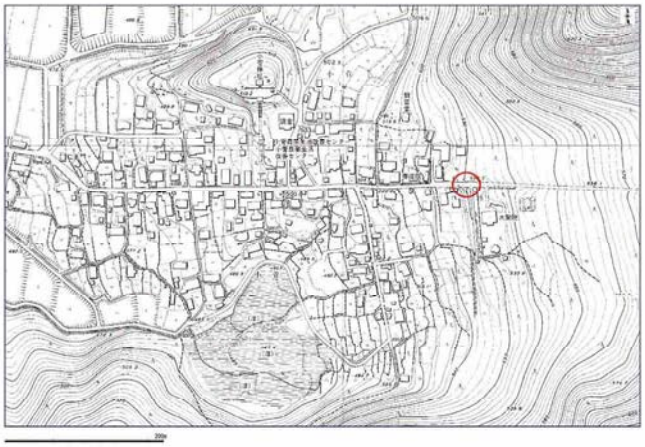

番号	C－９	名称	追分石造文化財群	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落
概要	小菅集落の入り口に並ぶ石造群。かつては仁王門の向かって左手にあったが、道路改良に伴って現在地に移転した。延宝2年建立の庚申塔をはじめ、句碑など9基がある。この石造群の西側の分岐点には、「右いちご（越後）道、左ぜん光（善光）道」と刻まれた道標の石碑が建てられている。小菅の信仰や往来を示す重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	移設等は行なわず、現状保存をする。周囲の草刈り等を行ない、整備に努める。						
現状変更の取扱い基準	移設・撤去は原則認めない。						

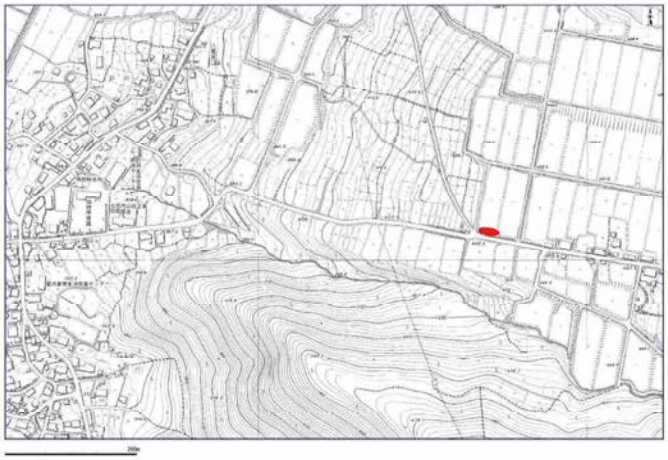

番号	C－10	名称	里宮参道と周辺の石造文化財群	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	里宮入り口には石灯籠、石段前に柿本人麻呂の万葉歌碑などがある。里宮の参道は急な石段であり、柱松行事ではこの参道の上から神輿を担ぎおろす。里宮の歴史を示す重要な要素である。						
保存整備の考え方	移設等は行なわず、現状保存をする。周囲の草刈り等を行ない、整備に努める。						
現状変更の取扱い基準	移設・撤去は原則認めない。						

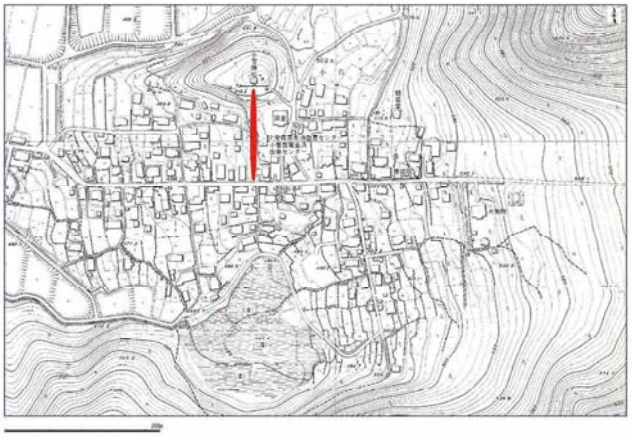

番号	C-11	名称	菩提院・観音堂周辺の石造文化財群	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	地蔵菩薩や如意輪観音菩薩、墓地には引導場の地蔵菩薩、掘り起こされた五輪塔がある。観音堂前の六地蔵はかつては講堂庭にあったものが移された。観音堂の入り口に並ぶ石仏には廃物希釈の影響を受け、損壊や着色がある。小菅の歴史を示す重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	移設等は行なわず、現状保存をする。周囲の草刈り等を行ない、整備に努める。						
現状変更の取扱い基準	移設・撤去は原則認めない。						

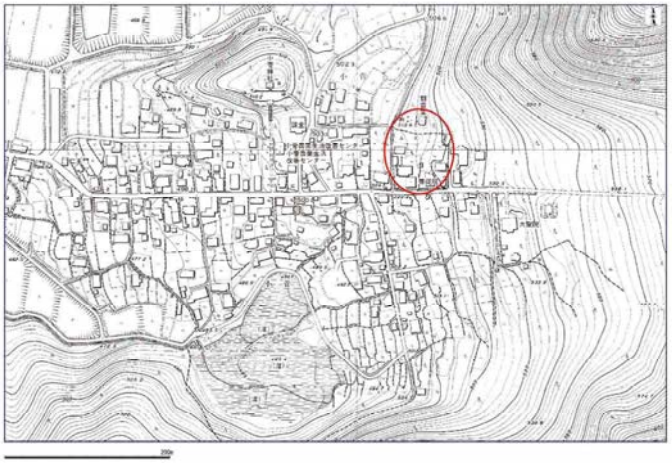

番号	C-12	名称	幟・大灯籠	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・宗教法人
概要	祭礼にあたり、祭場や集落中央の道（カイド）には幟や吹き流し、大灯籠が建てられ、それを建てるためのクツイシが参道沿いに設置されている。また、日市には仮設の店小屋が建てられた。その小屋の柱穴や柱を差し込む石組柱穴が検出された。小菅の非日常の景観を作り出す装置として重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・定期的な整備を行ない、現状保存に努める。 ・修理等行なう場合は、伝統的な形状を維持する。						
現状変更の取扱い基準	・撤去は原則認めない。日常的な管理や簡易的な補修は許可を要しない。						

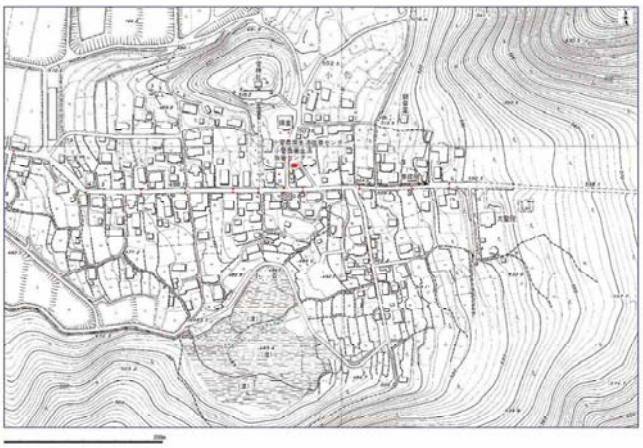

番号	C-13	名称	北竜湖	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落
概要	集落南北を横断する断層上にある断層湖。上の平用水路と、内山用水路から雪どけ水を北竜湖に流し、北竜湖からその水をさらに小菅の集落に流している。北竜湖の水は小菅の用水として重要な役割を果たす上で重要である。また、断層由来の湖として、景観形成の上でも重要である。						
保存整備の考え方	・池の形状は現状維持に努める。 ・観光スポットでもあり、小菅の歴史や文化を含めた案内板等を設置し、整備を行なう。						
現状変更の取扱い基準	池の形状など大規模な現状変更は原則認めない。						

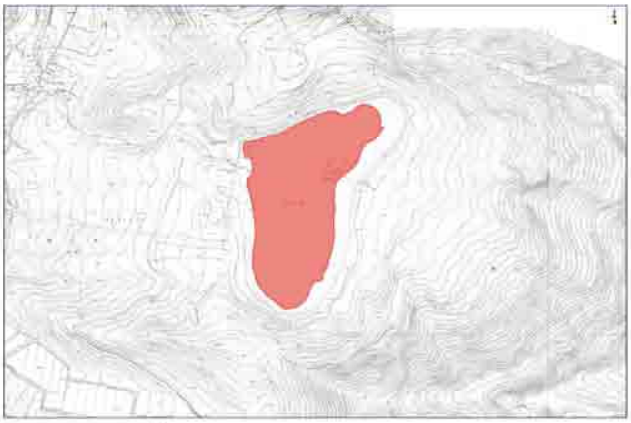

番号	C-14	名称	南龍池跡	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	集落南北を横断する断層上にある断層湖。南龍池跡は湿地となっており、昭和40年代までは稲作が行なわれていた。耕作廃棄地となったあとは自然観察園として整備されたが、現在は葦藪となっている。カワマスやイモリ、ドジョウなどが生息する。断層由来の景観として貴重である。						
保存整備の考え方	・自然観察園として整備を行なう。 ・生息する生物の保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	池の形状・建物の建築などの現状変更は原則認めない。						

番号	C-15	名称	蓮池	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落
概要	集落南北を横断する断層上にある断層湖。蓮池は一部道路として埋め立てられているが、弁財天の石碑が祀られている。池には蓮が植えられている。数年前まで防火水槽として利用されていた。断層由来の湖として景観形成の上でも重要である。						
保存整備の考え方	・清掃・堆積物の除去などを行なって枯渇を防止する。 ・蓮の植栽など定期的な管理を行ない、宗教景観として整備するよう努める。						
現状変更の取扱い基準	池の形状などの現状変更は原則認めない。						

番号	C-16	名称	二の鳥居	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	関沢地籍にあり、小菅への入り口に位置する、木造の大鳥居である。鳥居前には高遠石工によって制作された石灯籠や狛犬、小菅神社の石柱が建立されている。小菅の参道入り口を示す重要な要素である。						
保存整備の考え方	・適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。 ・周辺の樹木も含めて保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や除却等の現状変更は原則として認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

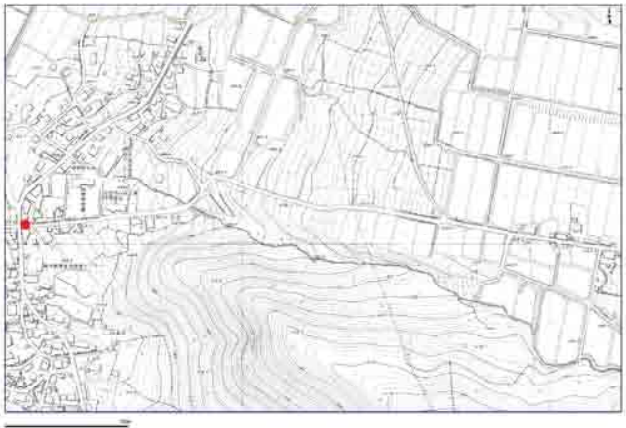

番号	C-17	名称	仁王門	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	集落入り口に位置する。建築年代は不明だが、天和3年（1683）には建立されていたといわれる。金剛力士像が一対安置されている。現在車道は仁王門の向かって右側を走っているが、本来の道は仁王門を通った。門を通るとすぐに悪霊・悪疫、敵の防御の役目とする梅鉢積みの石垣がある。霊場小菅の入口として重要な建造物である。						
保存整備の考え方	適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や除却等の現状変更は原則として認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

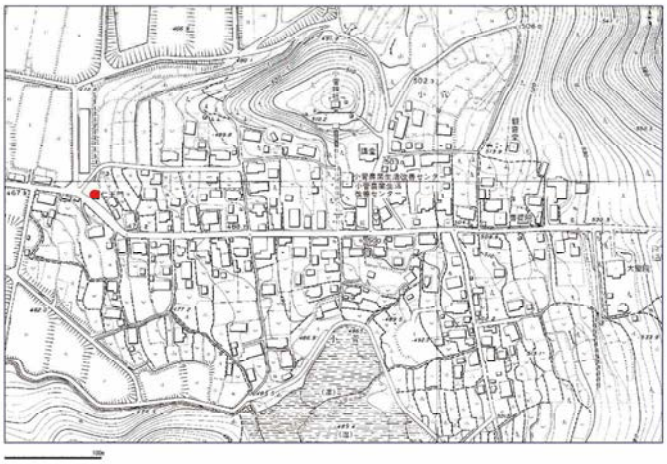

番号	C-18	名称	里宮	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	断層直上の山体崩壊による流山に祀られており、この場所に霊場を営む動機の一つとして注目される。敷地内には本殿・神楽殿・御輿殿がある。現在の本殿は大正12年（1923）に再建されたものである。里宮から神戸方面への南北軸の参道が続いており、現講堂や、永禄九年絵図に描かれた一連の建物も南北軸に規定されていることから、里宮は軸線の中心であったと考えられる。小菅の歴史を理解する上で重要である。						
保存整備の考え方	・適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。 ・周辺の樹木も含めて保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や除却等の現状変更は原則として認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

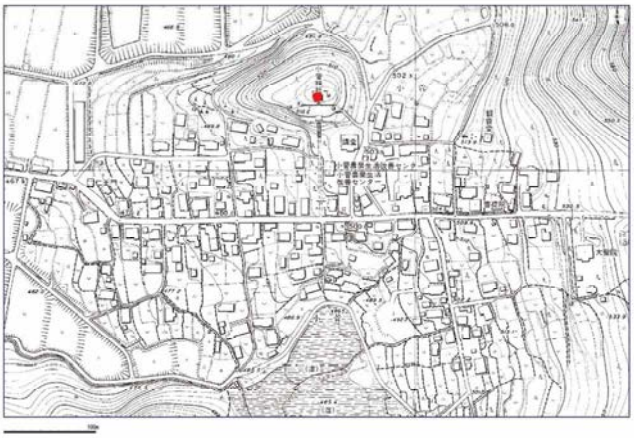

番号	C-19	名称	十王堂跡	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落
概要	昭和30年頃まで、お堂があったとされる。現在は駐車場になっている。お堂にあった仏像は、講堂の内陣に移されている。お堂の前は広場になっており、子どもたちの遊び場であった。小菅の信仰・民俗を伝える重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	祭礼の空間になる場所であり、現状維持に努める。						
現状変更の取扱い基準	建物の建築、樹木等の植林は原則認めない。						

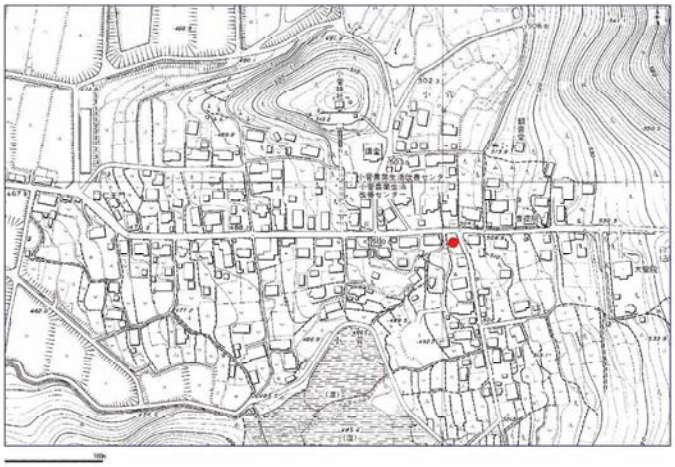

番号	C-20	名称	菩提院	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	前身はかつての院坊のひとつである桜本坊とされる。敷地内に本堂・庫裏・鐘楼がある。集落の中にある寺院で、信濃三十三番霊場第十九番札所となっている。廃仏毀釈後、大聖院の所持していた仏式什器が集められ、数々の仏教要素を伝える。集落の多くの住民の檀那寺である。集落内にある寺院として重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。 ・周辺の樹木も含めて保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	・除却等の現状変更は原則として認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

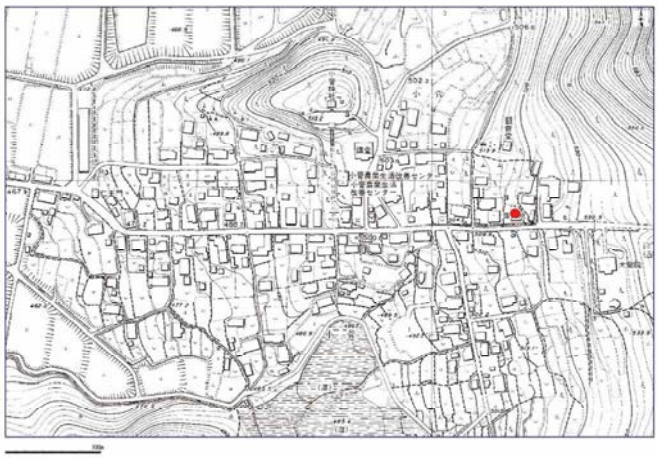

番号	C-21	名称	観音堂	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	小菅山八所大権現の本尊・馬頭観音を祀る。馬頭観音像は2体あり、1体は平安時代後期に制作された。近世以前は小菅山中腹のカヤキリ堂跡にあったが雪崩のため、その下方の旧観音堂跡に移ったとされる。神仏分離令に伴って廃され、明治期に菩提院の管理する現在の敷地に移された。移築された建物は享保14年(1729)に建てられたといわれており、建物内部の壁面には、江戸時代小菅を訪れた参詣者の落書きが残っている。小菅の信仰を伝える重要な建造物である。						
保存整備の考え方	・適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。 ・周辺の樹木も含めて保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	・除却等の現状変更は原則として認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

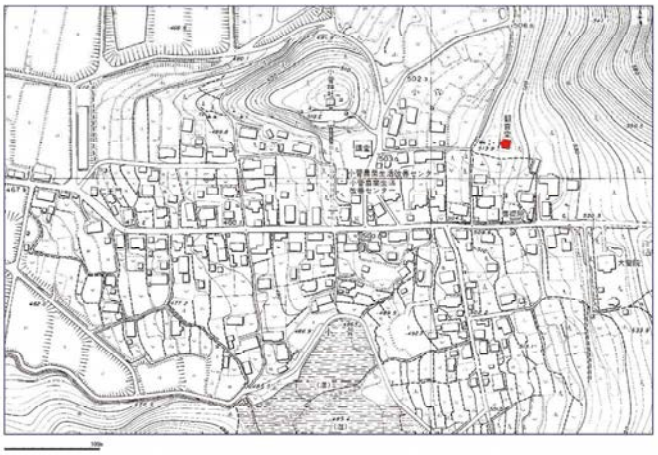

番号	C-22	名称	講堂	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落・宗教法人
概要	現建物は寛保元年(1714)に再建されたといわれる。内陣には阿弥陀如来坐像が安置される。明治期には一時学校として、昭和初期には公会堂として使用された。神仏分離による影響を受けず、仏像も建物も残され、近世から近代への連続性がみられる。永禄九年絵図には講堂周辺の様子が詳細に描かれており、南大門・中門・金堂・講堂・鐘楼・食堂・荒神などの建物がみられる。内部にはまつり資料館が併設され、毎週日曜日は無料開放されている。神仏混合を示す重要な建造物である。						
保存整備の考え方	適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や除却等の現状変更は原則として認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-23	名称	講堂庭	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	講堂前の広場。ここで柱松神事が執り行われる。近世の絵図史料には「堂庭」と記されている。柱松の材料や周辺集落からの物資もここに集められた。かつて祭りの際にはこの周辺に市が開かれ、市の仮設建物の柱を建てる石組の柱穴が確認された。現公会堂もこの敷地内にあり、人々が集まる中心の場である。堂庭の入り口に市神の碑が建立されている。元治元年の刻銘がある。この場所は祭礼のときの市（馬市）が行なわれていた場所であり、市を見届ける市神様として祀られた。集落の中心広場であり、重要である。					
保存整備の考え方	・建物を建てたり、植樹したりせずに現状維持につとめる。 ・市神は移設せず、草刈り等を行ない整備を図ること。						
現状変更の取扱い基準	・建物の建築、樹木等の植林は原則認めない。 ・石造文化財（市神）の移設・撤去は原則認めない。						

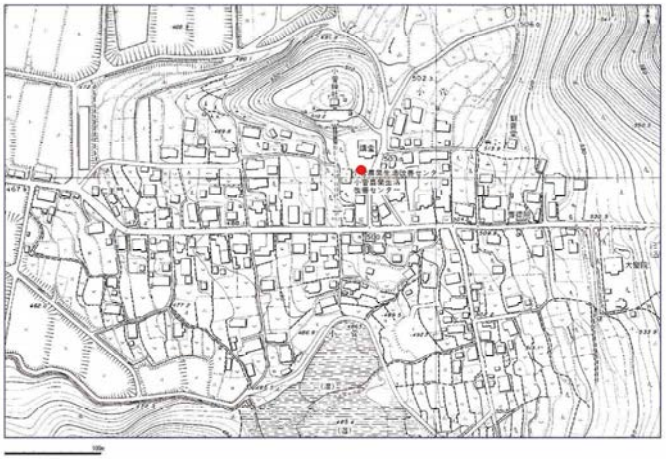

番号	C-24	名称	御旅所	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	祭礼の際に神輿が本宮から渡御して仮にとどまるための建物。現建物は明治19年(1886)に再建されたものである。祭礼の際には柱と貫にソダを結び装飾される。小菅の信仰を示す重要な建造物である。						
保存整備の考え方	適切に保存管理を行ない、改修にあたっては伝統的な意匠を継承したものとする。						
現状変更の取扱い基準	・除却等の現状変更は原則として認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

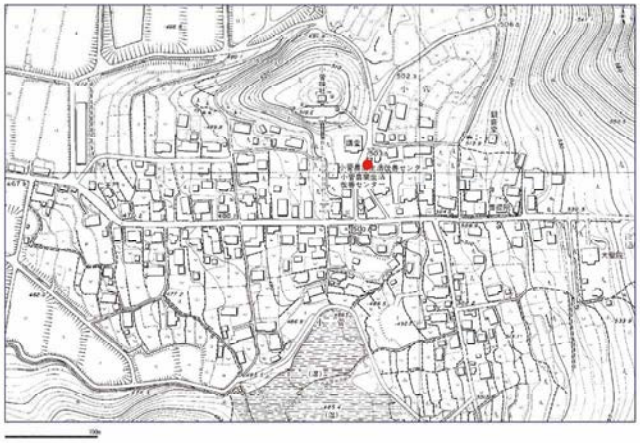

番号	C-25	名称	集落の水田	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	霊場遺構を基盤として石垣で区画された空間を耕地として利用している。集落南の棚田のほとんどは石積み形態を残している。生業として、景観として重要な要素である。						
保存整備の考え方	石積み形態を維持するようにし、改修する場合は石積みにして景観に配慮した整備を行なう。						
現状変更の取扱い基準	・水田の形状を大幅に変更するなどの現状変更は認めない。 ・石積みの日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

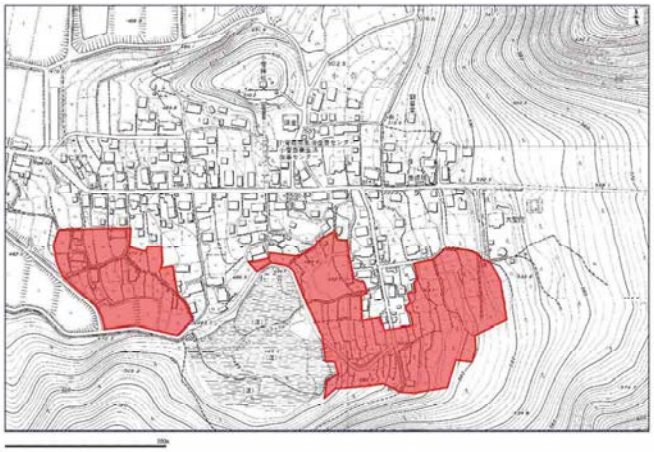

番号	C-26	名称	中島家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、付属屋に土蔵をもつ。集落のいちばん東、集落中央の道沿いにあり、座敷の縁側に日市に由来するミセの間取りが残されている。また、敷地内にはカワが設置されており、小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

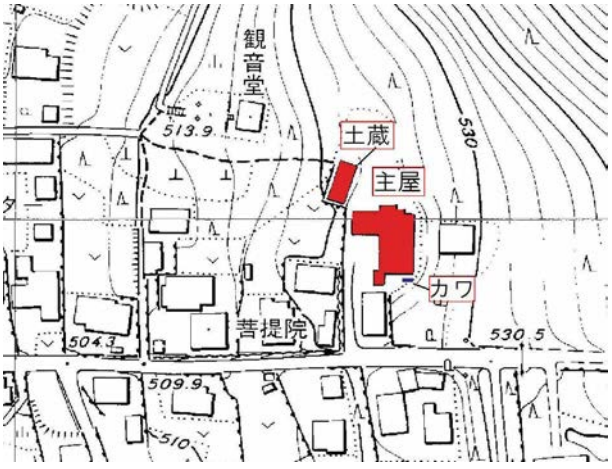

番号	C-27	名称	吉原家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもつ。屋根は茅葺きである。付属屋には土蔵をもつ。集落中央の道沿いにあり、座敷の縁側に日市に由来するミセの間取りが残されている。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、また茅葺きの屋根は集落唯一であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

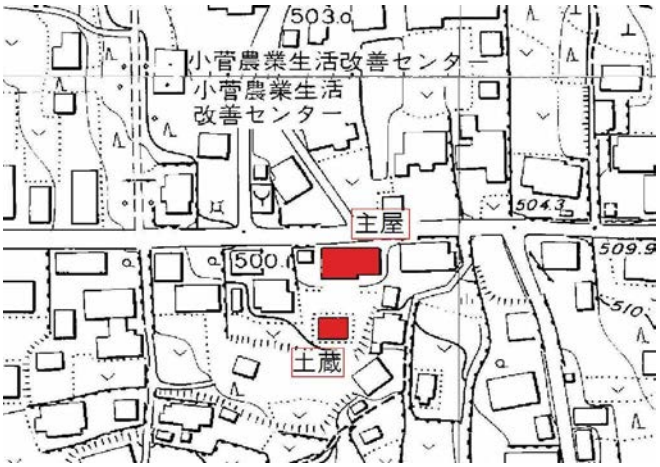

番号	C-28	名称	眞島家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもつ。集落中央の道沿いにあり、座敷の縁側に日市に由来するミセの間取りが残されている。また、敷地内にはカワが設置されており、小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

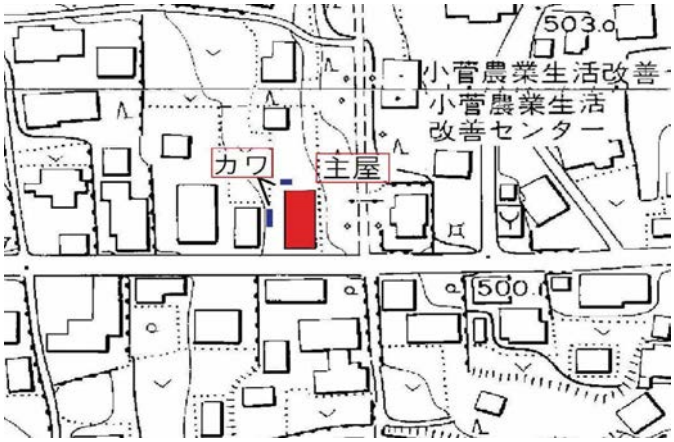

番号	C-29	名称	蒲原家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、付属屋に土蔵と小屋をもつ。小屋はかつて冬期の副業として営まれていた紙漉き小屋として使われ紙漉きや串拾いを行っていた。また、敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、また紙漉きが小菅の生業として生活に密接していたことがうかがえる重要な要素である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

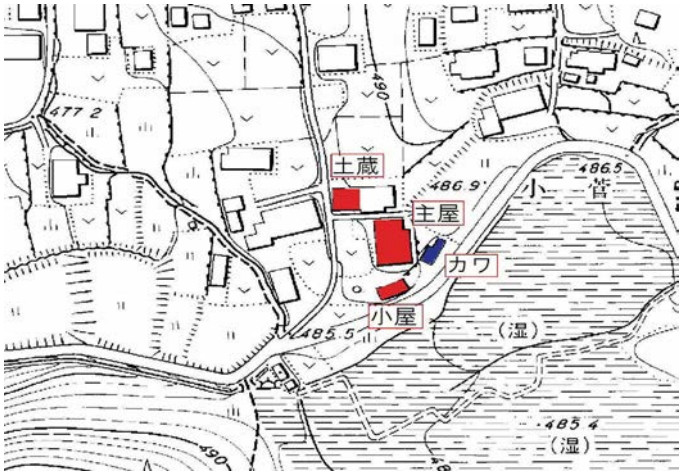

番号	C-30	名称	市村家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、付属屋に土蔵と小屋をもつ。小屋はかつて冬期の副業として営まれていた紙漉き小屋として使われ紙漉きや串拾いを行っていた。また、敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、また紙漉きが小菅の生業として生活に密接していたことがうかがえる重要な要素である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

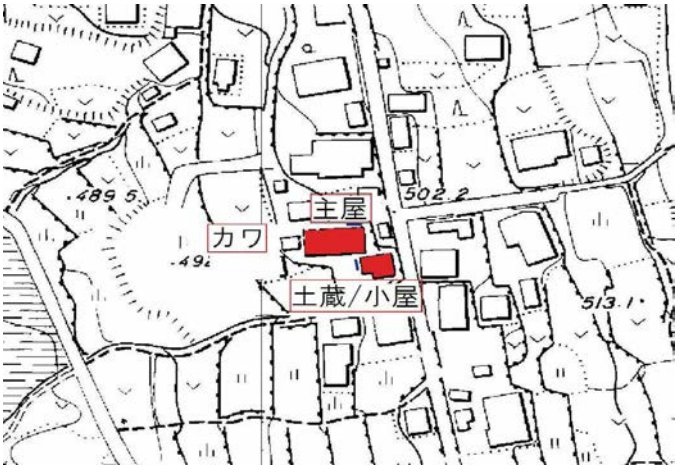

番号	C-31	名称	吉原家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、付属屋に土蔵をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

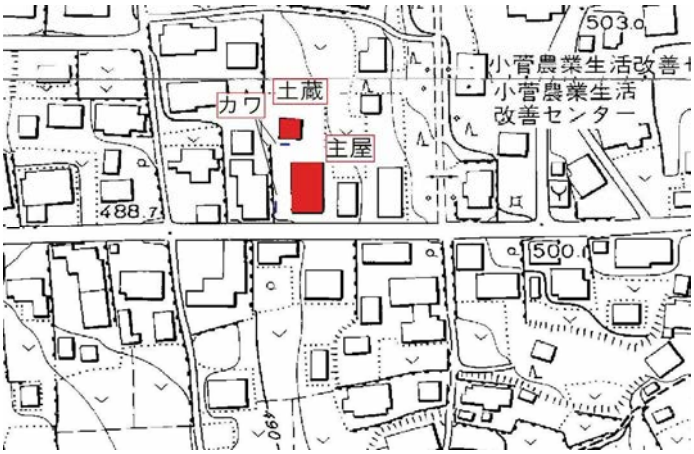

番号	C-32	名称	廣瀬家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、付属屋に土蔵をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-33	名称	丸山家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、付属屋に土蔵をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

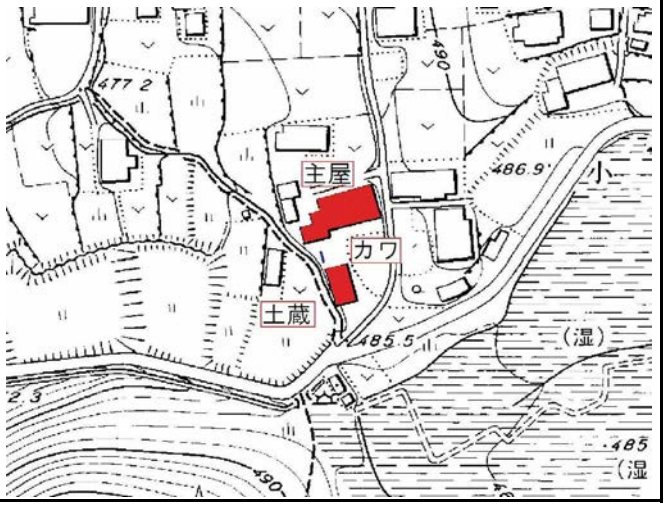

番号	C-34	名称	吉原家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、付属屋に小屋をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

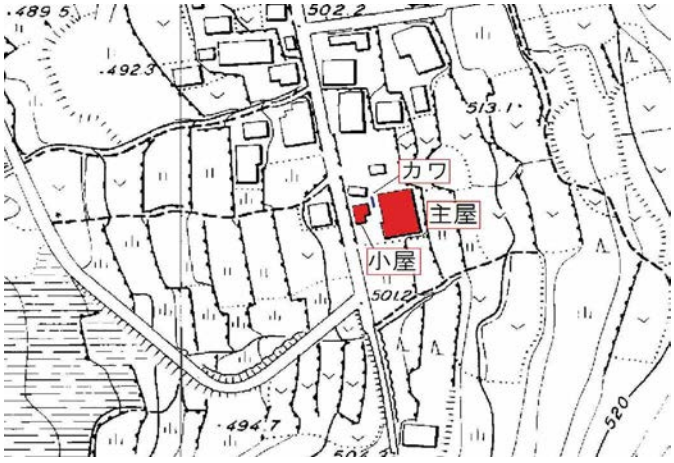

番号	C-35	名称	小林家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、付属屋に小屋をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

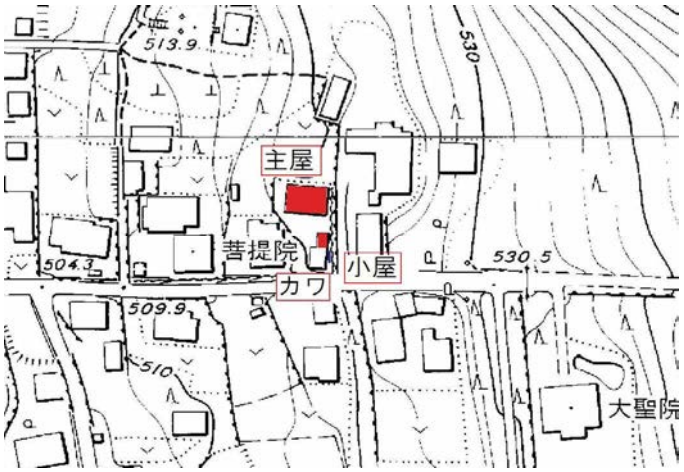

番号	C-36	名称	藤井家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、付属屋に小屋をもつ。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-37	名称	広瀬家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、付属屋に小屋をもつ。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-38	名称	瀧澤家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、敷地内にカワを設置する。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

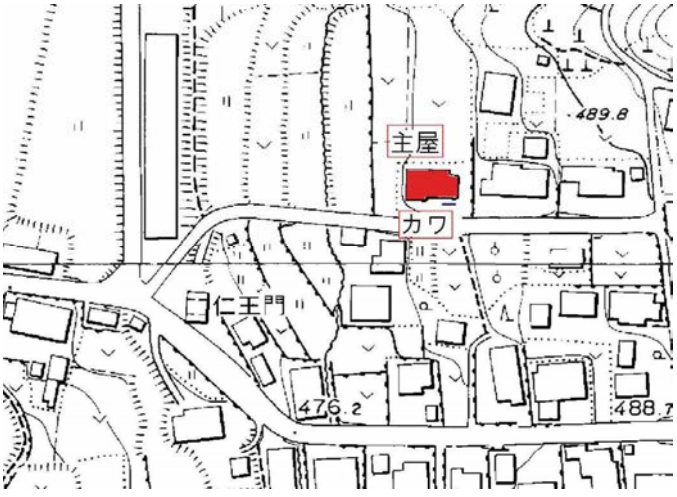

番号	C-39	名称	眞島家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	寄棟型の主屋をもち、敷地内にカワを設置する。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

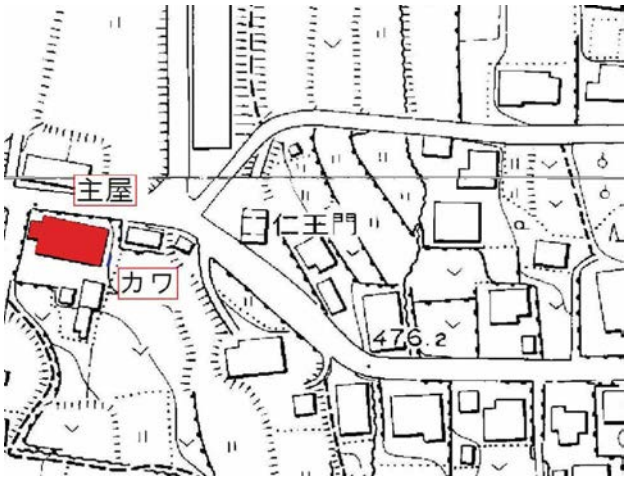

番号	C-40	名称	丸山家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な寄棟型の主屋をもつ。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

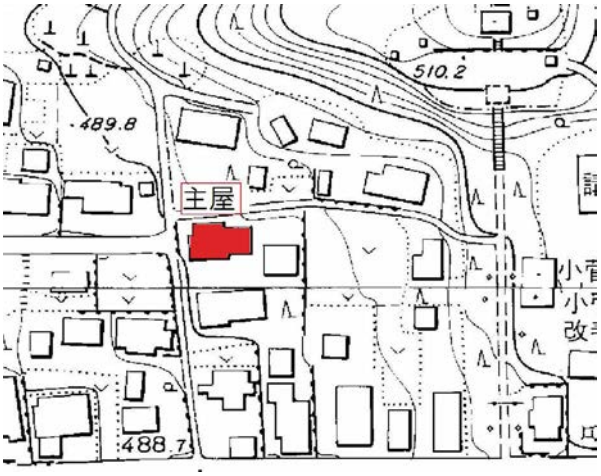

番号	C-41	名称	市村家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な寄棟型の主屋をもつ。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-42	名称	小林家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	切妻型の主屋をもち、付属屋に土蔵と小屋２棟をもつ。敷地内にはカワが設置されており、小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

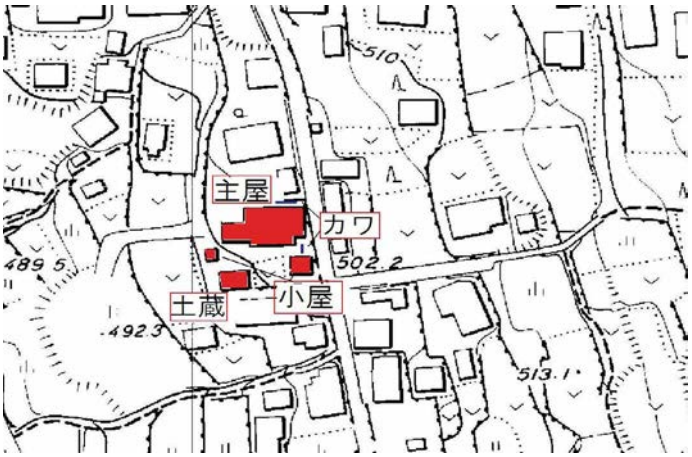

番号	C-43	名称	瀧澤家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	切妻型の主屋をもち、付属屋に土蔵と小屋をもつ。小屋はかつて紙漉き小屋であった。敷地内にはカワが設置されており、小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-44	名称	丸山家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	切妻型の主屋をもち、付属屋に小屋をもつ。敷地内にはカワが設置されており、小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

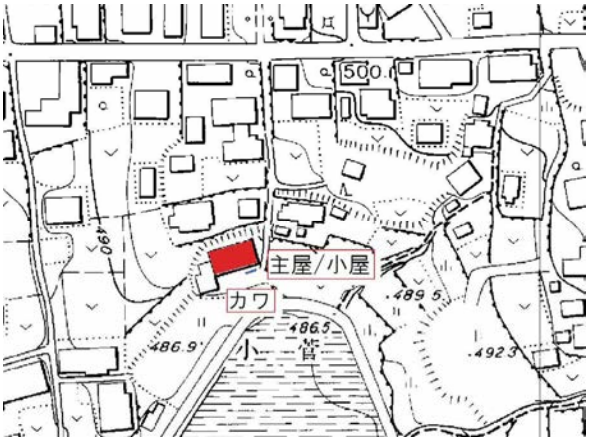

番号	C-45	名称	小菅亭	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	切妻型の主屋をもち、付属屋に小屋をもつ。敷地内にはカワが設置されており、小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

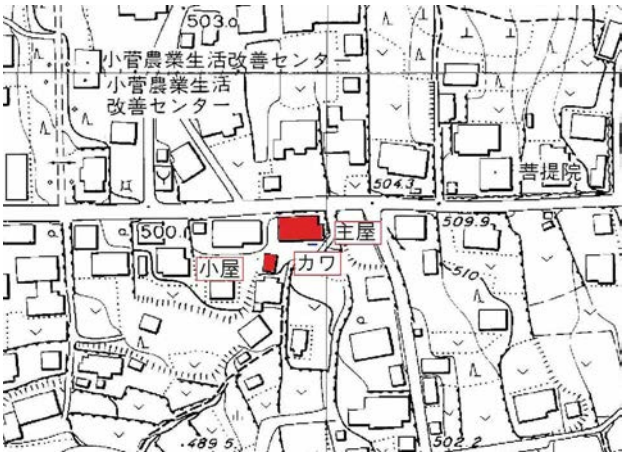

番号	C-46	名称	倉科家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋である土蔵をもつ。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-47	名称	龍澤家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	切妻型の主屋をもつ。敷地内にはカワが設置されており、小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

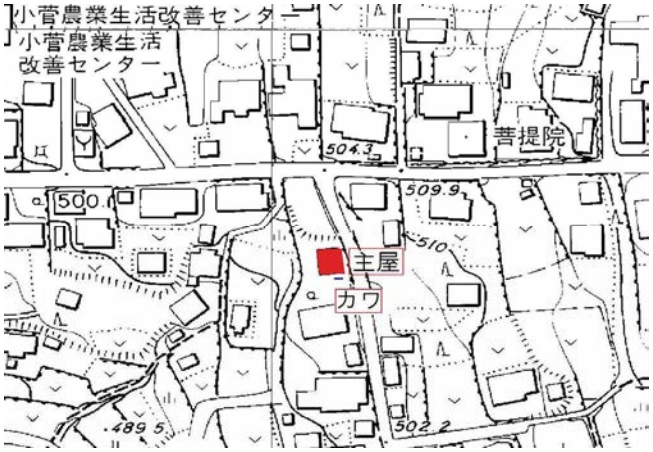

番号	C-48	名称	内堀家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	切妻型の主屋をもつ。敷地内にはカワが設置されており、小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

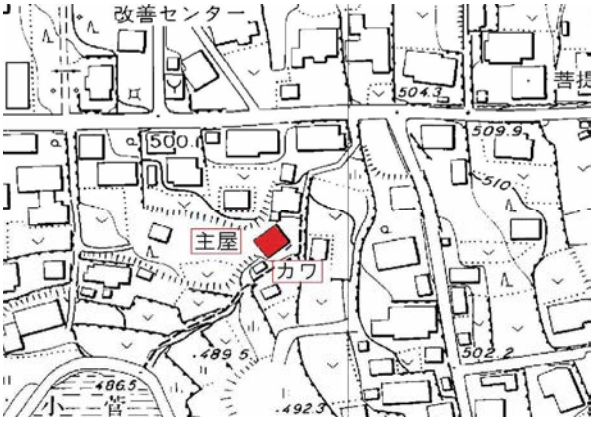

番号	C-49	名称	眞島家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な切妻型の主屋をもつ。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

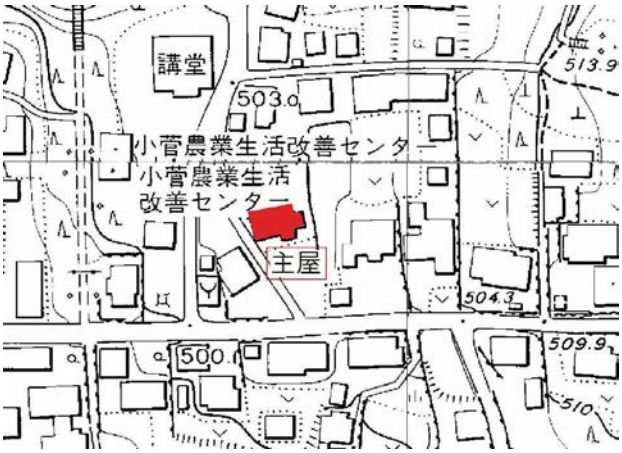

番号	C-50	名称	服部家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な切妻型の主屋をもつ。小菅の伝統的な形態を示す民家であり、貴重である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-51	名称	真嶋家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵と小屋２棟をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-52	名称	丸山家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵と小屋をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

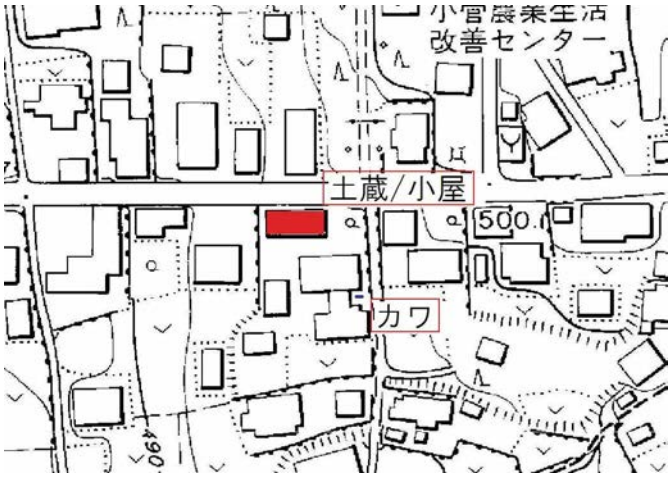

番号	C-53	名称	内堀家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵と小屋をもつ。小屋はかつて紙漉き小屋であった。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

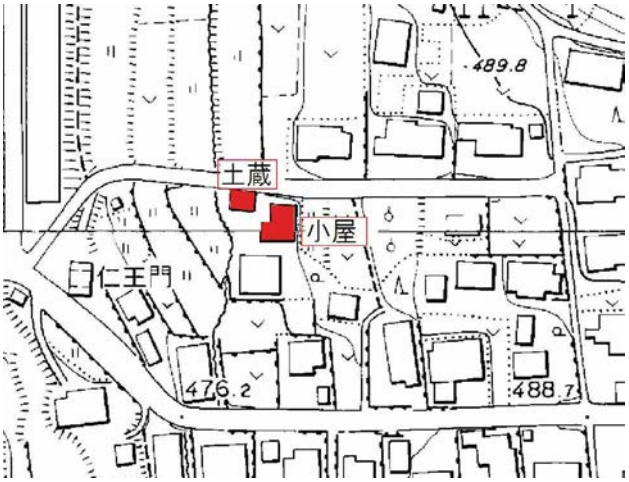

番号	C-54	名称	丸山家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵と小屋をもつ。小屋ではかつて紙漉きの串拾いを行なった。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

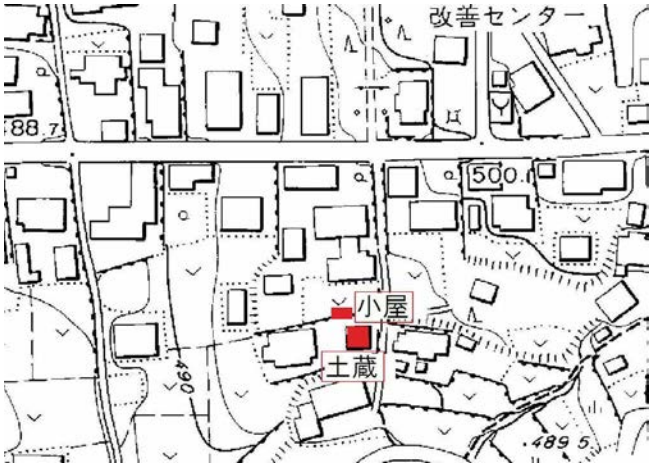

番号	C-55	名称	眞島家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵と小屋をもつ。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-56	名称	吉原家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-57	名称	蒲原家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

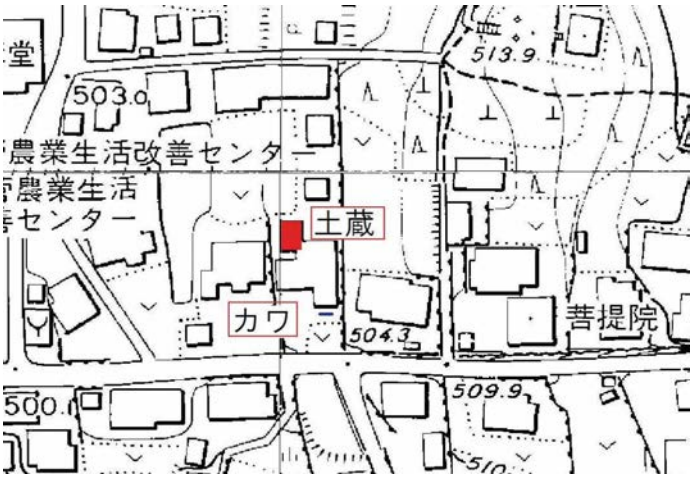

番号	C-58	名称	金井家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

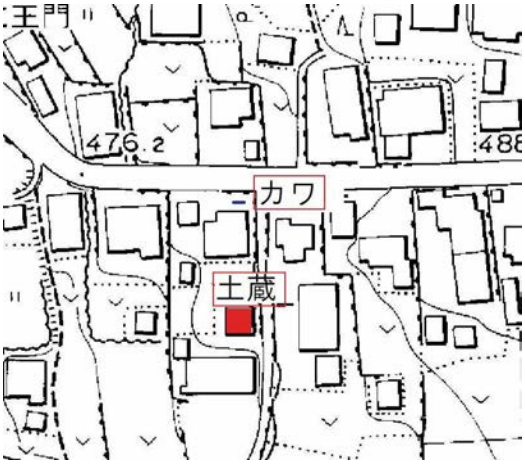

番号	C-59	名称	山岸家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

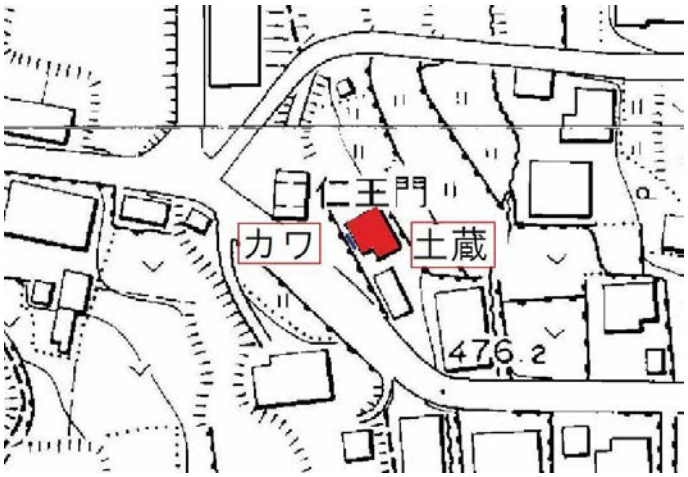

番号	C-60	名称	山岸家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-61	名称	鷲尾家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

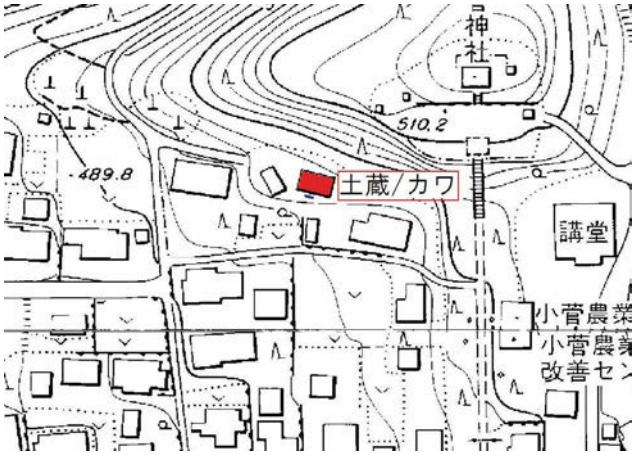

番号	C-62	名称	山岸家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋・土蔵をもつ。敷地内にはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-63	名称	小林家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋である土蔵をもつ。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-64	名称	中嶌家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋である小屋をもつ。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

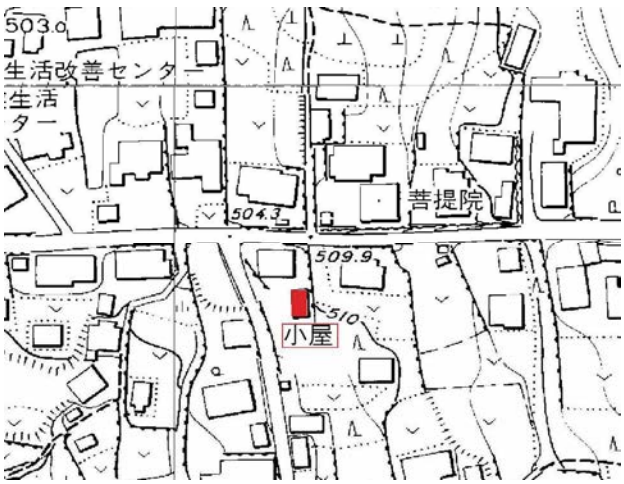

番号	C-65	名称	廣瀬家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	伝統的な付属屋である小屋をもつ。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

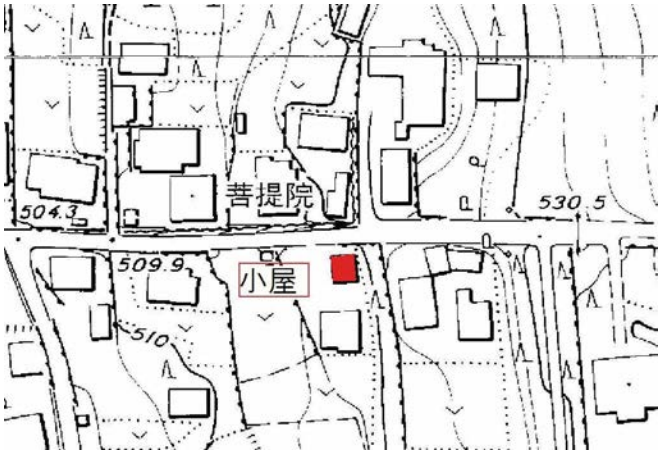

番号	C-66	名称	鷲尾家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	主屋のまわりにはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-67	名称	眞嶌家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	主屋のまわりにはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-68	名称	小林家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	主屋のまわりにはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

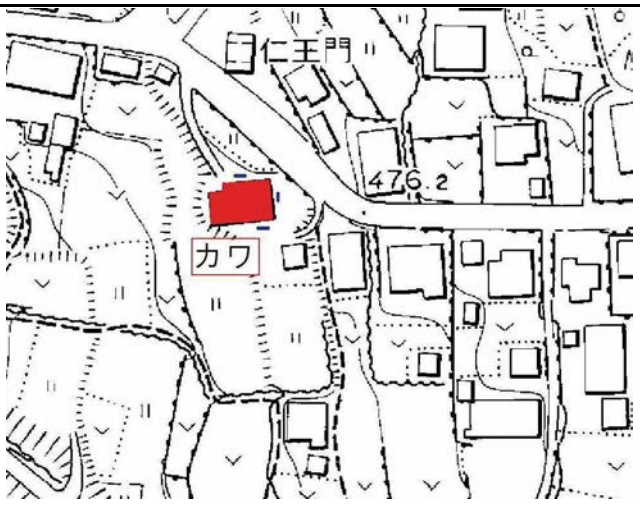

番号	C-69	名称	藤井家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	主屋のまわりにはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	C-70	名称	市村家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	主屋のまわりにはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

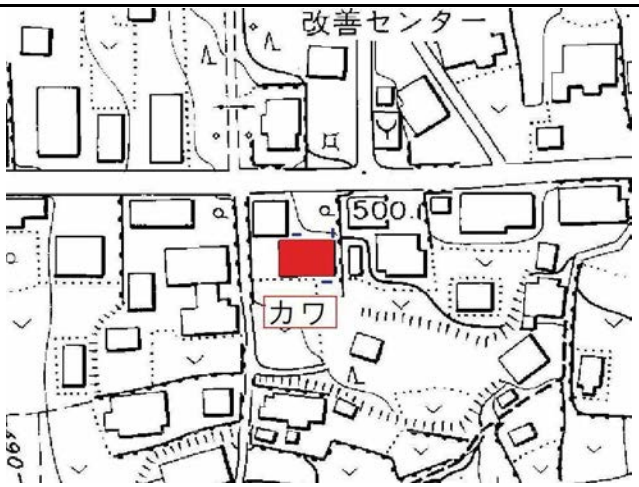

番号	C-71	名称	吉原家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	主屋のまわりにはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

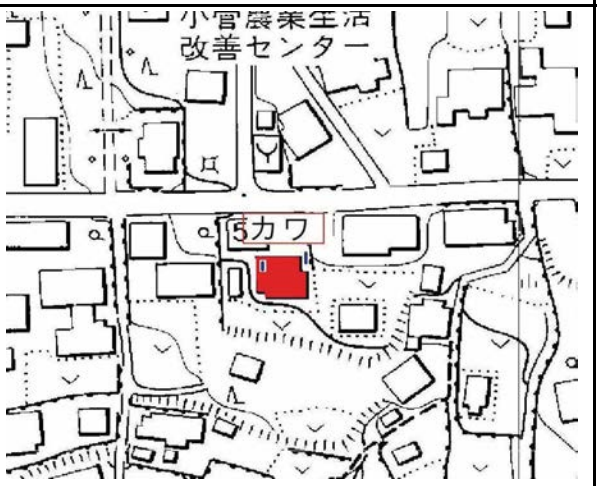

番号	C-72	名称	小林家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	主屋のまわりにはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

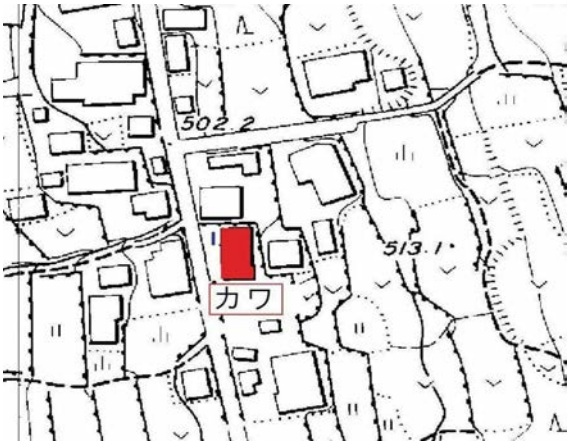

番号	C-73	名称	吉原家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	主屋のまわりにはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

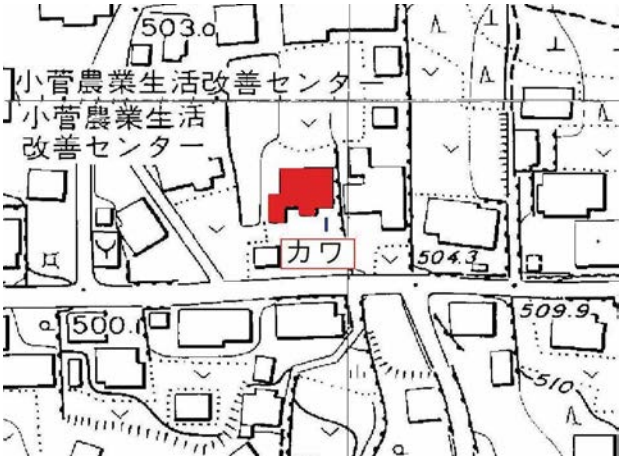

番号	C-74	名称	石森家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	主屋のまわりにはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

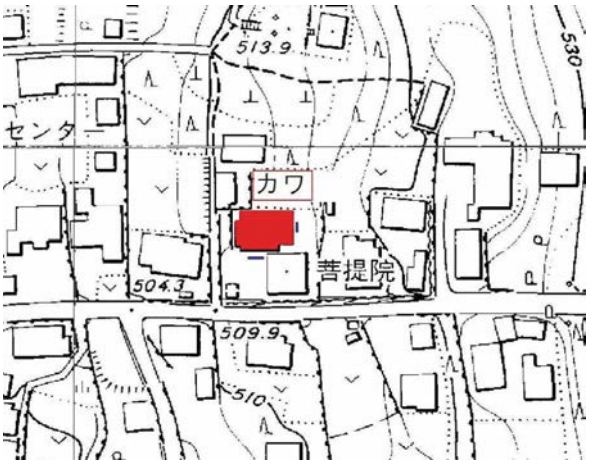

番号	C-75	名称	小林家住宅	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	主屋のまわりにはカワが設置されている。小菅の伝統的な形態を示す貴重な民家である。						
保存整備の考え方	・伝統的な屋敷構えの維持に努める。 ・補修・新増改築あたっては施行方法等を十分協議し、集落の景観を保つように努める。						
現状変更の取扱い基準	・増改築や修理等を行なう場合はその方法などを十分検討したうえで実施する行為について認めるものとする。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

番号	D-1	名称	集落の石垣	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落・個人
概要	集落の民家は院坊を継承した石垣で構成された雛段状の地割に並んでいる。時代により空間の性格や用途は変化してきたが、石垣は時代を超えて継承されている。集落の石積みは、石を際立たせた霊場空間を構成しており、重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	集落の石垣・石積みの維持保存に努め、改修にあたってはコンクリートは石垣・石積みにするなど景観に配慮するよう努める。						
現状変更の取扱い基準	・石垣は原則として現状変更を認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

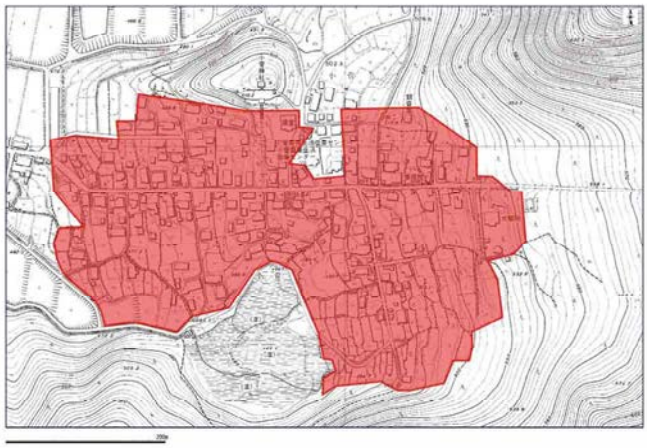

番号	D-２	名称	桂清水	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落
概要	風切峠の、小菅側の入り口にある湧水。桂清水南の山からの水が染み込み、南龍池跡へと流れる。かつてはここで馬の足を冷やしたり、水を飲ませたりした。南参道を通って小菅市に並んだ馬がここで休んだという。周辺には西国巡拝塔などの石造物が設置されている。小菅七清水のひとつであり、小菅の大地の歴史を示す重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・池の形状を変更しないこと。 ・草取り等の整備を行ない、維持管理に努める。 ・カツラの木をはじめ、周囲の樹木も含めて保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	・池の形状など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

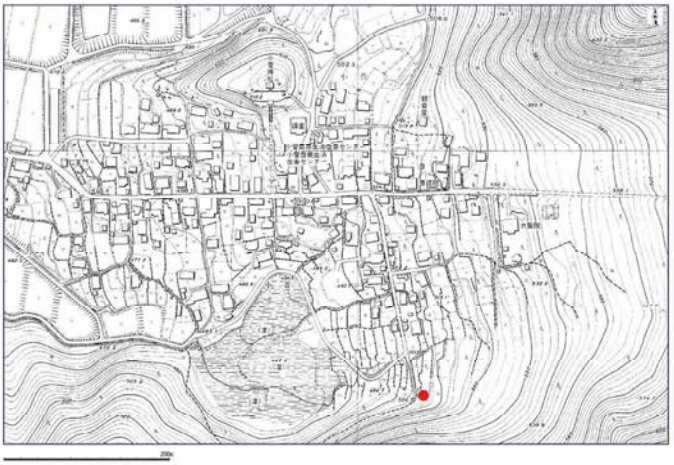

番号	D-３	名称	大海清水	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落
概要	桂清水北東の民家が途切れる場所にある湧水。南龍池跡へ流れ込む。小菅七清水のひとつであり、小菅の大地の歴史を示す重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・草取り等を行ない、景観の整備に努める。 ・石積みの護岸を維持し、改修する場合は石積みにするなど景観に配慮する。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

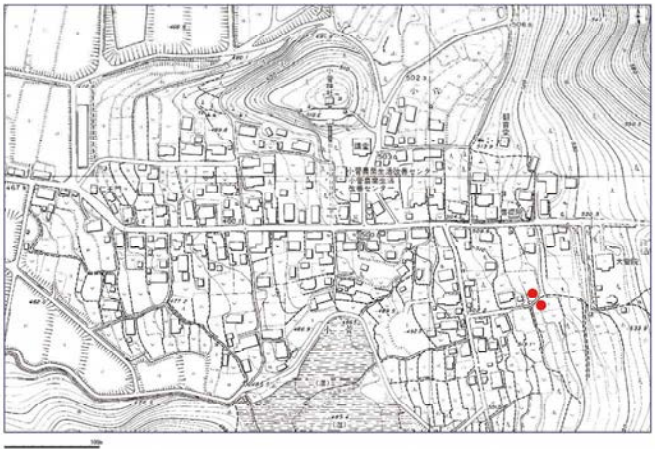

番号	D-4	名称	鼻清水	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落・個人
概要	浅葉野庵北東から流れる湧水。この湧水を源流とした水は農地や住宅地内に流れ込む。小菅の生活を支える重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・草取り等を行ない、景観の整備に努める。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

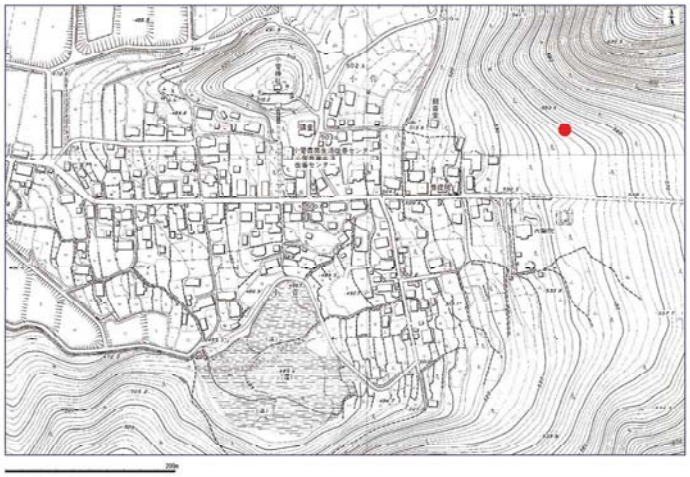

番号	D-5	名称	花清水	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落・個人
概要	花清水を源流とする水は集落の南半分をめぐって南龍池跡に入る。小菅七清水のひとつであり、小菅の大地の歴史を示す重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・草取り等を行ない、景観の整備に努める。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

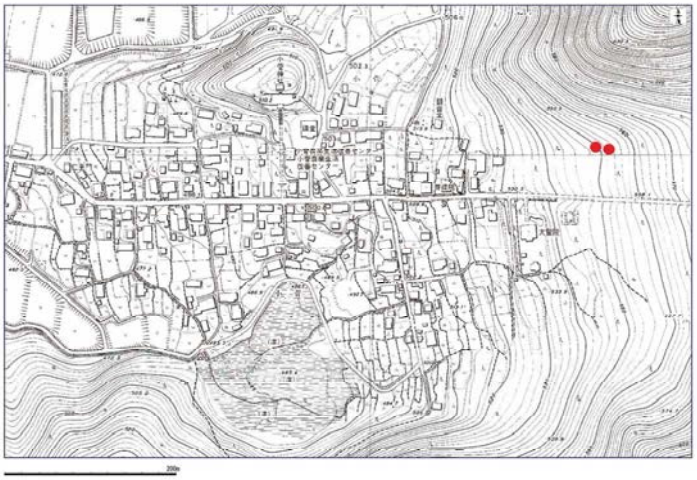

番号	D-６	名称	ひましめ用水	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	集落
概要	集落内は大小さまざまな水路が複雑に巡っている。ひましめ用水は北竜湖西側の取水口から里宮の後ろあたりまでつながる用水路である。集落北側の水田に水を供給している。小菅の生活を支える重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・草取り等を行ない、景観の整備に努める。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

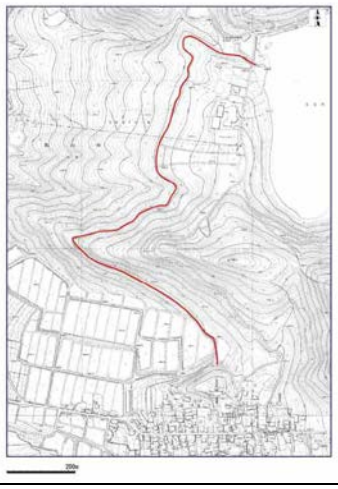

番号	D-７	名称	内山用水	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	国・集落
概要	集落内は大小さまざまな水路が複雑に巡っている。内山用水は小菅山の雪どけ水を北竜湖へ運ぶための水路で水が流れるのは春先のみである。雪どけ水はこの水路から北竜湖へ流れ、北竜湖から集落へ流れていき、集落の北半分を潤す。小菅の生活を支える重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・草取り等を行ない、景観の整備に努める。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

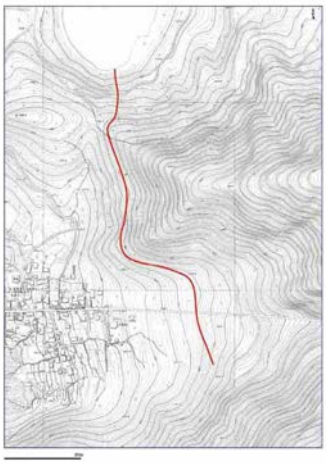

番号	D-8	名称	上の平用水	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	国・集落
概要	集落内は大小さまざまな水路が複雑に巡っている。上の平用水路には雨水や雪解け水が流れ込み、これが北竜湖へ流れ、集落を潤す。小菅の生活を支える重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・草取り等を行ない、景観の整備に努める。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

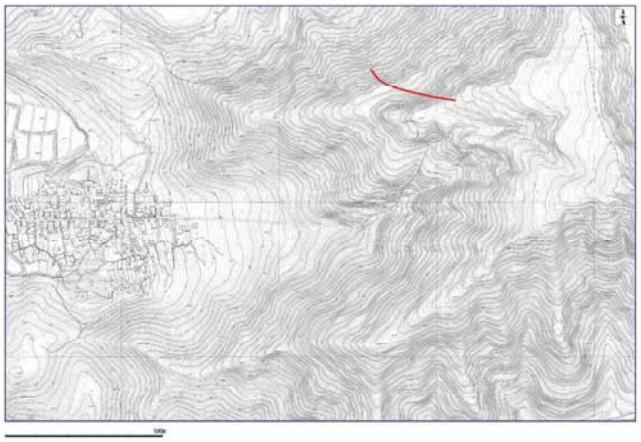

番号	D-9	名称	第一水系	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落
概要	農地灌漑用水。桂清水を水源とし、ワサビ田を通って南龍池跡に流れる。護岸は石積みが残っており、古くからの水路の形態を残している。小菅独自の水廻しと昔ながらの石積み水路の形態は小菅の農村景観を構成する重要な要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・石積みの護岸を維持し、改修する場合は石積みにするなど景観に配慮する。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

※位置図は264ページ参照

番号	D-10	名称	第二水系	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落
概要	農業・生活用水。大海清水および集落東山の斜面を水源とし、集落内の田畑・住宅を通って南龍池跡へ流れる。護岸は石積みが残っており、古くからの水路の形態を残している。小菅独自の水廻しと昔ながらの石積み水路の形態は小菅の農村景観を構成する重要な要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・石積みの護岸を維持し、改修する場合は石積みにするなど景観に配慮する。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

※位置図は264ページ参照

番号	D-11	名称	第三水系	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落
概要	鼻清水および集落東山の斜面を水源とする。中央参道南を通って南龍池跡沿いに流れて南龍池跡と合流し、第六水系へ合流する。護岸はU字溝になっているところが多い。小菅独自の水廻しを示す重要な要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・石積みの護岸を維持し、改修する場合は石積みにするなど景観に配慮する。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

※位置図は264ページ参照

番号	D-12	名称	第四水系	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落
概要	生活に関わる用水。鼻清水および集落東山の斜面を水源とし、中央参道沿いの住宅地を通って西方面へ流れる。一部蓮池へ流れながらさらに西へ流れていく。U字溝が多くみられる。小菅の生活を潤す重要な水系である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・石積みの護岸を維持し、改修する場合は石積みにするなど景観に配慮する。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

※位置図は264ページ参照

番号	D-13	名称	第五水系	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落
概要	第二・第三水系が合流し、桂清水の山側道でさらに合流して住宅・畑地を通って南龍池跡へ流れる。石積み護岸が残り、古くからの水路の形態を示している。小菅独自の水廻しと昔ながらの石積み水路の形態は小菅の農村景観を構成する重要な要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・石積みの護岸を維持し、改修する場合は石積みにするなど景観に配慮する。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

※位置図は264ページ参照

番号	D-14	名称	第六水系	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落
概要	南龍池跡の水と第三水系が合流し、仁王門の方へ流れ、田畑・住宅を通って圃場整備された農地へ流れる。石積み護岸が残り、古くからの水路の形態を示している。小菅独自の水廻しと昔ながらの石積み水路の形態は小菅の農村景観を構成し、また水田を潤す重要な要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・石積みの護岸を維持し、改修する場合は石積みにするなど景観に配慮する。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

※位置図は264ページ参照

番号	D-15	名称	第七水系	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落
概要	農地灌漑用水。里宮の裏側を流れる。第三・第四水系と同出発点の水路と北竜湖からの農業用水路（ひましめ）から成る複雑な水系である。小菅独自の水廻しであり、重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・石積みの護岸を維持し、改修する場合は石積みにするなど景観に配慮する。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

※位置図は264ページ参照

番号	D-16	名称	第八水系	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落
概要	農地灌漑用水。間久保用水とよばれる。南龍池跡のＡ地点から西へ流れ、下流の圃場を潤す重要な構成要素である。						
保存整備の考え方	・流路を変更しないこと。 ・石積みの護岸を維持し、改修する場合は石積みにするなど景観に配慮する。						
現状変更の取扱い基準	・流路の変更や拡幅など現状変更は原則認めない。 ・日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

※位置図は264ページ参照

番号	D-17	名称	小菅のイトザクラ	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	宗教法人
概要	講堂庭入り口前と奥社入り口にイトザクラがある。奥社入り口のイトザクラは市天然記念物に指定されている。						
保存整備の考え方	市指定文化財保護条例に基づき、保存管理を行なう。						
現状変更の取扱い基準	現状変更を行なう場合は、飯山市文化財保護条例に基づく。						

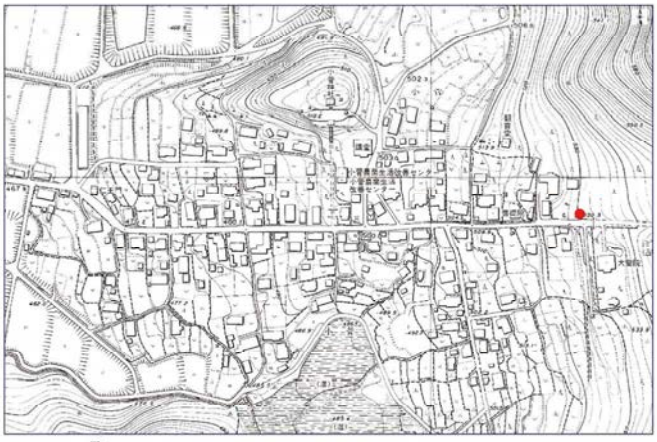

番号	D-18	名称	小菅のヤマグワ	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	かつて養蚕を営んでいた民家があり、クワも多く分布する。浅葉野庵西側にあるヤマグワは市天然記念物に指定されている。						
保存整備の考え方	市指定文化財保護条例に基づき、保存管理を行なう。						
現状変更の取扱い基準	現状変更を行なう場合は、飯山市文化財保護条例に基づく。						

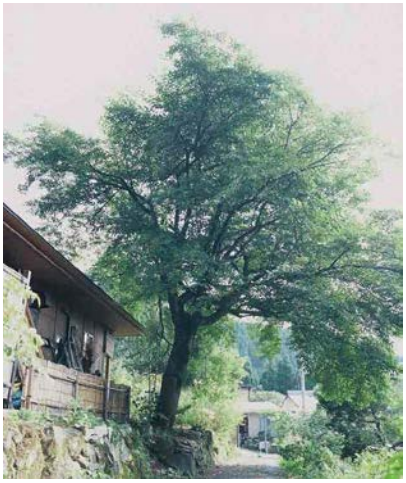

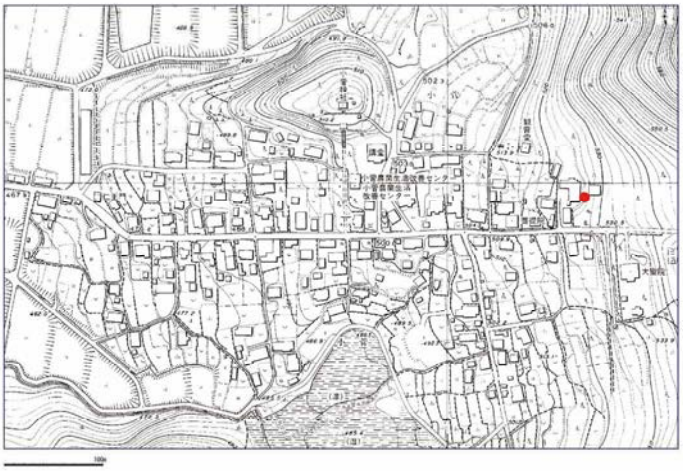

番号	D-19	名称	住宅内のカキの木	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	小菅集落には農村風景の代表的なカキ木が多くみられる。カキは食不足のときの貴重食として民家に多く植えられている。農村景観をよく表す樹木として重要である。						
保存整備の考え方	伐採等は極力行なわず、山村景観の保存に努める。						
現状変更の取扱い基準	日常的な管理や簡易的な補修等は許可を要しない。						

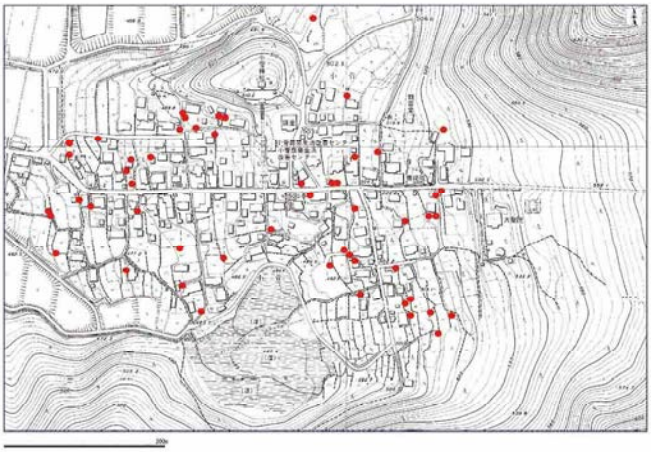

番号	D-20	名称	集落のブナ林	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	個人
概要	集落南方に接する丘陵地の一部にブナ林がある。薪炭林として持続的な利用がなされていた二次林の様相を示す。ブナ二次林の存在は日本でも有数の豪雪地の里山を特徴づける植生群落の一つとして重要である。このブナ林には大きな岩が聳えたち、ブナの大木の根元には明神が祀られている。						
保存整備の考え方	極力手を加えず、生態系の維持に努める。						
現状変更の取扱い基準	・景観の保存に影響を及ぼす伐採・植樹は認めない。 ・日常的な手入れは更新等のための簡易な伐採は認める。						

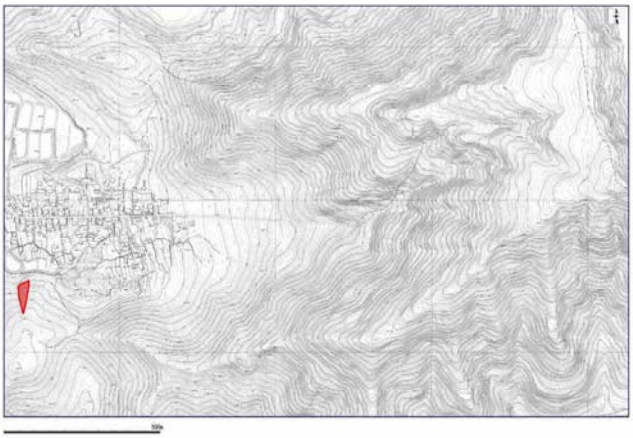

番号	D-21	名称	集落全体（追分～三の鳥居まで）	所在地	飯山市大字瑞穂	所有者	市・集落・宗教法人・個人
概要	小菅集落は、民家と小菅山の信仰遺産である講堂・護摩堂等の建物が融合しながら形成されている。信仰の根源である小菅神社奥社の水源を大切にしながら、下流する水をため池に集めて生業・生活用水として利用している。農地や民家に残る石垣は宗教地域という歴史的背景のもとに集落が営まれたことを物語っている。						
保存整備の考え方	時代を超えて継承されてきた霊場由来の集落景観や、限られた水源を効果的に活用した生活・生業、伝統的な祭りなどを継承していくよう努める。						
現状変更の取扱い基準	保存修理や整備を行なう場合は方法などを十分検討したうえで実施するものについて認めるものとする。						

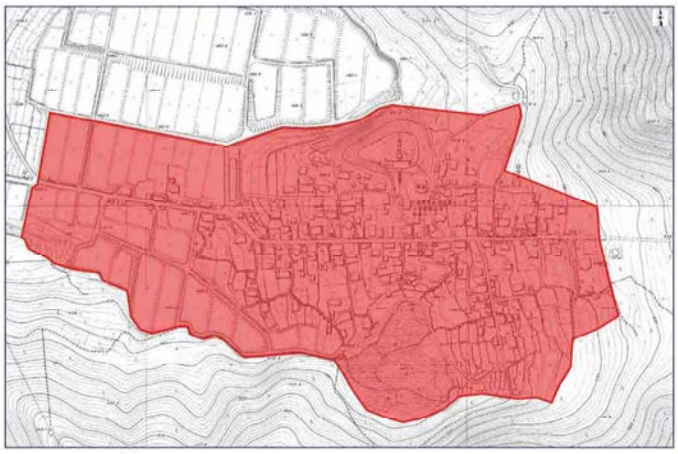

第３章　文化的景観を活かすために

第１節　整備活用の考え方

整備については、小菅の文化的景観の価値にみあった修理･修景等を行なう。特に集落の石垣･石積みは小菅の霊場景観の変遷を残すものであり、石積み景観を継承していくことを基本とした整備を行なう。また、宗教施設は老朽化が進んでいることもあり、迅速な整備が求められる。そして案内板の設置や遊歩道の整備、休憩や体験学習のための施設などの来訪者受け入れに向けた環境整備に努める。

活用については小菅の歴史や自然について学ぶ講座や体験学習、住民の共同作業「オテンマ」を住民とともに体験するメニューなどを実施して学習や交流の場として活用する。また、調査による研究成果など学術的な情報発信も積極的に行ない、広域的な発信・普及に努める。

第２節　整備活用の方針

１．整備の方針

①現在の道路沿いにあるコンクリート擁壁は､景観に則した石垣などに整備していく必要がある。また、今後道路等の改修・新設工事が行われる場合は、擁壁部分は極力「石垣」となるよう関係部署と協議し、重要な景観要素としてふさわしいものになるよう努めていく。

②生業である農業を維持していくための農業用水路、また、冬場に消雪するためのカワを満たすための重要な水源である生活用水としての水路は、選定区域を形成する重要な景観でもある。古くから使われている石積み護岸の水路は景観的にも風情がある。補修・改修が必要となった場合は、石積み護岸を継承した整備を行なう。

③南龍池跡・蓮池は、北竜湖とともに活断層によって形成されたものであり、重要な要素の一つである。蓮池には蓮が植栽され、南龍池跡は湿地を活かして自然観察園として整備されているが、さらに定期的な維持管理を行ない、成り立ちなどの説明板を設置して小菅の文化的景観を鑑賞する周遊コースの一つとして整備していく。

④耕作放棄地や空き家を整備し、かつて小菅の産業であった紙漉きなどの伝統工芸体験ができるようにする。

⑤選定区域内の案内板を統一デザインで一新し、小菅を訪れる人に解りやすく見やすいものへ改善する。また、周遊コースの整備など来訪者の受け入れに向けた環境整備を実施する。

２．活用の方針

①本調査でデータ化した小菅区・小菅神社所蔵の古文書を、パソコンを利用して一般公開し、小菅を訪れる研究者や学生の学習の場としても広く利用できるようにする。また、住民や市民等に向け、小菅の魅力に触れてもらう機会として古文書講座・学習会などを開催する。

②小菅の文化的景観を巡る観光コースを提案し、文化遺産を観光資源として活用する。滞在時間に合わせたモデルコースの設定、看板・チラシ・パンフレット等を作成し、訪問者がより小菅の魅力を満喫できるよう充実させる。

③小菅の外部に向けた「オテンマ体験」､「文化的景観保全体験」などといった体験学習を実施し、地域負担の軽減を図るとともに地域住民とのコミュニケーションを図りながら地域性に触れる機会をつくり、小菅のファンを増やしていくよう努めていく。

第４章　文化的景観を受け継ぐために

第１節　運営・運用体制の考え方

小菅を維持保存していくためには、住民主体の地域運営が欠かせない。小菅住民の多くは小菅の景観や歴史、祭りなどの伝統行事に誇りを持っている。その誇りを地域づくりにつなげることができるよう、住民自らが目の前の課題の解決方法を見出し、今後の展望など具体的に示していく必要がある。そのためには行政・専門家・企業・団体などの多角的な支援も欠かせない。とりわけ行政には、住民の気力を引き出すように誘導し、住民のたくさんの知恵を活かせるような施策が求められる。小菅には、集落の維持管理や文化の普及活動を行う組織があり、その自治組織を母体として、将来的に行政や企業、各種団体等で構成するむらづくりのための組織の設立を視野に入れながら、文化的景観の継承をおこなう。

第２節　住民の役割

小菅では、地域の保全のための自治組織が設置され、集落の維持管理や歴史文化の普及活動を行なっている。現在９つの委員会が組織されておりそれぞれに活動している。集落の道路や水道に関する管理をする道路水道委員会、用水路の水落とし・水止め、清掃、見回りをする用水共有地委員会、参道の緑化管理、資料館の運営をする小菅の里保護委員会、北竜湖湖水開き、北竜湖花火大会を運営する観光委員会、柱松行事・各年中行事の運営を行なう氏子総代会などがある。そして、住民全体の共同作業であるオテンマがある。

高齢化や過疎化の影響もあり、用水路の維持や伝統行事の維持などは住民にとって大きな負担となっているのが現状である。住民の負担を軽減するために体験学習会やボランティア制度の導入等を検討していく必要がある。しかし地元の作業は決して安易なものでないので、やみくもに外部からの支援を求めるのではなく、住民側の立場を理解したうえでの施策が重要である。

第３節　行政の役割

文化的景観保存管理・継承は、文化財保護とまちづくりの整合を図るため、文化財保護と活用を担当する市教育委員会が軸となり、景観法を所管する市まちづくり課のほか、農林課、道路河川課などの整備部局、商工観光課などの観光部局やその他必要に応じた部局と横断的連携をはかり、住民を誘導していかなければならない。そのために市各課の緊密な協力体制を調整する。重要文化的景観の選定範囲内においては事前協議を徹底し、景観に配慮した事業を実施するよう努める。

現在文化的景観保存計画策定委員会が有識者で組織されているが、今後は文化的景観審議会を任意組織として設置し、選定後の整備活用計画の策定に専門家の立場から指導、整備活用ができる体制づくりをおこなうこととする。

第４節　文化的景観の運用体制

文化的景観の整備・活用を推進するため、以下の文化的景観の運用体制図に示すように、既存

の自治組織の活動を活かしながら、行政や企業、各種団体等で体系的な体制を構築し、小菅の文化的景観を良好に保存管理・整備活用を図っていくこととする。

文化的景観　運用体制図

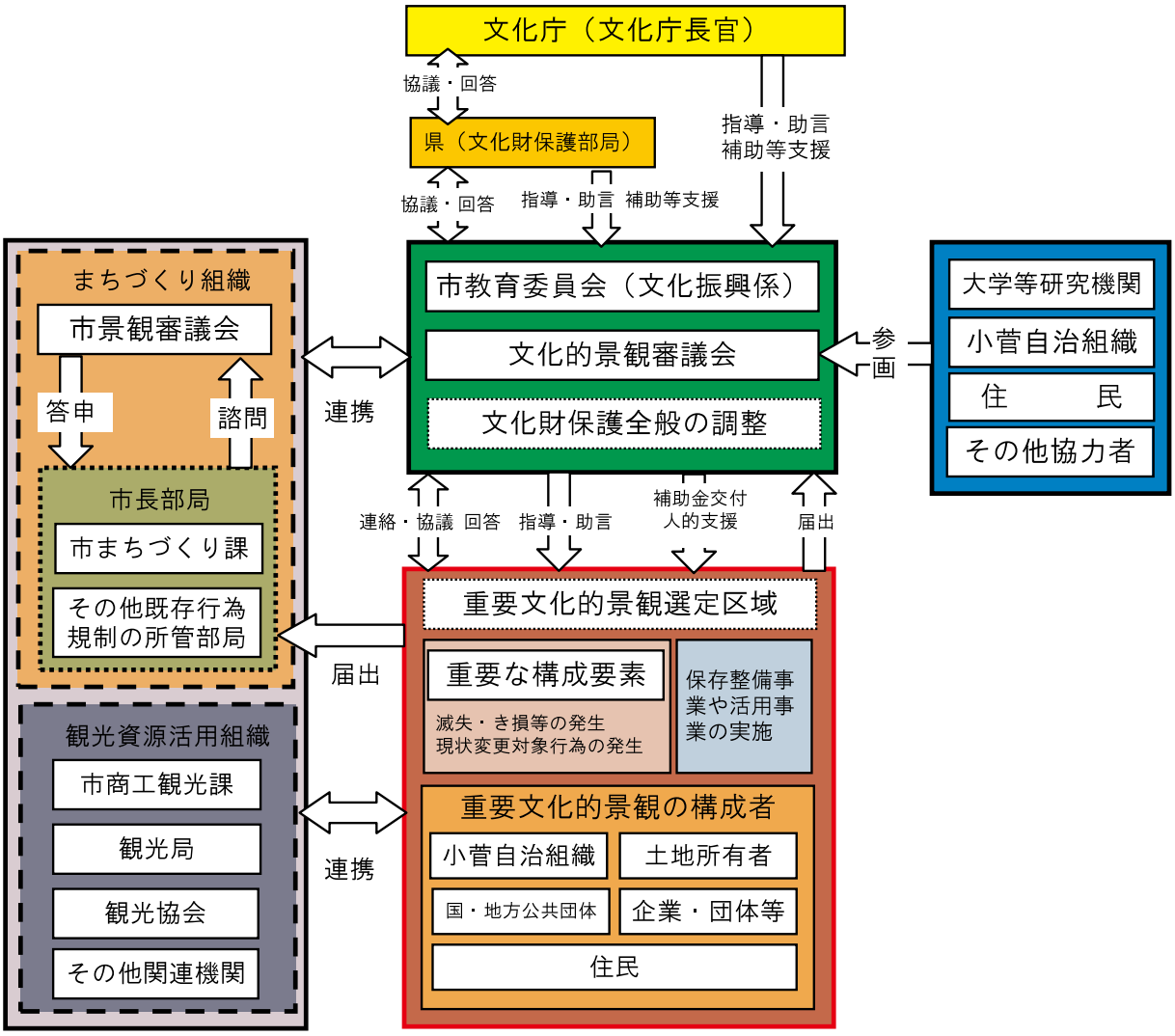

資　料

１　植生データの向き

２　古文書目録の標題

資料 2-2-1-0　長野県小菅山のスギ並木とブナ—キタゴウヨウ群落の調査地

資料2-2-1-1．長野県飯山市小菅神社奥社参道のスギ並木の毎木データ（2013年9月19日調査）。胸高（根元から130cm高直径5cm以上の樹木を対象とした。

ID（R：奥社向かって右；L：同左）	樹種	生死（1：生；0：枯死）	胸高）直径(cm)	樹高（m）	参道10m毎の測点	10m測点毎の斜距離（m）	参道10m毎の巾（m）	根元の位置		備考
								参道縁から外側の直交方向の長さ（m）	10m毎の測点から参道と平行方向の長さ（m）	
R1	スギ	1	92.0	30	0	10.19	4.1	1.7	0.5	
R2	スギ	1	76.5	25	0	10.19	4.1	1.55	4	
L1	スギ	1	106.5	35	0	10.19	4.1	1.2	5.25	
L2	スギ	1	87.9	35	0	10.19	4.1	1.25	9.55	
R3	スギ	0	11.3	0.98	0	10.19	4.1	1.18	6.85	伐採
R4	スギ	1	15.1	9	0	10.19	4.1	1.18	9.25	
R5	スギ	1	64.0	27	10	10.22	4.0	1.2	2.65	
L3	スギ	1	78.4	34	10	10.22	4.0	1.1	3.20	
R6	スギ	1	76.4	31	10	10.22	4.0	1.4	8.55	
L4	スギ	1	73.2	32	10	10.22	4.0	1.4	8.3	
L5	スギ	1	48.5	25	10	10.22	4.0	0.9	9.24	
R7	スギ	1	50.7	35	20	10.15	3.4	2.3	1.2	
R8	スギ	0	6.4	1.06	20	10.15	3.4	0.86	2.0	伐採
R9	スギ	1	54.5	32	20	10.15	3.4	1.8	5.0	
L6	スギ	0	5.9	1.09	20	10.15	3.4	0.61	7.2	伐採
R10	スギ	1	68.0	34	20	10.15	3.4	2.7	9.4	
L7	スギ	0	10.3	0.82	30	10.15	2.43	0.86	0.55	伐採
R11	スギ	1	10.3	7	30	10.15	2.43	1.62	2.7	
R12	スギ	1	70.5	31	30	10.15	2.43	2.7	5.6	
L8	スギ	1	83.7	31	30	10.15	2.43	1.6	6.5	
R13	スギ	1	101.5	35	30	10.15	2.43	2.2	7.55	
R14	スギ	1	63.0	31	40	10.19	2.9	2.0	2	
R15	スギ	1	100.5	35	40	10.19	2.9	1.85	7.1	
L9	スギ	1	80.5	32	40	10.19	2.9	1.65	8	
R16	スギ	1	71.0	28	50	10.15	2.5	2.1	1.6	
L10	スギ	1	53.0	26	50	10.15	2.5	1.3	5.6	
L11	スギ	0	19.0	4	50	10.15	2.5	1.8	6.6	折れ
R17	スギ	1	117.3	33	50	10.15	2.5	1.3	9.3	
R18	スギ	1	111.0	33	60	10.15	2.7	1.4	0.2	R17と同株
L12	スギ	1	22.0	10	60	10.15	2.7	1.24	1.2	
R19	スギ	1	38.7	22	60	10.15	2.7	1.8	2.3	
L13	スギ	1	23.0	15	60	10.15	2.7	1.4	5.6	
R20	スギ	1	80.0	25	60	10.15	2.7	2.4	5.55	
L14	スギ	1	81.5	27	60	10.15	2.7	1.4	10	
R21	スギ	1	65.0	32	70	10.22	2.9	1.95	0.3	
R23	スギ	1	33.0	10	70	10.22	2.9	2.6	1.0	
L15	スギ	1	70.6	33	70	10.22	2.9	2.0	6.85	
R22	ケヤキ	1	9.0	8	70	10.22	2.9	2.1	0.45	
R24	スギ	1	102.7	33	70	10.22	2.9	1.2	7.15	
L16	スギ	1	77.5	32	80	10.19	3.4	1.65	1.7	
L17	スギ	1	5.5	3	80	10.19	3.4	1.12	3.25	
R25	スギ	0	35.0	23	80	10.19	3.4	2.14	4.9	折れ
L18	スギ	1	9.0	7	80	10.19	3.4	2.45	9.1	
R26	スギ	1	80.0	33	80	10.19	3.4	1.9	9.1	
L19	スギ	1	56.0	33	90	10.12	3.6	2.2	1.2	
R27	スギ	1	50.7	33	90	10.12	3.6	1.25	2.4	
R28	スギ	1	62.0	33	90	10.12	3.6	1.4	7.2	
L20	スギ	1	81.0	34	90	10.12	3.6	1.2	8	
R29	スギ	1	120.0	38	100	10.40	2.9	2.8	3.4	
L21	スギ	1	64.0	35	100	10.40	2.9	1.0	4.5	
L22	スギ	1	65.0	33	100	10.40	2.9	1.1	7.5	
R30	スギ	1	97.0	38	100	10.40	2.9	2.9	10.1	
L23	スギ	1	97.3	36	100	10.40	2.9	1.5	10.0	
R31	スギ	1	6.5	4.0	110	10.31	3.4	1.95	2.4	
R32	スギ	1	71.0	31	110	10.31	3.4	2.9	4.0	
L24	スギ	1	15.0	5	110	10.31	3.4	2.2	4.1	
R33	スギ	1	65.0	32	110	10.31	3.4	2.4	7.3	
L25	スギ	1	17.0	9	110	10.31	3.4	1.55	9.0	
R34	スギ	1	78.0	32	120	10.15	3.15	3	2.3	
R35	スギ	1	69.0	33	120	10.15	3.15	2.8	6.5	
R36	スギ	1	70.3	30	120	10.15	3.15	2.9	9.5	
L26	スギ	1	38.5	28	120	10.15	3.15	1.8	9.5	
L27	スギ	1	15.5	12	130	10.22	2.4	1.6	3.5	
R37	スギ	1	111.0	35	130	10.22	2.4	2.2	7.8	
L28	スギ	1	73.0	30	130	10.22	2.4	2.1	8.3	
R38	スギ	1	89.4	33	140	10.15	2.1	1.9	3	
L29	スギ	1	69.0	28	140	10.15	2.1	1.9	4.6	
R39	スギ	1	60.5	28	140	10.15	2.1	1.9	8.3	
L30	スギ	1	88.5	31	150	10.15	2.2	3	2.7	
L31	スギ	1	14.5	7	150	10.15	2.2	2.6	5.8	
R40	スギ	1	78.0	29	150	10.15	2.2	3.4	7.8	
L32	スギ	1	68.8	28	150	10.15	2.2	1.9	8.2	
L33	スギ	1	52.0	26	160	10.26	2.4	2.3	0.9	
R41	スギ	1	14.5	12	160	10.26	2.4	2.3	1.6	
L34	スギ	1	26.0	22	160	10.26	2.4	2.5	4.4	
R42	スギ	1	18.5	10	160	10.26	2.4	1.9	5.4	
L35	スギ	1	73.0	31	160	10.26	2.4	2.7	8.5	
R43	スギ	1	31.2	25	160	10.26	2.4	2	9.5	x座標推定値
L36	スギ	1	40.0	26	170	10.22	2.4	2	1.4	
R44	スギ	1	10.3	9	170	10.22	2.4	2.3	2.9	
R45	スギ	0	53.5	nodata	170	10.22	2.4	1.9	3.9	ハチ被害
R46	スギ	0	85.0	nodata	170	10.22	2.4	2.7	4.9	ハチ被害
L37	スギ	1	21.0	18	170	10.22	2.4	1.7	8.3	
R47	スギ	1	88.5	35	180	10.22	2.2	2	0.5	
L38	スギ	1	5.5	3.5	180	10.22	2.2	1.3	1.7	
R48	スギ	1	77.5	30	180	10.22	2.2	1.6	1.3	
L39	スギ	1	89.0	30	180	10.22	2.2	1.4	9.1	
R49	スギ	1	51.0	25	190	10.22	3.2	1.7	3.6	
L40	スギ	1	28.5	24	190	10.22	3.2	1.4	5.6	
L41	スギ	1	85.0	29	200	10.15	3.1	1.7	0.3	
R50	スギ	1	63.5	26	200	10.15	3.1	2.2	4.3	
R51	スギ	1	34.0	20	200	10.15	3.1	1.5	5.5	
L42	スギ	1	94.5	32	200	10.15	3.1	1.3	5.7	
R52	スギ	1	121.0	35	200	10.15	3.1	1.6	9.2	
L43	スギ	1	22.2	16	200	10.15	3.1	1.53	9.7	
L44	スギ	1	99.0	30	210	10.26	3.5	2.6	3.2	
R53	スギ	1	101.0	31	210	10.26	3.5	2.9	7.2	
R54	スギ	1	80.0	32	220	10.58	2.9	2.2	2.5	
R55	スギ	1	51.5	26	220	10.58	2.9	1.9	3.8	
L45	スギ	1	68.5	28	220	10.58	2.9	2.1	2.9	
L46	スギ	1	91.8	28	220	10.58	2.9	2.6	6.1	
R56	スギ	1	88.0	29	220	10.58	2.9	1.8	9.0	
L47	スギ	1	77.3	29	230	10.26	3.2	2.4	4.3	
R57	スギ	1	26.5	13	230	10.26	3.2	2.4	2.8	
R58	スギ	1	94.0	32	240	10.19	3.35	2.4	3.6	
R59	スギ	1	59.2	28	240	10.19	3.35	2.2	7.6	
R60	スギ	1	22.9	15	240	10.19	3.35	2.5	10.2	
R61	スギ	1	83.5	32	250	10.35	4.9	2.9	3.0	
R62	スギ	1	51.0	26	250	10.35	4.9	3.3	5.9	
L48	スギ	1	71.0	28	250	10.35	4.9	1.7	8.4	
L49	スギ	1	55.0	26	260	10.22	3.7	1.6	0.5	
R63	スギ	1	86.0	29	260	10.22	3.7	2.7	0.5	
R64	スギ	1	9.5	8.5	260	10.22	3.7	1.9	2.9	
R65	スギ	1	14.0	10	260	10.22	3.7	2.1	5.5	
L50	スギ	1	72.0	30	260	10.22	3.7	1.5	5.3	
R66	スギ	1	59.0	26	260	10.22	3.7	2.8	9.15	
L51	スギ	1	72.6	28	260	10.22	3.7	1.3	8.7	
R67	スギ	1	28.0	16	270	10.26	3.6	2.8	0	
L52	スギ	1	69.5	27	270	10.26	3.6	1.5	2.75	
R68	スギ	1	81.0	28	270	10.26	3.6	2.2	4.2	
L53	スギ	1	64.0	29	270	10.26	3.6	1.5	8.3	
R69	スギ	1	48.0	26	270	10.26	3.6	1.9	7.9	
R70	スギ	1	62.0	28	270	10.26	3.6	3.2	9.9	
L54	スギ	1	100.3	30	280	10.22	4.3	2.0	4.1	

ID（R：奥社向かって右；L：同左）	樹種	生死（1：生；0：枯死）	胸高）直径(cm)	樹高（m）	参道10m毎の測点	10m測点毎の斜距離（m）	参道10m毎の巾（m）	根元の位置		備考
								参道縁から外側の直交方向の長さ（m）	10m毎の測点から参道と平行方向の長さ(m)	
R71	スギ	1	122.6	32	280	10.22	4.3	2.6	5.7	
L55	スギ	1	52.5	26	280	10.22	4.3	1.6	8.8	
R72	スギ	0	24.5	10	280	10.22	4.3	3.2	8.4	立ち枯れ
R73	スギ	1	82.0	31	290	10.22	3.75	2.1	0.2	
R74	スギ	0	41.0	17	290	10.22	3.75	2.9	2.3	立ち枯れ
R75	ミズキ	1	7.5	5	290	10.22	3.75	2.1	7.5	
R58	スギ	1	83.0	33	300	10.35	3.0	2.8	0	
L48	スギ	1	85.0	32	300	10.35	3.0	2.4	0.2	
L49	スギ	1	79.2	35	300	10.35	3.0	2.2	2.4	
R59	スギ	1	81.5	33	300	10.35	3.0	1.8	5.9	
R60	スギ	1	37.0	15	300	10.35	3.0	2.5	7.85	
L50	スギ	1	95.0	35	300	10.35	3.0	2	9.7	
L51	スギ	1	62.0	32	310	10.40	3.2	1.9	6.7	
R61	スギ	1	103.0	35	310	10.40	3.2	2.2	7.4	
L52	スギ	1	66.0	34	310	10.40	3.2	1.2	9.4	
R62	スギ	0	34.0	15	320	10.22	2.8	2.5	3	立ち枯れ
L53	スギ	1	73.5	34	320	10.22	2.8	1.3	4.3	
R63	スギ	1	94.5	36	320	10.22	2.8	2.8	5.4	
L54	スギ	1	97.0	34	320	10.22	2.8	2.2	6.4	
L55	スギ	1	69.0	35	330	10.22	3.2	2.3	0.2	
R64	スギ	1	105.0	35	330	10.22	3.2	2.6	3.4	
L56	スギ	1	59.0	28	330	10.22	3.2	2.1	5	
L57	スギ	1	9.0	7	330	10.22	3.2	2.9	9.8	
R65	スギ	1	57.0	27	340	10.15	2.1	2.7	0.7	
L58	スギ	1	125.0	32	340	10.15	2.1	3.1	5	
R66	スギ	1	14.0	10	340	10.15	2.1	1.1	5	
R67	スギ	1	101.0	30	340	10.15	2.1	5	6.9	測定範囲外（参考）
L59	スギ	1	75.0	29	350	10.22	2.4	2.2	0.4	
R68	スギ	1	70.0	29	350	10.22	2.4	4.6	2.7	
L60	スギ	1	96.0	32	350	10.22	2.4	2.3	3.8	
R69	スギ	1	178.0	33	350	10.22	2.4	2.1	6.6	
R70	スギ	1	9.9	6	360	10.35	2.5	0.9	1.5	
L61	スギ	1	6.0	2.5	360	10.35	2.5	2.7	0.55	
R71	スギ	1	5.4	3	360	10.35	2.5	0.7	7.7	
L62	ケヤキ	1	13.2	8	360	10.35	2.5	2.1	9.8	
R72	スギ	1	5.2	4	370	10.40	2.6	1.2	0.1	
L63	スギ	1	92.0	32	370	10.40	2.6	2.7	2.6	
R73	スギ	1	114.7	32	370	10.40	2.6	2.6	4.15	
L64	スギ	1	109.3	31	370	10.40	2.6	3.2	7.7	
L65	スギ	1	28.5	16	380	10.40	2.5	2.5	0	
R74	スギ	1	71.0	30	380	10.40	2.5	3.2	9.3	
L66	スギ	1	124.5	34	390	10.40	2.1	4.6	2.7	
R75	スギ	1	124.0	33	390	10.40	2.1	2.1	3.5	
R76	ミズキ	1	9.5	6	390	10.40	2.1	1.55	8.7	
L67	スギ	1	86.5	30	390	10.40	2.1	2.6	10.2	
R77	スギ	1	24.5	10	400	10.35	2.6	1.7	3.6	
L68	スギ	1	9.0	5	400	10.35	2.6	0.7	3.4	
L69	スギ	1	37.0	15	400	10.35	2.6	3.3	6.8	
L70	スギ	1	115.0	28	400	10.35	2.6	2.9	9.6	
R78	スギ	1	14.0	9	400	10.35	2.6	2.8	9.6	
R79	スギ	1	11.0	7	410	10.22	2.3	1.8	2.3	
L71	スギ	1	52.5	25	410	10.22	2.3	2.5	5.5	
L72	スギ	1	10.5	5.5	410	10.22	2.3	1.9	7.6	
L73	スギ	0	21.0	6	410	10.22	2.3	3.0	9.3	枯れ
R80	スギ	1	35.0	16	420	10.22	1.5	1.8	0.45	
R81	キハダ	1	26.0	13	420	10.22	1.5	2.3	3.8	
L74	スギ	1	95.0	28	420	10.22	1.5	3.2	5.0	
R82	スギ	1	14.5	6	420	10.22	1.5	1.9	5.0	
R83	スギ	0	19.0	4.5	420	10.22	1.5	2.0	8.0	立ち枯れ
L75	スギ	1	73.0	26	430	10.46	1.7	2.8	1.3	
R84	スギ	1	28.5	18	430	10.46	1.7	1.9	2.5	
L76	スギ	1	117.0	33	430	10.46	1.7	2.1	5.2	
R85	スギ	1	12.5	4	430	10.46	1.7	1.9	8.0	

ID（R：奥社向かって右；L：同左）	樹種	生死（1：生；0：枯死）	胸高）直径(cm)	樹高（m）	参道10m毎の測点	10m測点毎の斜距離（m）	参道10m毎の巾（m）	根元の位置		備考
								参道縁から外側の直交方向の長さ（m）	10m毎の測点から参道と平行方向の長さ(m)	
R86	スギ	1	17.0	8	440	10.58	2.3	1.3	1.6	
L77	スギ	1	116.0	30	440	10.58	2.3	2.6	4.2	
R87	スギ	1	107.0	28	440	10.58	2.3	2.4	7.4	
L78	スギ	1	15.0	6	440	10.58	2.3	1.8	8.3	
L79	スギ	1	16.0	6	450	10.40	3.6	2.2	0	
R88	スギ	1	97.0	30	450	10.40	3.6	4.9	6.4	
L80	スギ	1	90.5	28	450	10.40	3.6	2.6	10	
R89	スギ	1	60.5	26	460	10.31	2.0	2.3	0.4	
R90	スギ	1	124.0	30	460	10.31	2.0	2.4	4.5	
L80	スギ	1	68.0	27	460	10.31	2.0	4.1	6.0	
L81	スギ	1	18.4	7	460	10.31	2.0	3.7	7.8	
R91	スギ	1	107.0	30	470	10.31	2.2	1.8	1.8	
L82	スギ	1	97.7	28	470	10.31	2.2	1.5	3.2	
R92	スギ	1	8.0	5	470	10.31	2.2	1.6	7.5	
R93	スギ	1	110.0	30	470	10.31	2.2	3.1	8.5	
R94	スギ	1	15.0	7	480	10.40	1.8	3.3	2.7	
R95	スギ	1	110.5	28	480	10.40	1.8	3.3	7.2	
L83	スギ	1	30.0	15	480	10.40	1.8	3.0	5.9	
L84	スギ	1	32.3	15	480	10.40	1.8	3.8	8.2	
R96	スギ	1	15.5	5	490	10.46	2.1	1.1	3.9	
R97	スギ	1	40.0	17	490	10.46	2.1	3.1	4.6	
L85	スギ	1	97.0	29	490	10.46	2.1	3.0	6.3	
L86	スギ	1	6.5	5	490	10.46	2.1	2.6	6.7	
L87	スギ	1	109.0	32	490	10.46	2.1	3.3	3.5	
R98	スギ	1	152.0	28	490	10.46	2.1	2.0	6.8	
L88	スギ	1	48.5	23	490	10.46	2.1	3.1	9.7	
R99	スギ	1	10.0	6	500	10.40	2.5	1	2.7	
R100	スギ	1	9.0	3	500	10.40	2.5	1.9	7.7	
R101	スギ	0	6.0	3	500	10.40	2.5	1.1	10.2	枯れ
L89	スギ	1	121.0	28	510	10.46	1.7	3.5	1	
R102	トチノキ	1	29.5	13	510	10.46	1.7	3.2	8.2	
R103	スギ	1	56.0	23	510	10.46	1.7	3.5	9.9	
R104	スギ	1	121.0	28	520	10.46	1.9	2.4	4.2	
L90	スギ	1	87.0	28	520	10.46	1.9	2.6	4.2	
L91	スギ	1	17.5	10	520	10.46	1.9	2.0	7	
R105	スギ	1	23.0	10	520	10.46	1.9	1.2	9.7	
L92	スギ	1	100.0	29	530	10.26	2.7	1.6	6.6	
R106	スギ	1	46.0	23	530	10.26	2.7	0.7	6.6	
R107	スギ	1	76.0	28	530	10.26	2.7	1.3	7.6	
L93	スギ	1	87.5	28	540	10.31	2.6	1.6	0.6	
R108	スギ	1	72.0	25	540	10.31	2.6	1.3	3	
L94	スギ	1	94.0	22	540	10.31	2.6	1.7	7.9	
R109	スギ	1	18.0	10	540	10.31	2.6	1.6	6	
R110	スギ	1	15.0	8	540	10.31	2.6	0.8	8.8	
R111	スギ	1	24.0	12	550	10.35	2.2	1.1	0.4	
R112	スギ	1	89.0	28	550	10.35	2.2	1.1	5	
L95	スギ	1	99.0	30	550	10.35	2.2	2.2	9.4	
R113	スギ	1	108.0	29	560	10.58	2.8	3.8	6.8	
L96	スギ	1	31.0	18	560	10.58	2.8	0.9	10	参道曲折
L97	スギ	1	109.0	28	570	10.58	2.3	2.3	3.3	
R114	スギ	1	130.0	30	570	10.58	2.3	1.6	7.8	
R115	スギ	1	47.5	21	580	10.58	2.3	1.8	0.1	
R116	スギ	1	18.0	12	580	10.58	2.3	0.8	3.2	
R117	スギ	1	21.8	10	580	10.58	2.3	0.6	6.1	
R118	スギ	1	82.0	28	580	10.58	2.3	0.7	8.8	
L98	スギ	1	33.5	19	580	10.58	2.3	1.8	8.8	
L99	スギ	1	35.0	19	580	10.58	2.3	2.3	10.1	
R119	スギ	1	121.0	30	590	10.26	1.8	1.4	8.1	
L100	スギ	1	113.0	30	590	10.26	1.8	2.3	10	
L101	スギ	1	24.0	15	600	10.46	2.5	2.7	4.8	
R120	スギ	1	221.0	32	600	10.46	2.5	2.7	6.9	

資料2−2−1−2. 長野県飯山市小菅山山頂付近のブナ−キタゴヨウ群落の毎木データ（調査範囲50m×50m：2013年11月14日調査）。
樹高2m以上の樹木を対象に、胸高（根元から130cm高）周囲を測定した。階層（1：高木層　樹高15m以上；2：亜高木層　樹高5m以上15m未満；3：低木層　樹高2m以上5m未満）。樹冠状態（C：樹冠上部に直接陽光が当たる面積の割合が30%以上；N：同30%未満）。ブナ結実は、2013年の殻斗ついているかどうかを双眼鏡で確認した。

ID	樹種	胸高周囲（cm）	階層	樹冠状態	ブナ結実	備考
1	ブナ	159.4	1	C	有	
2	ブナ	216.5	1	C	有	
3	ブナ	139.0	1	C	有	
4	ブナ	154.2	1	C	有	結実多い
5	ブナ	190.6	1	C	有	
6	ウリハダカエデ	52.0	2	N		
7	ハウチワカエデ	42.7	2	N		
8	ハウチワカエデ	14.5	3	N		
9	ハウチワカエデ	9.3	3	N		
10	ブナ	180.0	1	C	欠測	
11	ブナ	138.6	1	C	無	
12	ブナ	94.5	1	C	無	
13	ハウチワカエデ	15.5	3	N		
14	ハウチワカエデ	12.2	3	N		
15	ブナ	228.2	1	C	有	結実多い
16	ブナ	51.9	2	N	無	
17	ウリカエデ	48.2	2	N		
18	ブナ	231.8	1	C	無	
19	ブナ	47.2	2	N	無	
20	ブナ	109.5	1	C	無	
21	ブナ	13.9	3	N	無	
22	ブナ	286.4	1	C	無	
23	ハウチワカエデ	20.8	2	N		
24	ブナ	100.7	1	C	無	
25	ブナ	225.8	1	C	有	
26	ウリハダカエデ	38.2	2	C		
27	ウリハダカエデ	31.1	2	N		
28	コハウチワカエデ	14.5	3	N		
29	ハウチワカエデ	16.8	3	N		
30	コシアブラ	34.2	2	C		
31	ブナ	49.8	2	C	無	43と同株
32	ウリハダカエデ	28.8	2	N		
33	コシアブラ	37.2	2	N		
34	ブナ	106.8	1	C	有	
35	ブナ	216.0	1	C	有	

資料2−2−1−2. 長野県飯山市小菅山山頂付近のブナ−キタゴヨウ群落の毎木データ（調査範囲50m×50m：2013年11月14日調査）。
樹高2m以上の樹木を対象に、胸高（根元から130cm高）周囲を測定した。階層（1：高木層　樹高15m以上；2：亜高木層　樹高5m以上15m未満；3：低木層　樹高2m以上5m未満）。樹冠状態（C：樹冠上部に直接陽光が当たる面積の割合が30%以上；N：同30%未満）。ブナ結実は、2013年の殻斗ついているかどうかを双眼鏡で確認した。

36	コシアブラ	98.7	1	C		
37	ミズナラ	50.7	2	C		
38	ハウチワカエデ	11.3	3	N		
39	ブナ	10.2	3	N	無	
40	ヤマモミジ	9.1	3	N		
41	ハウチワカエデ	9.4	3	N		
42	ハウチワカエデ	28.5	2	N		
43	ブナ	20.9	2	N	無	31と同株
44	アカイタヤ	98.0	2	C		
45	ハウチワカエデ	7.0	3	N		
46	ブナ	22.2	2	N	無	
47	アカイタヤ	21.2	3	N		44と同株
48	ウリハダカエデ	32.5	2	N		
49	アカイタヤ	71.9	2	N		
50	ヤマモミジ	52.1	2	N		
51	ブナ	66.1	2	N	無	
52	アカイタヤ	32.9	2	N		49と同株
53	ハウチワカエデ	6.8	3	N		
54	ブナ	39.0	2	N	無	51と同株
55	アカイタヤ	22.4	2	N		49と同株
56	ハウチワカエデ	7.4	3	N		53と同株
57	ミズナラ	41.8	2	N		
58	ミズナラ	30.2	2	N		
59	ハウチワカエデ	9.3	3	N		
60	ウリカエデ	50.5	2	N		
61	ミズキ	48.6	2	C		
62	ハウチワカエデ	35.4	2	N		
63	キタゴヨウマツ	372.5	1	C		
64	ハウチワカエデ	24.7	2	N		
65	ハウチワカエデ	7.7	3	N		62と同株
66	ブナ	65.5	2	N	無	
67	ハウチワカエデ	8.5	3	N		
68	ハウチワカエデ	11.0	3	N		
69	ブナ	41.3	2	N	無	
70	ブナ	221.0	1	C	有	
71	オオカメノキ	5.2	3	N		

資料2−2−1−2. 長野県飯山市小菅山山頂付近のブナ−キタゴヨウ群落の毎木データ（調査範囲50m×50m：2013年11月14日調査）。
　樹高2m以上の樹木を対象に、胸高（根元から130cm高）周囲を測定した。階層（1：高木層　樹高15m以上；2：亜高木層　樹高5m以上15m未満；3：低木層　樹高2m以上5m未満）。樹冠状態（C：樹冠上部に直接陽光が当たる面積の割合が30%以上；N：同30%未満）。ブナ結実は、2013年の殻斗ついているかどうかを双眼鏡で確認した。

72 ハウチワカエデ	34.8	2	N		75と同株
73 ブナ	127.2	1	C	有	
74 ブナ	163.8	1	C	有	
75 ハウチワカエデ	8.5	3	N		
76 ブナ	161.0	1	C	有	
77 ブナ	198.5	1	C	有	
78 ヤマモミジ	11.5	3	N		
79 ブナ	13.5	3	N	無	
80 ブナ	7.9	3	N	無	
81 ブナ	16.3	3	N	無	
82 ブナ	7.8	3	N	無	79と同株
83 ハウチワカエデ	8.6	3	N		
84 ブナ	13.4	3	N	無	
85 ブナ	240.8	1	C	有	
86 ブナ	7.2	2	N	無	
87 キタゴヨウマツ	234.4	1	C		
88 ブナ	16.0	3	N	無	
89 ブナ	10.5	3	N	無	
90 ブナ	184.1	1	C	有	
91 ブナ	18.1	3	N	無	
92 ブナ	12.3	2	N	無	90と同株
93 ブナ	58.5	2	N	無	
94 ミズナラ	43.3	2	N		
95 ヤマモミジ	6.6	3	N		
96 クリ	35.6	2	C		
97 ブナ	99.7	1	C	有	
98 ヤマモミジ	10.4	3	N		
99 ブナ	21.0	2	N	無	
100 タムシバ	12.2	3	N		
101 タムシバ	7.6	3	N		
102 ブナ	18.7	2	N	無	
103 タムシバ	7.0	3	N		100と同株
104 ブナ	7.5	3	N	無	105と同株
105 ブナ	121.9	1	C	無	
106 タムシバ	8.0	3	N		
107 ウリハダカエデ	23.4	2	N		

資料2−2−1−2. 長野県飯山市小菅山山頂付近のブナ−キタゴヨウ群落の毎木データ（調査範囲50m×50m：2013年11月14日調査）。
　樹高2m以上の樹木を対象に、胸高（根元から130cm高）周囲を測定した。階層（1：高木層　樹高15m以上；2：亜高木層　樹高5m以上15m未満；3：低木層　樹高2m以上5m未満）。樹冠状態（C：樹冠上部に直接陽光が当たる面積の割合が30%以上；N：同30%未満）。ブナ結実は、2013年の殻斗ついているかどうかを双眼鏡で確認した。

108 ブナ	55.0	2	N	無	105と同株
109 ヤマモミジ	5.6	3	N		
110 ウリカエデ	6.8	3	N		
111 ブナ	82.3	2	N	無	105と同株
112 ヤマモミジ	8.3	3	N		109と同株
113 ウリカエデ	28.4	3	N		
114 ハウチワカエデ	11.0	3	N		
115 オオカメノキ	6.5	3	N		
116 ハウチワカエデ	12.5	3	N		
117 ハウチワカエデ	11.7	3	N		114と同株
118 ハウチワカエデ	8.5	3	N		
119 ブナ	105.7	1	N	有	
120 ウリカエデ	16.4	3	N		
121 ハウチワカエデ	21.6	2	N		
122 キタゴヨウマツ	414.2	1	C		樹高推定30m以上
123 キタゴヨウマツ	277.2	1	C		
124 ウリカエデ	18.3	3	N		
125 ハウチワカエデ	6.9	3	N		
126 オオバボダイジュ	75.7	2	N		
127 ウリカエデ	16.8	3	N		
128 ブナ	69.7	2	N	無	
129 ミズナラ	41.5	2	N		
130 ウリカエデ	8.3	3	N		124と同株
131 オオカメノキ	7.8	3	N		
132 ヤマモミジ	16.5	3	N		
133 ハウチワカエデ	38.8	2	N		
134 キタゴヨウマツ	328.7	1	C		
135 コマユミ	5.7	3	N		
136 ハウチワカエデ	41.0	2	N		
137 ヤマモミジ	15.9	3	N		
138 ハウチワカエデ	8.1	3	N		
139 ブナ	205.2	1	C	有	
140 キタゴヨウマツ	361.0	1	C		
141 ハウチワカエデ	14.8	3	N		
142 キタゴヨウマツ	189.3	1	C		
143 ブナ	87.8	1	N	無	

資料2−2−1−2. 長野県飯山市小菅山山頂付近のブナ−キタゴヨウ群落の毎木データ（調査範囲50m×50m：2013年11月14日調査）。
樹高2m以上の樹木を対象に、胸高（根元から130cm高）周囲を測定した。階層（1：高木層　樹高15m以上；2：亜高木層　樹高5m以上15m未満；3：低木層　樹高2m以上5m未満）。樹冠状態（C：樹冠上部に直接陽光が当たる面積の割合が30%以上；N：同30%未満）。ブナ結実は、2013年の殻斗ついているかどうかを双眼鏡で確認した。

144 キタゴヨウマツ	326.0	1	C		
145 ブナ	52.5	2	N	無	
146 ヤマモミジ	10.1	3	N		
147 アカイタヤ	75.0	2	N		
148 アカイタヤ	21.1	3	N		147と同株
149 ブナ	111.0	1	C	無	
150 タムシバ	9.9	3	N		
151 ヤマモミジ	14.0	3	N		
152 ヤマモミジ	10.7	3	N		
153 タムシバ	7.6	3	N		150と同株
154 ヤマモミジ	14.1	3	N		151と同株
155 ウリハダカエデ	14.6	3	N		
156 タムシバ	8.6	3	N		150と同株
157 タムシバ	6.6	3	N		
158 ハウチワカエデ	5.4	3	N		
159 ブナ	182.3	1	C	有	
160 ヤマモミジ	9.1	3	N		
161 ヤマモミジ	28.7	2	N		
162 タムシバ	13.1	3	N		
163 ウリハダカエデ	15.1	3	N		
164 ヤマモミジ	13.0	3	N		
165 ブナ	157.1	1	C	有	結実多い
166 ヤマモミジ	11.3	3	N		
167 ブナ	51.1	2	N	無	
168 ハウチワカエデ	9.0	3	N		
169 ハウチワカエデ	11.0	3	N		
170 タムシバ	10.6	3	N		
171 タムシバ	11.0	3	N		
172 ヤマモミジ	14.4	3	N		
173 オオバクロモジ	4.6	3	N		
174 タムシバ	6.0	3	N		171と同株
175 キタゴヨウマツ	533.9	1	C		幹が2本癒着
176 タムシバ	6.8	3	N		
177 ブナ	120.3	1	C	有	
178 ブナ	41.2	3	N	無	
179 タムシバ	8.1	3	N		

資料2−2−1−2. 長野県飯山市小菅山山頂付近のブナ−キタゴヨウ群落の毎木データ（調査範囲50m×50m：2013年11月14日調査）。
樹高2m以上の樹木を対象に、胸高（根元から130cm高）周囲を測定した。階層（1：高木層　樹高15m以上；2：亜高木層　樹高5m以上15m未満；3：低木層　樹高2m以上5m未満）。樹冠状態（C：樹冠上部に直接陽光が当たる面積の割合が30%以上；N：同30%未満）。ブナ結実は、2013年の殻斗ついているかどうかを双眼鏡で確認した。

180 ブナ	186.4	1	C	有	
181 ブナ	89.6	2	N	無	
182 タムシバ	5.8	3	N		
183 キタゴヨウマツ	314.3	1	C		
184 ブナ	12.7	3	N	無	
185 オオカメノキ	4.8	3	N		
186 キタゴヨウマツ	235.1	1	C		
187 ブナ	116.6	1	C	有	
188 タムシバ	5.6	3	N		
189 タムシバ	6.8	3	N		
190 ヤマモミジ	9.0	3	N		
191 タムシバ	7.3	3	N		
192 ヤマモミジ	14.4	3	N		
193 タムシバ	8.1	3	N		
194 タムシバ	10.5	3	N		191と同株
195 タムシバ	14.7	3	N		
196 ブナ	254.3	1	C	無	
197 ハウチワカエデ	11.3	3	N		
198 ブナ	41.4	2	N	無	
199 ブナ	152.3	1	C	有	
200 ヤマモミジ	11.5	3	N		
201 アカイタヤ	87.5	1	C		
202 ホオノキ	149.0	1	C		
203 ブナ	153.2	1	C	有	
204 ブナ	62.5	1	C	有	

資料2−2−1−3a. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の毎木データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日調査）。
　樹高3m以上の樹木を対象に、胸高（根元から130cm高）周囲を測定した。階層（1：高木層　樹高15m以上；2：亜高木層　樹高6m以上15m未満；3：低木層　樹高3m以上6m未満）。1つのメッシュサイズは10m×10m。

メッシュNo.	ID	樹種	胸高周囲（cm）	階層	備考
1	1	ブナ	123.1	1	
1	2	ホオノキ	152.3	1	
1	3	ブナ	128.4	1	
1	4	ブナ	159.2	1	
1	5	ブナ	72.0	2	
2	6	ブナ	108.7	1	
2	7	ミズナラ	91.9	1	
2	8	アカイタヤ	97.8	1	
2	9	ブナ	40.6	2	
2	10	ブナ	160.1	1	
2	11	クリ	87.7	1	
3	12	ヤマモミジ	43.5	2	
3	13	ブナ	31.2	2	
3	14	ブナ	144.9	1	
3	15	スギ	20.9	3	H=3m
3	16	ブナ	174.6	1	
3	17	ブナ	36.6	2	
3	18	カラマツ	95.5	1	
3	19	ヤマモミジ	9.9	3	H=3m
3	20	ブナ	51.4	2	曲がり
4	21	コハウチワカエデ	28.7	3	
4	22	ブナ	131.6	1	
4	23	カラマツ	109.0	1	
4	24	ヤマモミジ	45.0	2	
4	25	ブナ	26.6	2	
4	26	ブナ	51.3	2	
4	27	フジ	36.5	2	24のつる
4	28	ブナ	73.9	1	
4	29	ブナ	119.6	1	
4	30	ブナ	32.6	2	
4	31	ブナ	38.2	2	30と同株
4	32	ブナ	75.4	1	
4	33	ヤマモミジ	28.6	3	
4	34	ブナ	32.6	3	先折れ
5	35	ブナ	36.0	2	
5	36	スギ	131.9	1	
5	37	ブナ	123.1	1	

資料2−2−1−3a. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の毎木データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日調査）。
　樹高3m以上の樹木を対象に、胸高（根元から130cm高）周囲を測定した。階層（1：高木層　樹高15m以上；2：亜高木層　樹高6m以上15m未満；3：低木層　樹高3m以上6m未満）。1つのメッシュサイズは10m×10m。

5	38	ブナ	71.9	2
5	39	ブナ	116.6	1
5−1	40	ブナ	190.5	1 祠あり
5−1	41	ブナ	231.5	1 祠あり
5−1	42	スギ	203.1	1 祠あり
5	43	スギ	111.0	1
5	44	ブナ	36.5	2
5	45	ブナ	43.8	1
5	46	ブナ	109.0	1
5−1	47	ブナ	46.5	2
5	48	スギ	102.2	1
5−1	49	ブナ	133.7	1
5	50	スギ	104.7	1
5−1	51	ブナ	40.4	2
5−1	52	ブナ	26.8	3
5−1	53	ブナ	43.3	2
5−1	54	ブナ	17.0	3
5−1	55	ブナ	17.4	3
6−1	56	ブナ	106.8	1 祠下プロット
6−1	57	ブナ	147.9	1
6−1	58	ブナ	31.4	2
6−1	59	ブナ	50.4	1
6−1	60	ブナ	31.8	2
6−2	61	ブナ	79.8	1 祠下プロット
6−2	62	ブナ	141.5	1
6−2	63	ヤマモミジ	42.0	2
6−2	64	ブナ	68.1	1
6−2	65	コナラ	91.4	1
6−2	66	ブナ	7.4	3
6−2	67	ブナ	60.6	2
6−2	68	ブナ	134.5	1
6−3	69	キタゴヨウ	224.3	1 祠下プロット
6−3	70	ブナ	23.1	2
6−3	71	ミズナラ	76.3	1
6−3	72	ブナ	53.5	2
6−3	73	アカイタヤ	106.1	1
6−3	74	アカイタヤ	47.4	2
6−3	75	ブナ	25.4	2

資料2−2−1−3a. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の毎木データ(調査範囲約0.3ha:2013年7月23日調査)。
樹高3m以上の樹木を対象に、胸高(根元から130cm高)周囲を測定した。階層(1:高木層 樹高15m以上;2:亜高木層 樹高6m以上15m未満;3:低木層 樹高3m以上6m未満)。1つのメッシュサイズは10m×10m。

5—3	76 スギ	39.6	2
5—3	77 ブナ	80.0	1
5—3	78 ブナ	50.7	2
5—3	79 ブナ	78.9	1
5—3	80 スギ	100.7	1
5—3	81 ブナ	97.6	1
5—3	82 ブナ	109.5	1
5—3	83 ブナ	55.0	2 82と同株
5—3	84 スギ	137.0	1
5—3	85 スギ	46.8	2
5—2	86 スギ	94.0	1 祠横
5—2	87 スギ	71.3	1
5—2	88 ブナ	76.2	1
5—2	89 スギ	38.2	3
5—2	90 スギ	84.2	2
5—2	91 アカマツ	213.8	1
6—3	92 ブナ	29.3	3 根曲り
7—3	93 ブナ	28.0	2
7—3	94 ホオノキ	72.3	1
7—3	95 ブナ	19.7	2
7—3	96 コシアブラ	29.0	2
7—3	97 コナラ	118.4	1
7—3	98 ブナ	84.0	1
7—3	99 ホオノキ	57.2	1
7—3	100 ブナ	37.4	2
7—3	101 ブナ	47.3	2
7—3	102 ブナ	41.9	2
7—3	103 ブナ	38.7	2 102と同株
7—2	104 ブナ	37.4	2 ギャップヘリ
7—2	105 アズキナシ	25.6	2
7—2	106 ブナ	84.4	1
7—2	107 ブナ	67.0	2
7—2	108 ホオノキ	25.0	2
7—2	109 オオヤマザクラ	15.1	3
7—2	110 コシアブラ	8.8	3
7—2	111 ウワミズザクラ	34.8	2
7—2	112 ウワミズザクラ	25.5	2 111と同株
7—2	113 ウワミズザクラ	35.8	2 111と同株

資料2−2−1−3a. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の毎木データ(調査範囲約0.3ha:2013年7月23日調査)。
樹高3m以上の樹木を対象に、胸高(根元から130cm高)周囲を測定した。階層(1:高木層 樹高15m以上;2:亜高木層 樹高6m以上15m未満;3:低木層 樹高3m以上6m未満)。1つのメッシュサイズは10m×10m。

7—1	114 スギ	150.0	1 ギャップヘリ
7—1	115 ブナ	31.8	2
7—1	116 ブナ	49.8	2
7—1	117 ブナ	55.0	2 116と同株
7—1	118 ブナ	57.4	1
7—1	119 ブナ	28.7	2 118と同株
7—1	120 ブナ	70.6	1
7—1	121 ブナ	63.5	1
7—1	122 ブナ	108.5	1
7—1	123 ブナ	40.3	2
7—1	124 ブナ	140.0	1
7—1	125 ブナ	70.8	2
7—1	126 ブナ	53.2	1
7—1	127 オオバクロモジ	12.0	3
7—1	128 ホオノキ	20.7	2
7—1	129 ウリハダカエデ	12.3	3
5	130 ブナ	21.5	3
5	131 ブナ	29.5	2
6	132 ブナ	24.5	2
6	133 ブナ	76.3	2
6	134 ブナ	142.4	1
6	135 ブナ	130.3	1
6	136 ブナ	109.0	1
6	137 スギ	13.1	3
6—0	138 ブナ	100.3	1
6—0	139 コハウチワカエデ	15.0	3
6—0	140 ブナ	109.8	1
6—0	141 ブナ	98.8	1
6—0	142 ブナ	30.9	2
6—0	143 ブナ	58.5	1
7—0	144 コナラ	95.1	1
7—0	145 コナラ	94.2	1
7—0	146 ブナ	38.5	2
7—0	147 ブナ	117.7	1
7—0	148 スギ	135.0	1
7—0	149 ブナ	28.4	3
7—0	150 ブナ	21.9	3
7—0	151 ブナ	12.8	3

資料2−2−1−3a. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の毎木データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日調査）。
　樹高3m以上の樹木を対象に、胸高（根元から130cm高）周囲を測定した。階層（1：高木層　樹高15m以上；2：亜高木層　樹高6m以上15m未満；3：低木層　樹高3m以上6m未満）。1つのメッシュサイズは10m×10m。

7—0	152 ブナ	45.2	2
7—0	153 ブナ	9.0	3
7—0	154 ブナ	17.7	3
7—0	155 ブナ	53.6	2
7—0	156 スギ	22.0	3
8—2	157 ウリハダカエデ	18.0	3 ギャップヘリ
8—2	158 コシアブラ	48.6	2
8—2	159 ホオノキ	68.0	1
8—2	160 タムシバ	50.5	2
8—2	161 ウリハダカエデ	35.2	1
8—3	162 ブナ	157.6	1
8—3	163 ブナ	39.4	2 162と同株
8—3	164 ブナ	98.9	1
8—3	165 ブナ	19.0	3
8—3	166 ブナ	22.7	3
8—3	167 コナラ	102.8	1
8—3	168 ブナ	81.9	1
8—3	169 ブナ	27.0	2
8—3	170 ブナ	48.7	2
8—3	171 ブナ	29.1	2
9—3	172 ブナ	15.2	3
9—3	173 ブナ	27.0	2
9—3	174 ブナ	36.5	2
9—3	175 ブナ	63.8	1
9—3	176 コナラ	80.5	1
9—3	177 ブナ	58.6	1
9—3	178 コナラ	96.4	1
9—3	179 ブナ	49.4	2
9—3	180 スギ	122.8	1
9—3	181 ブナ	48.7	1
9—3	182 ブナ	99.9	1
9—3	183 ブナ	24.5	2
9—2	184 ブナ	88.6	1
9—2	185 ブナ	77.6	1
9—2	186 ウリハダカエデ	19.8	3
9—2	187 ブナ	96.0	1
9—2	188 ブナ	47.5	2
9—2	189 ブナ	28.5	3 先折れ

資料2−2−1−3a. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の毎木データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日調査）。
　樹高3m以上の樹木を対象に、胸高（根元から130cm高）周囲を測定した。階層（1：高木層　樹高15m以上；2：亜高木層　樹高6m以上15m未満；3：低木層　樹高3m以上6m未満）。1つのメッシュサイズは10m×10m。

9—2	190 ブナ	42.3	2 189と同株
9—2	191 コシアブラ	76.0	1
9—2	192 ブナ	69.5	1
9—2	193 ブナ	95.4	1 192と同株
9—2	194 ブナ	22.1	2
9—2	195 ブナ	101.9	1
9—2	196 ブナ	25.6	2
9—2	197 ブナ	25.5	2
10—1	198 ブナ	69.6	1 炭窯　下
10—1	199 ブナ	24.1	2
10—1	200 ブナ	27.3	2
10—1	201 ブナ	114.3	1
10—1	202 ブナ	96.5	1
10—1	203 ブナ	69.5	2
10—1	204 スギ	55.0	1
10—1	205 ブナ	38.6	1
10—1	206 ブナ	25.2	2
10—1	207 ブナ	60.0	1
10—1	208 コナラ	112.0	1
10—1	209 ブナ	54.5	1
10	210 コナラ	61.2	2
10	211 コナラ	85.5	2
10	212 ブナ	84.8	1
10	213 ブナ	55.4	2
10	214 スギ	37.5	2
10	215 ブナ	85.7	1
10	216 ブナ	82.3	1
10	217 ブナ	121.6	1
10	218 ブナ	86.7	1
10	219 ブナ	69.8	1
10	220 スギ	50.2	1
10	221 ブナ	74.1	1
10	222 ブナ	96.2	1
10	223 ブナ	103.4	1
10	224 スギ	38.8	1
10	225 ブナ	29.2	2
10	226 ブナ	39.0	2
10	227 ブナ	17.4	3

資料2−2−1−3a. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の毎木データ(調査範囲約0.3ha:2013年7月23日調査)。
樹高3m以上の樹木を対象に、胸高(根元から130cm高)周囲を測定した。階層(1:高木層　樹高15m以上;2:亜高木層　樹高6m以上15m未満;3:低木層　樹高3m以上6m未満)。1つのメッシュサイズは10m×10m。

10	228 ブナ	28.0	2
10	229 コナラ	65.0	1
10	230 ブナ	24.4	2
11	231 ブナ	94.8	1
11	232 ブナ	26.0	2
11	233 ブナ	12.5	3
11	234 ブナ	25.4	3
11	235 ブナ	83.4	1
11	236 ブナ	17.9	3
11	237 ブナ	29.8	2 曲がり
11	238 ブナ	12.5	3
11	239 ブナ	92.5	1
11	240 ブナ	33.8	2 239と同株
11	241 ブナ	104.5	1
11	242 ブナ	16.0	3
11	243 ブナ	22.7	3 先折れ
11	244 コシアブラ	38.2	2
11	245 アズキナシ	25.8	3 曲がり
11	246 コナラ	76.2	1
11	247 ブナ	76.7	1
11	248 ブナ	64.3	1
11	249 ブナ	43.0	1
11	250 ブナ	34.4	2
11	251 ブナ	41.8	1
11	252 ブナ	73.0	1
11	253 ブナ	98.2	1
11	254 ブナ	36.3	2
11	255 ブナ	20.6	3
11	256 ブナ	84.0	1
11−0	257 ブナ	25.0	3
11−0	258 クリ	137.9	1
11−0	259 ブナ	43.0	1
11−0	260 ブナ	15.5	3
11−0	261 ブナ	85.5	1
11−0	262 ブナ	63.5	1
11−0	263 ブナ	72.1	1
11−0	264 コシアブラ	8.2	3
11−1	265 ブナ	36.8	1

資料2−2−1−3a. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の毎木データ(調査範囲約0.3ha:2013年7月23日調査)。
樹高3m以上の樹木を対象に、胸高(根元から130cm高)周囲を測定した。階層(1:高木層　樹高15m以上;2:亜高木層　樹高6m以上15m未満;3:低木層　樹高3m以上6m未満)。1つのメッシュサイズは10m×10m。

11−1	266 ブナ	87.4	1
11−1	267 コナラ	85.5	1
11−1	268 ブナ	23.3	2
11−1	269 ブナ	22.1	2
11−1	270 ブナ	32.4	2
11−1	271 ブナ	31.5	2
11−1	272 ブナ	28.4	2
11−1	273 ブナ	36.0	2
11−1	274 ブナ	106.9	1
11−1	275 ブナ	41.1	2 274と同株
11−1	276 ブナ	14.0	3
11−1	277 ブナ	72.7	1
11−1	278 ブナ	27.2	3 277と同株・先折れ
11−1	279 ブナ	94.6	1
11−1	280 ブナ	16.3	3 先折れ
11−1	281 ブナ	130.4	1
11−1	282 ブナ	65.9	1
11−1	283 コシアブラ	20.0	2
11−1	284 コシアブラ	29.5	2 283と同株
11−1	285 ブナ	19.4	3
11−1	286 ブナ	26.5	3 先折れ
10−2	287 ブナ	72.5	1
10−2	288 ブナ	65.6	1
10−2	289 ブナ	37.9	2
10−2	290 ブナ	135.9	1
10−2	291 ブナ	122.4	1 290と同株
10−2	292 ブナ	55.7	2 288と同個体
10−2	293 ブナ	41.4	2
10−2	294 ブナ	22.8	3
10−2	295 ブナ	45.5	2
10−2	296 ブナ	28.0	2 先折れ
10−2	297 コナラ	74.0	1
10−2	298 ブナ	58.3	1
10−2	299 ブナ	40.7	2
10−2	300 ブナ	29.0	3 299と同株・先折れ
10−2	301 ブナ	118.7	1
10−3	302 ブナ	48.0	1
10−3	303 ブナ	42.8	2

資料2−2−1−3a. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の毎木データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日調査）。
　樹高3m以上の樹木を対象に、胸高（根元から130cm高）周囲を測定した。階層（1：高木層　樹高15m以上；2：亜高木層　樹高6m以上15m未満；3：低木層　樹高3m以上6m未満）。1つのメッシュサイズは10m×10m。

10—3	304 ブナ	78.1	1
10—3	305 ホオノキ	44.7	1
10—3	306 ブナ	30.4	2
10—3	307 ブナ	27.4	2
10—3	308 ブナ	57.4	1
10—3	309 ブナ	49.9	1
10—3	310 ブナ	43.5	2
10—3	311 ブナ	31.7	2 310と同株
10—3	312 ブナ	43.7	2
10—3	313 ブナ	88.5	1 312と同株
10—3	314 ブナ	113.9	1
10—3	315 ブナ	93.4	1
10—3	316 ブナ	16.0	3 315と同株・先折れ
10—3	317 コナラ	81.2	1

資料2−2−1−3b. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の下層植生データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日および9月20日調査）。
各メッシュ（10m×10m）の中心付近の2m×2mの枠内において高さ3m未満の維管束植物を対象に植生調査を実施した。

メッシュNo.	樹種	植被率(%)	備考
1	ウワミズザクラ	25	
1	ミズナラ	5	
1	エゾユズリハ	8	
1	オオバクロモジ	10	
1	ブナ	3	
1	チゴユリ	20	
1	アカイタヤ	0.5	
1	ヤマノイモ	0.5	
1	コシアブラ	0.25	
1	全体	50	
2	ヒメアオキ	5	
2	ブナ	10	
2	オオバクロモジ	10	
2	アカイタヤ	1	
2	チゴユリ	1	
2	フジ	0.5	
2	ウワミズザクラ	0.5	
2	ヤマウルシ	1	
2	ヤマモミジ	10	
2	全体	20	
3	コハウチワカエデ	20	
3	オオバクロモジ	20	
3	ブナ	8	
3	ヤマウルシ	5	
3	アカイタヤ	1	
3	ヒメアオキ	2	
3	チゴユリ	5	
3	フジ	1	
3	タチシオデ	1	
3	ヤマモミジ	0.1	
3	全体	70	
4	コシアブラ	5	
4	クマイザサ	2	
4	ヤマウルシ	5	
4	ブナ	10	
4	オオカメノキ	5	
4	コナラ	0.5	
4	アカイタヤ	1	

資料2−2−1−3b. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の下層植生データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日および9月20日調査）。
各メッシュ（10m×10m）の中心付近の2m×2mの枠内において高さ3m未満の維管束植物を対象に植生調査を実施した。

4	チゴユリ	0.5	
4	ハイイヌツゲ	0.25	
4	全体	20	
5	ヒメアオキ	1	
5	イワガラミ	5	
5	ブナ	40	
5	ミズナラ	1	
5	ヤマモミジ	1	
5	アカイタヤ	1	
5	フジ	5	
5	オオバスノキ	1	
5	ヤマウルシ	5	
5	オオバクロモジ	3	
5	ウワミズザクラ	1	
5	タチシオデ	0.5	
5	サルトリイバラ	0.1	
5	オオヤマザクラ	0.1	
5	ツルリンドウ	0.2	
5	全体	50	
5−1	コシアブラ	20	
5−1	スギ	1	
5−1	ヤマウルシ	5	
5−1	ウワミズザクラ	3	
5−1	アカイタヤ	0.5	
5−1	タチシオデ	2	
5−1	ハイイヌツゲ	0.1	
5−1	チゴユリ	0.2	
5−1	ブナ	3	
5−1	ヒメアオキ	0.1	
5−1	クマイザサ	0.1	
5−1	フジ	1	
5−1	全体	25	
5−2	シシガシラ	5	
5−2	コシアブラ	2	
5−2	クマイザサ	2	
5−2	ゼンマイ	3	
5−2	フジ	3	
5−2	ミツバアケビ	0.2	
5−2	アカイタヤ	0.3	

資料2−2−1−3b. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の下層植生データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日および9月20日調査）。
　各メッシュ（10m×10m）の中心付近の2m×2mの枠内において高さ3m未満の維管束植物を対象に植生調査を実施した。

5−2	ブナ	2
5−2	チゴユリ	1
5−2	シュンラン	1
5−2	ハエドクソウ	0.1
5−2	オオバクロモジ	3
5−2	ヤマウルシ	1
5−2	全体	15
5−3	ヒメアオキ	10
5−3	コシアブラ	10
5−3	チゴユリ	0.1
5−3	ヤマウルシ	1
5−3	ブナ	0.5
5−3	全体	20
6−3	アズキナシ	30
6−3	オオバクロモジ	10
6−3	ヒメアオキ	10
6−3	ブナ	30
6−3	チゴユリ	1
6−3	ヤマウルシ	0.5
6−3	オオカメノキ	10
6−3	ツリバナ	2
6−3	全体	60
6−2	オオバクロモジ	40
6−2	ブナ	40
6−2	ウワミズザクラ	5
6−2	チゴユリ	1
6−2	ヒメアオキ	3
6−2	ハイイヌツゲ	0.1
6−2	ヤマモミジ	0.1
6−2	サルトリイバラ	1
6−2	チヂミザサ	0.2
6−2	全体	70
6−1	オオバクロモジ	15
6−1	ブナ	10
6−1	フジ	5
6−1	チゴユリ	5
6−1	コシアブラ	3
6−1	イワガラミ	1
6−1	ウワミズザクラ	1

資料2−2−1−3b. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の下層植生データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日および9月20日調査）。
　各メッシュ（10m×10m）の中心付近の2m×2mの枠内において高さ3m未満の維管束植物を対象に植生調査を実施した。

6−1	アカイタヤ	0.1
6−1	ウリハダカエデ	1
6−1	シシガシラ	1
6−1	シュンラン	0.5
6−1	ヒメアオキ	1
6−1	全体	25
6	オオバクロモジ	8
6	フジ	5
6	ウリハダカエデ	1
6	コシアブラ	4
6	ヤマウルシ	1
6	イワガラミ	0.1
6	ツリバナ	0.1
6	コマユミ	0.5
6	シシガシラ	1
6	ブナ	1
6	全体	15
6−0	ヤマウルシ	5
6−0	クリ	1
6−0	オオバクロモジ	8
6−0	ハイイヌツゲ	0.5
6−0	タチシオデ	0.1
6−0	ブナ	10
6−0	ヒメアオキ	5
6−0	ゼンマイ	2
6−0	チゴユリ	0.1
6−0	コシアブラ	0.1
6−0	全体	15
7−0	ブナ	10
7−0	コシアブラ	5
7−0	ウワミズザクラ	5
7−0	オオバクロモジ	10
7−0	ヒメアオキ	1
7−0	フジ	1
7−0	ハイイヌツゲ	0.1
7−0	全体	10
7−1	オオカメノキ	25
7−1	ブナ	10
7−1	ヤマウルシ	3

資料2−2−1−3b. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の下層植生データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日および9月20日調査）。
各メッシュ（10m×10m）の中心付近の2m×2mの枠内において高さ3m未満の維管束植物を対象に植生調査を実施した。

7−1	ウリハダカエデ	2
7−1	シシガシラ	0.5
7−1	ヒメアオキ	0.2
7−1	オオバスノキ	0.2
7−1	オオバクロモジ	1
7−1	全体	30
7−2	クマイザサ	2
7−2	オオバクロモジ	0.2
7−2	ヒメアオキ	2
7−2	コシアブラ	3
7−2	ウリハダカエデ	2
7−2	オオバスノキ	3
7−2	チゴユリ	0.5
7−2	アカイタヤ	0.1
7−2	ブナ	0.1
7−2	フジ	0.2
7−2	イワガラミ	0.2
7−2	全体	15
7−3	オオバクロモジ	15
7−3	ブナ	5
7−3	ヒメアオキ	5
7−3	イワガラミ	0.3
7−3	チゴユリ	0.1
7−3	ヤマウルシ	0.2
7−3	オオカメノキ	3
7−3	クマイザサ	0.2
7−3	アカイタヤ	0.1
7−3	シシガシラ	2
7−3	コシアブラ	2
7−3	ウワミズザクラ	0.5
7−3	全体	25
8−2	フジ	2
8−2	クマイザサ	1
8−2	シシガシラ	2
8−2	オオバクロモジ	2
8−2	ウワミズザクラ	2
8−2	ヤマウルシ	1
8−2	ウリハダカエデ	2
8−2	ヒメアオキ	5

資料2−2−1−3b. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の下層植生データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日および9月20日調査）。
各メッシュ（10m×10m）の中心付近の2m×2mの枠内において高さ3m未満の維管束植物を対象に植生調査を実施した。

8−2	ブナ	0.5
8−2	ハイイヌツゲ	0.2
8−2	ホオノキ	3
8−2	全体	20
8−3	イワガラミ	1
8−3	ブナ	5
8−3	クマイザサ	1
8−3	シシガシラ	2
8−3	オオカメノキ	5
8−3	ハイイヌツゲ	0.5
8−3	アカイタヤ	0.5
8−3	フジ	1
8−3	オオバクロモジ	5
8−3	ヤマウルシ	1
8−3	ウワミズザクラ	1
8−3	オクチョウジザクラ	1
8−3	オオバスノキ	1
8−3	全体	20
9−2	ブナ	10
9−2	エゾユズリハ	20
9−2	クマイザサ	2
9−2	ヤマモミジ	1
9−2	オオバクロモジ	2
9−2	イワガラミ	0.5
9−2	チゴユリ	0.2
9−2	全体	35
9−3	シシガシラ	2
9−3	クマイザサ	1
9−3	オオバクロモジ	1.5
9−3	ブナ	1
9−3	ヒメアオキ	2
9−3	全体	7
10−3	タチシオデ	0.1
10−3	ブナ	2
10−3	シシガシラ	5
10−3	ヒメアオキ	2
10−3	オオカメノキ	1
10−3	チゴユリ	0.1
10−3	オオバクロモジ	1

資料2−2−1−3b. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の下層植生データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日および9月20日調査）。
各メッシュ（10m×10m）の中心付近の2m×2mの枠内において高さ3m未満の維管束植物を対象に植生調査を実施した。

10−3	全体	10	
10−2	ブナ	5	
10−2	エゾユズリハ	1	
10−2	ハイイヌツゲ	0.5	
10−2	ウワミズザクラ	0.5	
10−2	ヒメアオキ	1	
10−2	タチシオデ	1	
10−2	全体	10	
9−1	ブナ	10	炭窯跡付近
9−1	クマイザサ	5	炭窯跡付近
9−1	ヒメアオキ	3	炭窯跡付近
9−1	チゴユリ	0.5	炭窯跡付近
9−1	全体	20	炭窯跡付近
10−1	オオカメノキ	15	
10−1	ブナ	1	
10−1	ヤマウルシ	2	
10−1	エゾユズリハ	3	
10−1	ヤマモミジ	1	
10−1	シュンラン	1	
10−1	全体	25	
11−1	ブナ	5	
11−1	ハイイヌツゲ	0.5	
11−1	ヤマウルシ	2	
11−1	シシガシラ	1	
11−1	ヒメアオキ	2	
11−1	ウリハダカエデ	1	
11−1	ホツツジ	10	
11−1	シュンラン	0.5	
11−1	全体	25	
11	オオバスノキ	10	
11	ハイイヌツゲ	0.5	
11	オオバクロモジ	5	
11	ウリハダカエデ	0.5	
11	ヤマウルシ	1	
11	ブナ	3	
11	クマイザサ	1	
11	ヒメアオキ	3	
11	チゴユリ	0.5	
11	全体	25	

資料2−2−1−3b. 長野県飯山市小菅山麓の里山のブナ林の下層植生データ（調査範囲約0.3ha：2013年7月23日および9月20日調査）。
各メッシュ（10m×10m）の中心付近の2m×2mの枠内において高さ3m未満の維管束植物を対象に植生調査を実施した。

11−O	イワガラミ	0.5
11−O	オオバクロモジ	0.5
11−O	ホツツジ	5
11−O	クマイザサ	1
11−O	ヒメアオキ	5
11−O	シシガシラ	3
11−O	ヤマウルシ	1
11−O	オオバスノキ	3
11−O	シュンラン	0.5
11−O	ブナ	5
11−O	ハイイヌツゲ	0.5
11−O	ウワミズザクラ	1
11−O	コシアブラ	1
11−O	全体	20
10	ヤマウルシ	1
10	ブナ	2
10	オオバクロモジ	1
10	コシアブラ	1
10	ヒメアオキ	2
10	クマイザサ	0.1
10	オオバスノキ	5
10	ウリハダカエデ	1
10	ウワミズザクラ	1
10	タチシオデ	1
10	全体	10

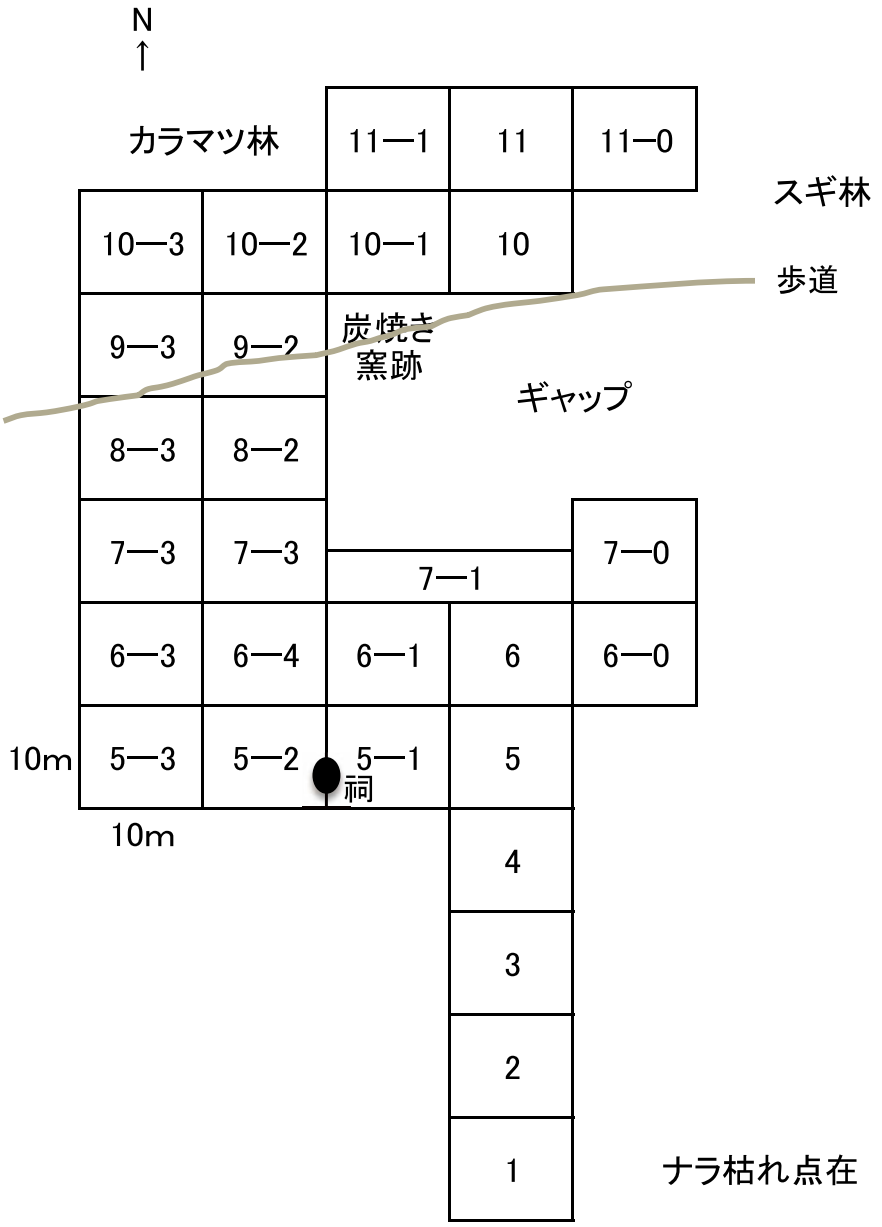

資料 2-2-1-3c　長野県飯山市小菅山麓のブナ里山林の調査メッシュ（10m × 10m）

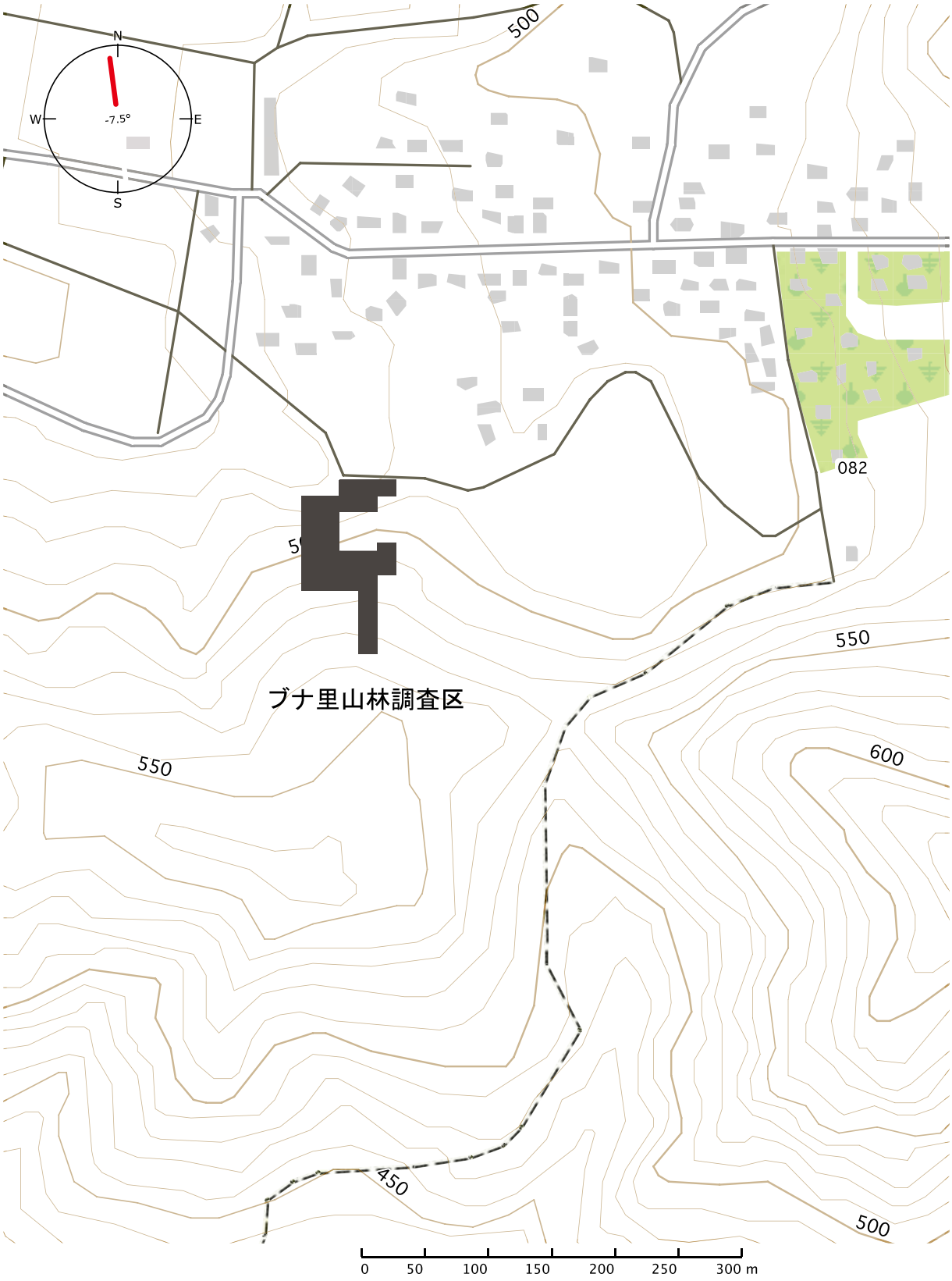

資料 2-2-1-3　長野県小菅山麓のブナ里山林調査区の位置

小菅区有文書目録

【年貢割付】　　長持1号

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形状	点数	表　題　(内容)	備考
1	元禄11年11月15日	1698	井出五左衛門他1名	庄屋　百姓中	状	1通	寅年相定免付之事	
2	元禄12年11月15日	1699	庄田孫左エ門	庄屋　百姓中	状	1通	卯年相定免付之事	
3	元禄15年11月15日	1702	八木雲平	庄屋　百姓中	状	1通	午年相定免付之事	
4	宝永4年9月	1707	堀沢庄左エ門他2名	名主　百姓中	状	1通	戌御年貢并御取米御勘定目録	
5	宝永6年	1709	窪嶋作右エ門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	丑御年貢可納割付之事	くくり紐入り
6	宝永7年	1710	窪嶋作右エ門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	寅御年貢可納割付之事	
7	正徳3年巳	1713	八田孫之丞	庄屋　小百姓	状	1通	飯山領巳年免状	
8	正徳5年未	1715	関口佐左衛門他10名	庄屋　小百姓	状	1通	飯山領未年免状	
9	享保2年酉11月	1717	都築藤十郎	名主　惣百姓	状	1通	酉御年貢可納割付之事	
10	享保3年戌11月	1718	都築藤十郎	名主　惣百姓	状	1通	戌御年貢可納割付之事	
11	享保4年亥11月	1719	都築藤十郎	名主　惣百姓	状	1通	亥御年貢可納割付之事	
12	享保5年子11月	1720	美濃部勘右衛門	名主　惣百姓	状	1通	子御年貢割付之事	
13	享保6年丑11月	1721	美濃部勘右衛門	名主　惣百姓	状	1通	丑御年貢割付之事	
14	享保7年寅10月	1722	美濃部勘右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	寅御年貢割付之事	
15	享保8年卯10月	1723	美濃部勘右衛門	名主　与頭　百姓	状	1通	卯御成箇割付之事	
16	享保9年辰11月	1724	松平九郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	辰御年貢可納割付之事	
17	享保10年巳11月	1725	松平九郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	巳御年貢可納割付之事	
18	享保11年午10月	1726	松平九郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	午御年貢可納割付之事	
19	享保12年未10月	1727	松平九郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	未御年貢可納割付之事	
20	享保13年申11月	1728	松平九郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	申御年貢可納割付之事	
21	享保14年酉11月	1729	松平九郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	酉御年貢可納割付之事	
22	享保15年戌11月	1730	松平九郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	戌御年貢可納割付之事	
23	享保16年亥11月	1731	松平九郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	亥御年貢可納割付之事	
24	享保17年子11月	1732	松平九郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	子御年貢可納割付之事	
25	享保18年丑10月	1733	松平九郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	丑御年貢可納割付之事	
26	享保19年寅10月	1734	松平九郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	寅御年貢可納割付之事	
27	享保20年卯10月	1735	大　太郎左衛門　室　七郎左衛門	名主　惣百姓	状	1通	卯御年貢可納割付之事	
28	元文元年辰11月	1736	鈴平十郎	名主　惣百姓	状	1通	可納辰御年貢割付之事	
29	元文2年巳	1737	鈴平十郎	名主　惣百姓	状	1通	可納巳御年貢割付之事	
30	元文三3年午	1738	大太郎左エ門	名主　惣百姓	状	1通	午御年貢可納割付之事	
31	元文4年未	1739	野呂猪右衛門	名主　惣百姓	状	1通	未御年貢可納割付之事	
32	元文5年申	1740	野呂猪右衛門	名主　惣百姓	状	1通	申御年貢可納割付之事	
33	寛保元年酉	1741	野呂猪右衛門	名主　百姓	状	1通	酉御年貢可納割付之事	
34	寛保2年	1742	野呂猪右衛門	名主　百姓	状	1通	戌御年貢可納割付之事	
35	寛保3年亥	1743	野呂猪右衛門	名主　百姓	状	1通	亥御年貢可納割付之事	
36	延享元年子	1744	内十右衛門	名主　百姓	状	1通	子御年貢可納割付之事	
37	延享2年丑	1745	内十右衛門	名主　百姓	状	1通	丑御年貢可納割付之事	
38	延享3年寅	1746	小三太夫	名主　組頭　惣百姓	状	1通	寅御年貢可納割付之事	
39	延享4年卯	1747	小三太夫	名主　百姓	状	1通	卯御年貢可納割付之事	
40	寛延元年辰	1748	小三太夫	名主　組頭　惣百姓	状	1通	辰御年貢可納割付之事	くくり紐入れ
41	寛延2年巳	1749	会伊右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	巳御成箇可納割付之事	
42	寛延3年午	1750	会伊右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	午御成箇可納割付之事	
43	寛延4年未10月	1751	会伊右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	未御成箇可納割付之事	
44	宝暦2年申10月	1752	会伊右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	申御年貢可納割付之事	
45	宝暦3年酉10月	1753	会伊右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	酉御年貢可納割付之事	
46	宝暦4年戌10月	1754	天野助次郎	名主　惣百姓	状	1通	戌御年貢可納割付之事	
47	宝暦5年亥10月	1755	天野助次郎	名主　惣百姓	状	1通	亥御年貢可納割付之事	
48	宝暦6年子10月	1756	天野助次郎	名主　惣百姓	状	1通	子御年貢可納割付之事	
49	宝暦7年巳	1757	天野助次郎	名主　惣百姓	状	1通	巳御年貢可納割付之事	
50	宝暦8年寅11月	1758	志村多宮	名主　組頭　惣百姓	状	1通	寅御年貢可納割付之事	
51	宝暦10年辰10月	1760	志村新左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	辰御年貢可納割付之事	
52	宝暦11年巳10月	1761	大野佐左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	巳御年貢可納割付之事	
53	宝暦12年午10月	1762	大野佐左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	午御年貢可納割付之事	
54	宝暦13年未10月	1763	大野佐左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	未御年貢可納割付之事	
55	明和2年丑10月	1765	大野佐左衛門	名主　与頭　惣百姓	状	1通	丑御年貢可納割付之事	
56	明和3年戌10月	1766	大野佐左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	戌御年貢可納割付之事	
57	明和4年亥10月	1767	大野佐左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	亥御年貢可納割付之事	
58	明和5年子10月	1768	大野佐左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	子御年貢可納割付之事	
59	明和6丑年11月	1769	嶋隼人他一人	名主　組頭　惣百姓	状	1通	丑御年貢可納割付之事	
60	明和7寅年10月	1770	臼井吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	寅御年貢可納割付之事	
61	明和8卯年10月	1771	臼井吉之丞	名主　与頭　惣百姓	状	1通	卯御年貢可納割付之事	

62	明和9辰年10月	1772	臼井吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	辰御年貢可納割付之事	
63	安永3年	1774	臼井吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	午御年貢可納割付之事	
64	安永4年未7月	1775	臼井吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	未御年貢可納割付之事	
65	安永5申年10月	1776	臼井吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	申御年貢可納割付之事	
66	安永6酉年10月	1777	臼井吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	酉御年貢可納割付之事	
67	安永8亥年10月	1779	岩出伊右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	亥御年貢可納割付之事	
68	安永9子年12月	1780	原田清右エ門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	子御年貢可納割付之事	
69	天明元年丑	1781	原田清右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	丑御年貢可納割付之事	くくり入れ
70	明和元年申	1764	大野佐左エ門	名主　惣百姓	状	1通	申御年貢可納割付之事	目録だと天明
71	天明2年寅	1782	原田清右エ門	名主　惣百姓	状	1通	寅御年貢可納割付之事	
72	天明3年卯	1783	原田清右エ門	名主　惣百姓	状	1通	卯御年貢可納割付之事	
73	天明4年辰	1784	久保平八郎	名主　惣百姓	状	1通	辰御年貢可納割付之事	
74	天明5年巳	1785	久保平八郎	名主　惣百姓	状	1通	巳御年貢可納割付之事	
75	天明6年午	1786	久保平八郎	名主　惣百姓	状	1通	午御年貢可納割付之事	
76	天明7年未	1787	久保平八郎	名主　惣百姓	状	1通	未御年貢可納割付之事	
77	天明8年申	1788	風祭求馬	名主　惣百姓	状	1通	申御年貢可納割付之事	
78	寛政元酉年10月	1789	風祭求馬	名主　与頭　惣百姓	状	1通	酉御年貢可納割付之事	包紙の紙　紐あり
79	寛政2戌年10月	1790	風祭求馬	名主　組頭　惣百姓	状	1通	戌御年貢可納割付之事	
80	寛政4子年10月	1792	河尻甚五郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	子御年貢可納割付之事	
81	寛政5丑年10月	1793	河尻甚五郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	丑御年貢可納割付之事	
82	寛政六	1794	〃	〃				
83	寛政6寅年10月	1794	河尻甚五郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	寅御年貢可納割付之事	
84	寛政7卯年10月	1795	竹内平右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	卯御年貢可納割付之事	
85	寛政八	1796	〃	〃				
86	寛政8辰年10月	1796	竹内平右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	辰御年貢可納割付之事	
87	寛政9巳年10月	1797	竹内平右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	巳御年貢可納割付之事	
88	寛政10午年10月	1798	竹内平右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	午御年貢可納割付之事	
89	享和元年酉	1801	上野四郎三郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	酉御年貢可納割付之事	
90	享和2年戌	1802	上野四郎三郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	戌御年貢可納割付之事	
91	文化元年	1804	上野四郎三郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	子御年貢可納割付之事	
92	文化元	1804	〃	〃				
93	文化2年	1805	古橋隼人	名主　組頭　惣百姓	状	1通	丑御年貢可納割付之事	
94	文化3年	1806	古橋隼人	名主　組頭　惣百姓	状	1通	寅御年貢可納割付之事	
95	文化4年	1807	古橋隼人	名主　組頭　惣百姓	状	1通	卯御年貢可納割付之事	
96	文化5年	1808	古橋隼人	名主　組頭　惣百姓	状	1通	辰御年貢可納割付之事	
97	文化6年	1809	杉庄兵衛	名主　与頭　惣百姓	状	1通	巳御年貢可納割付	
98	文化7年	1810	杉庄兵衛	名主　組頭　惣百姓	状	1通	午御年貢可納割付	
99	文化8年	1811	杉庄兵衛	名主　組頭　惣百姓	状	1通	未御年貢可納割付	
100	文化9年	1812	杉庄兵衛	名主　組頭　惣百姓	状	1通	申御年貢可納割付	
101	文化10年	1813	杉庄兵衛	名主　組頭　惣百姓	状	1通	酉御年貢可納割付	
102	文化11年	1814	杉庄兵衛	名主　与頭　惣百姓	状	1通	戌御年貢可納割付	
103	文化12年	1815	大草太郎右エ門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	亥御年貢可納割付之事	
104	文化13年	1816	大草太郎右エ門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	子御年貢可納割付之事	
105	文化14年	1817	大草太郎右エ門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	丑御年貢可納割付之事	
106	文政元寅年10月	1818	古山善吉	名主　組頭　惣百姓	状	1通	寅御年貢可納割付之事	包紙の紙　紐あり
107	文政2卯年10月	1819	古山善吉	名主　組頭　惣百姓	状	1通	卯御年貢可納割付之事	
108	文政3辰年10月	1820	古山善吉	名主　組頭　惣百姓	状	1通	辰御年貢可納割付之事	
109	文政4巳年10月	1821	古山善吉	名主　組頭　惣百姓	状	1通	巳御年貢可納割付之事	
110	文政5午年10月	1822	矢嶋藤蔵	名主　組頭　惣百姓	状	1通	午御年貢可納割付之事	
111	文政6未年10月	1823	矢嶋藤蔵	名主　組頭　惣百姓	状	1通	未御年貢可納割付之事	
112	文政7申年10月	1824	矢嶋藤蔵	名主　与頭　惣百姓	状	1通	申御年貢可納割付之事	
113	文政8年	1825	大原四郎右エ門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	酉御年貢可納割付之事	
114	弘化3午年	1846	石原清左エ門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	午御年貢可納割付之事	
115	弘化4未年10月	1847	川上金吾助	名主　組頭　惣百姓	状	1通	未御年貢可納割付之事	
116	嘉永元申年10月	1848	川上金吾助	名主　組頭　惣百姓	状	1通	申御年貢可納割付之事	
117	嘉永2酉年10月	1849	高木清左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	酉御年貢可納割付之事	
118	嘉永3年	1850	高木清左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	戌御年貢可納割付之事	
119	嘉永4年	1851	高木清左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	亥御年貢可納割付之事	袋入り
120	嘉永5年	1852	高木清左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	子御年貢可納割付之事	
121	嘉永6年丑10月	1853	高木清左エ門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	丑御年貢可納割付之事	
122	嘉永7寅年10月	1854	高木清左衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	寅御年貢可納割付之事	
123	安政2年	1855	今川要作	名主　組頭　惣百姓	状	1通	卯御年貢可納割付之事	
124	安政3年	1856	今井要作	名主　組頭　惣百姓	状	1通	辰御年貢可納割付之事	
125	安政4年	1857	今井要作	名主　組頭　惣百姓	状	1通	巳御年貢可納割付之事	
126	安政6年	1859	柴田善一郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	未御年貢可納割付之事	

127	安政6未年	1859	柴田善一郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	未御年貢可納割付之事	
128	安政七	1860	岩伊右エ門	〃				
129	万延元年申	1860	木村董平	名主　組頭　惣百姓	状	1通	申御年貢可納割付之事	
130	文久元年酉	1861	鈴木源内	名主　組頭　惣百姓	状	1通	酉御年貢可納割付之事	
131	文久2戌年10月	1862	増田安兵衛	名主　組頭　惣百姓	綴	1冊	戌御年貢可納割付之事	
132	文久3亥年10月	1863	三宅鑒作	名主　組頭　惣百姓	綴	1冊	亥御年貢可納割付之事	
133	元治元子年10月	1864	小川達太郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	子御年貢可納割付之事	
134	慶応元丑年10月	1865	松本直一郎	記載なし	状	1通	丑御年貢可納割付之事	
135	慶応元丑年10月	1865	松本直一郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	丑御年貢可納割付之事	
136	慶応2寅年10月	1866	大草太郎左衛門	庄屋　組頭　惣百姓	状	1通	寅御年貢可納割付之事	
137	明治元辰年10月	1868	中野御役所	名主　組頭　惣百姓	状	1通	辰御年貢可納割付之事	
138	明治元辰年12月	1868	中野御役所	名主　組頭　惣百姓	状	1通	卯御年貢可納割付之事	
139	明治2年巳	1869	中野局	名主　組頭　惣百姓	状	1通	巳御年貢可納割付之事	
140	明治3年庚午10月	1870	中野県庁	名主　組頭　惣百姓	状	1通	午租税可納割付之事	
141	明治5年壬申	1872	長野県権令立木兼吾	戸長　副戸長　総百姓	堅	1通	當壬申租税上納割賦帳	
142	明治6年	1873	長野県参事楢崎寛直	正副戸長　総百姓	堅	1通	割賦帳	
143	明治7年12月	1874	長野県参事楢崎寛直	正副戸長　総百姓	堅	1通	割賦帳	
144	寛政3亥年10月	1791	風祭求馬	名主　組頭　惣百姓	状	1通	亥御年貢可納割付之事	
145	寛政11未年10月	1799	竹内平右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	未御年貢可納割付之事	
146	寛政12申年10月	1800	上野四郎三郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	申御年貢可納割付之事	
147	享和3年	1803	上野四郎三郎	名主　組頭　惣百姓	状	1通	亥御年貢可納割付之事	
147	安永7戌年11月	1860	岩出伊右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	戌御年貢可納割付之事	包紙・紐あり

小菅区有文書目録

【年貢皆済】　　長持1号

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形状	点数	表　題　(内容)	備考
1	享保3年戌7月	1718	都築藤十郎	名主　百姓	状	1通	酉御年貢皆済状之事	
2	享保4年8月	1719	都築藤十郎	名主　百姓	状	1通	戌御年貢皆済状之事	表　享保3年戌
3	享保5年	1720	都築藤十郎	名主　百姓	状	1通	亥御年貢皆済状之事	
4	享保6年子	1721	美濃部勘右エ門	名主・組頭・百姓	状	1通	子御年貢并小物成皆済目録	
5	享保8年7月	1723	山田米蔵	名主　組頭中	状	1通	高井郡小菅村寅御年貢皆済目録	表　享保7年寅
6	享保9年辰5月	1724	高井郡小菅村　名主金右衛門　他2人	記載なし	状	1通	覚(皆済目録)	(裏書)美濃部勘右衛門手代　山田半蔵
7	享保11年午6月	1726	名主　与頭2人　百姓代	松平九郎右衛門様　御役所	状	1通	覚(皆済目録)	(裏書)松平九郎右衛門手代三人連印
8	享保12年6月	1727	名主	なし	状	1通	覚(皆済目録)	表　享保11年午目録　+松平九左衛門手代が裏面
9	享保13年5月	1728	名主	中野御役所	状	1通	覚(皆済目録)	享保12年未　+松平九左衛門手代が裏面
10	享保14年酉6月	1729	信州高井郡小菅村　名主金右衛門　他3人	松平九郎右衛門様　中野御役所	状	1通	覚(皆済目録)	(裏書)松平九郎左衛門手代　茂木新八
11	享保15年5月	1730	名主	中野御役所	状	1通	覚(皆済目録)	享保14年酉　+松平九左衛門手代が裏面
12	享保16年亥	1731	名主・組頭・惣百姓	御役所	状	1通	覚(皆済目録)	
13	享保17年子	1732	名主・組頭・惣百姓	御役所	状	1通	覚(皆済目録)	
14	享保18年6月	1733	名主	中野御役所	状	1通	覚(皆済目録)	享保17年子　+松平九左衛門手代が裏面
15	享保19年寅	1734	名主　組頭　惣百姓	御役所	状	1通	覚(皆済目録)	端裏　松平九郎左衛門手代　封・紐入り
16	享保20年6月	1735	名主	中野御役所	状	1通	覚(皆済目録)	享保19年寅　+松平九左衛門手代が裏面
17	元文元年辰6月	1736	高井郡小菅村　名主金右衛門　他2人	中野御役所	状	1通	覚(皆済目録)	(裏書)宝七郎左衛門・大草太郎右衛門手代　茂木新八　他1人
18	元文2年7月	1737	鈴木平十郎手代	名主　惣百姓中	状	1通	辰御年貢米永皆済目録	表　元文辰年
19	元文3年	1738	鈴木平十郎	名主　惣百姓	状	1通	巳御年貢米永皆済目録	
20	元文4年	1739	宝七郎左衛門　大草太郎左衛門	名主　百姓中	状	1通	午年御物成皆済目録	
21	元文5年	1740	野呂猪右衛門	名主中	状	1通	未年御物成皆済目録	
22	寛保元年	1741	野呂猪右衛門	名主中	状	1通	申年御物成皆済目録	
23	寛保2年3月	1742	野呂猪右衛門	名主中	状	1通	酉御物成皆済目録	表　寛保元年酉
24	寛保3年4月亥	1743	野呂猪右衛門	名主中	状	1通	戌御物成皆済目録	表　寛保2年戌
25	延享元年8月	1744	野呂猪右衛門手代	名主中	状	1通	亥御物成皆済目録	表　寛保3年亥
26	延享2年	1745	内藤十右衛門	名主中	状	1通	子年御物成皆済目録	
27	延享3年5月	1746	内藤十右衛門手代	名主　惣百姓中	状	1通	丑年御物成皆済目録	表　延享2年丑
28	延享5年3月	1748	小野三太夫　元メ役	なし	状	1通	卯年御物成皆済目録	表　延享4年卯
29	寛延2年6月	1749	会田伊右衛門他1	名主中	状	1通	辰年御物成皆済目録	表　寛延元年辰
30	寛延3年3月	1750	会田伊右衛門手代	百姓中	状	1通	巳御年貢皆済目録	表　寛延2年巳
31	寛延4年未	1751	会田伊右衛門手代	名主　組頭　惣百姓	状	1通	巳御物成皆済目録	表　寛延3年午
32	宝暦2年申3月	1752	会田伊右衛門手代　青木治助　他2人	名主　組頭　惣百姓	状	1通	未御成箇納拂皆済目録	(端裏)宝暦元年未御目録
33	宝暦4戌3月	1754	会田伊右衛門手代　永嶋与惣治	名主　組頭　惣百姓	状	1通	酉御年貢納拂皆済目録	(端裏)宝暦3年酉御目録
34	宝暦5年亥3月	1755	天野助次郎手代　奥山左内　他5人	名主　惣百姓	状	1通	戌御年貢米金皆済目録	(端裏)宝暦4年戌年天助次郎奥印有
35	宝暦6年子3月	1756	天野助次郎手代　奥山左内　他5人	名主　惣百姓	状	1通	亥御年貢皆済目録	(端裏)宝暦5亥年天助次郎奥印
36	宝暦7年丑3月	1757	天野助次郎手代　奥山左内　他5人	名主　惣百姓	状	1通	子御年貢米金皆済目録	(端裏)宝暦6子年天助次郎奥印有
37	宝暦8年寅3月	1758	天野助次郎手代　奥山左内　他5人	名主　惣百姓	状	1通	丑御年貢米金皆済目録	(端裏)宝暦7年丑天助次郎奥印有
38	宝暦9年卯3月	1759	志村多宮手代　吉田勝七　他2人	名主　惣百姓	状	1通	寅御年貢米金皆済目録	(端裏)宝暦8寅年志多宮奥印有
39	宝暦10年辰3月	1760	志村新左衛門手代　吉田勝七　他3人	名主　与頭　惣百姓	状	1通	卯御年貢米金皆済目録	(端裏)宝暦9年卯御目録　志新左衛門奥印有
40	宝暦11年巳3月	1761	志村新左衛門手代　吉田勝七　他4人	名主　組頭　惣百姓	状	1通	辰御年貢米金皆済目録	(端裏)宝暦10辰年　志新左衛門奥印有
41	宝暦12年午3月	1762	大野佐左衛門手代　塚谷安右衛門　他6人	名主　惣百姓	状	1通	巳御年貢米金皆済目録	(端裏)宝暦11巳御目録　大佐左衛門奥印有
42	宝暦13年未3月	1763	大野佐左衛門手代　塚谷安右衛門　他4人	名主　惣百姓	状	1通	午御年貢金皆済目録	(端裏)宝暦12年午御目録　大佐左衛門奥印有
43	宝暦14年申3月	1764	大野佐左衛門手代　塚谷安右衛門　他4人	名主　惣百姓	状	1通	未御年貢皆済目録	(端裏)宝暦13未御目録　大佐左衛門奥印有　包紙・紐有
44	明和2年3月	1765	大佐左衛門	名主　惣百姓中	状	1通	申御年貢皆済目録	表　明和申年
45	明和3年戌3月	1766	大野佐左衛門手代　濱田八十八　他5人	名主　組頭　惣百姓	状	1通	酉御年貢皆済目録	(端裏)明和2酉年　大佐左衛門奥印有
46	明和4年亥3月	1767	大野佐左衛門手代　小寺栄治　他5人	名主　組頭　惣百姓	状	1通	戌御年貢皆済目録	(端裏)明和3年戌御目録　大佐左衛門奥印有　包紙・紐有
47	明和5年3月	1768	大佐左衛門	名主　組頭中	状	1通	亥御年貢令皆済目録	表　明和亥年
48	明和6子3月	1769	大野佐左衛門手代　小寺栄治　他5人	名主　与頭　惣百姓	状	1通	子御年貢金皆済目録	(端裏)明和5亥年　大佐左衛門奥印有
49	明和7年寅4月	1770	嶋隼人　他1人	名主　組頭　惣百姓	状	1通	丑御年貢皆済目録	(端裏)明和6丑年
50	明和8卯年3月	1771	臼井吉之丞手代　伊藤才右衛門　他3人	名主　組頭　惣百姓	状	1通	寅御年貢皆済目録	(端裏)明和7寅年　臼吉之丞奥印有
51	明和9辰年3月	1772	臼吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	卯御年貢金皆済目録	(端裏)明和8卯年
52	安永2年巳3月	1773	臼吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	辰御年貢皆済目録	(端裏)安永元辰年
53	安永3年午3月	1774	臼吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	巳御年貢皆済目録	(端裏)安永2巳年
54	安永4未年3月	1775	臼吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	午御年貢皆済目録	(端裏)安永3午年
55	安永5申年3月	1776	臼吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	未御年貢金皆済目録	(端裏)安永4未年
56	安永6酉年3月	1777	臼吉之丞	名主　組頭　惣百姓	状	1通	申御年貢金皆済目録	(端裏)安永5申年
57	安永8亥年2月	1779	岩伊右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	戌御年貢皆済目録	(端裏)安永7戌年
58	安永9年子2月	1780	岩伊右衛門	名主　与頭　惣百姓	状	1通	亥御年貢皆済目録	(端裏)安永8亥年
59	安永一〇	1781	臼井吉之丞	〃				
60	安永10巳2月	1781	原清右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	子御年貢皆済目録	(端裏)安永9子年
61	天明2年4月	1782	原田清右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	丑御年貢皆済目録	表　天明元年丑

62	天明3年3月	1783	原清右衛門	名主 組頭 惣百姓	状	1通	寅御年貢皆済目録	表 天明2寅年
63	天明4年7月	1784	原清右衛門	名主 組頭 惣百姓	状	1通	卯御年貢皆済目録	表 天明3年卯目録
64	天明5年3月	1785	久平三郎	名主 組頭 惣百姓	状	1通	辰御年貢皆済目録	表 天明4年辰
65	天明6年3月	1786	久平三郎	名主 組頭 惣百姓	状	1通	巳御年貢皆済目録	表 天明5巳年
66	天明7年3月	1787	久平三郎	名主 組頭 惣百姓	状	1通	午御年貢皆済目録	表 天明6午年目録
67	天明7年11月	1787	久平三郎	名主 組頭 惣百姓	状	1通	未御年貢皆済目録	表 天明7年未
68	天明9年正月	1789	風祭求馬	名主 組頭 惣百姓	状	1通	申御年貢皆済目録	表 天明8申年
69	寛政2戌年2月	1790	風祭求馬	名主 組頭 惣百姓	状	1通	酉御年貢皆済目録	
70	寛政3亥年2月	1791	風祭求馬	名主 組頭 惣百姓	状	1通	戌御年貢皆済目録	
71	寛政三	1791	〃	〃				
72	寛政4子年2月	1792	風祭求馬	名主 組頭 惣百姓	状	1通	亥御年貢皆済目録	
73	寛政5丑年3月	1793	河甚五郎	名主 与頭 惣百姓	状	1通	子御年貢皆済目録	
74	寛政6寅年3月	1794	河甚五郎	名主 組頭 百姓代	状	1通	丑御年貢皆済目録	
75	寛政7卯年3月	1795	河甚五郎	名主 組頭 百姓代	状	1通	寅御年貢皆済目録	
76	寛政9巳年正月	1797	竹平右衛門	名主 組頭 惣百姓	状	1通	辰御年貢皆済目録	
77	寛政10午年正月	1798	竹平右衛門	名主 与頭 惣百姓	状	1通	巳御年貢皆済目録	
78	寛政11未年2月	1799	竹平右衛門	名主 組頭 惣百姓	状	1通	午御年貢皆済目録	
79	寛政12申年正月	1800	竹平右衛門	名主 組頭 惣百姓	状	1通	未御年貢皆済目録	
80	寛政13酉年2月	1801	上四郎三郎	名主 組頭 惣百姓	状	1通	申御物成皆済目録	
81	享和2年2月戌	1802	上野四郎三郎	名主 組頭 惣百姓	状	1通	酉御年貢米金皆済目録	表 享和元年
82	享和3年2月	1803	上野四郎三郎	名主 組頭 惣百姓	状	1通	戌御年貢皆済目録	表 享和2年
83	文化元年2月	1804	上野四郎三郎	名主 組頭 惣百姓	状	1通	亥御年貢皆済目録	表 享和3亥
84	文化2年	1805	古隼人	名主 組頭 惣百姓	状	1通	子御年貢皆済目録	
85	文化3年	1806	古隼人	名主 組頭 惣百姓	状	1通	丑御年貢皆済目録	
86	文化4年	1807	古隼人	名主 組頭 惣百姓	状	1通	寅御年貢皆済目録	
87	文化5年	1808	古隼人	名主 組頭 惣百姓	状	1通	卯皆済目録	
88	文化五	1808	杉庄兵ヱ	〃				
89	文化6年	1809	古隼人	名主 組頭 惣百姓	状	1通	辰御年貢皆済目録	
90	文化7年	1810	杉庄兵衛	名主 組頭 惣百姓	状	1通	巳御年貢皆済目録	
91	文化8年	1811	杉庄兵衛	名主 組頭 惣百姓	状	1通	午御年貢皆済目録	
92	文化10年	1813	杉庄兵衛	名主 組頭 惣百姓	状	1通	申御年貢皆済目録	
93	文化11年	1814	杉庄兵衛	名主 与頭 惣百姓	状	1通	酉御年貢皆済目録	くくり入り 第13号
94	文化12年	1815	杉庄兵衛	名主 組頭 惣百姓	状	1通	戌御年貢皆済目録	
95	文化13年	1816	大太郎右エ門	名主 組頭 百姓代	状	1通	亥御年貢皆済目録	
96	文化14年	1817	大太郎右エ門	名主 組頭 百姓代	状	1通	子御年貢皆済目録	
97	文化15年	1818	大太郎右エ門	名主 組頭 百姓代	状	1通	巳御年貢皆済目録	
98	文政2卯年2月	1819	古善吉	名主 組頭 惣百姓	状	1通	寅御年貢皆済目録	(端裏)文政元寅年
99	文政3辰年2月	1820	古善吉	名主 組頭 惣百姓	状	1通	卯御年貢皆済目録	(端裏)文政2卯年
100	文政4巳年2月	1821	古善吉	名主 組頭 惣百姓	状	1通	辰御年貢皆済目録	(端裏)文政3辰年
101	文政5午年2月	1822	古善吉	名主 組頭 惣百姓	状	1通	巳御年貢皆済目録	(端裏)文政4巳年
102	文政6未年2月	1823	矢藤蔵	名主 組頭 惣百姓	状	1通	午御年貢皆済目録	(端裏)文政5午年
103	文政七	1824	〃	〃				
104	文政7申年2月	1824	矢藤蔵	名主 組頭 百姓代	状	1通	未御年貢皆済目録	(端裏)文政6未年
105	文政8酉年2月	1825	矢藤蔵	名主 組頭 百姓代	状	1通	申御年貢皆済目録	(端裏)文政7申年
106	文政9年	1826	大四郎右衛門	名主 組頭 百姓代	状	1通	酉御年貢皆済目録	
107	文政11子年2月	1828	大四郎右衛門	名主 組頭 百姓代	状	1通	亥御年貢皆済目録	(端裏)文政10亥年
108	文政12丑年2月	1829	大四郎右衛門	名主 組頭 百姓代	状	1通	子御年貢皆済目録	(端裏)文政11子年
109	文政13寅年2月	1830	和主馬	名主 組頭 惣百姓	状	1通	丑御年貢皆済目録	(端裏)文政12丑年
110	天保2卯年6月	1831	和主馬	名主 与頭 惣百姓	状	1通	寅御年貢皆済目録	包紙の紙 紐あり
111	天保3辰年6月	1832	和主馬	庄屋 組頭 百姓代	状	1通	卯御年貢皆済目録	
112	天保4巳年2月	1833	鈴半十郎	名主 組頭 百姓代	状	1通	辰御年貢皆済目録	(端裏)天保3辰年
113	天保5午年2月	1834	鈴半十郎	名主 組頭 百姓代	状	1通	巳御年貢皆済目録	(端裏)天保4巳年
114	天保6未年2月	1835	鈴半十郎	名主 組頭 百姓代	状	1通	午御年貢皆済目録	(端裏)天保5午年
115	天保7申年2月	1836	平文次郎	庄屋 組頭 百姓代	状	1通	未御年貢皆済目録	(端裏)天保6未年
116	弘化4未年2月	1847	川合吾助	名主 組頭 百姓代	状	1通	午御年貢皆済目録	(端裏)弘化3午年分
117	弘化5年	1848	川合吾助	名主 組頭 百姓代	状	1通	未御年貢皆済目録	
118	嘉永2酉年2月	1849	川金吾助	名主 組頭 百姓代	状	1通	申御年貢皆済目録	(端裏)嘉永元申年分
119	嘉永3戌年2月	1850	高清左衛門	名主 組頭 百姓代	状	1通	酉御年貢皆済目録	(端裏)嘉永2酉年分
120	嘉永4亥年2月	1851	高清左衛門	名主 組頭 百姓代	状	1通	戌御年貢皆済目録	(端裏)嘉永3戌年分
121	嘉永5年	1852	高清左衛門	名主 組頭 百姓代	状	1通	亥御年貢皆済目録	
122	嘉永6年	1853	高清左衛門	名主 組頭 百姓代	状	1通	子御年貢皆済目録	
123	嘉永7寅年	1854	高清左衛門	名主 組頭 百姓代	状	1通	丑御年貢皆済目録	
124	安政2卯年2月	1855	高清左衛門	名主 組頭 百姓代	状	1通	寅御年貢皆済目録	
125	安政2卯年12月	1855	今要作	名主 組頭 百姓代	状	1通	卯御年貢皆済目録	
126	安政3辰年12月	1856	今要作	名主 組頭 百姓代	状	1通	辰御年貢皆済目録	

127	安政4巳年12月	1857	今要作	名主　組頭　百姓代	状	1通	巳御年貢皆済目録	
128	安政6未年3月	1859	柴善一郎	名主　組頭　百姓代	状	1通	午御年貢皆済目録	
129	安政7申年2月	1860	柴善一郎	名主　組頭　百姓代	状	1通	未御年貢皆済目録	
130	万延2酉年2月	1861	鈴源内	名主　組頭　百姓代	状	1通	申御年貢皆済目録	
131	文久2戌年2月	1862	鈴源内	名主　組頭　百姓代	状	1通	酉御年貢皆済目録	
132	文久3亥年2月	1863	増安兵衛	名主　組頭　百姓代	状	1通	戌御年貢皆済目録	
133	元治元年子	1864	三竪作	名主　組頭　百姓代	状	1通	亥御年貢皆済目録	
134	慶応2寅年2月	1866	松直一郎	記載なし	状	1通	丑御年貢皆済目録	
135	慶応2寅年	1866	松直一郎	名主　組頭　百姓代	状	1通	丑御年貢皆済目録	
136	明治元年辰	1868	中野御役所	名主　組頭　百姓代	状	1通	辰御年貢皆済目録	
137	明治元辰年12月	1868	中野御役所	名主　組頭　百姓代	状	1通	卯年御物成皆済目録	
138	明治3年3月	1870	中野局	名主　組頭　百姓代	状	1通	巳御年貢皆済目録	
139	明治4年7月	1871	長野県庁	名主　組頭　百姓代	状	1通	午租税皆済目録	
140	明治6年5月	1873	長野県権令立木兼吾	記載なし	堅	1通	明治五年壬申租税皆済目録	
141	明治6年3月	1873	長野県権令立木兼吾	記載なし	堅	1通	明治五年壬申租税皆済目録	
142	明治7年5月	1874	長野県庁	正副戸長　用掛　代議人	堅	1通	明治六年租税皆済目録	
143	明治7年5月	1874	長野県庁	正副戸長　用掛　代議人	堅	1通	明治六年租税皆済帳	
144	明治8年5月	1875	長野県参事楢崎寛直	正副戸長　用掛　代議人	堅	1通	明治七年租税皆済帳	
145	明治8年5月	1875	長野県参事楢崎寛直	正副戸長　用掛　代議人	状	1通	明治七年皆済帳	
146	寛政8辰年正月	1796	竹平右衛門	名主　組頭　惣百姓	状	1通	卯御年貢皆済目録	
147	元治2丑年2月	1865	小錬太郎	名主　組頭　百姓代	状	1通	子御年貢皆済目録	
148	延享4年3月	1747	小野三太夫　元メ役	名主中	状	1通	寅年御物成皆済目録	表　延享3年寅
149	文化9年	1812	杉庄兵衛	名主　与頭　惣百姓	状	1通	未御年貢皆済目録	
150	文政10亥年正月	1827	大四郎右衛門	名主　組頭　百姓代	状	1通	戌御年貢皆済目録	（端裏）文政9戌年
151	安永7戌年3月	1778	臼吉之丞	名主　組頭　百姓代	状	1通	去酉御年貢金皆済目録	（端裏）安永6酉年
152	寅9月（文化年間）		大太郎右衛門	記載なし	状	1通	當御年貢口御取通	

小菅区有文書目録

長持1号

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形状	点数	表　題　(内容)	備考
1	慶安5壬辰年4月	1652	高橋忠左衛門他3人		竪帳	1通	信州高井郡小菅山社領検地帳	
2	宝永6丑年	1709			竪帳	1通	宝永六丑年検地帳	田方
3	宝永6丑年	1709			竪帳	1通	宝永六丑年検地帳	畑方
4	慶安5壬辰年4月	1652	高橋忠左衛門他3人		竪帳	1通	小菅村畑方検地帳	
5	慶安5壬辰年4月	1652	高橋忠左衛門他3人		竪帳	1通	小菅村田方検地帳	
6	寛延元年辰閏10月	1748	御勘定吉田源之助他16人		竪帳	1通	信濃国高井郡小菅村検地帳	神尾若狭守他1人奥印有
7	延宝5年巳10月12日	1677	野田徳左衛門他1人		竪帳	1通	延宝五年巳新田畑検地帳	
8	明和9辰年10月	1772	御代官臼井吉之丞他6人		竪帳	1通	信濃国高井郡小菅村新田検地帳	
9	元禄8乙亥歳5月18日	1695	柴山甚五右衛門他3人		竪帳	1通	元禄八年亥新田畑検地帳	
10	寛永16年卯7月7日	1639	山田藤兵衛他3人		竪帳	1通	小菅村青苧改帳	
11	明和3年戌10月	1766	御代官大野佐左衛門他7人		竪帳	1通	信濃国高井郡小菅村新田検地帳	
12	享保元申年	1716			竪帳	1通	大菅検地帳	享保2酉年2月御代村上清右衛門他4人の貼紙有
13	寛延4年未4月	1751	御代官会田伊右衛門他9人		竪帳	1通	信濃国高井郡小菅村新田検地帳	
14	宝永6年丑9月	1709	篠嶋市郎兵衛手代堀口林右衛門他1人		竪帳	1通	宝永六年丑新田畑検地帳	
15	安永8亥年12月	1779	御勘定高橋小兵衛他22人		竪帳	1通	信濃国高井郡小菅村新田検地帳	杉本伊豆守他1人奥印有
16-1					袋	1	(袋)	割付・目録の写との貼紙有
16-2	慶応3卯年	1867	名主義左衛門他2人		竪帳	1通	信濃国高井郡小菅村未口卯迄九ヶ年御割付写	
16-3					竪帳	1通	文政九戌年口弘化二巳年迄二十ヶ年御割附	
16-4					竪帳	1通	天保七申年口弘化二巳年迄十ヶ月御目録	
16-5	文化元年子12月	1804			竪帳	1通	御割附并二御目録写書上帳	
17	宝暦5年	1755			横帳	1通	名寄帳	
18-1	文化8年未	1811			横帳	1通	名寄帳(本田・畑)	綴り
18-2	文化8年未	1811			横帳	1通	名寄帳(新田・畑方)	
19-1	文化9年2月	1812			横帳	1通	大菅名寄帳	綴り
19-2	文化9年2月	1812			横帳	1通	大菅名寄帳	
20	安政2年卯	1855			横帳	1通	田畑小前地引帳	
21	安政3年辰	1856			横帳	1通	田畑高村入覚帳	
22	天保14年	1843			横帳	1通	信濃国高井郡小菅村新田畑小前書帳	
23	天保14年	1843			横帳	1通	子新田検地写帳	
24	天保6年未	1835			横帳	1通	田畑高村入覚帳	
25	慶応3年	1867			横帳	1通	大菅畑反別改帳	
26	文久2年戌	1862			横帳	1通	信濃国高井郡小菅村高反別帳	
27	文政5年	1822			横帳	1通	口役籾代受取帳	
28	不明				横帳	1通	巳納籾・荏・大豆他諸拂通帳	
29	大正8年3月　昭和20年3月	1919　1945					名寄帳他番号付目録帳	
30	安永年間				横帳	1通	諸運上取調帳(割持山など)	
31	慶応3年卯	1867			横帳	1通	社領名寄帳	
32	安政2年	1855			横帳	1通	大菅　社領二拾石高改帳	
33-1	安政2年卯	1855			横帳	1通	名寄之下帳	綴り
33-2	安政3年卯	1855			横帳	1通	名寄之下帳	
33-3	安政4年卯	1855			横帳	1通	名寄帳尻寄帳	
34	慶応3年卯	1867			横帳	1通	社領名寄地引帳	
35	安政2年	1855			横帳	1通	大菅名寄下帳	
36	安永7年	1778			横帳	1通	信濃国高井郡小菅村石田畑小前地引帳	
37-1	不明				横帳	1通	右新田畑名寄帳	
37-2	不明				横帳	1通	右新田畑名寄帳	

小菅区有文書目録

長持2号

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形式	点数	表　題　(内容)	備考
1-1					紐	2	〔紐〕(1-25までを束ねる)	付箋「第壱号」
1-2	大正5年2月1日	1916	小菅区長　真嶋浦太郎		横帳	1	年中預金覚帳	
1-3	大正4年2月1日	1915	小菅区長　中島太作		横帳	1	年中預り金覚帳	
1-4	大正3年2月1日	1914	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	年中預り金覚帳	
1-5	大正2年10月	1913	区長　蒲原正一郎		横帳	1	年中預り金覚帳	
1-6	大正2年2月1日	1913	区長　小林友吉		横帳	1	年中預り金覚帳	
1-7-1	明治44年3月1日	1911	組惣代　山岸勘左エ門		横帳	1	年中預り金扣帳	1-7-1、1-7-2は一綴りに
1-7-2	明治44年6月	1911	小管組　山岸勘左エ門		横帳	1	共有地木売渡覚帳	
1-8	明治42年3月1日	1909	組惣代　真島清太郎		横帳	1	年中預り金覚帳	
1-9	明治41年3月1日	1908	組惣代　真嶋喜平治		横帳	1	年中預り金覚帳	
1-10	明治40年3月1日	1907	組惣代　小林忠之助		横帳	1	年中預り金覚帳	
1-11	明治38年3月1日	1905	惣代　丸山常作		横帳	1	預金記帳	
1-12	明治39年3月1日	1906	組惣代　真島浦太郎		横帳	1	預金記載帳	
1-13	明治47年3月1日		小菅組惣代　小林政平		横帳	1	年中預金覚帳	
1-14	明治36年3月2日	1903	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	年中預金覚帳	
1-15	明治35年3月1日従	1902	小菅組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	年中預金記入帳	
1-16	明治34年3月1日	1901	小菅組惣代　吉原治郎右衛門		横帳	1	年中預り金記帳	
1-17	明治33年3月1日	1900	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	年中預り金記帳	
1-18	明治32年3月1日	1899	小菅組惣代　真嶋清太郎		横帳	1	年中預金記帳	
1-19	明治31年3月1日	1898	蒲原善左エ門		横帳	1	年中預り金記帳	
1-20	明治30年5月口日	1897	小菅組惣代　小林助右衛門		横帳	1	年中預金記帳	
1-21	明治30年3月1日	1897	小菅組惣代　吉原源吉		横帳	1	年中預金記帳	
1-22	明治29年3月1日	1896	小菅組惣代　小林友吉		横帳	1	年中預金記帳	
1-23	明治28年3月1日	1895	小菅組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	年中預金記帳	
1-24	明治27年3月1日	1894	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	年中預金控帳	
1-25	明治43年3月1日	1910	組惣代　市村作十郎		横帳	1	年中預り金覚帳	
2-1	大正5年2月1日	1916	小管区長　真島浦太郎		横帳	1	年中区費取替帳	2号の綴紐を納める
2-2	大正4年2月1日	1915	小管区長　中島太作		横帳	1	年中区費取替帳	
2-3	大正3年2月	1914	区長　小林治郎		横帳	1	年中区費取替帳	
2-4	大正2年10月	1913	区長　蒲原正一郎		横帳	1	年中組費取換帳	一綴
2-5	大正2年2月1日	1913	区長　小林友吉		横帳	1	年中組費取換帳	
2-6	明治45年2月1日	1912	区長　吉原源吉		横帳	1	年中組費取換帳	
2-7	明治44年3月1日	1911	組惣代　山岸勘左衛門		横帳	1	年中組費取換帳	
2-8	明治43年3月1日	1910	組惣代　市村作十郎		横帳	1	年中組費取換帳	一綴
2-9	明治43年3月1日	1910	組惣代　市村作十郎		横帳	1	共有組費取換帳	
2-10	明治42年3月1日	1909	組惣代　真島清太郎		横帳	1	年中組費取替帳	
2-11	明治41年3月吉日	1908	組惣代　真島喜平治		横帳	1	年中組費取替帳	一綴
2-12	明治41年3月吉日	1908	組惣代　真島喜平治		横帳	1	共有組費取替帳	
2-13	明治40年3月吉日	1907	組惣代　小林忠五郎		横帳	1	年中組費取替帳	一綴
2-14	明治40年3月吉日	1907	組惣代　小林忠五郎		横帳	1	共有ニ関スル組費取換帳	
2-15	明治39年3月1日	1906	小菅組惣代　真嶌浦太郎		横帳	1	年中組費取換帳	一綴
2-16	明治39年3月1日	1906	小すけ惣代　真嶋浦太郎		横帳	1	共用ニ関スル組費取換簿	
2-17	明治38年3月1日	1905	小菅組惣代　丸山常作		横帳	1	年中組費取換帳	一綴
2-18	明治38年3月1日	1905	小菅組惣代　丸山常作		横帳	1	共用ニ関スル組費取換帳	
2-19	明治47年3月吉日		小菅組惣代　小林政平		横帳	1	年中組費取替帳	一綴
2-20	明治47年3月吉日		小菅組惣代　小林政平		横帳	1	共有ニ関スル組費取替帳	
2-21	明治36年3月2日	1903	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	年中組費取替帳	一綴
2-22	明治36年3月2日	1903	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	共有ニ関スル組費取替帳	
2-23	明治36年1月ヨリ	1903	組惣代		横帳	1	明治参拾六年一月ヨリ取換帳	
2-24	明治35年3月1日～	1902	小菅組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	年中取換帳	一綴
2-25	明治35年3月1日～	1902	小菅組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	共有諸掛取換帳	
2-26	明治34年3月1日	1901	小菅組惣代　吉原治郎右衛門		横帳	1	年中取換帳	一綴
2-27	明治33年3月1日	1900	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	大菅引戻・内山杉植付・境内編入　諸入費記帳	
2-28	明治34年3月1日	1901	小菅組惣代　吉原治郎左衛門		横帳	1	年中取換帳	
2-29	明治32年3月1日	1899	小菅組惣代　真嶋清太郎		横帳	1	年中諸掛取換帳	貼紙「七冊ノ内第参号」
2-30	明治31年3月1日	1898	小菅組惣代　蒲原喜左衛門		横帳	1	年中取換帳	
2-31	明治30年3月1日	1897	小菅組惣代　吉原源吉		横帳	1	年中取替帳	一綴
2-32	明治30年5月20日	1897	小菅組惣代　小林助左衛門		横帳	1	年中取換帳	
2-33	明治29年3月吉日	1896	小菅組惣代　小林友吉		横帳	1	年中取替帳	
2-34	明治28年3月1日	1895	小菅組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	年中取替帳	
2-35	明治27年3月1日	1894	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	年中取替帳	

2-36	明治26年3月1日	1893	総代　真嶋清右衛門		横帳	1	年中取替帳	
2-37	明治25年3月1日	1892	組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	年中取替記帳	一綴
2-38	明治25年4月29日	1892			横帳	1	書物払売代金記載簿	
2-39	明治24年卯3月	1891	小菅総代　蒲原善左衛門		横帳	1	年中取替帳	
2-40	明治23年3月1日	1890	総代　吉原源吉		横帳	1	年中取替帳	一綴
2-41	明治23年度分	1890			横帳	1	年中諸日勤分配帳	
2-42	明治22年3月1日	1889	人民総代　小林助右衛門		横帳	1	年中取替帳	
2-43	明治21年3月1日	1888	伍長総代　小林友吉		横帳	1	年中取替帳	
2-44	明治20年3月1日	1887	伍長総代　丸山助三郎		横帳	1	年中諸掛り取替帳	
2-45	明治18年11月9日	1885	伍長惣代　小林七兵衛		横帳	1	年中諸掛り取替簿	一綴
2-46	明治19年3月28日	1886	伍長惣代　小林七兵衛		横帳	1	郡役所ヨリ御達ニ付赤窮施捨帳	
3-1	大正6年2月	1917	小菅区長　丸山常作		横帳	1	里道小菅通改修費取替帳	・「廿三号」番号札入り・括り紐入り
3-2	大正6年12月23日	1917	小菅区長　丸山常作		横帳	1	里道小菅通道路改修費取立帳	
3-3	大正6年4月30日	1917	小菅区長　丸山常作		横帳	1	里道小菅通改修工事出勤調帳	一括り
3-4	大正6年4月30日	1917	小菅区長　丸山常作		横帳	1	里道小菅通改修工事出勤日記帳	
3-5	大正5年12月	1916	小菅区長　真島浦太郎		横帳	1	里道小菅通改修人夫酒手支払帳	・括り紐入り
3-6	大正5年12月23日	1916	小菅区長　真嶋浦太郎		横帳	1	大正五年度里道小菅通道路費取立帳	一括り
3-7	大正4年度	1915	小菅区長　中島太作		横帳	1	小菅通里道改修諸入費帳	・括り紐入り
3-8	大正5年2月	1916	小菅区長　真島浦太郎		横帳	1	里道小菅通道路改修工事入費帳	
3-9					横帳	1	記（道普請）	
3-10	大正5年4月30日	1916			横帳	1	里道改修工事出勤日数調	
3-11	大正5年4月30日	1916	区長　真島浦太郎		横帳	1	里道小菅通改修出勤日記帳	一括り
3-12	大正4年12月	1915	小菅区長　中島太作		横帳	1	里道小菅通改修ニ付人夫酒手支払帳	
3-13	大正4年12月	1915	小菅区長　中島太作		横帳	1	大正四年度里道小菅通道路費取立帳	
3-14	大正4年4月	1915	小菅区長　中島太作		横帳	1	里道小菅通改修人足出勤帳	
3-15	大正3年12月23日	1914	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	大正参年度道路費取立帳	・括り紐入り
3-16	大正3年4月	1914	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	里道小菅通改修諸入費帳	
3-17	大正3年4月	1914	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	里道小菅通改修人足出勤調帳	一括り
3-18	大正3年4月	1914	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	里道小菅通改修人足出勤帳	
3-19	大正2年	1913	小菅区長		横帳	1	仁王大門追分ヨリ下道路修繕工事諸入費帳	・括り紐入り
3-20	大正2年5月	1913	小菅区長　小林友吉		横帳	1	仁王大門追分ヨリ下道路修繕工事人足帳	一括り
3-21	大正2年5月	1913	小菅区長　小林友吉		横帳	1	仁王大門追分ヨリ下道路修繕工事人夫出勤日数取調帳	一括り
3-22	大正2年12月	1913	小菅区長　蒲原正一郎		横帳	1	仁王大門追分ヨリ下道路改修入費取立帳	
3-23-1	明治45年5月8日	1912	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	道路改修人足帳但宮大門ヨリ二ノ鳥居迄	・括り紐入り
3-23-2	明治45年5月8日	1912	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	道路改修入費帳但宮大門ヨリ二ノ鳥居迄	
3-24	明治35年5月3日	1902	組惣代		横帳	1	仁王大門道普請諸掛帳	一括り
3-25-1	明治44年5月4日	1911	組惣代　山岸勘左衛門		横帳	1	里社境内前ヨリ山岸源右衛門々迄　道路改修人足控帳	
3-25-2	明治44年5月4日	1911	山岸勘左衛門		横帳	1	道路改修費用控帳但山岸源右衛門門前先ヨリ宮大門迄ニ至ル	
4-1-1	天保5年6月11日	1834	小菅村役元		横帳	1	見世小屋米寄帳	「第4号」付箋のついた綴とも
4-1-2	嘉永7年6月	1854	小菅村役元		横帳	1	小屋場半減掛取立帳	「明治十六年ヨリ大正五年迄之分
4-1-3	万延元年6月	1860	小菅村役元		横帳	1	見世小屋米寄帳	内明治十七年分なし」
4-1-4	嘉永6年6月11日	1853	小菅村役元		横帳	1	見世小屋米寄并鎗持組割扣帳	一綴
4-2	慶応3年6月	1867	小菅村役元		横帳	1	減米集小屋名前帳	
4-3	弘化4年6月7日	1847	役元		横帳	1	半減米寄帳	
4-3	明治24年7月12日	1891	人民総代　蒲原善左衛門		横帳	1	日市諸入費取調帳	
4-4	明治22年7月14日	1889	組長惣代　小木助右衛門		横帳	1	日市入費諸控帳	
4-5	明治26年7月12日	1893	組惣代　真嶋清左衛門		横帳	1	日市諸入費調帳	
4-6	明治28年7月16日	1895	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	日市諸入費調帳	
4-7	明治29年7月16日	1896	小菅組惣代　小林友吉		横帳	1	日市諸入費調帳	
4-8	明治30年7月16日	1897	小菅組惣代　小林助右衛門		横帳	1	日市諸入費調帳	
4-9	明治32年7月11日	1899	組惣代　真嶋清太郎		横帳	1	日市諸入費帳	
4-10	明治31年7月21日	1898	組惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	日市諸入費帳	
4-11	明治33年7月16日	1900	惣代　中島太三郎		横帳	1	日市諸入費帳	
4-12	明治34年7月16日	1901	惣代　吉原治郎衛門		横帳	1	日市諸入費帳	
4-13	明治35年7月16日	1902	惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	日市諸入費帳	
4-14	明治38年7月15日	1905	小菅組惣代　丸山常作		横帳	1	日市諸入費取替帳	
4-15	明治37年7月15日	1904	小菅組惣代　小林政平		横帳	1	日市諸入費取替帳	
4-16	明治39年7月15日	1906	小菅組惣代　真島浦太郎		横帳	1	日市諸入費取替帳	
4-17	明治40年7月	1907	組惣代　小林忠之助		横帳	1	日市諸入費取替帳	
4-18	明治41年7月	1908	組惣代　真島喜平治		横帳	1	日市諸入費取替帳	
4-19	明治42年7月	1909	組惣代　真島清太郎		横帳	1	日市諸入費取調帳	
4-20	明治43年7月	1910	組惣代　市村作十郎		横帳	1	日市諸入費取調帳	
4-21	明治44年7月17日	1911	小菅組惣代　山岸勘左衛門		横帳	1	日市諸入費記載帳	
4-22	明治45年7月11日	1912	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	日市諸入費記載帳	
4-23	明治44年度	1911			横帳	綴	四十四年度日市割賦等級表	

4-24	大正2年7月11日	1913	小菅区長　小林友吉		横帳	冊	日市諸入費記載帳	
4-25	大正3年7月	1914	小管区長		横帳	冊	日市諸入費記載帳	
4-26	大正4年7月	1915	区長　中島太作		横帳	冊	日市諸入費取調帳	
4-27	大正5年7月	1916	区長　真島浦太郎		横帳	1	日市諸入費取調帳	
4-28	大正6年7月	1917	小菅区長　丸山常作		横帳	1	日市諸入費取調帳	
4-29	大正6年7月21日	1917	小菅区長　丸山常作		横帳	1	日市諸入費取立帳	
4-30	大正7年7月11日	1918	小菅区長　丸山重治		横帳	1	日市諸入費取替帳	
4-31	大正8年7月15日	1919	小菅区長　蒲原林蔵		横帳	1	日市諸入費取調帳	
4-32	大正9年7月15日	1920	小菅区長　蒲原正一郎		横帳	1	日市諸入費取調帳	
4-33	大正10年7月15日	1921	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	日市諸入費取調帳	
4-34	大正11年7月15日	1922	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	日市諸入費取調帳	
4-35	大正12年7月15日	1923	小菅区長　山岸安之助		横帳	1	日市諸入費取調帳	
4-36	大正13年7月15日	1924	小菅区長　吉原要治郎		横帳	1	日市諸入費取調帳	
4-37	大正14年7月16日	1925	小菅区長　丸山千治郎		横帳	1	日市諸費取替帳	
4-38	大正15年7月16日	1926	小菅区長　内堀佐吉		横帳	1	日市諸費取替帳	
5-1	大正3年9月29日	1914	小菅区長		横帳	1冊	奥社堺内道路修繕費覚帳	付箋「第五号」「従明治参拾七年至大正五年
5-2	明治37年5月	1904	組惣代　小林政平		横帳	1	神社ニ関スル収入支出金覚帳	計拾冊　内明治三拾九年、明治四拾年
5-3	明治38年3月ヨリ	1905	組惣代　丸山常作		横帳	1	神社ニ関スル収納支払原簿	明治四拾参年　計参冊不足」
5-4	明治41年3月	1908	小菅組総代　真嶋喜平治		横帳	1	神社ニ関スル諸入費控帳	
5-5	明治42年3月	1909	組総代　真島清太郎		横帳	1	神社ニ関スル諸入費控帳	
5-6	明治44年3月1日	1911	組総代　山岸勘左衛門		横帳	1	神社ニ関スル諸入費取替帳	
5-7	明治45年5月	1912	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	神社ニ関スル諸入費帳	
5-8	大正2年5月12日	1913	小菅区長　小林友吉		横帳	1	神社ニ関スル諸入費帳	
5-9	大正3年2月	1914	区長　小林元次郎		横帳	1	神社ニ関スル諸入費帳	
5-10	大正4年2月1日	1915	小菅区長　中島太作		横帳	1	神社ニ関スル諸入費帳	
5-11	大正5年2月	1916	小菅区長　真島浦太郎		横帳	1	神社ニ関スル諸入費帳	
6-1	明治19年戌7月18日	1886	伍長総代　小林七兵衛		横帳	1	小菅組祭典諸入費取立帳	第六号の付箋
6-2	明治9年8月5日　明治10年7月15日	1876/1877	代儀人　山岸傳左衛門　用掛　吉原治良右衛門		横帳	1	御祭禮入費取立帳	
6-3	明治10年7月16日	1877	用係　吉原治良右衛門		横帳	1	御祭禮入費取立帳	
6-4	明治11年7月16日	1878	代儀人　廣瀬定右衛門		横帳	1	御祭禮入費取立帳	
6-5	明治12年7月15日	1879	村吏　山岸傳右衛門		横帳	1	下高井郡高野村ノ内小菅組　御祭禮諸入費控帳	
6-6	明治13年7月15日	1880	村吏　吉原次郎右衛門		横帳	1	下高井郡高野村ノ内小菅組　御祭禮諸入費控帳	
6-7	明治13年7月	1880			横帳	1	御祭禮諸入費簿	
6-8-1	明治14年7月	1881			横帳	1	御祭禮諸入費簿	
6-8-2	明治14年7月15日	1881	事務掛り　足立沖右衛門		横帳	1	御祭禮人足割賦帳	
6-8-3	明治14年7月21日	1881	事務掛		横帳	1	旧小菅村御祭禮費取立帳	
6-9-1	明治15年7月20日	1882	伍長総代　廣瀬定右衛門		横帳	1	御祭禮諸入費取立帳	
6-9-2	明治15年7月	1882			横帳	1	献燈諸入費簿	
6-9-3	明治15年7月15日	1882	伍長惣代　廣瀬定右衛門		横帳	1	御祭典諸掛記帳	
6-10	明治16年7月18日	1883	伍長惣代　蒲原彦兵衛		横帳	1	御祭禮諸入費取立帳	
6-11	明治16年7月	1883			横帳	1	献燈諸入費帳	
6-12	明治16年7月15日	1883	伍長惣代　蒲原彦兵衛		横帳	1	高野村小菅組　後祭禮諸入費帳	
6-13	明治24年7月15日	1891			横帳	1	献燈諸費取調帳	
6-14	明治18年7月16日	1885	伍長惣代　真嶋清右衛門		横帳	1	祭典諸入費覚帳	
6-15	明治15年7月16日	1882	伍長総代　小林七兵衛		横帳	1	小菅組祭典諸入費取調帳	
6-16	明治19年10月10日	1886	郷社氏子惣代　鷲尾正尾　他		横帳	1	郷社八所大神祭典入費割賦帳	
6-17	明治18年7月10日	1885	祭典掛　小林友吉　他		横帳	1	献燈諸入費書上帳	
6-18	明治19年7月16日	1886	祭典掛		横帳	1	献燈諸入費取調帳	
6-19	明治20年7月11日	1887	伍長惣代　丸山助三郎		横帳	1	祭典諸入費取調帳	
6-20	明治20年7月16日	1887	祭典掛　真島太吉　吉原新吉	伍長惣代　丸山助三郎	横帳	1	献燈諸入費取調帳	
6-21	明治20年7月18日	1887	伍長惣代　丸山助三郎		横帳	1	小菅組祭典諸入費取立帳	
6-22	明治21年7月18日	1888	人民総代　小林友吉		横帳	1	小菅組祭典諸入費取立帳	
6-23	明治21年7月17日	1888	人民総代　小林友吉		横帳	1	小菅組祭典諸入費取調帳	
6-24	明治21年7月15日	1888	小林勝之助　吉原亀造	伍代総代　小林友造	横帳	1	献燈諸入費取調簿	
6-25	明治22年7月17日	1889	人民総代　小林助右衛門		横帳	1	祭典諸入費取立帳	
6-26	明治22年7月14日	1889	足立勇蔵　吉原源吉　金井寅之助	伍代惣代　小林助左衛門	横帳	1	献燈諸費取調帳	
6-27	明治23年7月15日	1890	真嶋清太郎　廣瀬馬治郎	伍代惣代　吉原源吉	横帳	1	献燈諸費取調帳	
6-28	明治25年7月16日	1892	世話人総代　廣瀬吉五郎　蒲原廣作	伍代惣代　丸山鉄五郎	横帳	1	献燈諸費取調帳	
6-29	明治26年7月16日	1893	世話人総代　廣瀬房吉　真嶋清太郎	総代　真嶋清右衛門	横帳	1	献燈諸費取調扣帳	
6-30	明治27年7月14日	1894	伍代惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	献燈諸費取調帳	
6-31	明治27年9月18日	1894	若者惣代　小林海之口　吉原面之口	小菅惣代　廣瀬吉五郎	横帳	1	祭典諸費取調帳	
6-32	明治28年9月18日	1895	祭典掛　小林晴之助	組惣代　中嶋太三郎	横帳	1	秋季献燈費取調帳	
6-33	明治28年7月14日	1895	若者惣代　小林政平　吉原西之助	組惣代　中嶋太三郎	横帳	1	献燈諸費取調帳	
6-34	明治29年9月19日	1896	丸山常作	組惣代　小林友吉	横帳	1	秋季献燈費帳	
6-35	明治29年7月16日	1896	祭典掛　小林勝之助　鷲尾常次郎	組惣代　小林友吉	横帳	1	献燈諸費取調帳	

6-36	明治30年9月19日	1897	真嶋浦太郎	総代　小林助右衛門	横帳	1	秋季献燈費上申控帳	
6-37	明治30年7月16日	1897	祭典掛　丸山常作	組惣代　小林助右衛門	横帳	1	献燈諸費取調帳	
6-38	明治31年7月16日	1898	真嶋浦太郎	組惣代　蒲原善左衛門	横帳	1	祭典費控帳	
6-39	明治32年7月14日	1899	祭典掛　小林元治郎　金井直蔵	惣代　真島清太郎	横帳	1	小菅神社献燈諸費上申控帳	
6-40	明治33年7月16日	1900	祭典掛　山岸安之助	小菅組惣代　中嶋太三郎	横帳	1	献燈諸費取調上申帳	
6-41	明治34年9月19日	1901			横帳	1	秋季献燈費上申控帳	
6-42	明治34年9月19日	1901	中嶋太作	吉原治良右衛門	横帳	1	秋季献燈諸費上申帳	
6-43	明治34年7月16日	1901	蒲原林義	吉原治良右衛門	横帳	1	小菅神社献燈諸費取調帳	
6-44	明治35年7月16日	1902	祭典掛　中嶋太作	小菅組惣代　丸山鉄五郎	横帳	1	献燈諸費上申帳	
6-45	明治35年9月19日	1902	祭典掛　廣瀬馬吉	小菅組惣代　丸山鉄五郎	横帳	1	秋季献燈諸費上申帳	
6-46	明治36年9月18日	1903	祭典掛　真嶋清太郎		横帳	1	秋季献燈上申帳	
6-47	明治36年7月16日	1903	廣瀬馬吉	小菅組惣代	横帳	1	献燈費上申帳	
6-48	明治37年7月16日	1904	祭典掛　山岸安之助　小林元治郎	組惣代　小林政平	横帳	1	献燈諸費取調上申帳	
6-49	明治37年9月19日	1904	祭典掛　金井直蔵　他1	組惣代　小林政平	横帳	1	秋季祭典上申帳	
6-50	明治38年7月16日	1905	祭典掛　金井直蔵　丸山國土		横帳	1	献燈諸費取調上申帳	
6-51	明治39年9月19日	1906	小林庄五郎　金井政治郎	小菅組総代　真島浦太郎	横帳	1	秋季献燈上申帳	
6-52	明治39年7月15日	1906	祭典掛惣代　丸山仙次郎	小菅組総代　真嶋浦太郎	横帳	1	献燈諸費取調上申帳	
6-53	明治40年9月18日	1907	祭典掛　藤井麻治　真嶋末蔵		横帳	1	秋季献燈諸費取調上申帳	
6-54	明治40年7月15日	1907	祭典掛　金井政治　丸山右之助	組惣代　金井政治郎　他1	横帳	1	献燈諸費取調上申帳	
6-55	明治40年7月15日	1907	真嶋米蔵　蒲原正一郎		横帳	1	献燈諸費取調上申帳	
6-56	明治41年9月18日	1908			横帳	1	秋季祭典御供物収納帳	
6-57	明治41年9月18日	1908	祭典掛　市村馬三郎　廣瀬梅吉	組惣代　真島喜平治	横帳	1	秋季献燈諸費上申帳	
6-58	明治42年7月15日	1909	祭典掛　市村馬三郎　廣瀬梅吉	小菅組惣代　真島清太郎	横帳	1	献燈諸費取調上申帳	
6-59	明治43年	1910	小菅神社々務所　社司　竹内英峻		横帳	1	明治四拾参年度祭典諸入費取調帳	
6-60	明治43年9月18日	1910	祭典掛　金井政治　蒲原林義	小菅組惣代　市村作十郎	横帳	1	秋季献燈諸費上申帳	
6-61	明治43年9月19日	1910	郷社小菅神社社務所組惣代　市村作十郎		横帳	1	秋期例祭献備品奉納人名簿	
6-62	明治43年7月16日	1910	祭典掛　丸山重治　丸山千治郎	小菅組惣代　市村作十郎	横帳	1	献燈諸費取調上申帳	
6-63	明治44年	1911	小林政平　他2	住職　武内英峻	横帳	1	明治四拾四年度祭典諸入費取調帳	
6-64	明治44年7月16日	1911	祭典掛　金井政治　蒲原林義	小菅組惣代　山岸勘左衛門	横帳	1	献燈諸費取調上申帳	
6-65	明治44年9月18日	1911	祭典掛　蒲原正一郎	組惣代	横帳	1	秋季献燈上申帳	
6-66	明治45年7月16日	1912	祭典掛　蒲原正一郎	区長　吉原源吉	横帳	1	献燈諸費取調上申帳	
6-67	明治45年	1912	吉原源吉　他2　神職　武内英峻		横帳	1	明治四拾五年度祭典諸入費取調簿	
7-1	明治21年7月10日～10月3日	1888			横帳	1	現地目日勤記帳	紐　番号札在り
7-2	明治21年4月28日～7月14日	1888	小菅組人民総代　小林友吉		横帳	1	現地目日勤記帳　　朱書「相済」	
7-3	明治21年5月11日～5月26日	1888	小菅組人民総代　小林友吉		横帳	1	現地目日勤記帳　　朱書「相済」	
7-4	明治21年6月26日改	1888	事務掛		横帳	1	着到時間表記	
7-5	明治21年3月9日	1888	小菅組人民惣代　小林友吉		横帳	1	現地目日勤入費控帳	
7-6	明治21年10月14日	1888	小菅組人民惣代　小林友吉		横帳	1	現地目諸入費記載帳	
7-7	明治21年10月13日	1888			横帳	1	脱落手数料　　朱書「開墾　変損　租変　分裂」	一綴
7-8	明治21年7月より	1888	小菅組人民総代　小林友吉		横帳	1	郡役所行戻并泊リ諸入費記簿	
7-9	明治21年7月10日	1888			横帳	1	現地目地価仮割触帳　　朱書「壹号」	
7-10	明治21年8月9日	1888	人民惣代　小林友吉		横帳	1	現地目入費仮割触帳　　朱書「貳号」	
7-11	明治21年9月9日	1888	人民惣代　小林友吉		横帳	1	現地目入費仮割触帳　　朱書「三号」	
7-12	明治21年4月28日	1888	人民惣代　小林友吉		横帳	1	現地目入費記載帳	
7-13	明治20年4月	1887	伍長惣代　丸山助三郎		横帳	1	現地目丈量諸掛リ控帳	
9-1	明治22年12月22日取立	1889	小菅組総代		横帳	1	地図仮割記帳	一綴
9-2	明治23年5月2日	1890	小菅組総代　吉原源吉		横帳	1	地図諸費記帳	
9-3	明治23年8月31日取立	1890	小菅組総代　吉原源吉		横帳	1	地図入費割賦取立帳	
9-4	明治23年度分1月12日取立	1890	吉原源吉		横帳	1	地図ニ付分割費割賦取立帳	
9-5	明治23年8月31日	1890	小菅組惣代　吉原源吉		横帳	1	他村組地図費取立帳	
9-6	明治23年	1890	小菅組惣代　吉原源吉		横帳	1	地図日当記帳	
9-7	明治23年6月10日	1890	小菅組		横帳	1	地図仮割取立	
9-8	明治27年3月26日	1894	廣瀬吉五郎		横帳	1	地図整理ニ付入費取替帳	
10-1					紐	1	紐（10-6-6までを束ねる）	付箋「第拾号」
10-2	明治29年丙申ノ9月28日調	1896	小菅組惣代　小林友吉		横帳	1	土手普請三ノ口付石垣中堰浚外堰浚木門口堀楊諸入費帳	
10-3	明治28年9月20日調	1895	小菅組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	土手普請日当并入費帳	
10-4-1					紐	1	紐	10-4-4までを束ねる
10-4-2-1	明治27年9月16日	1894	惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	土手普請人足帳	10-4-2-2まで紐で綴る
10-4-2-2	明治27年第9月18日	1894	惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	土手普請ニ付縄領収帳	
10-4-3	明治27年8月10日	1894	組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	溜井土手普請入費取替帳	
10-4-4	明治27年第9月16日	1894	惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	土手普請入費地価割帳	
10-5-1	明治25年9月	1892	組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	堤防普請縄領収記	10-5-4まで紐で綴る
10-5-2	明治25年9月	1892	組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	堤防普請日勤簿	
10-5-3	明治25年9月	1892	組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	大菅溜池新堀酒掛地価割帳	
10-5-4	明治25年9月6日	1892	組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	溜池新堀諸入費記帳	

10-6-1					紐	1	紐（10-6-6までを束ねる）	
10-6-2	明治24年9月7日始メ	1891	伍長惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	堤防普請日勤帳	
10-6-3	明治24年7月6日	1891	組惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	字池田堰堀付入費帳	
10-6-4	明治24年9月6日	1891	組惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	溜井堤防人費帳	
10-6-5	明治24年9月7日	1891	組惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	堤防普請酒代附帳	
10-6-6	明治24年9月	1891	組惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	堤防普請日勤取調帳	
11-1	明治27年3月18日	1894	組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	観音堂再建入費取替帳	紐2本　番号札
11-2	大正元年11月1日	1912	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	護摩堂屋根共他修繕入費帳	
11-3	明治34年7月4日	1901	小菅組惣代　吉原治郎右衛門		横帳	1	郷蔵屋根　護堂屋根普請諸入費記帳	
11-4					横帳	1	（人別書出し）	
11-5	大正3年7月	1914	区長　小林元治郎		横帳	1	当区事務所新簿諸入費帳	
11-6	明治35年6月	1902	組惣代		横帳	1	番所屋根・仁王門屋根・萱縄受取帳	
11-7	大正5年8月29日	1916	講員連代表人　諏訪茂助　山岸又蔵　丸山常作	小菅区長　真嶋浦太郎	横帳	1	仁王尊屋根替諸費上申帳	
11-8	明治27年9月15日	1894	惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	観音堂屋根萱代金支払帳	
11-9	明治26年7月4日	1893	組惣代　真嶋清太郎		横帳	1	仁王門屋根萱并人足帳	
11-10	明治39年7月27日	1906	組惣代　真嶋浦太郎		横帳	1	不動院護摩堂講堂修繕諸入費覚帳	
11-11	大正4年7月	1915	区長　中島太作		横帳	1	里社屋根修繕諸入費取調帳	
11-12	大正4年7月5日	1915	小菅区長　中嶋太作		横帳	1	里社屋根修繕萱取立帳	
11-13	明治43年7月	1910	小菅組惣代　市村作十郎		横帳	1	奥里御旅所其外修繕諸入費帳	一綴
11-14					横帳	1	（演劇見物割ほか）	
11-15	明治43年6月27日	1910	組惣代　市村作十郎		横帳	1	奥社屋根修繕萱諸取帳	
11-16	明治43年7月1日より	1910	小菅組惣代　市村作十郎		横帳	1	奥社屋根修繕萱運搬人足控	
11-17	大正元年11月	1912	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	臨時神社諸入費記載帳并ニ里社境内損本売払計算	一綴
11-18	明治45年5月	1912	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	奥社・里社屋根修繕入費帳附祭典器具修繕	
11-19	明治41年9月24日～10月1日	1908	組惣代　真島喜平次		横帳	1	奥社屋根替ニ付諸入費帳	
11-20	明治33年9月3日	1900	小菅組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	参之鳥居立換諸入費記帳	
11-21	明治30年5月	1897	惣代　吉原源吾		横帳	1	拝殿屋根替諸入費帳	
11-22	明治30年5月	1897	小菅組惣代　小林助左衛門		横帳	1	拝殿屋根替萱受并代金支払帳	
11-23	明治29年5月17日	1896	瑞穂村小菅組惣代　小林友吉		横帳	1	里社・郷蔵普請諸費記載帳	
11-24	大正5年7月17日	1916			横帳	1	仁王尊屋根替寄附帳	
11-25	明治39年8月10日	1906	小菅組惣代　真嶋浦太郎		横帳	1	不動院屋根替有志金取立帳附胡摩堂及講堂	
11-26	明治35年9月24日	1902	組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	仁王大門切石据込寄付帳	
12-1					紐	1	紐（12-16までを束ねる）	付箋「第拾弐号」
12-2	明治26年3月1日	1893			横帳	1	預リ金学校取替七名日勤附込帳	
12-3	明治25年第3月ヨリ	1892	小菅組学校督責委員　丸山鉄郎		横帳	1	学校諸費附込記帳	
12-4	明治45年3月2日	1912	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	字堂道平及北沢山林見廻帳	
12-5	明治31年2月23日	1898			横帳	1	村立高等設備運動費有志帳	
12-6	明治32年2月	1899			横帳	1	幻燈機械有志金名簿帳	
12-7	明治23年12月10日	1890	小菅組　吉原源吉		横帳	1	学校敷板張替諸費帳	
12-8	大正2年9月19日	1913	小菅組　小林控		横帳	1	開講式ニ付粳米有志帳	
12-9	大正元年10月12日取立	1912			横帳	1	瑞穂学校校地寄附金記	
12-10	大正元年9月28日	1912	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	瑞穂学校地寄附人夫帳	
12-11	明治28年5月13日	1895			横帳	1	小菅尋常小学校寄附人名帳	
12-12	大正2年4月24日	1913	小菅区長　小林友吉		横帳	1	瑞穂学校地寄附人夫帳	
12-13	明治24年2月7日	1891	事務掛リ		横帳	1	当組学校造作有志金受取帳	
12-14-1	明治39年2月12 13日	1906			横帳	1	第五回恤兵有志取立帳	12-14-7まで紐で綴る
12-14-2	明治38年11月17日取立	1905	惣代　丸山常吉		横帳	1	第四回恤兵金賦課帳	
12-14-3	明治38年5月13日取立	1905	小菅組惣代　丸山常作		横帳	1	第参回恤兵有志金取立帳	
12-14-4	明治37年11月5日	1904	小菅組惣代　小林政平		横帳	1	第弐回恤兵有志金取立帳	
12-14-5	明治37年10月25日	1904	組惣代　小林政平		横帳	1	軍用雪靴製作入費扣帳	
12-14-6	明治37年12月15日	1904	小菅組惣代　小林政平		横帳	1	軍用口靴製作費取立覚帳	
12-14-7	明治37年2月19日取立	1904	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	恤兵寄附金取立帳	
12-15	明治23年12月12日	1890	事務掛リ		竪長	1	当組学校造作有志名簿	
12-16-1	明治36年5月27日	1903	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	小菅神社全景銅版料信濃宝鑑代有志金取立帳	12-6-6まで紐で綴る
12-16-2	明治36年9月9日	1903	小菅組会員惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	武徳会長野支部落成発会式挙行費有志金取立帳	
12-16-3	明治36年8月16日	1903	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	瑞穂村神戸組銀杏木保存有志金取立帳	
12-16-4	明治36年9月9日	1903	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	故陸軍歩兵一等卒真嶋千太郎墓碑建立有志帳	
12-16-5	明治36年10月15日	1903	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	故陸軍歩兵一等卒真嶋千太郎碑石建設有志金取立帳	
12-16-6	明治37年1月28日	1904	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	諸普請人足不参代并縄代取立帳	
13-1-1	明治20年亥5月10日	1887	伍長惣代　丸山勘六郎		横帳	1	伍長江預ケ金利足取立帳	番号札入り
13-1-2	明治29年5月17日	1896	小菅組惣代　小林友吉		横帳	1	伍長預金利子九分取立帳	
13-2	明治34年5月20日	1901	組惣代　吉原治良右衛門		横帳	1	當組内預ケ金利子取立帳	
13-3	明治33年5月20日	1900	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	當組内預ケ金利子取立帳	
13-4	明治32年4月15日	1899	組惣代　真嶋清太郎		横帳	1	當組内預ケ金利子取立帳	「七冊ノ内第六号」の付箋あり
13-5	明治28年7月28日	1895	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	預金利子取立帳	

13-6	明治23年4月20日	1890			横帳	1	組預金利子取立帳	
13-7	明治23年4月20日	1890			横帳	1	組預金之内元金取立帳	
13-8	明治31年4月28日	1898	組惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	當組内預ヶ金利子取立帳	
13-9	明治27年4月19日	1894	惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	預金利子取立帳	
13-10	明治30年5月10日	1897	惣代　吉原源吉		横帳	1	預ヶ金利子取立帳	
13-11	明治25年4月20日	1892			横帳	1	組預金利子取立帳	
13-12	明治24年4月29日	1891			横帳	1	組預金利子取立帳	
14-1	大正5年7月21日	1916	小菅区長　真嶋浦太郎		横帳	1	共有地入上芝地取立帳	綴り紐入り
14-2	大正4年7月20日	1915	小菅区長　中嶋太作		横帳	1	共有地入上金芝地取立帳	
14-3	大正3年7月21日	1914	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	共有地入上金芝地取立帳	
14-4	大正2年7月20日	1913	小菅区長　小林友吉		横帳	1	共有地入揚金芝地利子金取立帳	
14-5	明治45年7月20日	1912	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	共有地入揚金芝地利子金取立帳	
14-6	明治44年7月	1911	組惣代　山岸勘左衛門		横帳	1	共有地入揚金芝地利子金取立帳	
14-7	明治43年7月	1910	組惣代　市村作十郎		横帳	1	共有地入揚金芝地利子金取立帳	
14-8	明治42年7月	1909	組惣代　真嶋清太郎		横帳	1	共有地入揚金芝地利子金取立帳	
14-9	明治41年7月8日	1908	組惣代　真島喜平次		横帳	1	共有地入揚金芝地利子金取立帳	
14-10	明治40年7月18日	1907	小菅組総代　小林忠之助		横帳	1	共有地入揚金芝地利子金取立帳	
14-11	明治39年7月18日	1906	小菅組総代　真嶋浦太郎		横帳	1	共有地貸付入揚金并芝地利子金取立帳	
14-12	明治38年7月18日	1905	組惣代　丸山常作		横帳	1	共有芝地利子取立帳	
14-13	明治37年7月18日	1904	組惣代　小林政平		横帳	1	共有芝地利子取立帳	
14-14	明治36年7月18日	1903	組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	共有芝地利子取立帳	
14-15	明治35年7月18日	1902	組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	共有芝地利子取立帳	
14-16-1	明治34年7月10日	1901	組惣代　吉原治郎右衛門		横帳	1	共有芝地利子取立帳	
14-16-2	明治33年7月18日		組惣代　中島太三郎		横帳	1	共有芝地利子取立帳	
14-17	明治32年7月16日	1899	小菅組総代　真嶋清太郎		横帳	1	共有地芝地利子取立帳	
14-18	明治31年7月16日	1898	小菅組総代　蒲原善左衛門		横帳	1	共有地芝地利子取立帳	
14-19	明治30年7月16日	1897	小菅組総代　小林助右衛門		横帳	1	共有地芝地利子取立帳	
14-20	明治29年7月16日	1896	小菅組総代　小林友吉		横帳	1	共有地芝地利子取立帳	
14-21	明治28年7月16日	1895	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	共有地芝地利子取立帳	
14-22	明治27年7月16日	1894	瑞穂村小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	共有地芝地利子取立帳	
14-23	明治26年7月16日	1893	瑞穂村小菅組惣代　真嶋清左衛門		横帳	1	共有芝地々代取立帳	
14-24	明治25年7月16日	1892	人民惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	芝地并共有地代金取立帳	
14-25	明治24年7月16日	1891	人民惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	芝地并共有地代金取立帳	
14-26	明治23年7月16日	1890	人民惣代　吉原源吉		横帳	1	芝地并共有地代金取立帳	
14-27	明治22年7月17日	1889	人民惣代　小林助左衛門		横帳	1	芝地并共有地代金取立帳	
14-28	明治21年7月18日	1888	人民惣代　小林友吉		横帳	1	芝地并共有地々代取立帳	
14-29	明治20年7月18日	1887	伍長惣代　丸山助三郎		横帳	1	芝地并共有地々代取立帳	
14-30	明治19年7月16日	1886	小菅組伍長惣代　小林七兵衛		横帳	1	芝地并共有地々代取立帳	
14-31	明治18年7月16日	1885	小菅組伍長惣代　真嶋清右衛門		横帳	1	芝地金利人名記帳	
14-32	明治16年7月18日	1883	伍長惣代　蒲原彦兵衛		横帳	1	共有地貸料取調帳	
14-33	明治14年7月21日	1881	小菅組　役元		横帳	1	芝地利息人数記帳	
16-1-1	明治25年11月	1892	小菅組人民惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	合村費割賦触帳	番号札入り
16-1-2	明治24年6月24日	1891			横帳	1	字北澤新堰敷調帳	
16-2	明治23年4月20日	1890			横帳	1	合村費取替返帳	
16-3	明治24年12月19日	1891	組惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	自明治廿三年至明治廿四年貳ヶ年分神官給料取立帳	
16-4	明治42年3月	1909	組惣代　真島清太郎		横帳	1	補習学校諸入費覚帳	
16-5-1	明治39年1月18日	1906	惣代　丸山常作		横帳	1	誘蛾燈威銃薬諸入費記載帳	
16-5-2	明治39年8月		小菅村組惣代　真島浦太郎		横帳	1	普請不参金取立帳	
16-6	明治43年11月10日	1910	組惣代		横帳	1	赤痢病ニ関スル諸入費帳	
16-7-1	明治29年7月	1896	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	紙漉税金取立帳	括り紐入り
16-7-2	明治29年12月16日	1896	小菅組惣代		横帳	1	紙漉鑑札税取立帳	
16-7-3	明治28年1月28日	1895	惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	紙漉税金諸普請不参金取立帳	
16-7-4	明治25年8月	1892	組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	紙漉税金配当取立帳	一括り
16-7-5	明治24年7月	1891	人民惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	紙漉税金配当取立帳	
16-7-6	明治23年7月22日	1890	惣代　吉原源吉		横帳	1	紙漉税金配当取立帳	
16-8	明治24年4月27日	1891			横帳	1	三峯神社拝借配当帳	括り紐入り
16-9	明治23年4月26日	1890			横帳	1	三峯神社拝借配當	一括り
16-10	明治25年3月28日	1892			横帳	1	三峯神社拝借配当帳	
16-11	明治27年4月17日	1894	廣瀬吉五郎		横帳	1	三峰山拝借人名帳	
16-12	明治28年4月	1895			横帳	1	三峯神社拝借人帳	
16-13-1					横帳	1	記	「号沢冊八本号弐拾弐ノ外」の付箋あり
16-13-2					横帳	1	（第壱号足立勇蔵以下）	
17-1	明治23年7月18日	1890	人民惣代　吉原源吉		横帳	1	日市諸入費取立帳	「第拾七号」付箋
17-2	明治24年7月10日	1891	人民惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	日市諸入費取立帳	紙縒「明治拾七年　明治拾八年
17-3	明治25年7月18日	1892	人民惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	日市諸入費取立帳	明治弐拾七年　三冊不足」

17-4	明治26年7月18日	1893	組惣代　真嶋清右衛門		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-5	明治28年7月18日	1895	小菅組総代　中嶋太三郎		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-6	明治29年7月18日	1896	小菅組惣代　小林友吉		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-7	明治30年7月16日	1897	小菅組総代　小林助右衛門		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-8	明治31年7月15日	1898	蒲原善左衛門		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-9	明治32年7月18日	1899	真嶋清太郎		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-10	明治33年7月18日	1900	総代　中島太三郎		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-11	明治34年7月18日	1901	総代　吉原治郎右衛門		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-12	明治35年7月18日	1902	惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-13	明治36年7月18日	1903	惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-14	明治37年7月18日	1904	惣代　小林政平		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-15	明治38年7月18日	1905	組惣代　丸平常作		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-16	明治40年7月18日	1907	組惣代　小林忠之助		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-17	明治41年7月	1908	小菅組総代　真嶋喜平治		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-18	明治42年7月21日	1909	組惣代　真嶋清太郎		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-19	明治43年7月17日	1910	小菅組惣代　市村作十郎		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-20	明治44年7月20日	1911	小菅組総代　山岸勘左衛門		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-21	明治45年7月20日	1912	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-22	大正2年7月20日	1913	小管区長　小林友吉		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-23	大正3年7月	1914	小管区長　小林元治郎		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-24	大正4年7月21日	1915	小菅区長　中嶋太作		横帳	1	日市諸入費取立帳	
17-25	大正5年7月21日	1916	小菅区長　真嶋浦太郎		横帳	1	日市諸入費取立帳	
18-1	明治22年1月13日	1889	小菅組人民総代		横帳	1	廿一年三月ヨリ廿二年一月迄当組費割賦触帳	付箋「第拾八号」
18-2	明治22年9月15日	1889	小菅組人民総代　小林助右衛門		横帳	1	当壱日ヨリ九月迄組費割賦触帳	
18-3	明治23年1月14日	1890	小菅組人民総代　小林助右衛門		横帳	1	従明治廿弐年九月至同廿三年月当組費割賦取立帳	
18-4	明治24年1月12日	1891	小菅組総代　吉原源吉		横帳	1	明治廿三年度組費割賦取立帳	
18-5	明治25年1月18日	1892	小菅組惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	年度組費割賦取立帳	
18-6	明治26年1月17日	1893	人民惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	年度諸入費割賦取立帳	
18-7	明治28年1月	1895	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	当組諸入費割賦取立帳	
18-8	明治29年1月30日	1896	小菅組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	当組諸入費割賦取立帳	
18-9	明治30年1月28日	1897	総代　小林友吉		横帳	1	組費取立帳	
18-10	明治31年1月28日	1898	小菅組惣代　小林助右衛門		横帳	1	組費割賦取立帳	
18-11	明治32年1月28日	1899	小菅組惣代　蒲原吉左衛門		横帳	1	組費割賦取立帳	
18-12	明治33年1月28日	1900	真嶋鉄太郎		横帳	1	組費割賦取立帳	付箋「七冊ノ内第七号」
18-13	明治34年1月27日	1901	小菅組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	組費割賦取立帳	
18-14	明治35年2月7日	1902	惣代　吉原治良右衛門		横帳	1	組費割賦取立帳	
18-15	明治36年1月31日	1903	組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	組費割賦取立帳	
18-16	明治37年1月28日	1904	惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	組費割賦取立帳	
18-17-1	明治37年7月3日	1904	小菅組惣代　小林政平		横帳	1	明治参拾七年度前半期分組費取立帳	一綴
18-17-2	明治38年2月10日	1905	組惣代　小林政平		横帳	1	組費第弐期取立帳	
18-18-1	明治38年7月8日	1905	組惣代　丸山常作		横帳	1	組費第壱期取立帳	一綴
18-18-2	明治39年2月8日	1906	組惣代　丸山常作		横帳	1	組費第弐期取立帳	
18-19-1	明治39年8月	1906	小菅組惣代　真島浦太郎		横帳	1	三拾九年度前半期組費取立帳	一綴
18-19-2	明治40年2月8日	1907	小菅組惣代　真島浦太郎		横帳	1	三拾九年度后半期組費取立帳	
18-20-1	明治40年7月8日	1907	組惣代　小林忠之助		横帳	1	明治四拾年度前半期組費取立帳	一綴
18-20-2	明治41年2月5日	1908	組惣代　小林忠之助		横帳	1	明治四拾年度后半期組費取立帳	
18-21-1	明治41年7月	1908	惣代　真嶋喜平治		横帳	1	四拾壱年前半期組費取立帳	一綴
18-21-2	明治42年2月8日	1909	惣代　真嶋喜平治		横帳	1	四拾壱年後半期組費取立簿	
18-22-1	明治42年	1909	組惣代　真嶋清太郎		横帳	1	四十二年前半期組費取立帳	一綴
18-22-2	明治43年2月8日	1910	組惣代　真嶋清太郎		横帳	1	第弐期組費取立帳	
18-23-1	明治43年	1910	組惣代　市村作十郎		横帳	1	四拾参年度第壱期組費取立帳	一綴
18-23-2	明治44年2月8日	1911	組惣代　市村作十郎		横帳	1	第弐期組費取立帳	
18-24-1	明治44年	1911	組惣代　山岸勘左衛門				明治四拾四年度第壱期分組費取立帳	一綴
18-24-2	明治45年1月21日	1912	区長　山岸勘左衛門				明治四拾四年后半期組費取立帳	
18-25-1	明治45年7月9日	1912	小菅区長　吉原源吉				四拾五年度組費第一期取立帳	一綴
18-25-2	大正2年1月21日	1913	小菅区長　吉原源吉				大正元年度組費第二期取立帳	
18-26-1	大正2年6月26日	1913	小菅区長　小林友吉				大正弐年度組費第壱期取立帳	一綴
18-26-2	大正3年1月21日	1914	小菅区長　蒲原正一郎				大正弐年度組費第弐期取立帳	
18-27-1	大正3年7月8日	1914	小菅区長　小林元治郎				大正参年度組費第壱期取立帳	一綴
18-27-2	大正4年1月21日	1915	小菅区長　小林元治郎				大正参年度組費第弐期取立帳	
18-23-1	大正4年7月8日	1915	区長　中島太作				大正四年度前半期区費取立帳	一綴
18-23-2	大正5年1月21日	1916	区長　中島太作				大正四年度后半期区費取立帳	
18-29-1	大正5年7月8日	1916	区長　真島浦太郎				大正五年前半期取立記	一綴
18-29-2	大正6年1月21日	1917	区長　真島浦太郎				大正五年区費后半期取立帳	
19-1	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	丈量誤謬訂正願拾壱冊ノ内壱号	第19号の付箋

19-2	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	丈量誤謬訂正願拾壱冊ノ内弐号	
19-3	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	丈量誤謬訂正願拾壱冊ノ内三号	
19-4	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	丈量誤謬訂正願拾壱冊ノ内四号	
19-5	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	丈量誤謬訂正願拾壱冊ノ内五号	
19-6	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	丈量誤謬訂正願拾壱冊ノ内六号	
19-7	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	丈量誤謬訂正願拾壱冊ノ内七号	
19-8	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	丈量誤謬訂正願拾壱冊ノ内八号	
19-9	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	丈量誤謬訂正願拾壱冊ノ内九号	
19-10	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	丈量誤謬訂正願拾壱冊ノ内拾号	
19-11	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	丈量誤謬訂正願拾壱冊ノ内拾壱号	
20	明治21年10月	1888	下高井郡高野村小菅組		縦帳	1	開墾熟地成下帳	第廿号の付箋
21	明治21年	1888			竪帳	1	脱落地編入願	
22-1					紐	1	紐（22-11までを束ねる）	付箋「第弐拾弐号」
22-2			組惣代		竪帳	2	伝染病予防法及規則	2冊を一綴りに
22-3	明治23年7月23日	1890	高野郷大字小菅組		横半帳	1	畦畔増願及分裂願	
22-4	明治23年3月1日	1890	小菅組用		竪帳	1	諸願届書式	
22-5	明治21年	1888	小菅組		冊	1	現地目書式	
22-6	明治23年6月5日改メ8月7日改メ	1890	小菅組惣代　吉原源吉		横帳	1	地価一人別合計表	
22-7	明治21年10月3日	1888	高井郡高野村小菅組		竪帳	1	地目変換価値修正願　一類地ヨリ二類地へ組替願下冊	
22-8	明治20年	1887	下高井郡高野村小菅組		竪帳	1	一類地ヨリ二類地へ組替願	
22-9	明治23年9月	1890	小菅組		竪帳	1	分筆願書控	
22-10	明治24年4月4日調	1891	小菅組惣代　蒲原善左衛門		竪帳	1	字誤謬訂正願	
22-11	明治41年1月	1908	小菅組		竪帳	1	字池下開墾成功価値修正願附字運池七千百三十二番土地分割及同地類変換届	
22-12	明治22年丑9月	1889	小菅組惣代		竪帳	1	修正地価取調帳	
23-1					紐	1	紐（23-2袋の上から紐で束ねる）	
23-2					袋	1	有志帳（23-21まで収納）	
23-3	明治32年	1899			竪帳	1	高等学校新築仲裁費有志連名簿	
23-4	明治40年4月	1907	小菅組惣代　小林忠之助		竪帳	1	森山訓導寄贈品費有志帳	
23-5	明治36年4月29日	1903			竪帳	1	共有太鼓張替有志帳	
23-6	明治42年2月	1909	小菅組惣代　真嶋喜平治		竪帳	1	神苑会員有志人名	
23-7	大正5年3月	1916			竪帳	1	瑞穂学校長外職員贈与金有志帳	
23-8	大正5年5月	1916			竪帳	1	明治神宮奉賛会寄附金申込帳	
23-9	明治39年7月	1906	小菅組惣代　真嶋浦太郎		竪帳	1	不動院屋根替有志連名帳附胡摩堂及講堂屋根修繕	
23-10	明治39年8月28日	1906	小菅組惣代　真嶋浦太郎		竪帳	1	旅順忠魂費建設有志帳	
23-11	明治38年12月	1905	小菅組惣代　丸山常作		竪帳	1	消防器具有志連名簿	
23-12	明治44年8月	1911	組惣代　山岸勘左衛門		竪帳	1	ラッパ新調ポンプ修繕有志帳	
23-13	明治40年11月	1907	小菅組惣代　小林忠之助		竪帳	1	ポンプ購入金有志簿	
23-14	明治27年	1894			竪帳	1	観音堂再建有志連名簿	
23-15	明治24年4月	1891	高野村小菅組		竪帳	1	堤防有志連名簿	
23-16	明治36年	1903			竪帳	1	郷社小菅神社義金募集帳	
23-17	明治37年	1904	小菅組		竪帳	1	恤兵金寄附人名帳	
23-18	明治35年度	1902			竪帳	1	組内事件中済費有志募集簿	
23-19	明治31年	1898	小菅組惣代　蒲原善左衛門		竪帳	1	テレキスイ有志金連名帳	
23-20	明治32年7月5日	1899			竪帳	1	神輿白衣テルキ有志簿	
23-21	明治31年6月14日	1898	瑞穂村小菅組		竪帳	1	救穀有志人名簿	
24-1						1	小菅共有地券状	掛紙の反古紙に表題記入
24-2						1	地券写	「部落内財産統一ノ土地登記ヲナス」
24-3	明治12年3月10日	1879	長野県	山岸英雄		1	地券	耕地1反2歩
24-4	明治12年7月1日	1879	長野県	吉原治郎右衛門		1	地券	
24-5	明治12年3月10日	1879	長野県	吉原治郎右衛門		1	地券	
24-6	明治13年12月24日	1880	長野県	小菅		1	地券	
24-7	明治12年3月10日	1879	長野県	山岸英雄		1	地券	
24-8	明治13年12月24日	1880	長野県	吉原治郎右衛門		1	地券	
24-9	明治19年3月9日	1886	長野県	小菅村共有地		1	地券	
24-10	明治12年7月1日	1879	長野県	小菅		1	地券	
24-11	明治13年12月24日	1880	長野県	小菅		1	地券	
24-12	明治13年12月24日	1880	長野県	小菅		1	地券	
24-13	明治13年12月24日	1880	長野県	小菅		1	地券	
24-14	明治13年12月24日	1880	長野県	小菅		1	地券	
24-15	明治12年3月10日	1879	長野県	小菅		1	地券	
24-16	明治12年3月10日	1879	長野県	小菅		1	地券	
24-17	明治12年2月10日	1879	長野県	小菅		1	地券	
25-1	大正15年2月1日	1926	小菅区長　内堀佐吉		横帳	1	年中預り金扣帳	〆切・書号札入る　表紙に「二十五号」
25-2	大正14年2月1日	1925	小菅区長　丸山千治郎		横帳	1	年中預り金扣帳	25-1～25-10まで一綴
25-3	大正13年2月1日	1924	小菅区長　吉原要治郎		横帳	1	年中預り金扣帳	

25-4	大正12年度	1923	小菅区長　山岸安三郎		横帳	1	大正拾貳年度預り金扣帳	
25-5	大正11年度	1922	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	大正拾壱年度預り金扣帳	
25-6	大正10年2月1日	1921	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	大正拾年度預り金扣帳	
25-7	大正9年2月1日	1920	小菅区長　蒲原正一郎		横帳	1	大正九年度預金扣帳	
25-8	大正8年2月1日	1919	小菅区長　蒲原林蔵		横帳	1	大正八年度預金扣帳	
25-9	大正7年2月1日始メ	1918	区長　丸山重次		横帳	1	大正七年度諸預り金扣帳	
25-10	大正6年2月1日始メ	1917	区長　丸山米作		横帳	1	大正六年度諸預り金覚帳	
25-11	大正15年2月1日	1926	小菅区長　内堀佐吉		横帳	1	年中経費取替帳	
25-12	大正14年2月1日	1925	小菅区長　丸山千治郎		横帳	1	年中経費取替帳	一部ペンで書く
25-13	大正13年2月1日	1924	小菅区長　吉原要治郎		横帳	1	年中経費取替帳	
25-14	大正12年2月1日	1923	小菅区長　山岸安三郎		横帳	1	年中経費取替帳	ペン書あり
25-15	大正11年2月1日	1922	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	年中経費取替帳	
25-16	大正10年2月1日	1921	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	大正拾年度区費取替帳	
25-17	大正9年2月1日	1920	小菅区長　蒲原正一郎		横帳	1	大正九年度区費取替帳	
25-18	大正8年度2月1日	1919	小菅区長　蒲原林蔵		横帳	1	大正八年度区費取替帳	
25-19	大正7年2月1日始メ	1918	区長　丸山重治		横帳	1	大正七年度区費取替帳	
25-20	大正6年2月1日始メ	1917	丸山米作		横帳	1	大正六年度区費取替帳	
26-1-1	大正7年10月15日	1918			縦帳	1	報告書（大水門外側底樋伏替并腹付工事報告書）	括り紐入り
26-1-2	大正7年度	1918			縦帳	1	大正七年度大水門外側底樋伏替人夫出勤日数調	
26-1-3	大正7年3月11日	1918			横帳	1	底樋伏替水門形口人夫出勤調帳	
26-2	大正6年10月15日	1917			横帳	1	記（「水門破損に付六月四日ヨリ同八日迄人夫合計三百六十六人」以下の記述）	
26-3	大正7年2月	1918	区長　丸山重治		横帳	1	大水門外側伏替人夫日当支払帳	
26-4	大正6年8月	1917	小菅区長　丸山常作		横帳	1	水門新設内側堀換諸入費帳	
26-5	大正7年8月	1918	区長　丸山重治		横帳	1	大水門外側伏替人夫出勤帳	
26-6	大正7年	1918	丸山重治		横帳	1	大水門外側伏替ニ付見舞請帳	
26-7	大正7年8月	1918	区長　丸山重治		横帳	1	大水門外側伏替諸入費形換帳	
26-8	大正7年12月22日	1918	小菅区長　丸山重治		横帳	1	堤防費取立帳	
26-9	大正7年8月22日	1918	小菅区長　丸山重治		横帳	1	堤防費第二期取立帳	
26-10	大正7年3月18日	1918	小菅区長　丸山重治		横帳	1	堤防費第一期取立帳	
26-11-1	大正7年3月11日	1918			横帳	1	水門破損并ニ底樋伏替ニ付土俵其他出品費帳	
26-11-2	大正7年3月11日	1918	区長　丸山重治		横帳	1	水門破損并ニ底樋伏替ニ付土俵其他出品覚帳	
26-12-1	大正7年12月	1918	区長　丸山重治		横帳	1	土俵縄代支払帳	
26-12-2	大正7年9月	1918	小菅区長　丸山重治		横帳	1	大水門外側伏替ニ付土俵縄其他出品覚帳	
26-13	大正7年度	1918			横帳	1	土手普請書類綴込	
26-14-1	大正6年6月4日	1917	区長　丸山常作		横帳	1	水門破損ニ付諸入費支払帳	
26-14-2	大正6年8月25日	1917	区長　丸山常作		横帳	1	大水門内側伏替人夫出勤日記帳	
26-14-3	大正6年	1917	区長　丸山常作		横帳	1	水門破損并底樋伏替ニ付見舞諸帳	
26-14-4	大正6年6月4日	1917	区長　丸山常作		横帳	1	水門破損ニ付人夫出勤日記帳	
26-14-5	大正6年8月	1917	区長　丸山常作		横帳	1	水門内側伏替不参調帳	
26-14-6					横帳	1	記（六月四日出品者以下）	表題なしの文書
26-14-7	大正6年9月	1917	区長　丸山常作		横帳	1	底樋伏替ニ付見舞請帳	表題なしの文書追加して綴られている
27-1	大正7年9月吉日	1918	区長　丸山重治		横帳	1	講堂護摩堂屋根修繕諸入費立換帳	1束目のくくり紐
27-2	大正13年度	1924	小菅区長　吉原要治郎		横帳	1	講堂屋根修繕　十王堂屋根修繕　御番所押入取附費用明細帳	
27-3	大正15年5月	1926	小菅区長		横帳	1	講堂屋根修繕経費明細帳	
27-4	大正12年6月20日	1923	小菅区長		横帳	1	護摩堂屋根修繕入費帳	
27-5	大正6年7月	1917	小菅区長　丸山常作		横帳	1	護摩堂屋根修繕入費帳	
27-6	大正11年11月	1922	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	番所修繕費取替帳	
27-7	大正10年7月	1921	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	御番所修繕及十王堂修繕費帳	
27-8	大正12年9月9日	1923	小菅区長　山岸安之助		横帳	1	十王堂工事費明細帳	
27-9	大正10年11月23日	1921	小菅部担		横帳	1	瑞穂村尚武会費小菅部取立帳	
27-10	大正8年7月22日	1919	小菅区長　蒲原林蔵		横帳	1	大正八年度瑞穂農会々費取立帳	
27-11	大正9年7月8日	1920	小菅区長　蒲原正一郎		横帳	1	共有地小作料金取立帳	
27-12	大正15年7月9日	1926	小菅区長　内堀佐吉		横帳	1	共有地小作料金取立帳	
27-13	大正11年7月8日	1922	小菅区長　小林元次郎		横帳	1	共有地小作料金取立帳	
27-14	大正7年7月8日取立	1918	区長　丸山重治		横帳	1	共有地入上　芝地元利取立帳	
27-15	大正6年7月21日	1917	小菅区長　丸山常作		横帳	1	共有地入上　芝地取立帳	
27-16	大正10年7月	1921	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	共有地小作料金取立帳	
27-17	大正8年7月8日	1919	小菅区長　蒲原林蔵		横帳	1	共有地小作料金取立帳	
27-18	大正14年7月9日	1925	小菅区長　丸山千治郎		横帳	1	共有地小作料金取立帳	
27-19	大正12年7月8日	1923	小菅区長　山岸安之助		横帳	1	共有地小作料金取立帳	
27-20	大正13年度	1924	小菅区		横帳	1	国有林特売物収入金扣	
27-21	大正13年度8月	1924	小菅区		横帳	1	大菅柴割山帳	
27-22	大正14年1月22日	1925	小菅区長　吉原要治郎		横帳	1	大菅柴代取立帳	
27-23	大正11年1月22日	1922	区長　吉原源吉		横帳	1	字大菅柴代金取立帳	
27-24	大正9年度	1920	小菅区長　蒲原正一郎		横帳	1	大菅柴刈取割賦帳	

27-25	大正10年1月	1921	区長　蒲原正一郎		横帳	1	大菅柴代金取立帳	
27-26	大正10年7月14日	1921	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	瑞穂村農会々費取立帳	
27-27	大正11年4月23日	1922	小菅区		横帳	1	縣税戸数割課税標準調査出勤帳附費用取替帳	
27-28	大正11年3月23日	1922	区長　小林元治郎		横帳	1	消防大巡検費取立帳	
27-29	大正12年1月22日	1923	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	字大菅柴代取立帳	
27-30	大正12年度	1923			横帳	1	国有林特売物収入支出金扣	
27-31	大正13年1月22日	1924	小菅区長		横帳	1	大菅柴代取立帳	
27-32	大正14年9月1日	1925	小菅区長		横帳	1	特売地北ノ平分割代金取立帳	
27-33	大正15年10月	1926	小菅区長		横帳	1	内山国有林苅払小柴払下申込帳	
27-34	大正15年7月9日	1926	小菅区長　内堀佐吉		横帳	1	内山柴払下代金取立帳	
27-35	弘化4年3月	1847	小菅村　名主　和助		横帳	1	御番所茅替割付帳	
27-36	文政9年2月9日	1826	名主　義左衛門		横帳	1	当戌御下ヶ金色添帳	
27-37	明治5年6月	1872	役元		横帳	1	芝地利足人数帳	
27-38	文政3年11月19日	1820	小菅村　役元		横帳	1	頼母子講人数帳	
27-39	嘉永3年6月	1850	役元		横帳	1	芝地利足人数帳	
27-40	大正15年1月22日	1926	区長　丸山仙次郎		横帳	1	大菅柴代取立帳	
27-41	昭和2年1月17日	1927	小菅区長　内堀佐吉		横帳	1	内山刈払小柴払下代金取立帳	
27-42	昭和2年1月22日	1927	小菅区長　内堀佐吉		横帳	1	大菅小柴代取立帳	
27-43	大正15年3月19日	1926	小菅区長　内堀佐吉		横帳	1	学校運動場設置寄附金第弐期取立帳	
27-44	大正14年12月15日	1925	区長　丸山千治郎		横帳	1	学校運動場設置寄附金第壱期取立帳	一綴
27-45	大正9年2月20日	1934	小菅区長　蒲原正一郎		横帳	1	実業補習学校備品費寄附金	
27-46	昭和2年1月22日	1927	小菅区長　内堀佐吉		横帳	1	区費第弐期取立帳	
27-47	大正15年7月9日	1926	小菅区長　内堀佐吉		横帳	1	区費第壱期取立帳	
27-48	大正15年1月22日	1926	小菅区長　丸山千次郎		横帳	1	区費第弐期取立帳	
27-49	大正14年7月9日	1925	小菅区長　丸山千次郎		横帳	1	区費第壱期取立帳	
27-50	大正14年2月22日取立	1925	区長　吉原要治郎		横帳	1	第弐期区費取立帳	
27-51	大正13年7月8日	1924	小菅区長　吉原要次郎		横帳	1	第壱期区費取立帳	
27-52	大正12年1月22日	1923	小菅区		横帳	1	県税戸数割課税標準調査費取立帳	
27-53	大正12年7月8日	1923	小菅区長　山岸安三郎		横帳	1	第一期区費取立帳	
27-54	大正13年1月22日取立	1924	小菅区長　山岸安三郎		横帳	1	区費第弐期取立帳	
27-55	大正12年1月22日	1923	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	区費第弐期取立帳	
27-56	7月8日取立		区長　小林元治郎		横帳	1	大正拾壱年度区費第壱期取立帳	
27-57	大正11年1月22日	1922	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	区費第弐期取立帳	
27-58	大正10年7月8日	1921	小菅区長　吉原源吉		横帳	1	区費第壱期取立帳	
27-59	大正10年1月21日取立	1921	区長　蒲原正一郎		横帳	1	第弐期区費取立帳	
27-60	大正9年7月8日	1920	小菅区長　蒲原正一郎		横帳	1	区費第壱期取立帳	
27-61	大正9年1月21日	1920	区長　蒲原林蔵		横帳	1	大正八年度后半期区費取立帳	
27-62	大正8年7月8日取立	1919	区長　蒲原林蔵		横帳	1	大正八年度前半期区費取立帳	
27-63	大正8年1月21日取立	1919	区長　丸山重次		横帳	1	大正七年度后半期区費取立帳	
27-64	大正7年7月8日取立	1918	区長　丸山重治		横帳	1	大正七年前半期区費取立帳	
27-65	大正6年7月8日取立	1917	区長　丸山常作		横帳	1	大正六年全半期区費取立帳	
27-66	大正7年1月21日取立	1918	区長　丸山常作		横帳	1	大正六年後半期区費取立帳	
29-1	明治9年子3月1日	1876	旧小菅村役元　吉原治郎右衛門		横帳	1	諸取替并預金差引覚帳	29-1～29-24まで一綴
29-2	明治10年～明治13年	1877	小菅村役元　吉原治郎右衛門ほか		横帳	1	金圓差引覚帳（役場金につき）	当役　明治10年　吉原治郎右衛門
29-3	明治11年寅3月1日	1878	高野村旧小菅役元		横帳	1	諸取替并預ヶ金差引覚帳	明治11年　吉原治郎右衛門
29-4	明治12年1月	1879			半横帳	1	金八拾三円伍長江貸附帳	明治12年　廣瀬定右衛門
29-5	明治12年卯3月1日	1879	旧小菅村役元		横帳	1	諸取替并預ヶ金差引覚帳	
29-6	明治12年卯7月1日	1879	旧小菅村役元		横帳	1	諸取替預金差引覚帳	
29-7	明治13年5月23日改	1880	旧小菅村役元		横帳	1	諸取替金並預金差引覚帳（辰三月引渡之分）	
29-8	明治13年辰12月21日	1880	高野村旧小菅事務　足立沖右衛門		横帳	1	諸取替金並差引扣記簿	
29-9	明治14年巳3月日	1881	高野村小菅組　事務掛		横帳	1	年々役場潰金記載帳	
29-10	明治15年午3月1日	1882	旧小菅村　伍長惣代　廣瀬定右衛門		横帳	1	諸取替金預金差引役引渡帳	
29-11	明治15年午4月5日	1882	小菅村　廣瀬定右衛門		横帳	1	山林事件ニ附見舞請取并禮金帳	
29-12	明治16年未3月1日	1883	下高井郡高野村小菅組		横帳	1	事務役引渡諸帳面書留帳	
29-13	明治17年申3月1日	1884	旧小菅村　事務掛り　加藤儀左衛門		横帳	1	諸取替金預金差引役引渡帳十壱冊之内	
29-14	明治17年申3月1日	1884	旧小菅村　事務掛り　加藤儀左衛門		横帳	1	諸取替金預金差引役引渡帳十冊之内	
29-15	明治18年酉11月9日	1885	小菅組　伍長総代　真嶋清右衛門		横帳	1	諸入費取替并預金差引役引渡帳	
29-16	明治19年10月1日	1886	伍長総代　小林七兵衛		横帳	1	諸入費取替并預金差引役引渡帳	
29-17	明治20年亥3月1日	1887	伍長総代　中嶌太三郎		横帳	1	諸入費取替并預金差引役引渡帳	
29-18	明治21年子3月1日	1888	伍長総代　丸山助三郎		横帳	1	諸入費取替并預金差引役引渡帳	
29-19	明治22年丑3月1日	1889	伍長総代　小林友吉		横帳	1	諸取替金預り金差引役引渡帳	
29-20	明治23年3月1日	1890	小菅組人民総代　小林助右衛門		横帳	1	役交代差引帳	
29-21	明治24年1月1日	1891	吉原源吉		横帳	1	地図請負残金引渡帳	
29-22	明治24年3月16日	1891	小菅組総代　蒲原善左衛門		横帳	1	諸書類取調引渡帳（明治期以降）	
29-23	慶応2年3月1日～昭和8年1月迄	1866～1933			横帳	1	年々組総代人名帳	

29-24	大正14年7月14日	1925	小菅区長　丸山仙次郎		横帳	1	子爵田中阿歌麿北龍池調査ニ付入費帳	
30-1					紙帯	1	〔紙帯〕(30-11までを包む)	
30-2-1	明治33年2月27日	1900			横帳	1	下戻之件ニ付頼母子講発会取附帳	30-2-2まで紐で綴る
30-2-2	明治32年8月3日	1899	真嶋清太郎		横半帳	1	大菅引渡内山杉植付境内編入諸入費記帳	
30-3-1	明治37年	1904			横半帳	1	下戻上京諸入費記載簿　小菅神社神職支払分	30-3-5まで紐で綴る
30-3-2	明治37年5月7日	1904	組惣代　小林政平		横帳	1	大菅秩山内山官林下戻訴訟諸入費扣帳	
30-3-3	明治37年7月30日取立	1904	小菅組惣代　小林政平		横帳	1	字大菅引戻入費取立帳	
30-3-4	明治37年12月2日	1904	小菅組惣代　小林政平		横帳	1	字大菅引戻入費取立帳	
30-3-5	明治37年5月6日	1904	小菅組惣代　小林政平		横帳	1	大菅秩山行政訴訟入費取替覚帳	
30-4	明治34年1月29日	1901	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	字大菅松山払下諸入費帳	
30-5	明治36年1月31日取立	1903	小菅組惣代		横帳	1	国有林下戻シ入費戸別割取立帳	
30-6-1	明治23年5月3日	1890	小菅組惣代　吉原源吉		横帳	1	共有地引戻ニ付名宛ニ地租諸掛出金帳	
30-6-2	明治23年4月20日	1890	吉原源吉		横帳	1	小菅共有山林原野売渡金取立	
30-6-3	明治23年5月　日	1890			横帳	1	小菅共有地売渡ニ付買受人ヨリ出金取立	
30-6-4	明治23年4月16日	1890			横帳	1	小菅共有地売買ニ付登記諸費簿	
30-6-5	明治23年5月3日	1890	小菅組惣代　吉原源吉		横帳	1	共有地売買并伍長組預金元日利子取立共有地諸掛差引帳	
30-7	明治35年4月	1902	小菅組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	内山国有林大菅国有原野下戻シ入費帳	
30-8	明治40年2月19日	1907	組惣代　真島浦太郎		横帳	1	大菅秩山ニ関スル入費覚帳	
30-9-1	明治37年3月7日	1904	組惣代　小林政平		横帳	1	大菅秩山下戻訴訟書類鑑定ニ付諸入費扣帳	30-9-4まで紐で綴る
30-9-2					横帳	1	取替金覚	
30-9-3	明治27年3月21日	1894	小菅組惣代　小林政平		横帳	1	大菅国有原野行政鑑定訴訟入費取立帳	
30-9-4	明治37年4月22日取立	1904	組惣代　小林政平		横帳	1	大菅国有原野行政訴訟鑑定入費割賦帳	
30-10	明治42年12月	1909	組惣代　真島清太郎		横帳	1	字北大門国有林特買ニ付諸入費帳	
30-11-1	明治35年4月25日	1902			横帳	1	頼母子金割渡帳	30-11-5まで紐で綴る
30-11-2	明治35年4月25日	1902	惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	新円元利取立帳	
30-11-3	明治35年4月25日	1902			横帳	1	共有金割渡帳	
30-11-4	明治35年4月24日	1902	惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	共有金頼母子割渡差引帳	
30-11-5	明治35年4月14日	1902	小菅組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	共有諸拭明細帳	
31-1	慶応3年6月	1867	小菅村名主　儀左衛門		横帳	1	御祭礼人足割賦帳	
31-2	明治6年9月	1873	第51区小菅村戸長　山岸三左衛門		横帳	1	御祭礼人足割賦帳	
31-3	明治11年7月15日	1878	北第21大区3小区　高野村内旧小菅村小吏　廣瀬定右衛門		横帳	1	御祭礼人足割賦帳	
31-4	明治12年7月15日	1879	下高井郡高野村内小菅組村吏山岸伝左衛門		横帳	1	御祭礼人足割賦帳	
31-5	明治13年7月15日	1880	下高井郡高野村之内小菅組村吏　吉原治郎右衛門		横帳	1	御祭礼人足割賦帳	
31-6	明治14年7月15日	1881	事務正　足立沖右衛門		横帳	1	御祭礼人足割賦帳	
31-7	明治15年7月15日	1882	伍長惣代　廣瀬定右衛門		横帳	1	御祭典人足割賦帳	
31-8	明治16年7月15日	1883	小菅組伍長惣代　蒲原彦兵衛		横帳	1	御祭典人足割賦帳	
31-9	明治17年7月15日	1884	小菅組伍長惣代　加藤儀左衛門		横帳	1	御祭典人足役割帳	
31-10	明治18年7月15日	1885	伍長総代　真嶋清右衛門他2名		横帳	1	御祭典人足割賦帳	
31-11	明治18年7月15日	1885	御御輿世話掛人　小林助右衛門他7名		横帳	1	祭典人足割賦帳	
31-22	明治18年7月15日	1885	郷社氏子総代　中嶋多三郎他2名		横帳	1	上ノ社人足割賦帳	
31-23	明治19年7月15日	1886			横帳	1	御神事行烈役割帳	
31-24	明治19年7月15日	1886	伍長惣代　小林七兵衛		横帳	1	御神事行烈役割帳	
31-25	明治19年7月15日	1886	伍長惣代　小林七兵衛		横帳	1	武内御神事行烈役割帳	
31-26	明治20年7月15日	1887	伍長惣代　丸山助三郎		横帳	1	武内行烈役割帳	
31-27	明治20年7月15日	1887	伍長惣代　丸山助三郎		横帳	1	武内行烈役割帳	
31-28	明治21年7月15日	1888	人民総代　小林友吉		横帳	1	御神事行烈役割帳	
31-29	明治22年7月15日	1889	伍長総代　小林助右衛門		横帳	1	里社御輿行烈帳	
31-30	明治22年7月15日	1889	伍長総代　小林助右衛門		横帳	1	祭典柱松行烈帳	
31-31	明治23年7月15日	1890	伍長惣代　吉原源吉		横帳	1	里社御輿行烈人足帳	
31-32-1	明治23年7月15日	1890	人民総代　吉原源吉		横帳	1	祭典柱松行烈帳	一綴
31-32-2	明治24年7月15日	1891	伍長惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	里社御輿行烈人足帳	
31-33-1	明治25年7月15日	1892	組惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	里社行烈呼出帳	一綴
31-33-2	明治25年7月15日	1892	人民総代　丸山鉄五郎		横帳	1	祭典神子行烈帳	
31-34-1	明治26年7月15日	1893	組惣代　真嶋清右衛門		横帳	1	武内行例人足帳	一綴
31-34-2	明治26年7月15日	1893	組惣代　真嶋清右衛門		横帳	1	里社行例人足帳	
31-35-1	明治27年7月15日	1894	組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	武内行列人足帳	一綴
31-35-2					状	1	(人足刀名前書上)	
31-36	明治27年7月15日	1894	組惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	里社行列人足帳	
31-37-1	明治28年7月15日	1895	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	武内行列人足帳	一綴
31-37-2	明治28年7月15日	1895	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	里社行列人足帳	
31-38	明治29年7月15日	1896	組惣代　小林友吉		横帳	1	里社行列人足帳	
31-39	明治29年7月15日	1896	組惣代　小林友吉		横帳	1	武内行列人足帳	
31-40-1	明治30年7月15日	1897	組惣代　小林助右衛門		横帳	1	武内行列人足簿	一綴
31-40-2	明治30年7月15日	1897	組惣代　小林助右衛門		横帳	1	里社行列人足帳	
31-41-1	明治31年7月15日	1898	組惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	武内行列人足覚帳	一綴

31-41-2	明治31年7月15日	1898	組惣代　蒲原善左衛門		横帳	1	里社行列人足簿	一綴
31-42-1	明治32年7月15日	1899	組惣代　真嶋清太郎		横帳	1	里社行烈人足覚帳	
31-42-2	明治32年7月15日	1899	組惣代　真嶋清太郎		横帳	1	武内行烈人足覚帳	
31-43	明治33年7月15日	1900	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	武内行烈人足覚帳	
31-44	明治33年7月16日	1900	組惣代　中嶋太三郎		横帳	1	里社行烈人足覚帳	
31-45	明治34年7月15日	1901	組惣代　吉原治郎右衛門		横帳	1	武内行烈人足覚帳	
31-46	明治34年7月15日	1901	組惣代　吉原治良右衛門		横帳	1	里社行列人足覚帳	
31-47	明治35年7月15日	1902			横帳	1	武内行列人足帳	
31-48	明治35年7月15日	1902	惣代　丸山鉄五郎		横帳	1	里社行烈人足帳	
31-49	明治36年7月15日	1903	惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	武内行烈人足帳	
31-50	明治36年7月15日	1903	惣代　廣瀬吉五郎		横帳	1	里社行烈人足帳	
31-51	明治37年7月15日	1904	組惣代　小林政平		横帳	1	武内行列人足帳	
31-52	明治38年7月15日	1905	組惣代　丸山米作		横帳	1	武内行列人足帳	
31-53	明治38年7月15日	1905	組惣代　丸山米作		横帳	1	里社行列人足帳	
31-54	明治39年7月15日	1906	惣代　真嶋浦太郎		横帳	1	武内行列人足帳	
31-55-1	明治40年7月15日	1907	惣代　小林忠之助		横帳	1	武内行列人足帳	31-55-1,31-55-2紐でつなぐ
31-55-2	明治40年7月15日	1907	惣代　小林忠之助		横帳	1	里社行列人足簿	
31-56	明治41年7月15日	1908	惣代　真嶋喜平治		横帳	1	武内行列人足簿	
31-57	明治41年7月15日	1908	惣代　真嶋喜平治		横帳	1	里社行列人足簿	
31-58	明治42年7月15日	1909	組惣代　真島清太郎		横帳	1	武内行列人足帳	
31-59	明治42年7月15日	1909	組惣代　真島清太郎		横帳	1	里社行列人足帳	
31-60	明治44年7月15日	1911	組惣代　山岸勘左衛門		横帳	1	武内行列人足帳	
31-61	明治44年7月15日	1911	組惣代　山岸勘左衛門		横帳	1	里社行列人足帳	
31-62-1	明治45年7月15日	1912	区長　吉原源吉		横帳	1	武内行列人足帳	31-62-1,31-62-2紐でつなぐ
31-62-2	明治45年7月15日	1912	区長　吉原源吉		横帳	1	里社行列人足帳	
31-63	大正2年7月15日	1913	区長　小林友吉		横帳	1	武内行列人足帳	
31-64	大正2年7月15日	1913	区長　小林友吉		横帳	1	里社行列人足帳	
31-65-1	大正3年7月15日	1914	区長　小林元治郎		横帳	1	武内行列人足帳	31-65-1、31-65-2紐でつなぐ
31-65-2	大正3年7月15日	1914	区長　小林元治郎		横帳	1	里社行列人足帳	
31-66	大正4年7月15日	1915	区長　中島太作		横帳	1	武内行列人足帳	
31-67	大正4年7月15日	1915	区長　中島太作		横帳	1	里社行列人足帳	
31-68	大正5年7月15日	1916	小菅区長　真嶋浦太郎		横帳	1	武内行列人足帳	
31-69	大正6年7月15日	1917	区長　丸山常作		横帳	1	里社行列人足帳	
31-70	大正6年7月15日	1917	区長　丸山常作		横帳	1	武内行列人足帳	
31-71-1	大正7年7月15日	1918	小菅神社社務所		横帳	1	供進使行列人足帳	31-71-1、31-71-2、31-71-3紐でつなぐ
31-71-2	大正7年7月15日	1918	小菅神社社務所		横帳	1	里社行列人足帳	
31-71-3	大正7年7月15日	1918	小菅神社社務所		横帳	1	武内行列人足帳	
31-72	大正8年7月15日	1919	小菅神社社務所		横帳	1	里社行列人足帳	
31-73	大正8年7月15日	1919	小菅神社社務所		横帳	1	武内行列人足帳	
31-74	大正8年7月15日	1919	小菅神社社務所		横帳	1	供進使行列人足帳	
31-75	大正9年7月15日	1920	小菅神社社務所		横帳	1	里社行列人足帳	
31-76-1	大正9年7月15日	1920	小菅社務所		横帳	1	供進使行列人足帳	31-76-1、31-76-2紐でつなぐ
31-76-2	大正9年7月15日	1920	小菅神社社務所		横帳	1	武内行列人足帳	
31-77	大正10年7月15日	1921	小菅神社社務所		横帳	1	里社行列人足帳	
31-78	大正10年7月15日	1921	小菅神社社務所		横帳	1	武内行列人足帳	
31-79	大正10年7月15日	1921	小菅神社社務所		横帳	1	供進使行列人足帳	
31-80	大正11年7月15日	1922	小菅神社社務所		横帳	1	武内行列人足帳	
31-81	大正11年7月15日	1922	小菅神社社務所		横帳	1	供進使行列人足帳	
31-82	大正11年7月15日	1922	小菅神社社務所		横帳	1	里社行列人足帳	
31-83	大正12年7月15日	1923	小菅神社社務所		横帳	1	武内行列人足帳	
31-84	大正6年7月15日	1917	区長　丸山米作		横帳	1	供進使行列人足帳	
31-85	大正12年7月15日	1923	小菅神社社務所		横帳	1	里社行列人足帳	
31-86	大正12年7月15日	1923	小菅神社社務所		横帳	1	供進使行列人足帳	
31-87-1	大正13年7月15日	1924	小菅神社社務所		横帳	1	武内行列人足帳	31-87-1、31-87-2、31-87-3紐でつなぐ
31-87-2	大正13年7月15日	1924	小菅神社社務所		横帳	1	供進使行列人足帳	
31-87-3	大正13年7月15日	1924	小菅神社社務所		横帳	1	里社行列人足帳	
31-88-1	大正14年7月15日	1925	小菅神社社務所		横帳	1	供進使行列人足帳	31-88-1、31-88-2、31-88-3紐でつなぐ
31-88-2	大正14年7月15日	1925	小菅神社社務所		横帳	1	里社行列人足帳	
31-88-3	大正14年7月15日	1925	小菅神社社務所		横帳	1	武内行列人足帳	
31-89-1	大正15年7月15日	1926	小菅神社社務所		横帳	1	供進使行列人足帳	31-89-1、31-89-2、31-89-3紐でつなぐ
31-89-2	大正15年7月15日	1926	小菅神社社務所		横帳	1	里宮行列人足帳	
31-89-3	大正15年7月15日	1926	小菅神社社務所		横帳	1	武内行列人足簿	
31-90	明治39年7月15日	1906	惣代　真嶋浦太郎		横帳	1	里社行列人足簿	
31-91					紐	1	（紐）（31-1から31-90を束ねる）	
32-1					紙袋	1	〔紙袋〕（表題「明治十七年々同十八年々廿一年度作付反別産額及価格調」）	32-4までを収める

32-2	明治20年	1887			横帳	1	戸数番号帳	
32-3					横帳	1	〔金銭覚帳〕	
32-4-1	明治17年同18年同21年度	1884/1885/1888			横帳	1	明治十七年同十八年同廿一年度作付反別産額及価格調	32-4-4まで紐で綴る
32-4-2	明治23年3月19日調	1890			横帳	1	十町歩以上十町歩未満二町歩以二町歩未満取調帳　是ハ廿一年所有者取調也	
32-4-3	明治26年7月	1893	小菅惣代　真嶋清右衛門	林長　小林賢作殿	状	1	麦作付反別及収穫高取調口御届	
32-4-4	明治26年12月7日	1893	真嶋清右衛門		状	1	記（作付面積及び収穫量）	
33	大正8年3月2日改ほか	1933	預人　丸山千治郎ほか		横帳	1	諸書類預覚帳	
34	大正7年8月	1932	区長　丸山重治		横帳	1	郷社小菅神社所有旧八幡神社諏訪神社跡地売買諸入費帳	
35	大正13年11月15日	1938	小菅区		横帳	1	庚申塔建設費明細帳	
36-1					状	1	伍長組換名簿（綴の表紙）	36-7まで紐で綴る
36-2	明治26年3月1日	1893	組惣代　真嶋清右衛門		竪帳	1	改正伍長組	
36-3	明治31年2月	1898			竪帳	1	改正伍長組人名帳	
36-4	明治33年2月1日改	1900	小菅組惣代　真嶋清太郎		横半帳	1	伍長組換帳	
36-5	明治39年3月1日	1906	小菅組惣代　真島浦太郎		横半帳	1	伍長組替記帳	
36-6	明治42年	1909	組惣代　真島喜平治		竪帳	1	五長組換名簿	
36-7	明治45年	1912	組惣代　山岸勘左衛門		竪帳	1	五長組換名簿	
37-1	明治38年12月10日	1905	小菅神社社務所		横帳	1	日露戦後平和克復奉告献納覚	37-2まで紐で綴る
37-2	明治38年5月16日	1905	小菅組尚武会幹事事務所		横帳	1	第二回皇軍戦勝祭諸入費并収入記簿	
38	文政9年戌3月10日	1826	役元		包紙	1	亥酉過納御下ヶ金割賦帳（包紙のみ）	
39-1					紙袋	1	申六月改当時入用分小屋場米寄古帳願書下書在中	
39-2			伺都何村百姓惣代名主たれ印	大原四郎右衛門様　中野御役所	状	1	奉差上御受書之事	
39-3					状	1	覚（金銭覚書）	
40	大正5年6月25日	1916	小菅青年会長　丸山友重郎		横帳	1	獅子新調諸費上申帳	
41	大正6年2月	1917	区長　丸山栄作		横帳	1	神社費取替帳	
42	大正7年2月1日始メ	1918	区長　丸山重治		横帳	1	神社諸費取替帳	
43-1	大正7年10月	1918	区長　丸山重治		横帳	1	小菅神社改築ニ関スル経費帳	
43-2	大正7年5月	1918	区長　丸山重治		横帳	1	郷社小菅神社県社昇格ニ対スル経費帳	
43-3	大正7年8月	1918	区長　丸山重治		横帳	1	奥社屋根修繕諸入費帳	
43-4	大正7年2月19日	1918	区長　丸山重治		横帳	1	神社諸費武内費用取替帳	
44	天保5年午6月　日	1834	役元		横帳	1	御祭礼鎗持組当覚帳	
45	明治42年7月15日	1909	小菅神社社務所		横帳	1	合祀奉祝祭并常例祭諸入費調簿	

小菅区有文書目録

長持3号

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形式	点数	表　題　(内容)	備考
1-1			高野村		竪	1	地順収穫調帳	「第一号一」付箋有り
1-2			高野村		竪	1	地順収穫調帳	「第一号二」付箋有り
1-3			高野村		竪	1	地順収穫調帳	「第一号三」付箋有り
1-4					竪	1	字水越地順収穫又調帳小菅地之分	「第一号四」付箋有り
1-5					竪	1	字岡ノ田地順収穫又調べ帳字境澤	「第一号五」付箋有り
1-6	明治9子12月	1869			竪	1	地順収穫盛込下調帳	「第一号六」付箋有り
2-1			備考		竪	1	畦畔反別調帳	小菅組ノ一
2-2			備考		竪	1	畦畔反別調帳(字水越)	小菅組ノ二
2-3			備考		竪	1	畦畔合反別帳(高野村)	小菅組
2-4	明治16年	1883			竪	1	畦畔縄畳依頼証	
2-5	明治16年	1883			竪	1	畦畔縄畳依頼証	
4-1	天明3年7月	1783	高井郡小菅村		竪帳	1	御祭礼日市仲村定連判帳	(付箋)第四号　一
4-2	文化7年午6月28日	1810			竪帳	1	当村内取締連判書付	(付箋)第四号　八
4-3	天保4年巳10月	1833			横帳	1	村中取締連判一札	(付箋)第四号　六
4-4	天保7年申10月日	1836			竪帳	1	当中違作二付組合取定連印帳	(付箋)第四号　拾
4-5	天保8年酉5月	1837			竪帳	1	取締連判帳	(付箋)第四号　拾参
4-6	天保13寅年8月	1842	信濃国高井郡笹沢村		竪帳	1	威鉄砲書上帳	(付箋)第四号　拾八
4-7	天保15年辰2月日	1844	役元		竪帳	1	村取締連印覚帳	(付箋)第四号　拾壱
4-8	(弘化4年)	1847			竪帳	1	池抜二付村口取究本書	(付箋)第四号　拾弐
4-9	弘化4年未4月26日	1847			竪帳	1	村内取極一札	(付箋)第四号　五
4-10	(嘉永3年)	1850			竪帳	1	御取締衆中へ差出書付下書	(付箋)第四号　拾四
4-11	嘉永3年戌正月	1850	役元		竪帳	1	村内取極メ書	(付箋)第四号　四
4-12	(嘉永4年)	1851			竪帳	1	村内取極	(付箋)第四号　七
4-13	嘉永7年寅7月	1854	名主源右衛門		竪帳	1	名寄帳改二付取極連印帳	(付箋)第四号　九
4-14	安政4年巳5月日	1857			竪帳	1	村内取極帳	(付箋)第四号　弐
4-15	文久2年戌12月日	1862			竪帳	1	村内取極連判帳	(付箋)第四号　拾五
4-16	文久3年亥2月	1863	村役人		横帳	1	村内取極連判帳	(付箋)第四号　拾七
4-17	慶応元年丑7月	1865	小菅村役元		竪帳	1	取極ヶ條出之事	(付箋)第四号　参
4-18	明治6年	1873			竪帳	1	検地請書差上	(付箋)第四号　六
5-1	文化元年子4月	1804			竪帳	1	御林下苅場小前割賦帳	小菅村村役人
5-2	文化元年子3月	1804	名主惣五郎他3人	上野四郎三郎様　中野御役所御改御役人様　林和吉殿他1人	竪帳	1	御林下見帳	
5-3	慶応3年卯4月	1867			竪帳	1	御林下苅場小前割賦帳	
5-4	文化2年丑9月10日	1805	名主義右衛門他3人	御代官古橋隼人様　中野御役所御改御出役　菊田熊次郎他1人	竪帳	1	御林請印帳	
5-5	文化6年巳4月	1809	名主七右衛門他3人	古橋隼人様　中野御役所	竪帳	1	御林書上帳	
5-6	文化8未年4月	1811	名主和助他2人	杉庄兵衛様　中野御役所	竪帳	1	御林書上帳	
5-7	明和2年酉3月	1765	名主弥次郎他3人	大野佐左衛門様　御役所	竪帳	1	御林反別木数書上帳	
5-8	天明8申年10月	1788	名主他3人	久保平三郎様　御役所	竪帳	1	御林木数反別書上帳之扣	
5-9	文政3年辰8月	1820			竪帳	1	大菅見取場再改覚帳	
5-10	天保3辰年正月	1832			竪帳	1	新田高井御高入年号書上帳	
5-11	明治7年	1874	戸長山岸三右衛門他2人	長野懸参事　楢崎寛直殿	竪帳	1	芝地切開大縄畑反別貢米地代金書上帳	
5-12	文化15寅年	1818	名主清左衛門他2人	御代官大草太郎右衛門様　御手代高梨官平他1人	竪帳	1	畑田成屋敷成帳	
5-13	文化5年辰12月	1808		古橋隼人様　中野御役所	竪帳	1	田畑反別改帳	
5-14	天保14卯年9月	1843	名主善右衛門他2人	石原清左衛門様　川浦御役所	竪帳	1	畑田成	
5-15	天保14卯年	1843			竪帳	1	屋敷成	
5-16	文化3年寅9月	1806	名主義右衛門他3人	古橋隼人様　中野御役所	竪帳	1	田畑高反別書上帳	
5-17	安永7年戌6月	1778	組頭源次郎他3人		竪帳	1	田畑高反別書上帳	
5-18	享保2年戌4月	1717	名主和助他3人	上野四郎三郎様　中野御役所	竪帳	1	田畑反別書上帳	書上帳丸写下帳とある
5-19	享保2年戌4月	1717	名主和助他3人	上野四郎三郎様　中野御役所	竪帳	1	田畑反別書上帳	
5-20			上州高崎慈上寺	高井郡小菅村	一紙	1	合鑑	
10-1						1	袋(諸事書類、外ニ湯山ノ庄浅葉野御届)「第拾号」(付せんあり)	
10-2	明治4年9月	1871	小菅村願人武内之隆他1名	村役人中	状	1	乍恐以書付奉願上候(武内元隆神職継続等に付願)	写
10-3-1						1	包紙	
10-3-2	慶応3年9月	1867	当人次郎左衛門他7名		状	1	取極一礼之事(善右衛門、次郎左衛門呑水不足に付)	名主儀左衛門他2名の奥印あり
10-4-1						1	包紙	
10-4-2	宝暦2年6月	1752	訴訟方　信州高井郡針田村　名主三左衛門他10名		状	1	為取替申証文之事(針田村・小菅村の小菅村山内堂道平山秣入会地に付)	
10-5			信州高井郡小菅村大聖院他8名	鈴木半十郎様　脇野町御役所	状	1	乍恐以書付奉願上(八所大権現建付墨入願)	控
10-6	明治5年3月7日	1872	高井郡小菅村盗難人　真嶋幸右衛門他2名	長野県庁御役所	状	1	乍恐書付を以御届奉申上候(盗失品届)	控
10-7-1					状	1	包紙	
10-7-2	天保5年4月	1834	信州高井郡小菅村　名主和助他2名	脇野町御役所	状	1	乍恐以書付奉願上候(八所大権現祭礼日市に足軽派遣願)	

10-8-1						1	包紙	
10-8-2	明治18年2月9日	1885	下高井郡高野村内小菅組武内元隆他12名	伍長惣代真嶋清右衛門他2名	状	1	規定為取替証(八所大神旧境内山林払下に付)	
10-9-1						1	包紙	
10-9-2	享和3年4月12日	1803	高井郡小菅村　名主惣五郎他3名	上野四郎三郎様　中野御役所	状	1	乍恐御尋ニ付奉申上候事(村名、領主名御尋に付)	
10-10	寛政7年2月	1795	高井郡小菅村　名主平兵衛他12名	河尻甚五郎様　中野御役所	状	1	乍恐以書付奉願上候御事(10ヶ年定免願)	
10-11	弘化4年8月	1847			竪	1	御定免切替請書下書	
10-12	慶応4年4月	1868	尾州御取締所　中川庄蔵他6名		状	1	覚(天朝御用御操金請取)	写、西垣鉞蔵他1名の奥書あり
10-13-1						1	包紙	
10-13-2	明治4年9月	1871	武内元隆他1名	当村御役人中	状	1	乍恐以書付奉願上候(武内武隆神職継続願)	
10-13-3	寛政10年3月	1798	高井郡前坂村　名主惣右衛門他19名		状	1	熟談為取替証文之事(高井郡前坂村地之山内入会に付)	
10-13-4	文化2年2月	1805	関根村　名主長作他2名	小菅村　名主利助殿	状	1	熟談取極証文之事(前坂村地元小菅村他入会山に関する内済証文本書預りの旨)	写
10-13-5	寛政10年2月	1798	高井郡関根村　名主仲右衛門他3名	竹内平左衛門様　中野御役所	状	1	乍恐以書付奉願上候(前坂村地元山内入会村に付)	写
10-13-6	享保15年3月	1730	前坂村　名主弥右衛門他5名	小菅村　名主金右衛門殿他6名	状	1	済口証文之事(奥山道筋入会に付)	
10-14-1						1	包紙	
10-14-2-1						1	包紙	
10-14-2-2	天保12年6月	1841	名主　七右衛門他3名	御当山大聖院様	状	1	入置申一礼之事(鷲尾山城御公義高札へ大宮司号板札張置に付)	
10-14-3-1						1	包紙(「明和三戌年七月穢多欠落届書付」)	
10-14-3-2	明和3年3月4日	1766	高井郡小菅村　名主和助他3名	大野佐左衛門様　中野御役所	状	1	差上申一礼之事(小菅村穢多居所に付)	穢多は小菅権現の庭掃除を仕候、居所は社地　大聖院の奥印あり
10-14-3-3	明和3年3月7日	1766	高井郡小菅村　名主甚兵衛他3名	大野佐左衛門様　中野御役所	状	1	乍恐書付を以申上候(小菅村穢多文四郎一家欠落に付)	
10-14-4	天保7年5月	1836	信州高井郡小菅村百姓代友三郎他2名	平岡又治郎様　脇野町御役所	状	1	乍恐以書上御届奉申上候(百才以上の男女の有無お尋ねに付)	
10-14-5						1	包紙(「前坂村)」	
10-14-6					状	1	乍恐以書付御訴訟申上奉事(大酒口論等違惑に付)	下書
10-14-7	宝暦4年8月13日	1754	前坂村庄屋伝九郎他12名	小菅村伝之丞殿他2名	状	1	進上申証文之事(小菅留地御林の内新田切直しに付)	
10-14-8					状	1	(御田灯燈図)	
10-14-9	辰11月		和田主馬手附　脇谷武左衛門	信濃国高井郡笹沢村	状	1	(国役金請取)	
10-14-10	天保2年5月19日	1831	役僧南披		状	1	合鑑	
10-14-11	卯11月14日		和田主馬手代　佐野信平	信濃国高井郡小菅村	状	1	(国役金請取)	
10-14-12	馬11月14日		鈴木半三郎手附　金原武助	信濃国高井郡小菅村	状	1	覚(国役金請取)	
10-14-13					状	1	乍恐以書付御届奉申上候(小菅村田方用水御普請所堤大破に付き)	下書
10-14-14	弘化4年5月	1847	高井郡関根村　名主右左衛門他3名	中之条御役所	状	1	乍恐以書付奉申上候(潰家申立)	下書
10-14-15	弘化2年正月	1845	高井郡小菅村若者惣代	神戸村御若衆中他1名	状	1	差上申詫書一札之事(当村七右衛門神戸村若衆中に対し不束に付き詫)	控
10-14-16					状	1	覚(辰11月・巳2月納分金高書上)	
10-14-17	弘化4年4月26日	1847		当御役人中様	状	1	差出し申証文之事(地震後難渋の衆中へ不当の連印仕候に付き)	下書
10-14-18	文化12年12月	1815	友三郎101名	惣村中役人中	状	1	倹約取締一札	
10-14-19-1						1	包紙(「入置証」)	
10-14-19-2	安政4年8月	1857	笹沢村　名主藤左衛門他2名	小菅村　御役人衆中様	状	1	入置申一札之事(荒所供養塚像造立に付き)	
10-14-20-1						1	包紙(「上　彦十郎」)	
10-14-20-2	明治3年7月	1870	当人彦十郎他2名	御役人中	状	1	差出申一札之事(家屋敷之内新田にすることを中止)	
10-14-21-1-1						1	包紙(「一札　堀田ニ付名右衛門入書」)	
10-14-21-1-2	嘉永元年9月	1848	当人名右衛門他2名	村方御役人中	状	1	入置申一札之事(私屋敷添田堀田に仕る間数旨)	
10-14-21-2-1						1	包紙(「上　壱通　堀田ニ付彦兵衛」)	
10-14-21-2-2	明治2年7月	1869	入主彦兵衛他2名	御役人衆中様	状	1	差出申一札之事(堀口仕間敷旨)	
10-14-21-3-1						1	包紙(「上堀田ニ付　岸部三郎口」)	
10-14-21-3-2	明治15年8月1日	1882	小菅村　岸部三郎他3名	当組伍長惣代殿	状	1	差上申証書(堀田に仕る間敷旨)	
10-14-21-4-1						1	包紙(「上　堀田ニ付　小林新八」)	
10-14-21-4-2	明治16年8月28日	1883	本人　小林新八他2名	伍長惣代　蒲原彦兵衛殿他2名	状	1	差出証券(堀田に仕る間敷旨)	
10-14-21-5-1						1	包紙(「一札　堀田ニ付新八入書」)	
10-14-21-5-2	嘉永元年9月	1848	当人　新八他2名	村方御役人衆中	状	1	差出一札之事(堀田に仕る間敷旨)	
10-14-22-1						1	包紙(「施米御誉一札」)	
10-14-22-2	天保8年	1837	右村　名主源右衛門他1名	平岡又治郎様　御役所	状	1	(難渋者に施米金寄特の誉請書)	
10-14-22-3-1						1	包紙	
10-14-22-3-2	天保7年5月	1836	笹沢村　願主久兵衛他2名	小菅村　御役人衆中様s	状	1	一札之事(前坂村江入会山之薪場地割に付き)	
10-15-1	天保4年5月	1833	信州高井郡小菅村大聖院他8名	鈴木半十郎様　脇野町御役所	状	1	乍恐以書付奉願上候(殺生禁断の制札下付願)	
10-15-2	午4月				状	1	定(山内殺生禁断等の制札文言)	
10-15-3	午4月		信濃国高井郡小菅村大聖寺除地	脇野町御役所	状	1	定(山内殺生禁断等の制札文言)	
10-15-4-1						1	包紙	
10-15-4-2	子11月17日		平岡熊太郎手附　下又平	高井郡小菅村	状	1	覚(国役金請取)	
10-15-4-3	丑11月		平岡熊太郎手附　下又平	高井郡小菅村	状	1	覚(国役金請取)	
10-15-4-4	寅11月11日		和田主馬手代　畑野松平衛	高井郡小菅村	状	1	去丑年分国役金上納請取切手	
10-15-4-5	寅12月11日		平岡熊太郎手代　宮原東右衛門	高井郡小菅村	状	1	覚(国役金請取)	
10-15-4-6	卯11月12日		川浦御役所　中嶋剛之助	小菅村役人中	状	1	覚(国役金請取)	
10-15-4-7	辰10月		川浦御役所　中嶋剛之助	小菅村役人中	状	1	覚(国役金請取)	
10-15-4-8	辰11月		和田主馬手附　脇谷武左衛門	信濃国高井郡小菅村	状	1	(国役金請取)	
10-15-4-9	未12月12日		平岡文次郎手代　村田道四郎	信濃国高井郡小菅村	状	1	午国役金受取	
10-15-4-10	申11月9日		平岡文次郎手代　秋葉篤大夫	高井郡小菅村	状	1	未川々国役金請取	

10-15-4-11	戌11月1日		平岡熊太郎手附　下又平	信濃国高井郡小菅村	状	1	覚（国役金請取）	
10-16-1						1	包紙	
10-16-2	延享5年4月	1748	信州高井郡小菅村　名主金右衛門他3名	小野三大夫様　御役所	状	1	乍恐以書付御訴訟申上候御事（当村地内に前坂村の者地所盗取新畑仕立に付）	
10-16-3	延享5年3月	1748	高井郡小菅村　名主金右衛門他18名	中野町御異見人　宗左衛門殿他2名	状	1	得心済口証文之事（小菅天池畑新開に付）	中野町異見人3名の奥印あり
10-16-4	享保13年7月27日	1728	辻六郎左他6名		状	1	信州高井郡前坂村与同郡野沢中尾村地境并畑論裁許之事	写
10-16-5	寛政9年3月	1797	高井郡小菅村卯之助他93名		状	1	天池芝地割賦連判一札之事	
10-17-1						1	包紙	
10-17-2	明治6年5月	1873			状	1	（身持不埒に付詫）	
10-17-3					状	1	差上申一札之事（出火に付過料1両2分支払請書）	下書
10-17-4	文久元年3月	1861	小作願主喜左衛門他1名	当村御役人衆中様	状	1	田方小作証文之事	名主利助の奥印あり
10-17-5	未3月		故障人　関西村	小菅村御役人中様	状	1	乍恐奉願上候（源之丞新規に見世普請に付き）	
10-17-6					状	1	覚（代金書上）	
10-17-7					状	1	覚（木綿散綿単物他有物書上）	
10-17-8	申正月12日				綴り	1	覚（女帯他有物書上）	
10-17-9-1						1	包紙（「村道一札　野沢村」）	
10-17-9-2	明治4年正月	1871	野沢村　名主久右衛門	小菅村　名主清兵衛殿	状	1	村道一札之事（野沢村百姓友八次男惣蔵人別送り）	
10-18-1						1	包紙（「山根小見一件　壱本入」）	
10-18-2	文化9年8月	1812	高井郡小菅村八所権現　八所権現神主菅尾播磨掾他7名	杉庄兵衛様　御役所	状	1	差上申内済証文之事（小見村神事を中村倉科豊前が執行）	控
10-18-3	文化7年7月	1810	高井郡小見村先役七右衛門他7名	杉庄兵衛様　中野御役所	状	1	乍恐書付を以奉申上候（鷲尾播磨かやきり之社中立に付）	控
10-18-4	文化9年8月	1812	高井郡小菅村　大聖院	杉庄兵衛様　中野御役所	状	1	乍恐以書付御届奉申上候（小見村神事に付）	控
10-18-5	文化9年8月	1812	高井郡小菅村　大聖院	杉庄兵衛様　御役所	状	1	乍恐以書付奉申上候（審議日延願）	控
10-18-6	文化9年8月	1812	高井郡小菅山大所　大権現神主菅尾播磨掾	杉庄兵衛様　中野御役所	状	1	乍恐以書付奉願上候事（小見村神事に付）	控　小菅村三役人奥書あり
10-19	天保7年10月	1836			状	1	近年打続凶作ニ而米穀諸色高値ニ相成一統難渋之折柄ニ付組合村々	
							相談之上五ヶ年倹約いたし御百姓相続仕候様いたし度	
							今般格別取調理左之通与條書を以取定申口	
11-0						1	包紙（諸願書類　弐拾四年）	
11-1	文久3年4月	1863	中野御役所	小菅村御林守　村役人	竪帳	1	御林改帳	
11-2-1	明治8年3月	1875	旧神官　鷲尾政雄　ほか4名	長野県参事　楢崎寛直	竪帳	1	上（社寺上地書上）	
11-2-2	明治8年7月2日	1875	小菅村代議人　山岸伝右衛門　ほか2名	長野県参事　楢崎寛直	一紙	1	書付ヲ以奉願上候（官有地払下願）	
11-3	明治8年7月2日	1875	小菅村代議人　山岸伝右衛門ほか2名	長野県参事　楢崎寛直	竪帳	1	乍恐付以奉願上候（旧社領大菅官有地ニ付）	
11-4	明治9年9月	1876	小菅伍長		竪帳	1	上（再縄量ニ付）	
11-5	明治13年4月	1880	高野村旧神官　願人武内元隆		竪帳	1	官有　立木御木下付懇願	
11-6	明治15年11月4日	1882	小菅組伍長総代　広瀬定右衛門　ほか2名	長野県飯山警察署　豊郷分署	竪帳	1	御届（溜池ニ付）	
11-7	明治13年1月20日	1880	小前惣代　山岸清兵衛ほか23名	高野村ノ内旧小菅事務掛	竪帳	1	小菅規約書	
11-8	明治13年2月15日	1880	高野村伍長惣代　内堀助左衛門ほか9名	山林局長　内務権大書記官　桜井勉	竪帳	1	大菅溜池上樋底樋付替ニ付御分木御払下願	
11-9	明治13年2月25日	1880	願人惣代　足立沖右衛門ほか3名	山林局長　内務権大書記官　桜井勉	竪帳	1	奉願上候（官有地払下願）	
11-10	明治13年2月	1880	願人惣代　足立沖右衛門ほか4名	山林局長　内務権大書記官　桜井勉	竪帳	1	御願書（立木据置願）	
11-11	明治13年4月	1880	旧支配人　武内元隆		綴	1	規定為取替証書	
11-12	明治13年4月	1880	旧支配人　武内元隆		綴	1	規定為取替証書	
11-13	明治13年4月	1880	戸長　武内元隆ほか1名	山林局長　内務権大書記官　桜井勉	綴	1	御願（下草落葉等払下ニ付）	
11-14	明治14年2月	1881	中嶋多三郎ほか6名	内務省山林局　木曽主張所	綴	1	御官林下草落葉支配願書	
11-15	明治14年2月	1881	内堀助左衛門ほか17名	内務省山林局　木曽主張所	綴	1	御官林下草落葉支配願書	
11-16	明治15年2月1日	1882	小林助右衛門ほか4名	農商務省山林局　木曽出張所	綴	1	御鑑札返納届ほか	
11-17	明治15年10月	1882	人民総代　広瀬定右衛門ほか3名	長野県令　大野誠	綴	1	御願（立木据置願）	
11-18	明治15年11月4日	1882	小菅組伍長惣代　広瀬定右衛門ほか2名		綴	1	御届（溜池見廻ニ付）	
11-19	明治16年7月	1883	氏子惣代　真嶋清右衛門ほか4名	長野県令　大野誠	綴	1	社木御下与願	
11-20	明治16年7月	1883	氏子惣代　真嶋清右衛門ほか4名	下高井郡長　松尾重義	綴	1	社木御下与願	
11-21	明治16年7月	1883	氏子惣代　真嶋清右衛門ほか4名	下高井郡長　松尾重義	綴	1	社木御下与願	
11-22	明治16年9月4日	1883	人民総代　丸山助三郎ほか3名	下高井郡長　松尾重義	綴	1	目論見（底埋樋入用）	
11-23	明治16年9月4日	1883	人民総代　丸山助三郎ほか3名	下高井郡長　松尾重義	綴	1	御普請所御願（底埋樋普請）	
11-24-1					袋	1	月々入送出生死去人取調届下帳人	
11-24-2	明治7年3月	1874	右村戸長　山岸三右衛門	区長　武内豊見他1名	竪	1	記（出生人調）	
11-24-3	明治10年7月	1877	高野村小菅		竪	1	第二十一大区三小区送箱人届	
11-24-4	明治7年9月	1874	田中長兵衛	副戸長　笹岡弥惣治	状	1	出生届（第二雛形左ノ如ク認ヘシ）	
11-24-5	明治7年4月	1874	加藤儀左衛門	副戸長　笹岡弥惣治他1名	竪	1	記（死亡届）	
11-24-6	明治7年8月	1874	加藤儀左衛門	戸長副御中	竪	1	送箱證	
11-24-7	明治7年6月	1874	副戸長　武田壱右衛門	御役人	竪	1	送箱證	
11-24-8	明治9年1月	1876	用掛　加藤儀左衛門		竪	1	居戍一月分十二月迄　生死入送取調簿	
11-25-1						1	袋（「日々入送箱手形入　并下書共手控帳共」）	
11-25-2	明治8年	1875			綴	1	記（入箱除籍届綴）	控
11-25-3	明治9年	1876			綴	1	記（入箱除籍届綴）	
11-25-4	明治9年3月10日	1876	第弐拾壱大区三小区副戸長　村越茂介	第拾六大区四小区正副戸長中	状	1	寄留届	
12-1					包紙	2	船橋諸書類入	袋を転用したか
12-2	文政7年申6月日	1824	小菅村名主次郎右衛門		横帳	1	小船打替割賦帳	
12-3	天保15年辰6月日	1844	小菅村名主和助		横帳	1	大船打替割賦帳	

12-4	嘉永4年亥19月日	1851	小菅村名主善左衛門		横帳	1	大船打替割賦帳	
12-5	嘉永6年丑10月日	1853	小菅村役元		横帳	1	小船打替并雨乞入用割	
12-6-1	明治18年酉11月11日	1885	小菅組伍長惣代小林七兵衛		横帳	1	船橋籾半年分受取長	村誌の目録では12-7だが改め
12-6-2	明治15年午11月2日	1882	伍長惣代広瀬定右衛門		横帳	1	関澤組船橋籾取立帳	村誌の目録では12-6だが改め
12-6-3	明治16年未12月6日	1883	高野村小菅組伍長惣代蒲原彦兵衛		横帳	1	関澤組船橋籾取立帳	一括り
12-6-4	明治17年申11月11日	1884	高野村小菅組事務係真嶋清右衛門		横帳	1	船橋籾受取記帳	
12-7-1					包紙	1	船打替帳入	
12-7-2	明治15年11月2日	1882			断簡	1	記一籾弐斗八升五合	12-7-1の中に入っていた　同封する
12-7-3					断簡	2	うち一片に「五号」の文字	
14-1	明治23年3月8日	1890	小菅組役元		包	1	奥社修繕費明細帳　里宮修繕費調帳二再　緋板幟形調書類	
14-2					包	1	南社屋根替并ニ奥里社鳥居立換諸書類入	
14-3			郷社小菅神社社務所		一紙	13	請取証	
16-2-1			小菅組		包紙	1	池敷地券乃書類入袋	16-2-1に同封
16-2-2	明治13年	1880	下高井郡高野村之内旧小菅		竪帳	1	新地券証御下願	16-2-に入っていた
16-2-3	明治13年	1880	長野懸	加藤儀左衛門外百六人	一紙	1	地券（大菅の溜池）	
16-2-4	明治13年	1880	下高井郡高野村之内旧小菅		竪帳	1	新地券証御下願（写し/地券の写しも）	
16-7-1	明治15年午9月7日	1882			包紙	1	山林事件ニ付連判四通	これよりも同封する
16-7-2	明治15年午4月日	1882			竪帳	1	山林売渡連印証書	
16-7-3	明治14年11月	1881	小菅組の村民	蒲原彦兵衛	竪帳	1	委任之証	関連するもの
16-7-4			高野村内小菅組		竪帳	1	依頼願	
16-7-5	明治15年2月	1882	譲渡人ほか	下高井郡長　松尾重義	綴り	1	山地券譲渡奉願上候	しかし16-7-1は物理的に入らない
16-7-6	明治19年1月	1886	下高井郡高野村小菅組		縦書	1	惣連判書	
16-7-7	明治16年10月7日	1883	高野村小菅組		縦書	1	取極連判証	山林の利用に関わる
20-1	嘉永7年	1854			包	1	貯穀	
20-2	安政4年2月	1857	信州高井郡小菅村		状	1	貯穀書上	
20-3	嘉永2年	1849	小菅村		状	1	貯穀書上	
20-4			小菅村		状	1	覚（貯穀関係）	
021	嘉永2年	1849	高井郡小菅村		包入　状	1	貯穀御改書	
022	嘉永2年4月8日	1849	江澤啓助他1名		状	1	貯穀御改書	
023	亥7月		江澤啓助他1名		状	1	覚（貯穀御改書）	
024	戌4月		堀尾彦四郎他1名		状	1	覚（貯穀御改書）	
025			信州高井郡小菅村		状	1	貯穀書上	
026	明治12年8月27日	1879	小菅組足立沖右衛門	山岸伝右衛門	状	1	書簡（諏訪大神へ御酒奉納取決めにつき）	
027			高井郡小菅村		包	1	貯穀御書下帳	
028	安政4年5月	1857	小菅村		横	1	貯穀其外有高改帳	
029	寛政5年10月	1793	高井郡笹沢村		横	1	去ル申ヨリ子迄五ヶ年分貯夫食干葉書上帳	
30-1	明治3年4月10日	1870	高井郡小菅村　百姓代勘右衛門他2名	中野御役所	竪	1	上（拝借仕籾証文之事）	
30-2	明治3年4月10日	1870	高井郡小菅村　百姓代勘右衛門他2名	中野御役所	竪	1	上（拝借仕籾証文之事）	
31-1	明治16年7月	1883	旧小菅事務掛　蒲原彦兵衛		竪	1	当未地価金調帳	
31-2	明治17年6月	1884	旧小菅事務係　加藤儀左衛門		竪	1	当申地価金調帳	
31-3	明治15年7月19日	1882	旧小菅事務掛　廣瀬定右衛門		竪	1	当午地価金調帳	
31-4	明治14年7月3日	1881	高野村旧小菅　足立沖右衛門		竪	1	当巳地価金調帳	
31-5	明治13年8月18日	1880	高野村旧小菅　筆王吉原治郎右衛門		竪	1	当辰地価金調帳	
31-6	明治10歳3月29日	1877	用掛り　山岸伝右衛門		竪	1	左子地価金取調帳	
032	寛政9年巳3月29日	1797		小菅村村役人中	横帳	1	字天池芝地平均割賦小前帳	
033	文政3年辰年8月	1820			横帳	1	見取改野帳	
34-1	天保13年6月	1842	信州高井郡小菅村		綴	1	御下穀并貯穀有高書上帳	
34-2	享和元年5月	1801	高井郡小菅村		横	1	貯穀平均出穀人覚帳	
34-3	天保7年4月	1836			横	1	覚（夫食拝借覚）	
34-4	寛政8年12月	1796	高井郡小菅村		横	1	当辰年貯穀相囲置候分書上小前帳	
34-5	寛政6年11月29日	1794	高井郡笹沢村		横	1	当寅年貯穀相囲置候分書上小前帳	
34-6	天保8年7月	1837	小菅村役元		横	1	凶作ニ付救米施入覚帳	
34-7	寛政2年8月	1790	高井郡小菅村		横	1	当戌年稈兼千葉貯相囲候書上帳	
34-8	天保7年5月	1836	信州高井郡小菅村		横	1	貯穀御拝借年賦御返納小前書上帳	
34-9	天保9年5月	1838	小菅村役元		横	1	貯穀拝借詰戻小前帳	
34-10-1			源蔵		状	1	領収書（金拾匁）	
34-10-2					状	1	雑	
34-10-3					横	1	貯穀書上	
34-10-4					横	1	貯穀書上覚	
34-10-5					横	1	人名書上帳	
34-11	寛政4年11月	1792	高井郡笹沢村		横	1	当子年貯夫食小前書上帳	

34-12	寛政5年8月	1793	小菅村		竪	1	当丑年貯千葉書上帳	
34-13	文化12年8月	1815	小菅村義左衛門		竪	1	御貯穀極帳	
34-14	天明4年正月	1784	高井郡小菅村		横	1	飢扶持御拝借内借帳	
34-15	寛政6年11月29日	1794	高井郡小菅村		横	1	当寅年貯穀相囲置候分書上小前帳	
34-16	寛政8年12月	1796	高井郡笹沢村		横	1	当辰年貯穀相囲置書上小前帳	
34-17	寛政5年11月	1793	高井郡笹沢村		横	1	当丑年貯穀相囲置候分書上小前帳	
34-18	寛政5年11月	1793	高井郡小菅村		横	1	当丑年貯穀相囲置候分書上小前帳	
34-19	天保5年3月	1834	小菅村役元		横	1	郷蔵稈借名前帳	
34-20	寛政12年9月	1800	高井郡小菅村		竪	1	貯穀員数仕訳書上帳	
34-21	文政6年5月18日	1823	高井郡小菅村		竪	1	貯穀員数仕訳書上帳	
34-22	天保13年9月	1842	名主儀左衛門		横	1	郷蔵稈返納覚書	
34-23	天保14年	1843	信濃国高井郡小菅村		竪	1	御下穀并貯穀有高書上帳	
34-24	寛政3年3月	1791	高井郡小菅村　笹沢村		横	1	去戌年貯穀相囲置書上小前帳	
34-25	明治14年5月	1881	伍長惣代小林助右衛門他3名	高井郡郡長　関長尭	綴	1	貯穀調	
34-26-1	弘化2年まで	1845			包	1	弘化二年迄之書上(貯穀)	
34-26-2	弘化2年正月	1845	小菅村		状	1	貯穀覚	
34-26-3			小菅村		状	1	覚(貯穀書上)	
34-26-4	弘化2年	1845	信州高井郡小菅村		状	1	(貯穀書上)	
34-26-5	天保4年	1833	小菅村		状	1	(天保四巳年返納籾稈書上)	
34-26-6	文政5年11月	1822	高井郡小菅村　名主治郎右衛門他2名	中野御役所	状	1	奉差上一礼之事	
34-27			小菅村役元		包	1	貯穀一件帳	
35-1					紐	1	〔紐〕(35-2から35-13を束ねる)	
35-2-1	明治17年申7月	1884	伍長惣代加藤儀左衛門		横帳	1	御祭礼諸入費取附帳	35-2-1と35-2-2と35-2-3と35-2-4紐で綴る
35-2-2	明治17年申7月17日	1884	伍長惣代加藤儀左衛門		横帳	1	共有地貸料取調帳	
35-2-3	明治17年申7月15日	1884	伍長惣代加藤儀左衛門		横帳	1	御祭礼諸入費帳	
35-2-4	明治17年申ノ7月	1884	祭典掛蒲原廣作他9名		横帳	1	献燈諸掛記載帳	
35-3	明治17年申5月吉日	1884	高野村小菅組　惣代加藤儀左衛門		横帳	1	学校屋根替入費帳	
35-4-1	明治17年申5月吉日	1884	高野村小菅組惣代		横帳	1	学校葦受取調	35-4-1と35-4-2と35-4-3紐でつなぐ
35-4-2					横帳	1	記(葦など受取調)	
35-4-3					横帳	1	廿七日茅受取之記	
35-5	明治17年申5月20日	1884	小菅組伍長惣代加藤儀左衛門		横帳	1	葦縄請取学校屋根替入費帳	
35-6	明治17年申5月吉日	1884	高野村小菅組総代加藤儀左衛門		横帳	1	学校修繕費立換帳	
35-7-1	明治17年申4月	1884	旧小菅村事務係り加藤儀左衛門		横帳	1	諸普請人足控帳	35-7-1と35-7-2紐でつなぐ
35-7-2					横帳	1	〔金銭受領控帳〕	
35-8	明治12年卯4月21日取立	1879	舊小菅村村吏　加藤儀左衛門		横帳	1	去寅十二月より本月迄諸入費触帳	
35-9-1	明治17年4月5日取立	1884	高野村小菅組　伍長惣代加藤儀左衛門		横帳	1	当申一月より三月迄役場協議費并組費学校費割賦触帳	35-9-1と35-9-2紐でつなぐ
35-9-2	明治17年申8月4日取立	1884	高野村小菅組　伍長惣代加藤儀左衛門		横帳	1	当申四月より七月迄村費触帳	
35-10	明治17年申7月8日約	1884	小菅組事務係　加藤儀左衛門		横帳	1	戸長役場費学校諸費触	
35-11	明治17年申7月29日	1884	高野村小菅組　伍長惣代加藤儀左衛門		横帳	1	当申四月より七月迄村費取調帳	
35-12	明治17年11月6日	1884	高野村小菅組事務係り　加藤儀左衛門		横帳	1	当申七月ヨリ十一月六日迄村費取調帳	
35-13-1	明治17年申ノ5月10日	1884	事務掛り　加藤儀左衛門		横帳	1	伍長預金利足取立帳	35-13-1と35-13-2と35-13-3紐で綴る
35-13-2	明治17年申ノ5月10日	1884	事務係り　加藤儀左衛門		横帳	1	伍長預金利足取立帳	
35-13-3					横帳	1	記(金銭受領控帳)	
036	寛政4年子9月	1792	高井郡小菅村　先名主常左衛門　当名甚兵衛		横帳	1	内野新田越石御高小前内改割賦帳	
037	文化9年申2月日	1812			横帳	1	大菅新切見取覚　社領	
38-1-1	天保7年申年10月	1836			横帳	1	土手残木代附覚帳	
38-1-2	天保16年亥8月朔日従	天保は14年まで	小菅村名主治郎左衛門		横帳	1	坊溜池底樋人足帳但村半分宛	
38-1-3	天保13寅年7月日	1842	名主儀左衛門		横帳	1	用水底樋下五間伏替人足改帳	
38-1-4	(昭和8年)	1933	瑞穂村長　小林俊治郎他1名	佐藤けい	状	1	徴税令書・領収書	
38-2-1	文政5年午7月21日	1822	小菅村役元		袋	1	溜池底樋普請帳入(袋)	
38-2-2	文政5年午7月21日	1822	小菅村名主次郎右衛門		横帳	1	溜池底樋入用帳但シ半分より下	
38-2-3-1	文政5年午7月21日	1822	小菅村名主次郎右衛門		横帳	1	溜池底樋人足帳但シ半分より下	38-2-3-1と38-2-3-2紐で綴る
38-2-3-2					横半帳	1	〔諸覚〕(大工覚など)	
38-3	弘化4年未4月日	1847			横帳	1	土手諸入用覚帳	
38-4-1-1	安政6年未8月	1859	名主六左衛門		横帳	1	土手諸掛覚帳	38-4-1-1から38-4-1-5紐で綴る
38-4-1-2	安政6年未8月	1859	小菅村		横帳	1	職人日数覚帳　下五間伏替	
38-4-1-3	安政6年未8月	1859	名主六左衛門		横帳	1	土手見舞覚帳	
38-4-1-4	安政6年未8月7日	1859	小菅村名主六左衛門		横帳	1	堤普請ニ付縄集メ覚帳	
38-4-1-5	安政6年未8月7日始	1859	小菅村		横帳	1	土手普請人足帳　下五間伏替	
38-4-2-1	安政5年午8月朔始メ	1858	名主幸七		横帳	1	上五間　用水底樋上五間伏替覚改帳	38-4-2-1から38-4-2-4紐で綴る
38-4-2-2	安政5年午8月朔日	1858	名主幸七		横帳	1	上五間　御普請所底樋伏替雑用帳	
38-4-2-3	安政5年午8月朔日	1858	名主幸七		横帳	1	底樋上五間之節　縄并土俵改覚帳	
38-4-2-4	安政5年午3月日	1858	名主幸七・役元		横帳	1	諸普請人足改帳	
39-1					包紙	1	不認可縣社願書　数通綴込	もと16-2
39-2			氏子惣代真嶋清右衛門	長野県知事内海忠勝	竪帳	1	縣社御願	添付資料が重要　39-1に入っていた

40-1-1	嘉永2年酉4月	1849	高井郡小菅村		横帳	1	田畑荒所小前書上帳	
40-1-2	嘉永3年戌12月	1850	小菅村役元		横帳	1	荒所場金出入帳	袋入
40-2-1	文久2年戌2月日	1862			横帳	1	荒所起返取下ヶ覚帳	
40-2-2	文久2年戌7月日	1862			横帳	1	高井郡小菅村荒所起返小前書上帳	
40-3-1					袋	1	〔紙袋〕(収納していた資料名書上げる)	成繭品評会の袋を利用
40-3-2	弘化4年未4月	1847	高井郡小菅村		横帳	1	田畑荒所小前書上帳	
40-4-1	天保7年申4月日	1836	信州高井郡小菅村　下書		横帳	1	田畑荒所小前書上帳	
40-4-2	天保7年申10月日	1836	小菅村役元		横帳	1	当申荒地引高米覚帳	
40-4-3	天保7年申3月日	1836	小菅村役元		横帳	1	水難荒地内改帳	
041	明治8年5月18日	1875	第二十一大区三ノ小区高井郡小菅村	長野懸参事　楢崎寛直	竪帳	1	以書付御届奉申上候	北龍湖の決壊と松の伐採
42-1	明治25年5月3日	1892			竪帳	1	字大菅溜池土地台帳名前訂正願	
42-2			小菅村惣代4名		一紙	1	土地台帳名前訂正願	42-1の下書き
43-1			小菅組		包紙	1	内済示談取為換証券壱通　譲渡証券壱通	43-1に入っていた
43-2	明治15年2月25日	1882	高野村之内小菅組原告人惣代		竪帳	1	内済示談為取換証券	
43-3	明治15年4月3日	1882	吉原治郎右衛門		綴り	1	譲渡証券	写し等を含む綴り
44-1	明治22年4月	1889	氏子惣代真嶋清右衛門他2名		横	1	小菅神社奥社修繕入用帳	一綴り
44-2	明治22年5月22日	1889			横	1	小菅神社奥社修繕覚差引帳	
45-1	明治20年6月6日	1887	氏子惣代中嶋大三郎他2名		横	1	小菅神社奥社職人控日勤帳	
45-2	明治22年5月	1889	氏子惣代		横	1	奥社屋根ニ換茅縄諸取帳	
45-3	明治22年7月7日	1889	氏子惣代真嶋清右衛門他2名		横	1	御遷宮収納記	
45-4	明治22年7月7日	1889			横	1	奥社御遷宮行烈帳	一綴り
45-5	・7月6日				状	1	記(費用書上)	
45-6	5月29日～7月6日				状	1	(屋根職人書上)	
45-7	明治22年6月	1889			横	1	小菅神社奥社修繕人之日勤帳	
46-1	明治18年12月26日	1885	下高井郡高野村　持高惣代鷲尾正雄	下高井郡長市川量造	竪帳	1	現地目取調地順帳	
46-2	明治18年12月26日	1885	願人　内堀助左衛門他49名	長野県令木梨精一郎	竪帳	1	鍬下年季不要開墾願	
46-3	明治17年申12月	1884	旧小菅村事務係		竪帳	1	内山見取反別地価帳	
46-4	明治7年6月	1874	(小菅村)百姓代　真嶋幸右衛門他2名	長野県参事楢崎寛直	竪帳	1	芝地切開大縄畑并ニ芝地反別地生米地代金積書上帳	
47-1						1	袋	「第九号」(付箋)　ラベル「第39号」
47-2	明治4年正月14日	1871	高井郡小菅村名主清兵衛他2名	中野御県御役所	綴	1	(暴動の節篠原弾正巡察属より相渡す書付請取候者等の調査回答)	
47-3-1	明治2年11月	1869	高井郡小菅村名主清兵衛他2名	中野御役所	竪	1	上(二納金書上)	
47-3-2	明治3年7月	1870	高井郡小菅村名主清兵衛他2名	中野御役所	綴	1	上(明治2年分納金書上)	
47-4					竪	1	民部省江御賑恤金仕訳弐分金取扱仕訳書	
47-5	明治4年2月	1871	高井郡小菅村	中野県御役所	竪	1	上(小菅村村高書上)	
47-6	明治6年12月12日	1873	第五拾壱区高井郡小菅村学校世話方鷲尾数見他2名	第拾五区中学区取締嶋津忠貞殿	綴	1	上(小菅村就学者数等書上)	
47-7	明治8年4月5日	1875	小菅村代議人　蒲原彦兵衛他2名	武内豊見殿	綴	1	上(学校生徒年齢取調)	
47-8	明治6年11月19日	1873	小菅村戸長山岸三右衛門他1名	長野県参事楢崎寛直殿	綴	1	乍恐以書付奉願上候(字大菅他新規墓所願・絵図とも)	
47-9	明治3年5月	1870	小菅村出金人　伴右衛門他7名	中野御役所	竪	1	商社元立差加金書上帳	北信商社肝煎惣代理兵衛他4名の奥書あり・控
47-10	明治4年正月	1871	信濃国高井郡小菅村　名主清兵衛他2名	中野御県庁御役所	綴	1	(中野陣屋書類焼失に付き回答)	
47-11	明治2年12月	1869		中野県庁御役所	綴	1	乍恐以書付奉願上候(石代値段他に付き)	
47-12-1	明治3年3月	1870	小前		竪	1	小前請書御達書写(駅逓改正に付き)	
47-12-2	明治3年10月	1870	小菅村名主清兵衛他2名	中野県御役所	綴	1	覚(土地物産書出)	
47-13	慶応3年9月	1867	当御支配所信州高井郡小菅村名主儀左衛門他2名	川浦御役所	竪	1	信濃国高井郡小菅村御運上御冥加納高取調書上帳	
47-14-1	明治4年3月	1871	小菅村名主清兵衛他2名	中野御県御役所	竪	1	上(小菅村村況報告)	
47-14-2	明治4年2月5日	1871	高井郡小菅村名主清兵衛他2名	中野御県御役所	竪	1	上(石代相場の書上不所持の旨)	
47-14-3	明治4年正月	1871	高井郡小菅村名主清兵衛他3名	中野御県御役所	竪	1	上(去午租税石代相場請書)	
47-15-1	明治10年10月	1877			綴	1	地券証御書換願他御用留	一綴
47-15-2	明治9年1月20日	1876			竪	1	村内取極連印帳	
47-15-3	明治3年10月	1870	名主治兵衛他2名	中野県御役所	綴	1	(荒地起返許可願)	
47-15-4	午12月18日				状	1	乍恐以書付奉願上候(駅入費上納に付き)	
47-15-5	明治2年9月19日	1869	中埜御役所		状	1	(上皇誕辰祝日に付き)	
47-16					綴	1	各道役員表	
47-17	明治4年9月	1871	小菅村願人　武内元隆他4名	長野御県御役所		1	帰農願書(武内豊見)	写
48-1	明治10年7月	1877			横	1	緋板織諸懸取調帳(幟力)	
48-2	明治23年6月30日	1890	小菅組氏子惣代		横	1	奥社里社境内鳥居立換諸入費帳	
48-3-1	明治11年6月29日	1878	村吏　廣瀬定右衛門役中　村事務所		横	1	里宮修繕入費調帳	
48-3-2	明治11年6月29日	1878	村吏　廣瀬定右衛門役中　村事務所		横	1	里宮修繕入費割渡帳	
48-4	明治22年7月15日	1889	高野村小菅氏子惣代		横	1	長野縣信濃国下高井郡小菅神社修繕有志募集帳	
49-1	元治2年丑2月日	1865			横半帳	1	穢多一件覚帳(米等の出納覚)	袋とも
49-2	元治元年子8月	1864	高井郡小菅村小前　友三郎他102名	小川達太郎様　中野御役所	一紙	1	乍恐以書付奉歎願候(関沢村との水論につき入牢の名主外3人の釈放願)	
49-3	元治元年子8月	1864	与五右衛門他98名	御郡中取締役　柏原宿　中村六左衛門	一紙	1	以書付奉願上候(関沢村との水論につき歎願書を役所へ取次くださるよう願)	
49-4	元治元年子8月	1864	小前惣代甚三郎他4名	小川達太郎様　中野御役所	一紙	1	乍恐以返答書奉申上候(関沢村との水論につき小菅村からの返答書)	
49-5	慶応元年亥7月口丑12月迄				袋	1	水論諸入用取調帳　弐冊　重立小前出金帳　壱冊	袋のみ
49-6	慶応元丑年10月	1865	高井郡関沢村　小前惣代信之助他15名	松本直一郎様　中野御役所	一紙	1	差上申済口証文之事(小菅村・関沢村水論につき)	信之助ほか15名の奥印あり
49-7-1	慶応元年丑12月日	1865			横帳	1	諸入用取立覚帳(小前出金分の書上)	

49-7-2			小前惣代中	御役元	横帳	1	覚(村入用の書上)	
49-8	去ル7月与当丑12月迄		名主太郎兵衛		横帳	1	水論諸入用取調覚帳	元治元年～慶応元年
50-1			小菅村小前中		包紙	1	上	この包紙で50系の文書
50-2-1			源之丞		包紙	1	上	全体を包んでいる こより同封
50-2-2	明治4未3月	1871	当人源之丞ほか2名	村御役人衆中様	一紙	1	差出申一札之事	
50-3-1			納人幸八		包紙	1	上	
50-3-2	嘉永5子10月	1852	小菅村幸八ほか1名		一紙	1	差上申一札之事	
50-4-1			幸右衛門		包紙	1		
50-4-2	明治5年3月3日	1872	盗難人幸右衛門ほか2名	当村御役人中様	一紙	1	一札之事	
50-5-1			平林村甚吉		包紙	1	上	
50-5-2	明治4年申2月日	1871	右村(平林村) 百姓代野中幸次之助	同郡小菅村御役人中様	一紙	1	一札之事	
50-6-1			喜左衛門		包紙	1	一札	50-9-2と合わず50-7-3の包紙か
50-6-2	慶応4辰11月日	1868	徳右衛門	御役人衆中様	一紙	1	差出申一札之事	
50-7-1				源右衛門	包紙	1	證文 弐通	
50-7-2	文久元年酉3月	1861	永質主源右衛門	当村菩提院様	一紙	1	永質田方證文之事	
50-7-3	嘉永4年亥4月	1851	小菅村喜左衛門		一紙	1	差出申一札之事	奥書 名主善右衛門
50-8-1			甚兵衛 助之丞		包紙	1	上印鑑證書	
50-8-2	弘化4未年4月		高井郡小菅村組頭甚兵衛ほか1名		一紙	1	乍恐以書付奉願上候	
50-8-3					包紙	1		白紙
50-8-4			高井郡小菅村 組頭甚兵衛ほか1名		一紙	1	一印鑑(以下略)	
50-9-1			森右衛門		包紙	1	上	
50-9-2			右村役人 金井森右衛門		一紙	1	以書付奉願上候	
50-10-1			源之丞		包紙	1	上	
50-10-2	明治3年午9月	1870	右源之丞本家 嘉左衛門	村御役人衆中様	一紙	1	差出申一札之事	
50-11-1			市郎左衛門		包紙	1	上	裏に書き込みあり
50-11-2	弘化4未年3月	1847	針田村市郎左衛門		一紙	1	差出申一札之事	
50-12-1			五郎右衛門		包紙	1	上	
50-12-2	明治3年午9月	1870	五郎右衛門	村御役人衆中様	一紙	1	差上申一札之事	
50-13-1					包紙	1	書付 壱通 喜左衛門小作書	裏は本紙の書き損じか
50-13-2	文久元年酉3月日	1861	小作願主喜左衛門ほか1名	当村御役人衆中様	一紙	1	田方小作證文之事	
50-14-1			小菅村徳右衛門		包紙	1	上	
50-14-2	慶応4辰10月日	1867	徳右衛門	御役人衆中様	一紙	1	差上申一札之事	50に一括
50-15-1					包紙	1	政右衛門書付	
50-15-2	嘉永6年丑5月7日	1853	右村 百姓代半右衛門		一紙	1	乍恐以書付御届奉申上候	
50-16-1			高井郡小菅村笹沢村		包紙	1	上	
50-16-2	弘化4年未年4月	1847	高井郡小菅村 名主七右衛門ほか4名	中野口御役所	一紙	1	乍恐以書付奉願上候	
50-17	寛政12年申5月	1800	高井郡小菅村 名主善右衛門	当所 大聖院	一紙	1	一札	講堂庭の借用願出 下書
50-18-1			森右衛門		包紙	1	一札 仙六一件ニ付	
50-18-2	天保14年卯2月	1843	本家 森右衛門	御役人中様	一紙	1	入置申一札之事	
50-19	文化3寅年2月	1806	信州高井郡小菅村 名主義右衛門	古橋隼人様 中野御役所	一紙	1	乍恐以書付奉願上候	
50-20	嘉永2酉年閏4月	1849	高井郡笹沢村 百姓代七右衛門	中野御役所	一紙	1	乍恐以書付奉願上候	
50-21	寛政12年午5月	1800	高井郡小菅村 名主義左衛門	竹内平右衛門様御手附 大坪直蔵殿	一紙	1	乍恐以書付奉願上候	
50-22	宝暦12年午3月	1762	村役人	大野佐左衛門様 中野御役所	一紙	1	八所大権現里宮社領御高外	
50-23	文政13年子8月20日	1830	それ御支配所 何郡名主それ		一紙	1	差上申一札之事	文政13年は子年ではない
50-24	(弘化4年正月)	1847			竪帳	1	寅より午まで五ヶ年定免	
50-25	延享3年丙寅2月	1746	高井郡小菅村 名主金右衛門	祠官 鷲尾若狭殿	一紙	1	当村里宮社領之事	
50-26	延享4年卯8月	1747	高井郡小菅村 名主金右衛門	当村祠官 鷲尾若狭殿	一紙	1	一札之事	
51-1					包	1	郷蔵立替帳 大幟寄進帳	
51-2	安政4年5月	1857	小菅村役元		横	1	萱縄勘定渡覚帳	
51-3	安政2年8月3日	1855			横	1	御番所諸入用覚帳	
51-4	嘉永7年7月	1854	小菅村役元		横	1	諸入用費帳	
51-5	安政4年3月	1857	小菅村役元		横	1	郷蔵立替諸入用覚帳	
51-6	安政4年5月10日	1857	小菅村役元		横	1	郷蔵立替ニ付諸入用取調覚帳	
51-7	安政5年11月23日				横	1	大織雑用帳(幟力)	
51-8	嘉永4年2月	1851	世話人 若者中		横	1	大幟寄進帳	
52-1	明治16年	1883	事勢掛り		横帳	1	当未割賦觸帳(村費并役場費)	
52-2	明治16年	1883			横帳	1	各組田畑山原令取調帳	
52-3	明治16年	1883	(前原壱兵衛)伍長惣代		横帳	1	畦畔縄畳諸入費控帳(高野村)	
52-4	明治16年	1883	(前原壱兵衛)伍長惣代		横帳	1	年中誌取替控帳(高野村小菅組)	
52-5	明治16年	1883	(前原壱兵衛)伍長惣代		横帳	1	酒井普請取調帳(小菅組)	
52-6	明治16年	1883	(前原壱兵衛)伍長惣代		横帳	1	酒井普請人足取調帳(小菅組)	
52-7	明治16年	1883	(前原壱兵衛)伍長惣代		横帳	1	大菅酒井極樋普請人足帳(小菅組)	
52-8	明治16年	1883	(前原壱兵衛)伍長惣代		横帳	1	記(村地価)	
52-9	明治16年	1883	蒲原壱兵衛 伍長惣代		横帳	1	大菅酒井底樋前普請人足帳	

52-10	明治16年	1883	蒲原壱兵衛　伍長惣代		横帳	1	田畑宅地地租取調帳	
52-11	明治16年	1883	伍長惣代　蒲原壱兵衛		横帳	1	畦畔縄量日勤帳（高野村）	
52-12	明治16年	1883	伍長惣代　蒲原壱兵衛		横帳	1	酒井普請諸入用帳（小菅組）	
52-13	明治16年	1883	伍長惣代　蒲原壱兵衛		横帳	1	去年村費割賦觸帳	
52-14	明治17年	1884	事勢掛代理　中島左三郎他1名		横帳	1	年中諸取替控帳	
52-15	明治16年	1883	事勢掛　蒲原壱兵衛		横帳	1	諸取替金領金取引役引渡帳（旧小菅村）	
52-16	明治16年	1883	事務掛　蒲原壱兵衛		横帳	1	役場招議費村費学校費割賦觸帳	
52-17	明治16年	1883	事務掛　蒲原壱兵衛		横帳	1	村費并役場費　村検并支検費　割賦觸帳（高野村小菅組）	
53-1					竪紙	1	改諸書附　六十年	（紙背文書あり）「社寺上知書類并上知畑小作勘定…」
53-2	天保13寅8月	1842	右村百姓代源左衛門　組頭次郎左衛門　名主儀左衛門	平岡熊太郎様	竪帳	1	信濃国高井郡小菅村當寅定免切替村限帳	
53-3	天保8年酉2月	1837	（代官）	信州小菅村	紙	1	（信州高井小菅村定免切替）	
53-4						1	十王堂一件書附	包紙虫喰あり
53-5	享和3年亥12月19日	1803	高井郡小菅村	上野四郎三郎様　中野御役所	紙	1	乍恐以書付奉願上候	継目糊ハガレ
53-6	享和元年丑3月8日	1801	高井郡小菅村	上野四郎三郎様　中野御役所	紙	1	乍恐以書付奉願上候	（下書き）提灯作成願い
53-7	安永10年巳正月	1781	高井郡小菅村	原田清右衛門様　中野御役所	紙	1	乍恐書付を以奉願上候御事	（下書き）
53-8	文化7年午6月	1810	高井郡岡沢村、針田村、笹沢村、前坂村、中野村御宿	枚庄兵衛様　中野御役所	紙	1	乍恐以書付奉願上候	（下書き）
53-9	文政2年卯6月3日	1819	高井郡小菅村	左山善吉様　中野御役所	紙	1	覚	（下書き）
53-10	明治18年4月	1885	高野村小菅組	真嶋清右衛門殿以下4名	紙	1	（願）	
53-11	天保10年亥3月	1839	小菅山八所大権現別当大聖院英真	脇野町御役所	紙	1	以書付御届奉申上候	
53-12	文政13年寅10月	1830	信州高井郡小菅村	和田主馬様　脇野町御役所	竪帳	1	御定免切替請書上帳	中に添付文書あり　○印にて接続を表示
53-13					紙	1	乍恐以書付奉願上候	（下書きの書損じ）
53-14	天保11年子3月	1840	当山八所大権現里宮神主　播磨	小菅山八所大権現　別当大聖院様	紙	1	（願）	
53-15							（検地年及び検地高書上）	（慶安5年～安永9年）
53-16			高野村小菅組　広瀬定右衛門以下	真嶋清右衛門殿　以下	紙	1	（願）	（明治18年頃？）
53-17	嘉永7年寅3月	1854	高井郡小菅村	中野御役所	紙	2	乍恐以書付奉願上候	包紙付（下書き）
53-18	弘化4年未8月	1847	高井郡小菅村	中之条御役所	紙	1	乍恐以書付奉願上候	弘化4年大地震被害
53-19	弘化4年未3月	1847	関沢村	小菅村御役人中	紙	1	入恐申一札之事	
53-20					紙	1	乍恐以書付奉願上候	（下書き　年月・差出・宛先なし）田方用水　涌井
53-21	明応5年壬申3月日	1496	関沢村当人小三郎以下	小菅村御役人	紙	1	一札之事	包紙付「上　壱　関沢村」
53-22	享和4年子2月	1804	高井郡小菅村	上野四郎三郎様　中野御役所	紙	1	乍恐以書付奉願上候	去寅年～亥年迄御検見
53-23	天保5年午4月	1834	当山大聖院社領方小七	村役人中	紙	1	一札	御□札願ニ付奥分社分相調…
53-24	天保8年酉正月	1837	高井郡小菅村	平岡文治郎様　脇野町御役所	紙	1	乍恐以書付願上候事	当酉年御定免年季明
53-25	天明8年申10月	1788	守屋源惣衛門　手代三枝安蔵	小菅村名主　組頭　百姓代中	紙	1	覚	御林九拾三本調べ
53-26	寛政9年巳11月	1797	高井郡小菅村	竹内平右衛門様　中野御役所	紙	1	（願）	前欠
53-27	天保8年酉2月	1837	高井郡小菅村		紙	1	乍恐以書付奉願上候	（定免切替増）後欠
53-28	文政13年寅3月	1830			紙	1		前・後欠　文末一□付者也
53-29	文化7年午6月	1810	小菅村名主以下	関沢村、針田村、笹沢村、前坂村名主中	紙	1	一札之事	
53-30-1						1	包紙（「諸書付改九年」）	
53-30-2-1						1	包紙（「上」）	
53-30-2-2	明治4年9月	1871	更科郡長谷村名主勘助	高井郡小菅村御役人中様	状	1	村送一札之事（長吉人別除き）	
53-30-3	（明治4年）未6月4日	1871	中野県出役	関沢村役伸	状	1	（小菅村神社祭礼のため出張に付き通達）	
53-30-4	明治3年6月	1870	小菅村名主清兵衛他2名	中野御役所	状	1	乍恐以書付奉御届申上候（救籾拾与者の名前調査に付き）	控
53-30-5-1						1	包紙（「村送り　神戸村役元」）	
53-30-5-2	明治4年3月	1871	神戸村名主善右衛門	小菅村御役所	状	1	送り一札之事（伝蔵人別送り）	
53-30-6-1						1	包紙（「上」）	
53-30-6-2	明治4年5月20日	1871	高井郡小菅村名主清兵衛他2名	中野御県御役所	状	1	乍恐以書付奉願候（小菅八所大神祭の規模縮小したが足軽の派遣等古例の通り願）	
53-30-7					状	2	断簡（田高畑高書上）	
53-30-10	明治3年7月	1870	郡中村々名主組頭	中野御役所	状	1	乍恐以書付ヲ奉申上候（飯山戦争の負担に関わる費用に付き）	
53-30-11	明治4年5月30日	1871	高井郡小菅村八所大神里宮神主鷲尾伊予他1名	中野御県御役所	状	1	以書付奉歎願候（神事縮小するが従来通り出役願）	
53-31-1						1	包紙（「改籍書附　六本入」）	
53-31-2	文化14年2月	1817	高井郡笹沢村　久兵衛他1名	大草太郎右馬様　中野御役所	状	1	乍恐書付を以て奉願上候（大聖院孝精并に同人弟子銅寛一件に付き）	
53-31-3	明治4年7月6日	1871	小菅村名主六左衛門他1名	中野県御役所	状	1	奉差上一礼之事（柳右衛門後乳筋これ有に付き）	
53-31-4	天保4年5月	1833	上州群馬郡高崎慈上寺役僧	小菅村御役人中	状	1	一置申一礼之事（慈上寺取締場に相定候に付き）	
53-31-5	慶応元年7月	1865	社領庄屋　儀五右衛門他2名	当村御役人衆中様	状	1	入置申託書之事（百領百姓杉右衛門不埒に付き）	
53-31-6	文化14年10月19日	1817	弐平親代印高井郡前坂村茂助他3名	小菅村役人中	状	1	一札之事（弐平太身柄引取に付き）	
53-31-7	天宝6年6月	1835	信州高井郡小菅村代兼和栗村名主長助	脇野町御役所	状	1	乍恐以書付御届奉申上候（大聖院へ盗賊立入に付き）	
53-32	天保11年子4月	1840	里宮神主　鷲尾山城	当山別当　大聖院様	紙	1	一札	当山清□内天王御旅所壱宇再建
53-33	文化5年辰8月	1808	高井郡小菅村	古橋隼人様　中野御役所	紙	1	乍恐以書付奉願上候	本途新田分田方
53-34	弘化4年未7月28日	1847	上組名主何村百姓何々何人…	川上金吾助様　中之条御役所	紙	1	差上申一札之事	（書式下書き）（西御丸御普請）
53-35	嘉永5年子2月	1852	高井郡小菅村　名主若右衛門	中野御役所	紙	1	乍恐以書付奉申上候	今般当村穢多…
53-36	文政8年酉12月	1825	小菅村願人　安右衛門他	御役元　御役人衆中様	紙	1	差出申一札之事	当村十王堂并十王屋敷十王…
53-37	天保11年子正月	1840	信州高井郡小菅村　八所権現神主鷲尾播磨印	平岡熊太郎様　脇野町御役所	紙	1	乍恐以書附奉願上候事	一、官位継目、一、大宮司号（奥に村役人署名）
53-38							（野火高札写）	後欠
53-39	天保3年4月27日	1832	小菅村名主儀左衛門他2名	和田主馬様　脇野町御役所	状	1	乍恐以書付奉申上候（小菅村除地調査に付き）	下書

53-40-1					紙	1	弘化四年丁未三月廿四日大地震ニ付諸書付鷺ノ木倒届書	(包紙)括り紐入り
53-40-2					紙	1	諸書附九通入	(反古紙再利用)
53-40-2-2	安政6年未5月	1859	高井郡小菅村	柴田善一郎様 中野御役所	紙	1	乍恐以書付奉願上候	高井郡小菅山八所権現祭礼之儀
53-40-2-3	明治12年7月28日	1879	旧小菅村山岸惣衛門以下	里社旧神官 鷲尾正願殿	紙	1	請取証書之事	一、金八拾三圓也 包紙付(里社永代修覆料として)
53-40-2-4	明治9年子2月	1876	高橋信忠代理 菅沼和兵衛	小菅村御役人中	紙	1	売渡申一札之事	大日堂跡屋敷、十王堂跡屋敷 金九円三拾銭
53-40-2-5	安政6年未5月	1859	小菅村	柴田善一郎様 中野御役所	紙	1	乍恐以書付御届奉申上候	小菅村田方植付之儀
53-40-2-6	弘化4年未5月日	1847	高井郡小菅村	中之条御役所	紙	1	乍恐以書付奉願上候	高井郡小菅邑八所大権現祭礼ニ付…
53-40-2-7	明治12年3月24日	1879	北第廾壱大区五小区ノ水内郡飯山町士族賣渡人 田中登苗	北第廾壱大区三小区高井郡高野村旧小菅村小林市兵衛殿	紙	1	御払下地方賣渡証	第千八百九拾七ノ弗
53-40-2-1-1	安政2年卯5月	1855	中野御役所	信州高井郡小菅村	紙	1	覚	字内野小丸大久保御林 一、松木弐百九拾弐本…
53-40-2-1-2	弘化4年未8月	1847	川上金吾助代 高橋多喜造	小菅村役人中	紙	1	減木證文之事	字内野小丸大久保御林 一、松木八本
53-40-2-1-3	天保9年戌3月	1838	信州高井郡小菅村	平岡文治郎様 脇野町御役所	紙	1	差上申一札之事	字内野小丸大久保御林八百四拾五本…(「下書き」とあり)
53-40-3	弘化4年8月	1847	信州高井郡柏尾村北組名主源右衛門他2名	川上金吾助様 中之条御役所	状	1	乍恐以書附奉願上候(代官所御用最寄惣代をもってお済まし下されたき旨)	
53-40-4	弘化4年	1847			状	1	(善光寺地震に付き馬市延引するが出役等願)	下書
53-40-5	宝暦11年9月	1761	名主甚五右衛門他3名	大野佐左衛門 中野御役所	状	1	覚書(社領高等書上)	下書
53-40-6	弘化4年4月	1847	高井郡笹沢村名主清左衛門他1名	川上金吾助様 中之条御役所	状	1	差上申拝借米金仮証文之事	
53-40-7					状	1	乍恐御請取奉差上候(高札墨入願)	
53-40-8-1						1	包紙(「嘉永四年亥六月廿ニ日宮大門鷺ノ木倒木候ニ付届書」)	
53-40-8-2	嘉永4年6月23日	1851	高井郡小菅村惣右衛門他5名	中野御役所	状	1	乍恐以書付御届奉申上候(神木倒木し家潰れ死者出来に付き)	
53-40-9	弘化4年未4月	1847	小菅村組頭	中之条御役所	一紙	1	乍恐以書付御訴訟奉申上候事(訴状下書、右の者平生大酒を好み云々)	
53-40-10	嘉永5子年8月	1852	村々連印 取締中連印		一紙	1	組合村々規定一札之事	
53-40-11					一紙	1	乍恐以書付奉申上候(寺社領御改につき下書)	
53-40-12	嘉永5子年8月	1852	高井郡拾三ヶ村組合		一紙	1	組合取定(近年廻村の諸寺社奉加につき、大地震のあとであるので五ヶ年は13ヶ村で銭三百文負担すること)	
53-40-13	明治10年7月	1877	水内郡飯山町 譲渡人高橋忠親	高野村内小菅組 山岸英生	一紙	1	荒地譲渡之証券(高井郡高野村のうち字蓮池一畝十二歩譲り渡し)	
53-40-14-1	弘化4年未5月日	1847	小菅村	中之条御役所	紙	1	乍恐以書付御届奉申上候	大地震により早稲・中稲・暖稲植付けたが用水なし
53-40-14-2	弘化4年未6月20日	1847	信州高井郡下組村々上組村々		紙	1	差上申御訴書之事	弘化4年地震の件
53-40-15-1	弘化4年5月	1847	右村	中之条御役所	紙	1	差上申一札之事	弘化4年地震による減米(包紙あり)
53-40-15-2					紙	1	御普請金請取下書	(包紙)括り紐入り
53-40-15-3	弘化4年未10月	1847	川上金吾助当分御領所 信州高井郡小菅村	川上金吾助様 御役所	紙	1	請取申金子之事	地震による普請代の請取 金三拾三両三分
53-40-15-4	弘化4年未10月	1847	川上金吾助当分御領所 信州高井郡中村	川上金吾助様 御役所	紙	1	請取申金子之事	
53-41-1	天保2卯年□年6月						□□戸一礼之事	
53-41-2	天保2卯年□年6月						乍恐・・・	
53-41-3	天保2卯年□年6月						乍恐以□付□組上候	
54-1-1	明治10年	1877			袋	1	明治十年土手修繕ニ付書類	袋のみ
54-1-2	明治8年9月4日	1875	高井郡小菅村 代議人山岸伝右衛門他2名	長野県土木掛 市川正直	竪帳	1	堤破損御普請ニ付差上申御請書下書(小菅村字大菅溜池堤修繕につき村費にて自普請の請書)	
54-1-3-1	明治8年10月	1875	(小菅村)代議人 山岸伝右衛門他2名	長野県権令 楢崎寛直	竪帳	1	記(字大菅溜池堤修繕につき目論見書上)	54-1-3-1に54-1-3-2、-3をはさむ
54-1-3-2					一紙	1	大菅溜池上樋底樋伏替ニ付御分木御払下願(下書)	
54-1-3-3					一紙	1	大菅溜池上樋底樋伏替ニ付御分木払下願(下書)	
54-1-4					一紙	1	大菅溜池上樋底樋伏替ニ付御分木御払下願(下書)	
54-1-5					竪帳	1	(大菅溜池堤修繕につき入用等書上の雛形)	
54-1-6	明治8年9月5日	1875	山岸英性他104名	当村役人衆中	竪帳	1	御普請仕様取極帳(大菅溜池堤修繕につき)	
54-1-7			右村伍長惣代 内堀助左衛門他10名	山林局長内務権大書記官 桜井勉	竪帳	1	溜池堤場修繕ニ付用材御払下願	
54-1-8	(明治7･8年)				綴	1	(小菅村公用書類等の綴)	
54-1-9	明治16年9月4日	1883	人民惣代 丸山助三郎他3名	下高井郡長 松尾重義	竪帳	1	御届(大菅池井用水底埋樋仕替につき村費にて自普請の届)	
54-1-10	明治16年9月4日	1883	人民惣代 丸山助三郎他3名	下高井郡長 松尾重義	竪帳	1	自普請御届(大菅溜井用水底埋樋仕替につき村費にて自普請の届)	
54-1-11					袋	1	土手諸書類入	袋のみ
54-1-12	文久2年戌7月日	1862	小菅村役元		横帳	1	大菅溜井上樋普請人足帳	
54-1-13	文久2戌年8月3日始メ	1862			横帳	1	溜井普請諸入用帳上樋八間伏替	
54-2-1	天保7年申4月日	1836	信州高井郡小菅村		横帳	1	村々人足土俵縄覚帳	
54-2-2	天保7年申8月日	1836	役元		横帳	1	用水普請ニ付人足手間扣帳	他1点を綴る
54-2-3	天保8年酉8月日	1837	名主源右衛門		横帳	1	土手諸入用覚帳	
54-2-4-1	天保8年酉2月	1837	役元		横帳	1	大菅溜池御見分諸入用割賦帳	54-2-4-1～3 一綴りにする
54-2-4-2					横帳	1	覚(夫銭等取立の人別書上)	
54-2-4-3	天保7申年11月	1836	小菅村名主清兵衛		横帳	1	大菅土手御見分并普請諸入用	
54-2-5	天保7年申3月26日	1836	名主清兵衛		横帳	1	村々并当村銘々御見舞覚帳	
54-2-6	天保7申年4月日	1836	高井郡小菅村役元		横帳	1	土手一件金子入覚帳	
54-2-7	天保7年申3月日	1836	小菅村役元		横帳	1	御見舞覚帳	
55-1-1	文政2年2月28日	1819	高井郡小菅村		横	1	大聖院諸什物改書上帳	一綴り
55-1-2	文政2年2月28日	1819			横	1	孝精取持之品覚帳	
55-2	文政元年12月	1818	信州高井郡小菅村 借用人名主儀左衛門他2名	上州屋兵右衛門	状	1	借用申金子証文之事	
55-3					包	3	諸書付包紙	
55-4	文久2年8月	1862	甚兵衛他17名	小菅村 御役人所	包入 状	1	差上申請書之事	
55-5	安政6年4月	1859	小菅村名主六左衛門他3名	柴田善一郎	状	1	乍恐以書付奉歎願候	
55-6	文久3年2月	1863	信濃国高井郡小菅村 名主甚三郎他2名	御代官 増田安兵衛 中野御役所	状	1	乍恐以書付奉上候	
55-7	安政6年4月	1859	神戸村商人 定治郎他9名	与吉他2名	状	1	差出申雑書之事	
55-8					状	1	教論之覚	

55-9	文政12年12月	1829	信濃国高井郡小菅村　名主常右衛門他3名	越後国脇野町　和田主馬　御役所	状	1	乍恐以書付奉願上候	
55-10					横	1	道中入用	
56-1	文化5年辰10月	1808	名主半兵衛他1人	秤御改役人様	一紙	1	（秤改二付）	
56-2-1					袋	1	（印鏡帳　他）	シール有
56-2-2					包紙	1	秤御改請帳并御役印鏡	
56-2-3	文化15寅年4月	1818			一紙	1	（考精拵候印鏡について）	
56-2-4	▪2月29日		飛脚久兵衛	大聖院様	一紙	1	覚	印形の絵有
56-2-5				善光寺いせ町　倉石安兵衛	一紙	1	（石印代金について）	印の形あり　本書之写とある
56-3	明治3年午4月日				横帳	1	御拝借籾貸附覚帳	
56-4	文化5戌辰10月	1808	名主七右衛門他3人		横帳	1	秤御改員数書上帳	
56-5	明治21年子3月4日改				横帳	1	実印認印鑑組控帳	
56-6-1					包紙	1	秤御改印鑑小菅村	
56-6-2	文化5戌辰年	1808	秤御改役人　青木源兵衛他1人	信州高井郡小菅村	一紙	1	秤御改印鑑	
56-7	寛政10年午8月	1798			横帳	1	印鏡改之扣	明治4未年8月18日まである
56-8	明治26年3月	1893	惣代真嶋清右衛門		竪帳	1	印鑑帳	
56-9-1					袋	1	（明治十九年共有地売拂連判状　他）	紐あり
56-9-2	明治10年4月	1877	取調人　真嶋清右衛門他2人	長野懸権令	横帳	1	山林草野反別取調書上帳下帳	
57-1	明治10年8月	1877	高野村旧小菅　吉原治郎右衛門		横	1	大菅溜井上樋普請人足帳	
57-2	明治10年3月29日	1877	高野村小菅組　書役吉原治郎右衛門		横	1	村分　亥六月口十二月迄　取立諸入費夫銭請取帳	
58-1					横	1	絵図面引付帳（地租改正関係）	第4号箱に地租改正の図面あり
58-2					横	1	覚（土地書上）	
58-3					横	1	覚（土地書上）	
59-1-1	明治11年8月	1878	高野村旧小菅　村吏廣瀬定右衛門		竪	1	当寅地価金調帳	
59-1-2					状	1	地価金書上	
59-2					竪	1	当戌高取調小前帳	
59-3	明治13年4月13日	1880	高野村之内旧小菅事務係　吉原治良右衛門		竪	1	去卯地価金調帳	
60-1	明治15年3月21日取立	1882	当組伍長総代　広瀬定右衛門		横	1	去巳十二月廿七日口当午三月廿七日迄学校入費触帳	
60-2-1	明治15年3月1日	1882	旧小菅村事務掛広瀬定右衛門		横	1	年中諸取替目下恵帳	一綴り
60-2-2	明治15年9月3日	1882			横	1	悪摩掃入費書上帳	
60-3	明治15年8月	1882	伍長惣代広瀬定右衛門		横	1	学校入費取立帳	
60-4	明治15年8月	1882	伍長惣代広瀬定右衛門		横	1	学校入費役場村分取替帳	
60-5	明治15年10月7日取立	1882	伍長惣代広瀬定右衛門		横	1	学校諸入費取立帳	
60-6	明治16年1月30日取立	1883	伍長惣代広瀬定右衛門		横	1	去午十月口十二月迄学校入費割触帳	
60-7	明治15年4月4日	1882	小菅組伍長惣代広瀬定右衛門		横	1	山林売捌金控帳	
60-8	明治15年8月7日取立	1882	旧小菅村事務掛広瀬定右衛門		横	1	去巳十二月口本月迄村入費割触帳	
60-9	明治15年12月25日取立	1882	伍長惣代広瀬定右衛門		横	1	当午七月口十二月迄村費割触帳	
60-10	明治15年3月22日	1882			横	1	当編費ニ付小前一同協議帳	
061	明治12年10月20日	1879	用係　吉原治郎右衛門		竪	1	当丑地価金調帳	
062	明治8年9月20日	1875	掛り　甚三郎		横	1	地価段級改正反別取調書上下帳	
063	明治18年	1885	真嶋清右衛門		竪	1	当酉地価金調帳	
064	安政2年3月29日	1855			横半	1	御林改ニ付諸入用帳	
065					横	1	帳面絵図之	
066	明治8年9月1日	1875			竪	1	当亥高取調小前帳	
067					竪	1	当戌米取調小前帳	
068	明治10年3月19日	1877	吉原治郎右衛門役中		竪	1	去々亥地価金調帳	
69-1					包紙	1	借用證文	一通と書かれている
69-2	文政4巳年3月	1821	名主源右衛門他4人	飯山町庄右衛門殿	一紙	1	借用申金子之事	
69-3					一紙	1	覚（當年、来午年割分について）	
69-4	文化15年寅3月	1818	小菅村借用人　名主清左衛門他5人	同村　太郎兵衛殿	一紙	1	借用申金子之事	
69-5	文政2年卯3月	1819	小菅村借用人名主源右衛門他2人	同村　和助殿	一紙	1	借用申金子之事	
70-1	明治13年5月	1880	吉原治郎右衛門		横	1	伍長割渡金利足取立帳	
70-2	明治13年3月	1880	吉原治郎右衛門		横	1	年中諸取替帳	
71-1	寛政10年10月	1798	高井郡小菅村役人		横	1	大菅社領高所持小前覚帳	一綴り
71-2	寛政2年10月	1790	小菅村名主忠左衛門		横	1	戌年御社領大菅御年貢并見取取立帳　附里宮領中嶋見取共	
072	天保7年8月	1836	信州高井郡小菅村　名主清左衛門他2名	平岡文治郎様　脇野町御役所	横	1	新田成高反別書上帳	
73-1	弘化4未年	1847			袋	1	荒所小前帳	
73-2	天保7申年				袋	1	荒地小前帳	
73-3			小菅村　名主清兵衛様	役元	一紙	1	（荒所取調雛形）	
73-4	子6月		小菅村　名主常右衛門他2人	脇野町御役所	横帳	1	信濃国高井郡小菅村荒地起返小前帳	
73-5	安政2卯年2月	1855	百姓代藤八他2人	中野御役所	横帳	1	高井郡小菅村荒所起返小前書上帳	
73-6	嘉永3戌年4月	1850	小菅村　名主次右衛門他2人	高木清左衛門様　中野御役所	横帳	1	高井郡小菅村荒所起返小前書上帳	
73-7	弘化2巳年8月	1845	信州高井郡小菅村　名主源右衛門他2人	川浦御役所	横帳	1	信濃国高井郡小菅村荒地并取下場小前書上帳	
73-8	天保14年卯年9月	1843	小菅村　名主善右衛門他2人	川浦御役所	横帳	1	信濃国高井郡小菅村荒所起返小前書上帳	
73-9	文久2戌年8月	1862	高井郡小菅村　百姓代文右衛門他2人	増田安兵衛様　中野御役所	横帳	1	當戌増米取調帳	
73-10	安政3辰年4月	1856	百姓代佐左衛門他2人	中野御役所	横帳	1	高井郡小菅村荒所起返小前書上帳	

074	明治10年	1877	役元		横	1	諸取替并領ヶ合差引覚帳	
075	明治11年3月24日	1878	村用掛　広瀬定右衛門		横	1	役林売払覚帳	
076	明治13年	1880	吉原治郎右衛門他5名		横	1	御租税并夫銭取調帳	
77-1	明治12年卯7月改	1879	旧小菅村　筆生山岸伝右衛門		横帳	1	当卯四月ヨリ六月迄入費調帳写シ	
77-2	明治12年卯7月1日口	1879	旧小菅村　筆生山岸伝右衛門		横帳	1	年中諸取替帳之写	
77-3	明治12年卯7月1日	1879	山岸伝右衛門		横帳	1	年中諸取替帳之写	
77-4	明治12年卯10月7日	1879	高井郡高野村　筆生山岸伝右衛門		横帳	1	地方税割賦取附帳	
77-5	明治12年卯8月3日取立	1879	旧小菅村　筆生山岸伝右衛門		横帳	1	当卯四月ヨリ六月迄諸費割賦帳	
77-6-1	明治12年卯7月改	1879	旧小菅村　筆生山岸伝右衛門		横帳	1	当卯四月ヨリ六月迄諸入費調帳	
77-6-2					横帳	1	十一月口辰二月迄　伝右衛門取替帳	
77-7-1	明治12年卯12月27日取立	1879	旧小菅村　筆生山岸伝右衛門		横帳	1	邨費補助金取附	
77-7-2					横帳	1	記（村費の出納書上）	
078	明治13年2月	1880	山岸伝右衛門		横帳	1	邨他村取納調簿	
079	元治2年2月	1865	富沢村　借用人半六	小菅村御役人	包入　状	1	借用金証文之事	
080	大正8年3月2日	1919	吉原源吉		横	1	諸書類預覚帳	
81-1					袋	1	御救米御高調壱枚	
81-2	明治9年11月	1876	名主　組頭　惣百姓	御役所	状	1	当御年貢之儀	
81-3	明治元年12月	1868	伊那県				（御東鎮につき販恤の事）	
084	文政12年2月9日	1829	小菅村役元		横	1	御直段諸掛物扣帳	
84-25-5	丙子9月29日		広瀬喜助	御用掛殿	状	1	御届（口忘届）	
84-25-6	亥3月		小菅村用掛　加藤儀左衛門	副笹岡弥惣治様他1名	綴	1	記（入籍除籍届）	
84-25-7	明治9年3月	1876	第弐拾一大区三小区高井郡小菅村服部新之助弟服部新之助他4名	長野県権令楢崎寛直殿	状	1	差上申御受書（服部助次郎脱籍に付き）	
84-25-8	明治9年8月24日	1876			状	1	御届（離縁届）	
84-25-9	明治9年2月24日	1876	第弐拾壱大区三小区高井郡小菅村親類組合惣代広瀬助右衛門他1名	長野県権令楢崎寛直殿	状	1	差上申御受書（服部助治郎脱籍に付き）	三小区副区長笹岡弥惣治
84-25-10-1						1	包紙（「送籍」）	
84-25-10-2	明治9年2月21日	1876	小菅村代議人　吉原治郎右衛門	針田村用掛御中	状	1	送籍証（山岸茂吉）	
84-25-10-3	明治8年12月8日	1875	小菅村代議人　武田七左衛門	第廿壱大区三小区小菅村村用掛御中	状	1	送籍証書（永澤伝左衛門二女うめ）	
84-25-10-4	明治9年2月5日	1876	小菅村用掛　金井利左衛門	小菅村御役人衆中	状	1	送籍証（井澤庄右衛門三女みの）	
84-25-10-5					状	1	（御用状）（会所より至急の達）	
84-25-10-6						3	断簡	
085							紐類	
86-1	明治17年11月	1884	加藤儀左衛門		横	1	当申当組他村取納調帳	一綴り
86-2	明治17年2月29日	1884	伍長惣代　蒲原彦兵衛		横	1	当申誌夫銭取調帳	
87-1	明治14年1月28日	1881	旧小菅村事惣　足立沖右衛門		横	1	去辰村入費割触帳	
87-2	明治14年8月9日	1881	旧小菅組　足立沖右衛門		横	1	当巳村入費割触帳	
87-3	明治14年12月28日	1881	小菅組事務　足立沖右衛門		横	1	当巳村入費割取立帳	一綴り
87-4	明治15年2月28日	1882	足立沖右衛門		横	1	去巳年夫銭不納取調帳	
87-5	明治13年8月1日	1880	旧小菅村事務　吉原治郎右衛門		横	1	当辰一月より七月迄村費割賦触帳	

小菅区有文書目録

別置3号

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形式	点数	表　　題　　(内容)	備考
3-1					竪帳	1	地所分裂ニ付地券出換願	別置第3号の箱5　図あり
3-2					竪帳	1	地券裂願変換帳	別置第3号の箱5　明治13年～17年分
3-3	明治19年戌5月	1886			竪帳	1	地所分裂売買地券書類願下	別置第3号の箱5　明治13年～17年分
3-4	明治19年5月	1886	武内元隆他8人		竪帳	1	字内山地所分裂売買地券書類換願	別置第3号の箱5　明治13年～17年分　図あり
3-5	明治19年5月	1886	廣瀬勘右衛門他16人		竪帳	1	字内山地所分裂売買地券書類換願	別置第3号の箱5　明治13年～17年分　図あり
3-6	明治19年5月	1886	武内元隆他18人		竪帳	1	字内山地所分裂売買地券書類換御願	別置第3号の箱5　明治13年～17年分　図あり
3-7	明治9年1月	1876	用掛関口久兵衛他5人	長野権令　楢崎寛直殿	竪帳	1	以書付奉願上候(地租御改正地順収穫帳切絵図面について)	別置第3号の箱5　明治13年～17年分　図あり
3-8	明治8年	1875			竪帳	1	土地丈量心得書	別置第3号の箱5　明治13年～17年分
3-9	明治18年11月	1885			竪帳	1	現地目ニ付諸願書式写	別置第3号の箱5　明治13年～17年分
3-10					竪帳	1	現地目毎番取調帳	別置第3号の箱5　明治13年～17年分　図あり
8-1	宝暦4年7月	1754	小菅村　名主権右衛門他3名	中野御役所	竪帳	1	村差出覚控	別置第3号の箱12
8-2	文化15年2月10日	1818			竪帳	1	信州高井郡小菅村指出明細帳	別置第3号の箱12
8-3	弘化4年3月	1847	小菅村　名主和助	中条御役所	竪帳	1	高井郡小菅村差出明細帳	別置第3号の箱12
8-4	文政3年	1820	小菅村役元		袋	1	文政三年改明細帳	別置第3号の箱12　ラベル「3の箱8号」
8-5	文政5年4月	1822	高井郡小菅村　名主次郎右衛門他3名	古山善吉　中野御役所	竪帳	1	文政五年信州高井郡小菅村差出明細帳	別置第3号の箱12
48-1						1	【絵図】袋(「三号御検見帳　絵図面」)	別置第3号の箱3(目目録　第3号箱の6or7)
48-2	慶応2年9月	1866	信濃国高井郡　名主三右衛門他2名	川浦御役所	1紙	1	【絵図】(小菅村・針田村他周辺図)	別置第3号の箱3(目目録　第3号箱の6or7)
049					1紙	31	【絵図】(地籍図下図)	別置第3号の箱3(目目録　第3号箱の6or7)
050						1	【絵図】袋(「当村立会荒所絵図面入并御改正絵図面　弐枚入　小菅村針田村」)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
051	弘化4年3月	1847	高井郡小菅村　名主和助他2名	川上金吾助様　御役所	1紙	1	【絵図】(田方荒所絵図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
052	嘉永2年4月	1849	信濃国高井郡小菅村　名主儀右衛門他5名	高木清左衛門様　中野御役所		1舗	【絵図】(荒所立会改絵図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
053	嘉永2年4月	1849	信濃国高井郡小菅村　名主儀右衛門他5名	高木清左衛門様　中野御役所		1舗	【絵図】(荒所立会改絵図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
054	明治21年	1888				1	【絵図】袋(「小菅拾七字切絵図面入袋」)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
055					1紙	1	【絵図】(字水越耕地図)　(旧針田村の記載あり)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
056					1紙	1	【絵図】(字内山地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
057					1紙	1	【絵図】(字池田地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
058					1紙	1	【絵図】(字堂道東地籍図)　(「上申控」)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
059					1紙	1	【絵図】(字天池道上、天池道下地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
060					1紙	1舗	【絵図】(字北沢地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
061					1紙	1	【絵図】(字池尻地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
062					1紙	1	【絵図】(字池下地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
063						1舗	【絵図】(字南山地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
064						1舗	【絵図】(字間久保地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
065						1舗	【絵図】(字蓮池地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
066					1紙	1	【絵図】(字鳥居大門地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
067					1紙	1	【絵図】(字一之池地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
068					1紙	1	【絵図】(字北沢地籍図)　(「上申控」)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
069						1舗	【絵図】(字大菅地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
070	明治19年	1886				1舗	【絵図】(字北大門地籍図)　(「上申控」)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
071						1舗	【絵図】(字堂道平地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
072					1紙	1	【絵図】(字池尻道上地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
073	明治19年	1886				1舗	【絵図】(字そりめ地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
074					1紙	1	【絵図】(字池尻道下地籍図)	別置第3号の箱4(目目録　第3号箱の6or7)
88-1	文政3年3月6日	1820	名主　源右衛門		横	1	一件入用割賦帳	別置第3号の箱10
88-2	文政2年2月6日	1819	小菅村役元		横	1	一件諸入用割賦帳	別置第3号の箱10
88-3	文政元年9月	1818	小菅村役元		横	1	一件入用割賦帳	別置第3号の箱10
88-4	文政元年10月14日	1818	小菅村役元		横	1	一件入用割賦触帳	別置第3号の箱10
88-5	文化15年3月より10月迄	1818	小菅村役元		横	1	一件ニ付金子出入覚帳	別置第3号の箱10
88-6	安政6年3月	1859	小菅村役元		包	1	出入一件帳入(袋)	別置第3号の箱10
88-7	文化15年3月	1818	小菅村役元		横	1	一件入用割賦帳	別置第3号の箱10
88-8	文政4年3月6日	1821	役元		横	1	一件割賦触	別置第3号の箱10
88-9	文政5年3月6日	1822	小菅村役元		横	1	一件ニ付入用取立帳	別置第3号の箱10
88-10	文化14年12月	1817	高井郡小菅村　神主筑尾播磨他16名	大草太郎右馬様　中野御役所	状	1	乍恐以書付御答奉申上候	別置第3号の箱10
88-11	文化14年10月	1817	小菅村大聖院　慎外願人両照寺他8名	大草太郎右馬様　中野御役所	状	1	乍恐書付を以奉願上候	別置第3号の箱10
88-12	文化14年10月	1817	高井郡小菅村　菩提院他8名	高井郡小菅村　御役人中	状	1	入置申一札之事	別置第3号の箱10
88-13	文化14年10月	1817	高井郡小菅村　小前惣代権左衛門他2名	中野村郡中代	状	1	差出申一札之事	別置第3号の箱10
88-14	文化15年4月8日	1818	高井郡小菅村　神主播磨他23名	大草太郎右馬様　中野御役所	状	1	乍恐書付を以奉願上候	別置第3号の箱10
88-15	文化14年12月	1817	高井郡松川村南照寺他1名	大草太郎右馬様　中野御役所	状	1	乍恐以書付御答奉申上候	別置第3号の箱10
88-16	文化15年3月	1818	惣代三右衛門他3名	大草太郎右馬様　御役所	状	1	差出申御請書之事	別置第3号の箱10
88-17	文化14年10月	1817	高井郡小菅村茂助	大草太郎右馬様　中野御役所	状	1	差出申一札之事	別置第3号の箱10
88-18	文化14年10月	1817	小菅村名主清左衛門他2名	大草太郎右馬様　中野御役所	状	1	乍恐書付を以御届奉申上候	別置第3号の箱10

88-19	文化15年3月	1818	大聖院孝精	大草太郎右馬様　中野御役所	竪	1	乍恐以書付御訴訟奉申上候	別置第3号の箱10
089	文化4卯年6月	1821	役中・長中		竪帳	1	見世小屋持主覚帳	別置第3号の箱5　明治13年～17年分
90-1	明治4年未6月10日	1871	高井郡小菅村　百姓代源右衛門他2人	中野御縣　御役所	竪帳	1	上（与七他一人戸田越前守家へ奉公の旨上申）	別置第3号の箱5　明治13年～17年分
90-2	（明治）30未10月	1897	長野縣廳	第二十九区　戸長、副戸長、村々役人	綴	1	（戸長御取調之方法御規則相立について）	別置第3号の箱5　明治13年～17年分
90-3	明治6年癸酉12月	1873	小菅村百姓代　真嶋幸右衛門他2人	長野縣参事　楢崎寛直殿	竪帳	1	宮林上	別置第3号の箱5　明治13年～17年分
91-1	天保14年卯4月	1843			袋	1	畑田成小前帳	別置第3号の箱7
91-2	天保14年卯9月日	1843			横帳	1	畑田成増米小帳	別置第3号の箱7　朱書で「増米小前へ割付」とある
91-3					横帳	1	畑田成願場所小前帳	別置第3号の箱7
91-4	天保14年卯9月日	1843			横帳	1	屋敷成増米小前帳	別置第3号の箱7
91-5	天保14年閏9月	1843	信州高井郡小菅村　名主善左衛門他2人	川浦御役所	横帳	1	當卯屋敷成願場并古屋敷家数反別書上帳	別置第3号の箱7
092	天保6年未10月日	1835			横帳	1	十王堂一件覚帳	別置第3号の箱11
093	安政2卯年5月吉日	1855			横帳	1	米売出扣帳	別置第3号の箱11
094	文久3年亥3月日	1863	小菅村　名主太郎兵衛		横帳	1	十王堂屋根替諸入用帳（十王堂小作人名（明治三年二月廿九日改）を添付）	別置第3号の箱11
095	安政2年卯7月23日	1855	小菅村役元		横帳	1	十王堂修覆彩色入仏雑用帳	別置第3号の箱11
096	安政3年辰9月20日	1856	小菅村役元		横帳	1	天王様彩色諸入用覚帳	別置第3号の箱11
097	文政12年丑12月日	1829	小菅村役元		横帳	1	十王堂一件覚帳	別置第3号の箱11
098	安政2年卯7月	1855	村役人		横帳	1	仏餉袋請取覚帳	別置第3号の箱11
099	天保14卯年3月日	1843	小菅村役元		横帳	1	十王堂小作覚帳	別置第3号の箱11
100	安政2年卯7月日	1855			横帳	1	十王堂合天井奉加帳	別置第3号の箱11
101	天保6年未7月日	1835			横帳	1	十王堂人足覚帳	別置第3号の箱11
102	安政2年卯7月	1855	村役人		横帳	1	燈明料寄附覚帳	別置第3号の箱11
103	天保13年寅年3月日	1842	小菅村役元		紙袋	1	十王堂帳入	別置第3号の箱11
104-1	天保3年11月	1832	神主　鷲尾播磨	御勘定所	竪帳	1	信濃国高井郡之内郷村高帳	別置第3号の箱12　脇野町役所へも提出した旨の奥書あり
104-2	天保11年2月	1840	八所大権現神主鷲尾播磨	御本所御役人中	1紙	1	奉願上候一札之事	別置第3号の箱12
104-3	天保11年正月	1840	小菅山里宮神主鷲尾播磨		1紙	1	一札（大宮司号所望一件）	別置第3号の箱12
105-1					袋	1	上　和宮人足帳入	別置第3号の箱6
105-2					1紙	1	記（地価金について）	別置第3号の箱6
105-3					1紙	1	包紙（地券証紛失御届）	別置第3号の箱6
105-4	文久2戌年2月	1862			横帳	1	岩村田小田井両宿新助郷人足書上帳	別置第3号の箱6
105-5	文久2戌年2月	1862			横帳	1	岩村田小田井両宿新助郷人足書上帳	別置第3号の箱6
105-6	文久元年酉11月	1861			横帳	1	和宮様御下向ニ付　中山通岩村田小田井両宿助郷人馬面附書上帳	別置第3号の箱6
105-7	文久元年酉11月3日	1861			横帳	1	岩村田小田井両宿新助郷人足帳	別置第3号の箱6
105-8	文久元年酉11月26日	1861			横帳	1	和宮様御下向ニ付人足料渡し帳	別置第3号の箱6
105-9	文久元年酉11月	1861			横帳	1	和宮様御下向ニ付諸入用取調帳	別置第3号の箱6
105-10	文久元年酉11月20日	1861			横帳	1	和宮様御下向ニ付人足料夫銭触帳	別置第3号の箱6
105-11	文久元年酉12月	1861	高井郡小菅村　名主利助他2名	鈴木源内様　中野御役所	横帳	1	和宮様御下向ニ付岩村田小田井両宿當分助郷人足料并諸雑用書上帳	別置第3号の箱6
105-12	文久元年酉11月	1861			横帳	1	和宮様ニ付毛附高并大麦高取下高改覚帳	別置第3号の箱6
105-13	（文久）酉10月28日				半横	1	和宮様御下向ニ付人足取極帳	別置第3号の箱6
105-14	文久元年酉11月朔日	1861			半横	1	人足諸入用覚帳	別置第3号の箱6
105-15	文久元年酉11月日	1861			半横	1	岩村田小田井人足入用覚帳	別置第3号の箱6
105-1	文政2年2月16日	1819	大聖院弟子　洞寛ほか20名	寺社御奉行所	竪帳	1	寺社御奉行所御裁許証文写	別置第3号の箱13
105-2	文化15年正月	1818	笹沢村久兵衛ほか1名	大草太郎右馬　御役所	綴	1	乍恐以書付駈込御訴訟奉申上候	別置第3号の箱13
105-3	文化14年10月14日	1817	孝精ほか1名		1紙	1	一札之事（退身の意見受入ニ付）	別置第3号の箱13
105-4	文化14年7月	1817	名主清左衛門ほか6名	大草太郎右馬　中野御役所	1紙	1	乍恐返答書を以奉申上候（大聖院と小菅村山手米ほか訴訟ニ付返答書）	別置第3号の箱13
105-5	卯2月29日		買請人　庄左衛門ほか3名	古山善吉手代　武井貫蔵	1紙	1	覚（大聖院孝精死罪仰付らるニ付孝精所持品払下）	別置第3号の箱13
105-6	文化14年7月	1817	別当願人　大聖院	大草太郎右馬　中野御役所	1紙	1	乍恐以書付奉願上候（神領狼籍（雑木伐採）ニ付）	別置第3号の箱13
105-7	文化15年4月	1818	小菅村名主　清左衛門ほか1名	大草太郎右馬　御役所	1紙	1	乍恐書付を以奉願上候（小布施村戸右衛門内済申出ニ付日延願）	別置第3号の箱13
105-8-1					1紙	1	（反故紙）「大聖院孝精出入事件六通」	別置第3号の箱13
105-8-2					1紙	1	（反故紙）	別置第3号の箱13
105-8-3	明治10年11月	1877	高野村農小林弥右衛門	副戸長　笹岡弥惣治ほか1名	1紙	1	（反故紙）（長男国太郎の年齢届）	別置第3号の箱13
105-9	文化14年丑7月	1817	小菅村小前友三郎他76名	大草太郎右馬様　中野御役所	1紙	1	乍恐以書付小菅村大小百姓御歎奉願上候（大聖院と村方出入につき）	別置第3号の箱13
105-10	文化14丑年12月	1817			1紙	1	乍恐以書付御答奉申上候（大聖院孝精出入につき）	別置第3号の箱13
105-11	文化14年10月	1817	高井郡小菅村　菩提院他8名	高井郡小菅村御役人中	状	1	入置申一札之事（孝精一件に付き詫）	別置第3号の箱13
105-12	文政2年2月29日	1819	当御代官所同州同郡松川村南照寺口院他7名	古山善吉様御手代　武井貫蔵殿	状	1	欠所御見分書之事（孝精財物書上）	別置第3号の箱13
106	文化8未年改通り	1811	小菅村役元		紙袋・横帳	1・1	（袋）割山青芋運上帳　（帳面）割山青芋運上	別置第3号の箱8
107	寛政5年丑6月改	1793	村役人小菅村		横帳	1	青芋運上割山運上小前帳	別置第3号の箱8
108	宝暦2年申10月	1752			横帳	1	小菅割山銘々所持覚帳	別置第3号の箱8
109-1	明治4年未2月日	1871	高井郡小菅村　名主清兵衛	中野縣御役所	竪帳	1	村差出明細書上帳　御普請明細書上帳　下書	別地第3号の箱9　109-1・2は同一袋
109-2	明治4年未9月	1871	小菅村名主吉原六左衛門外2名	長野御縣御役所	竪帳	1	荒所取調書上下帳	別置第3号の箱9
110-1	寛政9年巳9月	1797	水内郡綱元大倉崎村　高井郡綱元関沢村	竹内平右衛門様　中野御役所	竪帳	1	渡船組合取極連判帳	別置第3号の箱9
110-2	寛政9年巳9月3日	1797	高井郡船組合拾弐ヶ村　惣代名主同郡口地口村武左衛門	平林村　名主五兵衛他2名	1紙	1	相談取究之事（関沢村渡船打替につき高井郡船組合惣代名主と平林・小菅・針田三ヶ村の取究一札）	別置第3号の箱9　110-1の中に挟まっている
111	天保3辰年10月	1832	小菅村大聖院　右村名主儀右衛門	脇野町御役所	竪帳	1	信濃国高井郡之内郷村高帳	別置第3号の箱9
112	明治8年9月25日	1875	長野縣権令　楢崎寛直		竪帳	1	到来十月一日写九月御触品々　社寺上知取調雛形但し十月十日限り可認事	別置第3号の箱9
113					絵図	1	（無題、地籍図（ダンゴ図）断片）	別置第3号の箱9
114	天保4癸巳4月	1833	小菅山八所権現別当　大聖院	御勘定所	竪帳	1	信濃国高井郡之内郷村高帳	別置第3号の箱9

115	天保5年午5月	1834	小菅村役元　名主和助他2名	御代官　鈴木半十郎様	横帳	1	御制札御墨入頼元帳	別置第3号の箱9
116	明治5年壬申6月	1872	小菅村　名主廣瀬定右衛門他2名	長野御縣御役所	竪帳	1	信濃国高井郡小菅村御普請所書上帳	別置第3号の箱9
117	天保4年癸巳4月	1833	小菅山八所大権現　神主鷲尾播磨	御勘定所	竪帳	1	信濃国高井郡之内郷村高帳	別置第3号の箱9
118	天保12丑6月日	1841			竪帳	1	元文五申年野呂領右衛門様より御勘定所江御書上帳　信州高井郡小菅村用水溜池御普請明細帳写	別置第3号の箱9
119	天保4年5月	1833	上下三地組惣代　脇野町村庄屋喜助ほか連名		竪帳	1	辰閏十一月より巳四月迄郡中諸入用割賦帳	別置第3号の箱9
120	明治4年未9月	1871	小菅村　名主吉原六左衛門他2名	長野縣御役所	竪帳	1	起返所下取調書上下帳	別置第3号の箱9
121	文政11子年4月	1828	右村名主次郎右衛門	中野役所	竪帳	1	御尋ニ付寺社領書上帳下書	別置第3号の箱9
122-1				中野縣御役所	1紙	1	（附属何宿より何村迄道程･･･雛形）	別置第3号の箱9
122-2	明治3年午9月15日	1870	百姓代組頭代兼名主清兵衛	中野縣御役所	綴	1	乍恐以書付奉願上候	別置第3号の箱9
122-3	明治3午年10月	1870	名主清兵衛ほか2名	中野縣御役所	綴	1	乍恐以書付奉願上候	別置第3号の箱9
123	安永7年戌3月	1778			竪帳	1	字道嶋芝地村定連判帳	別置第3号の箱3
124-1	明治14年巳5月日	1881			横帳	1	諸普請人足控帳	別置第3号の箱3　紐あり
124-2	明治14年第12月18日	1881			横帳	1	當巳諸普請人足不参取調帳	別置第3号の箱3
124-3	明治14年巳3月18日	1881			横帳	1	地方税并備荒儲畜金取立帳	別置第3号の箱3
124-4	明治14年巳7月6日	1881			横帳	1	学校屋根破損葺入費帳	別置第3号の箱3
124-5	明治14年巳11月10日	1881			横帳	1	関澤組船橋籾取立帳	別置第3号の箱3
124-6					横帳	1	記（学校授業料について）	別置第3号の箱3
124-7	明治14年巳7月	1881			横帳	1	生徒学齢取附帳	別置第3号の箱3　朱書で「七」が「八」となっている
124-8	明治14巳年5月日				横帳	1	高野村道路人足日割取調帳	別置第3号の箱3
124-9	明治13年辰12月21日	1880			横帳	1	年中諸取替扣帳	別置第3号の箱3
124-10	明治8亥年1月日	1875			横帳	1	学校有志金書上連名簿	別置第3号の箱3
124-11	明治14年巳5月				横帳	1	二十一組伍長江渡金手扣帳	別置第3号の箱3
125	天保4年巳9月	1883	信州高井郡小菅村　百姓代和助他2人	鈴木半十郎様　脇野町御役所	横帳	1	當巳田方内見合毛附書上帳	別置第3号の箱3
126	弘化4年未8月	1847			横帳	1	當未田方内見合毛附書上帳	別置第3号の箱3
127	慶応2年寅9月	1866	信州高井郡小菅村　名主三右衛門他2人	大草太郎左衛門様　川浦御役所	横帳	1	當寅田方内見合毛附書上帳	別置第3号の箱3
128	明治8年8月	1875			1紙	1	記（耕地地番書上げ）	別置第3号の箱4

小菅区有文書目録

長持4号

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形式	点数	表　題　(内容)	備考
001	大正5年11月1日	1916	瑞穂村役場		冊	1	現行村條令及諸規程	
002	明治39年7月16日	1906	小菅組惣代　真嶋浦太郎		竪	1	日市諸入費割等級表	
3-1					袋	1	大菅秣山民地引戻願書附却下指令	明治拾六年、明治弐拾弐年二通、明治三拾三年
3-2	明治16年10月	1883	下高井郡高野村ノ内旧小菅	長野県令　大野誠	竪	1	地所誤謬調御引戻願大菅秣山引戻願	「地所～御引戻願」は朱書
3-3-1	明治22年4月	1889			竪　表紙	1		明治二十二年の編出の証拠書類の袋り
3-3-2	明治22年4月28日	1889	下高井郡高野村小菅組　人民総代小林助右衛門ほか	長野県知事　木梨精一郎	竪	1	証拠書類目録取調書	明治24年の却下の書類付き
3-3-3	元禄15壬午年霜月15日	1702	八木雲平　庄田啓右衛門　川口源五右衛門		竪	1	午年相定免付之事(写し)	明治22年に写して提出、人民総代らの割印あり
3-3-4	宝暦7年丑10月	1757	天野助次郎		竪	1	丑御年貢可納割附之事(写し)	同上
3-3-5	安永3午年10月	1774	臼井吉之丞		竪	1	午御年貢可納割附之事(写し)	同上
3-3-6	正徳5未年11月21日	1715	関口作左衛門ほか		竪	1	飯山領未年免定(写し)	
3-3-7					竪	1	口口御年貢皆済目録(写し)	
3-3-8	文政11年子3月日	1828			横	1	大菅北平并長峯割預山小前	…木省立不申候様二…　10年でクシ引き直し
3-3-9	弘化3年午3月日	1846			横	1	大菅北平并長峯新口口割預山小前帳	写し
3-3-10	安政6未年8月日	1859			横	1	大菅北ノ平并長峯新奥道割預山小前帳	
3-3-11	慶応2年寅3月日	1866	小菅村名主　甚三郎		横	1	字大菅秣山上納割賦取立小前帳	
3-3-12	明治22年4月	1889	小林助右衛門	長野県知事　木梨精一郎	竪	1	官有秣場民地エ引直願	
3-3-13					竪	1	証拠書類目録取調書	
3-3-14	安永3午年10月	1774	臼井吉之丞		竪	1	午御年貢可納割附之事(写し)	明治22年　人民総代らによる写し、割印あり
3-3-15	宝暦7年丑年	1757	天野助次郎ほか		竪	1	丑御年貢可納割附之事(写し)	明治22年　人民総代らによる写し、割印あり
3-3-16	元禄15壬午年霜月15日	1702	八木雲平ほか		竪	1	午年相定免付之事(写し)	明治22年　人民総代らによる写し、割印あり
3-3-17	文政11年子3月日	1828			横	1	大菅北ノ平并長峯割預山小前帳	
3-3-18	弘化3年午3月日	1846			横	1	大菅北ノ平并長峯新ノ口割預山小前帳	
3-3-19	安政6未年8月日	1859			横	1	大菅北ノ平并長峯新奥道割預山小前帳	ひとつの袋
3-3-20	慶応2年寅2月日	1866	小菅組名主　甚三郎		横	1	字大菅秣山上納割賦取立小前帳	
4-1	明治33年度	1900			袋	1	内山官林下戻書類入	
4-2-1	明治33年	1900			竪　表紙	1	上内山国有林下戻申請書類	
4-2-2	明治2巳年	1869	武内大膳ほか		一紙	1	口上書ヲ以テ御届奉申上候	4通を合わせて武内大膳ほかから社務復職願届
4-2-3	明治2巳年	1869	武内大膳		竪	1	口上書ヲ以テ奉願上候	
4-2-4	宝暦5年	1755	義泉房恵舜		竪	1	小菅山旧事記	寺の運営について
4-2-5	宝永6年丑7月	1709	小菅山		竪	1	境内内山新畑見取帳	
4-2-6	文政6年未3月	1823			横半帳	1	杉苗植附帳	
4-2-7			小菅神社神主ほか		竪	1	上地官林民有ニ下戻申請書	ひとつの袋
4-2-8	明治4年未8月	1871	武内元隆		竪	1	御除地収納并境内木数取調書上帳	
4-2-9	明治34年4月	1901	武内英峻ほか		竪	1	御推問ニヨリ答弁書	関連書類も一綴りになっている
4-2-10	明治34年1月	1901	武内英峻ほか		竪	1	参考書	添付図面多数
5-1					袋	1	寄附領収書袋　戊申詔書　一冊	
5-2	明治30年9月21日	1897	官幣中社諏訪神社軍人紀念銅鋳営建設事務所	下高井郡瑞穂村小菅組	状	1	領収証	
5-3	昭和14年	1939			状	1	新東亜建設の誓詞	
5-4	明治39年8月10日	1906	長野県知事従四位勲四等　大山綱昌	長野県下高井郡瑞穂村小菅組代表者　真島浦太郎	状	1	(従軍者家族扶助寄附金下賜事)	
5-5	明治22年3月2日	1889	長野県知事従五位勲四等　木梨精一郎	長野県信濃国下高井郡高野村小菅組	状	1	(道路修繕費寄附の事)	
5-6-1	明治41年10月13日	1908			竪	1	戊申詔書	一綴
5-6-2	明治42年1月20日	1909	瑞穂村役場		竪	1	村民心得二十一箇条	
5-7					状	1	必勝の誓	包紙あり
5-8	昭和16年12月8日	1941			状	1	詔書(開戦の詔書)	
5-9	昭和16年12月8日	1941			状	1	詔書(開戦の詔書)	
5-10	昭和21年1月1日	1946			状	1	詔書(新年祝賀の詔書)	
5-11	大正12年11月10日	1923			状	1	詔書	包紙あり
006	明治42年度・大正7年度	1909・1918	小菅区		竪	1	各戸畳数取調帳	図あり
007	大正7年	1918	小菅区		竪	1	瑞穂村区長職務規程　瑞穂村伍人組規程	
008	大正8年3月1日	1919			冊	1	下高井郡実行要目口村中合規程	(戦後民力涵養)
9-1	明治10～30年代	1877～	小菅村		袋	1	契約書類	9の袋
9-2	明治13年	1880	小菅村	伍長惣代	竪	1	取極連印帳	
9-3	明治23年	1890	小菅村		竪	1	組内協議決定証	
9-4	明治27年	1894	小菅村	小菅組惣代	竪	1	協議決定書	
9-5	明治21年	1888	小菅村		竪	1	小菅組協議決定書	
9-6	明治37年	1904	小菅村	小菅組惣代	竪	1	字大菅行政訴訟契約書	
9-7	明治37年5月15日	1904	小菅村	小菅組惣代	竪	1	字内山行政訴訟契約書	
9-8	明治35年	1902	小菅村　瑞穂村	下高井郡瑞穂村　前坂伍惣代	竪	1	明治三拾五年　前坂組国有林入会ニ関スル約定証　弐通	
9-9	明治24年3月12日	1891	高野村　小菅組		竪	1	明治廿四年三月十二日　字大菅秣取極約定	
9-10	明治37年3月7日	1904	小菅組惣代		竪	1	明治卅七年三月七日　倹約取究帳	
9-11	明治24年12月	1891	高野村　小菅組		竪	1	明治廿四年十二月　仁王大門並木規約連証	仁王大門～鳥居大門までの並木の枝口について

9-12	明治23年7月25日	1890	高野村　小菅組		竪	1	明治弐拾三年七月廿五日　地図連署人名簿	
9-13	明治25年	1892			竪	1	明治弐拾五年　字道堂年北沢新口取極約定証	
9-14	明治33年	1900			竪	1	国有林下戻しに関する契約書　四通	
9-15	明治35年	1902			竪	1	明治三拾五年　共有金割戻し取窮書	
9-16	明治45年5月	1912	小菅区		竪	1	明治四拾五年五月　溜池生魚売買契約書　小菅区	
9-17	明治24年3月12日	1891	高野村　小菅組		竪	1	明治廿四年三月十二日　堀田取極　高野村小菅組	
9-18	明治42年7月25日	1909	組惣代　真島清太郎		竪	1	明治四拾弐年七月廿五日　決議證	
9-19	明治41年11月10日	1908	組惣代　真島喜平治		竪	1	明治四拾壱年拾壱月拾日　決議書	
9-20	大正2年11月	1913			竪	1	郷蔵売却決議書　大正弐年　拾壱月	
9-21	明治32年4月2日	1899			竪	1	（学校移転に関する件）決議書　明治参拾弐年四月弐日	
10-1					袋	1	馬匹現在調査帳	
10-2	明治39年11月1日	1906	小菅組惣代　真嶋浦太郎		横	1	馬匹現在調査帳	
10-3	明治40年12月10日	1907	組惣代　小林忠之助		竪	1	馬匹現在調査帳	
10-4	大正7年10月	1918	区長　丸山重治		横	1	馬所有者名簿	
10-5	明治42年11月	1909	小菅組		竪	1	所有者馬名簿	
10-6	明治41年11月10日	1908	組惣代　真嶋喜平治		竪	1	馬匹現在調査帳	
10-7	明治18年6月	1885	下高井郡高野村小菅組		竪	1	馬籍取調相帳	
11-1	明治26年～明治45年	1893～1912			袋	1	伍人組名簿	
11-2	大正7年1月～大正10年1月	1918～1921	小菅組		竪	1	伍人組名簿	
11-3	大正13年2月1日～昭和5年2月1日	1924～1930	瑞穂村　小菅区		竪	1	五人組名簿	
11-4	昭和4年2月1日	1929	伍長　中島太作ほか		竪	1	五人組名簿	
012	昭和11年4月	1936	組合長　鷲尾覚造他		竪	1	納税組合設立届	
14-1	明治37年・38年	1904・1905			袋	1	国庫債券応募ニ関スル書類　明治三拾九年三月　臨時事件公債応募書	
14-2	明治38年3月	1905			横	1	明治三拾八年三月　国庫債券保證金取立帳	
14-3	明治38年5月1日	1905			竪	1	明治三拾八年　第五回国庫債券応募承諾書	
14-4	明治37年3月7日	1904	小林政平		竪	1	明治三拾七年三月七日　国庫債券掛迄帳　第壱回	
14-5	明治38年3月26日	1905			竪	1	明治三拾八年三月廿六日　国庫債券契約証　第四回	
14-6	明治38年5月27日	1905			竪	1	明治三拾八年五月廿七日　第四回国庫債券保証金割戻帳	
14-7	明治37年	1904			横	1	上記に関する「本懸壱号」	
15-1	明治38～39年	1905～1906			袋	1	共目稲苗代設置届/稲苗代図面	ふくろ
15-2-1	明治38年10月21日	1905	小菅組惣代　丸山常作		横	1	共同稲苗代設置届	綴
15-2-2	明治39年11月11日製図	1906	小菅組惣代　真嶋浦太郎		横	1	共同苗代図面拾参枚組控	綴
16-1					袋	1	消防書類	
16-2-1	昭和4年2月	1929	小菅区長　藤井麻治		横	1	ポンプ購入費収支明細帳	一綴
16-2-2	昭和4年5月10日	1929	小菅区長　藤井麻治		横	1	ポンプ購入費第参期取立帳	
16-2-3	昭和4年3月11日	1929	小菅区長　藤井麻治		横	1	ポンプ購入費第弐期取立帳	
16-2-4	昭和3年2月10日	1928	小菅区長　鷲尾常治郎		横	1	ポンプ購入費第壱期取立帳	
16-3	明治41年3月15日	1908	小菅区惣代　真島喜平治		横	1	ポンプ購入有志金半額取立帳	
16-4	明治41年2月15日	1908	組惣代　小林忠五郎		横	1	ポンプ購入有志金半額取立帳	
16-5	明治42年3月1日	1909	組惣代　真島清太郎		横	1	消防諸入費取替帳	
16-6	大正7年2月1日	1918	区長　丸山重次		横	1	消防諸費取替帳	
16-7	大正6年2月	1917	区長　丸山米作		横	1	消防諸費取替帳	
16-8	大正5年2月	1916	小菅区長　真島浦太郎		横	1	消防入費取替帳	
16-9	大正4年2月1日	1915	小菅区長　中島太作		横	1	消防諸入費取替帳	
16-10	大正3年	1914	区長　小林元治郎		横	1	消防諸入費取替帳	
16-11	大正2年	1913	区長　小林友吉		横	1	消防諸入費取替帳	
16-12	明治45年	1912	区長　吉原源吉		横	1	消防諸入費取替帳	
16-13	明治44年9月10日	1911			横	1	喇叭新調ポンプ修繕有志金取立帳	
16-14	明治44年3月1日	1911	組惣代　山岸勘左衛門		横	1	消防諸入費取替帳	
16-15	明治43年3月1日	1910	組惣代　市村作十郎		横	1	消防諸入費取替帳	
16-16	明治39年3月1日	1906	小菅組惣代　真島浦太郎		横	1	消防諸入費取替帳	
16-17	明治39年9月5日	1906	小菅組惣代　真島浦太郎		横	1	消防器具有志金弐回取立帳	
16-18	明治39年3月23日	1906	小菅組惣代　真島浦太郎		横	1	消防器具有志金半額取立帳	
16-19	明治38年5月9日	1905	小菅惣代　丸山常作		横	1	火ノ見建設入費帳	
16-20	明治41年4月9日改	1908			横	1	明治三拾七年度ヨリ四拾年度迄消防経常勘定臨時費取調帳	
16-21					竪	1	消防組連名	
16-22	明治31年6月13日	1898	小菅組惣代　蒲原善左衛門		竪	1	小菅共有消防手桶預ヶ帳	
16-23	大正7年4月30日	1918			綴	1	火の見建換諸費請求書	
16-24	明治32年6月24日	1899	真島清太郎		横半	1	御輿テルキ諸入費記帳	「七冊ノ内第五号」
16-25	明治40年12月17日	1907	組惣代　小林忠五郎		横	1	消防有志金第三回取立帳	
16-26	昭和8年5月3日	1933	小菅区長　小林文平		横	1	警鐘楼立替諸費明細帳	
16-27	昭和8年1月8日	1933	小菅部長　内堀佐吉	小菅区長　小林恒祐殿	綴	1	瑞穂消防組小菅部昭和八年警鐘楼立替予算	
16-28	明治36年5月	1903	小菅組惣代		竪	1	消防掛人員名簿	
16-29	昭和6年1月2日	1931	小菅部長　広瀬初義		綴	1	瑞穂消防組小菅部昭和六年度経常費予算書	

16-30	昭和22年9月19日	1947	分団長　市村一徳	小菅区長　小林恒祐殿	綴	1	瑞穂村警防団小菅分団経費上申書	
16-31	昭和10年度	1935	小菅部長	小菅区長殿	綴	1	昭和十年度瑞穂消防組小菅部経費予算書	昭和9年度経費明細書とも綴
16-32	昭和11年7月2日	1936	小菅部長　服部源治	小菅区長　真島茂助殿	状	1	消防経費上申書　昭和拾壱年度前期分	
16-33	昭和8年7月1日	1933	小菅部長　内堀佐吉	小菅区長　小林文年殿	状	1	瑞穂消防組小菅部昭和八年年度前半期経費明細書	
16-34	昭和8年5月3日	1933	小菅部長　内堀佐吉	小菅区長　小林文年殿	綴	1	警鐘楼立替諸経費明細書	
16-35	昭和8年7月9日	1933	小菅部長　内堀佐吉	小菅区長　小林文年殿	状	1	領収書(昭和8年度全半期分小菅部経費領収)	
16-36	明治45年1月3日	1912	小菅部長　小林政平		状	1	(明治44年度経常費明細書上)	
16-37	大正8年度	1919	小菅部長　丸山平治郎	小菅区長　丸山重治殿	状	1	瑞穂消防組小菅部大正八年度経費予算書経常費	
16-38					状	1	記(消防関係書類目録)	
16-39	明治31年7月	1898	飯山町　田中平助	小菅組　蒲原善左衛門様	綴	1	テレキポンプ保険証并ニ領収証	
017	明治42年2月	1909	組惣代　真島喜平治		竪	1	小菅衛生組合員設置人名帳	大正六年二月　大正十年二月　昭和八年一月三十日改選届　後筆
018	明治11年12月17日	1878	北第弐拾壱大区三小区　高井郡高野村村誌編輯人　池田顕道他11名	長野県史誌編輯掛御中	竪	1	皇国地誌続輯全	明治19年3月訂正　小菅組
19-1	天保7年申3月	1836			袋	1	大菅土手一件帳	
19-2	天保7年申7月	1836	信濃国高井郡小菅村　重立百姓清左衛門他10人	平岡文次郎様　脇野町御役所	一紙	1	乍恐以書付奉願上候	
19-3	明治23年9月	1890	小菅組　吉原源吉		横	1	(外題)溜井上樋伏替普請人夫工夫帳　(内題)溜井上樋伏替普請諸費帳	
19-4-1	明治26年3月25日	1893	小菅組惣代　真嶋清右衛門		横	1	土手底樋諸掛帳	
19-4-2					一紙	1	不参人数	一綴
19-4-3					横	1	記(雇賃について)	
19-4-4	明治26年9月1日	1893	小菅組惣代　真嶋清右衛門		横	1	土手掘割地価課賦触帳	
19-5	明治10年丑7月	1877	高野村旧小菅　用掛吉原作郎右衛門		横	1	溜井上樋伏替普請諸入費帳	
19-6	明治40年9月5日	1907	小菅組惣代　小林忠之助		横	1	水門立木継替諸入費参入費覚帳	
19-7	明治40年9月26日	1907	組惣代　小林忠之助		横	1	堤防入費取立帳	
19-8-1	明治37年9月	1904	組惣代　小林政平		横	1	水門内側底樋伏替人足出勤帳	
19-8-2	明治37年9月吉日	1904	組惣代　小林政平		横	1	水門内側底樋伏替諸入費覚帳	一綴
19-8-3	明治37年10月3日	1904	小菅組惣代　小林政平		横	1	水門内側底樋伏替入費取立帳	
19-8-4	明治37年9月	1904	小菅組惣代　小林政平		横	1	水門内側底樋伏替人足日当仕拂帳	
19-9-1	宝暦10年辰3月	1760	御普請役　名和文助(印)他1人	御勘定所	竪	1	信州高井郡小菅村用水埋樋囲堤御普請目論見帳	
19-9-2	(明和6年)11月	1769	大野佐左衛門	御勘定所	竪	1	信州高井郡小菅村用水伏樋伏替御普請目論見調書	奥書あり
19-9-3	安永9子年9月	1780	高井郡小菅村　名主権右衛門他3人	岩出伊右衛門様　中野御役所	竪	1	信州高井郡小菅村用水入樋御普請出来形帳	奥書あり
19-9-4	天明6年午11月	1786	高井郡小菅村　名主長次郎他3人	久保平三郎様　御役所	竪	1	用水溜井埋樋急場御普請米未春仕越出来形帳	奥書あり
19-9-5	弘化4年未10月	1847	川上金吾助御代官所　信州高井郡小菅村　名主七右衛門他2人	御普請御近　御役人中様	竪	1	信濃国高井郡小菅村用水埋樋囲堤当未御普請出来形帳	奥書あり
19-9-6	天保8酉年8月	1837	信州高井郡小菅村　名主源左衛門他2人	平岡文次郎様　脇野町御役所	竪	1	信州小菅村　用水溜井埋樋御普請出来形帳	奥書あり
19-10-1	明治10年9月	1877	右村(小菅村)用掛り　吉原作郎右衛門	長野県権令　楢崎寛直殿	竪	1	大菅溜井ニ関スル書類綴	図あり
19-10-2	明治8年5月18日	1875	右村(小菅村)代儀人　蒲原彦兵衛㊞他2人	長野県参事　楢崎寛直殿	綴	1	以書付官有地苗木伐木御届奉申上候	
19-10-3	明治10年11月	1877	右村(小菅村)惣代人　吉原治右衛門他2人	長野県権令　楢崎寛直殿	綴	1	以書付御届奉申上候	小菅村の田用水溜井上樋について
19-10-4	明治21年7月16日	1888	下高井郡高野村小菅組	下高井郡長　箕輪県殿	竪	1	地券名符	
19-10-5	明治9年5月23日	1876	右村(小菅村)代儀人　山岸伝右衛門他3人	長野県権令　楢崎寛直殿	綴	1	御届(底埋樋の普請について)	奥書あり
19-10-6	明治10年9月6日	1877	右村(旧小菅村)用掛り　吉原作郎右衛門	長野県権令　楢崎寛直殿	綴	1	(村方田用水溜井上樋仕替えの目論見帳について)	
19-10-7					一紙	1	記(田方用水溜井堤が割れ裂けたのでその破損部分を取り繕い普請をするためのお願いについて)	
19-10-8					一紙	1	以書付御届奉申上候(用水溜井敷の水番をしていたが破損したのでその修繕を行なうのに木等を使用したとの届け)	後欠
19-10-9					一紙	1	下書き(百姓入用を以自普請した用水堀について)	
19-10-10					一紙	1	記(土堤服付延長について)	下書き
19-10-11	明治9年7月	1876	高井郡小菅村代儀人　山岸伝右衛門他2人	長野県権令　楢崎寛直殿　代理長野県参事　松野篤殿	綴	1	記(溜井腹付を自普請で行なった分の金額の御届について)	
19-10-12	天保12丑年7月	1841	平岡熊太郎御代官所　信濃国高井郡小菅村百姓代七兵衛他2人	御普請御掛　御役人中様	綴	1	差上申御請書之事	
19-10-13	元治元年子7月14日	1864	友三郎他101人	御役人衆中様	綴	1	村内取究連判帳	
19-10-14					一紙	1	差上申御請書之事	下書き
19-10-15	天保12丑年7月	1841	信濃国高井郡小菅村　百姓代七兵衛他2人	平岡熊太郎様　脇野町御役所	綴	1	信濃国高井郡小菅村地内御普請所自普請所仕来書上帳	
19-10-16	天保7申年12月	1836			綴	1	此度出府願書之下書	奥書あり
19-10-17	明治10年9月6日	1877	右村(高野村)前坂組　代儀人松村惣治兵衛他4人	長野県権令　楢崎寛直殿	綴	1	以書付御届奉申上候	奥書あり
19-10-18	天文5申年7月	1536	野呂猪右衛門	御勘定所	綴	1	御普請取明細帳	
19-10-19	天保7申年8月	1836	小菅村		綴	1	溜池御普請所覚帳	
19-10-20	天保12丑年7月	1841	信濃国高井郡小菅村　百姓代七兵衛他2人	脇野町御役所	綴	1	上(乍恐以書付奉申上候)	溜池、底埋樋、上樋の普請について
20-1	天保7申年9月	1836	小菅区役元		袋	1	年々内見合毛附帳　破免雑用帳	
20-2	昭和6年10月5日	1931	小菅区		横半	1	年々内見合毛附帳	
20-3-1	慶応2年寅9月6日	1866			横半	1	破免検見帳面仕立日勤扣	
20-3-2	慶応2年寅9月	1866	小菅村　名主三右衛門		横	1	破免諸入用覚帳	
20-3-3	天保9年戌8月	1838	名主　三右衛門		横	1	御検見諸入用帳	
20-3-4	天保7年申8月日	1836	小菅村　名主清兵衛		横	1	破免諸入用覚帳	一綴
20-3-5	天保7年申8月日	1836	小菅村役元		横	1	内見合毛附覚帳	
20-3-6	天保4年巳11月	1833	小菅村名主七右衛門		横	1	引米覚帳	
20-3-7	文政12年改丑9月分	1829	小菅村役元		横	1	年々内見合毛附覚帳	
20-4-1	明治18年9月30日	1885	直嶋清右衛門		横半	1	内毛見記裁帳	
20-4-2	明治12年	1879	小菅区		横半	1	内毛見坪立簿	
20-4-3	明治15年10月11日	1882	小菅区		横半	1	内毛見坪立簿	一綴
20-4-4	明治8・9年	1875・1876	小菅村役元		横	1	年々内見合毛附記帳	

20-4-5	明治7年戌10月17日	1874	小菅村役元		横	1	年々内見合毛附記帳	
21-1	明治38年11月24日	1905			竪	1	瑞穂村農会々則	一綴
21-2	大正5年5月3日	1916	瑞穂村農会		竪	1	瑞穂村農会ニ対スル指定事業予定	
21-3	大正5年5月5日	1916			綴	1	（小菅農蚕組合人事）	
022	大正7年	1918	小菅区		竪	1	瑞穂村尚武会規則	増補分とも
023	大正7年	1918	小菅区		竪	1	区長注意事項	
25-1	明治41年	1908			袋	1	伊勢神苑会諸書類并ニ証牌　一ヶ	
25-2	明治39年4月25日	1906	神苑会		竪	1	総裁殿下令旨　内務大臣ノ答辞本会職員演説大意	
25-3					竪	1	神苑会設立趣意神苑会寄付行為條疑	
25-4					竪	1	神苑会会員証牌及待遇規則	
25-5					竪	1	神苑会農業館規則	
25-6					竪	1	神苑会徴古館規則	
25-7-1	明治42年3月2日	1909	神苑会会頭　子爵花房義質	小菅組御中	状	1	承認状（神苑会賛助会員認定証）	
25-7-2	明治42年3月2日	1909	神苑会下高井郡委員長　鈴木庄之助	瑞穂村小菅組御中	状	1	領収証（寄付金領収）	
026	明治31年	1898			冊	1	身分及戸籍ニ関スル諸届雛形	
027	明治27年1月13日	1894	小菅組惣代　真嶋清右衛門		竪	1	土蔵厩水車煙火製造取調帳	
28-1			小菅区		袋	1	区誌調査材料其他在中	
28-2	大正5年9月	1916	区誌編纂事務所		横半	1	書類借入表	
28-3	大正5年9月15日	1916	小菅区長		横	1	区誌調査入費帳	
28-4					綴	1	（区誌編纂資料）	近世の人口・戸数書上・借用文書の書上他
28-5	大正5年9月15日	1916	瑞穂区小菅区長		竪	1	区誌編纂委員出欠簿	
28-6	大正6年12月15日	1917	瑞穂村長	各区長殿	綴	1	通知（郡誌編纂に付き資料蒐集）	とじひもなし
28-7					状	1	（古文書目録）	
28-8					状	1	今回提出ベキ書類	
29-1	大正9年度	1920			包	1	大正九年度　国勢予備調査書　第六区・七区	包み紙と「信州時報」
29-2	大正9年10月1日	1920	瑞穂村役場		綴	1	国勢調査申告書（第六区分）	48件分
29-3	大正9年10月1日	1920	瑞穂村役場		綴	1	国勢調査申告書（第七区分）	48件分
29-4	昭和5年度	1930	瑞穂村役場		包	1	国勢調査申告書（第六・七区）	包み紙
29-5	昭和5年10月1日	1930	瑞穂村役場		綴	1	国勢調査申告書（第六区）	49件分
29-6	昭和5年10月1日	1930	瑞穂村役場		綴	1	国勢調査申告書（第七区）	47件分
30-1	明治18年8月日	1885			袋	1	道路堰図面入袋	30-2から30-6を納める
30-2					状	1	〔地番図〕	
30-3					状	1	〔道路図〕（長さ書込み）	
30-4	明治18年5月	1885	下高井郡高野村小菅組		横	1	道路堤塘河川溝渠池沢湖沼取調台帳	30-2と対応する
30-5					状	1	堰之図面	
30-6					状	1	〔道路・堰図面〕	
31-1	明治33年4月	1900	瑞穂村小菅組		袋	1	大菅国有林下戻行政訴訟書	31-2から31-32を納める
31-2	明治37年1月	1904	下高井郡瑞穂村小菅組		竪	1	山林原野毎筆調	
31-3					一紙	1	〔土地図面〕（大菅）	
31-4					一紙	1	〔地籍図〕（小菅）	
31-5					一紙	1	〔地番書上〕	前後欠
31-6					一紙	1	記（金銭書上・村夫銭・地方税など）	
31-7	明治37年3月20日	1904	法学士　原嘉道		綴	1	鑑定書（大菅国有原野下戻の件調査結果、下戻見込なしとする）	
31-8			長野県下高井郡瑞穂村大字小菅代表者　申請者村長	農商務大臣　曽根荒助殿	綴	1	国有原野下戻申請書	
31-9					一紙	1	〔地籍図〕	
31-10	明治37年5月8日	1904	弁護士法学士　本田桓虎		綴	1	鑑定書（嘉永4年度植付の杉300本及び安政3年度植付の杉2000本を下戻さざるは不当）	
31-11	明治37年3月21日	1904	弁護士法学士　本田桓虎		綴	1	秣山下戻鑑定書（国有原野下戻を許可しない農商務省の指令は不当）	
31-12	明治37年	1904	瑞穂村小菅組惣代		綴	1	字大菅秣山行政訴訟ニ関スル書類	
31-13			第弐拾壱大区小三区　高井郡小菅村		綴	1	上知取調帳	
31-14	弘化3年午3月日	1846			横	1	大菅北平并長峯新口堂割預山小前帳	
31-15	慶応2年寅2月日	1866			横	1	字大菅秣山上納割賦取立小前帳	明治37年農商務省検閲印あり
31-16	明治40年2月19日	1907			綴	1	大菅秣山行政訴訟ニ関シ書類受渡帳	
31-17	明治33年	1900			綴	1	下戻之件ニ付頼母子講連名簿	
31-18					横	1	割山覚	
31-19	安政6未年8月日	1859			横	1	大菅北平并長峯新奥道割預山小前帳	
31-20	文政11年子3月	1828			横	1	大菅北之平并長峯割預山小前帳	
31-21					横	1	秣場割持坂下西より東北之方江道より下	
31-22	慶応4年辰8月	1868	小菅村名主甚三郎		横	1	秣場割持番附覚帳	明治37年農商務省検閲印あり
31-23					一括	1	領収証	
31-24					一紙	1	〔地目図〕	断簡（31-28より欠）
31-25	明治37年1月	1904	下高井郡瑞穂村小菅組		綴	1	山林原野毎筆調	
31-26					一紙	1	〔地籍図〕	
31-27					一紙	1	〔白図〕	断簡
31-28					一紙	1	〔地目図〕	

31-29					一紙	1	改租図（大菅・池敷・内山）	
31-30	明治40年3月10日	1907	長野県下高井郡瑞穂村長　大平宇太郎（印）		一紙	1	長野県下高井郡瑞穂村小菅組（旧小菅村）全図	役場鑑村の明治17年作成の図を謄写したもの
31-31					綴	1	〔大菅国有林下戻申請書添付文書の写〕（文化13年村絵図写など）	
31-32	元禄13庚辰年霜月	1700	庄田弥右衛門（印）他2名	庄屋百姓中	状	1	辰年口定免付之事	
032					綴	1	県税等級表　壱号　明治三十一年度　明治三十六年度　明治三十七年度 明治三十八年度　明治三十九年度　明治四十年度　明治四十一年度　明治拾四年度	
33-1	大正9年度	1920			袋	1	大正九年度　電燈架設諸帳簿	
33-2	大正9年	1920	小菅区		竪	1	大正九年　電燈架設書類　小菅区	
33-3	大正9年度	1920	小菅区長　蒲原正一郎		竪	1	大正九年度　電燈架設工事人夫出勤簿	
33-4	大正9年12月21日	1920			竪	1	大正九年拾弐月弐拾壱日　電燈光道代金取立帳	
33-5-1	大正9年12月21日	1920			横	1	電燈架設人夫不参取立帳	綴り
33-5-2	大正9年12月21日	1920			横	1	電燈架設人夫日当支払帳	
33-5-3					横	1	（建設人夫関係）	
33-5-4	大正9年7月	1920	小菅区長　蒲原正一郎		横	1	電燈架設工事経費帳	
33-5-5	大正9年12月21日	1920			横	1	電燈費取立帳	
33-5-6	大正9年9月	1920	小菅区長　蒲原正一郎		横	1	電燈架設内線設計控	
33-5-7	大正9年7月	1920	小菅区長　蒲原正一郎		横	1	電燈架設工事人夫出勤帳	
34-1	大正10年6月13日	1921	区長　吉原源吉		綴	1	主要食料農産物改良増殖督励委員各区域名簿	
34-2	大正11年1月11日	1922	小菅区		綴	1	取極（諸普請などについて）	
34-3	大正10年9月9日	1921	瑞穂村長	各区長殿	綴	1	公衆作法	
34-4	大正10年8月31日	1921	区長　吉原源吉		綴	1	小菅区安全組合設立名簿	組合の名称及び組長の名前の報告、安全組合規約が添え
34-5	大正10年	1921	小菅区		綴	1	諸規則　附雑	県税遊興税観覧税について他
34-6	昭和13年7月25日	1938	組合長		綴	1	小菅国民貯蓄組合原簿	
34-7	昭和13年7月	1938			綴	1	小菅国民貯蓄組合各人賦課額元帳	
34-8	昭和13年7月	1938			綴	1	保険料調査表	
34-9	大正10年4月	1921	小菅区		綴	1	経済調査	
35-1	昭和13年5月	1938	小菅区長　蒲原林蔵		竪	1	慰問品贈呈資金寄附名簿	一綴
35-2	昭和13年9月	1938	小菅区長　蒲原林蔵		竪	1	慰問品贈呈資金寄附名簿	
36-1	昭和13年8月	1938	長野県		竪	1	燈火管制規則解説	一綴
36-2	昭和13年11月26～28日	1938			竪	1	防空演習	
36-3	昭和13年9月12日～16日	1938			竪	1	防空演習	
36-4	昭和13年2月	1938			竪	1	防空演習	
037	昭和7年	1932	小菅区		竪	1	拾ヶ年間死亡原因調査表	
38-1	昭和2年度	1927	小菅区		竪	1	業務日誌	
38-2	昭和3年度	1928	小菅区		竪	1	事務日誌	
38-3	昭和4年度	1929	小菅区		竪	1	事務日誌	
38-4	昭和5年度	1930	小菅区		竪	1	事務日誌	
38-5	昭和12年度	1937	小菅区		竪	1	事務日誌	
38-6	昭和14年度	1939	小菅区長		竪	1	区長事務日誌	
039	大正11年度	1922			竪	1	大正拾壱年度調地価名寄帳	
41-1	大正6年度分・大正7年度分	1917・1918			包紙	1	水門請員契約証　二通	
41-2	大正6年9月8日	1917	下高井郡瑞穂村　吉原伊助	小菅区長　丸山常作殿	状	1	受取証	
41-3	大正7年9月4日	1918	下高井郡瑞穂村字小菅　林文蔵　代理長嶋栄造	小菅区長　丸山重治殿	状	1	受取証	
41-4	大正6年8月28日	1917	請員契約人　吉原伊助他2名	区長　丸山常作殿	状	1	請員契約証書	
41-5	大正7年8月26日	1918	請員契約人　林文蔵他2名	区長　丸山重治殿	状	1	請員契約証書	
42-1	明治17年12月	1884			包	1	年々連判金貸附下帳　十四冊	
42-2	明治17年12月				包	1	年々連判金貸附下帳	
42-3-1	明治15年5月29日	1882	伍長惣代人　廣瀬定右衛門		横	1	二十一組伍長江渡し金手相帳	一綴
42-3-2	明治16年4月30日	1883	高井郡高野村　伍長惣代人　蒲原彦兵衛		横	1	旧役山売渡し元金年賦取立帳	
42-3-3	明治15年5月29日	1882	高野村　伍長惣代人　廣瀬定右衛門		横	1	旧役山売渡し元金年賦取立帳	
42-4	明治16年4月30日	1883	高野村　伍長惣代人　蒲原彦兵衛		横	1	二十一組伍長江渡シ金手相帳	朱書「利子」
42-5	明治16年4月20日	1883	伍長惣代人　蒲原彦兵衛		横	1	当未四月連判金貸附帳	
42-6	明治10年3月	1877	用懸り　吉原治郎右衛門		横	1	当丑売買貸奥印帳	
42-7	明治15年11月9日	1882	伍長惣代　廣瀬定右衛門		横	1	当午ノ十一月ヨリ未四月マデ連判金貸附帳	
42-8-1	明治15年4月27日	1882	旧小菅村村革掛掛伍長惣代　廣瀬定右衛門		横	1	去巳十二月連判貸附金取立帳	一綴
42-8-2	明治15年4月28日	1882	伍長惣代　廣瀬定右衛門		横	1	当午ノ四月連判金貸附帳	
42-8-3	明治14年11月17日	1881	足立沖右衛門		横	1	当巳十一月ヨリ午四月マデ連判金貸帳	
42-9	明治16年4月	1883	伍長惣代　蒲原彦兵衛		横	1	去午連判金取立入費帳	
42-10	明治16年11月29日	1883	高野村小菅組　伍長惣代　蒲原彦兵衛		横	1	当未連判去午連判貸附差引帳	
42-11	明治11年5月16日	1878	高野村旧小菅　足立沖右衛門		横	1	役山売渡元金年賦取立帳	
42-12					横	1	記（地価金書上）	
043	享和2年戌12月10日	1802	高井郡小菅村　名主和助（印）		横	1	去酉御年貢皆済勘定帳	
044	天保7申年7月	1836	信州高井郡小菅村代兼和栗村名主　長助	脇野町御役所	状	1	奉差上一礼之事（溜井用水御普請に際し提出した書面の目録）	
045	昭和24年4月27日	1949			横	1	第四号諸書類預覚帳	

46-1					包紙・紐	各1	御普請一件書付拾壱本入	46-2から46-12を納める
46-2					状	1	書付之事（宗門帳書式不備につき写）	
46-3	▪5月19日		弁天社内　儀八・儀兵衛		状	1	〔書状〕（大菅堤土手普請に際し村役人等名前取調記し置く）	
46-4	亥8月		信州高井郡小菅村　名主弥治郎他3名	岩崎伊右衛門様御役所	状	1	乍恐以書付を奉願上候（村内御林内の立枯木材を書面の額で買い上げるよう御役所へ願上げる）	
46-5	卯10月		仙右衛門	御役元様	状	5	記（普請の際促に渡した酒等の控え）	
46-6	天保8酉年8月	1837	信州高井郡小菅村百姓代定七他2名	脇野町御役所	状	1	奉請取御普請金之事（当村用水溜池御普請に際し）	
46-7	天保7申年10月	1836	信州高井郡小菅村百姓代友三郎他2名	脇野町御役所	状	1	乍恐以書付御届奉申上候（下知無くも用水等普請を行い、当月15日迄に完了する旨報告）	
46-8	天保7申年8月	1836	信州高井郡小菅村　重立清右衛門他9名	平岡久次郎様　脇野町御役所	状	1	乍恐以書付御届奉申上候（普請を命じられなくても見越普請を行なう旨報告）	
46-9	明和7年寅11月	1770	信州高井郡小菅村　名主権右衛門他3名	臼井吉之丞様　中野御役所	状	1	覚（用水等普請につき米金書面の通り受取る）	
46-10			信州高井郡小菅村　百姓代友三郎他4名	平岡文治郎様　脇野町御役所	状	1	乍恐以書付奉願上候（大雪により大水発生し、極難渋のため見分を願う）	
46-11					状	1	乍恐以書付奉願上候（大水による損地の見分を願う　写）	
46-12					状	1	〔附札〕（見越普請につき）	
47-1					袋	1	日市并諸帳面入	
47-2			小菅村役元		横	1	小屋場掛取立帳	
47-3	安政3年辰6月	1856	小菅村役元		横	1	見世小屋米寄帳	
47-4	安政4年巳6月	1857			横	1	小屋場三分壱取立帳	
47-5	明治3年午6月	1870	名主　清兵衛		横	1	日市小屋場米寄帳	
47-6	明治5年申6月	1872	小菅村役人		横	1	日市中運上帳	
47-7	文化7年3月19日	1810	小菅村名主　源左衛門		横	1	御出金取替小前帳	
47-8	文化10年2月9日	1813	小菅村名主　三右衛門		横	1	去午年出金返済割賦帳	
47-9	天保11年2月14日	1840	小菅村名主　次郎右衛門		横	1	去戌年御引方割返小前帳	
47-10	文化7年3月19日	1810			横	1	御出金取替小前帳	
47-11	嘉永7年2月	1854	高井郡小菅村		横	1	異国船渡来ニ付非常備出穀手囲小前帳	
47-12	文政9年2月3日	1826	名主　義右衛門		横	1	當戌御下ヶ金返済割賦帳	
47-13					横	1	出人夫銭他村触書出帳　不納分	
47-14	文政9年3月10日	1826	小菅村役元		横	1	去酉年御年貢返納御下金割賦帳	
47-15	安政4年5月	1857	信濃国高井郡小菅村		横	1	献納金小前帳	
47-16	明治14年7月15日	1881	神輿世話人		横	1	御神輿心願人名記	
47-17-1	文化4年2月	1807	信州高井郡小菅村		竪	1	冥加出金小前帳	
47-17-2	文政9年2月	1826	信州高井郡小菅村名主　義右衛門他7名	大原四郎右衛門様　中野御役所	竪	1	差出金御下戻御請書	
47-18	文化11年正月	1814	高井郡小菅村		竪	1	奉差上御下ヶ金請取仕訳帳	
47-19	安政6年3月	1859	小菅区役元		袋	1	御出金一件帳	
47-20	（明治）				一紙	1	記（金銭書上）	
47-21	（明治）				一紙	1	記（祭典費用書上）	
048			小菅部長　内堀佐吉（印）		状	1	昭和九年度瑞穂消防組小菅部経費予算書	
049	▪12月15日		小菅部長　広瀬初義（印）	小菅区長　藤井万治郎殿	綴	1	昭和六年二月ヨリ七月ニ至ル小菅部経費、昭和六年度後半期経費（消防）	
050			小菅部長　内堀佐吉（印）	小菅区長　小林文平殿	状	1	瑞穂消防組小菅部後半期分経費上申書	
051	天保7申年4月	1836	信州高井郡小菅村　百姓代友三郎他4名	脇野町御役所	状	1	乍恐以書付奉願上候（大雪による大水の為極難渋につき御救願）	
052	明治33年1月21日	1900			綴	1	決議書（国有原野引戻請願に際し請願委員選定）	
053	明治7年6月	1874	第51区　高井郡小菅村	長野県参事　楢崎寛直殿	綴	1	上（土地取調）	
54-1			小菅村役所		袋	1	大菅社領高弐拾石分并見取改帳入　大菅籾納帳	
54-2	慶応2年12月20日	1866	小菅村名主　三右衛門		横	1	大菅籾代金納并二分引割口帳	
54-3	明治2年12月	1869	小菅村名主　伴右衛門		横	1	当巳大菅籾代金取立帳	
54-4	天保7年8月	1836	小菅村名主　清兵衛		横	1	去未年分大菅籾二分引小前割賦帳	
54-5	明治3年12月	1870	小菅村名主　清兵衛		横	1	去巳大菅御年貢二分引割口三帳	
54-6	慶応2年12月	1866	小菅村名主　三右衛門		横	1	当寅大菅籾代金三分引帳	此年会議破免引
54-7	慶応2年10月	1866	小菅村名主　三右衛門		横	1	当寅大菅御年貢并見取籾取立帳	
55-1					絵図	1	地籍図の下図（小菅中核部）	本来は北竜湖西方の図を含む3点セット
55-2					絵図	1	地籍図の下図（北竜湖周辺）	
55-3					絵図	1	地籍図の下図（残欠）	北竜湖西方の図は4号箱にはなし
056					絵図	1	地籍図の下図（作業用の図か）	
057					付せん	1	4号箱中の残欠	是ハ六月中書取通ニ候

小菅神社文書目録

別箱

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形式	点数	表　題　(内容)	備考
001	明治4未年8月	1871	高井郡小菅村　神主武内元隆	長野御縣御役所	竪帳	1	御除地収納并境内木数取調書上帳	表紙「農商務省　明治廿七年四月八日第九六六三号検閲」「第壹号」印
2-1	文政6年未3月	1823	英巖代		横帳	1	杦苗植附帳	2-2と一綴り「第弐号ノ一」
2-2	安政3年辰9月	1856	別当大聖院　英真代		横帳	1	飯山御城主寄附　杦苗植附記	2-1と一綴り「第弐号ノ二」
3-1	弘化4未年3月23日	1847	小菅山		横帳	1	六番会取立帳	3-1･2と一綴り「第参号ノ一」
3-2	嘉永2年酉3月23日	1849	小菅山		横帳	1	拾番会取附覚帳	3-1･2と一綴り「第参号ノ二」
3-3	嘉永4年亥3月23日	1851	小菅山		横帳	1	拾四番会取附覚帳	3-1･2と一綴り「第参号ノ参」
004	文化14丁丑年極月吉日	1817	(謹書写)		竪帳	1	小菅神社傳記	「第四号」
005	万治3庚子年2月吉祥日	1660	持主鷲尾神主		横帳	1	小菅山里宮御建立材木帳	「第九号」
006	明和7庚寅年3月写之	1770	小菅宮神主鷲尾山城守元固		竪帳	1	飯山御城主松平遠江守様御社参之次第	「第拾四号」
007	明治2巳年2月2日	1869	武内大膳外2名	御料尾州御取締　中野御役所	竪帳	1	上(口上書を以御届奉申上候、御一新につき別当復飾の願書を辨事御役所へ願出たいので添簡下付願上)	「農商務省　明治廿七年四月八日第九六六三号検閲」印
008	文政2卯年2月16日	1819	古山善吉御代官所　大聖院第子洞寛ほか	寺社御奉行所	竪帳	1	文政二卯年二月十六日死罪　小菅村大聖院孝精御裁許之写左之通	
009	明治12卯年11月5日	1879	武内廣助		竪帳	1	信濃国高井郡小菅山元隆寺来由記(天文十一年)　當山興廃之事(貞享元年)両元本の写本	
010	宝永6年丑7月	1709	小菅山		竪帳	1	境内内山新畑見取帳	「農商務省　明治廿七年四月八日第九六六三号検閲」印
011	文久元年酉6月	1861	小菅山別当大聖院　右村名主利助	中野御役所	竪帳	1	小菅山祭禮旧記之写	
012	明治8年3月	1875	右村用掛　加藤儀右衛門		綴	1	上知取調帳　第弐拾口大区三小区高井郡小菅村	
013	延享3年寅5月	1746	御料所名主金右衛門他3名　社領口口作之丞他1名		絵図	1	信濃国高井郡小菅山古絵図并當時絵図	
014					絵図	1	(小菅村略図)	
015	昭和24年12月24日	1949	東京財務部長　井上義海	小菅神社	綴	1	譲与許可書(境内地譲与)	
016					綴	1	小菅神社史料　同社史略年表	
017	明治43年	1910	小菅神社社務所		綴	1	諸願届書綴込	
018					綴	1	口記録(歴代住職履歴)	
019			小菅神社		綴	1	国･県･市文化財指定関係書	
020	寛政6年6月	1794	九世誠孝		綴	1	当山九世誠孝代　小菅山大鳥居再建記録	第拾弐号
021	慶長9年	1604			一紙	1	大久保石見守寄進状(写)	
022	昭和47年3月吉日	1972	佐々木康則		一紙	1	上　宝釼絡歴	
023			九世誠孝		横一	1	別当誠孝集之小菅山奥院天正以来修覆記録并馬頭観音由来	第六号
24-1					横一	1	永代行事	
24-2	･12月11日		羽州米沢家中　尾崎孫太左衛門重仍	大聖院恵舜法印弟子中	横一	1	書簡(先祖来歴調査一件)	
025					一紙	1	内宮神明社殿(図面)	
026	昭和6年1月2日	1931	小菅神社氏子の末班　森山茂市		竪帳	1	小菅神社誌	

小菅区有文書目録

別置絵図

番号	年月日	西暦	差出（作成）	宛先	形式	点数	表　　題　　（内容）	備考
19-1	寛延4年未8月	1751	名主　金右衛門	なし	縦帳	1	大菅新切見取覚　社領	
19-2	文政3辰年	1820	なし	なし	袋	1	文政三辰年改　大菅見取帳弐冊　内野新田越石帳弐冊　天池平均割簿帳壱冊	紙背文書あり
031	不明		なし	なし	絵図	1	針田村、小菅村の荒所など	
032	天保13寅年4月	1842	小菅村名主　儀右衛門	平岡熊太郎様	絵図	1	御林の絵図	
033	文化13年子11月	1816	小菅村名主　清佐衛門ほか	大草太郎右馬様	絵図	1	小菅、大菅の絵図（用水溜池、秣場芝地などの記載）	文政年中に3回改めている
034	天保7申年	1836	小菅村百姓代　友三郎ほか	平岡文治郎様	絵図	1	「右者荒所絵面之通相違無御座候以上」（北竜湖の破堤と普請）	
035	不明		なし	なし	袋	1	天池絵図面ほか（絵図類の整理の痕跡）	重要
036	天保14卯年9月	1843	小菅村百姓代利助ほか	川浦御役所	絵図	1	小菅、大菅の絵図	
037	明治5年壬申5月	1872	小菅村百姓代　山岸新三郎ほか	長野縣御役所	絵図	1	「右者無税免除之地絵図面之通相違無御座候以上」	
006	天保7年4月	1836	小菅名主　清兵衛ほか	平岡文治郎様　脇野町御役所	絵図	1	「右者田畑荒所絵図面之通相違無御座候以上」	
024	天保7年4月	1836	なし	なし	袋	1	小菅村見取図	
001	不明		なし	なし	袋	1	（「大絵図」などの絵図の整理と枚数の変遷がうかがえる）	明治以降か
026	文化元年子8月	1804	小菅村名主　利助	上野四郎三郎様　中野御	絵図	1	「右絵面之通相違無御座候以上」	
027	不明		なし	なし	絵図	1	針田付近の絵図（入作の確認か）	
028	弘化4年未3月	1847	小菅村百姓代	中之条御役所	絵図	1	「右者田畑荒所絵図面之通相違無御座候以上」	
029	不明（明治か）		不明	不明	絵図	1	大野組割絵図面之通御座候	
030	文久2戌年7月	1862	小菅村名主　甚三郎ほか	増田安兵衛様　中野後役所	絵図	1	御林の絵図（「字小丸大大久保」）	秣場の記載
038	文久3年亥8月	1863	小菅村百姓代　喜助ほか	三宅鑿作様　中野御役所	絵図	1	針田付近の絵図（入作を示す）	
025	文久2戌年8月	1862	小菅百姓代　文左衛門	増田安兵衛様　中野後役所	絵図	1	小菅の絵図（居村、北竜湖の普請、荒所など）	
021	不明		不明	なし	絵図	19	小菅と周辺の公図　字南山～天池付近の公図（原図）か	
020	不明		不明	なし	綴り（絵図）	1	小菅村地籍図（原図か）「不用下図」	
022	不明		不明	なし	状	1	「御用郵便所」	郵便局建設の覚えか
039	不明（文久2）		不明（25と同じ）	不明（25と同じ）	絵図	1	25と同じだが下図と思われる	
040	文化14丑年9月	1817	小菅村名主　清左衛門	大草太郎右馬様　中野御役所	絵図	1	小菅、大菅の絵図	割持山と「御林」
041	天保14年卯9月	1843	不明	不明	絵図	1	小菅、大菅の絵図	土地利用と道
042	不明		不明	不明	絵図	1	小菅、大菅の絵図	
043	不明（25の題センか）		不明	不明	状	1	高反別絵図面	25の付せんか
044	明和元年12月	1764	小菅村、前坂村の三役	大野作左衛門　御役所	絵図	1	小菅、前坂両村の境界	延保5年　寛延元年　寛延4年　検地
045	天保7中4月	1836	小菅村　名主清兵衛	平岡文治郎様　脇野町御役所	絵図	1	「右者田畑荒所絵図面之通相違無御座候以上」	
046	不明		不明	不明	絵図	1	北竜湖の破堤の図（被災箇所がわかる工夫された図）	
047	不明		不明	不明	絵図	1	なし（小菅、大菅の絵図）	「行屋」など注目
016	不明		不明	不明	絵図	1	講堂周辺の絵図（堂庭と周囲のミセなど）	
017	不明		不明	不明	絵図	1	講堂周辺の絵図（堂庭と周囲のミセなど）	16と関連
018	不明		不明	不明	絵図	1	講堂周辺の絵図（堂庭と周囲のミセなど）	16と関連　「高見せ」と「ひさや」の定め
002	不明		不明	不明	絵図	1	関沢、針田、小菅（一部）の公図（集成図）	原図か
003	不明		不明	不明	絵図	1	小菅（大聖院より奥）の公図	原図か
004	不明		不明	不明	絵図	1	天池、内野の公図	原図か
005	不明		不明	不明	綴り	1	切絵図拾四枚	原図か
007	不明		不明	不明	絵図	1	小菅の公図（一部）	原図か
008	不明		不明	不明	綴り	1	切絵図拾六枚（講堂、蓮池含む）	原図か　17枚あり
009	明治6年9月13日	1873	小菅村　戸長元	不明	綴り	1	字名訳切絵図下書弐拾三枚（大聖院、蓮池など）	原図か
010	不明		不明	不明	絵図	1	関沢、針田、小菅（の一部）の公図	原図か
011	不明		小菅村名主　長次郎ほか	岡民甚五郎様　中野御役所	絵図	1	御林の絵図（小丸大大久保）	
012	文政4年3月	1821	小菅村名主　源左衛門ほか	古山善吉様　中野御役所	絵図	1	御林の絵図（小丸大大久保）	
013	不明		不明	不明	絵図	1	公図（作成時の作業図面か）	とれている付せんは小さい封筒に
014	不明		不明	不明	絵図	1	公図の下図か	
015	不明（天保7より後か）		不明	不明	絵図	1	小菅、大菅の田畑の絵図	
000	明治5年9月3日	1872	真嶋幸左衛門	不明	絵図	1	屋株～柏尾付近の絵図	袋　不明のため仮に0番とした

小菅区有文書目録

長い小箱（24-5-4の見出帳に記載あり）明治23年と推定できる

番号	年月日	西暦	差出（作成）	宛先	形式	点数	表　題　（内容）	備考
21-1	明治40年	1907	小林忠之助（有志人当惣代）		木箱	1	明治四拾年六月六日　地図箱有志者小林忠之助（箱裏書）	作成者名は箱書き（ふたの裏）
21-2	昭和52年3月	1977			青焼き（字切図）	1綴	蓮池、北大門、内山、池田、大菅、池尻、池下、堂道平、南山、天地	「第六号の箱（引き出し）の中の『重要書類』 小菅区登記済権利証の地図の墨書
21-3					字切図	1枚	なし（「字堂道平」の付せん）	
21-4					字切図	1枚	なし（「天地」の付せん）	
21-5					字切図	1枚	なし（「大菅」の付せん）	
21-6					字切図	1枚	なし（「小丸大犬久保　日陰前山」の付せん）	
21-7					字切図のさくいん図	1枚	小菅全図	重要
21-8					字切図	1枚	岡ノ田全図	
21-9					字切図	1枚	間久保　池田	特重要
21-10					字切図	1枚	なし（「北大門」の付せん）	特重要
21-11					字切図	1枚	なし（「蓮池」の付せん）	特重要
21-12					字切図	1枚	なし（「返目」の付せん）	付せんは本来のものか
21-13					字切図	1枚	なし（「字北沢」の付せん）	
21-14					字切図	1枚	なし（「正　内山（国有林）」の付せん）	21-15を切り取ってある
21-15					字切図	1枚	なし（「内山　正」の付せん）	21-14から引き抜く 特重要
21-16					字切図	1枚	なし（「鳥居大門」の付せん）	
21-17					字切図	1枚	なし（「南山」の付せん）	
21-18					字切図	1枚	なし（「正　大菅」の付せん）	
21-19					字切図	1枚	なし（「地尻、池下、大菅口池、松山」の付せん）	
21-20-1					封筒	1	南山池尻共有地地図	
21-20-2					一紙	1	字南山	公図（写し）
21-20-3					一紙	1	なし	公図（写し）
21-20-4					一紙	1	南山	公図（写し）
21-20-5					一紙	1	池尻共有地周辺見取図	公図（写し）
21-20-6					一紙	1	ケイ紙に求積等をしたもの「字天池共有地松村一治氏関係」など	
21-21	平成	飯山市			図面	1	道路工事の図面の一部	
21-22					図面	1	北竜湖スキー場第2ゲレンデリフト建設予定地公図	裏面に平成10年の「天池観光ピンチ」を嘆く書きつけあり

小菅区有文書目録

22

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形式	点数	表　題　(内容)	備考
22-1	明治26年	1893			竪	1	田畑宅地山林原野地価帳	
22-2	明治21年	1888			竪	1	字辺月丈量野別帳	
22-3-1	昭和19年	1944			竪	1	小用排水工事会計簿	
22-3-2	昭和19年12月8日	1944			綴	1	領収証(工事関係)	
22-3-3	昭和19年9月11日～12月24日	1944			綴	1	小用排水工事出勤簿	
22-4	昭和32年	1957		簡易共有林関係自家用薪材特売関係農耕用生草特売関係	封筒	約30	営林署関係書類　飯山市瑞穂小菅区	封筒入り
22-5	昭和37年10月	1962	長野県飯山市役所		封筒	8	北竜湖土底改修工事書類袋入　昭和三十八年度・昭和三十九年度改修工事書類入	封筒入り
22-6	昭和36年度	1961				約20	内山用水路　災害復旧工事に関する書類	袋入り
22-7	昭和44～60年代		長野県飯山市役所	飯山市役所農林課	封筒	4	洗馬場関係書類	封筒入り
22-8	昭和52・53年度		小菅区長		封筒	2	土地使用貸借契約書　永代小作料(神社返金領収書)	封筒入り
22-9-1	昭和21年度	1946	小菅区		紙・竪	1	小菅神社保管林杉口運動書類	紙封筒
22-9-2	昭和21年6月19日	1946		小林恒祐(会計)	竪	1	保管林払下申請諸費明細帳	
22-9-3	昭和14年～戦中		藤井俊治	廣瀬初義	手紙	6	保管林払下陳情書類	紙封筒入り
22-9-4	昭和21年	1946			綴	1	小菅神社保管林払下請願書連判書	
22-9-5	昭和10年度	1935	小菅区長		綴	1	保管林関係収支明細帳	
22-10	昭和15年9月1日～昭和22年5月		小菅役元		綴	1	土地買入証書	
22-11	昭和4年	1929	小菅耕地整理組合		綴	1	組合員土地名寄帳	
22-12	昭和6年～10年		小菅耕地整理組合		綴	1	組合員土地名寄帳	
22-13	昭和4年～10年		小菅耕地整理組合		綴	1	組合員土地名寄帳	
22-14	昭和5年～10年		小菅耕地整理組合		綴	1	組合員土地名寄帳	
22-15	昭和39年3月	1964			綴	1	水費賦課土地名寄帳他部落他村甲地　全五冊ノ四	
22-16	昭和39年3月	1964			綴	1	水費賦課土地名寄帳小菅区両地　全五冊ノ三	
22-17	昭和39年3月				綴	1	水費賦課土地名寄帳小菅区甲地　全五冊ノ一	
22-18	昭和18年1月	1943			綴	1	水費賦課土地名寄帳他部落他村甲地　全五冊ノ四	
22-19	昭和18年1月	1943			綴	1	水費賦課土地名寄帳小菅両地　全五冊ノ三	
22-20	昭和18年1月	1943			綴	1	水費賦課土地名寄帳他部落他村乙地　全五冊ノ五	
22-21	昭和18年1月	1943			綴	1	水費賦課土地名寄帳小菅区甲地　全五冊ノ一	
22-22	昭和18年1月	1943			綴	1	水費賦課土地名寄帳小菅区乙地　全五冊ノ二	
22-23	昭和6年～10年		小菅耕地整理組合		綴	1	組合員土地名寄帳小菅耕地整理組合　全五冊ノ二	
22-24	昭和39年3月	1964			綴	1	水費賦課土地名寄帳小菅区乙地　全五冊ノ二	
22-24-1	※欠番						〔紐〕	紐(22-24-1～22-24-13)まで
22-24-2-1	大正7年8月	1918	小菅区		綴	1	小菅区土地価格及賃貸価格調　農業水利慣行調査	
22-24-2-2	大正7年8月	1918	小菅区		綴	1	国有林施業按編成ニ付希望国有林往時ノ沿革	一綴り
22-24-2-3	大正9年2月	1920	小菅区	大林区署	綴	1	内山大菅国有林ト区トノ縁故関係及諸種統計表	
22-24-2-4	大正7年12月	1918			綴	1	字地名由来	
22-24-3	昭和43年	1968			封筒	16	滝平災害復旧工事災害復旧工事関係書類入	
22-24-4	昭和44年	1969	飯山市		冊紙	1	世帯番号表(飯山市)	
22-24-5	昭和62年2月1日	1987	小菅区消防本部		冊紙	1	文化財防火デー小菅神社防災演習	
22-24-6-1					袋	1	道路ニ関スル書類(袋)	22-24-6-2から22-24-6-10を収める
22-24-6-2-1					封筒	1	林道潰地図面入(封筒)	22-24-6-2-2から22-24-6-2-9を収める
22-24-6-2-2	昭和38年5月21日	1963			綴	1	小菅第二期道路建設関係土地調査概要	
22-24-6-2-3	昭和40年8月	1965			綴	1	北竜湖林道土地の買収及び補償承諾書	
22-24-6-2-4	昭和40年8月	1965	中野市日之出町1460の2　松崎寿助(印)		状	2	同意書(北竜湖林道第二期工事施行について)	
22-24-6-2-5	昭和38年12月11日	1963	商工観光課長	小菅区道路委員長殿	状	1	北竜湖道路測量に伴う同意書作成について	(関係者の同意書を早急に取りまとめるよう)
22-24-6-2-6				小菅　真島啓吉殿	封筒	1	〔封筒〕(飯山市役所封筒、中身なし)	
22-24-6-2-7	昭和38年6月	1963	飯山市		綴	1	林道開設事業に関する陳情書	
22-24-6-2-8	昭和40年7月20日	1965	小菅多目林道委員長　藤井正作他1名		状	7	林道竣工祝賀会挙行について	同じもの7枚
22-24-6-2-9	昭和38年5月21日	1963			綴	1	小菅第二期道路建設関係土地調査概要	
22-24-6-3	(昭和44年)	1969			封筒入り	一括	〔市道舗装関係書類〕	
22-24-6-4					綴	1	(甲号)里道小菅通改修工事設計書	
22-24-6-5-1			小菅区		綴	1	丙号　小菅道路修繕工事設計書	22-24-6-5-1から22-24-6-5-4を紐で綴る
22-24-6-5-2	大正2年度	1913			綴	1	道路改修ニ付土地譲受領収書	
22-24-6-5-3	大正2年度	1913	小菅区長　蒲原正一郎		綴	1	仁王大門道路改修費賦課表	
22-24-6-5-4	大正3年4月21日	1914	小菅区長		綴	1	石材受取帳	
22-24-6-6-1					紐	1	〔紐〕	22-24-6-6-2から22-24-6-6-11を束ねる
22-24-6-6-2	大正3年度分	1914	小菅区長　小林元治郎		綴	1	道路費及其他領収書	
22-24-6-6-3	(大正5・6年)				綴	1	〔道路改修工事関係書類〕	
							(甲号)里道小菅通改修工事設計書・領収証・石材請負証・(乙号)里道小菅通改修工事設計書	
22-24-6-6-4					綴	1	追分下道路修繕工事設計書	
22-24-6-6-5	自大正5年至大正6年		瑞穂村役場		綴	1	里道小菅通改修工事設計書	
22-24-6-6-6	大正2年5月15日	1913	小菅区長　小林友吉		綴	4	〔土地買入関係書類〕	4点紐で綴る

22-24-6-6-7	大正4年1月25日	1915	中野税務署(印)		綴	3	土地合帳謄本	3点紐で綴る
22-24-6-6-8	(大正3･4年)				綴	一括	〔里道改修関係書類〕	
22-24-6-6-9	(大正)				綴	1	瑞穂村里道保護工事施行設計書	
22-24-6-6-10	(大正6年)	1917			綴	一括	〔里道改修関係書類〕(積石工事)	
22-24-6-6-11	自大正3年度至大正4年度				綴	1	小菅通改修平面図	
22-24-6-7					状	2	小菅潰地計算書(600分の1図面)	
22-24-6-8	(昭和46年)	1971	瑞穂建設株式会社 取締役社長芳崎直人(印)	小菅区長 滝澤文作殿	状	4	〔道路舗装工事請求書〕	
22-24-6-9			瑞穂建設株式会社 取締役社長芳崎直人(印)	小菅区長殿	綴	1	市道地之負担分(区単舗装)計算書	
22-24-6-10					封筒入り	一括	林道前坂北竜湖線第一期工事関係書類林道第二期工関係	
22-24-7	昭和59年3月	1984	飯山市		冊紙	1	克雪地域づくりモデル計画書	
22-24-8	昭和45年8月23日	1970			紙封筒	8	農道関係書類	地図
22-24-9	昭和42年～45年				紙封筒	8	内山用水路改修工事関係書類	
22-24-10-1	大正7年	1918			紙	1	字大菅割山諸帳面(紙)	
22-24-10-2	大正7年10月15日	1918	小菅区長丸山重治		横帳	1	字大菅之内日向割山連名帳	
22-24-10-3	昭和2年6月28日	1927	小菅区長 中島太作		横帳	1	字大菅国有林内生草払下割山帳	
22-24-10-4	明治31年4月	1898	小菅組惣代		横帳	1	秣山貸付帳	
22-24-10-5	大正10年6月29日	1921	吉原源吉(区長)		横帳	1	字大菅国有林内生草払下割山帳	
22-24-10-6	明治13年	1880	旧小菅事務吉原治郎右衛門		横帳	1	高野村秣場割持番帳	
22-24-10-7	明治31年7月1日	1898	小菅組惣代		横帳	1	秣場割持番附帳	
22-24-10-8	明治24年	1891	小菅組惣代 蒲原善左衛門		横帳	1	字大菅新草野割帳	
22-24-10-9	明治13年9月13日	1880			横帳	1	秣山草割帳	
22-24-10-10	明治24年5月4日	1891	小菅組惣代 蒲原善左衛門		横帳	1	大菅北ノ平并長峯新奥堂割山預小舌帳	
22-24-10-11	大正11年7月1日	1922	区長 小林元治郎		横帳	1	字大菅国有林内生草払下割山帳	
22-24-10-12	明治9年	1876	山岸伝右衛門		横帳	1	大菅北ノ平并長峯新奥堂割山預小集帳	
22-24-10-13	明治27年9月	1894	惣代 廣瀬吉五郎		横帳	1	字内山大野日向菅野割貸付帳	
22-24-10-14	大正4年9月2日	1915	小菅区惣代 中嶋太作		横帳	1	字大菅北ノ平長峯新奥堂割山預小前帳	
22-24-10-15	昭和12年10月	1937	区長 廣瀬初義		横帳	1	大菅採草地割山帳	
22-24-11-1					紙封筒	1	字天池割山諸帳簿	
22-24-11-2	天保13年4月3日	1842	役元		横帳	1	切通并天地割預山小前帳	
22-24-11-3	明治18年9月25日	1885	小菅組伍長総代 真嶋清右衛門		横帳	1	字天池割持山連名帳	
22-24-11-4			戸長元 山岸伝右衛門		横帳	1	天地見取里別帳	
22-24-11-5	慶応3年4月	1867	役元		横帳	1	御林下苅堪小前割賦下帳	
22-24-11-6	昭和20年7月	1945	区長 眞島仙治		横帳	1	字大菅組割山連名帳	
22-24-11-7	明治37年4月30日	1904	小菅組惣代 小林政平		横帳	1	字天池割持山連名帳	
22-24-11-8	明治38年9月8日	1905	惣代 丸山常作		横帳	2	字大菅新奥堂滝ノ平草野割山野取	
22-24-11-9					地図	1	字大菅他共有地書上図	
22-24-11-10	明治41年9月19日	1908	小菅組惣代 真嶋喜平治		横帳	1	秣場割持番附帳	
22-24-11-11	明治36年9月7日	1903	小菅組惣代 廣瀬吉五郎		横帳	1	字大菅小の平長峯新奥堂割山預小前帳	
22-24-11-12					地図	1	共有地地盤書上記入図	
22-24-12-1					紙袋	1	字国有林払下書入	
22-24-12-2	大正13年度	1924	小菅区		綴	1	大菅国有林内払下書類	
22-24-12-3	大正15年度	1926	大菅区長		綴	1	大菅国有林払下願書類	
22-24-12-4	大正12年度	1923	小菅区長 山岸安之助		綴	1	払下書類	
22-24-12-5	大正14年	1925	小菅区		綴	1	大菅国有林払下書類	
22-24-12-6	大正9年度	1920			綴	1	払下書類	
22-24-12-7	昭和2年度	1927	小菅区長		綴	1	大菅国有林払下願書類	
22-24-12-8	大正10年度	1921	小菅区		綴	1	字大菅国有林内払下書類	
22-24-12-9	昭和8年4月	1933	小菅区長 小林文平		綴	2	払下願書扣 ・ 昭和8年9月2日 大菅国有林小柴払下書	
22-24-12-10	大正11年度	1922	小菅区		綴	1	払下書類	
22-24-13	明治初期		小菅村		綴	1	上知取調帳	
22-24-14-1	大正7年4月～大正9年度				紙袋	1	飯山小林区事業関係書類	
22-24-14-2	大正9年度	1920	小菅区		綴	1	宮中苗圃人夫出勤簿控	
22-24-14-3-0	大正3年度	1914	飯山営林署	中嶋太作	手紙	1	営林署領収書	
22-24-14-3-1	大正11年6月17日	1922	飯山少林区署	小林元治郎	はがき･紐	2	国有林生草払下に関するはがき	
22-24-14-3-2	大正12年7月2日	1923	常盤村長 田中敏雄 瑞穂村長 宮崎金治	瑞穂村 山岸安之助	はがき	1	飯山鉄道第二期線開通祝賀会案内状	
22-24-14-3-3	大正7年12月6日	1918	瑞穂村役場	真嶋浦太郎	手紙	1	長野県知事従四位勲三等赤星典太	
22-24-14-3-4	大正14年	1925	瑞穂村 丸山新次	大蔵大臣	手紙	1	官有地無断使用手続書	
22-24-14-3-5	大正15年1月31日	1926	小菅区 内堀けさ 望月栄治	小菅区長	紙	1	官有地無断使用手続書に関する照会	
22-24-14-3-5	大正14年7月24日	1925	東京市小石川区 田中阿歌麿	小菅区長	紙	1	湖沼調査の御礼の手紙	
22-24-14-3-6	大正7年12月6日	1918	瑞穂村役場	丸山常作	手紙	1	長野県知事従四位勲三等赤星典太	
22-24-14-3-7	大正年期		信濃電気株式会社	小菅区長	紙	8	領収書類	
22-24-14-3-8	大正9年3月20日	1920	瑞穂村役場	蒲原林蔵	手紙	1	長野県知事正四位勲三等赤星典太	
22-24-14-4	昭和初期		信濃電気株式会社	小菅 藤井麻治	手紙	約30	電気料金領収書	
22-24-14-5	昭和3年3月27日	1928	東京営林局		半紙半片罫紙	1	生草需給調	
22-24-14-6	大正7年8月7日	1918	区長 丸山重治		綴	1	内山国有林下草刈払人夫出勤簿	

22-24-16-7-1	大正7年4月29日	1918	小菅区長		横帳	1	宮中苗圃人夫出勤帳　第七十八号	一綴り
22-24-16-7-2	大正7年4月	1918	斉藤きく		横帳	1	宮中苗圃人夫出勤帳　第七十九号	
22-24-16-7-3	大正7年4月	1918	山岸みよ		横帳	1	宮中苗圃人夫出勤帳　第八〇号	
22-24-16-7-31	大正7年4月	1918	小林じゅん		横帳	1	宮中苗圃金帳　第七十七号	
22-24-14-8	大正15年3月	1926			綴	1	農事小組合組合員名簿	
22-24-15-1	大正7年5月	1918			紙袋	1	共有地丈量野取帳（六号入）　付記共有地小作料	紙袋のみ
22-24-15-2	大正7年5月4日	1918	小菅区長　丸山重治		横帳	1	共有地丈量野取帳	
22-24-15-3	昭和23年7月2日	1948	長野県知事	小菅組	紙	2	土地買収令書	
22-24-15-4	大正7年5月4日	1918			横帳	1	共有地小作料及借主帳	

小菅区有文書目録

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形式	点数	表　題　(内容)	備考
23-1	明治21年	1888			綴	1	字北大門野取帳	
23-2	明治21年4月28日	1888			横帳	1	字北澤大量野帳現地目掛り	
23-3	明治21年	1888			綴	1	字間久保大量野取帳	
23-4	明治21年	1888			綴	1	字堂道野取帳原野	
23-5	明治21年	1888			綴	1	字鳥居大門野取帳	
23-6	明治21年	1888			綴	1	字水越野取帳	
23-7	明治21年	1888			綴	1	字大菅野取帳	
23-8	明治21年	1888			綴	1	字内山野取帳	
23-9	明治21年	1888			綴	1	字南山野取帳	
23-10	明治21年	1888			綴	1	字岡ノ田　字境澤丈量野取帳	
23-11	明治21年	1888			綴	1	字南山山林丈量野取帳	
23-12	明治21年	1888			綴	1	字池尻　字池下野取帳　字池田	
23-13	明治21年	1888			綴	1	字堂道平野取帳	
23-14	明治21年	1888			綴	1	字蓮池野取帳	
23-15	明治21年	1888			綴	1	字北沢　字堂道平　山林野取帳	
23-16	明治21年	1888			綴	1	字北沢野取帳	
23-17	明治21年	1888			綴	1	字蓮池山林原野々取帳	
23-18	明治21年	1888			綴	1	字大菅天池　池尻　日影前山　池下　小丸大犬久保山林原野々取帳	
23-19	明治21年	1888			綴	1	字天池野取帳	
23-20	明治21年	1888			綴	1	字内山々林原野々取帳	
23-21	明治21年	1888			綴	1	字北沢野取帳	
23-22	明治21年	1888			綴	1	字池田丈量野取帳	
23-23	明治43年10月23日	1910	組惣代　市村作十郎		綴	1	宅地等位調査書	
23-24	明治6酉年7月	1873			冊	1	長野県管下第五拾壱区　小菅村人員出生与月取調帳	
23-25	昭和11年度	1936	小菅区長　真嶋茂助		冊	1	領収書綴	
23-26	明治23年分	1890			冊	1	戸籍帳　小菅組戸籍帳	
23-27	昭和34年正月	1959			冊	1	小菅山(寄付者吉原正則)	
23-28	昭和47年	1972	瑞穂新村誌編集委員会		綴	1	小菅区有古文書目録	
23-29	明治21年	1888	下高井郡高野村小菅組		綴	1	地目毎番取調帳	
23-30	明治21年4月	1888	下高井郡高野村小菅組		綴	1	地目毎番取調帳	
23-31	昭和22年2月	1947			袋	35	小菅村道管理会関スル書類	領収書等35点
23-32	大正7年	1918			袋	1	重要決議書外	袋のみ
23-33	大正13年9月	1924	小菅区		綴	1	共有地売契約書	23-32の中身
23-34	大正7年2月	1918	小菅区長		綴	1	部落有林野ニ関スル調査	23-32の中身
23-35	大正13年	1924	小菅区		綴	1	部落有林野統一決議	23-32の中身
23-36	大正7年5月	1918	農商務省林局		冊	1	部落有財産統一の勧め	23-32の中身
23-37					綴	1	協定書案(部落有財産の口)	23-32の中身
23-38	明治21年	1888			冊	1	字天池　字池尻開墾野取帳	
23-39	大正2～5年				袋	4	賞状(長野県知事から瑞穂村へ)	
23-40-1	昭和3年度	1928	小菅区		袋	1	小菅林野保護組合	
23-40-2					封筒	1	林野保護組合	
23-40-3			瑞穂村		状	1	改選届	
23-40-4					状	1	瑞穂村村有林野管理区分図ノ2	
23-40-5					地図	1	瑞穂担当区部内経営図	
23-40-6	昭和8年9月26日	1933	小菅区長		綴	1	売買契約書及理事者名簿	
23-40-7					図面	1	小菅天池スキー場建設予定貸付地略図	
23-40-8	昭和3年8月	1928			綴	1	瑞穂村有林野管理規程	
23-40-9	昭和6年12月14日	1931			綴	1	借地證書	
23-40-10	昭和5年4月	1930	区長　市村馬三郎		横帳	1	字大菅組割山連名帳	
23-41	昭和16年	1941			綴	1	紀元弐千六年記念　瑞穂学校並役場上水道工事地元講員積算書	
23-42-1			社務所		綴	1	小菅神社社殿改修費寄附者芳名録	紐でセットに
23-42-2	大正11年12月18日	1922			綴	1	小菅神社改修費再寄附徴集原簿	紐でセットに
23-42-3	大正15年1月	1940	小菅区長		綴	1	小菅神社奥社屋根替寄附金領収控帳	紐でセットに
23-43-1	昭和8年1月22日	1933			袋	1	耕地整理組合設立ニ関スル書類	
23-43-2	昭和2年	1927			綴	1	溜池耕地□□内に編入願	
23-43-3	昭和2年	1927			綴	1	平用水普通水利組合視察概況	
23-43-4					綴	1	組合員及土地ノ地目別面積地価調書	
23-43-5	昭和2年7月18日	1927			綴	1	耕地整理組合設立并提擴改修ニ関スル協定書	
23-43-6	昭和3年		瑞穂村小菅		綴	1	小菅組決議書	
23-43-7-1					綴	1	耕地整理組合設立ニ関スル測量設計補助申請書	
23-43-7-2					綴	1	北竜湖余水口、工手かさ上工事決算	

23-43-8	昭和3年	1928			綴	1	耕地整理組合員面積地価調	
23-44-1	昭和11年12月28日	1936			紙袋	1	水内工事改築　沈砂池新設事関係書類入袋	
23-44-2	昭和11年10月	1936	小菅区　真嶋茂助		横帳	1	水門修繕工事取調帳	
23-44-3	昭和10年7月31日	1935	小菅耕地整理組合	村人数名	綴	1	昭和九年度第二期分納入告知書	
23-44-4	昭和9年度	1934	小菅耕地整理組合	村人数名	綴	1	昭和九年度第一二期分納入告知書	
23-44-5			小菅耕地整理組合	村人数名	紙	13	納入報告書紙(未使用)	
23-44-6	昭和10年	1935	小菅	村人数名	紙	1	納入報告書	
23-44-7	昭和10年	1935	小菅	村人数名	紙	1	納入報告書	
23-44-8	昭和10年3月8日	1935	小菅	村人数名	紙	1	納入報告書	
23-44-9-1	昭和9年10月	1934	小菅耕地事業		綴	1	水門工事職工賃支払砂溜工事費支払簿	一綴り
23-44-9-2	昭和9年10月～11月	1934	小菅耕地事業		綴	1	水門工事人夫出勤日数及賃金表	
23-44-9-3	昭和9年10月	1934	小菅耕地事業		綴	1	水門工事人夫賃支払簿	
23-44-9-4	昭和9年10月～11月10年11月		小菅耕地事業		綴	1	諸領収書綴	
23-44-9-5	昭和9年10～12月	1934	小菅耕地事業		綴	1	水門工事費内訳	
23-44-9-6	昭和9年12月26日	1934	小菅区長　小林元治郎		横帳	1	水門工事費面割取立帳	
23-44-10	昭和11年12月26日	1936	小菅耕地事業		綴	1	引継書	
23-44-11	昭和11年	1936	区長　真嶋茂助		綴	1	領収書綴	
23-44-12-1	昭和9年10月	1934	小菅村耕地事業		綴	1	水門工事諸雑費支払簿	一綴り
23-44-12-2	昭和9年11月30日	1934	小菅耕地事業		綴	1	水門工事残物売却付収入簿	
23-44-12-3	昭和9年1月～10年7月		小菅耕地事業		綴	1	水門工事費借入金及利子支払簿	
23-44-13-1	昭和9年度	1934	小菅耕地事業		綴	1	第1期分費用徴収調書	一綴り
23-44-13-2	昭和9年度	1934	小菅耕地事業		綴	1	第2期分費用徴収調書	
23-44-13-3	昭和9年度	1934	小菅耕地事業		綴	1	第1期分費用徴収調書	
23-44-13-4	昭和9年度	1934	小菅耕地事業		綴	1	第2期分費用徴収調書	
23-45-1	昭和17年	1942			袋	1	樋管工事請書類　北龍池	
23-45-2					写真	1	(記念写真)	
23-45-3					写真	1	(記念写真)	
23-45-4					袋	1	樋管工事関係　領収證	
23-45-5					包	1	経費徴収票	
23-45-6	昭和17年10月	1942			冊	1	大菅溜池樋管改修工事　人夫出勤伝票原簿　小菅	
23-45-7	昭和17年11月	1942			冊	1	大菅溜池樋管改修工事　人夫出勤伝票原簿　小菅	
23-45-8	昭和17年11月	1942			冊	1	大菅溜池樋管改修工事　人夫出勤伝票原簿　他部落	
23-45-9	昭和17年	1942			綴	1	大菅池樋管改修工事人夫支払清算書	
23-45-10-0	昭和18年	1943			綴	1	(収支帳簿)	無題
23-45-10-1	昭和17年1月31日	1942			封筒	1	下高井郡瑞穂村字大菅溜池地形並ニ受益地図	
23-45-10-2	昭和16年12月16日	1941	瑞穂村長　小林五郎右衛門	経済部下高井郡出張所長殿	状	1	灌漑用溜池調査ニ関スル件回答	
23-45-10-3	昭和16年11月	1941	瑞穂村長　小林五郎右衛門	長野県知事　鈴木登	状	1	地形調査申請書	
23-45-10-4					地図	1	下高井郡瑞穂村字大菅溜池(北龍湖)受益地区畧図	
23-46		1957			製本	1	飯山市勢要覧	
23-47	昭和52年度	1977	小菅区長　真嶋幸司		製本	1	小菅区記録	

小菅区有文書目録

番号	年月日	西暦	差出（作成）	宛先	形式	点数	表　題　（内容）	備考
24-1	明治18年8月	1885	下高井郡高野村小菅組		竪	1	家屋建坪図取調帳	
24-2	明治18年8月	1885	下高井郡高野村小菅組		竪	1	家屋建坪取調帳	
24-3	明治19年1月	1886	下高井郡高野村小菅組		竪	1	家屋建坪取調帳	
24-4-1	明治40年5月4日	1907			竪	1	協議費調	
24-4-2	大正元年	1912	区長　小林友吉		竪	1	大正元年度土地ニ係ル公課調	
24-4-3	明治45年5月24日	1912	小菅区長　吉原源吉		竪	1	土地ニ係ル公課調	
24-4-4	大正3年4月13日	1914	小菅区長　小林文治郎		竪	1	土地ニ係ル公課調	一綴り
24-4-5	大正4年4月20日	1915	小菅区長　中嶋太作		竪	1	土地ニ係ル公課調	
24-4-6	大正5年5月15日	1916	小菅区長　真嶋浦太郎		竪	1	土地ニ係ル公課調	
24-4-7	大正7年4月25日	1918	小菅区長　丸山重治		竪	1	田畑ニ賦課シタル協議費	
24-5-1					袋	1	「諸帳簿見出帳・古書保管見出帳」	
24-5-2	昭和28年3月21日～昭和50年9月7日				綴	1	（古書類預り証）	昭和28年から第1号～第4号の管理・現状と一致
24-5-3-1	大正8年3月2日	1919	預人蒲原林蔵　他2名		横	1	名寄帳高反別帳検地帳御割附帳番号附目録帳	第壱号　昭和6年1月20日、昭和8年2月10日、昭和12年3月29日の改め
24-5-3-2	大正8年3月2日	1919	預人蒲原林蔵　他2名		横	1	諸書類預覚帳	第弐号　昭和6年1月20日、昭和8年2月10日、昭和12年3月29日
24-5-3-3	大正8年3月2日	1919	預人　中島大作他1名		横	1	諸書類預覚帳	第参号　昭和8年2月10日改の記載あり
24-5-3-4	昭和24年4月27日	1949			横	1	第四号諸書類預覚帳	
24-5-4	大正8年3月1日	1919	小菅区長　蒲原林蔵		横	1	諸帳簿見出帳	
24-5-5	昭和6年3月	1931			横	1	諸帳簿見出帳	
24-5-6	昭和24年4月27日	1949			横	1	諸帳簿見出帳	
24-6-1					袋	1	「共通地買入書袋」	
24-6-2	明治38年3月10日	1905	小菅惣代　丸山常作		綴	1	共用地買入金取換帳	
24-6-3	明治23年4月26日	1890			竪	1	小菅共有地買受書券	字蓮池の宅地等の売却あり
24-6-4	明治38年6月28日	1905	小菅組惣代　丸山常作		横	1	地所売買ニ付諸掛取調帳	
24-6-5	大正7年	1918			竪	1	八幡神社跡地諏訪神社跡地登記済証	
24-7-1	昭和7年2月1日	1932			袋	1	「内山国有林保管林申請書類帳」	
24-7-2	昭和5年9月7日	1930			綴	1	協約書（小菅神社が管理委託されていた国有林を小菅区に委託）	
24-7-3	昭和5年8月	1930	小菅区長　市村馬三郎他16名	飯山営林署長殿	綴	1	請願書（内山国有林払下）	
24-7-4	昭和5年5月	1930	小菅長		綴	1	大菅国有林払下願書類	
24-7-5	昭和5年2月	1930	区長　市村馬三郎		横	1	内山国有林保管林申請諸費帳	
24-7-6	昭和30年2月1日	1955	借主　小菅区代表者　吉原忠司他7名	小菅神社宮司長坂真頼殿	状	1	借用金証書（国有林払下代金借用）	
24-7-7	昭和30年2月1日	1955	借主　小菅区代表者　吉原忠司他7名	小菅神社宮司長坂真頼殿	状	1	借用金証書（国有林払下代金借用）	
24-7-8	昭和29年6月1日	1954	借用人　小菅区長　吉原忠司他1名	小菅神社宮司長坂真頼殿	状	1	借用証書（ガソリンポンプ1台借用）	
24-7-9	昭和10年1月21日	1935	飯山営林署　鈴木主事	下高井郡瑞穂村小菅　武内英俊殿	状	1	葉書（内山保管林樹種本数調査人夫代金支払について）	
24-7-10	昭和5年5月	1930	市村馬三郎	飯山営林署	状	1	買受申込書	
24-7-11	昭和		市村馬三郎	飯山営林署	状	1	買受申込書	
24-8-1					袋	1	「証書類　共有地小作証書　十七通」	
24-8-2	大正7年度	1918	借用人瑞穂村小菅区　山岸賢一郎他	小菅区長殿	綴	1	共有地小作証書綴	「荒神堂」の共有地あり　明治35年の土地及建物借請書等も綴る
24-8-3-1					状	1	包紙（「借用証文　計四通　預り」）	
24-8-3-2	文政9年12月	1826	小菅村嘉平次他1名	村御役人衆中様　御立会衆中様	状	1	差出申一礼之事（借用金返済訴訟内済み付き咤）	
24-8-3-3	文政9年3月	1826	高井郡小菅村預り主　徳右衛門他3名	同郡坪山村　増右衛門	状	1	預り申金子証文之事	
24-8-3-4	文政9年12月	1826	小菅村徳右衛門　親類善三郎他3名	村役人衆中様　御立会衆中様	状	1	差出申一礼之事（徳右衛門借用金等閑に付き）	
24-8-3-5	文政9年3月	1826	高井郡小菅村拝借人　嘉平治他3名	鈴木左源太様　他1名	状	1	差出申日延一礼之事（借用金返済日延）	
24-8-4-1					包紙	1	「木代　借用金証券　宗作」	
24-8-4-2	明治16年1月26日	1883	下高井郡高野村借用人他1名	伍長惣代　広瀬定右衛門殿他2名	状	1	借用申金円証之事	
24-8-5-1					包紙	1	「御仮免状　壱通」	
24-8-5-2				信濃国高井郡小菅村	状	1	未御取箇仮免状	
24-8-6-1					包紙	1	「字宮田堰一件書付　四通」	
24-8-6-2	天保8年正月	1837	八株新田惣代　辰右衛門他1名	小菅村他2ヶ村水下中	状	1	一礼之事（八株新田用水盗取に付き咤）	
24-8-6-3	天保8年2月	1837	高井郡針田村名主　三左衛門他4名	小菅村御役人中	状	1	執定書之事（関沢村枝郷八株新田冬水出入に付き申合せ）	
24-8-6-4	天保8年2月	1837	関沢村名主他4名	和栗村長助殿他1名	状	1	一礼之事（屋株新田冬遣水分に付き）	
24-8-6-5	天保8年2月	1837	関沢村名主他4名	和栗村長助殿他1名	状	1	一礼之事（屋株新田冬遣水分に付き）	
24-8-7-1					包紙	1	「岡ノ田屋株堰協定書」	
24-8-7-2	大正15年5月13日	1926	下高井郡瑞穂村屋株用水関係代表者　小林茂助他1名	岡ノ田用水関係代表者米持茂助殿他5名	状	1	誓約書（岡ノ田用水冬水に付き）	
24-8-7-3	大正15年5月13日	1926	瑞穂村長　大平宇太郎	瑞穂村　小菅区長殿	状	1	（誓約書副状）	
24-8-7-4	大正14年8月5日	1925	下高井郡瑞穂村代表者　岡ノ田用水関係　米持茂助他12名		綴	1	協定書（笹沢区宇川裾より分水する用水堰等に関する協定）	
24-8-8-1					包紙	1	「約定証券　壱通　小菅組」	
24-8-8-2	明治23年4月21日	1890	下高井郡高野村　吉原藤作	当組惣代　吉原源吉殿他2名	状	1	金円請取証券	
24-8-8-3	明治23年4月21日	1890	下高井郡高野村小菅組　惣代吉原源吉他2名	同村吉原藤作殿	状	1	取為替約定証（小菅共有地に付き）	
24-8-9-1					包紙	1	「詫書　四通」	
24-8-9-2-1					包紙	1	「小菅組内御中　　金井泰穂」	
24-8-9-2-2	明治39年5月26日	1906	下高井郡瑞穂村字小菅講堂守者金井泰穂	小菅村惣代　真嶋浦太郎殿他2名	状	1	入置証書（講堂御本尊守を5年間勤務に付き）	

24-8-9-3-1					包紙	1	「差出証書　壱通　足立平五郎」	
24-8-9-3-2	明治16年3月22日	1883	本人足立平五郎他1名	小菅組事務掛り御中	状	1	差上申手続証書(八所大神上地官林へ無鑑札立入ニ付)	
24-8-9-4-1					包紙	1	「借用証書　内堀助左衛門」	株数の書上の裏を利用
24-8-9-4-2	明治17年2月29日	1884	借用人　内堀助左衛門他1名	伍長惣代　蒲原彦兵衛他2名	状	1	借用証書(金円借用)	
24-8-9-5-1					包紙	1	「借用証文壱本　旧笹沢村役元ら旧小菅村へ　関口久兵衛」	
24-8-9-5-2	明治9年7月9日	1876	笹沢村日延当人関口久兵衛他2名	小菅村御役人衆中	状	1	記(学校諸入費他割掛借用)	
24-8-9-6	明治22年5月28日	1889	入置人山岸伝右衛門	小菅組御役衆中様	状	1	記(共有地売残金請取)	
24-8-9-7-1					包紙	1	「借用証書壱通　加藤儀左衛門」	
24-8-9-7-2	明治21年3月1日	1888	高野村借用人加藤儀左衛門他1名	伍長惣代　小林友吉殿	状	1	借用金証書	
24-8-9-8-1					包紙	1	「上　　幸右衛門」	
24-8-9-8-2	明治5年3月3日	1872	小菅村当人徳右衛門他6名	小菅村御役人中様	状	1	一礼之事(幸右衛門盗難の疑に付き)	
24-8-9-9-1					包紙	1	「入置申証書　　真嶋半左衛門」	
24-8-9-9-2					状	1	入置申証書之事(里社宮林雪折杉携帯に付き咤)	
24-8-9-10 -1					包紙	1	「差上申一礼　可藤亀吉」	
24-8-9-10 -2	明治16年3月22日	1883	高野村本人　加藤亀吉他1名	当組事務掛御中	状	1	差上申手続証書(八所大神上地官林へ無鑑札立入ニ付)	
24-9	昭和22年11月	1947	小菅役元		竪	1	山林原野面積賃貸価格表	
24-10	明治40年9月	1907			竪	1	田地用水灌漑面積調	
24-11-1					袋	1	「払下書類　字大菅国有林払下願　但松山之分字内山大菅柴下草払下願付御指名綴込　字内山及び大菅国有林芝下草払下願書類綴」	
24-11-2	明治42年度～大正8年度				綴	1	字内山及大菅国有林芝下草払下願書類綴　明治四拾弐年度･明治四拾五年度･大正四年度･大正七年度･大正八年度」	
24-11-3	明治34年	1901			綴	1	字大菅国有林払下願　但シ松山却下	
24-11-4	明治16年～明治34年				綴	1	字内山字大菅柴下草払下願　付御指令綴込書	
24-11-5	大正10年9月5日	1921	買受人内堀佐吉	小菅区長吉原源吉	綴	1	請書(大菅国有林雑木及粗朶買受代)	
24-11-6	大正10年1月22日	1921	望月栄治	小菅区長蒲原正一郎殿	綴	1	領収証(大菅国有林払下雑木手入)	
24-12-1					袋	1	「区費賦課表入」	裏書「明治四十五年度弐冊　附瑞穂学校校地寄附金賦課表」
24-12-2	大正11年4月26日	1922	小菅区長　小林元治郎		竪	1	倉庫所有届　扣	
24-12-3	昭和27年1月	1952	小菅区長　蒲原保弘		竪	1	区費賦課表	
24-12-4	昭和28年1月	1953	小菅区長　瀧澤覚治		竪	1	区費賦課表	
24-12-5	昭和29年1月	1954	小菅区長　丸山平八		竪	1	区費賦課表	
24-12-6	昭和30年度	1955	小菅区長　市村一徳		竪	1	区費賦課表	
24-12-7	昭和31年度	1956	小菅区長　吉原忠司		竪	1	区費賦課表	
24-12-8	昭和32年度	1957	小菅区長　丸山清一		竪	1	区費賦課表	
24-12-9	昭和32年度	1957	小菅区長　内堀佐吉		竪	1	区費賦課表	
24-12-10	昭和33年度	1958	小菅区長　真島太市		竪	1	区費賦課表	
24-12-11	昭和34年度	1959	小菅区長　倉科達男		竪	1	区費賦課表	
24-12-12	昭和36年度	1961	小菅区長　小林武良		竪	1	区費賦課表	
24-12-13	昭和37年8月	1962	小菅区長　広瀬久雄		竪	1	区費賦課表	
24-12-14	昭和38年9月	1963	小菅区長　真島長一郎		竪	1	区費賦課表	
24-12-15	昭和39年9月	1964	小菅区長　広瀬正		竪	1	区費賦課表	
24-12-16	昭和41年9月	1966	小菅区長　金井文四郎		竪	1	区費賦課表	
24-12-17	昭和42年9月	1967	小菅区長　小林佳雄		竪	1	区費賦課表	
24-12-18	昭和43年度	1968	小菅区長　丸山惣一郎		竪	1	区費賦課表	
24-12-19	昭和44年度	1969	小菅区長　中島一		竪	1	区費賦課表	
24-12-20	昭和45年5月9日	1970	小菅区長　鷲尾宇内		竪	1	区費賦課表	
24-12-21	昭和46年9月	1971	小菅区長　滝沢文作		竪	1	区費賦課表	
24-12-22	昭和53年12月	1978	小菅区長　吉原正則		竪	1	区費賦課表	
24-12-23	昭和44年9月9日	1969			綴	1	昭和44年度等級調	
24-12-24	昭和40年12月16日	1965			綴	1	昭和40年度固定資産額調	
24-12-25	昭和31年12月15日	1956			綴	1	(市民税･固定資産税額調)	
24-12-26	昭和40年8月20日	1965			綴	1	昭和40･固定資産税額	
24-12-27	昭和44年9月10日	1969			綴	1	昭和44年度順位別等級調	
24-12-28	昭和44年度	1969			綴	1	44年度所得･固定資産順位調べ控	
24-12-29	昭和41年9月18日	1966			綴	1	賦課表(基準)	
24-12-30	昭和40年度	1965			綴	1	40年度区費割	
24-12-31	昭和40年12月23日	1965			綴	1	昭和40年第3期区費割控　個人別明細	
24-12-32	昭和40年5月12日	1965			綴	1	区費第1期分徴収基準	
24-12-33	昭和40年度	1965			綴	1	40年度所得税額	
24-12-34	昭和42年9月25日	1967			綴	1	昭和42年固定資産額所得額調書	
24-12-35					綴	1	(計算書)	
24-12-36	昭和45年9月13日	1970			綴	1	道路費資	
24-12-37					綴･一紙	1･24	(計算書)	
24-12-38	昭和38年9月3日	1963			一紙	3	区費等級編成表	
24-12-39	昭和40年9月4日	1965			一紙	2	区費徴収賦課基準	
24-12-40	昭和39年9月	1964			綴	1	区費賦課元帳	
24-12-41	昭和37年度	1962			一紙	1･24	昭和37年度区費第一期	
24-12-42	昭和39年度	1964			綴	1	(賦課額等計算綴)	

24-12-43	昭和38年度	1963			綴	1	（市民税・固定資産税書上）	
24-12-44					綴	1	区費第3期	
※	24-13～24-49欠番							
24-50					袋	1	神社に関スル書類袋	書類の一覧あり
24-50-1-1			鷲尾正雄		包紙	1	證書　壱通	
24-50-1-2	明治24年11月23日	1891	鷲尾正雄	氏子惣代　真嶋清右衛門	一紙	1	証	神官選挙に関するもの
24-50-2	明治以降		高野村		竪帳	1	地順収穫調帳	社地等か
24-50-3-1			横田茂守	武内様	封筒	1	小菅大聖院武内様　横田茂守	
24-50-3-2			横田茂守	武内様	一紙	1	証（飯山藩からの杉苗と籾の寄進について）	
24-50-3-3			小林柏太郎	竹内様	一紙	1	受取証	なぜ同封されたか説明が難しい
24-50-4	明治40年10月5日	1907	武内英峻・鷲尾正雄ほか		竪帳	1	神社合併決議録	
24-50-5	明治42年5月24日	1909	小菅組惣代　真嶋清太郎		竪帳	1	小菅神社財産ニ関スル約定決議録	
24-50-6	明治42年6月	1909	小菅組惣代　真嶋清太郎		竪帳	1	神社合併決議録	
24-50-7	明治41年11月3日	1908	社務所代表者　社司武内英峻		竪帳	1	郷社小菅神社奥里ニ社境内立木取調帳	
24-50-8	明治40年・41年				竪帳	1	神社合併願控併許可書控里社境内編入願控併許可書控	他に立木調書なども含む　重要
24-50-9	明治33年	1900	内務大臣ほか		竪帳	1	奥社境内編入願不許可指令壱通ほか	特重要
24-50-10	明治33～39年				竪帳	1	祭典用具取調帳ほか	什物等の一覧も含む　重要
24-50-11	明治12～39年				竪帳	1	神社ニ関スル指令綴込	棟札のこと、修理のことなど
24-50-12-1					袋	2	外：里社奥社境内写真1枚　内：昭和十八年度拓土写真1枚在中	
24-50-12-2					写真	1	奥社の社殿	
24-50-12-2					写真	1	ポンプ車	
24-50-12-3					写真	1	火の見やぐら建設	
24-50-12-4					写真	1	黒門前	
24-50-13	明治33～34年		小菅神社社司　武内英峻		竪帳	1	土地官林民有ニ下戻申請	一連の書類の綴り
24-50-14-1					包紙	1	「御翠簾受取」	
24-50-14-2	明治30年1月25日～3月11日		下高井郡瑞穂村小菅　武内英峻他3名	東京神田淡路町弐丁目　増田英治他2名	綴	1	（書留郵便物受取証、送票等綴）	
24-50-14-3	平成25年4月6日		増田英治	氏子惣代　小林友吉様	状	1	記（御翠簾・曲玉他代金請求）	
24-50-14-4	明治30年5月26日	1897	増田英治	信濃国高井郡瑞穂村小菅　武内英峻様	状	1	葉書（代金受領の旨通知）	
24-51-1					袋	1	「奥社飯綱社諏訪社里社現今境内木数番号帳」	
24-51-2	明治18年7月28日	1885			竪	1	官林反別并木数取調帳	
24-51-3	明治41年11月3日	1908	惣代真島喜平治		横半	1	里社境内木数取調帳	
24-51-4-1	明治14年8月19日	1881	当組事務正掛		横半	1	本日御達ニ付飯綱社諏訪社現今境内木数取調帳　但目通り枝下取調事	
24-51-4-2			真島清右衛門他3名		横半	1	記（奥社現今立木取調）	
24-51-4-3	明治14年8月19日	1881	当組事務正掛		横半	1	北奥社境内木数取調帳	
24-51-4-4	明治14年8月19日	1881	当組事務正掛		横半	1	本日御連ニ付奥社現今境内木数取調帳　但目通り枝下尺廻分取調	一綴り
24-51-4-5	明治14年8月28日	1881	当組事務正掛		横半	1	八所大神奥社ニ鳥居ヨリ報告上迄西受膳岩東岩間迄尺廻取調簿　現今境内木数取調帳	
24-51-4-6	明治13年	1880	役場		横半	1	松木尺〆木数取調帳	
24-51-5	明治20年7月22日	1887	伍長総代		横半	1	仁王門木数取調帳	
24-51-6	明治23年3月29日	1890	真島清右衛門他3名		横半	1	字内山現今境内木数取調帳	
24-51-7	明治□年9月1日		当組事務正掛		横半	1	小菅八所大神里社官林立木取調帳	一綴り
24-51-7-1	明治14年8月1日	1881	足立沖右衛門他3人		横半	1	高野村諏訪社官林木数取帳	
24-52-1					袋	1	諸願書入下帳	
24-52-2					綴	1	諸願書類下書綴	立木伐採、地租、祭礼など多様
24-53	昭和6年～21年		会計係　蒲原林蔵		綴	1	小菅区字池田排水工事会計簿	
24-54-1	明治24年度～44年度		小菅組		表紙	1	地価金取調帳　合拾七冊	後に大正の2冊が加わったもよう
24-54-2	明治24年度	1891			綴	1	明治廿四年度地価取調帳	
24-54-3	明治25年度	1892	組惣代		綴	1	明治廿五年度地価取調帳	
24-54-4	明治26年度	1893	小菅組送代真嶋清右衛門		綴	1	明治廿六年度地価取調帳	
24-54-5	明治32年度	1899	小菅組惣代　真嶋清太郎		綴	1	地価取調帳	
24-54-6	明治35年度	1902	小菅組惣代　吉原治郎右衛門		綴	1	地価取調帳	
24-54-7	明治36年度	1903	小菅組		綴	1	地価取調帳	
24-54-8	明治37年度	1904	組惣代　小林政平		綴	1	地価金取調帳	
24-54-9	明治37年度	1904	小菅組惣代　廣瀬吉五郎		綴	1	地価金取調帳	
24-54-10	明治38年度	1905	組惣代　小林政平		綴	1	地価金取調帳	
24-54-11	明治38年度	1905	組惣代　丸山常作		綴	1	地価金取調帳	
24-54-12	明治39年度	1906	組惣代　真島浦太郎		綴	1	地価金取調帳	
24-54-13	明治40年度	1907	組惣代　小林忠之助		綴	1	地価金取調帳	
24-54-14	明治41年度	1908	組惣代　真嶋喜平治		綴	1	地価金取調帳	
24-54-15	明治42年度	1909	組惣代　真島清太郎		綴	1	地価金取調帳	
24-54-16	明治43年度	1910	組惣代　市村作十郎		綴	1	地価金取調帳	
24-54-17	明治44年度	1911	山岸勘左衛門		綴	1	納税額取調帳	
24-54-18	明治44年度	1911	山岸勘左衛門		綴	1	地価金取調帳	
24-54-19	大正7年	1918	小菅区長　丸山重治		綴	1	地価金取調帳	
24-54-20	大正7年	1918	区長　丸山重治		綴	1	地価金取調帳	
24-55-1	昭和9年・17年				袋	1	水門設計画	

24-55-2	昭和9年	1934			図面	1	水門構造図	まとめて24-55-1に入っていた
24-55-3	昭和9年	1934			図面	1	下高井郡瑞穂村大菅耕地事業地区門扉並巻揚機構造図	
24-55-4	昭和9年	1934			綴	1	御願	
24-55-5	昭和9年	1934			袋	1	水門工事	この中に24-55-6が入っていた
24-55-6	昭和17年	1942			袋・写真	1・2	樋管工事	
24-56-1	昭和22年	1947	小菅林道管理委員会		綴	1	会計簿	一綴り
24-56-2	昭和22年	1947	小菅林道管理委員会		綴	1	徴収簿	
24-57	昭和22年	1947	高野村小菅組		綴	1	田地価修正取調帳	
24-58-1					袋	1	水路関係書類	
24-58-2					調査用紙	9	白紙（余りか）	
24-58-3	昭和45～48年		北竜湖水路工事委員会		綴	1	領収書綴	
24-58-4	昭和49年	1974			罫紙	1	（外地区）昭和49年度北竜湖水路工事費	
24-58-5					更紙	1	表：立木入札規定　裏：反別の計算メモあり	
24-58-6					更紙	5	水田耕作面積報告書（記入あり）	
24-58-7	昭和51年	1976	水路工事委員会		罫紙綴	1	北竜湖水路工事費徴収控	
24-58-8	昭和49年	1974			罫紙綴	1	北竜湖用水路工事経費徴収費	
24-58-9					罫紙綴	1	なし（面積と費用の計算）	
24-58-10	昭和49年	1974	会計係　滝沢文作	区長殿	罫紙	1	水路工事費徴収明細書	
24-58-11	昭和48年	1973			罫紙綴	1	北竜湖用水路工事経費徴収簿	
24-58-12	昭和50年	1975			罫紙綴	1	北竜湖用水路工事費徴収簿	
24-58-13	昭和50年	1975			罫紙	1	小菅区外北竜湖水路工事費	
24-59			北竜湖用水路委員会		ノート	1	金銭出納帳	
24-60			飯山市瑞穂農業協同組合		綴	1	貯金通知書綴	
24-61			北竜湖水路工事委員長		納入書	78	納入書	
24-62	昭和51年度	1976	北竜湖水路工事委員会		綴	1	水田耕作面積報告書綴	
24-63	昭和48年	1973	北竜湖水路工事委員会		綴	1	水田耕作面積報告書綴	
24-64-1					袋	1	仁王門土橋工事設計書作業揚器機取付精算書	一括
24-64-2					図面	1	無題（作業場の設計図）	
24-64-3			小菅区		綴	1	作業場機械取付清算書	
24-64-4					綴	1	領収書各種（3枚）	
24-64-5-1					袋	1	仁王門土橋工事設計書	
24-64-5-2					図面	2	仁王門道路工事設計書	
24-64-5-3					一紙	1	積算のメモ	
24-64-5-4					一紙	1	積算のメモ	
24-64-5-5					一紙	1	資材計算	
24-64-5-6					一紙	1	積算のメモ	
24-64-5-7					図面	1	第2案工事図（図面および積算）	
24-64-5-8					図面	1	第1案工事図（図面および積算）	
24-64-5-9					竪帳	1	北龍池公衆便所見積書	
24-100-1					紐	1	〔紐〕	24-100-2から24-100-8を束ねる
24-100-2	明治23年6月6日	1890	測量技師山田峰太郎　書記堀儀重郎		綴	1	測量分間帳	
24-100-3	明治　12月10日				綴	1	内山大菅官林官有界標測量分間帳	
24-100-4	明治23年7月10日	1890	下高井郡高野村大字小菅組		綴	1	測量野帳	
24-100-5	明治23年6月10日	1890			綴	1	境界測量野取簿	
24-100-6	明治23年12月11日	1890			綴	1	官林界分間帳	
24-100-7	明治23年6月9日	1890	書記堀儀重郎　測量技師山田峰太郎		綴	1	境界測量野取簿	
24-100-8	明治22年6月8日	1889	測量技師山田峰太郎　書記堀儀重郎		綴	1	測量野帳	
24-101-1			小菅区		袋	1	昭和七年重要協議扣（袋）	24-101-2から24-101-5を収める
24-101-2	昭和7年3月15日	1932	小菅区長　小林恒祐		綴	1	愛国信濃号寄附金芳名簿	
24-101-3	昭和7年9月1日	1932	小菅区長		綴	1	在満軍人慰問袋資金寄附簿	
24-101-4	昭和7年度	1932	小菅区		綴	1	決議事項及諸領収払下書	
24-101-5	昭和7年12月1日	1932	小菅区		綴	1	満州愛国信濃村建設資金寄附芳名簿	
24-102	（昭和53・54年）				封筒	4	市道一ノ七号線舗装工事地本負担金支払領収証入	
24-103	昭和49年10月	1974			封筒	一括	講堂屋根鉄板包工事に関する書類（領収証・会計簿など）	
24-104	（昭和47年）				封筒	一括	統合小学校問題農協合併問題関係書類	
24-105					封筒	一括	飯山市住みよいふるさとの園開発基本構想	
24-106	昭和48年6月	1973			封筒	一括	横線道路舗装関係書類	
24-107	昭和47年度	1972			封筒	一括	北竜湖第ニリフト及コース駐車場図面貸借契約書入	
24-108	昭和48年8月2日				封筒	一括	消防ポンプ購入関係書類	
24-109	昭和48年度				封筒	一括	消防団詰所新築設計図精算書入	
24-110					封筒	一括	農業振興地域整備計画書	
24-111	昭和54年	1979			綴	1	郷土環境保全地域指定書類	
24-112-1	（昭和50年）				冊	1	飯山市の人口と世帯　昭和50年国勢調査結果概要	24-112-1から24-112-17まで紐で束ねる
24-112-2	昭和51年3月	1976			封筒	1	北端中央幹事協定協定書在中	

24-112-3			東栄土地建物株式会社 開発主任山崎靖男	小菅区北竜湖観光協会殿	封書	1	〔封書〕(観光開発に関する計画とお願い)	
24-112-4	昭和51年1月9日	1976	飯山営林署長(印)	飯山市大字瑞穂小菅鷲尾守義殿	封書	1	〔封書〕(共用林野の活用状況報告など)	
24-112-5	昭和51年5月7日	1976	下水内地方事務所長(印)他2名	小菅共有地管理会殿	封書	1	〔封書〕(昭和51年度飯水地区植樹祭について)	
24-112-6	昭和49年7月9日	1974	飯山警察署長(印)	小菅区長　丸山貢殿	封書	1	〔封書〕(小菅神社例祭に伴なう道路使用許可書)	
24-112-7	(昭和46年)		飯山市役所農林課	滝沢文作殿	封書	1	〔封書〕(小菅地区水路改修工事分担金領収書)	
24-112-8			飯山市役所税務課	中島一殿	封筒	1	〔封筒〕(中身なし)	
24-112-9	(昭和48年)		飯山市役所農林課	金井義司殿	封書	1	〔封書〕(水路工事精算書)	
24-112-10	(昭和46年12月9日)		飯山市瑞穂農業協同組合		封筒	3	〔払込案内控〕	
24-112-11	昭和48年12月3日	1973	担当者(「田村」印)	区長殿	封書	1	昭和48年度農道補修用砕石運搬事業に伴なう地元分担金の納入について	
24-112-12	昭和46年8月13日	1971	飯建建設株式会社 取締役社長芝崎直人(印)	飯山市小菅区長様	封筒	一括	〔市道舗装工事代金領収書など〕	
24-112-13	昭和49年8月6日	1974	中部電力株式会社長野支店用地部長　長谷川八郎	小菅区長殿	封書	1	道路敷払下げ同意について(お願い)	
24-112-14	昭和46年12月10日	1971	飯山営林署長(印)	丸山惣一郎殿	封書	1	共用林野の使用状況及び保護の履行状況報告について	
24-112-15	昭和49年9月21日	1974	飯山市役所	小菅区長　丸山貢殿	封書	1	飯山野沢温泉線飯山市関沢道路改良西側山側ルート比較について	
24-112-16	昭和38年3月26日	1963	飯山市長春日佳一	下水内地方事務所長殿	状	1	県費単独地山事業実施申請書(写し)	
24-112-17					状	1	〔メモ書き〕(資料整理関連)	
24-113	自昭和47年度至				袋	一括	区費割資料(所得調査書・区費賦課表など)	
24-114					封筒	4	〔貯金通帳〕(電気料・小学校積立金)	
24-115			小菅区長　山岸稔		封筒	3	〔領収証〕(スキー場用地代金)	
24-116	□53年11月		吉原		封筒	一括	水路工事費水費徴収明細入	
24-117	昭和53年	1978	区長吉原元治		封筒	一括	共用林野設定書類・飯山営林署関係	
24-118	昭和55年度	1980			封筒	1	小菅用水組合規約(案)	
24-119	昭和56年度	1981			封筒	一括	市道地図	
24-120-1					紐	1	〔紐〕	24-120-2から24-120-4を束ねる
24-120-2	昭和37年4月10日	1962	観光道路委員会		冊	1	出勤簿	
24-120-3					冊	1	雑日誌	
24-120-4					冊	1	金銭出納帳	
24-121	昭和56年11月6日	1981	小菅区長		綴	1	南山道路関係	
24-122	昭和55年11月11日	1980			封筒	一括	小菅山自然探勝園重要書類管理委託契約書	
24-123	昭和48年度	1973			袋	一括	一. 漁業資金関係　一. 共用林野関係　一. 市道一〇七号関係　一. 小菅組地籍調査表	
24-124	昭和35年	1960			封筒	一括	諸受取書入　小菅区用	
24-125	昭和2年	1927	小菅耕地整理組合		冊	1	田名寄帳	
24-126					封筒	一括	市道(内野線)43号線設計図	
24-130	昭和16年2月	1941	小菅区長		竪帳	1	道路費取調徴収簿	
24-131	大正10年	1921	小菅区長	瑞穂村長殿	竪帳	1	官有地価格調土地売買価格調	
24-132	昭和39年3月	1964	小菅区		竪帳	1	昭和三十九年三月水費賦課土地名寄帳他部落他村乙地　全五冊ノ五	
24-133	大正11年1月12日	1922	小菅区		竪帳	1	他町村田地価調　一月十二日	
24-134-1					袋	1	昭和二十一年度　電話開通諸書類	
							昭和二十四年四月一日　国有林保護委託書	
							昭和二十四年六月　瑞穂公民館々則	
24-134-2	自昭和24年4月1日至昭和□年月日		小菅区	飯山営林署長殿	竪帳	1	国有林保護委託書	
24-134-3	昭和21年12月	1946	小菅区		横帳	1	小菅区電話新設経費収入支出明細帳	
24-134-4	昭和24年6月10日	1949	国		冊子	1	社会教育法　社会教育法施行令	
24-134-5	昭和21年11月12日	1946	長野県瑞穂郵便局長	小菅区長殿	綴	1	電話加入申込受理通知数	領収證書2枚添付　封筒入
24-135-1					包紙	1	簡易共用林野改定契約書営林署関係領収書	
24-135-2	昭和28年10月18日	1953	長野県下高井郡穂穂村小菅申請者　丸山平八		綴	1	共用林野設定申請書	
24-135-3					綴	1	保護方法書(共用林野の保護)	
24-135-4	昭和28年12月15日	1953	長野営林局長後藤克人	丸山平八	綴	1	〔簡易共用林野設定承認〕	
24-135-5	昭和29年7月23日	1954	飯山営林署長	丸山平八殿	一紙	1	部分林並に共用林の標識設置について	
24-135-6	昭和29年1月17日	1954	小菅区		一紙	1	北龍湖ボート浮ベル1件	封筒とも
24-135-7-1	昭和29年6月16日	1954	飯山営林署	丸山平八	綴	1	(領収証綴)	封筒とも
24-135-7-2					一紙	1	払下物件掲示表	
24-135-8					一紙	1	(小柴代金)	
24-135-9	昭和43年4月5日	1968	飯山営林署	丸山惣一郎殿	封筒	1		
24-135-10	昭和29年1月7日	1954	飯山営林署庶務課庶務係	丸山平八様	一紙	1	簡易共有林野設定申請について	
24-135-11	昭和29年1月14日	1954	飯山営林署庶務課	丸山平八様	一紙	1	簡易共有林野設定に関する規約書等の写送付について	
24-135-12	昭和29年5月	1954		市村一徳殿	綴	1	官有林境界測量に関する件	
24-135-13-1	昭和28年5月27日	1953			綴	1	請書(内山導水路敷貸付)	封筒とも
24-135-13-2	昭和25年3月17日	1950	丸山翼	飯山営林署長殿	一紙	1	請書(内山導水路敷貸付)	
24-135-14	昭和29年6月27日	1954			一紙	1	弁才天立木調	
24-135-15	昭和25年4月1日	1950	飯山営林署係	丸山巽殿	一紙	1	貸付料金納入について	封筒とも
24-135-16	□7月2日		針田小林五郎右衛門	滝沢覚治殿	一紙	1	書簡(在宅依頼)	封筒とも
24-135-17-1	昭和28年6月22日	1953	飯山営林署長	丸山平八殿	綴	1	(売払承諾書他綴)	封筒とも
24-135-17-2					一紙	1	(林野図)	
24-135-18-1	昭和25年8月10日	1953	長野営林局	真嶋茂助	一紙	2	領収証書	

24-135-18-2					一紙	1	（期了メモ）	
24-135-19			飯山営林署	丸山平八様	封筒	1	（簡易共林野設定契約書在中）	
24-136	昭和21年10月	1946	小菅区		綴	1	小菅区電話新設費寄附芳名簿	

小菅区有文書目録

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形式	点数	表　題　(内容)	備考
25-1	明治41年5月10日新製(蓋裏)				木箱	1	〔箱〕	法量144×582×148㎜
							(箱内側:明治四拾壱年申五月拵え過金千以テ市村作十郎殿拵え	
25-2	昭和39年9月25日	1964	小菅区長　広瀬正		横帳	1	第二期区費徴収帳	
25-3	昭和39年12月26日	1964	小菅区長　広瀬正		横帳	1	道路費取調徴収帳	
25-4	昭和38年度	1963	小菅区長　真島長一郎		横帳	1	当番帳	
25-5	昭和39年12月26日	1964	小菅区長　広瀬正		横帳	1	第三期区費徴収帳	
25-5+1	昭和38年度	1963	小菅区長　真島長一郎		横帳	1	仁王大門雪道踏帳	
25-6	昭和38年度	1963	小菅区長		横帳	1	春普請出勤簿	
25-7	昭和39年5月26日	1964	小菅区長　広瀬正		横帳	1	第一期区費徴収帳	
25-8	昭和38年度				横帳	1	火の番見廻帳　小菅区下野之部	
25-9-1	明治37年度	1904	小菅組惣代　小林政平		横帳	1	諸書類取調帳	25-9-1から25-9-3紐でくくる
25-9-2	明治30年4月4日	1897	小菅組惣代　吉原源吉		横帳	1	諸書類取調引渡帳	
25-9-3			小菅村		横帳	1	村役元諸帳面諸書付萬端改帳	
25-10	昭和39年度	1964	小菅区長　広瀬正		横帳	1	仁王大門雪道踏帳	
25-11	昭和39年度	1964			横帳	1	火の番見廻帳　小菅区上根之部	
25-12	昭和38年度	1963			横帳	1	火の番見廻帳　小菅区上根之部	
25-13	昭和38年度	1963	小菅区長　真島長一郎		横帳	1	雪堀り組割帳	
25-14			小菅区長		横帳	1	春普請出勤簿	
25-15	昭和39年度	1964			横帳	1	火の番見廻帳　小菅区下根之部	
25-16	昭和39年度	1964	小菅区長　広瀬正		横帳	1	公民館費徴収帳	
25-17	昭和38年度	1963	小菅区長　真島長一郎		横帳	1	公民館費徴収帳	
25-18	昭和38年9月3日	1963	小菅区長　真島長一郎		横帳	1	第二期区費徴収帳	
25-19	昭和38年12月22日	1963	小菅区長　真島長一郎		横帳	1	第三期区費徴収帳	
25-20-1	明治28年7月18日改	1895	預人　真嶋清右衛門		横帳	1	名寄帳高反別帳　検地帳　御割付帳　番号付目録帳	25-20-1～3紐で綴る
25-20-2	明治28年7月18日改	1895	預人　真嶋清右衛門		横帳	1	名寄帳高反別帳　検地帳　御割付帳　番号付目録帳	
25-20-3	明治24年3月16日	1891	預人　真嶋清右衛門		横帳	1	名寄帳高反別帳　検地帳　御割帳　番号付目録帳	
25-21	大正16年	?	区長　吉原源吉		横帳	1	諸書類目録	
25-22-1	明治28年9月20日改	1895	預人　吉原源吉		横帳	1	諸書類預覚帳	25-22-1～2紐で綴る
25-22-2	明治28年9月20日改	1895	預人　吉原源吉		横帳	1	諸書類預覚帳	
25-23	明治40年2月26日改	1907	小菅組惣代　真嶋浦太郎		横帳	1	諸書類見出帳	
25-24	昭和13年3月	1938			横帳	1	諸帳簿見出帳	
25-25	昭和37年度	1962	小菅区長　廣瀬久雄		横帳	1	仁王大門雪道踏帳	
25-26	昭和37年4月7日	1962	小菅区長　広瀬久雄		横帳	1	北竜湖土手見廻り帳	
25-27	昭和39年度	1964	小菅区長　広瀬正		横帳	1	当番帳	
25-28	昭和38年5月20日	1963	小菅区長　真島長一郎		横帳	1	第一期区費徴収帳	
25-29	大正6年5月21日	1917	宿元吉原要治郎		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-30	自昭和9年7月至昭和10年5月		宿元蒲原林蔵		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-31	大正15年5月ヨリ昭和2年5月23日マデ		宿元鷲尾常治郎		横帳	1	伯楽堂年番連名帳	
25-32	自昭和14年8月至		宿元小林元治郎		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-33-1	自昭和11年7月至昭和12年5月		宿元小林英治		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	25-33-1から25-33-5を紐でくくる
25-33-2	自昭和10年7月至昭和11年5月		宿元丸山つね		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-33-3	自昭和8年7月至昭和9年5月		宿元真島茂助		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-33-4	自昭和12年7月至昭和13年5月		宿元小林文平		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-33-5	自昭和13年7月至昭和14年5月		宿元内堀松五郎		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-34	大正10年5月23日		宿元足立勇蔵		横帳	1	伯楽堂年番連名帳	
25-35	昭和3年5月ヨリ全4年5月まで		宿元丸山千治郎		横帳	1	伯楽堂年番連名帳	
25-36	大正14年5月	1925	宿元倉科熊治		横帳	1	伯楽堂年番連名帳	
25-37	大正3年5月13日	1914	宿元市村茂吉		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-38	大正2年5月20日	1913	宿元小林元治郎		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-39	大正15年5月	1926	宿元小林音治郎		横帳	1	伯楽堂年番連名帳	
25-40	自昭和6年至仝7年		宿元滝沢覚治		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-41	大正5年5月22日	1916	宿元小林英安		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-42	大正9年5月	1920	宿元吉原民保		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-43	昭和2年5月ヨリ同3年5月まで		宿元鷲尾正雄		横帳	1	伯楽堂年番連名帳	
25-44	自昭和7年7月至昭和8年5月		宿元内堀佐吉		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-45	大正11年5月28日	1922	宿元中嶋太作		横帳	1	伯楽堂年番連名帳	
25-46	昭和4年5月ヨリ5年5月		宿元吉原義英		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-47	大正4年5月20日	1915	宿元小林恒祐		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-48	昭和15年8月至	1940	宿元市村馬三郎		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-49	大正7年5月	1918	宿元藤井由太郎		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-50	昭和5年5月ヨリ仝6年5月迄		宿元真島秀作		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	

25-51	大正8年5月18日	1919	宿元廣瀬令三助		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-52-1	明治44年5月19日	1911	宿元小林勝之助		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	25-52-1～4紐でつづる
25-52-2	明治45年5月17日	1912	宿元金井政治		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-52-3	明治42年5月11日	1909	宿元内堀安五郎		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-52-4	明治43年5月11日	1910	宿元吉原源吉		横帳	1	伯楽堂年番連名記載帳	
25-53-1	昭和52年度	1977	小菅区長　真島幸司		横帳	1	春秋普請組調帳	25-53-1～10紐でつづる
25-53-2	昭和52年度	1977	小菅区長　真島幸司		横帳	1	土手番見廻帳	
25-53-3	昭和52年9月28日	1977	小菅区長　真島幸司		横帳	1	第二期区費予納金徴収帳	
25-53-4	昭和52年度	1977	小菅区長　真島幸司		横帳	1	当番帳	
25-53-5	昭和52年12月26日	1977	小菅区長　真島幸司		横帳	1	第三期区費徴収帳	
25-53-6	昭和52年度	1977	上根ノ部		横帳	1	火ノ番見廻帳	
25-53-7	昭和52年度	1977	下根之部		横帳	1	火之番見廻帳	
25-53-8	昭和52年1月	1977	小菅区長　真島幸司		横帳	1	仁王大門道踏帳	
25-53-9	昭和52年12月22日	1977	小菅区長　真島幸司		横帳	1	北竜湖水費及小作料取調徴収帳	
25-53-10	昭和52年5月28日	1977	小菅区長　真島幸司		横帳	1	第一期区費予納金徴収帳	
25-54-1	昭和50年12月25日	1975	小菅区長　鷲尾守義		横帳	1	第三期区費徴収帳	25-54-1～3紐で綴る
25-54-2	昭和50年9月20日	1975	小菅区長　鷲尾守義		横帳	1	第二期区費予納金徴収帳	
25-54-3	昭和50年5月17日	1975	小菅区長　鷲尾守義		横帳	1	第一期区費予納金徴収帳	
25-55	昭和51年1月	1976	小菅区長　内堀三儀		横帳	1	仁王大門道踏帳	
25-56	昭和51年度	1976	下根之部		横帳	1	火之番見廻帳	
25-57	昭和51年度	1976	小菅区長　内堀三儀		横帳	1	土手番見廻帳	
25-58	昭和56年度	1981	上根之部		横帳	1	火ノ番見廻帳	
25-59-1	昭和54年5月22日	1979	小菅区長　吉原元治		横帳	1	第一期区費徴収帳	25-59-1～7紐で綴る
25-59-2	昭和54年12月26日	1979	小菅区長　吉原元治		横帳	1	第三期区費徴収帳	
25-59-3	昭和54年12月	1979	小菅区長　吉原元治		横帳	1	北竜湖水費及小作料徴収帳	
25-59-4	昭和54年度	1979	下根之部		横帳	1	火之番見廻帳	
25-59-5	昭和54年度	1979	小菅区長　吉原元治		横帳	1	内山用水路見廻帳	
25-59-6	昭和54年	1979	小菅区長　吉原元治		横帳	1	仁王大門道踏帳	
25-59-7	昭和54年9月28日	1979	小菅区長　吉原元治		横帳	1	第二期区費徴収帳	
25-60	昭和51年度	1976	上根之部		横帳	1	火之番見廻帳	
25-61	昭和53年度	1978	小菅区長　吉原正則		横帳	1	当番帳	
25-62	昭和39年12月26日	1964	小菅区長　広瀬正		横帳	1	北竜湖水費取調徴収帳	
25-63	昭和38年12月22日	1963	小菅区長　真島長一郎		横帳	1	北竜湖水費取調徴収帳	
25-64	昭和55年度	1980			横帳	1	火之番見廻帳下根の部	
25-65-1	昭和51年12月24日	1976	小菅区長　内堀三儀		横帳	1	第三期区費徴収帳	25-65-1～3を紐でくくる
25-65-2	昭和51年9月	1976	小菅区長　内堀三儀		横帳	1	第二期区費予納金徴収帳	
25-65-3	昭和51年5月17日	1976	小菅区長　内堀三儀		横帳	1	第一期区費予納金徴収帳	
25-66	昭和51年度	1976	小菅区長　内堀三儀		横帳	1	当番帳	
25-67-1	昭和51年度12月24日	1976	小菅区長　内堀三儀		横帳	1	北竜湖水費并小作料取調徴収帳	25-67-1～3を紐でくくる
25-67-2	昭和50年12月	1975	小菅区長　鷲尾守義		横帳	1	北竜湖水費并小作料取調徴収帳	
25-67-3	昭和49年12月	1974	小菅区長　丸山貢		横帳	1	北竜湖水費并小作料取調徴収帳	
25-68	昭和39年4月7日	1964	小菅区長　広瀬正		横帳	1	北竜湖土手見廻り当番帳	

小菅区有文書目録

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形式	点数	表　　題　　(内容)	備考
27-1	昭和37年5月20日	1962	小菅区長　廣瀬久雄		横帳	1	第一期区費徴収帳	27-1～8まとめる
27-2	昭和37年8月	1962	小菅区長　廣瀬久雄		横帳	1	第二期区費徴収帳	
27-3	昭和37年12月26日	1962	小菅区長　廣瀬久雄		横帳	1	第三期区費徴収帳	
27-4	昭和37年12月26日	1962	小菅区長　廣瀬久雄		横帳	1	道路費徴収帳	
27-5	昭和37年12月26日	1962	小菅区長　廣瀬久雄		横帳	1	北竜湖水費取調徴収帳	
27-6	昭和37年度	1962	小菅区長　廣瀬久雄		横帳	1	当番帳	
27-7	昭和37年度	1962	小菅区下根の部		横帳	1	火の番見廻帳	
27-8	昭和37年度	1962	小菅区長		横帳	1	春普請出勤簿	
27-9	昭和40年5月18日	1965	小菅区長　真島啓吉		横帳	1	第一期区費徴収帳	27-9～19まとめる
27-10	昭和40年9月12日	1965	小菅区長　真島啓吉		横帳	1	第二期区費徴収帳	
27-11	昭和40年12月26日	1965	小菅区長　真島啓吉		横帳	1	第三期区費徴収帳	
27-12	昭和40年度	1965	小菅区長　真島啓吉		横帳	1	公民館費徴収帳	
27-13	昭和40年12月26日	1965	小菅区長　真島啓吉		横帳	1	道路費取調徴収帳	
27-14	昭和40年12月26日	1965	小菅区長　真島啓吉		横帳	1	北竜湖水費取調徴収帳	
27-15	昭和40年度	1965	小菅区長　真島啓吉		横帳	1	当番帳	
27-16	昭和40年4月18日	1965	小菅区長　真島啓吉		横帳	1	北竜湖土手見廻り当番帳	
27-17	昭和40年度	1965	小菅区長　真島啓吉		横帳	1	仁王大門雪道踏帳	
27-18	昭和40年度	1965	小菅区　上根の部		横帳	1	火の番見廻帳	
27-19	昭和40年度	1965	小菅区長		横帳	1	並請出勤簿	
27-20	昭和36年1月10日	1961	小菅区長　小林武良		横帳	1	役員名簿	
27-21	昭和35年1月10日	1960	小菅区長　藤井正作		横帳	1	役員名簿	
27-22	昭和41年1月10日	1966	小菅区長　金井文四郎		横帳	1	役員名簿	27-22～26まとめる
27-23	昭和40年1月10日	1965	小菅区長　真島啓吉		横帳	1	役員名簿	
27-24	昭和39年1月10日	1964	小菅区長　広瀬正		横帳	1	役員名簿	
27-25	昭和38年1月10日	1963	小菅区長　真島長一郎		横帳	1	役員名簿	
27-26	昭和37年1月10日	1962	小菅区長　広瀬久雄		横帳	1	役員名簿	
27-27	昭和42年1月10日	1967	小菅区長　小林佳雄		横帳	1	役員名簿	
27-28	昭和43年1月10日	1968	小菅区長　丸山惣一郎		横帳	1	役員名簿	
27-29	昭和44年1月	1969	小菅区長　中島一		横帳	1	役員名簿	
27-30	昭和45年1月	1970	小菅区長　鷲尾宇内		横帳	1	役員名簿	
27-31	昭和46年1月	1971	小菅区長　滝沢文作		横帳	1	役員名簿	
27-32	昭和47年1月	1972	小菅区長　山岸稔		横帳	1	役員名簿	
27-33	昭和48年1月	1973	小菅区長　金井義司		横帳	1	役員名簿	
27-34	昭和49年1月	1974	小菅区長　丸山貢		横帳	1	役員名簿	
27-35	昭和50年1月	1975	小菅区長　鷲尾守義		横帳	1	役員名簿	
27-36	昭和51年1月	1976	小菅区長　内堀三義		横帳	1	役員名簿	
27-37	昭和52年1月	1977	小菅区長　真島幸司		横帳	1	役員名簿	
27-38	昭和53年1月	1978	小菅区長　吉原正則		横帳	1	役員名簿	
27-39	昭和54年1月	1979	小菅区長　吉原元治		横帳	1	役員名簿	
27-40	昭和55年1月	1980	小菅区長　金井政司		横帳	1	役員名簿	
27-41	昭和56年1月	1981	小菅区長　広瀬喜作		横帳	1	役員名簿	
27-42	自昭和31年度至昭和42年度		小菅区長		横帳	1	区費未納者名簿	
27-43	昭和37年度	1962	小菅区長　広瀬久雄		横帳	1	公民館費徴収帳	
27-44	昭和37年度	1962	小菅区長　広瀬久雄		横帳	1	雪堀組割帳	

小菅区有文書目録

28

番号	年月日	西暦	差出(作成)	宛先	形式	点数	表　　題　　(内容)	備考
28-1	自昭和59年1月至昭和61年12月				綴	1	記録帳	氏子総代会、本殿修理について
28-2	昭和61年	1986	小菅神社		綴	1	宝物庫建設関係書類	
28-3	昭和55年2月	1980	小菅神社		綴	1	大鳥居側杉の枝雪折れに伴う栗林氏見舞金の領収書綴	
28-4	昭和2年5月14日	1927	小菅神社		綴	1	神社財産登録申請書	
28-5	昭和58年2月14日	1983	小菅神社		綴	1	重文奥社本殿換気口設置工事関係書	工事に伴う図面・写真あり
28-6	昭和38年11月1日	1963	長野県神社口長高山環	小菅神社宮司宮本重雄殿	手紙	1	感謝状	三万円の寄贈に対する感謝状
28-7	昭和39年7月15日	1964	小菅神社		綴	1	重要文化財指定祝賀招待者受付簿	
28-8	昭和43年3月	1968	瑞穂氏子総代会長　武田茂		綴	1	瑞穂氏子総代小菅神社寄附金名簿	
28-9	昭和61年12月	1986	長谷川久男設計	飯山市瑞穂小菅	封筒	1	奥社本殿軒下修理工事図面	改修計画設計図
28-10	昭和56年5月20日	1981	小菅神社	文化庁長官	綴	1	重要文化財災害発生及応急措置実施報告書	報告のための図面・写真あり
28-11	昭和41年7月	1966	小菅神社々務所		綴	1	奥社改修工事寄附芳名簿	
28-12	昭和56年	1981	小菅神社		綴	1	護摩堂修理工事関係書類	
28-13	昭和57年	1982	小菅神社		綴	1	小菅神社土留排水工事	工事の写真あり
28-14	昭和49年8月	1974			綴	1	関沢区神楽獅子保存会規約	
28-15	平成3年9月20日	1991	山崎保三	小菅神社	封筒	1	奥社本殿軒先雪害修理工事契約書在中	工事写真帳あり
28-16	昭和18～29年		小菅神社		綴	1	文書往復書類綴	会計記録
28-17					封筒？	2	奉鑽米	
28-18	自昭和56年1月至昭和58年12月		小菅神社		綴	1	記録帳	
28-19	昭和53年1月	1978	小菅神社		綴	1	文書綴	
28-20	自昭和53年度至昭和55年度		小菅神社		綴	1	記録	会計記録
28-21	昭和30年	1955	小菅神社		綴	1	文書綴	
28-22					封筒	4	・雑祭式次第　・小菅神社備品台帳目録　・御新調寄付芳名簿　・小菅神社講員名簿	
28-23	昭和55年7月5日	1980	小菅神社		綴	2	大祭打合会事項	23～24まとめる
28-24	平成元年7月2日	1989	小菅神社		綴	2	大祭打合会資料	

小菅区有文書目録

番号	年月日	西暦	差出（作成）	宛先	形式	点数	表　　題　　（内容）	備考
30-1	天文11年	1542			袋	1	「小菅山八所大権現並元隆寺来由記」	
30-2-1	天文11年5月	1542	別当并衆徒中		巻子	1	信濃国高井郡小菅山八所権現并元隆寺来由記	
30-2-2	明治12年11月13日	1879	右神社祠掌兼訓導武内広助、右村戸長笹岡弥惣治、右村氏子惣代		状	1	（由来記中前坂村・小見村の貫高改正）	

小菅区有文書目録

鷲尾家文書

番号	年月日	西暦	差出（作成）	宛先	形式	点数	表　　題　　（内容）	備考
001	文化6年9月	1809	小菅山神主初重法令　鷲尾播磨	御本所様御役人中様	竪	1	御代官杉庄兵衛支配所神社取調帳	小菅村名主源右衛門他25名、
								年番犬飼神社神主
								石川左近・小菅神社神主鷲尾播磨の奥印あり
002	弘化5年正月～明治6年		鷲尾山城正元昌代		竪	1	当家記録	日記
003	明治18年1月	1885	九代鷲尾正雄		竪	1	当家記録	万治3年以降の書記録の
								抜書、浅葉野の解説他
004	安永9年3月～現代		鷲尾山城守藤原元固		竪	1	鷲尾氏記録書　完	鷲尾姓由緒伝記、旧記
								抜書、鷲尾氏系図（現在に至るまで書き継ぎ）
005	文化14年8月	1817	持主　鷲尾氏		竪	1	小菅村神主鷲尾氏血脈并大聖院住寺代々	文化14年も書き継ぎあり
								10代鷲尾正隆まで　大聖院12世英真まで
006	癸亥冬		真菅（持主和志能口氏）		竪	1	社家往来　全	内題　禰宜往来
007	文政4年2月上旬	1821	藤原真菅（持主鷲尾氏・藤原元真写）		竪	1	社家往来　全	
008					竪	1	庚申談	
009	昭和14年1月15日	1939	小菅神社々務所		竪半	1	縣社小菅神社誌鈔	小畑鉱一氏の抜刷あり

文化的景観「小菅の里」

平成 26 年 3 月　発行

監修／長野県飯山市教育委員会
編集／長野県飯山市教育委員会
発行／長野県飯山市教育委員会
〒 389-2292　長野県飯山市大字飯山 1110-1
電話 0269-62-3111

印刷／有限会社 足立印刷所
〒 389-2412　長野県飯山市大字常郷 581-1
電話 0269-65-2079　FAX 0269-65-4711

Ⓒ 無断転載・複写を禁ず。